会　議　録　目　次

平成24年第１回曽於市議会定例会

会期日程 …… 1

○２月24日（金）

議事日程第１号 …… 3

開　　会 …… 7

会議録署名議員の指名 …… 7

会期の決定 …… 7

議長諸般の報告 …… 7

市長の一般行政報告 …… 7

常任委員会の閉会中の所管事務調査報告 …… 8

陳情第７号 …… 11

議案第２号～議案第29号 …… 16

散　　会 …… 32

○２月28日（火）

議事日程第２号 …… 37

開　　議 …… 39

一般質問

徳　峰　一　成　議員 …… 39

今　鶴　治　信　議員 …… 65

迫　　杉　雄　議員 …… 76

散　　会 …… 93

○２月29日（水）

議事日程第３号 …… 95

開　　議 …… 97

一般質問

五位塚　　剛　議員 …… 97

土　屋　健　一　議員 …… 112

渡　辺　利　治　議員 …… 125

散　　会 …… 134

○３月２日（金）

議事日程第４号 …… 135

開　　議 …… 137
一般質問
原　田　賢一郎　議員 …… 137
山　下　　諭　議員 …… 146
大　津　亮　二　議員 …… 162
議案第30号 …… 179
散　　会 …… 180

○３月５日（月）

議事日程第５号 …… 181
開　　議 …… 184
議案第14号 …… 184
議案第15号 …… 187
議案第２号、議案第12号 …… 205
議案第３号、議案第４号、議案第９号～議案第11号 …… 207
議案第５号～議案第８号、議案第13号 …… 209
議案第16号 …… 219
議案第17号～議案第22号 …… 234
議案第30号 …… 237
陳情第２号 …… 239
散　　会 …… 239

○３月12日（月）

議事日程第６号 …… 241
開　　議 …… 244
議案第２号、議案第12号 …… 244
議案第３号、議案第４号、議案第９号～議案第11号 …… 247
議案第５号～議案第８号、議案第13号 …… 253
議案第16号 …… 262
議案第17号～議案第22号 …… 271
議案第30号 …… 277
散　　会 …… 278

○３月14日（水）

議事日程第７号 …… 281
開　　議 …… 283
議案第23号 …… 283

議案第24号～議案第29号 …… 365
散　　会 …… 373

○３月29日（木）

議事日程第８号 …… 375
開　　議 …… 377
議案第23号 …… 377
議案第24号～議案第29号 …… 410
議員派遣の件 …… 421
発議第１号 …… 421
常任委員会の閉会中の継続審査申出について（文教厚生常任委員会） …… 436
常任委員会の閉会中の継続審査申出について（建設経済常任委員会） …… 436
特別委員会の閉会中の継続審査申出について（パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会） …… 436
常任委員会の閉会中の継続調査申出について（総務常任委員会） …… 437
常任委員会の閉会中の継続調査申出について（文教厚生常任委員会） …… 437
常任委員会の閉会中の継続調査申出について（建設経済常任委員会） …… 437
議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について …… 437
閉　　会 …… 438

平成24年第１回曽於市議会定例会

会　期　日　程

平成24年第１回曽於市議会定例会会期日程

会期35日間

月	日	曜	会　　議	摘　　要
２	２４	金	本　会　議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○議長諸般・市長の一般行政報告 ○閉会中の事務調査報告 ○委員会審査報告・審議・表決 ○議案等の上程・提案理由の説明
	２５	土	休　　日	
	２６	日	休　　日	
	２７	月	休　　会	
	２８	火	本　会　議	○一般質問 議会運営委員会
	２９	水	本　会　議	○一般質問
３	１	木	休　　会	
	２	金	本　会　議	○一般質問
	３	土	休　　日	
	４	日	休　　日	
	５	月	本　会　議	○議案審議・表決・委員会付託
	６	火	休　　会	常任委員会
	７	水	休　　会	常任委員会
	８	木	休　　会	
	９	金	休　　会	
	１０	土	休　　日	
	１１	日	休　　日	

月	日	曜	会　　議	摘　　要
3	１２	月	本　会　議	○委員会審査報告・審議・表決 特別委員会
	１３	火	休　　会	
	１４	水	本　会　議	○議案審議・委員会付託
	１５	木	休　　会	常任委員会
	１６	金	休　　会	常任委員会
	１７	土	休　　日	
	１８	日	休　　日	
	１９	月	休　　会	常任委員会
	２０	火	休　　会	春分の日
	２１	水	休　　会	常任委員会
	２２	木	休　　会	常任委員会
	２３	金	休　　会	常任委員会
	２４	土	休　　日	
	２５	日	休　　日	
	２６	月	休　　会	議会運営委員会 特別委員会
	２７	火	休　　会	
	２８	水	休　　会	
	２９	木	本　会　議	○委員会審査報告・審議・表決 ○閉会

平成24年第１回曽於市議会定例会

平成24年２月24日

（第１日目）

平成24年第１回曽於市議会定例会会議録（第１号）

平成24年２月24日（金曜日）
午前10時開会
場所：曽於市議会議場

１．議事日程

（第１号）

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　議長諸般の報告

第４　市長の一般行政報告

第５　常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
（文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告）

第６　陳情第７号　市民のアンケートで、フラワーパーク公園建設の賛否を決める陳情書
（パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員長報告）

（以下２８件一括提案）

第７　議案第２号　曽於市税条例の一部を改正する条例の制定について

第８　議案第３号　曽於市乳幼児医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の制定について

第９　議案第４号　曽於市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

第10　議案第５号　曽於市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

第11　議案第６号　曽於市有住宅条例の一部を改正する条例の制定について

第12　議案第７号　曽於市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

第13　議案第８号　曽於市地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定について

第14　議案第９号　曽於市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

の制定について

第15　議案第10号　曽於市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第16　議案第11号　曽於市財部城山総合運動公園運動施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第17　議案第12号　末吉町違法駐車等の防止に関する条例を廃止する条例の制定について

第18　議案第13号　末吉町部分林条例を廃止する条例の制定について

第19　議案第14号　曽於地域公設地方卸売市場管理組合規約の一部を改正する規約について

第20　議案第15号　曽於市健康増進施設建設事業建築工事請負契約の締結について

第21　議案第16号　平成23年度曽於市一般会計予算の補正について（第７号）

第22　議案第17号　平成23年度曽於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第４号）

第23　議案第18号　平成23年度曽於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について（第３号）

第24　議案第19号　平成23年度曽於市介護保険特別会計予算の補正について（第４号）

第25　議案第20号　平成23年度曽於市公共下水道事業特別会計予算の補正について（第３号）

第26　議案第21号　平成23年度曽於市生活排水処理事業特別会計予算の補正について（第４号）

第27　議案第22号　平成23年度曽於市水道事業会計予算の補正について（第３号）

第28　議案第23号　平成24年度曽於市一般会計予算について

第29　議案第24号　平成24年度曽於市国民健康保険特別会計予算について

第30　議案第25号　平成24年度曽於市後期高齢者医療特別会計予算について

第31　議案第26号　平成24年度曽於市介護保険特別会計予算について

第32　議案第27号　平成24年度曽於市公共下水道事業特別会計予算について

第33　議案第28号　平成24年度曽於市生活排水処理事業特別会計予算について

第34　議案第29号　平成24年度曽於市水道事業会計予算について

２．出席議員は次のとおりである。（21名）

１番　今　鶴　治　信	２番　九　日　克　典	３番　八　木　秋　博
４番　土　屋　健　一	５番　山　下　　諭	６番　原　田　賢一郎
７番　山　田　義　盛	８番　大川内　冨　男	９番　西　川　熊　則
10番　大川原　主　税	11番　吉　村　幸　治	12番　（　欠　員　）
13番　渡　辺　利　治	14番　海　野　隆　平	15番　久　長　登良男
16番　五位塚　　剛	17番　漆　間　純　明	18番　大　津　亮　二
19番　迫　　杉　雄	20番　坂　口　幸　夫	21番　徳　峰　一　成
22番　谷　口　義　則		

３．職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長　迫　田　雪　春　　次長　栄　徳　栄一郎　　係長　田平　五月男

参事補　吉　田　竜　大　　参事補　宇　都　正　浩

４．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市長	池田　孝	教育長	植村和信
副市長	中山喜夫	教育委員会総務課長	安田徒務
副市長	末廣光秋	学校教育課長	森山　勇
総務課長	大窪章義	社会教育課長	中峯健一郎
大隅支所長兼地域振興課長	上迫光俊	市民課長	切通　宏
財部支所長兼地域振興課長	川崎幸男	福祉事務所長兼福祉課長	今村浩次
企画課長	岩元祐昭	保健課長	大休寺拓夫
財政課長	池之上幸夫	経済課長	谷元清己
税務課長	新屋義文	畜産課長	神宮司　寛
監査委員事務局長	真方清治	耕地課長	吉田誠得
会計管理者・会計課長	情松実隆	建設課長	高岡亮蔵

農業委員会事務局長　堀之薗　訓　水　道　課　長　福　岡　隆　一

開会　午前１０時００分

―――――――・――・―――――――

○議長（谷口義則）

おはようございます。

これより平成24年第１回曽於市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

―――――――・――・―――――――

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（谷口義則）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、山田義盛議員及び大川内冨男議員を指名いたします。

―――――――・――・―――――――

日程第２　会期の決定

○議長（谷口義則）

次に、日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から３月29日までの35日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

異議なしと認めます。

よって、会期は35日間と決定いたしました。

―――――――・――・―――――――

日程第３　議長諸般の報告

○議長（谷口義則）

次に、日程第３、議長諸般の報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので、御了承願います。

―――――――・――・―――――――

日程第４　市長の一般行政報告

○議長（谷口義則）

次に、日程第４、市長の一般行政報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので、御了承願います。

―――――――・――・―――――――

日程第５　常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（谷口義則）

次に、日程第５、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告であります。

まず、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（大川内冨男）

文教厚生常任委員会閉会中所管事務調査報告書。議会の承認を得ておりました閉会中の所管事務調査を実施しましたので、報告いたします。

学校調査、調査地及び調査事項（１）曽於市内、（南之郷中学校、財部南中学校、財部北中学校）。学校施策に関する調査、調査期間、平成24年１月25日。調査委員、文教厚生委員全員であります。

調査内容、中学校統合により、今年度をもって閉校となる財部町及び末吉町の各中学校について、閉校に向けた取り組み状況を調査いたしましたので、報告いたします。

南之郷中学校、創立65年目の歴史ある本校は、１年生４名、２年生７名、３年生13名の計24名の生徒数であります。平成23年１月には閉校記念実行委員会を発足され、地域、同窓生がともに行う記念行事として、野球大会、グラウンドゴルフ大会、卓球大会などを実施されております。

また、本年度は、末吉中学校との合同学習、生徒会によるスローガン作成、生徒の地域清掃活動への参加などを行うことにより、生徒の愛校心と統合への意識を高める取り組みがなされておりました。

財部南中学校、昭和22年に開校された本校は、これまで2,796名の卒業生がおられる伝統ある中学校であります。閉校に向けては、誠意あふれた記念事業の推進が図られ、閉校記念看板、閉校記念オリジナル曲の作成など、これまで支えていただいた地域への感謝を全面に表現された閉校記念関連事業も実施されており、また地域においても記念講演会を計画されるなど、学校、保護者、地域が一体となった取り組みがなされておりました。

財部北中学校、本校は生徒数７名の小規模校でありますが、生徒一人一人の個性を大事にした指導がなされております。特に、これまでさまざまな外部の方々を招き、教育等に一緒に取り組んでいただいた経過から、閉校に当たっては、さらに多くの方々に参加していただくためのグラウンドゴルフ大会、母校でのスポーツ大会などを実施され、人のつながりを意識した閉校記念行事が実施されておりました。また、卒業式においては、在校生も４名と少ないことから、閉校式も同日開催とし、ＯＢなど、多くの方々に卒業式に参加していただくための工夫が見られたところで

ありました。

以上、調査いたしましたが、閉校予定の各中学校においては、歴史と伝統を人々の心に刻み、将来へ受け継ぐための各記念行事に加え、教育課題として、生徒が新しい環境でも自信と誇りを持って学べるように育成する取り組みが見られたところであります。しかしながら、生徒にとっては、母校が廃校となり、教育環境が劇的に変化するという不安がある中、新しい学校での精神面に対するケアについて、一人一人に対する細やかな手だてが必要であるとの意見があり、統合後も学校現場と教育委員会と連携を密にした十分な対策が求められるものであります。

グラウンドゴルフに関する調査。１、調査地及び調査事項、（１）鹿屋市及び曽於市内。○社会教育視察に関する調査、調査期間、平成24年１月25日、平成24年２月１日。調査委員、文教厚生委員全員であります。

調査内容、委員会では、市内で活発に行われているグラウンドゴルフの実態について、先進地の状況も含め調査いたしましたので報告いたします。

鹿屋グラウンドゴルフ場、本施設は平成19年に完成し、面積8.3ha、８コース64本の日本グラウンドゴルフ協会認定コースであります。防衛施設用移転跡地活用の全国モデルケースとして、国と一体となって、全体の概算工事費５億402万5,000円で整備され、そのうち２億7,229万円が市の事業として整備されたものであります。

管理運営については、平成21年度から指定管理者制度を導入され、定期的な自主事業を行うなど、民間事業者による前向きで、きめ細やかな管理運営がなされているとの説明でありました。

利用状況については、平成21年度６万3,527名、口蹄疫で影響を受けた平成22年度は５万5,253人と、特に高齢者の健康増進に寄与しているとのことでありました。しかしながら、利用内訳としては、市内利用者がそのほとんどを占め、フェリーさんふらわあや、九州新幹線関連での宣伝も含めて利用促進を図っているが、市外、県外利用者を増加させることについては、現実的には難しいとのことでありました。

また、全国、九州レベル大会も開催できる規模のコースではあるものの、高齢者の方々が好む温泉、宿泊、観光も含めた誘致条件も必要であり、いかに交流人口を増加させるかが今後の課題であるとの説明でありました。

市内各施設、委員会では、市内でグラウンドゴルフが多く行われている大隅町の弥五郎伝説の里、財部町の城山総合運動公園、末吉町の栄楽公園も現地調査いたしました。

弥五郎伝説の里、多目的広場、面積約1,100ｍ^{2}であり……。

（「１万1,000」と言う者あり）

○文教厚生常任委員長（大川内冨男）

１万1,000ｍ²であり、主に大隅町の愛好者や校区公民館、長寿クラブなどの各団体に広く利用されております。

財部町城山総合運動公園については、主に補助グラウンドとふれあい広場にて利用がなされ、グラウンドゴルフ協会の方々の定期的な利用に加え、各種団体の利用も多くなされておりました。

また、栄楽公園については、放送設備もあり、面積約１万4,503ｍ²と広大であるものの、陸上競技用トラックで囲まれていることから、競技を行う際のコース配置については、それぞれ工夫されて利用されているとの説明でありました。

各施設とも、グラウンドゴルフの専用コースではなく、多目的に利用する施設として整備されたものでありますが、利用に際しては、コース配置などを工夫され、それぞれの施設を最大限に活用した利用がなされているとのことでありました。

以上です。

○議長（谷口義則）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（山下　諭）

所管事務調査の報告をいたします。議会の承認を得ておりました閉会中の所管事務調査を実施しましたので報告いたします。

１、土木行政に関する調査、曽於市地域振興住宅のこれまでの経緯と今後の計画、農林業、畜産振興に関する調査、曽於市グラウンドのこれまでの経緯と今後の見解について、調査地、曽於市内、調査期間、平成24年２月７日火曜日１日間、３、調査委員、建経の全員でございます。

４、調査内容、地域振興住宅建設事業、曽於市では、過疎化している地域社会の保持が困難になる地域に、市外から子供のいる家庭の転入を促進する地域振興住宅を建築し、人口増と地域の活性化に資するため、平成20年度から実施している。年間10戸の建築を目標としており、平成20年度から22年度までの３年間実績と平成23年の見込みは別表のとおりであり、平成24年度は10戸を予定しているということでありました。

原則として、家の間取りは２種類で、本人の希望地に土地を購入し、使用料月額２万1,000円、永谷地区１万8,000円で、希望があれば、将来、入居者に払い下げることもあると。現地は現在建築中の大隅地区の下岡２号、３号棟、旧月野連絡所の裏でございます。を調査しました。

以上、説明、現地調査の結果、委員より、次のとおりの意見がありました。

１、この事業の目的は、曽於市内への転入者をふやして、人口増を図るものである。市外在住者への周知方法を工夫し、積極的に行なうべきである。

２、入居者から立地場所、面積、間取り等のアンケートをとり、今後の場所選定等に生かすべきである。

３、中学校跡地が各所にある。地域の中心であったので、活用すべきであると。

４、事業の趣旨から、特定の場所に集中建築するものではなく、分散建築に努力すべきである。

５、中学校は旧町１校となり、それも市街地近くであるので――これは統合された後の中学校のことでございます。市街地近くにあるので、建築地からの通学問題もある。市民平等に取り扱うよう市教育委員会とも協議すべきであると。

曽於市ブランド確立推進事業、曽於市の多種多様な農林産物及び、これを原料としての製造品の知名度向上を図り、消費拡大のための手段として、平成21年度より、曽於市ブランド確立推進事業を実施し、第１回のブランド商品の認定を、菓子類申請11件、認定８件、畜産類、申請８件、認定８件、申請合計19件、認定16件を平成23年11月13日に行い、14日にブランド認証書の交付を行った。この事業の認証品は別表１のとおりである。認証の有効期間は平成23年12月１日から２年間であります。今後は市内３つの道の駅にブランドコーナーを設けるなどして、販売手数料の助成も検討し、認証者とともに、流通販売面の強化を図っていくとの説明がありました。

以上、説明、質疑、応答の結果、委員より、次のとおりの意見がありました。

１、ブランドの定着は永続性が必要であり、現在までの販売量額も基準に入れるべきである。

２、鹿児島黒牛、曽於和牛、曽於さくら牛の名で、黒毛和牛肉を３件認証してる。認証内容は統一すべきではないか。

３、黒毛和牛の大きい生産地であるので、曽於の名を冠すべきであると。

４、認証品を市内で購入できる店を設けるべきであると。

５、曽於産のしょうちゅうがないのが残念だ。

６、認証有効期間が２年間は県の１年更新を参考としたとの説明であるが、ＰＲや定着度を考えると短いのではないか。

別表はごらんください。

以上、報告を終わります。

○議長（谷口義則）

以上で、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

――――――・――・――――――

日程第６　陳情第７号　市民のアンケートで、フラワーパーク公園建設の賛否を決める陳情書

○議長（谷口義則）

次に、日程第６、陳情第７号、市民のアンケートで、フラワーパーク公園建設の賛否を決める陳情書の件を議題といたします。

本件については、パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員長の報告を求めます。

○パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員長（渡辺利治）

パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会付託事件審査報告。

パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会に付託された陳情２件を２月８日、17日に委員会を開き、執行部の出席を求め、慎重に審査した結果、陳情１点について結論を得ましたので、報告いたします。

陳情第７号、市民のアンケートで、フラワーパーク公園建設の賛否を決める陳情書、本陳情は、平成24年度からフラワーパーク公園を本格着工する計画がある中、緊急に必要な施設か疑問に思っている市民が多く見られ、市はフラワーパーク公園の建設を急ぐべきではないという考えから、建設の賛否についての市民のアンケートの実施を求める趣旨であります。

審査過程では、平成23年９月13日の本会議において、陳情第４号、仮称パークゴルフ・フラワーパーク公園に関する陳情書及び陳情第７号、市民のアンケートで、フラワーパーク公園建設の賛否を決める陳情書が総務常任委員会に付託され、参考人として、陳情者から陳情内容の聞き取りを実施し、建設候補地２カ所、高之峯地区と胡摩地区でございます、の現地調査を含め審査されておりましたが、平成24年１月17日の臨時議会において特別委員会が設置されたことに伴い、陳情２件については、付託替えにより本特別委員会で引き続き審査したところであります。

平成24年２月８日の特別委員会においては、執行部の出席を求め、整備事業の概要について、次の項目について説明がなされました。

パークゴルフ場・フラワーパーク等整備事業基本計画、国内のパークゴルフ場の状況、収支計画３カ年の案、収支計画５カ年（案）、資金計画、事業計画（案）、パークゴルフ場・フラワーパーク等整備事業基本・実施設計プロポーザル審査委員会の答申、審査結果。

なお、候補地の選定については、プロポーザル審査委員会において、高之峯地区は高低差が激しく、特に高齢者への負担が大きいことや、造成費が多額になること等の意見が出され、建設場所を胡摩地区に特定されたことが明らかになったところであります。

平成24年２月17日の特別委員会においては、これまでの審査を踏まえ、１月30日のプロポーザル審査委員会により特定された候補地胡摩地区の周辺環境も含め現地

調査いたしました。

市民のアンケートを求める本陳情の審査では、市民に事業内容などが詳しく示されない中で、建設には疑問の声があることから、広く意見を求めるアンケートが必要である。建設の賛否は議会が調査して判断すべきことであり、アンケートを実施する必要はない。5,200名を超える署名を重く受けとめるべきである。建設については、市民の代表である議員が責任を持って判断すべきだなど、各委員より意見が出され、特別委員会としては、採決の結果、本陳情は賛成少数で、不採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告終わります。

○議長（谷口義則）

ただいまのパークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○２１番（徳峰一成議員）

はい。質問はできますよ。委員長に質問いたします。この陳情書の、ただ今の報告は、特に委員長としては、どういった点を力点として、この報告の文章を書かれましたか。どこに留意されて書かれたでしょうか。この１点だけ伺います。

○パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員長（渡辺利治）

はい。その前に、ちょっと議長、お伺いします。

委員会で出された、全委員で出された、要するに審査いたしました。常任委員会と同じと思います。質問できますか。

○議長（谷口義則）

ここで暫時休憩いたします。

―――――・――・―――――

休憩　午前１０時２４分

再開　午前１０時２５分

―――――・――・―――――

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き、会議を開きます。特別委員長の答弁を求めます。

○パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員長（渡辺利治）

失礼しました。

この件につきましては、今、報告の中では、２月８日、２月17日で委員会を開いたと書いておりますが、実際は１月17日に特別委員会が全協の中で構成され、そこで発表されました。その席でも、たくさんの質疑を出されました。おおい、まだ、これは特別委員会じゃないよというような感じで受けたところでございました。そ

の後、１月20日にも開いております。結局３回開いたわけでございますが、その中でも、私はやはり、市民の目線で、そしてまた公正であることを念頭に置き、皆さんと一緒に審査しましょうということを念頭申し上げておきました。その中で、やはり、今回は12月議会で陳情者も呼んでおります。総務委員会の中で。そのことも念頭に置きながら、皆さんと長時間にわたり簡単な答えを出さないためにも、そしてまた市民が納得し得る答えを求めるために、結論を出すためにも、時間をかけて現地調査までいたしたところでございます。よって、どこに観点を置いたかというと、やはり、公正公明で明らかに偏ってはならない。そして建設ありきでないということを念頭に置きながら審査したところでございます。

○２１番（徳峰一成議員）

建設ありきでないということを念頭に公正公明ということで了解いたしました。個人的にも見る限りですね、全体としてまとまってるとは思いましたけども、１点だけ、委員長の考え方をお聞きしたところであります。はい、了解いたします。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

○２１番（徳峰一成議員）

共産党議員団は、本陳情書は採択すべきとの立場から、不採択とした委員長報告には強く反対をいたします。

第１点、本陳情には、5,200名を超える市民の皆さんがフラワーパークではアンケートを求めてほしいといった願いや要望が込められております。市議会は、そうした願いや要望には誠実にこたえるべきではないかと思います。不採択に賛成した議員の中には、委員長報告の中にもありましたけれども、市民を代表するものは議員と議会であり、このため、フラワーパークは議員が責任をもって当たるべきであり、議会に任せるべきだといった意見も聞かれ、また、ありました。最終的には、もちろん、今後の議会審議の中で議員が責任をもって是か非かを含めて対応することは至極当然のことであります。しかし、フラワーパークについての、いわば、入り口の段階において、つまり、議会に議案が提案される以前の段階で、市民が市当局に、この問題では広く市民の賛成反対を含めての意見を聞いてほしい。このため、一つの手段方法として、アンケートをとってほしいといった多くの署名を添えての陳情書を提出するのは、私は市民社会においては市民に与えられた真っ当な権利で

はないかとも考えます。そうした意味や点で、本陳情書は採択すべきであります。

第２点目、本陳情書は採択すべきといった考え方の背景の一つには、今の厳しい市民の暮らしの現状、そして深刻な高齢化の実態があります。アンケートの署名には、代表される多くの市民の御意見として、こうした市民を取り巻く厳しい現状がある点もあることを踏まえ、大きな金をかけたフラワーパークは本当に今必要なのかといった疑問がそうした署名を添えられた方々の背景にあります。そうした点でも、フラワーパークについてのいわば入り口の段階において、広くアンケートを通して市民の意見を聞くというのは、大変大事なことではないかとも考えております。このために、アンケートを求める市民の会の陳情を議会は採択すべきであり、不採択とした委員長報告には強く反対をいたします。

○議長（谷口義則）

賛成の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

○１６番（五位塚剛議員）

陳情第７号については、この陳情書は採択すべきだというふうに思っております。基本的な中身については、基本的中身については、今、徳峰議員が討論されましたが……。

（何ごとか言う者あり）

○１６番（五位塚剛議員）

議長、よろしいでしょうか。私が発言してるんですよ。もう発言許したんですから、進めてください。

このフラワーパークの問題は、２年前の市長選挙後の市長からの提案でございます。少なくともですね、少なくとも、市長選挙においては、市民の中で政策的な論争というのが全くなっておりません。こういう大事な問題について、内部の当局の中で検討委員会が設けられて、この間、推移していきました。しかし、そのことについても、市民の中には、残念ながら明らかにされない中できたわけで、ですから、市民の皆さんたちは、少なくとも中身を明らかにして、そのフラワーパーク、パークゴルフ場建設が本当に今必要なのかということをアンケートしてほしいという切実な願いでございました。議員の方々は、選挙のときには、市民の声を聞きます。市民のために働きますということをよく言われますが、こういう市民の願いをやはり踏みにじってはならないというふうに思っております。特別委員会で、この陳情書に反対された方々もおられるわけですけど、この本会議において、また賛成に回

ることも十分可能でございますので、再度、そのこともお願い申し上げまして、採択すべきだという立場からの反対を申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

これにて討論を終結いたします。

これより陳情第７号を採決いたします。この採決は起立によって行います。この陳情に対する特別委員長の報告は不採択であります。この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（谷口義則）

起立少数です。よって、陳情第７号、市民のアンケートで、フラワーパーク公園建設の賛否を決める陳情書は不採択とすることに決しました。

―――――・――・―――――

日程第７　議案第２号　曽於市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第８　議案第３号　曽於市乳幼児医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第９　議案第４号　曽於市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10　議案第５号　曽於市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11　議案第６号　曽於市有住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12　議案第７号　曽於市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13　議案第８号　曽於市地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14　議案第９号　曽於市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15　議案第10号　曽於市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16　議案第11号　曽於市財部城山総合運動公園運動施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17　議案第12号　末吉町違法駐車等の防止に関する条例を廃止する条例の制定について

日程第18　議案第13号　末吉町部分林条例を廃止する条例の制定について

日程第19　議案第14号　曽於地域公設地方卸売市場管理組合規約の一部を改正する規約について
日程第20　議案第15号　曽於市健康増進施設建設事業建築工事請負契約の締結について
日程第21　議案第16号　平成23年度曽於市一般会計予算の補正について（第７号）
日程第22　議案第17号　平成23年度曽於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第４号）
日程第23　議案第18号　平成23年度曽於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について（第３号）
日程第24　議案第19号　平成23年度曽於市介護保険特別会計予算の補正について（第３号）
日程第25　議案第20号　平成23年度曽於市公共下水道事業特別会計予算の補正について（第４号）
日程第26　議案第21号　平成23年度曽於市生活排水処理事業特別会計予算の補正について（第４号）
日程第27　議案第22号　平成23年度曽於市水道事業会計予算の補正について（第３号）
日程第28　議案第23号　平成24年度曽於市一般会計予算について
日程第29　議案第24号　平成24年度曽於市国民健康保険特別会計予算について
日程第30　議案第25号　平成24年度曽於市後期高齢者医療特別会計予算について
日程第31　議案第26号　平成24年度曽於市介護保険特別会計予算について
日程第32　議案第27号　平成24年度曽於市公共下水道事業特別会計予算について
日程第33　議案第28号　平成24年度曽於市生活排水処理事業特別会計予算について
日程第34　議案第29号　平成24年度曽於市水道事業会計予算について

○議長（谷口義則）

次に、日程第７、議案第２号、曽於市税条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第34、議案第29号、平成24年度曽於市水道事業会計予算についてまでの以上28件を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○市長（池田　孝）

日程第７、議案第２号から日程第34、議案第29号まで、一括して説明いたします。

まず、日程第７、議案第２号、曽於市税条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本案は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律及び東日本大震災から

の復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保にかかわる地方税の臨時特例に関する法律、並びに地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い提案するものであります。

内容につきましては、第95条たばこ税率の1,000本につき4,618円を5,262円に改めるものです。附則第９条市民税の分離課税にかかわる所得割の額の特例などは削除するものです。附則第16条の２は、旧３級品の製造、たばこ税率の1,000本につき2,190円を2,495円に改めるものです。附則第22条は、東日本大震災にかかわる雑損控除等の特例を定める改正後の地方税法附則第42条第３項の条文に即して、第22条１項の字句を整理し、第２項を削り、第３項の字句を整理して、第２項に繰り上げ、第４項を削り、第５項を第３項に繰り上げるものであります。第25条は平成26年度から平成35年度まで市民税の均等割の税率に500円を加算するもので、条の追加であります。

次に、日程第８、議案第３号、曽於市乳幼児医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。

現在、乳幼児の医療費助成金支給については、少子化対策の一環として、所得区分に関係なく、全額を小学校就学前の者まで助成しておりますが、この小学校就学前までを15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者までに拡充して助成するものであり、助成金の名称も「乳幼児医療費助成金」から「子ども医療費助成金」に改正するものであります。

次に、日程第９、議案第４号、曽於市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。

この改正は、介護保険法第117条の規定により策定する第５期曽於市介護保険事業計画に基づき、平成24年度から平成26年度までの介護保険料を改正するため、本案を提案するものであります。

策定委員会では、これまでの給付実績及び実態調査による利用意向を踏まえ、今後３年間の介護給付費を推計したものを論議し、保険料負担軽減対策として、介護保険基金等を１億6,000万円充当することとし、保険料を決定していただいたものであります。改正内容は、基準額となる第２条第４号の保険料年額５万1,500円を５万9,400円に改正するものであります。

なお、低所得者層への負担軽減を考慮して、第２条第３号中課税年金収入及び合計所得金額の合計金額が120万円以下の場合は、第２条第４号の基準額の65％、３万8,600円とし、同条第４号中合計金額が80万円以下の場合は、第２条第４号の基準額の85％、５万500円とするものであります。

次に、日程第10、議案第５号、曽於市都市公園条例の一部を改正する条例の制定

について説明いたします。

今回、上町土地区画整理事業の換地処分に伴い、区画整理事業で整備された上町にこにこ公園、のびのび麓公園、なかよし公園の３公園を曽於市都市公園として管理するため、曽於市都市公園条例の別表に加え、改正するものであります。

次に、日程第11、議案第６号、曽於市有住宅条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

市有住宅の老朽化による菅渡団地１戸、坂元団地１戸、計２団地２戸の用途廃止のため、曽於市有住宅条例の別表により削除するものであります。

次に、日程第12、議案第７号、曽於市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

今回の改正は、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、公営住宅法から入居資格である同居親族要件が廃止されたことに伴い、引き続き単身入居について一定の制限が必要である場合には、各自治体が条例で措置することが必要になったことから、本市の市営住宅条例の入居者の資格について一部を改正し、単身入居可能な市営住宅についても新たに規定するものです。

また、下岡団地２戸、中須団地10戸の管理開始及び中須団地12戸を用途廃止するため、曽於市営住宅条例の別表を改めるものです。

次に、日程第13、議案第８号、曽於市地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

平成23年度地域振興住宅建設事業により、既存団地の柳迫団地に１戸、下岡団地に２戸、馬立団地に２戸、沢田団地に４戸、計９戸を追加建設し、櫃上団地１戸を新設したことにより、曽於市地域振興住宅条例の別表を改めるものです。

次に、日程第14、議案第９号、曽於市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

この改正は、平成23年８月30日に交付された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、公民館運営審議会委員の委嘱、任命の基準は社会教育法で定められていましたが、今後は文部科学省令で定められた基準を参酌して、地方公共団体の条例で定めることとなったため、本案を提案するものであります。内容につきましては、公民館運営審議会委員は、これまで学校教育関係者及び社会教育関係者から委員を委嘱していましたが、改正後は家庭教育関係者からも委員を委嘱することを明記するものであります。

次に、日程第15、議案第10号、曽於市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

この改正は、平成23年８月30日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるた

めの改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、図書館協議会委員の委嘱、任命の基準は図書館法で定められていましたが、今後は文部科学省令で定められた基準を参酌して、地方公共団体の条例で定めることとなったため、本案を提案するものであります。内容につきましては、図書館協議会委員を学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育関係者及び学識経験者から委嘱することを明記するものであります。

次に、日程第16、議案第11号、曽於市財部城山総合運動公園運動施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

この改正は、平成24年４月１日に財部北中学校及び財部南中学校が財部中学校に統合されることに伴い、屋外運動場照明施設に係る名称を変更するため、本案を提案するものであります。

次に、日程第17、議案第12号、末吉町違法駐車等の防止に関する条例を廃止する条例の制定について説明いたします。

平成６年に旧末吉町が町民の違法駐車等に対するモラルの向上を図るために、本条例を制定し暫定条例として引き継ぎされておりましたが、合併後６年が経過し、違法駐車等による苦情等も特段なく、また旧大隅町、財部町は制定しておりませんでしたので、廃止するものであります。

次に、日程第18、議案第13号、末吉町部分林条例を廃止する条例の制定について説明いたします。

昭和48年に旧末吉町が町有林の取得、維持、保存及び運用について、本条例を制定し、暫定条例として引き継ぎされておりましたが、合併後６年が経過し、新たに曽於市部分林規則に移行するため、廃止するものであります。

次に、日程第19、議案第14号、曽於地域公設地方卸売市場管理組合規約の一部を改正する規約について説明いたします。

曽於地域公設地方卸売市場管理組合の議会の組織及び議員の選挙の方法並びに執行機関の選任の見直しを行うため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、日程第20、議案第15号、曽於市健康増進施設建設事業建築工事請負契約の締結について説明いたします。

曽於市健康増進施設建築工事につきましては、条件付一般競争入札により執行した結果、８建設工事会社からの入札がありました。２月14日に開札を行い、川畑建設株式会社が２億4,150万円で落札しましたので、地方自治法第96条第１項第５号及び曽於市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

入札参加業者名、健康増進施設の完成予想図等については、お手元に参考資料を配付いたしておりますので、御参照ください。

なお、関連する屋内電気設備工事、給排水衛生設備工事及び空調設備工事につきましても、条件付一般競争入札により執行しております。

次に、日程第21、議案第16号、平成23年度曽於市一般会計補正予算（第７号）について、説明いたします。

まず、一般会計補正予算書の１ページをお開きください。

第１条は、歳入歳出予算の総額から５億4,248万6,000円を減額し、総額を226億4,180万4,000円とするものであります。

第２条は繰越明許費の制定でありまして、災害規模が大きかったためのことによる施工期間の確保など、やむを得ない事情により事業が年度内に完成しないことや、平成23年11月に成立した国の第３次補正に伴う事業についても工期を確保することができないことにより、６ページの第２表のとおり、５事業について、平成24年度へ繰り越すものであります。

第３条は、地方債の補正でありまして、７ページから８ページまでの第３表のとおり、２億4,130万円を減額し、限度額を40億2,160万円とするものであります。

それでは、具体的な予算の中身としては、配付してあります補正予算書提案理由書により説明いたしますので、１ページをお開きください。

今回の補正は、歳入におきましては、事業費の確定による市債や財源調整による財政調整基金繰入金等の減額と収入見込みによる市税の交付額の確定による普通交付税の追加が主なものであります。

歳出におきましては、事業費確定及び執行見込みによる減額と国の補正予算による消防団安全対策設備整備事業や学校施設環境改善事業、公債費の元金繰り上げ償還の追加が主なものであります。

次に、日程第22、議案第17号、平成23年度曽於市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について説明いたします。

まず、特別会計補正予算書の１ページをお開きください。

第１条は、歳入歳出予算の総額から6,345万6,000円を減額し、総額を62億893万3,000円とするものであります。

それでは、主な予算の中身としては、補正予算提案理由書により説明いたしますので、４ページをお開きください。

今回の補正は、歳入におきましては、収入見込み及び交付決定による国民健康保険税992万円、国庫支出金１億4,128万2,000円、県支出金270万3,000円、前期高齢者交付金192万8,000円及び繰入金4,182万2,000円の減額と交付決定等による療養給

付費等交付金7,550万7,000円、共同事業交付金835万8,000円及び決算に伴う繰越金3,363万3,000円の追加が主なものであります。

歳出におきましては、執行見込みによる保険給付費２億4,070万4,000円及び保険事業費663万8,000円の減額と決算見込みによる積立金１億8,000万円の追加が主なものであります。

次に、日程第23、議案第18号、平成23年度曽於市後期高齢者医療特別会計補正予算書の（第３号）について、説明いたします。

特別会計補正予算書の５ページをお開きください。

第１条は、歳入歳出予算の総額に1,786万2,000円を追加し、総額を４億8,651万3,000円とするものであります。

それでは、主な予算の中身としては、補正予算提案理由書により説明いたしますので、７ページをお開きください。

今回の補正は、歳入におきましては、収入見込みによる後期高齢者医療保険料1,854万4,000円の追加と、交付決定による保険基盤安定繰入金119万5,000円の減額が主なものであります。

歳出におきましては、執行見込みによる後期高齢者医療広域連合納付金1,790万1,000円の追加が主なものであります。

次に、日程第24、議案第19号、平成23年度曽於市介護保険特別会計補正予算（第４号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の９ページをお開きください。

第１条は、歳入歳出予算の総額から3,845万3,000円を減額し、総額を47億1,245万円とするものであります。

それでは、主な予算の中身としては、補正予算提案理由書により説明いたしますので、８ページをお開きください。

今回の補正は、保険給付費等の執行見込み額の減額によるものでありまして、歳入におきましては、保険料813万3,000円、国庫支出金3,806万5,000円、支払い基金交付金4,309万8,000円、県支出金2,327万2,000円及び繰入金5,128万6,000円の減額と決算による前年度繰越金１億2,733万9,000円の追加が主なものであります。

歳出におきましては、執行見込みによる保険給付費１億4,070万円及び地域支援事業費1,089万7,000円の減額と決算見込みによる基金積立金2,998万円及び財源調整による予備費7,939万3,000円の追加が主なものであります。

次に、日程第25、議案第20号、平成23年度曽於市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の13ページをお開きください。

第１条は、歳入歳出予算の総額から4,136万6,000円を減額し、総額を３億5,687万2,000円とするものであります。

第２条は、地方債の補正でありまして、16ページの第２表のとおり1,390万円を減額し、限度額を１億2,850万円とするものであります。

それでは、主な予算の中身としては、補正予算提案理由書により説明いたしますので、11ページをお開きください。

今回の補正は、事業費の確定によるものでありまして、歳入は執行見込みによる国庫支出金や一般会計繰入金、市債の減額と平成22年度決算に伴う繰越金の追加が主なものであります。

歳出は、事業費の確定による下水道建設事業の工事請負費の減額が主なものであります。

次に、日程第26、議案第21号、平成23年度曽於市生活排水事業特別会計補正予算書（第４号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の17ページをお開きください。

第１条は、歳入歳出予算の総額から293万9,000円を減額し、総額を9,762万円とするものであります。

第２条は、地方債の補正でありまして、20ページの第２表のとおり80万円を減額し、限度額を2,400万円とするものであります。

それでは、主な予算の中身としては、補正予算提案理由書により説明いたしますので、12ページをお開きください。

今回の補正は、歳入におきましては、使用料及び手数料の減額や繰越金の増額が主なものであります。歳出におきましては、事業費確定による施設整備費の減額が主なものであります。

次に、日程第27、議案第22号、平成23年度曽於市水道事業会計補正予算（第３号）について、説明いたします。

特別会計補正予算書の21ページをお開きください。

第２条は、予算第３条に定めた収益的収入及び支出の補正でありまして、水道事業収益の既決予定額に963万9,000円を追加し、予定額を５億7,160万4,000円とするものであります。また、水道事業費用の既決予定額から1,734万円を減額し、予定額を５億1,053万8,000円とするものであります。

第３条は、予算第４条の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を２億4,886万7,000円に改め、資本的支出の既決予定額から7,074万5,000円を減額し、予定額を２億6,986万7,000円とするものであります。

それでは、主な予算の中身としては、補正予算提案理由書により説明いたします

ので、14ページをお開きください。

今回の補正予算は、収益的収入におきましては、国営畑かん事業に伴う水道管布設替え補償金の追加、収益的支出におきましては、執行見込みによる委託料及び動力費の減額が主なものであります。資本的収入におきましては、企業債の減額、資本的支出におきましては、執行見込みによる建設改良費の減額が主なものであります。

以上であります。

○議長（谷口義則）

ここで提案理由の説明を一時中止して10分間休憩いたします。

――――――・――・――――――

休憩　午前１１時０１分

再開　午前１１時１２分

――――――・――・――――――

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、提案理由の説明を続行いたします。

○市長（池田　孝）

本日ここに、平成24年第１回曽於市議会定例会が開会されるに当たり、市政運営に臨む私の市政と所信の一たんを申し上げますとともに、平成24年度の一般会計予算案の重点施策など、その概要について説明申し上げます。

我が国は東日本大震災及び世界的な金融経済危機という２つの危機に直面しています。危機により持たされた資源エネルギーを初めとする数多くの制約を克服し、我が国を持続的な経済成長軌道に乗せるため、経済成長に向けた新たな成長戦略を策定し、その実現を図る必要があります。他方、我が国は巨額の財政赤字を計上し、公的債務残高も増加を続けています。政府は、いついかなる場合でも、機動的、弾力的な、政策的対応が求められるため、政策的な余力を常に維持しなければなりません。歳出削減や税外収入による増収、さらには国債の発行のあり方等についても十分検討し、財政健全化に向け、取り組む必要があります。

平成24年度の国の予算においては、財政運営戦略及び中期財政フレームに基づき、東日本大震災からの復興、経済分野のフロンティアの開拓、分厚い中間層の復活、農林漁業の再生、エネルギー環境政策の再設計の５つの重点分野を中心に、日本再生に全力で取り組むこととあわせて、地方主権改革を確実に推進するとともに、既存予算の不断の見直しを行うとの基本的考え方により編成することとされています。本市におきましても、少子高齢化が急速に進む中で、福祉、医療関係の経費が年々増加しており、義務的経費である扶助費、公債費及び人件費に対する経費が大きく

ウエイトを占め、市の財政は厳しい状況です。行政サービス等を安定的に供給していくためには、曽於市総合振興計画や過疎地域自立促進計画、財政計画、行政改革大綱、定員適正化計画、組織機構再編計画等の主要な計画を十分に踏まえながら、これまで以上に自主的、自立的な行財政運営に努めていくことが大切であると思っております。

私は、平成17年８月に曽於市の初代市長として就任して以来、活力に満ち、心豊かで、いつも夢と希望の持てる元気な町にしたいという信念で、市民の皆様にお約束した施策を着実に実施しながら、新市まちづくりの将来像である「豊かな自然の中で生命の鼓動を感じるまち」の実現に向け、全力を尽くして市政運営に取り組んでまいります。

曽於市誕生から７回目の春を迎えておりますが、平成24年度予算編成に当たりましては、均衡のとれた曽於市のまちづくりに向けて、健全財政の確保を基本とし、歳出の削減、合理化を図りながら、財源の配分を行ったところであります。

以下、曽於市総合振興計画で掲げました５つの基本方針に沿って、事業及び予算の大綱について申し上げます。

１、快適で安心して暮らせるまちづくり。

道路交通体系の整備や、道路橋梁等の整備や、道路維持管理に努めるため、国の交付金による社会資本整備総合交付金事業や、地方特定道路整備事業、及び辺地債、過疎債、合併特例債等を活用した市道整備事業、排水路整備事業を進めてまいります。新たに橋梁長寿命化修繕計画に基づき、本年度より橋梁の修繕工事も行います。

また、定住対策として、公営住宅や地域振興住宅の建設を本年度も進めるとともに、引き続き、新築住宅取得者等への助成や、危険廃屋解体、住宅リフォームについても助成を行ってまいります。さらに、高齢者等の交通弱者の交通手段の確保を図るため、引き続き思いやりタクシー等の運行を行い、地上デジタル放送の難視聴地域解消事業にも取り組みます。また、住民の情報化による利便性の向上のため、光ファイバー網の整備を図ります。

２、個性豊かな教育と文化のかおるまちづくり。

覇気に満ち、常に夢実現にチャレンジする児童生徒を育成することが使命であり、そのため、学校教育の充実を図ります。まず老朽化した学校施設の整備改修や、21年度に市内小中学校の全教室に設置した電子黒板の活用力をさらに高め、曽於市ならではの学習を進め、児童生徒が夢を語り、それをエネルギー源に瞳をきらきら輝かす教育活動を展開します。加えて、特別支援、教育支援員や学習指導補助員の増員を図り、児童生徒をしっかり支援することで、特色ある教育活動もさらに充実させることにしています。社会教育では、夢実現を目指して、日本一の富士登山、チ

ャレンジする事業や国際化にも対応できる人材育成のための青少年海外派遣事業をさらに充実させるとともに、学校や地域と連携して将来を担う青少年の育成を目指した青少年リーダー研修事業の充実にも努めます。また、適正規模での学びのため、末吉、財部の中学校をそれぞれ統合させ、生徒が安心して通学し、内容の充実した教育活動の展開に努めてまいります。また、昨年度から財部中学校の改築工事に着手しておりますが、継続して進めます。

一方、学校施設の開放により、市民に身近な活動や交流の拠点として、あわせて、学校の人材の活用も図り、多目的な機能を持つ学校づくりに努めます。潤いに満ち、常に夢実現にチャレンジする市民の育成のため、生涯学習の一層の充実を図ります。その一環として、生涯学習総合大学を中心とした学びをさらに拡充し、その成果をまちづくりに生かし、命の鼓動を感じるまちづくりに努めます。

曽於市を代表する郷土文化の弥五郎どんまつりや、南九州では比類のない中世の山城恒吉城跡を国の文化財に指定してもらうための取り組みなど、数多くの文化財を生かした地域文化の振興に精いっぱい努めます。

３、健やかで共に支え合う福祉のまちづくり。

保健予防健康づくりの推進では、健康づくりを進めるため、特定健診を初め生活習慣病の予防、疾病の早期発見、早期治療を目的に各種健診の推進と各種健康教室の充実を図ります。新たに大腸がん、Ｂ型、Ｃ型肝炎ウイルスの節目検診や妊婦歯科検診を行います。少子化対策として、不妊者の体外受精、顕微授精等に対する助成を行います。

また、ヒブワクチン、子宮頸がん予防ワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの全額助成なども引き続き行います。

保健福祉とサービスの拠点施設となる健康増進施設の整備や、パークゴルフ場・フラワーパークグラウンドゴルフ場の整備についても、さらに取り組みを進めてまいります。

高齢者福祉については、土、日、祝日の訪問給食サービスや、高齢者見守り対策事業に本格的に取り組んでまいります。

児童福祉については、小学校就学前までの医療費の無料化の対象者を中学校終了までに拡大して、子ども医療費助成の充実を図ります。

第３子以降の保育料の助成を継続し、さらに保育料の見直しを行い、保護者の負担軽減に努めてまいります。

後期高齢者医療制度の被保険者については、引き続き、市単独のはり・きゅう、温泉保養の補助を行い、葬祭費についても助成を行います。

また、国民健康保険へも市単独の財政安定化支援金を助成し、被保険者の税負担

軽減を図ります。

４、人と自然が共生し、地域資源を生かしたまちづくり。

農業は本市の基幹産業であり、営農環境の整備や生産性の向上に努め、高い経営能力を持つ意欲的な農家や営農組織を育成し、生きがいとやりがいの持てる農業の振興を図るため、新規就農者への支援や園芸振興に対する補助、制度資金等による利子補給、土地改良事業等を行うことにしています。

農畜産物のブランド化については、引き続き、曽於市ブランド認証品目を拡充しながら、安心安全な農畜産物の販路拡大と地産地消としての食育推進に努めてまいります。畜産については、繁殖雌牛及び肥育素牛導入への補助を継続いたします。このほか、口蹄疫の対策事業についても継続することにしています。

林業は森林資源の育成や木材需要の拡大と林業生産活動の活性化を図るため、森林の多目的機能の保全と林道作業路等の基盤整備や除間伐、枝打ちなどの森林整備を行うことにしています。さらに、商工業の振興と活性化を図るため、新たに新規就業者支援対策事業の実施、資金借り入れに対する利子補給、商工会商品券発行による助成や企業に対する工場設置補助金等も継続することにしています。

５、住民参画による協働のまちづくり。

自治会活動は、自主的な活動により自分たちの地域社会をつくるものであり、まちづくりの原点であります。これからの協働社会の充実と助け合う地域づくりを促進し、安心して生活できる地域づくりを確立するため、自治会振興補助金の交付、自治会統合に対する助成を引き続き行います。

また、自治公民館建設に対しても補助を行い、自治活動の基盤整備を図ります。

さらに、曽於市が限りなく発展していくために中長期的な視点に立った財政計画のもとに歳出の合理化、効率化、重点化に努め、曽於市総合振興計画など、各種の主要計画を基本にしながら、財政運営の健全化に取り組んでいくことにしています。

平成24年度予算は、国、県の方針を踏まえ編成いたしましたが、景気や雇用と依然として厳しい状況が続いております。これらについては、国の施策等を十分活用しながら取り組んでまいります。厳しい財政状況の中での編成となり、歳出におきましては、物件費等について極限まで絞り込み、徹底して消費的経費を抑制したところであります。

普通建設事業は、緊急性、必要性など、投資的効果を踏まえ、限りある財源を有効に活用しながら、最大の効果を上げるための厳しい選択をいたしました。その結果、平成24年度の当初予算は議案第23号から議案第29号までとなりました。

以下、内容につきましては、それぞれの議案の提案理由で御説明申し上げます。

以上で施政方針を終わりますが、議員各位及び市民の皆様の御支援と御協力を賜

りますようお願い申し上げます。

次に、日程第28、議案第23号、平成24年度曽於市一般会計予算について説明いたします。

まず、予算書の１ページをお開きください。

第１条は、歳入歳出予算の総額を215億6,000万円と定めるものであります。

第２条は、債務負担行為でありまして、県営畑総曽於東部三期地区に対する農林漁業資金償還補助ほか３件について、期間及び限度額を７ページの第２表のとおり制定するものであります。

第３条は、地方債に係る規定でありまして、８ページから９ページまでの第３表のとおり、限度額を39億4,910万円とするものであります。

第４条は、一時借入金の最高額を20億円と定めるものであります。

第５条は、歳出予算の流用について定めるものであります。

それでは、具体的な予算の中身としては、当初予算提案理由書により説明いたしますので、１ページをお開きください。

前段は、国の予算及び地方財政について述べておりますので、ごらんいただきたいと思います。１ページ中段の本市の当初予算編成についてから述べさせていただきます。

本市の平成24年度当初予算編成は、引き続き「活力に満ち、心豊かでいつも夢と希望の持てる元気な曽於市の創造」を目標とし、旧３町の均衡ある発展を図るための施策の実現に向けて取り組むことを基本方針といたしました。しかしながら、合併特例債や普通交付税の合併算定替えなどの国による合併支援がほぼ終了する平成28年度以降に向けて、徹底した事務的経費の削減を図りながら、限られた財源を効果的に活用し、最小の経費で最大の効果が達成できる予算となるよう編成したところであります。予算規模は、平成23年度当初予算に対して、３億8,700万円、1.8％減の215億6,000万円となりました。

まず、歳入についてでありますが、市税は、固定資産税の評価替えによる減収見込みにより、3.2％減の27億5,003万3,000円を計上し、地方交付税の普通交付税は、平成23年度実績などに本市独自の事業を考慮して策定し、0.2％増の84億2,000万円を計上いたしました。国庫支出金は子ども手当国庫負担金等の減により、4.6％減の22億5,136万7,000円、県支出金は食肉等流通体制整備事業費補助金等の減により、20.8％減の14億3,492万1,000円を計上いたしました。

また、繰入金は、財政調整基金やふるさと開発基金繰入金等により、47.1％増の７億9,238万2,000円を計上し、市債につきましては、光ファイバー網整備事業やパークゴルフ場・フラワーパークなど、整備事業、ユズ冷凍施設整備事業等が増と

なりましたが、消防センター整備事業や、農産加工研修センター整備事業等の減により、0.1％減の39億4,910万円を計上いたしました。

次に、歳出についてでありますが、人件費は職員数の減等により、3.7％減の32億3,973万5,000円となり、物件費は1.2％減の25億3,810万3,000円、維持補修費は6.9％増の２億2,623万1,000円、扶助費は1.5％減の34億8,559万2,000円、補助費等は3.4％減の23億2,200万5,000円、公債費は1.3％減の29億9,043万2,000円、また積立金は、まちづくり基金積立金等の減により、37.9％減の３億9,907万8,000円、繰出金は0.9％増の17億1,564万2,000円を計上いたしました。

また、普通建設事業費は、健康増進施設整備事業、ユズ冷凍施設整備事業、パークゴルフ・フラワーパークグラウンドゴルフ場など、整備事業、市道整備事業及び財部中学校校舎改築事業等により、3.3％増の45億8,301万円を計上をいたしました。

平成24年度予算については、少子高齢化対策や予防医療の充実、市民の健康や生活、安全を確保するための施設整備、農業や商工業等の産業振興、市道や公営住宅等の社会生活基盤の整備を一層促進するとともに、教育環境の整備などにも、引き続き重点的に取り組む予算を計上しました。

このような予算規模で、旧３町の特性を生かした均衡ある発展を図りながら、総合振興計画にある市の将来像の実現に向けて取り組むとともに、徹底した行財政計画を進めてまいりますので、市民並びに議会の皆様方の御理解と御協力及び御指導をお願いするものであります。

歳入歳出の主な予算、増減額の大きい項目につきましては、提案理由書２ページから４ページに記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

公債費の所で読み違いがあったようです。繰出金は0.6％増と言いましたが……。

（何ごとか言う者あり）

○市長（池田　孝）

「0.9」と読んだようですが、「0.6％増の」ということで、訂正をさせていただきます。

歳入歳出の主な予算、増減等の大きい項目につきましては、提案理由書２ページから４ページに記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、日程第29、議案第24号、平成24年度曽於市国民健康保険特別会計予算について、説明いたします。

まず、予算書の11ページをお開きください。

第１条は、歳入歳出予算の総額を63億6,271万6,000円と定めるものであります。第２条は、一時借入金の最高額を５億円と定め、第３条は、歳出予算の流用について定めるものであります。

それでは、具体的な予算の中身としては、当初予算提案理由書により説明いたしますので、５ページをお開きください。

平成24年度の予算編成においては、年間平均の世帯数を7,675世帯、被保険者数を１万3,247人として、療養諸費等を見込んだところであります。また、高齢化に伴う医療費増高及び景気低迷に伴う保険税減収による単年度赤字の改善を図るため、支払い準備基金１億4,211万8,000円及び一般会計からの市単独財政安定化支援金8,000万円を充当したところであります。市民一人一人が健康であることが医療費の引き下げにつながるものであり、特定健診等の目的を達成することとあわせて、被保険者の健康づくりへの意識高揚に努めるとともに、収支両面にわたる経営改善について、一層努力してまいります。

歳入歳出の主な予算、増減額の大きい項目につきましては、提案理由書の５ページから８ページに記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、日程第30、議案第25号、平成24年度曽於市後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

まず、予算書の17ページをお開きください。

第１条は、歳入歳出予算の総額を５億424万2,000円と定めるものであります。

それでは、具体的な予算の中身としては、当初予算提案理由書により説明いたしますので、９ページをお開きください。

平成24年度における後期高齢者医療特別会計予算については、平成24年度から25年度の保険料率を所得割率9.05％、均等割額４万8,500円とし、年間平均の被保険者数を8,608人として、保険料等を見込んだところであります。

歳入歳出の主な予算、増減額の大きい項目につきましては、提案理由書９ページから10ページに記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、日程第31、議案第26号、平成24年度曽於市介護保険特別会計予算について説明いたします。

まず、予算書の21ページをお開きください。

第１条は、歳入歳出予算の総額を47億3,128万1,000円と定めるものであります。第２条は、一時借入金の最高額を５億円と定め、第３条は、歳出予算の流用について定めたものであります。

それでは具体的な予算の中身としては、当初予算提案理由書により説明いたしますので、11ページをお開きください。

平成24年度における予算編成に当たっては、年金平均の１号被保険者数を１万3,640人として、介護給付費等を見込むとともに、関係職員の人件費を全額計上したところであります。

なお、保険給付費の居宅サービス負担割合は、国20％、県12.5％、市12.5％、支払い基金29％、被保険者21％、国の調整交付金５％であります。

歳入歳出の主な予算、増高額の大きい項目につきましては、提案理由書11ページから12ページを記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、日程第32、議案第27号、平成24年度曽於市公共下水道事業特別会計予算について説明いたします。

まず、予算書の25ページをお開きください。

第１条は、歳入歳出予算の総額を３億1,810万7,000円と定めるものであります。

第２条は、地方債に係る規定でありまして、28ページの第２表のとおり、現定額１億520万円とするものであります。

第３条は、一時借入額の最高額を１億7,700万円と定めるものであります。

それでは、具体的な予算の中身としては、当初予算提案理由書により説明いたしますので、13ページをお開きください。

平成24年度も引き続き枝線管渠の工事を実施し、供用区域内の下水道への接続を啓蒙推進してまいります。

歳入歳出の主な予算、増減額の大きい項目につきましては、提案理由書13ページから14ページに記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、日程第33、議案第28号、平成24年度曽於市生活排水処理事業特別会計予算について説明いたします。

まず、予算書の29ページをお開きください。

第１条は、歳入歳出予算の総額を１億638万8,000円と定めるものであります。

第２条は、地方債に係る規定でありまして、32ページの第２表のとおり、限度額を3,040万円とするものであります。

第３条は、一時借入金の最高額を4,000万円と定めるものであります。

それでは、具体的な予算の中身としては、当初予算提案理由書により説明いたしますので、15ページをお開きください。

本年度は、国庫補助金、県補助金、工事分担金、使用料及び市債を主な財源とし、工事費4,424万2,000円で、50基を設置する計画であります。

歳入歳出の主な予算、増減額の大きい項目につきましては、提案理由書15ページから16ページに記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、日程第34、議案第29号、平成24年度曽於市水道事業会計予算について説明いたします。予算書及び予算提案理由書により説明申し上げますので、予算書の33ページ及び当初予算提案理由書の17ページをお開きください。

平成24年度予算は、平成22年度実績及び平成23年度実績見込みを基礎に編成いた

しました。本年度の施設整備や末吉簡易水道事業の諏訪水源地整備工事、財部水道事業の馬立水源地電気設置設備工事等が主なものであります。

第２条における業務の予定量は、給水戸数１万4,323戸で、年間給水量は410万6,979ｔ、１日の平均給水量は１万1,252ｔの予定であります。

第３条の収益的収入及び支出、第４条の資本的収入及び支出につきましては、提案理由書17ページから19ページに記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

第５条は、生活基盤近代化事業に係る企業債の借り入れ限度額を7,500万円と定めるものであります。

第６条は、流用についての定めでありまして、第７条における他会計からの補助金は一般会計からの補助金5,965万2,000円であります。

第８条は、棚卸資産購入限度額を91万1,000円と定めるものであります。

以上で、日程第７、議案第２号から日程第34、議案第29号まで、一括して説明いたしましたが、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口義則）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は２月28日開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

――――――・――・――――――

散会　午前１１時４８分

別紙

議　長　諸　般　の　報　告

平成24年２月24日

曽於市議会議長　　谷口　義則

12月６日	市　内	曽於市枝肉（肉牛）共励会
12月11日	市　内	中谷地区生涯学習推進大会並びに豊作祭り（代理：副議長）
12月13日	市　内	中須田木橋渡り初め式
12月14日	市　内	曽於市教育活性化対策委員会高校部会第４回会議
	都城市	大隅建設業組合意見交換会
	市　内	やる気・元気・おごじょパワー2011イベント
12月28日	市　内	仕事納め式
１月３日	市　内	曽於市成人式
１月４日	市　内	仕事始め式
１月６日	市　内	末吉地区民生委員児童委員協議会新春交流会（代理：文厚委員長）
１月８日	市　内	曽於市消防出初め式
１月12日	鹿児島市	鹿児島県市議会議長会臨時総会
	市　内	五団体年始交歓会（代理：副議長）
１月13日	鹿児島市	鹿児島県市議会議員研修会（議員20名）
１月15日	市　内	曽於市健康づくり駅伝大会（代理：議運長）
１月16日	大崎町	平成24年度法令外負担金審議会
１月20日	市　内	曽於市産業振興審議会
１月21日	市　内	そお年末大感謝際・新春お楽しみ抽選会
１月24日	市　内	平成24年作用たばこ播種式（代理：副議長）
１月27日	市　内	曽於市産業振興審議会
	市　内	表彰審査会
１月28日	大崎町	県下一周市郡対抗駅伝競走大会及び県地区対抗女子駅伝競走大会激励会
１月30日	市　内	曽於市茶業振興大会（代理：副議長）
２月１日	えびの市	環霧島周遊観光貸切列車モニター運行
	大崎町	商工会合同懇談会（代理：副議長）
２月２日	霧島市	霧島ジオパーク推進連絡協議会臨時総会

	都城市	都城広域ネットワーク化促進シンポジウム及び総決起大会
２月３日	市　内	曽於市茶業振興会総会（代理：建経委員長）
	市　内	畜産振興協議会運営委員会
２月５日	市　内	曽於市女性大会
２月８日～10日	東京都内	第131回地方行政委員会
	東京都内	全国過疎地域自立促進連盟理事会
２月10日	さつま町	曽於市企業懇話会（代理：副議長）
２月11日	市　内	「花房峡憩いの森」20周年記念植樹際
２月19日	市　内	菅牟田校区公民館振興大会（代理：議運副委員長）
	市　内	恒吉校区公民館振興大会
	市　内	月野校区公民館生涯学習推進大会

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第136条第１項の規定により報告します。

パークゴルフ場・フラワーパーク事業調査特別委員会

事件の番号	件名	審査の結果
陳情第７号	市民のアンケートで、フラワーパーク公園建設の賛否を決める陳情書	賛成少数 不採択

平成24年第１回曽於市議会定例会

平成24年２月28日

（第２日目）

平成24年第１回曽於市議会定例会会議録（第２号）

平成24年２月28日（火曜日）
午後１時開議
場所：曽於市議会議場

１．議事日程

（第２号）

第１　一般質問
通告第１　徳峰　一成　議員
通告第２　今鶴　治信　議員
通告第３　迫　　杉雄　議員

２．出席議員は次のとおりである。（21名）

１番　今鶴治信	２番　九日克典	３番　八木秋博
４番　土屋健一	５番　山下　諭	６番　原田賢一郎
７番　山田義盛	８番　大川内冨男	９番　西川熊則
10番　大川原主税	11番　吉村幸治	12番　（欠員）
13番　渡辺利治	14番　海野隆平	15番　久長登良男
16番　五位塚　剛	17番　漆間純明	18番　大津亮二
19番　迫　杉雄	20番　坂口幸夫	21番　徳峰一成
22番　谷口義則		

３．職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長	迫田雪春	次長	栄徳栄一郎	係長	田平　五月男
参事補	吉田竜大	参事補	宇都正浩		

４．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市長	池田　孝	教育長	植村和信
副市長	中山喜夫	教育委員会総務課長	安田徒務
副市長	末廣光秋	学校教育課長	森山　勇
総務課長	大窪章義	社会教育課長	中峯健一郎
大隅支所長兼地域振興課長	上迫光俊	市民課長	切通　宏
財部支所長兼地域振興課長	川崎幸男	福祉事務所長兼福祉課長	今村浩次
企画課長	岩元祐昭	保健課長	大休寺拓夫

財政課長	池之上幸夫	経済課長	谷元清己				
税務課長	新屋義文	耕地課長	吉田誠得				
監査委員事務局長	真方清治	畜産課長	神宮司寛				
会計管理者・会計課長	椿松実隆	建設課長	高岡亮蔵				
農業委員会事務局長	堀之薗訓	水道課長	福岡隆一				

開議　午後　１時００分

―――――――・――・―――――――

○議長（谷口義則）

皆さん、こんにちは。

これより本日の会議を開きます。

―――――――・――・―――――――

日程第１　一般質問

○議長（谷口義則）

日程第１、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第１、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○２１番（徳峰一成議員）

私は日本共産党を代表して、大きくは２項目にわたり質問をいたします。

最初に、フラワーパークは中止を求める立場で質問をいたします。

質問の１、市長は、去る２月24日の本会議で、平成24年度当初予算としてフラワーパーク建設の２億5,812万5,000円の提案をいたしました。しかし、現在、市議会はフラワーパークについての陳情書を審査中であり、まだ結論を出しておりません。そうした時期に建設のための予算を提案したことは、明白なる議会軽視ではないか、市長の所見をお聞きいたします。

質問の２、グラウンドゴルフ場建設について、平成24年度の当初予算の中には、そして市が発表したフラワーパークの事業計画の中には、新たにグラウンドゴルフ場が追加されております。その内容の是非はともかく、しかし、これまで市議会にはグラウンドゴルフ場については何らの説明もなかっただけでなく、市の定めている過疎自立促進計画にもまだ盛り込まれておりません。さらに、現在、市議会はグラウンドゴルフ場についての陳情書を審査中であります。こうした点などからかんがみて、これも明白なる議会軽視ではないか、市長の所見をお聞きいたします。

質問の３、市当局は、そしてプロポーザル審査委員会は、建設予定地を胡摩地区に決定した過程の中で、この地域の悪臭、ハエ、汚水などの問題点については、検討はされなかったと、さきの特別委員会では説明がありました。こうした大きな項目をなぜ検討せず、建設予定地として胡摩地区に決めたのか、市長の所見を求めます。

質問の４、建設予定地について具体的に質問いたします。

まず、面積について、全体面積と地目ごとの面積を説明してください。先日の現地説明会では、県道沿いの畑を追加したいと説明がありましたので、その面積を加

えて答えてください。

次いで、地権者の総数、その筆数、さらにその中で、死亡等により所有権の移転登記がされていない筆数とその合計面積、さらに地目ごとの土地の評価額については、地目ごとに最も高い評価額と、一方最も低い評価額に分けて報告をしてください。

質問の５、グラウンドゴルフ場の事業計画は発表されましたが、肝心な利用料金、利用者数、そして、収支計画は発表されておりません。これらの計画についても、もう一回申し上げます。利用料金、利用者数、そして収支計画についても答弁してください。

質問の６、建設予定地周辺は、旧末吉町では畜産業が最も昔から集中してるところであります。建設予定地から1.5㎞圏内にある鶏卵ブロイラー、養豚、和牛生産肥育業等の全体の面積、そして頭数、羽数などの規模と内容、そして設置年月、さらに畜産関連業では、日本有機株式会社の規模内容等についてもあわせて答弁してください。

次に、質問の大きな２点目、財部温泉健康センターで働く従業員の賞与の未支給について質問いたします。

この問題は、昨年の12月議会の一般質問でも、私は取り上げました。しかし、当局答弁は全く納得できないために、再度質問をいたします。平成22年度、市は従業員の賞与分については、予算措置はしました。議会もこれを認めました。

しかし、従業員に結果として賞与は全くされませんでした。私は、その第一義的過失の責任は会社ではなく、市にあると受けとめております。このために市は、今からでも当時の従業員に、やめた方を含めて、責任を持って賞与を支給すべきだと、強くこれは要求をいたします。市長の所見をお聞きして、私の１回目の質問を終わります。

○市長（池田　孝）

お答え申し上げます。

まず、フラワーパークは中止をということで、①でありますが、陳情書を審査中であり、議会軽視ではないかということでありますが、陳情については、現在、特別委員会で審査中であることは承知しております。パークゴルフ場等の事業計画は、市の事業計画に示しておりますので、決して議会を軽視するものではないと思っております。

②のグラウンドゴルフ場が追加されたがということで、これらのことでありますが、この事業には議員のおっしゃるとおり、グラウンドゴルフは当初含んでおりませんでしたが、グラウンドゴルフ協会より、昨年の10月に議会及び市へ陳情書が出

されました。パークゴルフ場等の施設と一体となったものにできないか、また各候補地に整備が可能なのか、技術提案を受けてみてはどうかと考えてお願いしたものであります。議会への説明は、十分でなかったと思います。

③のプロポーザルの審査委員会は、胡摩地区についての悪臭などに対する検討はされなかったということでありますが、所見をということであります。

場所及び事業者の選定において、審査会の中では立地条件等を客観的にとらえていただき、自分の考えで選定作業をしていただいたものと思っております。悪臭等の調査については、現地調査を数回行いましたが、気づかなかったものです。特別委員会での懸案として報告を受けておりますので、今後悪臭等の調査を業者に委託したいと思っております。

④の予定地の面積などでありますが、建設予定地の全体面積は約32.7haで、このうち台帳地目別では山林が約28.5ha、原野が1.2ha、畑が2.3ha、田が0.2ha、雑種地が0.5haです。地権者数は84人、筆数は163筆、固定資産の一律評価額は、山林で、高いところは24万8,637円、低いところで2,081円、原野で、高いところは12万2,959円、低いところで3,784円、畑で、高いところは12万8,668円、低いところで５万4,056円、田は20万1,448円、雑種地で高いところは11万6,336円、低いところでゼロ円です。

○２１番（徳峰一成議員）

１ｍ^{2}当たりですか。

○市長（池田　孝）

これは10ａ当たりで。

（何ごとか言う者あり）

○市長（池田　孝）

⑤のグラウンドゴルフ場の利用収支計画はということでありますが、グラウンドゴルフの利用収支計画について、当初の予定としてプレー料を仮に200円と設定したとき、入場者数を6,000人、プレー料収入を120万円と見込んでおります。支出は、維持管理費、各種大会の記念品・消耗品等に129万6,000円を見込んでおります。

○２１番（徳峰一成議員）

年間ですね。

○市長（池田　孝）

はい。

⑥の建設予定地から1.5㎞圏内にある関連の実態についてということでありますが、建設予定地から1.5㎞圏内にある畜産関連農場につきましては、大小合わせて18の施設が点在しており、大まかな施設の内容は次のとおりとなっております。

ブロイラー農場５カ所、最大10万8,000羽、敷地面積1.6ha。採卵鶏農場２カ所、最大64万羽、敷地面積14.5ha、肥育牛農場１カ所2,000頭、敷地面積7.6ha。養豚農場９カ所、最大5,000頭、敷地面積10.2ha。畜産関係施設、カモ堆肥でありますが、１カ所、6,000羽、敷地面積2.8haであります。

また、施設の建設につきましては、平成10年に建設された肥育牛舎、平成22年に建設された大型養豚場を除き、大方昭和50年代に建設されたものであります。

大きな２番目の財部温泉の従業員の賞与未支給についてということでありますが、賃金、賞与を含めた雇用条件については、株式会社総合人材センターと本人が合意され、書類に押印された形で契約をされております。会社がこの契約に従い支払われた賃金等でありますので、市から支出することはできないと考えております。

以上で終わります。

○２１番（徳峰一成議員）

最初の質問に入る前に、先ほどの市長答弁の中で、建設予定地の評価額についての答弁がありましたが、これは市長、基本的にはこういった扱い方というのは１m^2当たり幾らかというのが大原則でありますので、私が質問する間、担当課長でもよろしいですけども、一応答弁を準備しとってください。後ほど答弁をお願いします。できた段階で、よろしいですか、課長。

最初に、議会軽視という立場から市長に質問をいたします。

まず、市長はこの間の予算提案に対しては、議会との関係では適切な対応をとってこられたと受けとめておりますか、私は議会軽視の何物でもないという立場からのそういった質問なんですよ。

○市長（池田　孝）

建設については以前から話しておりましたし、また計画にのせておりますので、これは議会のほうで、また特別委員会を後日設置されております。それで、審査が進んでおる状況ですので、何もこの結論が出る前に出すということが議会軽視ではないというふうに考えております。

○２１番（徳峰一成議員）

１回目の答弁では十分でなかった、もっと言って議会軽視ではなかったということでありますが、では、話を進めます。

過疎自立促進計画については、昨年約10億円のフラワー公園とパークゴルフについての提案が議会で一応可決がされました。今回予算の中にグラウンドゴルフまで入って、合わせて13億円になっております。つまり、これまでの過疎計画は10億円、そして今回予算提案があったのがグラウンドゴルフを含んで13億円、この13億円の新たな計画変更については、過疎計画はことしの何月議会で提案がされる予定です

か。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

６月議会になるかと思います。

○２１番（徳峰一成議員）

市長よく考えてください。副市長もよく考えてください。新年度予算が13億円を前提として提案されてるわけです。その大前提が先日の特別委員会でも資料をもって報告がありましたように、グラウンドゴルフを含めた13億円です。

ところが、過疎計画についての変更は６月議会と、つまりこのことはよく考えてください。予算が先に提案されて、全体事業費の中での、そして計画が後を追って３カ月に提案されてる。どのような事業であっても、計画が先にあって、そして議会の議決を経てから継続事業をやって、初年度の予算を提案するというのは、これは議会との関係の基本の基本でなければいけないんじゃないんですか、逆立ちしてますよ、これは。どう受けとめておられますか。

○市長（池田　孝）

これは、先ほども申し上げましたように、陳情が出されております。そのようなことから、せっかくパークゴルフ場をつくるわけですので、一体の施設として考えればということで、それが可能かどうか、技術提案を受けてみてはというふうに考えたところで、そのようなことで、大体その範囲内で面積も足りるということでありました。

担当課長より答弁させます。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

議員も御承知のとおり、過疎自立促進計画は21年度末をもって切れたわけですけれども、新たに６年間ということで、22年度から27年度の計画を22年の９月議会に皆さんにお諮りしたところでございます。そこで、初めてパークゴルフ場等のフラワーパーク等の基本計画ということが出てきたわけでございます。

そして、23年の６月に、これは６年間の計画が22年度に全部立てておりますので、その追加、変更、中止、名称等の変更ということで、６月議会に出したということになっているところでございます。

以上です。

○２１番（徳峰一成議員）

全く話になってないですよ。私は計画が後、予算が先というのは、これは逆立ちじゃないですか、議会との関係で、そのことを言ってるんですよ。おかしいんじゃ

ないですかと言ってるんですよ。市長も長年議員経験があるから、だれが見ても初歩的なこれ判断ですよ。おかしいですよ、これは。計画が後からって、失礼な話ですよ。しかも、議会議決事項だから、総合振興計画と違って過疎計画は。

○議長（谷口義則）

暫時休憩いたします。

――――――・――・――――――

休憩　午後　１時２０分

再開　午後　１時２４分

――――――・――・――――――

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（池田　孝）

課長が先ほど答弁いたしたとおり、昨年の変更で10億円ということでお願いをいたしております。今回予算に提案したものは２億5,800万ということでありまして、この10億円以内で今年度はやると、25年度、６年度の分は、今年度６月に変更をお願いするということであります。ですので、これまでもこういう例は多くあったかというふうに思っているところです。

○２１番（徳峰一成議員）

市長よく考えてください。昨年までの議会論議と今回は、予算が提案してるから、基本的に違うんですよ、議会との関係が。予算は、もちろん３カ年事業の中の一環として、流れとしての初年度の予算提案ですよ。

ですから、３カ年の事業計画を議会で、事実計画で提案して議決を経てから予算を提案するというのが、これは最も基本の基本でなければいけないですよ。計画が先でしょ。計画をちぎって、十分ないまま今やるということはおかしいでしょ。じゃ譲って質問いたします。このようなやり方が適切なやり方だと思っておられますか。

○市長（池田　孝）

今回のは、前の計画に上積みという形であります。グラウンドゴルフ協会からの陳情が来た。そして、これをやらなければ、また後ほど別な箇所につくるとなると、また施設が散らばってしまう。そのようなことを、急用のことを考えると、適切な処置だというふうに考えております。

○２１番（徳峰一成議員）

これは議員の皆さん、よくお互い考えていきたいものだと思います。計画が後ありきが適切かどうか、これは賛成の方を含めて、議会人として考えて、今後論議し

ていきましょう。

次の質問に移ります。

利用計画が出されましたけれども、利用計画は自信を持っての提案でありますか、まずこの確認をさせてください。３つ、フラワー、パーク、グラウンド、これは市長答弁です。

○市長（池田　孝）

担当でいろいろな調査をして、このように見積もったところであります。これは大方このとおりいくであろうと。

○２１番（徳峰一成議員）

自信を持ってですか。

○市長（池田　孝）

はい、自信を持っています。

○２１番（徳峰一成議員）

じゃ自信を持ってということを前提に、まずフラワー公園から、これまで市長はフラワー公園の目的の中の大きな理由に、財部駅に急行、特急をとめて、財部駅からここ胡摩地区に足を運んでもらうということが目的の一つでありました。私から見ても、これは余りにも現実離れしていると思いますけれども、これはまだ取り消す考えはないですか、あわせて利用者数について発表されておりません。利用者数は財部駅から市外のお客さん、来られるお客さんが何名と見ておりますか、以上２つ、取り消す考えがないのか、利用者数は年間何名であるか。

○市長（池田　孝）

これはこの前も環霧島会議で、霧島ぐるりというあれで調査をいたしました。そうした中で、隼人の駅長も乗っていただきました。ちょうど財部駅を通過するときに、「市長、このような好意でやっていただいて大変ありがたく思っておる。特急がとまれる状況づくりに着々と進んでますね」と言っていただきました。今それは実現しておりませんけれども、今後このような施設が整えば、そのようなことも可能かというふうに思います。

しかし、これが確実にその要点の一点ではありません。これは大隅半島の観光拠点の一点としても考えなければならない。車で来られる方または霧島周辺に宿泊された方々、そうした受け皿の観光地としても考えていくべきだというふうに思っております。

○２１番（徳峰一成議員）

時間が制約されてますので、端的に答弁してください。財部駅から市外のお客さんがフラワー公園までという目的は、取り消す考えないのかどうか、取り消す考え

ないとして、利用者数は１カ月でも、あるいは年間当たり何人を考えておられるか、この２点です。

○市長（池田　孝）

以前特急がとまるのはどれくらいという目安を持っていましたが、今ここに持っておりません。それに向けて努力もいたしますし、これができたらふえていくということであります。これからもＪＲ側にはとめていただくように努力はしていきますので、これはあきらめないで、私は努力をしていきたいというふうに考えております。

（何ごとか言う者あり）

○企画課長（岩元祐昭）

財部駅の利用ということですけれども、１日平均、平成21年度だったと思いますけど、147、その。

○２１番（徳峰一成議員）

質問してないですよ。フラワー公園に何人足を運ぶかという質問です。

○企画課長（岩元祐昭）

そこまでは試算しておりません。

以上です。

○２１番（徳峰一成議員）

取り消す考えないんだったら、利用者数を議会ではっきりと答弁されるというのは、これは基本の基本でしょ。ほかのところは12月議会で課長が答弁したですよ。

○市長（池田　孝）

財部駅におりられたお客さんが何名ここに来られるか、想像じゃなくして、１日当たり全体的に幾ら入るのは、目安を持っております。それははっきりと言えません。

○２１番（徳峰一成議員）

議長、答弁させてくださいよ。

○議長（谷口義則）

暫時休憩いたします。

――――――・――・――――――

休憩　午後　１時３１分

再開　午後　１時３３分

――――――・――・――――――

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○２１番（徳峰一成議員）

小学生の論議だと私は思っております。今後この問題は、再度とらえてまいります。課長もよく考えてください。今の私のやりとりですね。

次に、フラワー公園については、初年度が約11万人、11万人の中で市内のお客さんが１万9,000人、資料にも書きました17.5％、つまり市内のお客さんが１年間に１人としたら、市外のお客さんが５名であります。率直に言って、市外のお客さんを相対的にたくさん私は見積もっているのじゃないかと考えております。これそう考えておられませんか。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

さきの特別委員会で、私のほうで３カ年度計画ということで、フラワーパークの収支計画については10万人ということで資料をお上げしているかと思っております。その中で、市外のお客さんをたくさん見積もってるんじゃないかということですけれども、やはり市外からのお客さんがこういった公園等についてはおいでいただく方々が多いのではないかと考えております。

以上です。

○２１番（徳峰一成議員）

じゃ具体的にどこを引き合いに出しましたか、１カ所でもそういったのがありますか、全国に。１対５か１対４かわからんけども、市外のお客さんがそういったたくさん入ってきてるフラワー公園、１カ所でもいいから紹介してください。１カ所でもいいからありますか、利用計画、基本の基本ですよ、これは。収支計画を占う上で。

○企画課長（岩元祐昭）

個々のフラワーパーク等の市外の施設等については、入場者数等については私どもも資料としていただいておりますけれども、これを市民の方々、そして市外の方々というのはなかなか区別ができないということで、総体の入場者数しか把握いたしておりません。

以上です。

○２１番（徳峰一成議員）

市長にお聞きいたします。

繰り返しますが、私は総体的に数が妥当かどうかは時間の関係でわきに置いて、市外のお客さんは余りにも総体的にたくさん見積もっております。これは見直す考えないですか、自信を持ってと、先ほど冒頭確認されましたけども、自信を持ってじゃなくて、見直す考えないですか、見直すんだったら今の時期ですよ。全国でも

一例があったら紹介してください。ないから言ってるんです、私は。

○市長（池田　孝）

三股につつじヶ丘という公園があります。あそこを聞いたときも、わずか同じ種類のツツジだという説明でありましたが、全開するのは、わずか１週間だと、その１週間の中にでも約６万人が毎年入場しておられるということであります。

ですので、曽於市のはツツジばっかりじゃなくして、いろんな種類を植えます。また、今回はいろいろと植える花、そしてまた芝桜、そうしたものも植える計画がありますので、やはり期間が長い。そう考えると、当然10万人以上入るだろうというふうに考えております。

（何ごとか言う者あり）

○２１番（徳峰一成議員）

同じことを何回も質問するけど、見直す考えないんですか、じゃ見直す考えは。さっき見直す考えないかと私聞いたんだから、利用計画を見直す考えないですかと、見直すんだったら今ですよと。

○市長（池田　孝）

10万人というのは見直さなくてもいいと思いますが、市内と市外の人数は見直さなければならないかもわかりません。

○２１番（徳峰一成議員）

見直すことも考えてるということで、次の質問に移ります。

パークゴルフ場は年間に３万7,500人と発表がありました。その中で、市外と市内のお客さんは何人と何人ですか。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

市内の方々、市外の方々というのは区別いたしておりません。

以上です。

○２１番（徳峰一成議員）

これじゃ話にならん。区別して答弁してください。全国の事例、余り研究してないですよ。これじゃ話にならんですよ。答弁ができなかったら、時間の関係で答弁、本日はできないということでいいです。これは物理的、人間の問題だから。

○市長（池田　孝）

市内と市外の人数の割合は把握できないと思いますが、３万幾らの人数は確保できるように努力をいたします。これは別な施設の状況等も考えて計算しておりますから、確保できると思います。

○２１番（徳峰一成議員）

きょう答弁ができなかったら、この区分けについては後ほど答弁でよろしいですか、基本の基本ですよ、これは。

○市長（池田　孝）

それは分けることは、ちょっと不可能かと思います。

○２１番（徳峰一成議員）

そんなこと、もっと考えてくださいよ。じゃ今後特別委員会等で聞きます。なぜこのことを言うかというと、グラウンドゴルフについても当てはまるからでございます。先ほどの答弁で、グラウンドゴルフは１年間に6,000人ということでありましたが、6,000人の中で、市内のお客さんは、プレー者は何名ですか。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

グラウンドゴルフについては、私も市内のグラウンドゴルフ愛好者のみの大会の人数ということで今回上げおります。市外ということは、前特別委員会でも議員さんたち研修でいらっしゃったとお聞きしておりますけれども、市外からのグラウンドゴルフの愛好者というのはなかなか来ないのではと思って、市内の方々の人数を6,000人ということで計上いたしました。

以上です。

○２１番（徳峰一成議員）

これよく考えてください。私たち議員もお互い考えていきたいものであります。鹿屋の場合は、グラウンドゴルフ１年間に約５万人前後で、５万人前後の中で98％、ほとんどがこれは毎年、23、22年度、21年度を含めて98％の方々が市内の利用者であります。曽於市も２億、３億かけてグラウンドゴルフをつくるんですよ。市内の利用者6,000人で２億、３億は必要ですか、恐らく確実に市外のお客さん、お金を払ってまで来る人は、鹿屋の事例を見るまでもなく、鹿屋の場合は、九州でも一、二位の立派な施設なんです。それでも、努力しても来ないんですよ、毎年ほとんど。6,000人の低い利用者でもって、本当に何億もかけたグラウンドゴルフが必要なんですか、市長答弁をしてください。

○市長（池田　孝）

グラウンドゴルフの会員数が1,400人ぐらいですので、それを最低見積もった形での試算が出てきたというふうに思っております。これはほとんどグラウンドゴルフですので、市内の方が、おっしゃるとおり９割を占めるというふうに考えております。

ですので、回数を何回に据え置くかと、何回に計算するかということになるでしょうけれども、これは当然最低制限だというふうに考えております。多くなるとい

うふうに思っております。

○２１番（徳峰一成議員）

いずれにしても、パークゴルフもグラウンドゴルフも非常に不十分な、金額が大きい建設にしては答弁であります。これは改めて今後の議会の中で、見直しを含めて、しっかりした答弁をしてください。よろしいですか、答弁を求めます。これでは前に進めません。

○市長（池田　孝）

会員の方だけが月１回とか、末吉を５回と見ているようですけれども、これは当然回数もふえますし、また会員でない一般の参加者、家族で行ったり、いろんな大会がありますので、そのようなものに利用されますので、これは当然ふえるだろうと思います。それは、また後日の委員会までにはちゃんとした人数を発表させたいと思います。

○２１番（徳峰一成議員）

利用計画一つとっても、私は冒頭に自信を持っての提案ですかと言ったら、自信を持ってと言われた。自信を持ってじゃないでしょ、だから。

次に移ります。

ですから、収支計画も利用計画が結果として見直しが必要であると認められました。であるならば、収支計画も見直しをせざるを得ないんです。収支計画についても見直しをするということを前提に今後対応されてよろしいですか。

○市長（池田　孝）

グラウンドゴルフについてはそのようになろうかと思います。

○２１番（徳峰一成議員）

先ほど気になった答弁で、グラウンドゴルフの１年間の収支を大変わずかな金額で答弁がありました。収入が年間に120万、グラウンドゴルフの広大な敷地の管理費が１年間に129万6,000円と、けたが１けた小さいんじゃないですか、これ１カ月ですか、もう一回正確に答弁してください。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

収支のまず収入のほうですけれども、プレー料といいましょうか、使用料ですけれども、年間の6,000人の200円というのは、仮の設定料金で計算いたしております。それと、支出のほう、維持管理費等でございますけれども、ここはパークゴルフ場等の一体となった場所と考えて試算いたしておりますので、芝刈りとか、そういった場合についてはパークゴルフ場と一体となった維持管理をするということで、これだけの金額を見積もったところでございます。

以上です。

○２１番（徳峰一成議員）

これは市長も課長、よく考えてください。課長、グラウンドゴルフとパークゴルフは基本的に場所も違うし、利用料金も違うんですよ。管理は別々に収支計画を持ってやらなければ、後はどんぶり勘定、必ずなりますよ、３年後、５年後は。今の段階で、課長はどんぶり勘定なんですよ、答弁が。そうでしょ、今言われたことですね。収支についてどんぶり勘定でしょ、パークゴルフと一体となって見ると、このこと自体おかしいんです。

もう一回申し上げます。質問いたします。グラウンドゴルフについては、収入の年間わずかに120万、歳出が年間わずかに129万6,000円、これは余りにも少な過ぎるんじゃないですか、もう一回答弁してください。どんぶり勘定の答弁はだめですよ、これは。本会議だから、予算提案を行ってるんだから。

○市長（池田　孝）

隣にパークゴルフ場があるわけですから、同じ機械を使って管理ができるというふうに思っております。従業員も同じ人でできるというふうに思っているところです。

ですので、どんぶり勘定はいけないとおっしゃいますが、これは当然同じ人がやって、そのような計算になろうかというふうに思っております。

ですので、最初のパークゴルフ場を発表しておりましたので、グラウンドゴルフ場はそれの追加分を言っておるところであります。そこを御理解賜りたいと思います。

○２１番（徳峰一成議員）

これも議員の皆さん、お互いに考えていきたいものであります。最初からこうしたやり方でいいのかどうか、先が本当心配ですね、私は。

次の質問に移ります。

収支計画は、利用計画は見直しますので、当然のことながら見直すということで確認がされました。それは確認されたですね、市長。はい。

次に移ります。環境問題についてです。

これまでさきの特別委員会では、課長答弁では、プロポーザル委員会だけでなくて、市当局の私は幹部と言いました。課長あのとき、あえて幹部と、幹部のほうでは、いわゆる環境公害問題については検討はされなかったのですねと、２回聞きました。確認のために、大事ですから。そしたら、してないということだったですよね、課長答弁は。若干、先ほど市長は数回悪臭については検討されたと、もう一回詳しく、大事な問題でありますので、この間どれだけ検討されたか答弁してくださ

い。

○市長（池田　孝）

私も現場に２回ほど言っておりますが、その調査のときに悪臭など全く感じてなかった。そしてまた、職員も何回も行っておるようです。

しかし、そのような別ないろいろな調査をするときに、そのようなことは感じなかったということであります。

しかし、委員会でそのようなことでいいのかということでありましたので、専門の業者に数値の調査などをしていきたいというふうに考えているところです。

○２１番（徳峰一成議員）

環境的に問題がないということで、きょう答弁ができますか、環境公害的に問題がないということで答弁ができますか。

○市長（池田　孝）

これは専門の業者を委託したいというふうに思っております。我々現場で、ただ普通の状態で、この体で感じたところではないものというふうに思っております。

○２１番（徳峰一成議員）

体で感じたところ問題がないということで、じゃそれを踏まえて質問いたします。胡摩地区は、フラワー公園、パークゴルフ、グラウンドゴルフ含めて、適切地だということで答弁がされますか、いろいろこの間検討して、そして最終的にあそこに絞ったということは、客観的には適切地でありますよ。そうでなければいけない。ですから、予算提案もされてる。ですから、この確認であります。環境的な面を含めて、適切地であるということで確認してよろしいですか。

○市長（池田　孝）

２カ所に選考するときに十数カ所あったと思いますが、そうした中で、環境的にはこの２つがいいんじゃないかということで御提案を申し上げて、プロポーザル方式で、どこの会社も提案をいただきました。また、いろいろの景観といいますか、視野に入る場所、そしてまた高低差、そして交通のアクセス、いろいろあろうかと思いますが、そうしたところを考えたときに、私は適切な場所であるというふうに思ったところです。両方同じよい点、悪い点あったわけですが、審査委員会のほうで胡摩地区を選考していただきましたので、これはこれがやはり優先すべきだというふうに思っております。

ですので、私は環境的にはそう問題はないというふうに思っているところです。

○２１番（徳峰一成議員）

適切地ということで確認がされました。それを踏まえて質問いたします。

先ほど答弁が再三再四にありましたように、旧末吉町時代から、あの地域周辺は

畜産の中心地であります。各企業もこの間、公害関係にはいろいろ努力されての現在の到達があります。

ですから、率直に言って、あるいは平たく言って、この問題が起きてから地元の企業というのは、ある意味でありがた迷惑なんですよ。公害問題、ある人とも、社長ともお話したんですけれども、それはわきに置きまして、先ほど市長から答弁がありました各牛、豚、鶏を含めて、１日当たり、１カ月当たり、１年間当たり、どれだけのふんと尿が1.5km圏内では排出されておりますか、これは前もって畜産課長に計算を一応通告しておりましたので、答弁をしてください。

○畜産課長（神宮司寛）

お答え申し上げます。

ふんの量等についてでございますが、まず肉用牛につきましては。

○２１番（徳峰一成議員）

トータルでいいです。分けないでトータル、畜産全部。

○畜産課長（神宮司寛）

全体ですか。

○２１番（徳峰一成議員）

はい。

○畜産課長（神宮司寛）

全体はやっておりませんけれども、各畜種ごとの最大、この周辺にあります最大の農場のふん尿については一応試算をいたしたところでございますが、それでよろしければ申し上げさせて。

（何ごとか言う者あり）

○畜産課長（神宮司寛）

はい。肉用牛につきましては、一番大きいところで2,000頭ということでしたので、１日40トンの排せつ量ということでございます。

それから、豚につきましては、ふんが2.1kg、尿が3.6kgということで、ふんにつきましては１日10トン、それから尿につきましては１日55トンということで排せつでございます。

それと、採卵鶏につきましては、この地域にあるのが高所式ということでございまして、１日45ｇということでございますので、それにつきましては64万羽いる施設につきましては大体28トンということで、１日の排せつ量でございます。

それと、ブロイラーでございますけれども、ブロイラーにつきましてはひよこから入れますので、ふん尿的には段階的なものがございまして、１年間２kgという形のもので計算をいたしておりますが、そうしますと、この３万3,000羽が主でござ

いますけれども、これを５回転という形で見まして、１日900kgという形でふんの排せつ量があるということで計算をしているところでございます。

以上です。

○２１番（徳峰一成議員）

市長、このように１日当たり、ただいま課長答弁をまとめますと、ふんでは約80トンになります。だから、年間約３万トンであります。尿も１日55トンであります。年間膨大な量になります。２万トンを超えます。これは昔からそういったところであります。これまで担当課長にお聞きしたところ、こうした畜産物から排出される、例えば有害的な物質ではメチルメルカブタンを初めとして、硫化水素とか、５つ、６つあります。結果としてアンモニア水もありまして、それが悪臭のもととなっております。こうした地域でありますが、それでも適切地であるということで、心配ないということで受けとめてよろしいのでございましょうか。

○市長（池田　孝）

いろんな施設が、先ほど言いましたような形であるわけですが、この前、養豚場ができるときに水利組合の方々が反対されたわけですが、その方ともお話してみたら、あの農場はちょこちょこっと自分は黙って入っていってお話を聞くことがあるけれども、全くにおいもしないし、何ら異常はないと、あのような施設であれば何ということないと、以前につくられたものが非常ににおいがするところが、特に養鶏場がひどいのがあるということでありました。早く改善をということで、今それを市が中に入って改善をしていただくようにお願いをし、業者のほうも前向きに進めますということであります。

ですので、また一農家、私は自分がこのようなことをやっているから、そのような施設をつくることは大反対だった。思ってた。ところが、現在になればつくってもらって、かえっていいんじゃないかなと思っていることをじきに私にお話をしていただきました。ありがたいことですと、ぜひお互いに、曽於市は畜産がこれだけ盛んになり、これからも盛んになっていくわけですので、畜産をやって環境が悪くなったということじゃいけませんので、やはり畜産と普通のこのような施設とが共存できる地域として取り組む必要があるというふうに考えております。畜産があるから何もそういったものはつくってはならんという形になると、畜産とか、農業以外に何も考えられなくなってしまう。私は、これはそこを何とか克服して両立できる形で、市の発展につなげていきたいというふうに考えております。

○２１番（徳峰一成議員）

対立的に物事を公害と観光をとらえてるわけじゃないですけど、市長の答弁をお聞きしますと、今の答弁は針小棒大といいますか、小さなことを大きく広げての答

弁であります。

じゃ関連して質問をいたします。

お手元の資料、１点だけ質問いたします。市の考え方、計画では、フラワーパーク、グラウンドゴルフを含めての整備構想の中で、フラワー公園は一番左、つまり西側にあります。西側はブロイラー工場と、全く現地を見るまでもなく、隣接いたしております。鶏は一番においが強いですよ。それが50ｍも離れていない。特に、フラワー公園の中で、花公園はブロイラーに一番近いところですよ、その地図だと。本当に問題ないですか、これが。共存共栄ができますか、市長が答弁するように。だから、私は針小棒大と言ったんですよ。針の穴を見ながら、世界を見ている。答弁してください。

○市長（池田　孝）

私に拡大をして考えているんじゃないかということですが、議員も拡大して考えていらっしゃるんじゃないですか、この県道沿いにあるブロイラー、これは。

○２１番（徳峰一成議員）

問題なかったら問題ないと答弁してください。

○市長（池田　孝）

そうにおわないというふうに思っております。そしてまた、周囲には保安林というのを残さなければなりません。そうしたことで、鶏舎が見える形でもないし、そう私は悪臭が出る環境でもないと思います。もし、工事を今後していく中に必要であれば、ある程度の変更というのはやむを得ないというふうに考えております。

○２１番（徳峰一成議員）

ある程度の問題で済ませるかどうかをよく考えていただきたい点であります。今後取り上げてまいります。

次に、悪臭について、ハエの問題、５頭、10頭飼いの農家でもハエというのは、これはやむを得んですが、発生いたします。時期によってはですね。この建設予定地は、そうした大きな畜産関連の業者に囲まれておりますけども、ハエの問題は全く心配ないですか。

○市長（池田　孝）

全く心配がないとは言い切れません。これはある程度畜産がある以上、畜産がなくても、ハエはどこそこで発生する環境にありますので、全く環境がないとは言えませんが、最小、ここら辺でそうハエが多い場所とは把握いたしておりません。

○２１番（徳峰一成議員）

ハエの問題は実際調査されましたか、これは冬はだめですよ、夏でないと。まだ調査してないですか、調査されないまま責任者の市長がそういった答弁じゃいかん

ですよ。調査したかしないか。

○市長（池田　孝）

これは入佐地区、胡摩地区、また五位塚地区などの住んでいらっしゃる方の意見もお伺いしたいというふうに思っております。

○２１番（徳峰一成議員）

じゃさっきの答弁は、一応答弁取り消してください。問題がないという答弁だったからですね。これから調査されるわけだから、調査必要ですよ。調査をした段階で答弁すべきですよ。また、ハエについてはわからないということで、本日段階ではよろしいですか。

○市長（池田　孝）

環境問題については業者に委託して調査をいたしますと、冒頭に申し上げたところで。

（何ごとか言う者あり）

○市長（池田　孝）

そうした中で、ハエと言ったものがそれだけ多くあるか、発生するような環境にあるのか、これも調査をある程度はしなければならないかと思っております。

○２１番（徳峰一成議員）

次に、大きな問題として、汚水の問題がありますが、時間の関係で申し上げておきます。

汚水については、湯之尻川、その上流の白毛川になりますが、湯之尻川は公害対策審議会の方々、また保健課長が一番よく知っておられますように、曽於市の中でも、この湯之尻が最も大腸菌の発生が大きいところであります。昔から、しかも改善されていないところであります。先日の公害審議会でも、私は改善されてない段階において、今後検討するように一応意見として申し上げて、検討するようになりました。そうした地域です。この川はですね。

そして、先日も山下議員が質問がありましたけども、昨年も７月にこの上流のほうで汚水問題が発生して、県も含めて、市も再三足を運んだけれども、まだ解決してないんですよ。現在進行形、そうした地域であるということは一応含んでおいてください。時間の関係上、本日はとりやめます。

次に、排水問題に移る前に、課長、先ほどの資料、準備できたら答弁してください。１m^2当たり幾らであるか、地目ごと。

○企画課長（岩元祐昭）

どうも失礼しました。評価額については、１筆評価、私ども取り上げましたので、本当申しわけございませんでした。じゃ申し上げます。山林について、最低が22.9

円、最高が30.71円、田については101.79円。

（何ごとか言う者あり）

○企画課長（岩元祐昭）

田は１筆しかございませんので、最低はございません。

（何ごとか言う者あり）

○企画課長（岩元祐昭）

101.79円。畑、これは台帳地目で、私申し上げております。24.62円、最高60.44円、原野、最低23.08円、最高83.71円、雑種地、最低ゼロ、最高23.08円でございます。

以上です。

○２１番（徳峰一成議員）

次に、排水問題について質問をいたします。

まず、冒頭に事業計画では、市長、排水対策については問題なく、大丈夫であるということで受けとめてよろしいですか。

○市長（池田　孝）

今大体山林、また畑を開発しようとしてるわけであります。そのようなことから、コンクリートの部分、駐車場、ハウスまたは道路などから出る量、ほかは大体これまでと変わらない状況だと思いますが、ある程度、水が大雨など集中的に降れば大きくなろうかと思います。そのようなことから、調整池が当然必要になってくるというふうに考えております。それに対応できる調整池を建設をしていきたいというふうに思っております。

○２１番（徳峰一成議員）

再度確認をいたします。排水関係については、一応問題ない、大丈夫だと、あの場所は受けとめてよろしいですか。

○市長（池田　孝）

下流のほうで一部大雨が降れば、オーバーするところもあるというふうに伺っております。ですので、調整池をつくってあれすれば、そうないんじゃないかなというふうに思っております。

○２１番（徳峰一成議員）

基本的には問題ないということでありますが、じゃ具体的にお聞きいたします。昨年末吉では、９月の19日から20日に、わずか２日間で362㎜の雨が降りました。362㎜ですね。ちなみに、これを胡摩地区のフラワーパークの30haに当てはめますと、私の試みの案、試算では10万トン以上の雨が２日間に降ったことになります。30haの多くの部分が芝生、散歩道、あるいは駐車場であります。この10万トンの雨

が降るというのは、これ現実問題ですよ。昨年あった。まだ半年もたっておりません。10万トンの雨が一定区域に降った場合に、どれだけ地下に浸透して、どれだけ排水路に流れることを想定しておりますか、これは物事、排水関係の基本の基本です。それは検討されておりますか、答弁してください。

○建設課長（高岡亮蔵）

排水の関係でございますけども、30万トン、30町歩に雨が降った場合の浸透の関係でございますが、流出係数という係数がございまして、その中で林地等でありますと、30％から50％、草地等でありますと、40％から60％、そういったことでの数値があるところでございます。済みません。パーセントで言いましたけども、これは係数でございまして、0.3から0.5、0.4から0.6ということでございます。

○２１番（徳峰一成議員）

10万トンの雨が降った場合は、幾ら排水路に流れることが考えられますかということです。

○建設課長（高岡亮蔵）

大体そういった割合でございまして、10万トンのうちの３割ほどが流出するということになります。

○２１番（徳峰一成議員）

10万トンの場合の３割、３万トンでありますが、３万トンの貯水池ではもちろんいけないわけでありまして、５万トン、６万トンの貯水池でなければいけないですが、この事業計画の中に５万トン、６万トン、控え目に見て、貯水池の事業計画が入ってますか。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

公園の整備については不可欠のものですので、計画には入っているところでございます。

○２１番（徳峰一成議員）

じゃ計画に入っていたら、どれだけの容量、縦、横、高さ、そして何年度のどの事業の中に何千万、あるいは何億円で入ってるということで答弁してください。見当たらないから質問してるんです。

○企画課長（岩元祐昭）

今、徳峰議員が出していただきましたプロポーザルの資料ですけれども、これはあくまでも青写真でございます。このとおりに設計されてつくられているわけではございません。今後、市長も申し上げましたとおり、場所が変わったりとか、実施設計をしてみないと、実際測量設計なんかもしておりません。全部概算の数字でご

ざいます。それで、そのあたりの数値というのは私ども持ち合わせていないところでございます。

以上です。

○２１番（徳峰一成議員）

概算でよろしいですけど、13億円というのが出てるわけだから、13億円の中で、何年度のどの事業に概算で何億、あるいは何千万で一応盛り込んであるんですかということを聞いてるんですよ。貯水池の問題というのは、これ基本ですよ、こういった大型施設の場合は。これから検討じゃおかしいですよ。事業計画出されてるんだから。

○企画課長（岩元祐昭）

私の手元にある資料では、多分排水工事、この部分に入るかと思います。私も専門ではございませんのではっきり言えませんけれども、入っております。

○２１番（徳峰一成議員）

金額は幾らですか。

○企画課長（岩元祐昭）

6,611万4,000円という概算事業費が出ております。

以上です。

○２１番（徳峰一成議員）

課長、確認いたします。これは大事ですよ、市民の税金を使うんだから。貯水池関係の建設費だけで6,600万円ということで受けとめてよろしいですか、それに至る排水関係も考えなければいけないですよ。あと貯水池から白毛川に流す排水も事業費に入れなければいけないですよ。正確に答弁してください。これは議事録として残りますので。

○企画課長（岩元祐昭）

先ほど申し上げましたとおり、概算ですので、これは実施設計を、測量設計とかしてみないと、実際の数値というのは出てきておりません。これが私もこの設計面については素人ですけれども、これを確認するすべがございませんので、御了承いただきたいと思います。

○２１番（徳峰一成議員）

素人だったら、玄人が答弁をさせなければいけないですよ。市長、本会議だから。

いずれにいたしましても、排水関係も非常に不十分、見直しというよりも提示されてないから、改めてこれはしっかりしたのを議会に出すということでよろしいですね。

○市長（池田　孝）

ちゃんとした設計ができましたら、項目ごとにしっかりとした計算で出します。

○２１番（徳峰一成議員）

設計じゃなくって、事業計画ですよ。事業計画に基づいて予算審議も今後せざるを得ないですから、だから今の段階でなんです。

いずれにいたしましても、市長、利用計画、収支計画、そして悪臭、ハエ等を含めた、いわゆる環境問題、そして排水対策、この会期中には予算が提案されておりますけれども、明確な解決策が今現在提示できない、そして３月議会でも提示できないならば、予算提案は白紙に戻さなければいけないと思うんですよ。きょうは時間の関係上、農薬問題は取り上げることができませんでしたけど、農薬も取り上げたかったんです、大量の農薬が使われますので。今後、白毛川を含めて、水利組合もこのままじゃ、きょう議会傍聴の方おられるかどうかわからんけども、賛成できないでしょ。これは、今のやりとりでは。現段階で、予算は白紙に戻すべきですよ。市長の見解を求めます。戻されるか、戻さないか。

○市長（池田　孝）

戻す考えはありません。

○２１番（徳峰一成議員）

これは議員の皆さん、賛成の方を含めて、議会人としてチェック機能を果たす立場から、このままじゃいけないと思うんですね。今後お互い徹底して、深く論議していきたいものでございます。

最後に、財部温泉問題について、12月議会と同じ答弁をされましたが、情けないの一言に尽きます。これは中山副市長に再度質問いたします、12月議会について。副市長、23年度についてはお手元にあると思うんですけれども、この年次計画の中で会社と市当局は年度協定を結んでおりまして、附属文書を含めて、給料、賃金だけじゃなくって、すべての従業員に夏冬のボーナスを支給するように金額を含めて、明確に定めてあります。これが近代の市民社会といいますか、法治国家にとっては当たり前のことなんですよ、これは。基本の基本であります。雇うほうが雇われる、頼む会社に対してしっかりと協定を結ぶと、これは基本の基本でありますよ。それがされてると。

しかし、22年度はそれされてないんです。なぜされなかったんですか、議会に予算はボーナス分を含めて提案して、議会はそれを認めてるんですよ。認めたのをなぜ会社とのそれを受けての契約の中で、賞与については、給料、賃金は明確に結んでる。

しかし、賞与だけが結ばれてないと、なぜ結ばなかったんですか。

○副市長（中山喜夫）

この施設についての今までの状況については、るる本会議の場でも説明をしたところでございます。結果的に22年度はボーナスが支払われなかったという結果になったところで、この決算においても払うべきではないかという御指摘を受けましたけれども、私どもとしてはこのことについて、トップを含めて協議をした結果、22年度はそれぞれ会社の人材センターのほうで契約に基づいて支払いが済んでるということから、後このことについての賞与を支払うということはできないという結論に達したところでございます。

○２１番（徳峰一成議員）

中山さんともあろうものがそういったちぐはぐな答弁よろしいんですか、予算を議決を経て、会社と市が年度協定を結び、その中でなぜ賞与分は結ばなかったのかということを私は聞いてるんですよ。なぜ結ばなかったんですか。

○副市長（中山喜夫）

この契約というのは御存じのとおり、３者があるわけでございまして、市があって、指定管理業者があって、従業員がおると、私どもと指定管理者、いわゆる人材センターとは、今言われるように、ボーナスも入れて契約をしたところでございますけども、その契約の仕方が現給保障をすることというようなふうに書いてあって、今までもこれは説明したとおりでございますけども、それぞれの解釈が違って、私たちは払ってくださるものだろうと思っておりましたけど、人材センターは、それは含まれてないというようなことから、給料部分だけを現給保障したということがございます。

人材センターと従業員とはどうだったかというと、それでよろしいというような形で、結果的に雇用契約の中で合意に達しているということでございますので、そういった決算の収支の仕方になったということでございます。

○２１番（徳峰一成議員）

私も昔、南畜の労組で組合活動やったけど、従業員、組合員にとっては基本の基本ですよ、これが。予算をもらって、再度繰り返しますが、雇用主の相手方の会社と従業員の取り扱いについて、身分保障の立場から給料なり、賞与を含めて明確に文書化するというのは基本の基本でしょ。

ですから、平成23年度は全員漏れなく、明確に年度協定の中にうたわれてますよ。これなぜうたわなかったんかということを聞いてるんですよ。それは落ち度じゃないですかということを聞いてるんですよ。

○副市長（中山喜夫）

そのことについて県の弁護士会の弁護士のほうにも聞いたところでございますけれども、今までこういうことがなかったものですから、これは特異なケースとして、

前の山有との関係があったりして、私たちはそれを引き継いでくださるものだと思っておりましたところ、そうならなかったわけでございまして、結局従業員と総合人材センターの間のことでございましたので、我々としてはそこには関与ができなかったと、それまでにはいろいろ指導もしたわけでございます。

そこで、五位塚議員のほうからも監査請求等もあって、市として不適切ではなかったのかということで、監査まで上げられたんですけれども、それを見る限り、契約に基づいて市としては執行してるということから、その辺はやむを得んのじゃないかと、しかし、道義的な責任は残るだろうというような書き方がしてございましたので、私たちは払うべきものが払ってなかったものだから、当然その剰余金の中からすべてとは申しませんでしたけども、半分は市に返してくれということで、そのことは市と人材センターの間では決定してるところでございまして、剰余金の半分は４年間のうちに返却するということになっております。それはなぜかというと、契約に瑕疵があったと見てもいいんじゃないかと、これは我々も認めておるところで、そういった処理になったところでございます。

○２１番（徳峰一成議員）

苦しい答弁ですね。逃げておられますよ、はっきり言って。中山さんにしては、はっきり言って残念ですね。高く評価して、今まで人事案件にも共産党議員団は一貫して賛成してきたんですけれども、逃げておられますよ。23年度は、だからすべての従業員、賞与分を含めて、きちっと協定の中でうたわれているんですよ。これが22年度されなかった。過去の経緯はいろいろあったにしても、これが今となっては落ち度だったんですよ。落ち度があったんです。払わなかったという意味においてですね。

これは会社を責めるわけには、私いかないと思うんですよ、第一義的には。会社に示してないんだから、市のほうで。従業員に対してはこれだけの予算を認めたから賞与を払いなさいと示してないんだから、文書化もしてないんだから、基本的に会社に落ち度はないんですよ、第一義的には。第一義的には、市にあるんですよ、これを示さなかったんだから。予算を認めた会社のほうにこれだけ出しなさいということをただの１回でも出してないでしょ、示してないでしょ。最初の段階において、年度当初において、夏のボーナスの前においてですね。これは落ち度があるでしょう、結果として落ち度が。とばっちりを受けたのは、１円ももらってない従業員なんですよ。それを後で返す返さないというのは市の問題で、これはわきに置きます。私は従業員、労働者の立場から言ってるんですよ、おかしいですよ。市にそれでも落ち度がなかったと言い切りますか、全く落ち度なかったですか。

○副市長（中山喜夫）

全く落ち度がなかったとは言えないと思います。それは反省すべきことだということも考えて処理してきたところでございますけども、どうしても年度が過ぎて、22年度が終わりましたので、払うすべをなくしたということが真相でございまして、それは。

（何ごとか言う者あり）

○副市長（中山喜夫）

きちっとだれだれに幾らということは申しておりませんので、その辺が落ち度だったと考えておるところであります。

○２１番（徳峰一成議員）

落ち度であったということは、初めて認めました。この点では、私は中山さんを評価してるんですよ。昔からですね。やっぱりそのあたりはお互いの深いところで、信頼関係になりますので、まあそれはそれとして、でありますから、今からでもやっぱり支給すべきですよ。支給の方法については、研究されていいと思うんですよ。半分しか今後会社側からは、結果として払わなかった分は返ってきません。これも、その点でも私は厳密に言って、市のほうに落ち度があると思うんですよ。本当だったら全額返さなければいけないんですよね。相手がありますから、結果的に半分になりましたけども、いずれにいたしましても、質問でありますけれども、従業員には何らかの形で、やはり市は責任持って、未払い分については支給すべきことを検討をすべきだと思います。答弁をいただきます。

○副市長（中山喜夫）

市長も答弁したとおりでございまして、今までどおり、これはできないものだと考えておるところであります。

○２１番（徳峰一成議員）

じゃ市長に質問いたします。残念ですね。血が通ってない、答弁に。落ち度があるということは認められました。しかし、返すことはできないと、市長答弁してください。血も涙もない答弁ですよ、それじゃ。発想でしょ。市長答弁してください。

○市長（池田　孝）

中山副市長がお答えしたとおり、22年度分でのやり方、それが間違って反省しなければならない点があるようですが、これからここに来て、また支払うということは不可能かというふうに考えております。

○２１番（徳峰一成議員）

市長に聞きます。なぜ不可能かを答弁してください。

○市長（池田　孝）

これは今言いましたように、経過も大分たっておりますし、また業者と従業員が

これは協定書を結んでおる、その姿でのことで、その中に市が介入して、市がかわって払うということは不可能じゃないかというふうに考えております。

○２１番（徳峰一成議員）

法律論から答弁してください。私は、支給することはできると思ってるから、今回も質問してるんですよ。あいまいもことした一般論的な、抽象論的な答弁じゃ困ります。法律論から本当に支給ができないのかどうか、市長答弁してください。答弁ができなかったら、検討ということだったら、一歩、本日は譲りますけども、一応答弁してください。

○市長（池田　孝）

今後また検討いたします。

○２１番（徳峰一成議員）

中山副市長に質問いたします。本当この問題は、私、一般質問取り上げたくないんです。できたら６月議会で取り上げませんので、その前に一応回答してください。答弁をしてください。本会議ではほかのいっぱい問題を取り上げたいものだから、６月議会前に一応検討の結果を回答ということでよろしいですね。答弁してください。

○副市長（中山喜夫）

このことについての今までの経過というのは、すべてこの場でお話したとおりでございます。あとそういった支払う部分をどうするかということでございますので、この辺は、今市長からあったとおり、十分検討してみたいと思っております。

○２１番（徳峰一成議員）

６月議会まで一応回答ということでよろしいですね。

○副市長（中山喜夫）

そのような努力をいたします。

○２１番（徳峰一成議員）

じゃこれで終わります。

○議長（谷口義則）

ここで10分間休憩いたします。

――――――・――・――――――

休憩　午後　２時２８分

再開　午後　２時３８分

――――――・――・――――――

○議長（谷口義則）

次に、通告第２、今鶴治信議員の発言を許可いたします。

○１番（今鶴治信議員）

ただいま議長の許可をいただきましたので、私は大きく２つの項目について、市長及び教育委員長に質問いたします。

まず、第１に、曽於市有機センターの脱臭棟の倒壊について、脱臭棟倒壊の原因は何か、今後改修はどのように行っていくのか。以前全員協議会で、今後有機センターに市職員は常駐させないで、ほかの方法で管理運営していく方針だと聞いたが、どのようにするつもりか。

２点目、先日の南日本新聞にも掲載されていましたが、県教育委員会は、４月以降、大隅地域の公立高校の再編も視野に入れた公立高校のあり方の検討に入るそうでありますが、曽於市内の財部、末吉、岩川高校は、今後も存続し続けられるか、それぞれの高校の定員に対する在籍数はどうなっているか、それぞれの高校の曽於市内、曽於市外からの入学状況はどうなっているか。

以上の点について質問をいたしまして、私の１回目の質問といたします。

○市長（池田　孝）

お答え申し上げます。

まず、有機センター脱臭棟の倒壊についてということでありますが、この倒壊の原因は何かということでありますが、昨年11月22日に有機センター脱臭棟の屋根が倒壊いたしましたが、本施設は平成11年３月に竣工され、築後12年で自然倒壊という状況になったところであります。

倒壊の原因は何であるか突きとめる必要があることから、当時請け負った設計及び施工会社に倒壊現場を調査し、倒壊の原因について究明を求めたところ、１月27日に報告がありました。報告によりますと、２社とも脱臭棟内の木材部分が湿潤状態で自重が増加するとともに、部材の強度が低下し破断したため倒壊した旨の報告でありました。市といたしましては、第三者的判断も求める必要があることから、大学工学部の建築専門の教授にお願いし、現在調査中であります。

②の今後改善はどのように行うのかということでありますが、倒壊した脱臭棟につきましては、３月までに解体撤去をいたしまして、24年度予算により改築の予定であります。工法につきましては、調査の結果を踏まえ判断したいと思います。

③の管理は市職員を常駐させないと聞いたがと、どのように運営管理していくのかということでありますが、行革に伴う職員の定数削減に伴い、平成24年度から有機センターの管理運営を外部委託する予定であります。

管理運営の方法といたしましては、現在の作業員など全員引き継ぎ雇用することとし、市職員にかわる２名の職員を新たに常駐させて、曽於市の直営として、引き続き運営を行ってまいります。

大きな２番目の公立高校の再編についてでありますが、これは教育委員会と協議を済ませてますので、私のほうで答弁いたします。

市内３つの公立高校があるが、今後とも存続できるかということでありますが、曽於市内には、現在、財部、末吉、岩川高校、３校があるところです。鹿児島県教育委員会では、大隅地域における公立高校の充実・振興を図り、特色のある高校づくりや大隅地域の活性化につながる具体的な方策を検討するために、大隅地域の公立高校の在り方検討委員会が23年６月に設置されたところです。

この検討委員会では、高校がある地区の市町でも検討会を設置して意見を提案してほしいとのことで、曽於市では市教育活性化対策委員会高校部会で意見をもらい、今まで５回の部会を開催いたしました。

この部会では、まず第一段階として、末吉、財部を再編統合し、岩川高校は、ここ二、三年自助努力を発揮することで意見をまとめ、「大隅地域の公立高校の在り方検討委員会」で報告したところです。この検討委員会でも、まだ意見の集約がされず、県教育委員会も現在のところ結論に至っていないところです。

それぞれの高校の定員状況はということでありますが、３高校の定員状況を１学年の数で説明いたします。

財部高校は普通科２クラス80名、末吉高校は普通科１クラス40名、生物生産科１クラス40名、情報処理科１クラス40名で120名、岩川高校は普通科１クラス40名、電子機械科１クラス40名で80名の定員となっています。曽於市では３校４学科７クラスで280名の定員です。

平成23年５月１日現在、３校の在籍数でありますが、財部高校、１年53名、２年61名、３年50名で、合計164名（充足率0.68）です。

末吉高校で、普通科、１年40名、２年37名、３年38名、普通科合計115名（充足率0.96）、生物生産科、１年37名、２年31名、３年32名、生物生産科合計100名（充足率0.83）、情報処理科、１年30名、２年35名、３年40名、情報処理科合計105名で、末吉高校合計は320名の充足率0.89であります。

岩川高校で、普通科、１年39名、２年21名、３年29名、普通科合計89名の充足率0.74です。電子機械科、１年36名、２年35名、３年38名、電子機械科合計109名（充足率0.91）、岩川高校合計198名（充足率0.83）であります。

③のそれぞれの高校の曽於市内、市外からの入学状況はということでありますが、23年度入学状況でありますが、財部高校が51名に対して、市内19名（37.25％）、市外32名（62.75％）です。

末吉高校では、在籍数107人に対して、市内79名（73.83％）、市外で28名（26.17％）です。

岩川高校では、在籍数75名に対して市内46名（61.33％）、市外29名（38.67％）であります。

市内３校全体で、233名に対して市内144名（61.8％）、市外89名（38.2％）となっております。

以上で終わります。

○１番（今鶴治信議員）

脱臭棟の建設年月日は、先ほど説明がございましたが、一応脱臭棟の耐用年数は何年であったのかお聞きします。

○建設課長（高岡亮蔵）

通常木造の場合は、耐用年数は30年ということになっております。

○１番（今鶴治信議員）

先ほど施工業者よりの説明があり、木造部分の湿潤による崩落と説明がございましたけど、私も倒壊脱臭棟を視察させていただきまして見たところ、倒壊に構造上の問題はなかったのか、今調査中ということでございましたけど、はりの接合部分が亜鉛ぶきのとめ金具で、その継ぎ手がくぎどめになってて、とてもあれでは湿潤によることもございますけど、上の広大な屋根のスレートを支えるには無理があったのじゃないかと思いますが、その点についての意見は何かございますか。

○畜産課長（神宮司寛）

構造上の問題はなかったのかということでございますが、この構造的なものにつきましては、トラスト工法ということで、三角形を利用した非常に強いはりの仕方でございまして、当時の構造上の計算上は成り立っているということでございます。金具につきましては、ギャングネイルという形のものでございまして、板と板をつなぐ打ち込み型の金具でございますけれども、これにつきましてはアンモニア等、原因はわかりませんけれども、さびついて、若干は薄くなっていると。

しかし、構造的、強度的にはあるんじゃないかというようなことでございますが、先ほど申し上げましたように、木材が100％の水分を含んでしまっているというようなことで、木材自体の自重が非常に重くなっているというようなことで、木材自体の強度も弱くなってしまっているというようなことから、支え切れないという状況の中で荷重がかかり過ぎたというようなことで、今回２社からはそういった形の支え切れなくて倒壊したということになっております。

その原因につきましては、脱臭棟の密閉型というもので、中が湿潤状態、水をまく関係上、湿度が上がっております。これにはゼオライトの微生物処理によりまして脱臭する形をとっておりますが、これには微生物を生きらせるための水分補給も必要であるというようなことで、湿潤状態になっている状態でございます。

以上です。

○１番（今鶴治信議員）

ただいま畜産課長より詳しく説明がございましたが、私も地元の自治会に住んでおりまして、以前この有機センターの建設のときから地元ということでかかわってきました。これまでいろいろ反対もございまして、その中で、いろいろ話し合いの中でようやく17条にも及ぶ公害防止協定を地元の大路、見帰、原村自治会、そして旧末吉町で取り交わされております。この中でにおいが一番問題だということで反対が多かったんですけど、この脱臭棟の工事でにおい、アンモニアガスは分解されるということで、実際これまでその効果がてきめんに出ておりまして、においに対する苦情は出ていないところでございます。

それが密閉型で、外に水分、また臭気を出さないということで、効果があったわけでございますけど、はっきりはまだ決まってないんでしょうけど、聞くところによりますと、木造でやったときのほうがそういうアンモニアガスにも強いということで、今後もまた木造で建設の計画がございましたら、外壁を開放して、臭気がそれでも強いときは、また何らかの対策を講じようかという、はっきりした話かどうかわかりませんけど、話を聞きましたので、その点についてはどうお考えでありますか。

○畜産課長（神宮司寛）

ただいま密閉型ということで、そういう状況になったところでございますが、今後の建築につきましては、現在、毎年臭気測定につきましては実施いたしております。その結果につきましては、基準値の10分の１という値で調査がされているところでございます。今後もこういった臭気測定をしながら、今鶴議員がおっしゃいましたように、オープン型にすることによって木材の強度が保たれるというような状況であれば、そういった状況のほうが今後事故としての対策にはつながっていくかと思っておりますので、その方法も一つ考えの中に置きながら、今後改築については進めてまいりたいという方向ではございます。

以上です。

○１番（今鶴治信議員）

地元との公害防止協定の17条のうち第７条に、甲は旧末吉町、乙は大路、見帰、原村自治会のことであります。その中で、「甲は、センターにかかわる人為的、あるいは自然的要因による周辺環境への影響が懸念される事故、その他の災害が発生したときは、直ちに応急の措置を講じるとともに、現状復旧に努め、速やかにその状況を乙及び関係者に報告するもの」と取り決めがございますけど、その報告は今回倒壊事故があったわけでございますけど、地元自治会にはされておりますか。

○畜産課長（神宮司寛）

今回の倒壊につきましては、以前全協の報告のときにも議員からおっしゃられましたように、自治会のほうへ報告するようにということでございましたので、全協後、３自治会におきましては、こういった旨の倒壊事故が発生したということで御理解をいただいたところでございます。

また、今現在、改築、機械のほうの改修中でもございますので、原料については投入していないというようなことで、今のところそういったアンモニアガス等の発生はないところでございまして、そういった旨のことを自治会長さんのほうへは連絡したところでございます。

○１番（今鶴治信議員）

自治会長には報告済みということで、やはり後で自治会に何の報告もなかったということで問題になるといけませんので、それはよかったと思っております。

そしてまた、第12条で施設の変更等についての取り組みにおいて、「甲はセンターにおいて施設の増築、あるいは改善をする必要が生じたときは、乙に対して事業計画及び公害防止対策を十分に説明の上、乙の同意を得るものとする」とありますが、今後改修工事が新年度に組まれておりますけど、その説明の予定はありますか。

○畜産課長（神宮司寛）

今回の有機センターの改善につきましては、平成21年の補正予算からでございまして、繰越事業で22年、23年、実施しているところでございますが、その最初の時点で自治会長さんのほうには今回機械の腐食等もございまして、取りかえの作業がございますということで、御理解いただくようにということでの御報告は申し上げたところでございます。今後の脱臭棟のことにつきましても、さらに自治会長を通じて各集落へは周知していきたいと思っております。

以上です。

○１番（今鶴治信議員）

予定をしてなかった脱臭棟の屋根の崩落ということで、一番堆肥センターの心臓部分であるにおいをバクテリアが分解するという大事な施設でございます。そこをどうして、私も疑問には思ったんですが、あの中に柱がなくて、上を支え切れなかったと思うんですけど、密閉型にしてでも、中に本柱の柱でも支えれば、十分強度は増すんじゃないかと思いますけど、専門的な設計会社が設計されたので、ああいう施設だったのかと思いますけど、柱を立てなかった理由はあるんでしょうか。

○畜産課長（神宮司寛）

今回の脱臭棟の設計等につきましてはトラスト工法、先ほども申し上げましたよ

うに三角形のはりを使うということで、強度的にはあるというようなことで、建築確認も出されたところでございまして、それに基づいて施工されたということを聞いておりますが、私どもも横11mですか、長さ83m、４mという空間の中で、ああいう状態を見ますと、中に１本柱があればいいのになという気はいたしましたけれども、その当時の建築工法ということで、構造的にはあったということでございまして、そこら辺のことが今後改築におきましては改善といいますか、そういったものになってくるのではないかとは思っております。

○１番（今鶴治信議員）

その原因究明がまだはっきりとわかっていない状況で、私たちの地元でも早く脱臭棟の新しい改修工事も望んでいるところでございますけど、今後以前よりよくなるのはいいですけど、悪化するような設備じゃいけないと思います。

そこで、一応今後の流れでしょうけど、いつぐらいにそういう図面ができて、何月ぐらいに工事ができるか、そういう予定はわかっておりますか。

○畜産課長（神宮司寛）

改築される新しいやかたにつきましては、現在、設計会社のほうに委託をいたしまして、設計をしていただいてる途中でございます。ですので、新年度になり次第、築と、建てるほうのものへは入っていけると、現在、設計を今年３月までにはしますので、それに基づいて４月からは建築に入るという形が早い時点ではできるのではないかとは思っております。

○１番（今鶴治信議員）

その中で、図面ができた段階で、新しいどこが変わったとか、地元への説明をその前にお願いしたいと思っております。そしてまた、自治会長１人では説明を聞いても判断しかねるような場合は、自治会の皆さんに集まっていただいて、またその中でも説明会をしていただくというのは可能でございますか。

○畜産課長（神宮司寛）

今回の新しく建てるものにつきましては、形としては以前のような形を一応は考えて設計をしますけれども、先ほど申し上げましたように、臭気測定を繰り返し行いながら、その中で安全であるというような状況であれば、先ほど言いましたように、側面をオープンにする形ということで強度ももつわけですので、そういった形をとらせていただくというようなことにつきましては、臭気測定の結果等も地域住民にはお知らせしながら御理解をいただくという形の中で話し合いはさせていただきたいと思っております。

○１番（今鶴治信議員）

早速新年度に予算もつけていただいて、その対策をしていただいていることは本

当ありがたくは思っております。その中で、３月に先ほど市長から解体ということで、できれば早いとこに、梅雨に入る前に屋根施工までしていただかないと、あの脱臭棟のゼオライトですか、あの石が水分は多いほうがバクテリアは死なないそうですけど、もしそこに大量の雨が降った場合にあふれ出す心配はないのか、その点についてお伺いいたします。

○畜産課長（神宮司寛）

ゼオライトの中に微生物を住まわせているところでございますけれども、微生物については、先ほど議員がおっしゃいますように、湿度も適度の湿度が欲しいということで、今現在、稼働いたしておりませんけれども、水分補給ということで散水はいたしている状況でございます。微生物につきましては、実際はにおい成分を送って、それを食べることによって活力が出るということでございますので、それについては早目の運転をして、微生物の死滅を防ぐのも一つの方法だとは思っておりますが、それが何月になるかわかりませんけれども、２月の中旬からということで当初は決めておりましたけれども、工事が若干おくれておりますが、３月になりますと、早速試運転という形も出てくると思いますので、そういった形の中で稼働させていきたいと思っております。

ゼオライト自身も、ゼオライトは鉱物ということで、ゼオライト自身が脱臭作用もあるということでございますので、微生物とあわせて脱臭をしているわけでございますので、今後微生物が死滅しないように、大量の雨が降るというようなことも今後考えられるわけですが、当時調査された国富町あたりを見てみますと、ゼオライト方式であるんだけども、屋根もないということでございますので、そのシステム自体がオープンな状態でも大丈夫かなというのは、建設時点で確認はされているところでございます。

○１番（今鶴治信議員）

脱臭棟の改修工事、またその方法については、大体説明でわかりました。今後また何か新たなことがあったら地元の説明をよろしくお願いします。

また、先ほど市長のほうから今後の管理運営につきまして、外部委託による市職員以外の職員を２名常駐させて取り組んでいくという説明がございましたけど、外部委託の２名、外部委託先はどのようなところを考えておられるんですか。

○畜産課長（神宮司寛）

今回の外部委託につきましてはプロポーザル方式で、参加型ということで一応公告いたしまして、24日までの申し込みということでございまして、現在、４社ほどその申請をされておりますが、今後内容等の検討をいたしまして、最終的に３月の12、13あたりで、もう一回選定委員会を開いて、そこで会社選定に入りたいという

ことで、計画的には３月の13日ごろをめどに委託会社を決定したいというような形で進めているところでございます。

○１番（今鶴治信議員）

４社を選定する予定であるということで、市が最終的に管理はするみたいなんですけど、これは指定管理と一緒なんでしょうか。

○畜産課長（神宮司寛）

指定管理ではございません。委託ということで、事務の委託になるところでございまして、先ほどから言いますように市職員が行革でいなくなるというようなことから、今回事務職員を２人雇っていただいて、さらに現在おります作業員等もその委託会社のほうで面倒を見ていただくということで、現在の作業員をそのまま引き続き雇っていただくという中で、今後委託をしていただくと。主に作業員の作業と、それから今まで市の職員が行ってきました事務の部分を受け持っていただいて、総体的な有機センターの管理につきましては、畜産課のほうで今後面倒を見ていくという形でございます。

○１番（今鶴治信議員）

これまで市が直接運営管理してまいりましたが、第三者に委託していくということで、事務管理ということでございましたけど、今先ほど畜産課長から説明がございましたが、21年、22年度で改修工事をされて、また新しくなって、しばらくは故障、また大きな機器の入れかえもないと思いますけど、今後年数が経過した後の今までどおりの維持管理のほうは市のほうでしっかり見ていただくのでしょうか。

○畜産課長（神宮司寛）

やはり今回改修ということで、機械につきましても２年をかけて改修してまいりました。また、３月で終わるわけですが、今後につきましては保守点検業務を入れながら機械の長寿命化をも図らなければならないというようなことで、これにつきましては当然市のほうで計画してやっていくものということでございます。

○１番（今鶴治信議員）

先ほどの徳峰議員の中でも財部温泉の職員待遇のことで問題がございましたけど、今までなれた作業員が機械のメンテナンスもベテランで、今まで長もちできたと思ってるんです。

そこで、今までどおりの待遇でないと、その方たちが急にやめられて、また新しく募集して来たとしても、すぐにはその機械の機能が理解されてないので、長く維持管理するのは難しいと思いますので、その点のほうの待遇は今までと変わらないのでしょうか。

○畜産課長（神宮司寛）

今回の職員の関連につきましては、実施要領で現給は保障していくということで、それ以上のものは行ってくださいということで、現給だけは守ってくださいよということで、今回のプロポーザルに参加していただいてるところでございますので、そこは守っていただけるというふうに考えております。

○１番（今鶴治信議員）

やはり設備が幾ら新しくても、中で運営する、管理している人間が一番大事でございますので、その点のほうもしっかりやっていただきたいと思います。これまで順調に、特に大きな問題もなく有機センターの管理運営がなされてきました。脱臭棟以外の施設はほとんど改修工事が済んでおりまして、これからも地元住民によりよい環境を保ち続けるよう、より一層の努力をお願いしまして、次の質問に入らさせていただきたいと思います。

先ほど市長より曽於市の取り組みについて、高校再編のことで説明がございましたけど、大隅７地区の公立13高校の特色ある学校づくりと地域活性化を探る大隅地域の公立高校の在り方検討委員会は論議を終え、各校の振興策を県教育委員会に提出されて、曽於市を除く６地区の案がほぼまとまったとありますが、なぜ曽於市だけ案がまとまらなかったのかお聞きいたします。

○教育長（植村和信）

それでは、お答えをいたします。

曽於市のほうには３校ございます。その３校をどうするのかということで、まずほかの市町との違いは、ほとんど鹿屋市を除いてはそれぞれの地域に１校ございまして、その１校をどうするかという問題でございますので、当然存続ということは話し合う必要もないような状況で、曽於市と曽於市以外のスタート時点が違うということでございます。曽於市の場合はそれぞれ各学校で頑張ってもらっておりましたので、当然地元の声としては存続をしたいんだということで、学校を愛する気持ち、地域を愛する気持ちが非常に強くて、そこを将来生徒も減っていくがということと絡めながら、慎重に時間をかけて検討してもらったために少しおくれたような形になったところでございます。

以上です。

○１番（今鶴治信議員）

先ほどそうした市長のほうで答弁がありましたが、財部、末吉を統合、岩川はこれまでどおり残すような自助努力をされていくという説明でございましたが、県教育委員会に対して自助努力というのが言葉だけの自助努力で、その努力をどういうふうにされていくつもりかは検討されているのでしょうか。

○教育長（植村和信）

どのように自助努力をしていくのかということでございますが、まずは中学校、高校が非常に連絡を密にしまして、地元校優先の意識を強めていこうという指導の強化に当たっております。

そういうことで、非常に学力も向上したりして、そして夢も大きな夢を持って外に飛び出していきたい子供がふえていくような状況でございますが、その割には何とか市外に出ていく子供たちを取りとめているのではと、そういう成果が出ているところです。

それから、岩川高校の同窓会等におかれましては、かなりの予算を組み込んで、保護者に負担はかけないようにしながら、地元に残って学ぶことのすばらしさ、そういうこと、経済的な負担軽減などを繰り返しながら自助努力をしていくというような具体的な策が練られているところです。

○１番（今鶴治信議員）

先ほど市長のほうから説明があった中に、財部、末吉、岩川がそれぞれ、特に財部は市外からの入学者が多く、また末吉、岩川も大分の人が入学されてるということで、ここら辺にそれぞれの学校の魅力があって、わざわざ曽於市外から来られていると思います。その中で、ことしの入学願書状況がこの前発表されましたけど、ことしの公立高校の県全体の出願者数が定員１万2,003人に対して志願者数が１万1,711人で、出願者数を定員で割った倍率が0.98倍であります、平均的に。大隅地区全体では、定員1,890人に対して出願者数は1,549人、倍率が0.82倍であります。

ちなみに、財部高校は80人の定員に対しまして出願者数が55人で、倍率0.7倍、これは昨年よりは少し伸びてますけど、大隅の平均0.82倍にはちょっと及ばないというところで、末吉の３つの科を含めて定員が120に対し、出願者数が98人、倍率が0.82倍、岩川高校が２つの科を合わせて定員80人で、出願者数が66人、倍率0.8倍であります。県の0.98倍には大きく及びませんが、財部の0.7倍を除いて、大隅地区の平均の0.82倍をほぼ近い出願者数であったということで、この件に関してはどのように感じておられますか。

○教育長（植村和信）

先ほどから申しておりますが、子供たちが非常に努力をしております。そして、夢も持ちました。そういうことで、自分の可能性を信じて、目が外に向きつつある中で、何とか、先ほどから申し上げますとおり、地元のすばらしさ、地元優先の考え方も少しずつ定着をしてきているというところで、心配をされましたが、大体想定内の充足度ではなかったかと、ただ、財部高校にとりましては、非常に危機的な感じを持っておりましたのが、地元よりも都城市からの受験生が多くを占めていたという状況でございます。

以上です。

○１番（今鶴治信議員）

12月の定例会に上がりました高校の授業料無料化に伴い、曽於市の特別奨学金制度が廃止されました。この制度はこれまで学術優秀な生徒を地元高校への入学を推進するために大きな役割を果たしてきた制度でありました。これが授業料無料化ということで廃止になったわけでございますが、これにかわる地元高校への進学への支援対策、また振興対策は中学校、高校の子供たちへの投げかけばかりじゃなくて、具体的な対策は考えおられないんですか。

○教育長（植村和信）

前の奨学金みたいになかなか具体的な手が打ちにくいところでございますが、やはり今の子供たちがさらに夢を具体的に持って、そして学びやすい環境を整えていくということ、そして地元校の今各学校もすばらしい努力状況でございますので、とにかく学校の特色ある学校づくりということで、成績を上げて実績をつくっていく、こういうことを地元高校、そして中学校、教育委員会、保護者、そういうところで努力をしていくべきであろうということを今一生懸命手を打っているところでございます。

○１番（今鶴治信議員）

公立の高校でありますので、市が直接助成するというのは難しいことなのかもしれませんけど、仮に地元高校に在籍する高校生が遠距離のため、バイクの免許を取得するに当たって、すべてでなくても一部を助成することとか、バスの定期券の購入に助成をして、なるべく地元の高校に通う通学手段に助成する、また以前同僚の八木議員が質問されましたけど、それぞれの中学校が統合されるに当たってスクールバスが通るわけでございますが、それに地元に通う高校生を乗せれるのは無理なことなのか、その点をお伺いいたします。

○教育長（植村和信）

まず、高校生の誕生日によりまして、バイクの免許取得が１年間ばらつきがあります。そういう問題を何とか中学校を卒業して早い時期にみんなそろって取得できないものかとかいうようなこと等も、何とか市長を中心に全国のいろんな情報を集めて研究をいたしてる状況でございます。

また、交通的な手段等もいろいろ考えられますので、私立のほうがバスをもって迎えに来たりというようなこと等もありますので、そういうことに対する、今議員がおっしゃったように、経済的なバックアップができないのかというようなこと等も考えている、研究をしなきゃならないという状況でございます。

もう一つ、最後に、スクールバスに高校生をという問題でございますが、こちら

のほうは文科省のほうで、スクールバスに対する統合校に対するバスのいろいろな細かい規則がございまして、やや困難であろうということで、今後考えられるのは市のふれあいバスとかいうのが通っておりますので、そこらをうまく時刻やら路線を考えて、うまくできないのかというようなところでの検討は必要だというふうに感じております。

○１番（今鶴治信議員）

今まで検討してこなくてはならなかったことで、今ここに至って統廃合が取りざたされてる中、具体的対策を立てずに、ただ来てくれ来てくれでは、なかなか学生も入学者がふえないのではないかと思います。少子過疎化などを背景にした生徒の減少は、曽於市に限ったことではございませんが、地元に高校がなくなれば、今後ますますその傾向は早まると思われます。これまでたくさんの卒業生を社会に送り出してきた伝統あるそれぞれの高校存続のために待ったなしで、その対策に向けた具体的な取り組みを望んで、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（谷口義則）

ここで10分間休憩いたします。

―――――・――・―――――

休憩　午後　３時２６分

再開　午後　３時３６分

―――――・――・―――――

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第３、迫杉雄議員の発言を許可します。

○１９番（迫　杉雄議員）

私は、今回定例会の一般質問におきましては２項目の５点の要旨で、市長と教育長に質問いたします。

まずは、今日におきます社会情勢は、昨年の３月11日、我が国の歴史上、かつてない未曾有の東日本大震災が甚大な被害をもたらし、国民はもとより、世界じゅうの人々に地震、津波の怖さが思い知らされました。

そして、福島原発事故の放射能汚染も１年たとうとしている現在、対応がままならず、津波による死者や行方不明者、避難転居者には、大変な御苦難が強いられております。一日も早い復興を願うところであります。これからも災難は忘れたころやってくるの言葉ではなく、自然の中での人間活動は、いつ、どういう形で災難、事故に見舞われるかわかりませんが、やはり安全安心なまちづくりを目指さなけれ

ばなりません。

そこで、今回の一般質問ですが、通告いたしました①の深川駐在所の存続について、地域住民が是が非でも存続を訴え、１月18日、県警本部長へ1,442名の署名を添えて、存続の地元陳情がなされましたが、結果的には２月13日、鹿児島県警は、地域住民から十分に賛同が得られていないとして、今回の計画から外し、ことし12月まで協議を継続したところであります。

まずは、深川駐在所は、都城市境であり、末吉財部インターから国道10号線並びに末吉財部県道500号線が走り、他の地域以上に交通量が多いことは周知のとおりであります。地元住民の意向は、犯罪の防止や抑止力の観点から、駐在所の存続を願っております。今回安心安全を考える検討会議がどのように設置されるかわかりませんが、人々の平穏並びに生命を守るべき警察は、財政論議で再編を進めることは、県政の議論も聞こえてきませんが、いかなるものかと私は思います。市長の見解と深川駐在所の存続について、どのような対応が考えられるか伺います。

次に、②でございますが、市民が安心安全な生活を営むことは、地震や豪雨、火災などによる災害時の防災活動に加えて、住民の避難や被害者救済を担う自主防災組織の設置の必要性は言うまでもありません。現在、本市においてはどうなっているのか伺うところであります。

市民は、根本的に地域みずからの安心安全を確保するためには自主防災組織の設置が必要でありますし、現在、鹿児島県内の組織率は、昨年度73.3％である中で、本市は42.9％であったようですが、その後どのように対応されましたか伺います。

また、各公民館ごとの対応はどのような状況であるか伺います。

次に、③でありますが、地域では少子高齢化社会で、今後都市部にかかわらず、犯罪と発生する社会の要素がたくさんあります。やはり弱者や子供たちを守ることの体制が希薄になり、自治会機能も低下しており、また子供たちの登下校に対しての安心安全に対しては、なお一層対応しなくてはなりません。本市における小中学校の体制状況をどのように把握して対応されているのか、本市においても、民間ボランティアや防犯パトロール隊の活動を活発化させることが必要かと思いますが、今日までの取り組み、対応について、まず教育長の見解を伺います。

また、１月15日に発生した川内団地の駐車場でのタイヤパンク事件と申しますか、その後の対応はどうなっているのか、また団地居住者の安心安全についてどう対応されたのか、市長に伺います。

次に、２項目めのメセナ温泉の宿泊施設の増設についてでありますが、オープン以来16年が経過しております。利用状況については、温泉にしろ宿泊にしろ、今日まで順調に推移してると思います。この件につきましては、同僚議員の質問や本市

においては宿泊施設が非常に少ないこと、また今日におきます宿泊客のニーズも多岐にわたっていることなどをかんがみ、増設についてどのように検討されているのか伺います。

次に、②でございますが、温泉の利用増についてはもとより、オープン以来、今日までの経過や状況をかんがみ、メセナ温泉として曽於市の温泉宿泊として発信することにより、曽於市の認知度がアップすること、観光振興の観点から、各種スポーツなどの合宿や文化イベントを踏まえて誘致はできないかと思います。今後は教育文化の分野からも議論したらどうかと思いますが、教育長におかれましては考えや事例はないか伺いまして、１回目の質問を終わります。

○市長（池田　孝）

お答え申し上げます。

安全安心なまちづくりについてということでありますが、①の深川駐在所の存続についてでありますが、鹿児島県警は、２月13日に平成30年までの交番・駐在所の再編整備実施計画を発表し、現在の59交番198駐在所を、69交番103駐在所に統廃合し、夜間の態勢強化に重点を注ぐ旨を発表いたしました。

曽於市におきましても、２交番７駐在所を３交番３駐在所にすることを、昨年11月に知ったところであります。

曽於警察署におかれましては、その後、地域での説明をされ、理解と協力を求められておりました。

深川駐在所管轄の地域におきましては、主要国道10号線の県境の地域でもあり、事件事故が多発することから存続を訴え、市に対しても県に提出する「存続を望む陳情書」を持参していただき、お話を伺い、地域の考えを理解したところであります。

今回地域の努力が実りまして、ことし12月まで結論を伸ばされたところであります。今後地域の意見を取り入れて、再度検討されることと思っております。

②の自主防災組織についての対応は、組織率の向上、今後の対応はということでありますが、自主防災組織の発足は、平成７年、阪神淡路大震災の際の地域住民の連帯による防災活動が賞賛され、以後消防行政に取り入れられ、地域住民の自主防災力の向上を目指しております。

曽於市におきましては、今までは自治会を単位として組織をお願いしてきまして、42.9％の組織率となり、合併時からしますと、5.9％の増となっているところであります。

周知につきましては、市政説明会等での啓発や広報など行ってきましたが、自治会の規模や高齢化の問題等もあり、組織率は伸び悩んでいるのが現状でありました。

平成23年度予算におきましては、組織の見直しをし、公民館単位で活動してもらうため、活動補助金240万円を計上し、協力を公民館へお願いしたところであります。

昨年公民館長へ説明会を開催し、現在16公民館が設立していただいたところであります。加入率66.7％であります。

今後、残りの公民館への設立のお願いと組織活動を維持するための施策など検討をしてまいります。

③地域での犯罪発生に対しての連携、またコミュニケーションが必要であるが、今後の取り組みはどうあるか、川内団地のタイヤパンク事件、その後の対応についてでありますが、犯罪のない明るいまちづくりは、まちづくりの基本であり、「みずからの安全はみずからが守る」意識のもとに、市民総意で取り組まなければならないことであると認識しております。

現在、行政関係におきましては、安全安心協会・青少年育成市民会議・子供会育成連絡協議会・青少年育成指導委員会など、また防犯関係では、地域安全モニター・子供110番の家連絡協議会・金融機関等防犯連絡協議会・企業防衛対策連絡協議会・少年ボランティア連絡協議会など、そして自主防犯ボランティア連絡協議会には、地域パトロール隊や見守り隊の29団体が加入され、日々活動をされております。

今後もこのような団体と連携をとり、協力をいただきながら防犯対策に取り組んでまいりたいと考えております。

川内団地でのタイヤパンク事件につきましては、その後、自治会長との協議を行い、その中で防犯灯設置の要望がありましたので、市としては団地内駐車場に防犯灯５基を設置することとし、既に発注をしているところです。また、24年度予算におきましても10基ほど計上をいたしております。

大きな２番目のメセナ温泉の宿泊施設の増設でありますが、まず①の現在、宿泊棟の利用状況、また増設についてはということでありますが、宿泊施設の利用状況でありますが、平成22年度実績で申し上げますと、屋内和室が８部屋で2,813人、利用料で1,090万6,500円、屋外バンガローが471人、利用料95万円、計3,284人、利用料1,185万6,500円であります。増設については、必要性は感じておりますが、今のところ具体的な検討は、まだいたしておりません。今後検討を行っていきたいと考えております。

②の今後、温泉の利用増はもとより、観光の観点から宿泊も県内外に発信して、スポーツ等の合宿に生かす考えはないのかということでありますが、県などを通じて、大学等のスポーツ合宿先の案内がありますが、現在のメセナ温泉を含め、市内

の宿泊施設では、収容し切れない人員の団体が多く、また特にここ最近では、大部屋での宿泊ではなく、個室を要望する団体が多いため、受け入れができない状況であります。

これは教育委員会に求められたところですが、本市の運動施設を利用してのスポーツ合宿は、今回の２月19日から26日に財部城山運動公園を利用して行われた社会人野球チームの「さがみマジック」が初めてでしたが、宿泊は国分、つまり霧島市でした。

もちろん、本市の運動施設を利用してスポーツ合宿などがなされれば、市の活性化につながりますので、そうありたいと願っております。

そこで、今後運動施設を利用してスポーツ合宿等を推進できるか、またどう整備するかなどを検討してまいりたいと思います。

以上で終わります。

○１９番（迫　杉雄議員）

それじゃ、２回目の質問に入りますが、まず深川駐在所の件につきましては、今市長が答弁された内容で、ことし12月と言いますと、もう指で数えられる時間しかないのかと、今回９駐在所において結果に至らなかったというだけのことで、内容的に安心安全を検討する会議なるものがどのような会議で進められ、当然廃止ありきなのか、そこら辺を市長並びに当局のほうはどのようにとらえているか、当然先ほど市長が述べられましたように、あの地域については、ほかの地域と変わった交通的にも、また地域的にも変わったものがたくさんあります。都城市の市境という条件がありますので、どうしても他の地域と変わった角度で存続の議論をしてみたらと思いますが、市長におかれまして、その新たなる会議の進める内容等をどうとらえてるか伺いたいと思います。

○市長（池田　孝）

これは県警、また曽於警察署のほうで、統合ありきの方向で検討されたものというふうに思っております。そうしたことで、深川駐在所も廃止という形で発表になったというふうに思っております。

ですので、初めて来られたときも、この責任は自分にありますということで署長が言われましたし、今後署のほうで十分検討してまいりますと。理由は、今の体制では、駐在所というのは１人体制であると、１人体制であれば、昼間だけで、夜は全くここの駐在、警察官は動けない状況にあるということでありました。

ですので、交番を優先していくということであったようです。そのような考え方のもとに進んでおるというふうに思っております。

だけど、先ほど述べましたように、柳迫、深川地域の皆さん方の熱意のもとに、

９月まで再度検討したいということで延ばされたんじゃないかなというふうに考えております。

○１９番（迫　杉雄議員）

今市長が述べられるところは、私たちも側面からそういう状況、開口一番に言われた廃止ありきという立場はどこも一緒だと思いますけど、先ほどから申しますように、都城市境であって、ましては交通量も多いと、そして昨年の23年度の事件等もちゃんと把握されておるわけですので、内容的に末吉交番から事件発生、事故発生で飛ばしていって、それでいいのかというところに地元という立場から見ております。

ちなみに、昨年の深川駐在所管内の事件、事故等を言いますと、強盗１件と、強盗傷人１件と、窃盗11件と、そして交通事故にしては、人身事故が26件と、そして物損事故が41件と、事件につきましては13件ですが、１カ月に１度ずつ起きているということと、交通事故につきましては67件、その中に昨年は死亡事故が２名なんです。そういうところも曽於警察署、もしくは県警が的確にとらえた上の地域性、状況を議論してるのかというところを先に私たちは言うべきじゃないかなと思って、そこらあたりを考えてみますと、このまま12月まで待ってよかったとか、そういう状況じゃないと思います。そういう観点から、再度市長に12月までの安心安全の検討会議なるものに対して、市のほうは口出しも意見もすることはできないのか、まずお尋ねしたいと思います。

○市長（池田　孝）

曽於警察署管内において、財部南駐在が今回廃止、そして笠木駐在が廃止という形になるわけでありまして、曽於市にとって考えれば、深川駐在所だけの問題じゃないというふうに考えております。

そして、署長の説明を聞きますと、犯罪というのが非常に夜起きる件数が多くなっておる。それに対応するためには、どうしても夜型の警備を中心としなければならない。そして、発生したときは、すぐに行ける状態を整えなければならない。駐在所では、なかなかそれが不可能なんですと、だから派出所からの対応、また本部からの対応ということがなければならない。そうしたことで、曽於市内からの警察署員は１人も減らさないけれども、その方向でいきますという方向でありました。これは警察署の方向がそのように、このようなことであるが、検討していただけませんかという問題は全くなかったところで、ちょっと私も気になっておるところであります。

○１９番（迫　杉雄議員）

市長も一生懸命考えて議論されているというのは答弁の中で感じ取るわけですが、

まず私が先に現状やら地域性やら申しながら、市長にももう一肌鉢巻き締めてもらって、先ほど質問しましたように、いろいろな意見を付してもらいたいという考えです。今回は、笠木、財部の南、２件が廃止になって、これで一挙に３カ所の廃止というのはいかがなものかと、先ほども１回目の質問の中で言いましたように、県警は財政議論ばっかりして、再編の計画を進めるのかと、ましてや県政の中での県民としても市民といたしても、安心安全というのはどこにあるのかというところに行き着くわけです。

ですから、どうしてもここ一番、曽於市としては一挙に３カ所も県警の再編計画にのっていくというのはどうも腑に落ちません。市長が今申しましたように、内容的に県警が申してくるのは、夜間に対応ができないということを強く言われるようですが、この角度はどうですか、夕べはどこか事故があったんじゃないかと思うんです。サイレンが鳴って、ここから走ってくるんです。ああ、パトだと思って、気をつけて一歩出たら、たまたま夕べは消防のレスキューやったわけです。音を出しながら走ってきましたけど、レスキューはスピードは出さんわけです。せめて60㎞か70㎞で、ゆっくり走ってます。

けど、一方、夜、今度はパトが走るところを、市長は見えるはずだけど、見ていらっしゃらないかもしれませんけど、赤色灯だけを回して来るわけです。あの地域は南畜から走ってくれば、ほとんど夜はカーブ、人員も歩いてるとか、人の問題じゃないんだけど、まあ物すごいスピードで走っていくのを私は何回も見ています。

サイレンを鳴らして走ってくればわかるけど、夜、何か事件か事故があったのか、猛スピードで走っていけば、あのあたりでよう事故が出ないなと、もし過去の例を言って、人やら酔っぱらい的な者が道路に出くわしたら一発だなというような状況を曽於市警察署は把握してるのか。

また、パトでも運転するやつは、そう考えながら急いでいるのか、そういうことも一たん言ってみらなわからんのじゃないかなと思いますし、またあの地域は、先ほどから再三言いますけど、都城市境です。

そして、いわば住宅の中に県境が引かれてるわけです。何カ所もあります。あの柳迫、柳井谷地区ばっかりじゃなくて、ほかの地域も末吉町にはありますが、あの地域もあります。

一方から言いますと、この警察行政は番地以外には手も足も口も出さないと。私は不思議でならなのが、家の中で事件があったらどっちから入ってくるのかと、庭はどっちよというようなこともよく話をするわけです。そういう状況も考えてもらわなければ、ただ再編計画だからというだけでは話が進まないのではないかなと思っております。

先ほども申しましたように、23年度の事件、事故の件数についても、普通ではこういうような件数は出ないんじゃないかなと、ほかの地域では出てないんじゃないかなと思いますし、交通量から、また市境という条件のもとに出ているんだろうというふうに話を進めるところです。

そういうことで、再度市長は、12月も検討会議なるものに対しては意見やそれなりの条件的なものは付する場はないのか、ただ、地元との検討会議なのか、もう一回お尋ねして、次の質問に入りたいと思います。

○市長（池田　孝）

この問題は県内あらゆるところでいろいろ問題視されたようであります。そうした中で、今回深川だけがこのような処置がなされることになったというふうに伺っているところです。私も全く無視したわけじゃなく、私のところに住民の方々が来られたときも、ちゃんと署のほうにも連絡をして、再度検討してほしいという旨を伝えたところでありました。

今後どうなっていくのか見守っていかなきゃならないかと思いますが、これを絶対阻止という形で、自分の立場としてできるか、今判断に迷っているところです。そのような場で動くということはできるかもわかりませんけれども、やはり署の考え方、それも尊重しなければならないかというふうに思うところです。

ですので、やはりプロのあの人たちの考え方、そしてほかの地域でも駐在所がなくなると、やはり不安である、赤いランプがついているだけでもいい、看板だけでもいいというお話がどこでもあるようです。そうした形の中に何か防犯的な活動の拠点として残してほしいとか、いろいろ要望が出されているようであります。

そうしたこと等も含めながら考えていきたいし、一番私、今残念に思ってるのは２年前ですか３年前ですか、２人駐在所であったのが１人になった、あのときがもうちょっと頑張っておくべきだったのかなというふうで反省をいたしております。あれが２人で残しておけば、何ということなかったんじゃないのかなというふうに思っているところです。おっしゃるように、県境であり、また事件、事故も多い、そのようなこともありますし、今後いろいろと考えさせていただきたいと思います。

○１９番（迫　杉雄議員）

いろいろ考えさせてくれということが本音中の立場だというふうに理解しますが、安全・安心まちづくり条例の中に、この中に「活動推進団体等への支援」ということで、第８条に書き込まれていますし、また第９条に、「推進体制の整備」ということで書き込まれておりますが、中身につきましては、市長は、安全安心なまちづくりを推進するためには、市、市民、そして警察署その他の関係団体及び意見を交換して、相互に連携をとるということもうたってありますし、８条におきましても、

市長が市民の安全安心ということを強くうたった条例です。

今市長が答弁されたように、赤色灯が立っちょっただけでもいいというのは、やっぱり抑止力だと思います。そして、地元の存続を願う柳迫公民館、もしくは深川公民館、この人たちにすれば、何か12月が過ぎて空洞化になるわけ、心が空っぽになるわけにもいきませんので、その線を再度時間ぎりぎりまでも地元の立場、もしくは我が曽於市の立場、そして都城との兼ね合いの安心安全を守ることにぜひ努力してもらいたいと思います。今後いろんな形で、この件について活動があるかと思いますので、この件については次に進めていきたいと思います。

次に、２項目めに書いておりました自主防災組織について市長が答弁されましたが、まず現在、23年度に240万の24の公民館に対しての組織、設立等が進められて、これは66.7％が今回アップしたということですよね。逆に言いますと、どうしても、まだ66.7％というような、まだ100％に近づけにゃいかんという考えの立場から質問をするわけですが、これに努力する前が42.9％だったですか、そこの自治体における自主防災組織率は昨年の場合は、50％以下が県下７市町村という中に曽於市はおったわけです。市当局の努力ですが、今後まだ上げていくために16公民館といわず24とも対応してもらうと、できますなら486ぐらいの自治会の中の地域性で設立できないものか、そこ辺も考えております。

と申しますと、公民館校区でいきますと、一谷一山越えて、隣まで入っている公民館校区もあります。そういうことをどのようにとらえておられるのか、できますなら24の校区公民館が確実に自主防災組織が機能できるようにしていく、それについての方向性やら利便性、メリットといいますか、そういうのを説明しながらやっていかにゃいかんし、逆にできるなら地域性、自治会での取り組みがどういうものなのか、考えておられることを答弁を求めたいと思います。

○市長（池田　孝）

曽於市、ほかの地域に比べて高齢化比率というのが非常に高いというふうに思っております。そのようなことから、今まで自治会ごとにということで進めてきたんですが、なかなかこれが向上しないということで、何か考えなければということで、公民館ごとにということで、枠を大きくしてお願いすることにいたしたところです。おっしゃるとおり、これは同じ公民館の中にも、そこに集落がまとまっているわけじゃなくて、山越えをせにゃいかん、川を渡らにゃいかん、いろいろあろうかと思います。

だから、そのようなところは自治会的なところに、そこの支部といいますか、その公民館の組織の中の下のクラスを何部かくっつけた形で活動していただければと、班と言ったほうがいいかもわかりませんが、そのような形で今後進めていくべきだ

というふうに考えております。これまで自治会でできとったのは、それの公民館ごとの下部組織として活動をしていただく、連携をとっていただくというふうに考えております。今後当分この方式で、早目におっしゃるとおり、24公民館に設置をお願いしていきたいと、また説明をしていきたいというふうに思っております。

○１９番（迫　杉雄議員）

市長が今答弁される内容で、先ほどから言いますように66.7％を曽於市は安心安全の体制をほかのところに先立って100％を目指していくというところの意気込みも欲しいところです。

ちなみに、いろいろ自主防災組織を口にすると、何か地域的にも自治会的にも、大それたことで、なかなか取っつきにくいなという声もあるわけです。逆に曽於市がつかんでいる全域の災害発生箇所とか、この状況を一つ説明してみたら、やはり我が地域も我が自治会もというのが出てくるのではないかなと。そうなると、高齢化を言うておるわけにはいかんというような気がします。

一言並べて書いてきましたので、並べてみますと、土石流発生危険箇所、予想箇所というのが、大隅に49、末吉に31、財部に26カ所、急傾斜崩壊危険箇所というのが、大隅に143、末吉に92、財部に60と、またもう一つが砂防事業指定区というのが、市のほうの資料です。大隅が91、末吉が40、財部は57と、山腹崩壊危険地区というのが、大隅で258と、末吉で59、財部で171と、そしてあと県の指定ということで記載されておりますが、交通途絶予想箇所というのが、大隅に14と、そして末吉が２と、財部が３と、それぞれ県道を見た場所だと、こういう箇所を何かの校区公民館等の結成時とか、結成を要請するときは、これを並べたら、よく見たら我が家の山も前も後ろもというようなことになれば、人間は我が家を守ることに自助だし、そしてともに公助、共助につながるんじゃないかと、それが今までなかったと思っています。

今回16の公民館等で結成が進められましたが、一つ、もう一点、平成18年ですか、防災マップができてるわけです。各財部、大隅、末吉です。この防災マップ等も大いに活用して、各自治会なり、各公民館なり、今市長が述べている内容を進めんことには、高齢化が進むばっかりと生命、財産を守るとは、別だろうと思っています。

そこらあたりで、今後の対応は努力されるわけですが、防災マップなり、それで今後の推進をどうされるか聞きたいと思いますが、ぜひ防災マップには、また新たに少しぐらい予算がかかっても市民を動かすわけですので、検討してもらいたいと思いますが、答弁を求めます。

○市長（池田　孝）

曽於市の場合は、高齢化率が高いからできにくいと、班ごとにした場合、自治会

ごとにした場合はつくりにくい、年な者が多いというようなものが多いということで、そういうような元気坊はおらんがなという考え方が非常に強かったと思うんです。ですから、輪を大きくして考えればというふうに、先ほど申し上げたところです。

１年になろうとしておりますが、昨年の３月11日の東日本大震災による津波、放射能漏れ、このようなのが発生しておりますが、曽於市民、余りほかの地域と比べると、まだこれは危険だぞという考えが薄いと思います。これをどのようにして高揚させるかということが大事じゃないかなというふうに思うところで、おっしゃるとおり、大雨による土石流とか、がけ崩れ、そしてまた地震によるそのようながけ崩れ、そうしたものに備えなければならないかと思います。

ですので、住民にどのようにして災害という怖さを知らせるかということが大事じゃないのかなというふうに思います。もちろん、防災マップもできてますから、それを活用して、また今後に生かす、そしてできたところには、このような資料等は十分提供して、その地域の活動に生かしてもらう。できていないところは、ちゃんとまたつくっていただけるように努力をしていきたいと思います。

○１９番（迫　杉雄議員）

今市長の所見は今後生かしてもらえるわけですが、１点、確認のためですが、以前から各校区公民館と自治会等に職員のサポートを議論してきたわけですが、今回公民館に人割がされておるようですけど、今回の16公民館といわず24公民館の中で、職員の皆さん方もこの件について携わって自主防災組織確立になったのか、公民館の活力があるから、公民館だけでつくったみたいとか、そこら辺の確認をしたいと思います。

○総務課長（大窪章義）

お答えをいたします。

今回つくりました制度によりまして御案内をいただいたのがちょっと手元に資料はございませんが、４件だったと思っております。携わった職員がですね。そのあとまたほかのものもございますけど、総会といいますか、総会前の準備ということで出かけていっております。

以上です。

○１９番（迫　杉雄議員）

４件は、職員も一肌脱いで、地域のために活動したということですよね。あとまたぜひ24公民館ともちゃんと張りつけてあるわけですので、ぜひ活用してもらうなり、安心安全は市民総出で頑張ってもらいたいと思います。

では、通告の③ですが、先ほども市長が答弁されましたけど、一応通告質問の相

手に教育長に出しておりましたので、教育長のほうに質問をしたいと、市長でもいいんですけど、現在、老若男女問わず安心安全を確保しなきゃいけないというのは、弱者、子供、女性もですが、その中におきまして以前から対話されてます。市長も十分市民の動きは、先ほど答弁の中で出てきておりますが、これもなかなか期待にこたえられた上のことはないんだけど、今スクールガード、これは文科省の要綱でなっているんだろうということですが、何名おるのか、このスクールガードの方がどうも学校登下校、もしくは子供たちに対するものの指導者的な役割が強いようですが、現在、この方々がどのように活動して、地域と連携をとっておられるのか、把握しておられる分を答弁願いたいと思います。

○教育長（植村和信）

お答えをしますが、その前にちょっと先ほど市長のほうから答弁があったんですが、私が市長にちょっと誤った資料を提供しました。市長のほうにお届けして訂正してもらえればいいんですが、ちょっと距離があるようですので、私のほうから訂正をさせてもらって、おわびを申し上げたいと思います。

次の２の２のところなんですけど、社会人野球チームを「さがみマジック」と私が書き間違えまして、このチームの名前が「かずさマジック」でございましたので。

○１９番（迫　杉雄議員）

はい、わかってますが。

○教育長（植村和信）

訂正をさせてください。済みません。

それでは、スクールガード・リーダーの件でございますが、スクールガード・リーダーが３名おりまして、みんなをまとめております。その下に平成22年度で60名、そして平成23年度で84名のスクールガードがおります。そして、それぞれ地域で一生懸命子供たちの安全をということで活動してもらってる状況でございます。学校のほうもさっき市長の答弁にもあったと思いますが、関連して学校のほうも自分の命は自分で守るんだよという教育を徹底しながら、地域や保護者等の力をもらっている状況でございます。

以上です。

○１９番（迫　杉雄議員）

じゃ続けます。

今スクールガードのリーダーというのが３名、スクールガードに協力してくれる人が84名だったですかね。

○教育長（植村和信）

はい。

○１９番（迫　杉雄議員）

今内容がわかりましたが、それはさておいて、今教育長の答弁の中に児童生徒に対する防犯教育というのは、どういうような時期とか、時間とか、内容はなっているのか、それに付随して教育の分野から申せば地域にも、先ほどから出てる校区公民館等にも、自治会もですが、おりてくれば、地域のいろんなかなめ、もしくは防犯については抑止力がなければいけないと、抑止がなければいけないということは連携ですよね。そこ辺等かみ合わせて、防犯教育というのはどの程度のものなのか、一応お答え願いたいと思います。

○教育長（植村和信）

お答えをいたします。

まず、子供たちの学習の中に国語とか社会とか、教えている教科の学習というのがあります。また、特別活動と言いまして、学級がありますので、学級単位でそれぞれ取り上げてというようなことやら、あるいはまた全校朝会とか、そういうような全体の集まり等を通じてというような指導の仕方がたくさんございます。

まず、学級によりましては学級指導という中で時間を設定して、計画的に子供たちに自分の命は自分で守るんですよという考え方を徹底してまいります。

それから、そういう日常の中でそういう教育を計画的に行っているわけでございますが、時々声かけ事案というようなこと等で、見知らぬ人が車に乗らんね、おやつをあげるよとかいうような誘ったりして、そういう事件が、声かけ事案というのが発生します。そういう機会をとらえて、また指導もしてまいります。

ということで、中学校等はロングホームとか、朝のショートホームとかいうようなことで、随時時期をとらえて、そして指導が徹底しないことのないように繰り返し繰り返しやっている状況でございます。中には、不審者に対する教職員とともに、一緒になって訓練をしたりする場面もございます。

それから、子供110番というのが設置してございます。曽於市内に131カ所あるというふうに覚えておりますが、そこを上手に活用できるように指導したりしている状況でございます。

以上です。

○１９番（迫　杉雄議員）

防犯教育の内容については、今教育長が述べられた中と声かけ事案、これをどうやってとらえるか、以前は声かけ事案という言葉はなかったんです。ここ数年なり声かけ事案で、子供たちは登下校であいさつは不要というような形なんです。一例が先日、声かけ事案と見間違った例が出て、そしてちょうど下校の時間だったと思いますが、そこには防犯パトロールの方がおって、子供たちに連絡とったら、あい

さつ、声かけをされた方が地域の人であって、何か気まずさそうに、そして大事に至らなかったと、こういう事案があるわけです。

それに対して子供たちは、今先ほど市長もいろんな形で、この防犯については取り組んでると、かなりの人数が取り組んでるということですが、何か統一できないものか、俗に言いますと、今ボランティアで活動してもらっている人は帽子なり、たすきなり、ベストなり持っておりますが、中にはそのベストも着れなくなったとか、いろいろな意見が聞こえるわけです。ここらあたり一歩前へ出て、教育委員会としてそこらあたりを精査して、そして地域での防犯活動、ボランティアをしてもらうのには、それなりのものを一応おろしたらどうかと思うんです。そういうことに努力して、転ばぬ先のつえが一番ですので、対応していくと、そうすることが安心につながるし、また一方、社会的抑止につながるんだということでいくのではないかと思うんです。この事件は、万に一回でもあったら、私は、地域は沈むは、まちは沈むは、また地域の住民も沈むわけです。そういうことを今後対応してもらいたいと思います。内容的にはいろいろ取り組みはされておりますので、今後願うところは、そういう事案、事例にひっかからないように見守りたいと思います。

次に、２項目めに入りますが、先ほど１回目で質問をいたしましたように、本市のメセナ温泉と、はっきりメセナ住吉交流センターではなくて、メセナ温泉ということで質問をしたいと思いますが、一昨年の12月議会で同僚議員が質問をして、そして市長も今後検討するということになりましたけど、どうもこれは急がにゃいかんなという時間を見ておりましたけど、23年度もそれなりの対応が見られなかったし、また24年度についても、宿泊については全然対応されていないと。

こうなりますと、こういうのは計画性も必要だし、途中で補正とか、そういうのもあるかもしれませんけど、当初の段階で見ていきたいと、24年度になかったわけですので、現在のメセナ温泉の宿泊施設を増につなげてもらいたいと思いますが、市長も十分わかっているわけですよね。今の宿泊客のニーズにしては、１部屋４人に押し込むのはなかなかと、そうなりますと、８つの部屋が２つずつで16人なんです。そこらあたりをかんがみて、ぜひ前のめに検討すれば、いろんな議論が出てくるのではないかと思います。俗に言いますと、メセナ温泉を市外に売り出すためのいい材料になるのではないかなと思います。

現在、16年経過の中にパンフレット等やら、その都度の市外発信はされると思いますが、今言いましたように、メセナ温泉宿泊というタイトルでいけば、今の時代、今のメディアですので、必ずうぜけんからということで、曽於市を目指してやってくるのではないかという気がします。利用料のアップということはさておいて、売り出すのに曽於市という名前を売り出せるのではないかなと思うし、曽於市の認知

度の調査が昨年行われたわけですよね。

昨年の３月の９日を中心に、ちょうど11日が震災ですが、その前の記事が、西日本新聞が取り組んだのでは、曽於市の認知度は23.1%、２%というところのデータが出ております。ここらあたりから議論していくと、何かの形で認知度、知名度を上げるために発信せにゃいかんなと、そこに議論が行って、そしていよいよ曽於市のメセナ温泉は人気がいいぞというところで売り出していく考えはないか、まずまた答弁を求めたいと思います。

○市長（池田　孝）

おっしゃるとおり、あれがつくられた当時は１部屋に３人、４人入室という形がとられておったようですが、最近では１人１部屋という形が多いということであります。そのようなことから、本当あそこのレストランも朝は２人やってん、やっぱり朝早く来て飯をつくらにゃいかん。1,000円もしないのに２つつくる。引き合わんという形があるわけです。

ですので、宿泊者がふえる形というのは、大変望ましいというふうに思います。できるならば、私は民間の力を借りたいという気持ちを強く持っておったところです。

しかし、民間のほうは、なかなかこちらのほうには目を向けてくれそうにありませんので、そうであれば行政で、あそこメセナ温泉の中にまた増設というのも考える必要が来たなというふうに思っております。これまでも温泉のほうにはいろいろと投資もしてきておるところでありまして、すべて一挙にというわけにいかないということを思っておるところです。

しかし、近いうちにそれはやはり実現しないと、宿泊施設が全くない。末吉の場合、民泊も民宿もないし、本当に残念だなと。また、最近非常に高齢化が進んで、死亡者が多い。親戚の葬式に帰ってきたけど、泊まるところもないというようなこと等も非常に多いようで、同窓会の会議等も開けないということもあるようですので、これは今後十分検討をさせていただきたいというふうに思います。

また、人との交流をどうしても盛んにしたい、そして先ほどのパークゴルフ、またフラワー公園、こうしたことを考えても市外との交流、非常に大事だというふうに思っております。今グリーン・ツーリズムという形のもとで、民泊というのもいろいろとやろうじゃないかと、大隅半島をひっくるめてやろうじゃないかという話も持ち上がって、もう既にできているところが多いわけですが、曽於市がまだできておりません。

ですので、曽於市でも早く協議会を立ち上げてやろうじゃないかというふうに思っております。そうした中で、どうしても交流人口をふやさないと、景気浮揚につ

ながらない。そしてまた、いろんなせっかくブランド品の認定をして、これが売れない状況が出てくるだろうと思います。そのようなことで、いろんな施策をとりながら進めていきたいというふうに思います。議員のおっしゃることは十分理解できますので、今後検討させていただきたいと思います。

○１９番（迫　杉雄議員）

２項目めの①に移りましたが、申しわけありませんけど、あと一点、質問を飛び越えておりました。③の川内団地の件を市長が先ほど答弁されましたけど、１点だけ確認に戻ってもよろしいですか、申しわけありません、時間を気にしてましたので。

川内団地の件につきましては、街灯を５基、また24年度10基ということで対応されますが、今回の事案に対して前回もあったというような状況で、住民はやはりいろんな形で不安じゃないかと、また俗に言う団地ですので、言う地域性というか、親族知り合いが先祖代々からおる地域でもないし、入居者についてはそれぞれなかなか長いコミュニケーションが保たれたわけじゃないと。そうなると、やはり不安というのは募ると思いますが、そこで防犯灯も街灯も当然なんですが、本市において防犯カメラはどうなっているのか、市全体を見て、公共施設等に防犯カメラが設置してある箇所があればお聞きして確認をしたいと思いますが、是が非でも10基の街灯もそれはある程度住民は安心感は得られますが、端的に言って、今の時代ですので、防犯カメラ等を設置してもらいたいという質問です。

○市長（池田　孝）

今回の事件発生を考えなければならない問題点だというふうに思います。そのような多く出そうなところには、今後検討してまいります。

○１９番（迫　杉雄議員）

前後して申しわけありませんでしたが、防犯カメラについては川内団地のみでなく、今後は必要な時代に沿った代物だということで進めてもらいたいと思います。

それでは、飛びましたけど、２項目めの②に入りたいと思います。

教育長に質問したほうが的確ではないかと思いますので、スポーツ団体等を誘致するという議論になりますと、いろんな角度から、先ほどから口に出しています曽於市の認知度アップにもつながるし、また観光振興にもつながるという考えです。

その中から、先般の「かずさマジック」やったですね。これについて聞きましたところによると、30人が１週間ばかり霧島国分から、いわば出かけてきたということになりますので、初キャンプ、初合宿という割には、もう一歩進めにゃいかんなと思うところです。

そういう関係から、スポーツ団体等というと、一概にないわけです。例としては

いろいろあるんじゃないかなと、まず議論から先に入っていけば、案外と突破口は見つかると思いますが、私はあえてスポーツ団体等誘致連絡協議会とか協会とかいう角度から入っていくのであれば、曽於市スポーツ文化団体等誘致協会とか、そういうところに議論を持っていったらどうかと思います。県下どこの市町村もスポーツ団体等の誘致合戦はしているわけです。ほかの県内の近隣に負けないためには、やはり売り込みが必要だし、曽於市におきましては一例ですけど、今開かれている吉井画伯展の家の分野も文化の角度から何かの知恵を出せば、発信して呼び込むことができるんじゃないかなと思っておりますが、端的に答弁を求めたいと思います。

○教育長（植村和信）

スポーツの、あるいは文化の団体等を曽於市では、資質向上のための訓練、練習、学習、そういうもの等で交流人口がふやせていけば大変すばらしいことではないかと思います。

ただ、その条件としまして、今さっきから出ておりますとおり、宿泊所の整備の問題、それからスポーツ等については気候的なもの等もあるようですので、そういうこと等も総合的に考慮しながら、そして観光の関係、予算的な面で市長部局との詰め、そういうことを総合的に進めながら、前向きに前向きに考えていかなくてはならないだろうなと思ってるところです。

○１９番（迫　杉雄議員）

前のみ前のみじゃなくて、前のみ議論をして、ぜひ歯車をつくり上げて、今申しましたように市のスポーツ文化団体等の誘致ということで、連絡会やら協会なり、ぜひ進めてもらいたいと思います。そういう観点から一例と申しますか、吉井画伯を言いましたけど、本市におきまして近日中に市のほうが整備するであろう山中貞則顕彰館なるも、やっぱりそのたぐいに向けたらどうかと思います。

文化といえば吉井画伯のことですけど、それなりのものがあるのではないかなと思いますし、先般本市が名誉市民賞をやった北別府学氏についてもそこらあたりから発信して、曽於市はどういうところかというところで、やはり整備していけばいいかと思いますが、最後に市長の考えを求めるんですが、再度申して、曽於市、仮称で申しませば、スポーツ、文化等の誘致会議、もしくは協会なるを考えられないものか、今の所見をお聞きしたいと思います。

○市長（池田　孝）

先ほども申し上げましたけれども、スポーツの合宿先として大学などから要望もあったところですが、また人数が多いということで、我がまち、曽於市において受け入れられる人数でないということで、お断りをいくつかしたということもあったようです。

ですので、非常にこうしたことは残念でならないわけで、受け入れて、ちゃんとスポーツを交流していただく、そしてまた披露していただく、大変大事なことだというふうに思うところです。

ですので、今後そのようなことを考えていきたいし、やはり民宿、民泊、こうしたものも大事じゃないのかなと、個人の力も企業といいますか、個人、両方、そうしたことも力をかりながら進めていく必要があろうかと思います。すべて行政で賄っていくというのも大変出費もかさみますし、そうしたことで、まちが元気になればいいがなというふうに考えております。そのような活動も今後していきたいと思います。

○１９番（迫　杉雄議員）

最後になって、今回の質問に出しましたように、メセナ温泉の増設ということに教育長としてもそれなりの議論を進めてもらうと、宿泊施設が足らないというところからの議論を進めてもらって、グリーン・ツーリズムを当然市民の活力で引き出せばいいということで質問を終わって、また今後の議論につなげたいと思います。

終わります。

○議長（谷口義則）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日29日午前10時から開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

――――――・――・――――――

散会　午後　４時４６分

平成24年第１回曽於市議会定例会

平成24年２月29日

（第３日目）

平成24年第１回曽於市議会定例会会議録（第３号）

平成24年２月29日（水曜日）
午前10時開議
場所：曽於市議会議場

１．議事日程

（第３号）

第１　一般質問
通告第４　五位塚　剛　議員
通告第５　土屋　健一　議員
通告第６　渡辺　利治　議員

２．出席議員は次のとおりである。（21名）

１番　今　鶴　治　信	２番　九　日　克　典	３番　八　木　秋　博
４番　土　屋　健　一	５番　山　下　　諭	６番　原　田　賢一郎
７番　山　田　義　盛	８番　大川内　冨　男	９番　西　川　熊　則
10番　大川原　主　税	11番　吉　村　幸　治	12番　（　欠　員　）
13番　渡　辺　利　治	14番　海　野　隆　平	15番　久　長　登良男
16番　五位塚　　剛	17番　漆　間　純　明	18番　大　津　亮　二
19番　迫　　杉　雄	20番　坂　口　幸　夫	21番　徳　峰　一　成
22番　谷　口　義　則		

３．職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長	迫　田　雪　春	次長	栄　徳　栄一郎	係長	田平　五月男
参事補	吉　田　竜　大	参事補	宇　都　正　浩		

４．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市長	池　田　　孝	教育長	植　村　和　信
副市長	中　山　喜　夫	教育委員会総務課長	安　田　徒　務
副市長	末　廣　光　秋	学校教育課長	森　山　　勇
総務課長	大　窪　章　義	社会教育課長	中　峯　健一郎
大隅支所長兼地域振興課長	上　迫　光　俊	市民課長	切　通　　宏
財部支所長兼地域振興課長	川　崎　幸　男	福祉事務所長兼福祉課長	今　村　浩　次

企画課長	岩元祐昭	保健課長	大休寺拓夫
財政課長	池之上幸夫	経済課長	谷元清己
税務課長	新屋義文	耕地課長	吉田誠得
監査委員事務局長	真方清治	畜産課長	神宮司寛
会計管理者・会計課長	椿松実隆	建設課長	高岡亮蔵
農業委員会事務局長	堀之薗訓	水道課長	福岡隆一

開議　午前１０時００分

―――――――・――・―――――――

○議長（谷口義則）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

―――――――・――・―――――――

日程第１　一般質問

○議長（谷口義則）

日程第１、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第４、五位塚剛議員の発言を許可いたします。

○１６番（五位塚剛議員）

共産党議員団の一員として、今回は４項目について質問をいたします。

まず、農業振興策についてでありますが、23年度の農家の経営は大変厳しい状況になっていたと考えておりますが、市当局はどのように考えているか、見解を求めたいと思います。

第２点目は、特に畜産が中心な本市として、生産牛農家、肥育牛農家は大変厳しい状況にありますが、どのように考えているか伺うものでございます。

第３点目は、このような実情を見た場合、新しい支援策は考えているのかお聞きいたします。

第２項目は、曽於市産の牛、豚の加工品をどのように推進していくかという立場からこの提案をいたします。

ナンチクの会社とも協力し合って、ハム、ウインナーなどの手づくり加工、体験施設はできないか提案をしたいと思います。市長の見解を求めたいと思います。

第３項目は、住宅リフォーム支援の強化を求める立場から質問いたします。

第１点目は、23年度の実績は幾らになっているのか、確認を求めたいと思います。

弟２点目は、住宅リフォーム事業の対象として給湯器やエアコン取りつけ、またサッシの取りかえ等含めたあらゆる支援の拡大ができないか提案を求めます。

最後に、フラワーパーク公園づくりは中止すべきであるという立場から質問いたします。

第１点目は、胡摩地区に最終決定で提案がされましたが、市長はどう考えているのか、見解を求めます。

第２点目は、この計画が明らかになるにつれ、市民の声はますます建設中止の声が広がっております。市長、私はこの事業は中止すべきだと思っておりますが、そ

の回答を求めて、壇上からの質問を終わりたいと思います。

○市長（池田　孝）

お答え申し上げます。

まず、大きな１番目の農業の振興策について、市全体の農業実績はということでありますが、平成23年の曽於市の農畜産物生産実績におきましては、耕種部門、畜産部門合わせての生産実績は、約393億7,000万円となっており、対前年比で104.9％となっております。

増加した主な理由といたしましては、畜産部門の生産牛、鶏肉、鶏卵等が高値で推移したことが要因と思われます。また、耕種部門においては、気象災害等による生産額の減少が主な要因と思われます。

②の生産牛・肥育農家は大変厳しい状況であるがどのように考えるかということでありますが、生産牛農家におきましては、子牛価格の低迷により市場平均価格38万円を下回った場合に支払われる肉用牛繁殖経営支援事業は、現在発動されていない状況であります。肥育農家に対しましては、肉用牛肥育経営安定特別対策事業、新マルキン事業と言っておりますが、これが発動されており、補てん金は１頭当たり10月が８万4,800円、11月は６万2,300円、12月が５万1,300円支給されております。生産・肥育に共通して経営を圧迫しておりますのが平成20年飼料価格の高騰、それ以降も価格の高どまりの状況にあることが要因の一つと思われます。

また、牛肉の国民１人当たりの消費量も減ってきている状況であり、長期にわたる景気低迷も原因であろうと考えます。

市といたしましては、このような状況を踏まえ、３年前から繁殖雌牛導入保留対策事業及び肥育素牛導入保留対策事業に取り組むとともに、畜産振興協議会の事業でも導入保留対策で支援を行っている状況であります。

③の新年度において新しい支援策は考えているのかということでありますが、たばこにつきましては昨年８月に、日本たばこ産業がたばこの廃作募集をいたしましたが、市におきましては、37名中35名の方がたばこを廃作いたします。市といたしましては、平成24年度当初予算にたばこ廃作者支援事業補助金といたしまして100万円計上をいたしました。補助金の中身といたしましては、ハウスや野菜生産資材の助成を考えております。

畜産につきましては、口蹄疫と家畜伝染病予防に対する事業を含め、従来の事業を継続しながら、畜産農家を支援するとともに、新規事業として肉用牛農家の飼養頭数維持拡大を図るため、既存牛舎の改造及び新築に対し、支援する事業を予算化したところであります。

大きな２番目のハム、ウインナーなどの手づくり加工所はということであります

が、加工所の建設はできないかとのことですが、技術的指導の協力を得られれば、既存施設を活用できるものと思っており、新たな加工所の建設は考えておりません。

３番目の住宅リフォーム支援の強化をということでありますが、①の23年の実績はということですが、平成23年度の住宅リフォーム補助金の実績は88件の937万8,000円の補助を見込んでおります。

②の給湯器、エアコン、サッシなどへの支援の拡大をということでありますが、給湯器やサッシ等については、大工工事を伴う工事であれば対象事業としております。単体としての給湯器、エアコン等の取りつけは、器具の購入でありますので、補助対象外としております。

大きな４番目のフラワーパーク公園づくりは中止をということですが、胡摩地区についてどう考えるかということですが、胡摩地区については市の中心地域であり、交通アクセスにすぐれ、フラットで高齢者等に利用しやすく、山林が中心で広く、用地費が安価であると考えます。

②の市民の声や建設中止の声が広がっているがということでありますが、建設中止の声があることは承知しております。また、推進の声も多くあるものと思っております。市民の憩いの場、健康づくりの場、交流の場として、また市外からの観光・誘客と特産品販売・ＰＲ等による経済効果・雇用の拡大が図られ、地域の活性化につながるものと思っておりますので、中止の考えはないところです。

以上で終わります。

○１６番（五位塚剛議員）

農業振興策について質問したいと思います。

23年度の曽於市全体の実績は、393億ということで1.4％の増だということでございましたが、前も質問したことがありますが、ブロイラーとか採卵というのは、本市の実際企業ではないわけです。曽於市以外の商社が、企業が経営しているものであって、基本的には曽於市の実績として見るかというのは非常に難しい部分があるんじゃないかと私は提案しましたけど、全くそのあたりは検討の余地というのはなかったんでしょうか。

○市長（池田　孝）

採卵、ブロイラーについては、カウントするべきじゃないとおっしゃることですか。これは国からの生産高を毎年報告するように言ってきております。ですので、曽於市で生産されたものはすべてカウントして出すようにしているところです。国の方針に従っているということであります。

○１６番（五位塚剛議員）

国の方針だと言われましたけれども、これは今後の問題として、実際、ブロイ

ラー、採卵、養豚の会社が曽於市内に、都城、場合によっては県外の企業が入っているわけですけど、これを全部カウントするとなったら、ほんとの実態がどうかというのは非常に難しいと思っております。これは今後の課題としたいと思います。

次に、特に普通作を含めて、畜産を含めて、今税金の申告が行われておりますけど、実情として、23年度の農家の実際の経営は大変厳しいという私は認識しておりますけど、市長はそのように思っておりませんでしょうか。

○市長（池田　孝）

ここ数年、景気低迷、また普通耕種部門では特に気候的な影響もあるわけでありますが、昨年度23年産についてはそのように言えるかと思います。そしてまた、年々これが横ばいの状態で、よい方向でない。低いどまりで続いているというふうに思っております。

○１６番（五位塚剛議員）

市長自身、子牛の生産もされておりますから実態はよくわかっていらっしゃると思っております。特に、市長からも言われましたこの生産農家、肥育農家については、飼料の原価の高騰によって、その分が農家の手取りとしては非常に厳しい。しかし、経営を圧迫しているというのが実情だと思っておりますが、肥育農家においてはマルキン制度で支援があり、どうにか経営が成り立っているという状況でもあると思うんですけど、現実は今の状況が続くならば、曽於市の生産していく人たち、また肥育をされている方々、これではもうやっていけないという声が相当広がっていると思いますけど、そのあたりの声はどのように受けとめておられるでしょうか。

○市長（池田　孝）

生産牛肥育農家の方々において、子牛の場合は38万円までの補償がなされているということであります。昨年、本年、大体40万円ぐらいということで推移しているようです。大体それだけあれば、私は経営は成り立つんじゃないかなと。それで成り立つように規模拡大、また省力化をやっていくべきじゃないかということで、そのような経営に向けての市からの補助をいたしておるというのが現実であります。ですから、今の価格で経営が成り立たない状況じゃないと思っております。また、肥育についても、以前は３カ月か４カ月に１回のトータル計算で支給されておったのが、今、毎月の計算に変わっている。月々の状態によって、先ほど言ったような形で補てんがされている状況であります。この補てん金をもらうことによって経営は何とか成り立っておるんじゃないかな。しかし、まだ厳しい状況ですので、肥育なり、また生産についても、導入に対して市からの補助金を交付しておるという状況でありますので、最小限度、市からの助成も行っており、何とかこれも、やはり飼育のほうも多頭化など省力化で頑張っていただきたいというふうに思っていると

ころであります。

○１６番（五位塚剛議員）

市としても、一定の支援をしていただいているということは私も理解しておりますが、今市長が言われたように、平均40万あるとどうにか経営が成り立っているんではないかということでございましたが、市長も生産農家をされておりますけど、市長自身、実際もうかっておる状況でしょうか。できたらお答えいただきたいと思います。参考にしますので。

○市長（池田　孝）

私の牛は１頭もいないわけで、息子にすべてを譲渡いたしております。これは今決算がされているというふうに思いますが、それは私としては把握いたしておりません。

○１６番（五位塚剛議員）

うまく逃げたなという感じがいたします。それ以上は質問いたしませんけど、実際、農家の方々の今回の確定申告をしているのを聞いてみますと、40万平均してもほとんど残らないって。これが農家の生の声だと思っております。これはまた、畜産課長を含めて、やはり実態をよく調べていただいて、もっと別な支援がないか検討していただきたいと強く申し上げたいと思います。

肥育農家の方々から、このマルキン制度についての要望として、やはりこの補償割合が、現行は８割が素牛と、あと家族労務費を含めたこの部分の中から８割部分しか補てんがないわけです。だから、最低限の自家労賃を含めて20％はないということで、この分が結果的には赤字になっていると思うんですけど、この分を国に対して100％で、10割に認めるようにということをＪＡからも陳情というか、そういう声が上がっていると思うんですけど、市としてもやはり一緒になって上げるべきだと思うんですけど、その辺はどうお考えでしょうか。

○市長（池田　孝）

ＪＡのほうからも私のほうにはそのような行動についてのあれは届いておりません。一般的に、子牛価格でも、ほかの作物についても補償されるものについては大体８割程度だというふうに思っております。これは８割程度では最低価格を補償しますよという制度でありますので、平均値、採算がとれるようになったその上の部分のときは何も言わないわけですので、ある程度下がったときはそれだけのクリアを何とか頑張ってほしい。それよりオーバーできることによって、またそれは長いトータルの中でやっていけるんじゃないかなというふうに思っております。

長い将来の中で、期間の中でもですが、全部がこれだけじゃない。やはり平均がこれだけですので、自分たちはこれよりか上に持っていきますよと、曽於地域はこ

れよりか、平均値よりか高く売ればそれだけ余るわけです。ですので、農家個人個人、また地域での技術向上というのが非常に叫ばれていると。また、それにあってほしいと思っておりますが、曽於地区の肥育技術というのは以前からすると、相当伸びてきているというふうに感じております。

○１６番（五位塚剛議員）

市長にＪＡからの要望がないということを言われましたけど、これは基本的には畜産課長はどこにいらっしゃいますか。畜産課長、ぜひ答えていただきたいと思うんですけど、やはり農家からの声、ＪＡからの声というのは10割に引き上げていただきたいという要望が現実あると思うんです。それを市長に伝えてないかわかりませんけど、これは大事な問題だと思うんですけど、お答え願いたいと思います。

○畜産課長（神宮司寛）

ＪＡからの要望というのがあったのかということで、市長のほうがなかったということでございましたけれども、マルキン自体についての単独での要望ということはないわけでして、畜産全体の中でこの対策事業につきましても触れられてはおりますので、そこが見落とされたのではないかとは思っております。そういったＪＡの要望を受けまして、単一の市としては弱いという部分もございますので、市は大隅開発期成会、これは大隅半島の市長、議長、町長で構成されております開発期成会でございますけれども、その中で畜産物価格及び安定対策充実強化という項目の中で、この新マルキンにつきましても十分な予算を確保していただきたいということで、農林水産省のほうに上げております。そういった形で、単独の市としては上げておりませんけれども、大隅半島一体となってそういった畜産に対する取り組みはしていただきたいということで上げているところでございます。

また、鹿児島県におきましても、関係省庁に対しまして提案の内容といたしましてマルキンの部分も触れられております。そういった形で、いろいろと国への要望といったものはやっているわけですが、その100％補てんといったものにつきましてはまだいまだ改善がなされていないところでございます。

それと、新マルキンの事業になりまして、メリットといいますか、今まで家族労働費的なものは見てなかったところですけれども、その部分が新たに家族労働費まで見ましょうということで生産費の中に入ってきているということで、それを見ますと、やはり生産費が上がってしまっておりますので、家族労働費を除けばそう差はないのじゃないかなという感じではおります。

以上です。

○１６番（五位塚剛議員）

別な形でこの補てん割合を引き上げてほしいという形では運動はなされているよ

うでございますが、ぜひ池田市長、曽於市の畜産を守る立場から、特にやっぱり畜産を専門とする市長として、ほかの市町村とも連携し合って、今の現行８割を10割に引き上げてもらうように、ぜひとも国に対して意見を上げていただきたいと思うんですけど、前向きな答弁を求めたいと思います。

○市長（池田　孝）

今、予算の確保をしていただきたいということは、あらゆることで国には要望しているところで、これをさらに拡大してほしいということはちょっと言えない状況で、農業関係に対しての政府の取り組みが非常に弱体化していると私は思っております。ですので、現状維持を何とかしてほしいということで強く要望しているのが事実であります。このことばかりじゃなくして、いろんな農業関係に対しての圧力というのが加わっているといっていいと思います。ですので、現状維持でということで我々は要望しているところです。また、国のあらゆる機関でも、市長会のそうした要望等についても、そのような状況であるということを御理解賜りたいと思います。

○１６番（五位塚剛議員）

私は、非常に不満でございます。畜産を守る市長として、もっと前向きに今後活動していただきたいというふうに強く求めたいと思います。

次に移ります。２番目のハム、ウインナーなどの手づくり加工の問題でございます。

基本的な答弁としては、技術的に可能であれば検討する。しかし、既存の施設でできるものは既存の施設と言われましたけど、これは既存の施設というのはナンチクでの既存の施設なのか、それとも曽於市内にある加工所の施設なのか答えてください。

○市長（池田　孝）

これは市の施設を指しております。今回、大隅のほうに完成いたします大隅農産加工センター、またメセナ住吉の交流センター、総合センター生活改善室ですか、こうしたところでできるんじゃないかなと思っております。ナンチクは営業用の工場ですので、それは指しておりません。当然ナンチクなどのそうした技術の提供を受けながら、それが協力が得られるならば、これは大変ありがたいことですし、進めてまいりたいと思っております。

○１６番（五位塚剛議員）

市長も、非常勤での役員であると思っておりますが、ナンチクの。私は、この問題はナンチクさんとは１回もまだ相談しておりません。やはり市長の考えというのが、役員でもあるし大事だと思っておりますから、今回初めて提案するわけでござ

います。

新たな曽於市内の加工場で、できるならば検討したいということですけど、私が提案したいのは、やはり子供たちに畜産のまちとしての活性化を進める上でも、子供たちに、どうしたらそういうハムやらウインナーづくりができるのか、こういう食文化を含めて大事だと思っております。同時に、観光を呼ぶという意味でも、これは非常に大きな意味があるんじゃないかと思っております。場合によっては内村工業団地の一部に、ナンチクさんとも協力し合ったそういう施設を曽於市外のところから、また市内の方々も含めて、みんなが参加して手づくりをつくって、場合によっては即できるところを含めた施設というのは今後大事じゃないかと思っておりますけど、全くそういう考えはないでしょうか。

○市長（池田　孝）

もうおっしゃるとおり、ハム、ウインナー、畜産の加工品ばっかりじゃなくして、農業すべてで言われると思います。観光客として呼び込んで、その加工のやる現場を見ていただく、体験していただく。そしてまたそれを買っていただく。こうしたシステムというのは非常に大事であります。

県のほうから、私にも大隅の農産物加工の状態においてどうあるべきかということをこの１年間、参加をさせてもらいながら進めてきて、今回、県の知事のほうにこれを諮問させていただいたところで、それに基づいて今度大隅半島に、県としてはどのような形でいくのかということで、そのような体験コーナーもつくりたいということでありますし、今後、市町村に向けて、手を挙げるところにまたそうした施設も出てくるんじゃないかなというふうに考えております。こうしたこともやはり県と一体となって今後進めてまいりたいと思います。そこにまたグリーンツーリズムというのが出てきた。そして民泊なりする。また民宿というのも大事じゃないかなと思っております。観光と結びつけたそうした施設というのを十分今後前向きに考えていきたいと思います。

今の既存の施設でどうしても足りないというんであれば、そのとき判断いたしますが、大隅に立派な今回農産加工センターを完成させていただくことになりましたので、大変ありがたく思っております。またこれらの活用などを見ながら判断をしていきたいと思っております。

○１６番（五位塚剛議員）

大隅の加工センターはハムやらウインナーが手づくり加工ができるかわかりませんけど、それはそれで進めていただければありがたいと思います。ただ、今後の問題として問題提起をいたしましたので、ぜひ内部でも検討していただきたいというふうにお願いしたいと思います。

次に、住宅リフォームの問題でございます。23年度は88件で973万、約1,000万の支援があったわけですけど、市長自身、この住宅リフォームはやっぱり曽於市内の地域活性化あるいは関連企業とか関連の関係の仕事おこしにつながっていると思いますけど、市長自身もそれは十分認めておられるでしょうか。

○市長（池田　孝）

これは経済効果はほんとに大にあらわれたと思っております。先ほど88件の937万8,000円と言いましたが、この効果というのは、事業費を見ますと毎年１億四、五千万円に上っておるという形ですので、この効果というのは大きくあらわれたというふうに思っております。

○１６番（五位塚剛議員）

鹿児島県でもこの住宅リフォームに対する支援というのは、いち早く曽於市としても取り上げていただきまして、大変ありがたいことだと思っております。全国的には、もっと億単位でこれは支援されているようでございます。新年度も同じような予算でございますが、今後の問題としては、もっと幅広く支援の中身を充実させる必要があると思っております。給湯器、エアコン、サッシの入れかえについては、単体だとだめであるけど、大工さんやら労務費が絡むものについては対象とするということでございますが、そういう物を購入してそこに人件費が発生するものについては、基本的にはエアコンであろうと電気温水器であろうと、給湯器、ボイラーであろうと、玄関のサッシの取りかえとか、これは全く条件は同じだと思います。そういう意味で労務費が関連する。要するに、曽於市内のこの申請をした業者がそういう住宅リフォームの登録をした会社に対して申請者がそういうものについては基本的には認めるということで確認を求めたいんですけど、どうでしょうか。

○市長（池田　孝）

先ほども申し上げましたように、大工工事に伴うものについては、それが幾らかかっておるかでまた判断がされるわけですが、そのように同じ気持ちのもとに今後判断をしていきたいというふうに思います。

おっしゃるとおり、これは曽於市取り組みが早かったわけですが、時事通信社の官報において載せたところ、全国からも非常に注目されたということで、記者がわざわざ来ていただいて、すごいことですよ、これだけの、市長、率があるというのは本当に鹿児島県では珍しいということを言っていただきました。私もうれしく思ったところですが、やるべきことはやって、そしてまた拡大できる要素があったら考えていきたいなというふうに思っております。

○１６番（五位塚剛議員）

大変ありがたいことだと思っております。提案をしたのは私ですけど、予算を出

したのは市長ですので、お互い、これはいいものはやっぱり中身を充実して、今後も取り組んでいただければありがたいと思っております。

次に、いよいよフラワーパークの問題に入りたいと思います。フラワーパークの胡摩地域については、基本的には市の中心部であるし、また土地もフラットであるということで、高低差がないということでの説明でありました。また、多くが山であるから安く買えるということでございますが、一応、昨日の徳峰議員の質問とも関連する分もあるんですが、基本的には胡摩地域がほんとの気持ちで最適だというふうに今でも思っていらっしゃるでしょうか。

○市長（池田　孝）

十数カ所調査した中で、設計がどうなるか専門の業者に聞いたほうがいいということであります。そして、そのプロポーザルに対しての審査会というのを私自身も個人的にどっちがどっちと言える状況でありませんでしたので、そのような審査会のもとで審査をしていただいたところで、その審査の結果、胡摩地区という結果が出ましたので、この結果というのはやはり尊重しなければならないのかなと思っております。しかし、いろいろな環境問題、そうした問題も特別委員会でも出たということですので、そうしたものも専門業者にまた委託して調査の結果を見て、最終的には判断をしたいというふうに思っております。

○１６番（五位塚剛議員）

審査会の結果であるし、尊重したいということでございました。それでは、中身に入りたいと思います。

今回、この胡摩地域とした場合に、すべての地権者を把握されていると思うんですけど、現段階でまだ親やらその前の親戚からちゃんと相続がされていない、そういう未登記といいますか、状況は何件と何筆あるでしょうか。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

今の段階で私どもが把握している分については、個人の方々が17名、筆数にしまして32筆。それと、２筆ほどが共有、昔の集落のと思うんですけれども、これが２筆でございます。所有者の共有ですので、名簿を見ますと相当古い方々が列記されていますので、この分も入るかと思います。この分を入れますと34筆、筆数といいますと。なるところでございます。

以上です。

○１６番（五位塚剛議員）

現状として、個人の17名と集落の２筆ということで34筆があるようでございますが、なかなかこの名義を直すというのは厳しい部分があると思いますが、これは現

状としては名義が直るような環境にあるのか、確認を求めたいと思います。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

現在、地権者の所有関係は今ここまでしか私どもまだ進んでおりません。今後の過程では相続等が多分発生するのはもうわかっておりましたけれども、それを追いかける作業をこれからしていきたいと思いますので、現段階では、無理とか、ちょっと困難も予想されることはあると思っております。

以上です。

○１６番（五位塚剛議員）

それでは、きのうの徳峰議員の質問との関連もありますけど、質問したいと思います。この建設予定地から1.5㎞以内に、大小合わせて18の施設が畜産関係の施設があるということでございました。特に、牛舎、ブロイラー、採卵、鶏ふんを処理する処理工場、これはこういう観光を中心としてお客さんを呼ぶ、そういう施設づくりについては、どう考えても無理があるんじゃないかと思っておりますが、市長、現状は問題ないというふうに考えているでしょうか。

○市長（池田　孝）

私も夏場に調査をいたしたわけですが、現場で。そのように体感で感じる悪臭など、ハエなど、これは気づきませんでした。しかし、ちゃんとした委託をして、調査をしてまた判断したいというふうに思います。曽於市内あらゆるところに畜産施設というのはあります。そう言われればもうそうした施設はどこも適所でないのかなと。しかし、ハエというのはこの庁舎ないにも飛んできますし、あらゆるところに発生します。その量というのがどのくらいあるのか、やはり考えなければなりません。人が不快に思えるような状態であるのか、また臭気が強いのか、そうしたことを今後調査しなければならないのかなというふうに思っております。

○１６番（五位塚剛議員）

私自身、もともと五位塚出身でありますし、五位塚で育ってきたわけですけど、たまたまこの建設地の近くに田んぼを持っておりました。特別委員会でもこれは報告いたしましたが、20年近くこの入佐の元やなぎた養鶏場の下で、やなぎた養鶏場のこの鶏舎の中を通っていっておりたところが私の約５反歩の田んぼでございましたが、正直なところ、何で私がそこをやめたかといいますと、田植えのとき、また夏場の草取り、昼飯に弁当をあけると、正直なところ、ハエやら黒いハチ、要するによく言われる便所バチです。これが無数に飛んできて、正直なところ弁当を食べられる状況じゃなかったんですよ。それが１つ。それとにおいの問題。そして、大雨、台風のときにこの白毛川のこれがはんらんをして、私の田んぼのところ、横に

流れていますので、これが大雨で田んぼの中を水路になるんです。何度も災害で処理してもらいましたが、現実としてそういう状況でもうとうとうやめざるを得なかったわけです。今もそのままありますけど、ここのところは、私がもう体験として伝えるわけですから、正直なところ、だれが考えてもこの梅雨どき、夏場は大変じゃないかと思っております。ハエに来るなということも言えないし、発生するなということもなかなかこれは難しい部分があると思います。市長、調査をすると言われましたけど、もし調査をしてこういう状況がわかったらどうされますでしょうか。

○市長（池田　孝）

やなぎた養鶏場のころ、またその前の時期から、私も現地調査を、議会議員として調査をしたことがあります。大変これは不愉快な状態が続いておりました。今、会社もフュージョンという会社が引き継いでおるわけですが、これも地元から大変不満といいますか、公害じゃないのかということで、今いろいろとその改善について努力をお願いしているところで、会社側も、今ほんとに前向きな形で改善をしたいということで言っております。

その方々と地元の方々との間に市が入って改善を今しようとしているやさきであります。ですので、そうしたものは一つずつ改善されていくものというふうに思います。特に、ウジが流れておるこの姿を見て、ほんとにいやな気持ちになったし、あれが湯之尻川を通って、それを用水路として使って私の下まで流れておる状況であります。やはりきれいな水に流さないといけませんので、これはもう、昔は私も子供のころから水遊びは大変好きで、このような水で遊んでおったのかなというふうに思うとぞっとするような気持ちもいたしておるところで、そうしたものは今後改善できるように、ほんとに会社側も今、この前も地元の方が来られて、あんないい社長とは思ってなかったと、もっともっとおかしい人かち思うちょったら、前向きにほんとに考えてくださるようだということで、この抵抗感が非常に薄れていく状態が今出てきたと思っております。会社側も前向きにやっていくというような方向を聞いていますので、そうしたものは改善されていくと思います。

このフラワー公園とパークゴルフ場、これは高いところにつくるわけであります。下の低いところにはつくりませんので、そうしたことと、また今後のパークゴルフ場、フラワー公園、農薬を使いますので、きのうも徳峰議員から言われたように、その農薬によって水質を悪くしちゃいけません。そのようなことで、前もって水質の検査もしたいというふうに思っております。

○１６番（五位塚剛議員）

現段階では、その採卵、ブロイラーの会社との公害問題については改善をしていくというお互いの努力がある、それは当然ながら必要なことでありますし、それは

進めていかなきゃならないと思っております。しかし、ブロイラーのふん尿をあそこに、高所式ですから物すごい量が出るんです。それを開放してショベルカーで積み出して、トラックに積んで、それを畝ケ山農場まで実際運んでいるんです。あとまたそこでも処理しているんです。そのときのにおいと、そのときに発生しているウジ、これが先ほど言った黒いハチなんです。これは残念ながら消毒を相当されているんです。だけど、消毒をしても、その消毒をもうその虫自体がもう消毒できかない状況があるんです。それが現実であるんです。そういう意味で、これは非常に問題が私はあるんじゃないかと思っております。においの問題も、直線コースで日本有機さんとも非常に、一山越えたところですから、もう見えているんです。そういう意味では、ここは、こういうところについては、観光客を呼ぶという計画ですけど、こういうところには観光客は来ないんじゃないかと私はもう断言できると思います。

後で、今市長は高台につくると言われましたけど、この諏訪街道の県道からあの山林は高台じゃないんです。どちらかというと低いところなんです。低いところ。それで、場所的に低いところの景観があるところは、人は来ないと思うんです。そのあたりはほんとにわかっていらっしゃるんでしょうか。

○市長（池田　孝）

低い高いは、私は今鶏ふんの問題で、流域を言われましたから、流域からすると相当高いところにあります。県道と比べてみるとおっしゃるとおり少々低いぐらいです。そのようなことで、全体的に見ると高い場所でもない、低い場所でもない。非常にフラットで景色的にもそう悪くもないよくもない。普通のところかなというふうに思っております。

○１６番（五位塚剛議員）

それでは、次に入りたいと思います。鹿屋のバラ園の問題についても前のとき質問いたしましたが、平成21年度、収入は6,810万2,000円、全体の支出は9,111万7,000円、ここで赤字が2,300万円出ているんです、21年度。22年度は収入が4,115万3,000円、支出は8,658万6,000円、赤字は4,543万3,000円出ています。これは23年度もバラの病気があり、うまく咲かなかったということで、まだ決算は出ておりませんけれども、非常に厳しい状況でございます。山田のパークゴルフ場も、平成19年、20年度赤字で、それで使用料を500円に値上げをして21年度、それでしなきゃいけなかった。それでも22年、23年度は、特に新燃岳の爆発もあり、非常に赤字の状況だというのが実態でございます。

現状としては、それなりの努力をされているところでも、こういう施設は赤字が非常に予想されるというふうに思っておりますが、市長はこの前は、多少の赤字は

出るだろうと言われましたから、今の段階で今までの経過を見て、この胡摩地域をした場合には、これはとんでもない、予想もつかない赤字になりそうな気がするんですけど、市長、そのようには認識ならないでしょうか、お答えください。

○市長（池田　孝）

これはパークゴルフで山田のほうも赤字であるけれども、また２コースふやしたいという計画があるようです。やはりそのように住民に、またそのように市としていろいろとアピールし、県外、市がそうしたことを考えると、都城市もそのような決断をされるところかなというふうに思います。

また、鹿屋のバラ園、私も何回も行きましたけれども、これは満開の時期に行くとすごい感激を受けるところであります。やはり鹿屋市にあのバラ園があって鹿屋市のよさというのがあるんじゃないかなというふうに思うところですので、ある程度の、行政というのは赤字があってもそのような施設は整えていく必要があろうかと思います。

そして、それによって来た観光客によって別な方面の経済効果が市民にあらわれるならば、それはそれでいいんじゃないかなというふうに感じております。ただ、そこの中が赤字だからやめろと。そうなりますと、もう今後は公共施設というのはほとんどつくれなくなってしまう。例えば、末吉のメセナ温泉にしても、何とかとんとんで来ておった。ところが、75歳以上200円にいたしております。これによって圧迫が相当強くなってきて、今、私も会長として経営状況を見ているんですが、何とかとんとんになるように努力せんかということでいろんなイベント等もしながら入浴客もふやしている状況であります。ですので、やはりその中に入れば赤字にならんように努力はしていきますけれども、やはりそのような厳しい状況というのはいつも施設では考えなければなりません。しかし、やはり曽於市をアピールするための施設、そしてまた観光客、そしてそれによって経済効果があらわれるならば、やっぱり決断すべきだというふうに考えております。

○１６番（五位塚剛議員）

私たち共産党議員団は、すべてそういう公共施設をつくるなということは一言も言ってないし、むしろ母子保健センターを含めて、必要な施設、公園もそうですけど、大事なものはつくりなさいというのが私たちの考えです。しかし、市民の今の生活の実態と市の財政、国の財政を含めて、今ほんとに必要なのか、これが今問われていると思うんです。だから、まだやるべきことがたくさんあるのじゃないかという問題です。

それじゃお聞きしますが、このフラワー公園を市長が提起されて、内部で検討され、市当局が参考にされたのは、徳峰議員の答弁でも明らかになりましたが、大分

県の日田市の天瀬公園でありますということは言われました。また、現地に参加した職員も、そこを参考にしたと言われましたが、この天瀬公園は昨年の中旬から閉鎖をされているということも明らかになりました。秋のコスモスぐらいしか、今ないということで、また再開もするという考えもあるみたいですけど、参考にしたこの天瀬公園が、フラワー公園が、今事実上閉鎖されているんです。

市長、参考にしたいというんですけど、ここがこういう形で閉鎖されている状況ですけど、これつくったら同じように閉鎖するんじゃないですか。参考にするんだったら。どうでしょうか。

○市長（池田　孝）

あらゆる施設において参考にするところがあるわけですが、それはもうさっき言った温泉においても、都城市は市でつくった施設をもうストップして個人に売却もされました。やっぱりいろんなことは、これは生じてくると思います。景気がいいからこれはいいというてもそれが乗り切れないときもあります。しかし、私は、曽於市に観光となる拠点というのがありません。ですので、合併したこの誕生記念として市制を敷いた記念公園として合併特例債が利用できるうちにやっておく必要がある。後に何とかなる。やろうよと言ってもそのような財政的な支援が受けられるとは保障されていないわけであります。ですので、合併したこの10年間ぐらいのうちには立派な施設を整えたいというふうに思っております。これが必ず黒字になるという保証もありませんし、また、赤字がどれだけあるという計算もされておりません。今まで出したのはすべて概算で言っているわけですから、これはもうそのような市民に夢と希望の持てるまちづくりというのはそのようなことじゃないのかなというふうに思っております。

○１６番（五位塚剛議員）

都城市の温泉開発を例に出されました。典型的な失敗です。当時の岩下市長だったですか、共産党議員団含め反対をいたしました。結果的に莫大な赤字を抱えて事実上の倒産で民間に売った。民間も買ったけど経営が成り立たなくなって事実上閉鎖です。オーシャンドームだってそうです。だから、夢と希望を与えるといいますけど、私は今の市当局が出している計画そのものがもう破綻していると思うんです。参考にしているところがもう閉鎖をしているんですよ、フラワー公園が。それぐらい、あの胡摩の地域で成功する保証は全くないと思います。

市長、私たち議会は、議員は、提案するのは市長かもしれんけど判断するのは私たち議会です。議会が、ここの場所は、今の計画はここですから、これはもうだめだというふうに議会か判断したら尊重いたしますか。

○市長（池田　孝）

場所がどうしてもだめだということであれば、それはまたそのとき考えさせてもらいたいと思いますが、今のところ、私はさっき言いましたように、審査委員会の審査の結果を尊重して、それでどうであるかということを調査をしたい。それで私の最終判断をいたしたいと思います。それでも議会が反対であるということであれば、そのときに判断をいたします。きょうここでどうこう言える問題じゃありません。

○１６番（五位塚剛議員）

まだまだ質問したいこともありますけど、また土屋議員もこの後質問されますので、同僚議員に譲りたいと思いますけど、今、市民の暮らしは、商工業も含めてほんとに大変厳しい状況であります。今、行政にしていただきたい要望というのはまだいっぱいあると思います。そういう意味では、税金は市民のために使う、市民がほんとに、大方７割、８割、ほんとよかったと言えるようなものであれば、私たちもこういうことはしないです。だけど、今曽於市民の半分以上、市民を二分するようなこういう問題を提案した池田市長いうのは、今後議会がどういう判断するかわかりませんけど、基本的には尊重しなきゃならないと思いますので、意見として申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（谷口義則）

ここで10分間休憩いたします。

―――――・――・―――――

休憩　午前１１時００分

再開　午前１１時１０分

―――――・――・―――――

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第５、土屋健一議員の発言を許可いたします。

○４番（土屋健一議員）

一般質問をさせていただきますけれども、４年に１度と言えばオリンピックであります。２月29日も４年に一度しか参りません。そういった貴重な、記念すべき日に一般質問をさせていただく。大変緊張感を持っております。しかしながら、内容は簡潔にしたいと考えておりますので、明快な答弁をお願いしたいところでございます。

通告に従いまして、パークゴルフ場計画、フラワーパーク計画、これから入りますけれども、経済効果への期待というのはなかなか語られません。私は今回、その

視点に立って質問をいたしたいと思います。

まず、完成までの経済効果はどれほど見込んでいるのか、完成後の経済効果をどう見ているのか、維持管理に要する雇用を期待できるのか、交流人口の増加をどれぐらい予測しているのか、そして特産品のＰＲと販売効果につながるのか、それぞれ述べてください。

次に、先般２月17日、市議会特別委員会で胡摩地区の現地調査が行われました。実は、心のときめきを全く感じることができなかったのは私ばかりではなかったようでございます。交通アクセス、それから景観、地形、周囲に点在する養鶏場や養豚場の数、そことの距離などなど、ベストと言われる場所は、曽於市内ではここしかないのかと落胆をしたところでございます。まことに曽於市には適地がないんだなあという気持ちになった次第であります。

今回の計画に胡摩地区が、まさに適地とお考えか市長にお伺いするところでございます。せっかくの池田市長公約の公園計画ということでございますので、完成後は市内外から足しげく来場してもらえる公園に発展しなければならないのであります。負の遺産として後世に残すことになってはいけません。私は心配をしております。熟慮して市長の政治判断をもって他の候補地を再考できないか問うところでございます。

次に、通告の２番目でありますが、教育問題についてでございます。

平成23年度の教育行政要覧に基づいての質問でございます。

まず、学力の問題です。以前に、議員の全員協議会で報告をしていただいておりますが、その後、市内小中学校児童生徒の学力は、全国で、また県下でどの位置にあるのか、最新のデータがあれば教えてください。

学力向上のための実践事項、努力点が掲げられておりますが、それに基づいて尽力をいただいていることと思います。その成果はいかほどか、向上しているのか、報告をお願いいたします。

次に、今般の施政方針で述べられている社会教育施設の使いやすい環境整備とは、具体的にどういうことか説明をお願いいたします。

次に、通学バスの所管の件であります。

市内の全体的な交通対策としてとらえられないかお尋ねいたします。思いやりバス、思いやりタクシー、これらと上手にリンクさせられないか考えるところでございます。過疎対策、限界集落の対策、少子化の対策、子育て環境、安全・安心の確保、保護者負担の軽減等々福祉的視点、地域振興的視点、率直な市民感覚からすれば、教育委員会にはなじまない施策であります。縦割り行政を見直して、市長部局で計画も実施もされたほうが広く市民に喜ばれ、理解も深まると思うのであります。

市長、教育長の答弁をお願いします。

以上、壇上からの質問といたします。

○市長（池田　孝）

お答え申し上げます。

１番目のパークゴルフ場フラワーパークなどの計画についてということでありますが、完成までの経済効果はということでありますが、完成までの経済効果については、市で用地取得をしますので、地権者へ購入代金の支払いを行うことでの効果、また、地元建設業者等へ発注することによる経済効果及び受注業者の雇用効果などが期待されるものと思っております。

完成後の経済効果でありますが、完成後の効果については、花の苗、芝等の調達が必要かと思います。市内の花農家、芝農家、種苗店、スポーツ店等への経済効果が考えられます。また、出店ペースを設ける計画ですので、出店店への波及効果も期待されると思います。その他、施設の維持に係る費用等も効果として挙げられると思っております。

雇用の予測はということでありますが、雇用については原則として市内雇用を考えております。施設の管理や施設の維持管理にシルバー人材センター等も含む多くの雇用が生まれるものと考えます。また、委託業者による雇用も考えられます。

交流人口の増加の予測はということでありますが、パークゴルフ場等の利用者を年間十数万人と見込んでおります。このうち市外からの来場者等は約半数ぐらいあるのではと思っているところであります。

物産品のＰＲと販売効果の予測でありますが、管理棟の中に食を中心とした特産品の販売スペースを確保する計画であります。地元産材を利用した市内ブランド品目を含む数多くの農産物、工芸品等を販売する予定であります。

胡摩地区が適地かということでありますが、胡摩地区は市の中心地域である地域であり、交通アクセスにすぐれ、地形もフラットで、高齢者に利用しやすく優しい設計ができるものと考えます。また、環境についてはさきの質問でも答弁いたしましたとおり、調査を今後してまいりたいと思っております。

ほかの候補地は再考できないのかということでありますが、プロポーザル審査会での結果を尊重しなければならないと思いますが、先ほど答弁いたしましたとおり、環境調査の結果を踏まえ、最終判断をしたいと思っております。

次の質問事項、大きな２番目については、教育委員会とも協議をしておりますので、教育長より答弁をしていただきます。

○教育長（植村和信）

それでは、大きな２番目についてお答えしてまいりたいと思います。

まず、①市内小中学校児童生徒の学力は全国・県でどのレベルにあるのかというお尋ねでございますが、学力は生き抜く力であり、目に見える学力、数値であらわせる学力という意味です。それから目に見えない学力、数値であらわせない学力を支える基礎的な力の２つがあると考えておりまして、目に見える学力部分についてお答えいたします。

まず、全国との比較については、平成23年度は全国学力・学習状況調査が東北大震災のため実施されませんでしたので、平成22年度の結果で報告をいたします。

平成22年４月20日に実施された全国学力・学習状況調査は、抽出調査であるため、全学校のデータはありませんが、大まかな傾向をつかむことができます。その調査は、小学校第６学年の国語と算数、中学校３学年の国語と数学が対象です。結果は、知識に関する問題、通称Ａ問題というふうに呼んでおりますが、小学校はおおむね全国と同レベルで、中学校は全国に及ばない状況でございました。

活用に関する問題、Ｂ問題。Ａが基本的な内容でＢは応用的な内容というふうにとらえられると思いますが、その状況でございますが、小学校の算数は全国より上回っていますが、国語はやや下回っている状況です。中学校は、国語も数学も全国に少し及ばない状況でございました。

次に、県との比較でございますが、県が毎年１月に実施している基礎・基本定着度調査の平成23年度の県の結果がまだ出ておりません。したがいまして、こちらも平成22年度の調査で説明をいたします。小学校５学年の実施教科は、国語・社会・算数・理科でございます。中学校第１、第２学年の実施教科は小学校の４教科に加えまして英語が入ってまいります。以上の５教科です。

小学校の５年生でございますが、すべての教科で県には及びませんでした。中学校１年は、すべての教科で県にやや及びません。中学校２年生は、数学や理科で県を上回っていますが、他の教科はやや及びませんでした。

次に、②の学力向上対策と成果は。前年と比べて向上しているのかというお尋ねでございます。

学力向上対策として主に６つのことに取り組んできたのではないかなともう一回整理したところでございますが、曽於市が重点的に取り組んでいる夢実現チャレンジをエネルギー源としまして、学力向上と生徒指導を一体的に取り組み、定着する事業を目指しています。より意欲的に取り組むというねらいであります。

中学校３年生を対象にした高校の専門性に触れる夢実現チャレンジ講座を実施しております。

３番目に、平成23年度から教員の授業力・指導力の向上を目指し、市内の管理職等を講師としながら、教師力向上講座を実施しております。

４番目に、小学校・中学校・高等学校の教員による学力向上対策協議会を設置して、情報交換を密に行い、学校間の連携を深め、学力向上に役立てているところでございます。

５番目に、児童・生徒に興味・関心を持って授業に臨ませ、学んだことが定着するように、電子黒板等のＩＣＴを活用する授業、教育機器を活用する授業の充実に努めているところです。

最後に、曽於ベーシック、大隅ベーシックを活用したり、あるいは頭にそれぞれの学校名を入れまして、○○小メソッド、例えば末吉小メソッドというようなことで、それぞれの学校によります学校の特色のある学習の方法、○○方式でありますが、確立を目指したりしながら、曽於市らしい学力向上対策の推進に取り組んでいるところでございます。

さて、成果でございますが、まず特記すべきことだと思いますが、以前は中学校になりますと生徒の学力は県レベルを下回っている状況でございましたが、近年では改善されつつありまして、中学校が上回るような教科が出てきたというような状況でございます。

それでは、具体的に、平成22年度との比較を、１月に実施されました基礎・基本定着度調査で行いますと、小学校５年生では、社会科を除くすべての教科で前年度を上回りました。全教科の平均点では3.1ポイント上昇しております。中学校１年生では、理科を除くすべての教科で前年度を上回り、全教科の平均で4.8ポイント上昇している状況でございます。中学校２年生では、理科や英語で前年度を上回り、全教科の平均が0.5ポイント上昇しております。

以上、まとめますと、平成23年度は全教科を平均すれば前年度よりもすべての学年で向上しているといえます。

次に、大きな２番の③でございますが、施政方針の中の20ページから21ページにかけて、社会教育施設を使いやすい環境整備ということで述べておりますが、その中の説明でございますが、施政方針中の使いやすい環境整備については、ここでの趣旨は、老朽化が進んでおります社会教育施設を、計画的・積極的に整備をして、壊れて使えないとか、使うと危険な状況にあるというようなことがないように、安心・安全な利用ができるように、物的環境の整備に努める必要があることを述べたつもりでございます。

最後に、通学バスの所管についてでございますが、平成24年度の４月から、統合によりスクールバスを末吉中・財部中で新たに３路線を運行いたします。既に学校または保護者にも説明会を済ませて、委託するバス会社と細かな時間等についても協議を進めているところでございます。

このスクールバスについては、文部科学省が実施しております僻地児童生徒援助費等補助金を活用する予定であります。この補助制度は、遠距離通学費として学校統合が行われた小中学校の遠距離通学児童生徒に係る通学費に補助されるものであります。この遠距離通学は６㎞以上が対象になって、対象経費の２分の１補助となっております。５年間活用できることになっていることから、当分の間、教育委員会が所管したほうがいいのかなというふうに考えております。

以上です。

○４番（土屋健一議員）

まず、市長にお願いをしておきたいのは、経済効果の面で、市民は余り論じていないですよ。ですから、機会あるごとに経済効果としてこういうことを見込んでいるんだということを広報していただきたい、伝えていただきたい。でないと、いろんな誤解等が出てくるわけでございますので、よろしくそこのところをお願い申し上げておきたいと思います。

それと、首長が一番考えることは、我が曽於市の雇用であるとか国のお金を幾ら引っ張ってくるとか、そういったことを非常にデリケートに考えます。そういった意味での苦労は余り市民のレベルからはわからないんです。今回のこの事業に対して、もう簡単明瞭に、国のお金を幾らぐらい引っ張ってこれているのか、概算でいいんですよ、何割でいいんです。そこのところをちょっと話をしてみてください。何割ぐらい。――簡単ですがね。特例債をどれくらい使ってその返済のときに交付税措置をどれくらいするということは、とにかく国のお金を引っ張ってくるわけですがね。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えします。

この事業につきましては合併特例債をということでございますので、今計画しておりますのは、24年度の分については１億8,210万円、そしてその後、これは計画でございますが、25年度が３億8,190万、そして26年度５億1,870万、こういったものが起債で借りられると、合併特例債で借りられるということでございます。

○４番（土屋健一議員）

説明が下手です。10億の事業で大体７億ぐらいは最終的には国から回ってくるわけですがね。そういったことを市民は知りたいんです。幾らお金を借りられるとかそういうことじゃなくて、後年度に地方交付税等で手当てされるわけでしょう。そのことを、やっぱり下手なんですね、説明が。市長、よかったらぜひ。

○市長（池田　孝）

事業費の95％を合併特例債で応用を考えております。これの償還のときに、その

額の７割、70％が交付税として入ってくるという形になるところです。そうしたのが基本になっております。

○４番（土屋健一議員）

次にいきます。

私は、完成後の経済効果というものも期待できるんじゃないかなと思っております。今、市長の説明の中で、育苗あるいは芝、これは農家であるとか業者さんであるとか、あるいは維持管理についての雇用であるとか、そういったこともシルバーに多くお願いをしたいというようなことも語られましたが、公共事業というのはもともと赤字なんです。これは考え方の確認なんですが。これがもうかるようであれば民間がすればいいわけです。それをサポートしてあげればいいわけですが、公共事業の大きな目的の中に経済効果、経済刺激、こういったものがあると私は理解をしておるところであります。ですから、完成後、赤字部分も含めて市のほうで補てんをしますが、その大半は市民の財布のほうに流れていくというふうに理解をしてよろしいかどうか、市長にお尋ねします。

○市長（池田　孝）

すべてというわけにいかないでしょうけれども、いろいろと事業をする、芝の張りかえとかいろんなものがあります。地元業者に依頼したり、またシルバーに依頼したりしていきますので、それは相当な、半分以上私は経済効果があらわれるというふうに考えております。

また、レストラン等においても雇用というのはほとんど市内の人を雇用いたしますし、またその仕入れというのも市内の農家なり業者から受け入れるという形になるだろうと思います。ですので、効果というのは非常に大きいというふうに考えております。

○４番（土屋健一議員）

加えて、市民の健康というのも基本計画の中で配慮をされているようであります。医療費が高騰するとか、もっと元気老人をつくりたいとか、そういった視点での公共の利益、これはお金でなかなか換算できにくいところなんですが、そういった公共の利益というものも市民の皆さんに広く訴えていただきたいと、そのようにお願いをしておきます。

次に、交流人口に入りますけれども、大体パークゴルフだけで10万人を見込んでいると。その半分が恐らく市外からだろうというふうに踏んでおられるようでございますけれども、これは大変結構なことだと、そのように考えております。曽於市は、交流人口を図る施策というのが今まで下手だったんです。下手でした。末吉の道の駅を見ますと、とても繁盛しておりました。ここだけでも相当な交流人口とい

うのは増加したと思っております。イメージアップにも相当つながります。ですから市長、交流人口の増加にもっともっと配慮して、市政を運営していただきたい、そういうふうに思っております。

少し今回のパークゴルフと話が横道にそれますけれども、きのう、迫議員のほうからスポーツ合宿の話がございました。こういった方法もやはりしっかりプランニングする必要があるだろうと思います。

実は、日本海側の各県、北海道まで含めて。半年は雪で埋もれて活動ができない地域です。そこの大学あるいは社会人の実業団、この人たちは南九州で大歓迎のスポーツ合宿のＰＲをすれば来てくれる人たちなんですよ。これはいろいろあるんですよ、柔道だけでもいいし、剣道もいい、陸上もあります。サッカーもあります。いろんなものをやはり１年じゅう雪の降らないこの地域というのは資源を持っていると思うんです。ですから、スポーツ合宿等、あるいは企業の研修、そういったものは受け入れる要素が曽於市にはいっぱいあると思っています。それは１つは食材の宝庫だからです。もう畜産も畑のものも、海のものもいっぱいすぐ手に入る。ただ宿泊場所がないですね。あります。廃校跡地です。南之郷中学校のあの跡地をうまく活用すれば、あるいは財部も２校中学校跡地があきます。これをうまく活用すれば、ここに毎年研修で送りたい企業というのは全国から募集すれば幾らでも私は手を挙げてくると思います。大学のスポーツ合宿だってくる可能性はほんとに高い確立であると思っています。問題は、迫議員は温泉センターを言われましたけど、廃校跡地をうまく活用すれば、迫議員の言われた目的は達成されると思っています。要は、本気になるかなれないかの問題だと思っています。ですから、交流人口というのはぜひ配慮いただいて、もっともっとふやせるように努力もしていただきたいと、そのように思います。

それから、特産品のＰＲ、販売効果の予測。これも予測はすぐはできませんけれども、交流人口がふえればこれは当然くっついてくる効果だと、そのように思っておりますので、これは答弁は必要ございません。

胡摩地区で適当かということ、これも同僚議員がもう質問をされまして、答えも出尽くしております。参考に意見を述べさせていただきます。

私も、胡摩地区が決まったところまでのプロセスというのは非常に大事にしなければいけないだろうと思っています。しかし、その中での畜産の悪臭公害等がもし心配されたときの配慮というのは、深くは語られなかったというふうに聞いております。

実は、風光明媚という言葉を辞典で引いてみますと、山水の景色がすぐれて美しく人の心を引くこととなっています。山水の景色がすぐれて美しく人の心を引くこ

とと。今のところ、胡摩地区に私は自分の心は引かれなかったんです。この風光明媚の風光というのは景色であるとか眺めであるとか風景であるそうでございます。観光地というのは、すべてどの観光地もやっぱり風光明媚なんです。遠くからも見える。あるいは現場に行ってみると、そこから見晴らしがいい。そういった特徴があるようです。

ですから、いろいろ今後も考えられると思うんですが、風光明媚な取り組みをしてほしかったなと、そのように思っているところです。

それから、悪臭について、財部の事例を報告しておきます。財部高校下の市之坂橋というところがあります。社会福祉協議会もあります。割と財部の町中にかかりますが、実は杢比野という恐らく２㎞離れたところに産業廃棄物の処分場があります。風がない日に実はにおいがするんです。風がない日に。というのは、もわあと地域一帯ににおいのもとがたまるんでしょうね。風があればそれを払いのけるからにおわないと思うんですが、風がない日に実は相当なにおいがするようです。そういったところもぜひ、調査をするということですから、配慮されて調査をいただきたいと、これは願っております。

それから、他の候補地は再考できないかというところも、これも環境調査をするということでございますので、尊重をしたいと思います。

ここでポイントは、やっぱり負の遺産にしたくないなというのが私の願いなんです。負の遺産にしてほしくない。政治判断というのは、これは市長しか最終的にできないです。これはどうかなと思ったときには、ぜひ市長の政治判断をしていただきたいと、そのように思っているところでございます。特別答弁は求めません。もう今まで２人の議員の方々から出ておりましたので、同じ答えにしかなりませんので、答弁は求めません。

教育問題に入らせていただきます。

教育長、こんにちは。曽於市をＰＲするときに一番効果があるというのは、教育委員会は曽於市をＰＲしようとは思っていないんです。これは管轄外ですから。まちおこしとかそういった。実は、鹿児島県で一番学力の高い曽於市をつくり上げれば、もうこれ以上のＰＲはないですよ。私が申し上げたいのはそこなんですよ。１番をねらってみませんか。２番じゃだめなんです。鹿児島県で１番、これをねらいましょうよ。これ以上のＰＲはないし、これは人がいっぱい来ます。交流人口もふえます。全国から曽於市に教育研修に来ます。そのとき、廃校跡地も活用すればいいじゃないですか。交流人口もふえます。私が質問をしたのは、実はそこに曽於市の学力を上げてほしいなという配慮があるんです。

ところで、２番目の前回の学力調査と比べて向上しているということで自信を持

たれてよろしいんじゃないでしょうか。さぞかし電子黒板の効果も、これはあると思っております。ただ、遊んでいる電子黒板を時たま見受けます。これは積極的に活用されたほうがよろしいと思っています。

もう一つ、教育長、学校関係者にお願いしておきたいのは、曽於市の子供たちは小学校を選べないんです。仕方がないんです。地元の学校に行くしか仕方がないんですよ。時たまお医者さんの子供であるとか、鹿児島市の小学校に通わされているとか、いろんなテクニックがあるんでしょうけれども、そういったことをされているところありますけど、一般的には小学校を選べない。選べない子供たちですから、相当な教育委員会というのは覚悟を持って丁寧に扱わなければいけない。これが私はまちおこしの第１歩だろうと、そのように思っております。

定住促進を学力向上で図る、おもしろいじゃないですか。曽於市に住めば子供の頭がよくなる。こんな曽於市を教育面でつくり上げてください。

答弁は求めませんが、次に、社会教育施設についての問題提起をします。

ハード面の改善を今回言われておるようでございますけれども、実はソフト面でお願いをしておきます。これについては答弁をお願いします。

財部の農業者トレーニングセンターの利用について、社会教育課から何か報告が上がっていませんか。上がっていない。いや、なければいいです、なければ。

○議長（谷口義則）

暫時休憩いたします。

――――――・――・――――――

休憩　午前１１時４９分

再開　午前１１時５０分

――――――・――・――――――

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育長（植村和信）

お答えいたします。

体育館の利用に関して、使える時間帯というのが設定してございますが、それ等で少し早い時間帯に便宜が図れないかというような依頼がありました。

○４番（土屋健一議員）

実は、ここ数年、シルバー人材センターのほうで体育館の管理を現場に出向いてされているわけであります。利用している市民の方々から、複数、もとのほうがよかったというお声が出ております。というのは、もとというのは、利用する、あるいは申し込みをした人が、ガードマンのところにかぎを借りにいって、自分たちで

あけて電気をつけて、使い終わったら掃除をして、またかぎをして返しにいくと。そのほうがよかったと言っています。私は不思議な気持ちになったんです。今のほうがよさそうですもんね、ガードマンがあけてガードマンが閉めてる。いや、昔のほうがよかったというんです。それはなぜかといいますと、これは複数の意見です。そのほうが使いやすかったと言うんです。ということは、ソフト面なんです。

なぜかといいますと、ガードマンの担当される方によってはやたら厳しい。もう夜１０時が過ぎたら駐車場で立ち話をしてくれるなと。もう敷地から出てくれというような指導もされているようなんです。これはどうなのかなと私は思います。

私は、社会体育とか社会教育施設、あるいは公共施設、これは市民の皆さんに使ってもらって何ぼですよ。より利用率が高いほうがいいんですよ。それは、余り厳格に物事をやり過ぎると、市民はやっぱり一歩引いちゃいますよ。もうあそこにはいかないと、ほかでやりましょうと、そういうふうになります。社会教育というのはなるだけ多くの市民を取り込むと、排除じゃなくて取り込むというのが社会教育だろうと思っております。ですから、教育長、ぜひ使いやすい環境整備の中にソフト面を、あるいは管理面をぜひ配慮していただきたいと願っておりますが、いかがでしょうか。

○教育長（植村和信）

おっしゃるとおりだと思います。私も一部、管理人との問題も少し耳にいたしました。そういうことで、今後、市民の皆さんがほんとに安心して使える、そういう面を十分研究して、サービスが図れるように前向きに考えていきたいと思います。

○４番（土屋健一議員）

ハード面の整備、これは大事ですが、要は市民が相手ですから、もう心のこもった対応という、市民の皆さんのためにという配慮を一番前に置いておけば、市民の皆さんは非常に協力をしながら、明るく積極的に公共施設を使ってくれると私は信じています。よろしくお願いいたします。

それから、通学バスの所管の件でございますけれども、実は、学校教育から見た通学バス、これはやっぱり限られた範囲で、例えば今財源のことも言われました。２分の１補助、これを活用していると言われました。しかし、一般市民にはそういったところがわかりません。私は、ぜひ改善をしていただきたいなと思うのは、６㎞以上ですか。じゃ、旧中学校で６㎞ないところはどうされるんですか。答弁してください。全部ありますか。

○教育長（植村和信）

今回は、統合によりバス路線を運行するということでございますので、統合した３校については、もうキロ数に関係なく、統合先の学校まで運ぶという考え方で進

めています。

○４番（土屋健一議員）

一般市民から見たときに、じゃ、旧中学校の人たちはバスで運んでもらえるからありがたい。じゃ、本校のエリアであったすぐ手前の自治会の子供、これは何とかならんだろうかと、これ一般市民が思うんです。いかがなんですか。

○教育長（植村和信）

ここはやはり決まりに触れますと、もう補助金が打ち切りというようなことになるものですから、市のほうですべて運営ができる状況であればこれにはもう距離は関係ないということで補助金の制度は守らなくてもよくなっていくんですが、そこらで私たちも大きな課題を抱えているところでございます。

○４番（土屋健一議員）

補助金の適正化という視点だろうと思うんですが、県教委に直談判をしてみてください。席があいていれば乗せればいいですよ、１つ手前の自治会の子供は。恐らく県教委は、そこまでやかましく言わんと思いますよ。だったら文科省へ行きましょう。文科省の役人は、この問題は別として、末端の市町村の意見を欲しがっています。これが文科省の通達は非常に尊重されています。これ学校教育現場なんですよ尊重されている方々が。だから、現場の声が聞こえていません、文科省には。過疎地、こういった地域の特性というのは、彼らは知らないんですよ。中学校統合にあって、１つ手前の自治会の子供も乗せればいいじゃないかと、10人も20人もいるわけじゃない。せいぜい２人か１人ですよ。これは今県の行政だって国の行政だって、国民のほうを向いていますから、絶対私は理解いただける方法だと思うんです。でないから、教育委員会が非難をされるんです。

先般、「テレビタックル」というのがありまして、大阪市長の橋下さんが取り上げられて、１時間「テレビタックル」で教育委員会不要論を、大改革を述べられておりましたけれども、やっぱり聖域で守られているふしがあるんです。もう私だけで話をして申しわけないんですが、教育委員会は聖域だと思われているんですよ。

なぜなんでしょうか。だって、教育委員が何人ですか、曽於市で。４名、５名でしょう。教育長まで含めて。その中でこの教育予算というのが語られているわけです。それですべて文科省の通達に従って従順にやっていこうという組織になっているんです。それじゃ、それではもうそろそろ限界に来ているんじゃないかと私は思っています。

そして、市民にとってマイナスである部分については、同意できないんです、議会として。ですから、考え方をそろそろ教育長、教育委員の皆さんとお話をされて、考え方を変えてください。というのは、教育委員会でも教育のあり方によってまち

おこしができるわけですから。教育によってＰＲもできるわけですから。教育によって交流人口も増大できるわけですから。教育というのは非常に多様な面を持っているというふうに思ってください。

時間になったようでございますので、最後に、昨年の12月16日に、財部北中の保護者の皆さんが大川原の駅から高塚というところまで歩かれました。財部中学校の校長先生はそれに参加をされました。教育委員会からどなたも参加をされませんでした。このことについて、知っておられたか、案内がなかったか、なぜ来られなかったか、そこあたりを答弁してください。「新通学路、安全を守れ、保護者ら歩いて点検、外灯、人家まばらで危険」曽於財部北中、来春16㎞先へ統合」というふうに新聞に載っています。答弁をお願いします。

○教育長（植村和信）

お答えいたします。

校区のほうから、中学校のほうから私たちのところには連絡はなかったというふうに思っております。

○４番（土屋健一議員）

最後になります。教育長、９月の議会で現場の実態を知っておられないなと私は思っておりました。こういった新聞が出たわけでありますので、車でもいいから職員の皆さんと現場を歩かれるべきだと思います。例えば、毎日、財部小学校前から70人から100人の子供たちが通学バスに乗って帰っております。その光景たるや、ほんとに拍手をしたいような光景があります。また、片や一方、北小学校からたった２人しか乗らない通学バスもあります。がしかしながら、その最終地点になるや、もう数キロ山の中、川のほとり、狭い県道を歩いて、やっぱり歩いて帰れないよなというような子供たちばっかりなんです。ですから、教育委員会は今後の教育環境のためにも、現場をより調査されて、行政施策に当たられたほうがよろしいだろうと、そういう思いを提言をして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（谷口義則）

ここで、昼食のため休憩いたします。午後はおおむね１時再開いたします。

―――――――・――・―――――――

休憩　午後　零時０２分

再開　午後　１時００分

―――――――・――・―――――――

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第６、渡辺利治議員の発言を許可いたします。

○１３番（渡辺利治議員）

通告に基づき、２点５項目について質問いたします。

これまでも私は茶業に対して、畑地かんがいの取り組みの甘さ、計画のずさんさとも言えるような先見性のなさ等について当局に再三質問いたしてまいりましたが、今でも新たに水を使った新植、改植は認められない現状であり、農業振興に反する気がいたします。現にことしも、優良品種に改植するために準備をしておりますが、畑かん施設のあったところはよかったのですが、１枚の畑においては畑かん施設がなかったものですから、やむを得なくお茶以外の作物が植えられております。茶農家が茶を植えられないもどかしさを市長はどう受けとめられますか。

今、限られた水をうまく使う策として、交互に散水する間断かん水法が取り入れ、最大限の努力は、農家・行政双方ともにしているのは認めますが、これ以上の面積増は望めない中に、節水型の散水器具が開発され、３名の農家の方が実験をしております。実際、取り入れている地域もあり、その効果は著しいものがあり、60％の節水効果が証明されております。茶業振興に限らず、水は天からのもらいものであり、いつ水不足が発生するかわかりません。そのためにはどうしても普及させなければならないものであります。この節水型散水器具の普及についての市長の考えを求めます。

次に、茶業振興基金について、設置の目的とこれまでの概要について説明を求めます。

２番目の、24年度の新規事業であります高齢者見守り対策事業について伺いますが、けさの南日本新聞のトップと……。

（何ごとか言う者あり）

○１３番（渡辺利治議員）

失礼いたしました。

３番目の平成25年度に開催されます、11月の予定でありますが、この茶業振興大会が本市で持ち回りとして行われるようになっております。これについて、市としての取り組みについての伺いをお伺いいたします。考えを伺います。

次に、24年度の新規事業であります高齢者見守り対策事業について伺いますが、けさの南日本新聞のトップと、４ページに、私の一般質問に合わすかのように出してくださいました新聞社に御礼を――あ、いなかった――申し上げたいと思います。

しかしながら、けさ早くから原稿を書き直すはめになった次第でありました。

市長、高齢化の進む中での実態をどうとらえておりますか伺います。

２番目で、各自治会も若い人は少なく、曽於市全体の高齢化率34.7％でありますが、あくまで平均でありますので、もっと高い地区があり、なかなか役員のなり手

もない現状でありますが、今後どのような対策を講じて高齢者が安心して住みなれた地域で暮らせるようにするのか伺いまして、登壇での質問を終わります。

○市長（池田　孝）

お答え申し上げます。

１番目の茶業振興についてということですが、畑地かんがい用水節水型の散水器具の普及についてということでありますが、中岳ダムは特別最大取水量が決められております。秋冬期の防霜時期には取水量が最も少ない時期で、現在の防霜時の散水は一定温度になると手動または自動で散水する仕組みになっています。この方法だと、１回散水するとかけ流し状態となり、いざというときに水が足りなくなり、霜の害につながるおそれがあります。節水型散水器具につきましては、県の畑かんセンターが中心となり本市の農家でも平成23年度から実証試験がされております。

節水効果は期待できるということですが、今後の普及については、農家・関係機関と一体となって検討をしてまいります。

茶業振興基金をどのようにして活かしていくのかということでありますが、基金は合併前、末吉、財部のみでありましたが、合併後、大隅まで基金が活用できるようになりました。この基金は茶の新植及び改植に係る経費について、貸し付けによる初期投資の負担を軽減する目的で創設されたものであります。10アール当たり１年目20万円以内、２年目、10万円以内を貸し付けし、貸し付け日から起算して７年以内に一括償還することになっております。無利子で借りられますので、ぜひこの制度を活用し、茶業振興を図っていただきたいと思っております。

③の県の茶業大会を控え、本市の取り組みはということですが、平成25年度、本市におきまして茶の県大会が開催されますが、それに伴い、既に曽於市茶業振興会の下部組織に曽於市銘茶研究会が立ち上げられ、県大会に向けての技術指導等の取り組みが始まっております。市といたしましても、平成24年度に摘採機整備費や指定工場整備費、製造対策費等の品評会対策費といたしまして737万円を当初予算に計上したところであります。今後は、曽於市茶業振興会を中心に、ＪＡ、畑かんセンター等関係機関と一体となって県大会成功へ向けて取り組んでまいります。

大きな２番目の高齢者見守り対策事業について、実態をどのようにとらえているかということでありますが、曽於市の高齢化率は、けさの新聞と少々違うようですが、前の数字でいきます。現在34％でありますが、今後、年々上昇していくことが予想されており、地域においては見守りの必要な高齢者がますます多くなると考えております。

さらに、地域全体の高齢化の振興とともに、長引く景気低迷や地域のつながりが希薄化していく中で、ボランティア的な要素の強い地域住民による見守り役として

在宅福祉アドバイザーや民生委員を積極的に担っていただく現状にはないと考えております。

また、地域における現在の見守り活動は、26カ所の地区社会福祉協議会を核として、在宅福祉アドバイザーにより実践していただいておりますが、各地区社会福祉協議会及び在宅福祉アドバイザーの考え方や取り組み方にも大きな差があることも認識しているところであります。

②の役員引き受け手のない現状で、今後どのような対策を講じていくのかということでありますが、各自治会、各公民館等においては役員の引き受け手に御苦労されていることは承知いたしております。そのような中で、自治会長、班長などの役職の方やその奥様方に在宅福祉アドバイザーの役割も担っていただくことは、これから継続的な見守り活動を実施していく上でも難しいことであると考えております。

そこで、油代的な金額ではありますが、各月の見守り結果の報告に対する報償費を予算化させていただき、複数年務めていただける方に就任していただけるように、民生委員とともに見守り対策事業の説明を行い、御理解をいただきながら協力をお願いしていく予定であります。

現在、３地区の民生委員児童委員協議会での説明を終え、３月15日までに26地区で開催される校区社会福祉協議会ネットワーク会議に市も出席させていただき、見守り対策事業の基本方針や在宅福祉アドバイザーの役割などについて説明し、御協力をお願いしている最中であります。

東日本大震災のような大災害時には、行政の対応は地域の隅々まで届かず、地域福祉の力が数多くの高齢者を支援できると考えておりますので、時間はかかるかもしれませんが、市のほうも専門員による見守りとあわせて地域による見守り体制を構築し、高齢者が安心して暮らせる地域づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上で終わります。

○１３番（渡辺利治議員）

畑かんの節水型散水器具については、畑かんセンターや県がいろいろと協議をして検討をするという答えを今聞いたわけですが、これは現実味があるんですか。

○市長（池田　孝）

水が足りない状況が出た当時から土地改良区において、また南九州畑かん、いろいろとこのファームポンドの設置、そして管の設置などについて要望等してきておりますけれども、なかなかこれが実現しそうにありません。そのようなことから、やはり節水型の散水器具をということで県でもいろいろと協力をいただいて、このような今の姿で実証的にやっていただいたところであります。ですので、今後やは

り県とも連携のもとにいろいろと検討してまいりたいというふうに考えているところです。

○１３番（渡辺利治議員）

検討だけではなかなか前に進まないんです。これを市独自でやる方法というのはあるんですよ。でないと、茶業振興はますます歯どめがかかるわけです。若い人が今何名か――何名かじゃなくて、みんな工場においては育っているんだけど、そこにそれがネックになって経営をふやせない。そしてまた、この節水型において60％の節水ができるということは、大まかに見ても大体今の面積の５割は必ずふやしても水は今の状態で足りるということが実証されているわけですから、一日でも早いこれは導入をしなきゃならないと私は思っているんですが、その点についての考えはどうですか。

○市長（池田　孝）

市単独の補助もですけれども、やはり県、国でのそのような補助対象、そうしたものを構築していただくことも先決だと思っております。ですので、そのような方向性もお願いしながら、そしてそこでも県とも連絡を取り合いながら、それがどうしても無理だということであれば、また市で検討していくという形になろうかと思います。これは畑かん事業を計画するときの面積よりも茶のほうが、計画したときよりもずっとふえてきたその現象がここにあらわれておるというふうに認識いたしております。ですので、茶がふえてきたからすぐまたこれを市単独でということになりますと大変きつくなりますので、やはり県とは十分連絡をとりながら、また市で単独でやるべきという判断であればそれなりにどのような方法がいいのか検討してまいりたいと思っております。

○１３番（渡辺利治議員）

ほんと水の問題ですから水かけ論ですけど、これは市長の責任じゃないんですよ、お茶がふえたというのも。水が足りないというのも。だから市長が判断をしていただきたいと思って、こうして質問しているわけです。ですから、２番目の基金のこともありますけど、基金を崩しての考えというのも、あれは貸付基金ですから、多分それは現状ではできないかと思いますけど、それらの方策としては何か考えをお持ちでしょうか。

○市長（池田　孝）

今言っているようなのを市単独でやるということになりますとすべて一般財源であります。ですので、県がどれだけ出してくれるか、やはりそうしたこと等も検討しながらいくべきだというふうに考えております。それがどうしても難しいということであれば、当然市単独で考えなければならないかというふうに思っているとこ

ろです。

○１３番（渡辺利治議員）

今、市単独でやらなければならない点もあろうと今答えられましたけど、前向きでほんといいんですけど、実際、水が足りなくなったその原因というのは――原因じゃなかった。それを機械に置きかえていろんな形で80％の助成を受けながら、一般作物、飼料であり、お茶農家であっても23年度最後の年として補助事業があったですよね。そうですよね。24年度からそれがないんですよ。たまたま節水型の機械が発明というか、その器具の製作――製作が発明でしょうね。これがおくれたばっかりに、結局100％農家負担、もし設置しようとすれば。これがもうちょっと前もってわかっておればのせられる事業なんですよ。たまたまおくれただけですよ。それを県とまた協議しながら進める気はないんですか。

○市長（池田　孝）

この節水型の散水機が普及といいますか、実証したというのが今わずかですので、この効果が大きいということが出てきたわけであります。ですので、これはこの方法でという形には先決になってくるだろうとは思います。しかし、市単独でこれをやるというよりも、まず県との協議が必要かというふうに思っておるところです。

○１３番（渡辺利治議員）

25年度に県の大会があります。この大会に向けて本市の取り組みも先ほど申されました。その中の一環として、これを市が独自にやれば、曽於市の市長は、きょうは４年に１回、29日の先ほど土屋議員が言われましたように珍しい日であります。

そのときに答えを市長が出したとなれば、25年度の開会式のときに、もし市長が再選を目指すものであったらその場で市長は堂々とあいさつをするんですよ。そうすることによって、曽於市のお茶、曽於市の政策というのは一段と一目置かれていることになるんですよ。ですから、一日も早い方向性の答えが欲しいんです。そしてまた、茶業大会も大成功に終わらせるためにも、そしてまた茶業農家が安心して取り組めるためにもそれが欲しいわけです。

再度お聞きします。早急に取り入れるように考えはありませんか。

○市長（池田　孝）

私はやっていませんとは言ってないわけで、県とお互いに責任を、県も今までここまで畑かん事業を進めるためには相当な力を入れてきたわけです。ですので、お互いにこれは協力をし合いながら、今後の、お茶ばかりじゃない、ほかの作物についても、やはりどのような方法でいくのか、特にこの早馬地区のファームポンドの水が足りないと。そしてまた、東部においては志布志のほうのファームポンドも足りないという状況が発生してきておるわけであります。ですので、これはそのよう

な方向で、まず県との協議がまだ済んでいませんので、その協議をした後に結論を出して取り組むようにしたいというふうに思っております。

これはおっしゃるとおり、今ここでやりますということは言えない状況でありますが、県といたします。そして、必要であればこれは24年度中の補正ででも取り組むようになろうかと思っております。きょうは検討ということで御理解を賜りたいと思っております。

○１３番（渡辺利治議員）

きょうの検討より24年度の補正でもということはちゃんと残しております。

次に、関連ですが、散水器具に限らず、農家が圃場内に取り入れた器具は今のところ８割で、すべて補助事業として終わったわけですけれども、その立ち上がり、畑の中の立ち上がり部分の下部のほうがことし何件か、霜の害、氷の害で傷んで破損しております。その補償も実費ということで農家が立てかえじゃなくして農家が払っております。それを聞いております。実際は立ち上がりの上からが農家のものであって、下は国、県、市のものでありますから、それはどう御理解いたしますか。

○市長（池田　孝）

取水口の問題でありますが、これは運用する、スタートするときに、通水が始まって３年間に取りつけたら、１年目は幾ら、２年目は幾ら、３年目は幾らという補助を出しますということで、これは旧３町のトップで決めて、東部土地改良区としての１つの規定が決まったところです。それに基づいてやっております。ですから、それが漏水している。故障した。それが要因が何だったのか。自然なのか機械を引っかけたために壊れたのか、やっぱりそうしたことがこれは負担の割合というのは違ってくると思います。もしそのようなトラクターで何か引っかけた、登った、そのようなことであれば当然その農家が負担すべきことじゃないのかなというふうに思っております。

○１３番（渡辺利治議員）

確かに農家の方が利用する土地、故意あるいは過失によってした場合は当然これはするべきでございますが、生産者が。しかし、霜の害という形で、これは自然災害です。それも立ち上がりの下のほうだから、当然これは水道と一緒でありまして、宅地内は個人のものであって、その外は市のものでありますから、当然市が水道工事をいたします。それと同様ではないですか。ですから、個人負担というのはあり得ないと思うんだけど、個人負担が発生しておりますけど、どうお考えですか。

○耕地課長（吉田誠得）

ただいまの御質問でございますけれども、申しわけありません。ちょっと把握をしておりませんけれども、実際、今議員のおっしゃるように給水栓までにつきまし

ては個人の負担はないというのが原則でございます。ちょっと把握しておりませんので、この議会終了後に把握をして、また報告させていただきます。

○１３番（渡辺利治議員）

茶業振興大会については、先ほど市長のほうから全面的支援ということで、お互いに大成功に終わるように頑張っていきたいと思っております。

次に、高齢者見守り対策事業でございますが、この事業については、もと田﨑町長の時代より、ピンクのエプロンで始まった事業でございます。そしてまた、平成17年より、支え合いネットワーク事業となり、今回また高齢者見守り対策事業という名称変更となりましたが、この内容の違いの説明をお願いいたします。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

お答えを申し上げます。

旧来の事業につきましては、福祉ネットというところでございまして、人数の少ないところでそれぞれの対象者を巡回していく事業であったというふうに思っております。今回の事業につきましては、地域の見守りにつきましては在宅福祉アドバイザーが中心でございますが、約700名弱、多くの人数で少ない高齢者を見守っていくというような事業ということで区別しているところでございます。

以上でございます。

○１３番（渡辺利治議員）

今回の事業も710名の予算を措置されています。23年度のほうも729名かな、たしか資料によりますと七百二十何名で、729名で曽於市は福祉アドバイザーをやっておって、実績としては694名になっておりますけど、大した感じ、人数は変わらないんだけど、これまでどおりの、幾らか相違はあるんですけど、効果というのは得られますか。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

お答えを申し上げます。

人数的には694名が平成23年度でございます。平成24年度は積算上はふえることも含めまして710名ということで、今回当初予算に計上させていただきました。中身的には変わらないところでございます。人数的には変わらないところでございますが、その見守りの仕方、報告の仕方等にかえまして、毎月の見守りがその情報が１カ所に集まるシステムを組みまして、高齢者をその都度その都度見守っていく体制をつくるというところが変わったところでございます。

以上でございます。

○１３番（渡辺利治議員）

今までになかった見回りの方が月１回、民生委員の方に報告です。それもなかな

かなり手のない原因にも１つはなります。ただ、けさの新聞のトップに掲載されておりましたが、県も孤独死対策事業の一環として、地域で見守り活動のための政策として新事業を取り入れましたが、この本市とのかかわりはどうなのかお聞きします。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

本日の南日本新聞の１面に載っていたところでございます。

県社会福祉協議会にコーディネーターを２人設置する。さらに、平成24年度は10市町村に１名ずつだと思いますが、コーディネーターを置くということでございます。本市におきましては、私は非常にありがたい制度というふうに思いました。きょう、社会福祉協議会のほうに確認をいたしましたが、きょうの段階ではまだ何も話はしてきていませんけれども、今後、手を挙げるときがあれば手を挙げていきたいということでございましたので、十分この事業を活用していけたらなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○１３番（渡辺利治議員）

私の質問の中に、希望があれば市町村の社協に送る方針とあるので、希望を出すのかということで伺うわけですが、一応ほんとに大変ありがたい事業でありますので、ぜひそのような方向でお願いします。

次に、今回、当初予算の委員会説明資料の302ページに掲げておりますそこについてちょっと触れてみたいと思います。

新規事業でございます。３名の訪問専門員を任務するということになっております。報酬それぞれ書かれておりますけど、この任務内容についてお伺いいたします。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

お答えいたします。

ことしの補正予算で予算をいただきましたので、１月10日から３名を雇用いたしております。今現在の仕事内容につきましては、４月２日から開始しようとする１週間に１回程度の訪問に向けまして、その対象者の選定に入っているところでございます。新年度24年度からの仕事につきましては、週１回程度対象者を見守っていく。最初の４月の段階では、１地区当たり20名程度からスタートしたいというふうに思っております。曽於市全体で60名でございますが、その後、なれてくるに従いまして人数がふえてくるかというふうに思います。最終的には３名で100名程度を見守ることができるんではないかというふうに考えております。見守ることと、さらに、随時高齢者の方が入院されたり入所されたりというところがございますので、そういう対象者をかえる作業、同意をもらう作業、そういうところがその訪問

支援の仕事ということになります。

以上でございます。

○１３番（渡辺利治議員）

この３名の方の任務というのは大変厳しいものがあると思っております。またもとに返りますが、やはり高齢化社会の中ではなかなかなり手がいない、引き受け手がない。今この３名の方で最終的には100名の方を見ようという計画ではございますが、その末端の見守る人として、やはり710名ですか、それが参加しているわけですけど、それを実現可能ですか。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

最初に市長のほうで申し上げましたけれども、いろいろ在宅福祉アドバイザーさんが700名近くいらっしゃいますと、いろんな考え方がありますし、今26校区社協を回って説明をしておりますが、私自身３カ所回りましたけれども、やはり地区地区で考え方、そのやり方が違っているところでございますので、そういうところの意識を同じにするような形で今後進めていきまして、見守り活動がスムーズにいくように、同じ形で見守りができるように進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○１３番（渡辺利治議員）

支え合いネットワークの事業の現状課題、そして事業内容とこうして資料が出ておりますけれども、この課題を見ましても、やはりなかなか難しいものがあり、また地域差があるということは表面化されております。私もこの前、総合企画審議会の中で意見を申し上げました。なかなかなり手がない。じゃ、だったら民生委員さんにお願いすればという意見がございました。即座に私は申し上げました。ただでさえ民生委員もいないこの現実の中に、だれがしますかと言いましたら、元の民生委員会の会長が、確かにそうです。なり手はいませんよと。それだけ厳しい現実なんです。しかし、高齢化社会は地域で見守らなければならないという前提にあります。それをどげんして実際に動かすようにしていったらいいんでしょうか。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

現在の平成23年度の末吉地区の在宅福祉アドバイザーさんが285名いらっしゃいます。その中で、平成22年度から引き続きアドバイザーさんを務めていらっしゃる方が106名ということで、率にいたしますと36％、約３分の２は毎年交代をされているというような状況にあります。やはりこういう状態ではなかなか継続した、高齢者の状態も変わっていきますので、継続した見守りはできないというふうに思っておりますので、今校区社協のネットワーク会議の中で説明していますのは、自治

会長さんなりその班長さん等の充て職ではなくて、例えば長寿クラブの皆さんとかそういう元気な高齢者の方等にそういう役を担っていただいて、複数年務めていただけないか、そういうところを今お願いしているところでございます。

今、回った感触の中では、じゃらいなと、そういうこともあらいなということは聞いておりますが、在宅者アドバイザーさんが全員出席したというわけではございませんので、またいろいろな考え方もあろうかと思いますが、そういうところを含めながら、今後少しずつ前進していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○１３番（渡辺利治議員）

ぜひ、高齢化が進むこの厳しい世の中で、安心して暮らせる世の中づくりを目指していただけたら幸いと思いまして、私の質問を終わります。

○議長（谷口義則）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、３月２日午前10時から開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

――――――・――・――――――

散会　午後　１時３４分

平成24年第１回曽於市議会定例会

平成24年３月２日

（第４日目）

平成24年第１回曽於市議会定例会会議録（第４号）

平成24年３月２日（金曜日）
午前10時開議
場所：曽於市議会議場

１．議事日程

（第４号）

第１　一般質問
通告第７　原田賢一郎　議員
通告第８　山下　　諭　議員
通告第９　大津　亮二　議員

第２　議案第30号　平成23年度曽於市一般会計予算の補正について（第８号）

２．出席議員は次のとおりである。（21名）

１番　今　鶴　治　信	２番　九　日　克　典	３番　八　木　秋　博
４番　土　屋　健　一	５番　山　下　　諭	６番　原　田　賢一郎
７番　山　田　義　盛	８番　大川内　冨　男	９番　西　川　熊　則
10番　大川原　主　税	11番　吉　村　幸　治	12番　（　欠　員　）
13番　渡　辺　利　治	14番　海　野　隆　平	15番　久　長　登良男
16番　五位塚　　剛	17番　漆　間　純　明	18番　大　津　亮　二
19番　迫　　杉　雄	20番　坂　口　幸　夫	21番　徳　峰　一　成
22番　谷　口　義　則		

３．職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長	迫　田　雪　春	次長	栄　徳　栄一郎	係長	田平　五月男
参事補	吉　田　竜　大	参事補	宇　都　正　浩		

４．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市　　長	池　田　　孝	教　育　長	植　村　和　信
副　市　長	中　山　喜　夫	教育委員会総務課長	安　田　徒　務
副　市　長	末　廣　光　秋	学校教育課長	森　山　　勇
総　務　課　長	大　窪　章　義	社会教育課長	中　峯　健一郎

大隅支所長兼地域振興課長	上迫光俊	市民課長	切通宏
財部支所長兼地域振興課長	川崎幸男	福祉事務所長兼福祉課長	今村浩次
企画課長	岩元祐昭	保健課長	大休寺拓夫
財政課長	池之上幸夫	経済課長	谷元清己
税務課長	新屋義文	畜産課長	神宮司寛
監査委員事務局長	真方清治	耕地課長	吉田誠得
会計管理者・会計課長	椙松実隆	建設課長	高岡亮蔵
農業委員会事務局長	堀之薗訓	水道課長	福岡隆一

開議　午前１０時００分

―――――――・――・―――――――

○議長（谷口義則）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

―――――――・――・―――――――

日程第１　一般質問

○議長（谷口義則）

日程第１、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第７、原田賢一郎議員の発言を許可いたします。

○６番（原田賢一郎議員）

おはようございます。

早春を駆け抜ける県下一周駅伝が終わりまして、我が曽於チームの成績はともあれ、監督を初め関係されました選手諸君、そしてまたスタッフの皆さん、大変御苦労さんでございました。この場をおかりいたしまして心から御礼を申し上げ、来年も無事開催されますように御祈念を念じながら質問に入らせていただきます。

私は、３つの項目について質問をいたします。

まず最初に、曽於市内の小中学校におけるセキュリティー対策について伺います。

各学校においては、それぞれに不審者侵入時の防犯訓練や非常時における避難訓練等は各学校ごとに実施されていることは周知のとおりでありますが、防犯に対するセキュリティーは、危険な状態から守り安全を保つこと、つまり保安対策はどうとられているのか。また、それはどの程度のものであるのか。その実態に問題はないのか。問題があるとすれば、今後どう構築されていくのかをお伺いいたします。

次に２番目に、メセナ温泉の喫煙場所について質問いたします。

メセナ温泉がオープンして16年目を迎えるとのこと、市内外から連日多くの利用客があり、多くの市民から喜ばれ、身近な温泉として親しまれておりますが、現在の喫煙場所は適当であるのか疑問を感じております。なぜなら、入浴するにはその喫煙場所のわきを通り抜けないとならないからであります。

そこで質問でありますが、今までにこの喫煙場所に対する苦情はなかったのか。また、たばこを吸わない方から、場所を変えてくれとの声もあるが、なぜ改善できないかを伺います。

私は、この質問を愛煙家の方々に気持ちよくたばこを吸っていただくために、また来場者の方々に気持ちよく温泉に入っていただくためのものであり、決して喫煙

者を排除しようというものではありませんので、申し添えておきます。

次に、粗大ごみ処理の改善策について質問をいたします。

合併と同時に大隅と財部両町の一般廃棄物最終処分場が閉鎖され、粗大ごみの処理は末吉のクリーンセンター１カ所のみで受け入れるようになって７年目を迎えておりますが、その間、粗大ごみ回収に対しては、行政の手だてが全くなされていない野放し状態であります。特に、高齢者や車のない方は不自由を来している状況であります。

そこで質問でありますが、両町における粗大ごみ処理の実態をどう認識され、どう把握されているか、両町からの粗大ごみのクリーンセンターへの搬入の実態を報告してください。

また、両町に対して粗大ごみ回収の手だてを講ずるべきと思うが、その考えはないか伺います。

以上、壇上からの質問といたします。

○市長（池田　孝）

お答え申し上げます。

まず、質問事項１の市内小中学校におけるセキュリティー対策については、後ほど教育長より答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。私としては２と３について答弁をさせていただきます。

メセナ温泉の喫煙場所は現在の場所が適当かということでありますが、受動喫煙防止法の観点から見ると、分煙対策が完全ではない現在の状況では、適当な場所ではないというふうに思っております。

現在の場所に対する苦情はないかということでありますが、指定管理者のメセナ末吉に確認したところ、苦情はあったとのことであります。

場所を変えてくれとの声があるが、改善はということでありますが、喫煙場所の移動、または間仕切りなどによる分煙対策を含め、今後検討を早急に行いたいと考えております。

大きな３番目の粗大ごみ処理の改善をということで、①の合併して大隅と財部の両一般廃棄物最終処分場が閉鎖された後の粗大ごみ処理の実態をということでありますが、現在、ごみなどの搬入については施設の延命化を図るため、大隅、財部の処分場と市民の直接搬入は行っておらず、市クリーンセンターへの直接搬入としております。クリーンセンターへの搬入については50㎏までは無料で、それを越えた場合はキロ当たり５円の有料となっております。

御質問の高齢者や車のない方のごみ処理については、市シルバー人材センターや一般廃棄物の収集業者が分別から収集まで行っております。また、地域によっては

近所の方、地域のボランティアへお願いするなどの方法をとっておられるようであります。

②の両町から粗大ごみのクリーンセンターへの搬入実態はということでありますが、クリーンセンターへのごみ搬入は平成21年度は全体で８万2,468人、搬入量については1,638トン、そのうち粗大ごみの搬入が2,227人であります。旧町ごとには、末吉町1,188人、大隅町554人、財部町485人の搬入であります。

平成22年度では全体で８万7,216人、搬出量にして1,774トン、そのうち粗大ごみの搬入が2,118人であります。旧町ごとには、末吉町1,075人、大隅町550人、財部町493人であります。

平成23年１月までが全体で７万3,875人、搬入量にして1,648トン、そのうち粗大ごみの搬入が1,933人であります。旧町ごとには末吉町946人、大隅町568人、財部町419人の搬入となっております。

両町に対し、粗大ごみ回収に対する手だてを講ずるべきではないかということでありますが、高齢者等に対する粗大ごみ回収については、先ほど答弁しましたように、シルバー人材センターや業者等の利用になります。また、このことに関しましては委員会等でも質疑が出されているようですが、集積場、予算、条例等の関係もありますので、多方面からの状況を把握し、どの方法がいいか、今後、具体的な調査を行い、検討いたします。

以上で終わります。

○教育長（植村和信）

それでは、お尋ねの１番目、市内小中学校におけるセキュリティー対策についてということでお答えいたします。

曽於市内の小中学校におけるセキュリティーの実態ということで説明を申し上げます。

市内にはただいま小学校20校、中学校６校ということで26校あるわけでございますが、その中でセキュリティーが完備されている学校は小学校で岩川小、末吉小、財部小の３校でございます。中学校のほうは大隅中、末吉中の２校であります。ただ、現在建設中でございます財部中学校、完成いたします平成24年度中に設置する計画でありますので、平成24年度中には６校という見通しであります。

セキュリティーはもう御承知のとおり、夜間または早朝など、学校に職員が不在のときに校長室、職員室、あるいは事務室などに設置しております。

なお、通常は各学校におきましては緊急時に生じる事故・不審者侵入・災害発生のときのマニュアルをつくりまして、そういう人的な力で防ぐように常時訓練等も実施しているところでございます。

②の改善策を講じる必要はないのかということでございますが、あればやはりそれで大きな効果を発しますので、今後の整備ということで、平成24年度までには６校が整備をされるところでありますけれども、その他の学校についても市長と十分検討しながら、前向きに検討してまいろうと思っているところでございます。

○６番（原田賢一郎議員）

ただいま市長とそれから教育長のほうから詳しい説明があったところでございますが、それではまたこの質問項目に追って再度質問をさせていただきます。

まず、曽於市内の小中学校におけるセキュリティーの実態はということで、今教育長が説明があったところでございますが、完全にセキュリティーが完備されているところが小学校で岩小、末吉、財部の３校と。あとの学校はまだだということでございますが、24年度までに６校を完備したいということでございますが、その６校とは、学校名をおっしゃいましたか。学校名。それじゃ、岩小、末吉、財部、中学校の今の２校ですか。

（何ごとか言う者あり）

○６番（原田賢一郎議員）

はい、わかりました。

ただいま答弁があったとおりでございますが、私はこの質問をなぜ取り上げたかといいますと、一昨日は土屋議員のほうから、学校の学業に対しては詳しい質問をしていただきましたが、私、子供たちの安全面ということを観点に取り上げてみたところでございました。

皆さんも御存じのとおり、2001年の平成13年６月８日、大阪教育大学附属小学校へ37歳の男が侵入いたしまして、刃物で無差別に８人の児童の命を奪いました。そして13人がけがを負うという痛々しい事件でございましたが、その男は2003年に死刑が確定し、2004年には死刑の執行がされております。そういったことを今思い出すときに、私はこのセキュリティーの不備さにちょっと驚いております。

いろいろ先生方も毎年転勤をされてこられるわけですけれども、教育長、いち早く電子黒板を取り入れていただいたことには本当に的を得た教育行政だったというふうに高く評価をしているところでございますけれども、片や一方におきましては、非常にまだその点が弱いんじゃないかというふうに感じております。教育長はその点どうお考えですか。

○教育長（植村和信）

議員のほうの御指摘のセキュリティーのほうは、夜間の、職員がいないときの侵入等を警備するものでございます。安心・安全で子供たちの安心、守りというのは、昼間でございまして、これとセキュリティーの関係は余りないと思っておりますが、

したがいまして、子供たちが登校して下校するまでは、職員の力を中心に、見守り体制、そして万が一侵入してきた場合の対策、こういうことは計画的に訓練もしながら、警察等の指導も受けながら、どの学校も訓練をしているところでございます。ありがたいことに、市のほうからも、例えば侵入してきたときに防ぐためのさすまたとかいろんな器具等もありますけど、そういうものを各学校に備えさせてもらったりして、マニュアルをつくりまして、緊急のときはこんなふうにするんですよという訓練等を中心にしながら、そして職員も学校内に不審な人がいないのかというような見守りをしたり、それから地域のほうからいろいろと見回りをしてもらったり、不審者が入らないまずは対策をして、そして入った場合には、入ったときの必要な訓練等に力を入れながら、子供たちが安心して学べるような体制を敷いているところでございます。

以上です。

○６番（原田賢一郎議員）

今教育長が申されましたことは私たちも十分把握をいたしておりますが、私たちもその訓練等にも参加をいたしております。ですので、学校内における防犯のあり方はよくわかっているつもりですが、私が今申し上げているのは、もちろんセキュリティーは夜間のそういった緊急通報システムということもありますけれども、例えばもしそういった侵入者が侵入したときに、今おっしゃいますようにそういった訓練もされておりますが、緊急通報システム、緊急時にボタンを押すと即警察署につながると、そういった防犯体制がぴしゃっといくというシステムをとっていらっしゃる、県下でもそういった学校があると思うんです。あります。ですから、私はそこの部分が大丈夫なのかなということを危惧いたしておるわけです。その点はどうですか。

○教育長（植村和信）

その点は今のところ、器具的にはセットをしていない学校が多いわけですので、緊急警察あるいは派出所、駐在所でしたか、そういうところと緊急に連絡がとれるように訓練を、電話等で訓練をしているところでございます。

○６番（原田賢一郎議員）

よくわかりました。

この防犯対策については、各学校を今からセキュリティーの面に関しては随時行っていくということで理解してよろしいですか。それが全学校に行き渡るのは何年度を目標にされていますか。

○教育長（植村和信）

具体的に何年度までとかいうようなところまでは言えませんが、できるだけそん

なふうにいけるように、市長と十分語りながら検討していければと、財政状況があったりいろいろすると思いますので、前向きの検討はしているところでございます。

○６番（原田賢一郎議員）

もう一つ、人的配置のことでちょっと教育長にお伺いいたします。

そういったことでいろんな訓練もされているわけですが、例えば大規模の学校ですと男の先生方がたくさんいらっしゃいますが、例えば小規模の学校です。私は菅牟田小学校ですけれども、今７名ですか、職員の方がいらっしゃいます。児童数は少ないけれども、７名がいらっしゃるんですが、その中で男の先生は校長先生と教科担任の６年生と２人だけです。ですので、不審者に対してのそんな訓練をされているんですが、やはりいざとなった場合に、体力的に女性の教諭よりも男性の教諭のほうがまさっていると思います。ですから、そういった人的な配置も考慮されておりますか。

○教育長（植村和信）

職員の配置というのは総合的に、指導力あるいは年齢構成、かれこれ考えていかなきゃなりませんので、できるだけそういう大事な要素から十分考慮しているつもりでございますが、100％大丈夫かと言われると、今申し上げましたとおり、いろんな考えなきゃならない条件がございますので、そういう点ではまだ課題が残っている点もあると思いますので、そういう点もまた一つ職員配置の大事な視点として取り上げてまいろうと思っております。

○６番（原田賢一郎議員）

今、教育行政のシステムの中では、設備関係からいきますと、課長が申し上げましたが、約27億程度のまだ予算が必要だということを述べられております。ですので、非常に莫大な予算を今から使うわけですけれども、その中のセキュリティーということは非常に重要な部分ですので、頭に入れていただきたいというふうに考えます。

それでは、この質問はこれで終わります。

２番目のメセナ温泉内の喫煙場所についてを議題といたしますが、今市長が詳しく述べていただきました。市長、私たちはメセナ温泉が16年前にできたということをお聞きいたしておりますが、この喫煙場所というのは、16年前もやっぱり同じ場所だったんでしょうか。

○市長（池田　孝）

多分そうだったと思います。

○６番（原田賢一郎議員）

市長もよく温泉にいらっしゃると思うんですが、市長もたびたび行かれて、今ま

でそういったことはお気づきになりませんでしたか。

○市長（池田　孝）

私、ふろ好きでよく行くんですけれども、考えが甘かったと言えば甘かった。自分でもたばこは吸わないんですが、ここでだれかがたばこを吸われてもそう嫌な感じも持たないもんですから、すんなり通ってしまうという形であります。たばこの火が落ちて下のほうのじゅうたんが焼けたりしておりましたけれども、余り見苦しいんじゃないかということで、その部分のじゅうたんを変えるように指示などはしてきたところでしたけれども、そのようなことについて、ほんとに自分で反省しております。薄かったな、考えが甘かったな。これを毎日見ながら、ただかけ通っておったなというふうに思っております。

議員からの質問が来て、そのようなことがあったのかちゅうことならば適当な場所じゃないなということで、すぐ改善するようにということで、検討しなさいということで指示を出したところであります。

○６番（原田賢一郎議員）

即答えていただきまして、ほんとにありがとうございます。

そこで課長、すぐしなさいということでございますが、いつから取りかかるんですか。

○経済課長（谷元清己）

お答えいたします。

常設の場所を設置するためにはそれなりの費用が必要でありますし、今の場所を当面ほかの場所に移して、快適な場所を今するというようなことで、近々その方向に向けて取り組んでいきたいと思います。

○６番（原田賢一郎議員）

前向きな答弁をいただきました。早速取りかかっていただきたいというふうに思います。

それでは、この問題はこれで終わります。

３番目の粗大ごみ処理の改善策をということで質問をしてまいりましたが、市長がいろいろと量的なこともおっしゃっていただきました。

それでは、圧倒的にこの搬入量、それから利用された人数等は大隅町の倍、末吉町の方々が約大隅町の倍です。財部にしても、約財部も大隅も大体同じぐらいの量の搬入量というふうに認識をいたしましたが、これはやはりクリーンセンターが財部と末吉におきましては非常に遠い。私の大隅町でいいますと一番遠いところにいきますとやはり１時間かかるんじゃないかと思いますが、そういった実態の中で、これを改善しようという計画は今までなかったですか、市長。

○市長（池田　孝）

人口的割合で見ると、均衡した形じゃないのかなというふうに思っております。そのような要望等あったのか、担当課長のほうから答弁させたいと思います。

○市民課長（切通　宏）

お答えいたします。

クリーンセンターへの搬入につきましては、先ほど市長のほうから申されましたが、末吉町のほうから半数ほどの搬入があるようでございます。それにつきましての大隅、財部につきましては、先ほどありましたように、業者なりそれからシルバーセンターの利用ということで、クリーンセンターのほうに搬入している状況であります。

以上です。

○６番（原田賢一郎議員）

量的には人口等が末吉のほうが多いわけですので、こういう結果になろうかとは思いますけれども、市長の答弁の中にもありましたが、両町の処分場は閉鎖されて、延命処置をされたという点では高く評価をいたしております。が、しかしながら、恐らく私たちの近隣を見ますと、粗大ごみはなかなか遠いから持っていけない。それから高齢者の方々は足がないというようなことを非常によく聞くわけです。ですから、恐らくはどこか屋根の裏の、裏庭のどこか片隅に放置されておるか、あってはならないことですけれども燃やしているか、そういったことが実態として考えられます。

ですから、やはりここの手だてをどうしてもやっていただきたいなというふうに考えるわけです。

財部と末吉の方々は今まで処分場にもっとそのままで持っていかれるケースでございました。ですから、非常に消費者といたしましては使い勝手のいいといいますか、捨てやすいといいますか、そういった便利性がありました。そのことによってどんどんどんどんそこの処分場の耐用年数はどんどん縮まっていくわけでしたけれども、しかしながら、一般市民といたしましてはそこが使えなくなったという不便さを非常に感じております。ですから、やはりここがひとつ行政が手をかしていただけないかというふうに考えておりますが、市長、もう一回そこらの対応をどうされるかお伺いいたします。

○市長（池田　孝）

粗大ごみ、分別収集、いろんな方法のあり方、これは最終的な処分場が大隅と財部にあったということでありますけれども、これはやはり両町じゃなくして、市内全般的に判断すべきじゃないかなというふうに思っております。ですので、市内全

般的に今後この方法でいいのか、改善すべき点は改善していきたいというふうに思います。これはやはりいろいろとプロジェクトでもつくって今後検討をいたしたいと思います。

○６番（原田賢一郎議員）

クリーンセンターに持ち込む量は圧倒的に末吉が多いわけですが、そこに日の当たらない方々に対して、やはり手を差し伸べていただきたいなというふうに考えます。

そこで市長、私がちょっと調べてみましたら、これ大崎町の例です。東町長です。東町長は非常に市民に優しい行政をやっていらっしゃいます。これは５年前から大崎町は粗大ごみの回収をやっております。それは、電話予約をしてもらうと、日にちを設定してそこの自宅まで取りにきてくださいます。そういったシステムをやっていらっしゃる事例があります。非常に心のこもったサービスをやっていらっしゃいます。電話をかけますと、リサイクルセンターの方々が品目は何ですか。どのくらいですか。そこの確認をして、そして粗大ごみでも例えば冷蔵庫とかああいったものは勝手に捨てられませんので有料です。そういったものもあるということです。それで、無料なのは木材の破片とか、それから木くずと。タンス、毛布布団。そういったものは無料でオーケーということで引き取ってくれるというシステムが構築されています。

ですから、参考にされまして、大崎町は曽於市よりも小さいわけですけれども、こういった温かい行政ができておりますので、どうか参考にされていただきまして、前向きにこの制度を確立していただきたいなというふうに考えますが、市長の決意のほどをお聞かせください。

○市長（池田　孝）

大崎町の特徴というのは、ごみの収集の仕方だろうと思います。５年ばっかり前に日本一という形で把握されたところでありますし、そこを目標にするというのは近くでもありますし当然です。しかし、一挙にそこまで持っていけるかどうかわかりませんが、近づけるように努力はしていきたいというふうに思っております。

曽於市の場合は、焼却炉が末吉にあったということで、そのような形のもとに、全体的な方向から見た対応を今現在いたしております。粗大ごみも今おっしゃった形の方向でできるならば、なおいいんじゃないかなというふうに考えております。いろいろさっき言ったように検討させていただきたいと思います。

○６番（原田賢一郎議員）

すべての質問に対して前向きに御答弁をいただいて、非常に快い思いでございます。市長の英断と実行されんことを御期待を申し上げ、私の一般質問を終わります。

○議長（谷口義則）

ここで、10分間休憩いたします。

――――――・――・――――――

休憩　午前１０時３３分

再開　午前１０時４２分

――――――・――・――――――

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第８、山下諭議員の発言を許可いたします。

○５番（山下　諭議員）

ただいまから質問をいたしますけれども、これは２月16日に志布志で地方公設市場議会がございました。そのときに私と八木議員が出席いたしておりますが、市長も出席をされたわけですけれども、終わってから大崎、串良、内之浦、肝付町ですか、ちょっと所用のために２人で回ったときに感じましたので、この質問をいたすわけでございます。

平成23年３月11日、午後２時46分、マグニチュード９の東日本大震災が発生し、２万人弱の死亡者、行方不明者が発生。同時に福島原発事故があり、いまだその復旧・復興はおろか、ふるさとへ帰れない多くの人々がおられることに対し、自然の脅威、人間の無力というのを強く感じているものでございます。

３月１日の読売新聞の報道でございますけれども、現在では死者が１万5,854人、行方不明者3,276人、避難者が34万3,935人とあります。我が曽於市の、この地域内の自然災害と言えば風と雨であります。地震はわかりませんけれども、これに伴う津波の心配はありません。風と雨はその発生時から、震度とか雨量、地域まで時系列的に予報されていますということで心構えはできますが、地震に対する発生予報は何十年だとか100年単位の予測であり、ゼロに等しいと思います。地震に対する備えとしましては、地震の知識と自分たちが住んでいる地形と周囲の状況の認識だと思います。

地震につきましては、今回の大震災を受けまして、国あるいは県より指導があったものと思っております。本市においても毎年開催されている曽於市防災計画を昨年の９月の市防災会議に諮られ策定をされております。これを受けて、市は町ごとに防災マップを作成し、各戸に配布されております。曽於地域防災計画の中の地震を中心に、当局の考えと計画の内容、その実地状況について今回は質問いたします。

それと、大きくいうと災害対策と思いますので関連して質問をいたします。

昨年、23年12月26日、午後１時より鹿児島県のドクターヘリが運行開始をされて

おります。空飛ぶ救命室と言われています。このドクターヘリについても、市のほうの意見も聞かれていると思いますので質問をいたします。

最初の１番目に、公共建物の地震対策はどうなっているかということでございます。学校、公民館、市が管理する住宅、橋、それぞれの数、これに対する対策を必要としている数、対策済みあるいはもう対策不要の数と、この対策を必要とするものに対する今後の計画はどうなっているかということでございます。

それから、これは一般災害とも関連しますけれども、災害対策としまして河川でございます。市内で降水時に冠水が予想されるところ、その関係する戸数、インフラで道路、これは市道だけでよろしいです――のがけ崩れ、路肩の崩壊危険箇所の表示、対策はどうなっているか。それから、ｂとしまして水道の水源地、配水池及び水道管の耐震化はどうなっているか。それから、ｃといたしまして電気・通信で事業者、これ会社が経営いたしておりますので、その連携はどのようになっているかということでございます。ハといたしましてダムでございます。本市には東部畑かん、もうこれは完成いたしております。北部畑かん、これも近いうちに完成いたします。このダムの耐震度と、あってはならないことでございますけれども、崩壊した場合、影響のある戸数はどれぐらいあるのかということでございます。

大きな③としまして、県ドクターヘリについてお伺いいたします。

イとしまして、ドクターヘリを要請できる条件は、条件といいますか要件です。これは恐らく消防署のほうで判断されるんじゃないかと思いますけれども、やはりその要件があろうかと思いますので、それをお伺いいたします。

市内にヘリポートが24カ所選定してあるようでございますが、この選定の方法はどのようなふうになって24カ所選定されたかということを第１回目の質問といたします。

○市長（池田　孝）

お答え申し上げます。

災害対策は万全かということでございますが、①の公共建造物対策ということでありますが、学校、公民館、市が管理する住宅などについて申し上げます。

まず、教育委員会の施設から説明いたしますが、学校施設については平成20年６月、耐震防災特別措置法が制定され、本市では平成20年度と21年度に小中学校の普通教室、特別教室、屋内運動場など49棟の耐震調査を実施したところです。その結果、13校27棟が補強並びに改築が必要とされ、平成20年度から財部小学校の工事を進め、平成27年度まで補強工事並びに改築の計画を立てているところであります。残る４校７棟につきましても、計画的に工事を進めてまいりたいと思います。

社会教育施設では、３町の中央公民館、財部きらめきセンターなど、文化セン

ター・体育館の11施設があります。昭和56年、建築基準法が改正された以前に建設された施設が３町の中央公民館と末吉・大隅の体育館５施設がありますが、調査はいたしておりません。今後、この対策については建設課等に検討させたいと思っております。建設課の市が管理する住宅の数は３月末で1,166戸となります。そのうち昭和56年以前に建設された住宅が404戸あります。それ以外の762戸については新耐震基準で建築されており、対策は不要です。昭和56年以前の404戸につきましては、既に耐用年数を超え、建てかえや用途廃止の予定があるものも多数含まれておりますので、長寿命化計画に基づき、必要なものについては今後耐震診断等を実施してまいります。

橋梁につきましては、市道と農道を合わせて226の橋があります。平成８年に耐震基準が見直されており、その後に建設された36の橋については、対策は不要ですが、それ以前に建設された190の橋につきましては調査が必要だと考えております。今後検討してまいります。

②の災害対策についてのイ、河川でありますが洪水時に冠水が予想されるところなどの戸数でありますが、洪水時に冠水が予想されるところと、その戸数につきましては、県の水防計画書によりますと、末吉町が大淀川に関しまして柿木地区50戸を予想しております。大隅町につきましては、水防計画書への掲載はありません。財部町につきましては、溝ノ口川に関しまして中谷地区45戸、庄内川に関しまして堤地区125戸、横市川に関しまして南・市之坂地区200戸を予想しております。

ロのインフラでありますが、ａの道路の関係でありますが、市道のがけ崩れ、路肩の崩壊危険箇所の表示対策はどうなっているのかにつきましては、平成８年に、全国的に道路防災点検調査が実施され、旧町ごとに市道の全路線について道路のがけ崩れ、路肩の決壊など危険箇所の調査がなされております。その時点で対策が必要な箇所が123カ所ありましたが、現在までに改良や局部改良等により72カ所が対策を終えており、未対策が51カ所となっております。

危険箇所の表示につきましては、落石やがけ崩れが予想される箇所に危険防止の看板を掲げるようにしております。また、路肩等につきましても、安全さくのロープ・土のう等を設置し、危険防止に努めております。

ｂの水道水の水源地、配水池、水道管の耐震化はということでありますが、厚生労働省の耐震基準が平成17年に示されたことから、それ以降に建設した下窪水源地、下窪配水池、八反水源地、高松配水池、城山水源地については耐震化されております。それ以前に建設した施設については、耐震診断を行い、現行の耐震基準に適合するのか診断する必要があります。耐震化を要する施設が多いことから、今のところ、老朽施設の更新と一緒に耐震化をしている現状です。耐震化診断を必要とする

のは、配水池19カ所、浄水場16カ所、合計35カ所となっております。

耐震化計画の策定については、整備が急がれる施設の更新をした後、平成28年度を予定しているところです。

送水管・配水管につきましては、今まで石綿管あるいは硬質塩ビ管から対衝撃性硬質塩ビ管に布設がえを行ってまいりました。平成17年の耐震基準改正によりまして、対衝撃性塩ビ管はレベル１対応管との位置づけがなされ、レベル２の耐震管として認定されたのは今のところＮＳ型鋳鉄管、ＧＸ型鋳鉄管となっているところです。

布設がえ工事の際に、耐震管を採用して施工している現状で、大規模な耐震管への切りかえは、予算の状況や耐震計画策定状況を見ながら予定しているところであります。

ロのインフラでのＣ電気・通信で事業者との連携はどうなっているかということでありますが、電気につきましては九電の鹿屋営業所及び都城営業所においては、災害時の体制組織及び情報連絡ルートが構築されており、市の担当者からの九電の各自治体対応班に連絡をしますと、復旧対応がされるようになっております。通信の電話につきましては、ＮＴＴにおいては電話の故障の取り扱い番号の113番にて受け付け対応しており、ＮＴＴ内の復旧作業体制にて処理されるようになっております。

ハのダムでありますが、東部及び北部畑かんのダム耐震度と崩壊した場合の影響などでありますが、東部の中岳ダム及び北部の谷川内ダムは、河川管理施設等構造令に基づいて設計されており、この中で地域ごとに定められた設計震度という数値を用いて設計されており、気象庁の発表している震度とは単純に比較できないということであります。

ただ、最大震度７とされている東日本大震災に関する調査では、震災によりダムの安全性に直ちに影響を及ぼすような被害の報告はない状況です。したがって、東北に建設されている多くのダムと同様に、設計されている２つのダムについては、東日本大震災と同規模の地震にも耐えられるものと考えております。

このように、震災により直ちに決壊するような実態にならないと考えているため、崩壊した場合に影響を及ぼす戸数については把握をしていませんが、ダムの管理については既に稼働している中岳ダムは毎月堤体の挙動観測を行っており、さらに震度４以上の地震など非常時は、24時間以内の堤体挙動観測を行った後、ダム下流の住民に影響を及ぼすことが予想される場合には、警報活動により危険を周知し被災防止する体制を整えております。谷川内ダムについても同様の整備を進めてまいります。

③の県ドクターヘリについて、イのドクターヘリを要請できる条件はということでありますが、鹿児島県ドクターヘリを要請できる条件でありますが、運行時間は原則として午前８時30分から日没までの365日間で、運行範囲は県本土、熊毛地域、甑島、三島村、十島村までとなっています。ドクターヘリ要請基準は、緊急現場搬送と医療施設間搬送とがあります。

緊急現場搬送での要請基準は、119番内容からドクターヘリを要請したほうがよいと消防職員が判断する場合と、救急隊現場到着時にドクターヘリを要請したほうがよいと救急救命士あるいは救急隊員が判断する場合とがあります。判断項目としては、外傷・呼吸循環不全・心呼吸停止等の状況を見ての判断となります。

医療施設間搬送での要請基準は、患者の生命にかかわるなどの理由からドクターヘリによる搬送が必要であると、搬送元医療機関の医師が判断した場合となっております。

③のロの市内のヘリポートの選定方法はということでありますが、曽於市内には現在、ドクターヘリの離着陸場として指定されたヘリポートランデブーポイントが24カ所あります。指定につきましては、各消防本部が県へ推薦し、運行会社が現地消防機関の協力のもとで現地調査をした後、県が指定決定いたします。

ランデブーポイントの選定基準につきましては、４つの条件があります。１つ目は、35m掛ける35m以上の広さがあること。２つ目は、できる限り平らな場所であること。３つ目は、周囲に15メートルを超える障害物がないこと。４つ目は、２方向に侵入進出経路が確保でき、250m先まで勾配14度表面を超える障害物がないこと。以上、４つの条件をクリアする必要があります。

以上で終わります。

○５番（山下　諭議員）

質問の順序は前後するかもわかりませんけれども、簡単に質問いたしますので、よろしくお願いします。

最初に、市長はたしか昨年も議会が開かれておったわけでございます。午前中で終わったと思いますが、東日本大震災から見まして、本市の地震に対する災害予防といいますか、あるいは発生というのは、あの地震を見ましてどのような感じを持たれたんでしょうか。

○市長（池田　孝）

当日も、午後でしたからテレビ放送を見ました。特に津波の状況が放映されたわけですが、ほんとに残酷な状態で、何か映画を見ているような感じを受けたところです。本市においては海に直面いたしておりません。そういう点では、幸せな地域かなというふうに思いましたが、後にいろいろ考える中で、直下型地震、こうした

ことが起きたらどうなるんだろうか、また大雨による土砂災害、こうしたときの状況、そのようなことを想定して、今後この災害対策というのはほんとにいろいろとこれまで以上のことを考えて取り組まなければならないんじゃないかというふうに感じたところです。

○５番（山下　諭議員）

本市の場合は海に面しておりませんので、そういう津波の心配はございませんし、また、巨大な地震というのも記録にはないようでございますので、なかなか発生というなんかは予想されにくいんじゃないかと思っているんですが、しかし、これはわかりませんので、いろいろと考えなきゃならないと思います。昨年の６月に市の防災会議が開かれております。これは３月の大きな地震を受けた後でございました。この防災会議で地震に対する論議というのは、どのようなことが防災会議ではなっているでしょうか。

○総務課長（大窪章義）

お答えいたします。

６月に行ったわけですけれども、市の防災計画につきましては御存じのように台風、雨、大きな雨量です。こういうものに対応したのが中心でございます。そのために地震のことが少し弱いですので、そこを強くするようにという要請はございました。

以上です。

○５番（山下　諭議員）

それから、この地震に対して、起こった後、国とか県からは特別な指導というか通達というんですか、そのようなものはどのように。なければもうないでいいんですけれども、あったんじゃないかと思うんですけど、どのようなものが来ているんでしょうか。

○総務課長（大窪章義）

お答えいたします。

県におかれましては、防災・減災対策等の推進に係る留意事項とか、それから地域防災計画の見直しの推進、それから地域防災計画における地震・津波対策の充実強化に関する検討会議等を開いていただきたい旨、それから津波対策の推進に関する法律の公布をするから、それぞれの市町村は対策をしなさいというようなもの。

それから、県におきましては、第４次地震防災緊急事業５カ年計画をつくりましたということで、市町村はその旨、意見はないかとか、そういうことが今連絡等を通じて来ているところでございます。

以上です。

○５番（山下　諭議員）

最初に市長のほうから答弁いただきました公共建造物等の地震対策、まだまだ大分多くのものが残っているし、経費もかかるというような説明でございました。これにつきましては順次計画をされていくものというふうに考えますので、それでお聞きしますが、この防災計画の中で、地震に対する計画というのが１１ページにちょっと記載されておりますけれども、一般の災害等を準用するというんですか、適用するというんですか、それをやっていくということのようでございます。そういうことは、今後もこれも充実していかれなけりゃならないというふうに考えますが、この防災計画のところに災害危険箇所の調査というのがございます。これは計画７ページのところに載っておったようでございますが、防災会議が中心となり、毎年一斉調査を実施し、災害危険箇所を住民に周知するものというふうに計画で定められております。23年度は、この作成されたのはこの防災計画をつくる前に一斉調査されてこの計画になっておって、その計画に基づいてこの防災マップというのが住民に旧町ごとに示されておるわけです。そういうことで、23年度がこの防災計画をつくる前に、もう既に一斉調査を済ませて防災計画をつくられて、その結果に基づいてこのマップをつくっていらっしゃるのか、いつごろこの一斉調査と、一斉調査ですから日にちを決めて同時に行うということでございますので、そのようなことはどのような方法でされたかお伺いいたします。

○総務課長（大窪章義）

お答えいたします。

防災マップの中身につきましては、県から出してきます防災計画の後ろに載っております。事故が起きるであろう場所等を集約して載せてございます。この中から毎年度、１カ所から２カ所ぐらい集中して災害が出る場所を集約して現地に出向いております。昨年は中谷地区と大隅の桂というところでがけ崩れ、上の段から水が下の道路へ落ちてくる危険な箇所がありましたので、そこを県やら一緒に調査をしております。

以上です。

○５番（山下　諭議員）

おたくの防災計画は、急傾斜地崩壊危険場所、それから砂防事業指定地区、山腹崩壊危険地区、地震に関してはこれを風水害と同じようなあれだろうと思いますが、このようなことが各地区ごとにずっと書いてあって、対策済み、未対策済みということが書いてございます。計画の中でこの危険箇所を一斉調査ということでございますから、場所は同じであっても状況は年々変わると思います。そういう意味で、やはり計画どおりこの一斉調査をしまして、地域の住民には周知をすべきだと思い

ます。今後はそのようにお願いします。

このマップは、場所は書いてございません。こういうところが危険箇所でございますよと、例えば山腹崩壊の場合は漏れたことのない湧水があると。斜面を水が走り始めたと。このようなことで書いてございますから、市民が判断しなさいというようなことのようでございます。せっかく危険箇所とか砂防とか、山腹の崩壊危険地区というのがあるわけでございますから、地域の住民にはぜひ周知していただくようにお願いします。

それから、同じく10ページのところに避難訓練というのがございます。住民を対象には市長がするんですよと、児童生徒を対象には教育委員会あるいは各学校長がしますと。それから、多数の人が居住する施設、福祉の施設とか病院を指していると思うんですけれども、これは市長の指導のもとに管理者がするということのようでございます。この住民を対象にしたこれ毎年１回以上避難訓練を実施するというふうに計画でなっておりますが、住民対象、児童対象、これは教育委員会ですけれども、昨年はどのような方法で実施されたんでしょうか。

○総務課長（大窪章義）

避難訓練でございますが、市で単独でやるものが１つ、それから、消防の旧８カ町地域内でやるやつが１つございます。去年はたしか台風のために中止となりました。市でやるやつが。通常は２回行っているところでございます。

以上です。

○教育長（植村和信）

学校関係のほうの状況をお答えいたします。

学校関係もやはり避難訓練ということで、大体学期１回程度、年間２回から３回ということで計画をしておりますが、多い学校は６回とか十数回、これは恐らく風水害を想定して、集団で下校するという訓練も含めていると思いますが、そういう計画の中で、火災、それから地震、そういうことへの訓練を実施しているところでございます。

津波に対しては、訓練はしていないが、知識的な指導をしたという状況でございます。

以上です。

○総務課長（大窪章義）

済みません。先ほどの回答でございますが、２回やったんですが、１カ所が中谷の計画が台風のために中止になりまして、もう一回は末吉の総合文化センターで大きいのを１回いたしました。それで２回ということでございます。

それから先ほど防災会議の現地調査でございますが、桂と申しましたが、神掛と

いう地域だそうです。訂正をいたします。終わります。

○５番（山下　諭議員）

これ計画からいいますと、住民を対象ということでございますから、全住民というのは大変だと思いますけれども、さっき市長のほうで述べられました、説明がございました、河川があふれる場所等、皆さんのほうでわかっていらっしゃるわけですから、その地域等については、これはもうやはり指定してやるべきじゃなかろうかというふうに考えております。そういうことで、避難訓練についてもぜひやっていただきたいと思います。

児童生徒の避難訓練ですけども、教育長御存じと思うんですが、釜石市のある小中学校が津波で、学校管理下にあった子供は１人も犠牲になっていないと。在宅しておった３人か４人というふうに記憶いたしておりますけれども――は犠牲になりましたけども、学校まで津波が来ても、だれも犠牲になっていないと。それは、かねてからの生徒に対する指導が行き渡っておりまして、３回ぐらい高いところ、高いところへと登っていったということのようでございます。これ向こうのような津波というのはないですけれども、地震というのはどのようなときにどのような形態で発生するかわかりませんので、ぜひ学校の生徒には日常的に風、雨等を含めてしていただきたいということを要望を申し上げておきます。

それから、この避難場所の表示の件でございます。このマップの中に避難場所がずっと書いてございますけれども、避難場所の表示はされていないじゃないかと思うんです。各市町村を回りますと、大きな看板が、ここが災害時の避難場所ですよというのが掲示されております。というのは、文書だけではなくて目で見て、かねて、市民が、ここはこういう避難場所なんだなということを知っておくということで、それがされているんだろうというふうに考えております。急傾斜地域とか砂防事業とかいう、そういうようなものについては、全部が全部は立ってはいないですけど、何カ所かは立っているのを見ますけど、この避難場所については私見たことがないんですけれども、これはしてないと思うんですけど、もししてないんであれば、今後の計画、してあればそれでよろしいですけど、私はしてないと見たんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○総務課長（大窪章義）

お答えいたします。

御指摘のとおり、してあるところとしてないところと両方ございますので、御指摘、今度ドクターヘリ等も離着陸等がございますので、その折に一緒に表示をしていきたいと。保健と相談をしていきたいと思っております。

以上です。

○５番（山下　諭議員）

それから災害時の要援護者の安全確保ということでございますけど、これおとといい、迫議員の防犯の関係で自主防犯組織というのがございましたが、特に要援護者、高齢者で足腰の不自由な方々ということになろうかと思いますが、この辺についても、やはりいろいろと把握はしていらっしゃると思いますけども、現在の状況を具体的にどのような方法で把握し、どのような方法で安全確保を図っていこうという考えなのかを伺いたいと思います。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

お答え申し上げます。

災害時要援護者につきましては、毎年見直しを行っているわけでございますが、今回、高齢者の見守り対策と兼ねまして、昨年の11月からことしの１月にかけまして民生委員さんをお願いいたしまして、再度調査見直しをしたところでございます。その中で、現在のところ、約1,000名程度がその対象者として上がっておりますので、今回また校区社協のネットワーク会議等を通じまして、その見守り等を行っていくということになるところでございます。

なお、その情報につきましては、今回整備いたしましたシステムのほうに入力してその状況を把握しているところでございます。

以上でございます。

○５番（山下　諭議員）

次、水道のことでございますけれども、これもなかなか範囲が広くて、100％じゃないわけでございますが、特に水につきましては、大変災害が起きたときは、地震の場合がひどいというのは一番水道については大きいのじゃなかろうかというふうに考えられますので、これ課長でもよろしいですけれども、計画をつくって、何年度までというのもなかなか水道管等は延長が長いし、基準ができた後については問題ないということでございますけれども、課長としてここをいつまでにする、これをいつまでにするというような計画というのは考えていらっしゃらないわけでしょうか。

○水道課長（福岡隆一）

お答え申し上げます。

水道施設の耐震対策につきましてとは、今、老朽化しているところを耐震化しながら整備している状況でありまして、この施設の整備が大体27年度ぐらいに終わると思いますので、その後、耐震化計画を策定しまして、その施設がどの程度老朽化していて、どれだけの耐震化ができているのかということを判断しながら計画を策定していきたいと思っておりますが、その工期といいますか、整備計画年度につき

ましてはまだ策定してないところであります。あと配水管についても同様でありまして、全路線の4.2%がレベル１、震度５程度の耐震化はなされておりますけれども、それ以外については、その建設当時の耐震化の基準には合致しておりますが、現在の耐震基準には合ってないということで、これは施設も含めてですけれども、そうしたところで今のところ大規模な耐震化対策については非常に莫大な金額を要しますので、この水道会計につきましては水道収入に応じた額の整備しか今のところできませんので、そういったところを勘案しながら整備計画を作成していきたいと思っています。

以上です。

○５番（山下　諭議員）

今、課長のほうで申されましたように、大変これ全部をするということになりますと大きな金額と時間がかかると思いますけれども、やはり基本的な考え方は示していただいておったほうがいいじゃないかと思います。いつまで考えているんですよというようなことを、工事をすることで水道料金が上がるということに対してはこれはいろいろあると思いますけれども、安心して水道水の供給が受けられて安全な安心な水を飲むということは大事なことだと思いますので、ぜひその点等は検討していただきたいというふうに考えています。

それから、ダムの件についてお伺いいたします。

耕地課長、谷川内ダムはまだ建設中でございますけれども、この前閉校になります中学校の、私、財部南中学校ですけど、南中学校の閉校記念碑をつくったから見てくれということで採石場に行きましたところ、谷川内ダムの完成記念という碑がもうできておったんですが、これ実際の本体の完成というのはまだだと思うんですけど、いつになっておるんでしょうか。

○耕地課長（吉田誠得）

ダムの堤体の完成につきましては、22年８月に完成をいたしております。ダム自体の堤体は。

○５番（山下　諭議員）

22年ですか。大分前にできたんですね。去年。ダム全部ですよ。水をためるようになっていた。

○耕地課長（吉田誠得）

ダムの国営事業全体の完成は24年ということでございます。

○５番（山下　諭議員）

計画によりますと、谷川内ダムが192万ｍ^2、それから中岳ダム、これは完成いたしておりますが425万ｍ^{2}でございます。中岳ダムのほうは下流域に、これは曽

於市の関係もありますけれども、全体の数からすると少ないんじゃないかと思うんですが、谷川内ダムの場合は、もしということがあれば、うんと下流まで行くわけでございます。説明では、一般の耐震度の表現とダムの耐震――これは耐震というんですか――ダムが崩壊する程度のはかり方は違うのであって、一般の耐震度よりか丈夫であると、強いというような説明を受けたと思っているんですけれども、そのような感覚で課長、よろしいでしょうか。結局、一般の耐震度とダムの耐震度という、ある程度揺れが来た場合、あるいは地震が来た場合の崩壊する度合いというのは余りないというような説明のようでございましたけれども、そのように受け取ってよろしいでしょうか。

○耕地課長（吉田誠得）

先ほど申し上げましたように、ダムの場合は設計震度というのがございまして、谷川内ダムの場合は動力式コンクリートダムというものでございます。これとまた地域がございまして、こちらの地域は弱震地域というところでございます。これのその数値が0.10、あるいは中岳ダムのほうはロックフィルダムという石積みのダムでございますけれども、これが0.12とかそういった数値等で設計をされております。

昨年度の東日本大震災の際に、国としまして414ダムの点検をいたしております。その中で、東部のダムは24ダムということでございます。その点検の結果でございますけれども、ダムの安全性に直ちに影響を及ぼすような被害の報告はないと。あとダムの天端等にクラック等の発生などの変化があったと。漏水量の変化もあったと。しかし、申し上げましたように、直ちに影響を及ぼすようなものじゃなかったということでございます。

それと、谷川内ダムのほうでございますけれども、もし予想されるとするならば、閉山田とかあるいは下谷川内、谷川内、こういったところがまず影響を受けるんじゃないかというふうに予想されております。この自治会に大体84戸の方が居住していらっしゃるというふうに把握をいたしております。

今話がありましたように、これをずっと下流に行きますと、たぶん西村のほうにも行くんでございましょうけども、私どもとしましては、まず災害に遭った場合は交通網等のいろんな分断等も予想されますので、まず最寄りの高いところに河川を横断してというのは非常に危険も伴いますけれども、地形的に見て、下流に向かって右岸側は右岸の高いところ、左岸は例えば十文字のほうに向けての高いところに避難すると、そういった知識を浸透させていきたいというふうに考えております。

○５番（山下　諭議員）

このダムについては、もういたずらに地域住民にそういう心配をかけるという意味で質問しているわけではございませんけれども、おっしゃるとおり、中岳ダムは

ロックフィル、いわゆる土を盛って固めておりますので、これは地震には強いというふうに聞いております。コンクリートの場合がちょっとそのためる量でこうなったと思うんですけど、やっぱり自分としては、あの大きな直下型の地震が来た場合、どうなるのかなというような心配をいたしておりますけれども、安全にこしたことはございませんので、そのようなことはないように祈っているわけでございます。

それから、これも新聞に載っておったわけですが、東日本大震災を受けて、曽於市内に避難されている方が何名いらっしゃるのか、把握しておれば教えていただきたい。それから市営住宅、公営住宅に何人入っているか。曽於市はその居住期間というんですか、入っている期間のほうは指定していないと。もうずっと入っておってもらってもいいですよというようなこと、ということが新聞報道にございました。曽於市に避難されている人数、そのうちで市営住宅等の市の住宅に入っている方が何人か、わかっておればお願いいたします。

○総務課長（大窪章義）

お答えいたします。

避難される方の助成金を出しておりますが、今、申請される方はお１人でございます。住宅の名前をちょっと、住宅建設課のほうでお願いしたいと思います。

○５番（山下　諭議員）

名前まで要りませんけど、入っているか入っていないかだけ。

○建設課長（高岡亮蔵）

以前は３名の方が入っていらっしゃったと思いますが、１人抜けて、今２名だというふうに考えております。

○５番（山下　諭議員）

曽於市内にもこうして避難されている方あるいは１人被災されて、３名、現在２名というのがちょっと合わないわけですけれども、とにかくそういう方がいらっしゃるということを私どもは認識していなきゃならないというふうに考えております。

以上で、災害関係は終わりますけれども、けさの南日本新聞の社説に、「震災１年、地震・津波対策、想定外はないだろう」ということでずっと書いてございました。とにかく想定外というのは、これももう地震についてはないということで、かねてよりいろいろな対策を講じておくべきではないかというふうに考えております。もうよく言われておりますように「災害は忘れたころやってくる」と、まだ１年しかたっていないわけですけど、あるいは「喉元過ぎれば熱さ忘れ」というようなことわざもございますから、いつもこういう風水害並びに地震災害があるということ、かねての対応を万全を期してもらいたいということをお願い申し上げてお

きます。

それから、ドクターヘリについてお伺いいたします。

ヘリを使うということは、そういうことがあってはならないわけですけれども、使うということが余りそういうことはないことがいいわけでございますけれども、これは一切消防署のほうにこのヘリを使う使わないは消防署のほうに任されているということのようでございます。この消防署の資料によりますと、鹿児島市から飛んでくるのは約20分かかると。20分から22分かかるということのようでございます。ですから、往復しますと40分です。そしてまた、現場で乗せたり降ろしたりしますからやはり50分以上病院に運ぶまではかかるんじゃないかと思うんですけど、これは鹿児島市立病院のようでございますが。本市は恵まれた医療機関が都城市にあるわけでございますけれども、その辺のどっちのほうにしたほうがいいかということは消防署のほうの判断になるんだろうと思いますから、これはこれとしまして、ヘリポートの選定の方法でございます。４つの条件を説明をいただきました。

私が聞きたかったのは、曽於市報の２月号にこのドクターヘリが平成23年12月26日から運行されていますという広報がございまして、その中のヘリが着く場所です。これは財部が６カ所、大隅が６カ所、末吉が12カ所で合計24カ所でございます。末吉と大隅の場合はちょっと地形的にふなれでございますからわからなかったんです。財部のほうが、財部南校区は全然このヘリポートランデブーポイントというんですか、これが選定されていないと。北校区いわゆる、北小学校と北中学校、これ校庭でございますと直線距離にしますと200ｍないと思うんです。なぜこのような選定になったのか。南小学校、中学校、広場は北よりか大きいと思うんですけれども、これを選定しなかったというのはどういう理由でしょうか。その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○保健課長（大休寺拓夫）

お答えいたします。

離着陸場の選定に当たりましては、昨年９月14日、15日にかけまして消防署のほうと、あと運営会社のほうで調査をされたわけであります。そのときに26カ所曽於市内で推薦が上がってきたということであります。このうち２カ所が不適ということで、24カ所という結果になりましたが、この推薦につきましては、各消防署が上げて、それぞれ県のほうへ報告ということでございました。

南校区のところなんですが、消防署に確認したところが、南校区の場合につきましては、光神小学校のほうがランデブーポイントに指定をされておりますので、あそこにインターチェンジの関係もありまして、あそこに近いということで、今回は上がってこなかったということでございます。

このヘリポートの指定箇所につきましては、数に限定はございませんので、一番たくさんあったほうがいいという認識でございますから、その後ちょっと私も確認したんですが、今、財部南小学校、財部南中学校、それから末吉のほうは内村工業団地、それから大隅のほうが大隅南小のところも推薦を出して調査をするということでございました。

以上でございます。

○５番（山下　諭議員）

保健課長、この南小中学校よりか光神小のほうが近いからいいという、これ保健課長、何も感じられなかったですか。これで大丈夫だと。例えば北小なんかは200ｍも離れていないところに指定されているんです。末吉町であっても末吉小学校、これは栄楽グラウンド、末吉高校、上から見たらもう見えるところなんです。光神小の庭ってほんとに狭いです。周囲はずっと立木があります。人家もあります。何も感じずに、おたくがＯＫされたということじゃないと思うんですけれども、そういうふうなことは感じていらっしゃらないですか。

○保健課長（大休寺拓夫）

この推薦につきましては、財部でいきますと財部分署のほうで推薦を上げられたと思うんですが、あと財部支所のほうにまた参考的に聞かれたと思います。私のほうで聞いたのが、末吉管内ということでありまして、後で消防のほうで確認したところが、要は光神のほうがあそこでもいいんじゃないかということで推薦があったと、そこしかちょっと了解しておりません。

○５番（山下　諭議員）

財部支所という言葉が出ましたけど、私、これが出たときにすぐ行って聞いたんですけれども、財部支所には全然話は来てないというようなことをおっしゃったんですが、川崎支所長のほうには相談があったんですか。それだけ確認したいと思います。

○財部支所長兼地域振興課長（川崎幸男）

私が確認しているのは、正部のヘリポートで現地を見て、あそこは個人の敷地だから、あそこはちょっとだめというような方で、そこの確認はいたしましたが、あとの分についてはちょっと確認はいたしておりません。

○５番（山下　諭議員）

お聞きの、説明のとおりのようでございます。地元としましては、そういう人口が1,000名からおる範囲なんでございます。ほかのところはどんどん優遇されているような感じを受けるわけです。これがあることがいいということじゃないんですけど、やはりそういうふうな点は十分考慮して、追加はできるということのようで

ございますけれども、この見直しの時期にぜひやっていただきたいと思いますが、このランデブーポイント以外にはもう着陸しないんだと、現在では着陸しないんだということに理解しとってよろしいでしょうか。

○保健課長（大休寺拓夫）

基本的にランデブーポイントを優先をいたします。

例えば、北小、北中です。近くにありますが、この状況を見て、どちらにおりたほうがいいかというのかドクターヘリの判断ということでありますので、しかしながら、ここの２つともだめというところもあります。近くがだめということもありますので、そういうときには緊急的に道路におりることもあるということでございました。

先ほどのランデブーポイントのことですが、これはもう随時受け付け可能ということでございますので、たくさんあればあるにこしたことはございませんので、そういうものはどしどし上げていただければ、消防署なり、私どももまた消防署のほうにつないでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○５番（山下　諭議員）

これ消防署のほうで独断で決めたということは理解をいたしていないわけでございますけれども、担当課が保健課ということのようでございます。そういうこと、やはりここで出てきた場合においては、市としましては考えるのが至当じゃないかと、当たり前じゃないかと思うわけです。１カ所は直線距離で150ｍないところに置いて、１校区については1,000戸からなるところにそれがないと。光神小学校と言われましたけれども、光神小学校のほうは南小中からすると非常に小さい校庭になっているようでございます。ぜひ、今後においてもこのようなことがあった場合においては、市民が利用されやすい――利用というのはこれはおかしいわけですけれども、市民がこういうところがあるんだということで安心されやすいような方法をぜひ検討していただきたいということをお願い申し上げております。

以上、いろいろと御質問いたしましたけれども、災害関係につきましては私が強く感じたのが、当初申しましたように、大崎、串良町ですか、肝付町の内之浦を行ったときに、向こうは海岸端でございますから、ここは標高が４ｍとか５ｍとかという表示がしてありまして、津波の、ここの海岸からここまでは100ｍとか200ｍとかいうのはずっと立っておったんです。そういうことを考えまして、やはり津波の心配はないんですけれども、地震についてはいつ起こるかわからない地震でございますから、十分なかねての対応をとっていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（谷口義則）

ここで、昼食のため休憩いたします。午後はおおむね１時再開いたします。

――――――・――・――――――

休憩　午前１１時４９分

再開　午後　１時００分

――――――・――・――――――

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第９、大津亮二議員の発言を許可いたします。

○１８番（大津亮二議員）

１８番、大津亮二です。本定例会最後の質問者となりますので、いましばらく時間をいただきたいと思います。また、昼からということで、ほんとに自分の思いとは逆に、なかなか言うことをきかない時間帯になりますが、御協力をお願い申し上げたいと思います。

それでは、通告に従って質問してまいります。

質問項目は曽於市の街づくりについて、農業後継者新規就農者支援金について、花房峡憩いの森の振興策について、３項目であります。

それでは、最初に１の曽於市の街づくりについてであります。

早いもので曽於市も誕生して６年８カ月、７年目となっております。この間、新市まちづくり計画に沿って、旧３町の融合を図りながら、均衡のとれたまちづくりを進めてこられました。この間の池田市長初め執行当局の御尽力に心から敬意を申し上げる次第であります。

この間の市長の施政方針等を見ても、常に旧３町の均衡を図りながら新市曽於市の目指すべき姿、活力に満ち、心豊かでいつも夢と希望の持てる元気なまちにしたいという信念で、曽於市の将来像であります「豊かな自然の中で生命の鼓動を感じるまち」実現に向けて取り組んでこられました。

この７年の間で、市政運営をされてきて、これらの目標や理想に対して、問題点、課題を感じておられるのではないかと思うところでございます。

そこで、①の質問ですが、曽於市誕生７年を迎えていますが、これまでの街づくりをどのように評価されておられるか、市長の所見を求めたいと思います。

②は、これまでまちづくりを進めてこられる中で街づくり計画や総合振興計画という基本路線がありますが、その中で見直すべき課題は出ていないのか、見解を求めます。

次に、農業後継者新規就農者支援金について伺います。

曽於市は、何といいましても基幹産業が農業であります。農業振興には大きな力を入れ、数多くの農業施策を取り組まれてきております。特に営農環境の整備や生産性の向上対策、また後継者の育成、そして新規就農者への支援等に取り組まれてこられました。このような施策は大変大切なことでございます。

そこで、新規就農者が意欲を持って就農できる体制をさらに充実させるという観点から、今回、通告の事項に絞って質問をさせていただきます。

まず、①の新規就農者支援補助金のこれまでの実績や現状と、そして課題は何かなかったのか。

また、②は、現在２年間の支援の取り組みでありますが、３年目以降も何らかの支援が必要ではないのかお伺いいたします。

次に、花房峡憩いの森の振興策について伺います。

早いもので、花房峡憩いの森も先月の２月11日に多くの皆様が参加され、20周年記念式典が開催されました。桜の記念植樹、憩いの森周辺に生息する植物についての講演等もございました。憩いの森は、周辺の自然環境を考え、観光施設としてではなく、青少年の交流施設として建設され、これまで運営がなされてきております。そして、行政直営の運営から現在は森林組合に指定管理委託され、運営がされてきているところです。

そこで質問ですが、①の憩いの森のこれまでの運営現状をどのように分析されているか。

②は、今後の振興策をどのように計画されているか。

③は、近くには国道225と県道志布志都城線、また垂水南之郷線が通過しており、交通の要衝でありますが、通過車両が国道側から利用できるような何らかの工夫ができないものか。市長の見解を求め、１回目の質問といたします。

○市長（池田　孝）

お答え申し上げます。

街づくりの評価と課題についてということでありますが、①これまでの街づくりをどう評価しているかということでありますが、平成18年に曽於市総合振興計画の中で基本構想を策定し、「豊かな自然の中で生命の鼓動を感じるまち」を将来像として定め、合併した旧３町の特徴を生かし、均衡ある発展を念頭に、道路網の整備、定住促進、児童・高齢者福祉、環境保全型農業の推進、畑地帯総合整備事業、学校教育の振興、生涯学習の推進など各種事業に取り組んできました。

人口が減少する中、また少子高齢化が進行する中、「活力に満ち心豊かでいつも夢と希望の持てる元気なまち」そして「住んでみたい、住んでよかったまち」と思っていただけるまちづくりができているものと思います。

②の総合振興計画や街づくり計画の中で見直すべき課題はということでありますが、昨年、東北大震災に見舞われ、日本じゅうが家族の大切さ、人や地域のつながり「きずな」の大切さを感じた１年であったと思います。曽於市においては、人口減少、少子高齢化、核家族化、過疎化が一段と進行していくものと思っております。

このような中、市政を運営していく中で、自助・共助・公助による政策が重要かつ必要とされる時代になってきたと感じております。

今後の課題として、安心安全なまちづくり、健康なまちづくり、自然豊かな地域資源を生かした観光の振興、産業の振興、市民参加の共生・協働のまちづくりの推進、防災対策などの危機管理が挙げられると思っております。

大きな２番目の農業後継者新規就農者支援金についてということでありますが、現状と課題はということでありますが、曽於市になってからの７年間で102名の方を認定し、支援金総額１億3,774万円の実績となっており、新規就農者の方から大変喜ばれております。課題は特にないんじゃないかと思っております。

②の２年間の支援だが、３年目以降は考えられないのかということでありますが、この制度は旧町にあった支援事業を合併のすり合わせにより合併時から取り組んできたものであります。３年目以降もできないかということでありますが、平成24年度からは国の就農給付金制度も導入されると聞いておりますので、当分は現状のままでいきながら、国の制度を見守っていきたいというふうに考えております。

大きな３番目の花房峡憩いの森振興策についてということで、現状の分析はということでありますが、花房峡憩いの森も20周年を迎え、２月11日に20周年記念事業としまして植樹祭を行い、６種類、約130本のサクラを植樹したところであります。利用状況につきましては、過去３年間の平均を見ますと、利用者数１万933人、宿泊数2,281人、利用料収入276万9,316円となっているところであります。これにつきましては、オープン当初からしますと少なくなってきております。

②の今後の振興策をどのように計画しているかということでありますが、現在、国道222号線からはキャンプ場がよく見えない状況でありますので、場内や斜面の照葉樹を残しながら、杉など針葉樹の間伐を行う計画であります。

また、国道沿いの民有地や都城市の市有地についても除間伐できないか相談しながら、国道からもキャンプ場が見えるような工夫をしていきたいと考えております。

なお、管理棟、交流センター、バンガローや水道施設などにつきましても、老朽化してきておりますので、年次的に改修していきたいと考えております。

③の国道側から利用できるような工夫はできないかということでありますが、現在のところ、国道222号線と県道71号線交差点手前、県道側から畑かん事業で整備しました取りつけ道路を経由して、遊歩道・歩道橋を通り花房峡憩いの森へは徒歩

で行くことができるようになっております。しかし、県道側入り口に案内板、道標等は設置しておりませんので、今後検討していきたいと考えております。

以上で終わります。

○１８番（大津亮二議員）

それでは、曽於市の街づくりについて、２回目、質問していきたいと思います。

曽於市誕生７年を迎えているがこれまでの街づくりをどう評価されているかということで報告があったところでございますけれども、市長のこの評価というのは、内部会議を受けてのこれまでのまちづくりの評価をされたのか、それとも市長個人の見解でこれまでのまちづくりを評価された回答なのか。

先ほどの回答の中で、住んでみたいまちになっているということを思いますという話、報告があったような気がするんですが、この実際そのような評価がどの段階でされているのか、そのことをまずもってお伺いしたいと思います。

○市長（池田　孝）

マニフェストも選挙のときにつくったりしておるわけですが、そのようなものとこの基本的な将来像、そしてまたこのようなことについてどのように進んでいるかということについては、今回はただ庁舎内の部分的な課長などで検討していただいた結果だけであります。ほかにどうこうとして組織的なもので評価していただいたことではありません。

○１８番（大津亮二議員）

それでは、まちづくり計画、この冊子があるわけですが、これを見てみますと、約10年で計画を達成するということが書かれているところでございます。もう７年目ということになりますと、ある程度の情報分析というのを、目標に対してどの程度の達成度が今来ているのか、そのような分析というのもしていかないといけないんじゃないかなと思うところでございます。そこで、行政評価制度というのも以前きいたことがあるんですけれども、それぞれの項目をさらに分析をしていく。足りないところはさらに重点的に力を入れていくというような、１年間、この間の反省しながら分析をする制度だろうと思うんですけれども、その行政評価制度というのは考えたことはないかお聞かせいただきたいと思います。

○市長（池田　孝）

今のところやっておりませんけれども、早い機会にやらなくてはいけないということで、組織なりするべきだというふうに考えて、今それを話している段階であります。

○１８番（大津亮二議員）

この行政評価制度というのは、もう以前合併前の旧末吉町でも私の一般質問で取

り上げたと思っているんですが、それ以来、なかなか行政のほうは動いていない。市長が答弁されたように、内部評価だけに終わっているわけです。やはりこれ行政評価をしっかりして、目指すべき目標に、新市の、せっかく将来像、基本方向、施策といろいろ計画を立てていらっしゃるわけですので、それに向けてやはり行政評価というのは非常に大事になってくるんじゃないかなと思っているところでございます。

そこで、行政評価されていないですけれども、現段階でこのまちづくり計画等々、曽於市のまちづくり、市長が描くまちづくりの現時点での到達点をどの程度に、10年間計画を立てて100%、今７年目で六十数%、70%、ある程度目標が達成されてきていると考えておられるか、その到達点、分析された到達点というのを数字で見たときにどの程度か、答弁ができないですか。

○市長（池田　孝）

最近、新聞等で、どこどこの市長のマニフェストに対するそのような評価があったというようなことなどが出ているようですけれども、まだ私のほうではやっておりません。今後、やはりそのようなものも必要かというふうに考えておりますが、先ほどと同じような形のもとに、これは外部を入れた形で評価していただく組織というのが必要かというふうに思っております。

○１８番（大津亮二議員）

それでは、②にも関係がありますので、続けて②にも入ってまいりたいと思いますが、総合振興計画、街づくり計画の中で見直すべき課題はないのかということで、先ほど安心・安全なまちづくりほかいろいろと述べていただいたところでございますが、やはり一番この曽於市のまちづくり、新しいまちをつくったこのまちづくりの中では、特にずっと市長のいろんな話とか、そしてまた新市まちづくり計画にも出てまいりますけれども旧３町の融合を図って、そして均衡のあるまちづくりを目指していきたいと。そしてるるここに掲げてある将来像、基本方向、施策等が出されているところですけれども、ただこの間、６年半、まあ６年８カ月ですけれども、余りにも旧３町の融合、均衡、そういうものが走り過ぎて、曽於市の目指すべき将来像というのがなかなか描き切れてないというか、それがいい出し方になってきてないんじゃないかなという、私は個人的に考えているところですが、そこら辺をどのように分析をされているか、市長の見解を求めたいと思います。

○市長（池田　孝）

合併して間もないこの時期、とにかくすり合わせをした中でいろんな事業が、サービスが高いところ、低いところいろいろありましたので、とにかくできるだけどの事業も平準化すべきだという気持ちのもとに、高いところはたまには下げたり、

低いところを上げたり、しっかり調整してきております。今の、きょうまでの状況を見ると、おっしゃるとおり、そのような状況が多かったかというふうに思っております。しかし、もう７年目という形であります。そして８年目という形になっていくわけですが、やはりこれからは曽於市全体的に考えながら、そして曽於市のあるべき姿を表面に出していく必要がある時期に来たというふうに考えております。しかし、そうありながらも、３町の均衡性というのはある程度は考えていかないと、これは合併した意味がなくなる、そのように考えております。

○１８番（大津亮二議員）

私も、旧３町の均衡というのをどうこうということではなくて、さらに進化させることが必要だと。市長も言われましたけど、そのような時期に来ているんじゃないかなということでの観点で質問をしているところでございますので、誤解がないようにしていただきたいなと思いますが、そのような意味で、やはりこの新市まちづくり計画基本構想、そして曽於市が描く絵というのがなかなか、我々議員もそうですけれども、市民にもなかなか伝わり切っていないんじゃないかなと。やはりまちづくりを新しいまちができてもうそろそろ切りかえながら、やはり市民に目指すべきものをしっかりと定着させて、そしてみんなで新しいまちをつくっていくんだというイメージというか、そのようなものが非常に大事になってくるんじゃないかなと考えているところです。そのような意味で今回の質問事項に出したつもりでございますので、そういう計画、まちづくり計画の中で見直すべき課題とかそういうものはないのかということは、やはりもうちょっと具体化させて、市民にわかりやすいものにするべきじゃないかという思いでございますので、勘違いしないようにしていただきたいなと思います。

今私が言いましたように、基本構想が市民に伝わり切ってないんじゃないかという考え方、またわかりやすい言葉、イメージ、そしてまた市民がわくわくするような曽於市のイメージというのをどのように出すかというのが課題だと思いますが、見解を求めたいと思います。

○市長（池田　孝）

先ほどの質問にもありましたように、昨年３月11日に東日本大震災が発生してから、国としてはまず安心・安全なまちづくりというのが大きくのし上がってきた。まずそこからだというふうに国の施策も急に変わってきたような気がいたしております。我々曽於市においてもやはりそれを基本としなくてはならない。そっちを優先させなければならない施策が出てきたというふうに思っているところです。

そうした中に、健康なまちづくり、また自然の豊かさを生かした、地域資源を生かした観光とかみ合わせながら、健康との振興、そしてまた産業、農業を中心とし

た産業、そしてここで加工などしながら、雇用力の拡大、こうしたものがやはり今後大きな課題だというふうに思っております。今それに向けて県ともいろいろと連絡を取り合いながら進めつつあるところであります。

○１８番（大津亮二議員）

そこで、私が最近少し考えているというか、３町それぞれ特徴のあるまちづくりをして、そしてまた合併して、それぞれまた現在も特徴ある地域づくりを進めていると思うんですけれども、それをそこに住んでいる人たちが実感として感じるような地域づくりというか、やはりそのようなために行政が手助けするということ、そしてまた仕掛けるということが非常に大事になってくるんじゃないかなと思っているところでございます。そこで、地域ごとに特徴を持たせたエリアゾーン、ゾーン指定をしながらまちづくりを進めていく。そしてまたその延長としてこのまちづくりの像というのが、今これはそれぞれの曽於市の目指す絵というのはあるんですけれども、地域ごとにくくったようなエリアというか、ゾーンというのはなかなか見つけにくいような気がするところでございます。そこで、大きく言えば大隅地域を何とかエリア、財部地域は何とかエリア、そしてまた末吉地区は何エリアというようなゾーンを組んで、そこに重点的にお金を落としていくと。当面５年とか10年とか、そのような仕掛けというのも非常に大事になってくるんじゃないかなと思っているところでございますが、このような考え方に対して市長はどのように考えていらっしゃいますか。

○市長（池田　孝）

おっしゃることはよくわかるんですが、例えば文化を考えたときに、大隅じゃ何といいましても弥五郎どんというのがあります。これは何といいましても、もう曽於市の大きな看板だというふうに思っております。そして、末吉じゃ流鏑馬、鬼追い、そのようなのが定着しておりますし、財部では奴踊り、また溝ノ口川流域を一帯としたいろいろな文化の、また自然の豊かさ、そうしたものがあるわけで、やっぱり１つを、文化面を今言いましたが、１つだけを上げても、これは文化面はどこだよという、この保護に大きく投じようということが非常に今のところ厳しいというふうに思っております。やはりバランスを取りながら、どっちも同じような形の中で発展させていかなければというふうに、今まで取り組みをしてきました。おっしゃるような形の中で、その中で文化はまず何から大きくやろうかという気持ちを持つことも大事じゃないかなというふうに思います。そのような方向に今後は少しずつ変化をしながらやっていく。そしてそこの地域に根づいたものはやはりそれなりに、低下させることはあってはならないというふうに思います。曽於市としての何の部門はこれだよというのを一つ一つ、やっぱり項目を挙げて、重視しながらそ

れをさらに伸ばしていくことが大事かと思っております。まだそこまで、実際言えば進んでないのが現実じゃないかなというふうに思っております。議員がおっしゃるように、今後やはり進めなければというふうに反省をしております。

○１８番（大津亮二議員）

曽於市にはほんとにもう弥五郎どんを初めとして、文化面でいけば各地にいろんなものがあるわけでありますので、ほんとに例えば弥五郎どんを見たときに、曽於市全体を弥五郎どんのまちにすることはなかなか現実としては不可能だと思うんです。やはりそれを大隅地域に限って、ここはもう当然曽於市の顔だけれども、大隅地域に限って弥五郎どんについてはもうここに重点的にお金をかけて、すべて弥五郎どんのまち一色にしていくんだというぐらいの大きなお金の投入の仕方をやっていかないと、なかなか特徴が、いいものが引き出していけれないんじゃないかなというような気がするわけです。

私が言いたいのは、だから期間を限定してでも、そしてまたエリアを決めながらでもやはり重点的に仕掛けをしていくと、そういうまちづくりの時期に来ているんじゃないかなと思っているところでございます。そのようなことを今後ぜひ検討していただきたいなと思っているところでございます。

それと、合併時に定めました新市まちづくり計画、ほんとに忘れてはならない計画であるかと思いますが、総合振興計画については３年ぐらいをローリングしながら、見直しをしながら議会に報告をしていくと。この総合振興計画等も自治法の改正によって、下手すると基本計画も議会には報告をしないで済む、そのような形に今なっていますけれども、これは我々議会がまた考えて、議会にかけないといけないような仕組みをつくっていかないとならないわけですが、そのような課題もございますが、それはそれとして、このまちづくり計画の17年に策定された、そしてそれに進めてこられていると思いますが、５つの主要プロジェクトというのが位置づけられております。５つ主要プロジェクトというのが位置づけられているところですが、このプロジェクトというのも、常にいろんな仕掛けをされるときにプロジェクトを組んで取り組んでいきたいということを市長は答弁をされますが、大きくこの５つのプロジェクト、曽於市の目指すべき姿の中のプロジェクトの中で、この取り組み、これからだなというプロジェクトを押さえられておられたら答弁願いたいと思います。

○市長（池田　孝）

５項目大きくあるわけですが、これに基づいて予算組みも毎年させていただいております。これは、どれも一つも欠かすことのできない大事なものであるというふうに思っております。やはりこの順序どおりいくと、快適で安心して暮らせるまち

づくり、これもほんとに快適感を持つ、そして安心である。これはやっぱり人口増対策として非常に大事なことであるというふうに思っております。また、雇用というのも出てこなくちゃなりませんし、２番目の個性豊かな教育と文化、これももうほんとに大事であります。この前、土屋議員も言われたように、学力が日本一ですよというぐらいのまちづくりをするならば、当然人は集まってくるでしょうし、欠かすことのできないものじゃないかなというふうに思っております。

それぞれ５項目ごとに反省をしながら今の課題、そして今後取り組むべきことは何なのか、考えなければならないかと思います。おっしゃるとおり、それぞれの１つの項目ごとにプロジェクトをつくって、課題と今後の方向性というのをここでまた再度見直していく必要があろうかというふうに思っております。

○１８番（大津亮二議員）

５つのプロジェクトがあるわけでございまして、どれが取り組みが遅いとかそういうことじゃなくて、改めて見直すということが非常に大事なのかなと思っているところでございます。

一番最後の町並み景観美化プロジェクトというところには、よく市長が話題にされます合併記念公園構想も、整備計画もここに平成17年、18年の段階では入っているわけです。何らかの形で入っているわけでございまして、それを我々議員、そしてまた市民の皆さん方もなかなかこの段階で計画があったということは見過ごしているというか、この段階では話題にはなってなかったということでございます。そして、21年の市長選挙でパークゴルフ、フラワーパーク計画等を池田市長が色をつけて計画を出されたということになるかと思います。

ぜひ、再度この計画というのを、プロジェクトというのを議論しながら、そして内部でも議論して行政評価していただいて、到達点がどの程度に来ているのか、そういうものを内部議論、そしてまた議会とも議論しながら、目指すべき曽於市のまちづくりを進めていかないといけないと思っているところでございます。

基本的な考え方、これから進むべき曽於市の姿というのをお聞きしたかったところでございますので、旧３町の均衡は当然のことながら、やはり魅力あるまちづくりにしていかないといけませんので、基本計画も、そしてまた意識というのもモデルチェンジ、意識改革もしながら、今後の曽於市づくりを期待したいと思っているところでございます。

それでは次に、２番目の農業後継者の新規就農者支援金についてでございますが、102名の方に交付をされて、特に課題はないということでございますが、これまでに補助金返納対象者というのは出てきてないのか、まずそこをちょっとお伺いしたいと思います。

○経済課長（谷元清己）

お答えいたします。

先ほども申し上げました市長が答弁しましたとおり、102名の方を認定をいたしております。この中で認定した後に亡くなった方、事故でしたけれども、亡くなった方が１名おられますが、そのほかに補助金の返納というようなことがありますが、１件、申請は行われましたけれども、どうしても就業ができないというようなことで離農された方が１人いらっしゃいます。そういった方は返納もしていただいているというようなことでありまして、あともう一人の方も女性の方でしたけれども、認定は受けましたけれども、ちょっと病気で体調が思わしくなくなったということで、その方は全然認定はしましたけれども支給はまだしている状態ではなかったということで、３名の方が何らかの形でこういう状況になっているということであります。

○１８番（大津亮二議員）

この制度は、農業を目指す後継者にとりましてはほんとに大変ありがたい制度だろうと思っているところでございます。しかしながら、意欲を持ちながら就農したにもかかわらず、事情があって目的を達せないうちに撤退せざるを得ないというか、そのようなことにもなろうかと思いますけれども、行政がこのような支援をする以上はやはり責任を持って面倒見るということも大事なのかなと思っているところです。出しっ放しで様子を見るというのも非常に大事でありますけれども、やはり手取り足取りするのもちょっと問題でもありますが、農協さんもともに御協力をいただきながら、支援していくという、お金だけの支援じゃなくて頭脳、また精神的な面、支援するということは非常に大事だろうと思うんですが、このことについての見解を求めたいと思います。

○経済課長（谷元清己）

お答えいたします。

新規就農、特に親元就農が半分以上でありますけれども、こういった技術的な経営等に対しましては、親元就農されている方はそれぞれのお父さん方からそういった技術的な支援もあるだろうというふうに思っておりますが、しかしそれでもまだ足りないとかそういうものがあったときには、技連会を中心としながら相談にも乗ったり、また新たな新規就農者に対しましてもいろんな会合等にも参加していただきながら、そして曽於市の今の農業の、そしてまたいろんなことを学ぶということも大事であろうというふうに思っております。そういった機会を折に触れ情報提供を含めやっているところであります。

以上です。

○１８番（大津亮二議員）

そこで②でございますけれども、２年間の支援で、今後は国の制度ができるということで、国の制度を見守っていきたいということでございますが、この制度が親の経営基盤を全く引き継がない場合は単身で10万、夫婦では15万円と、引き継ぐ場合は単身で５万、夫婦で７万と。２年に限るということでございますけれども、国の制度は全く考えないで、２年間でぽんと切れるというのは非常に、多分これは生活を支援すると、ある程度お金が取れるまでの間生活を支援するという意味合いでの支援交付金じゃないのかなと考えているところでございますが、これが２年間で突然ぽつんと切れると、やはり新規就農者というのは非常に経営的にも生活的にも、そしてまた夫婦でおられる場合は夫婦間でも非常にぎくしゃくして、経営への意欲というのは落ちていくんじゃないかなと思うところでございます。

そこで、合併前末吉では２年間じゃなかったと思いますけれども、これをこのままの金額で延長しなさいということではなくて、やはり段階的に３年目、４年目は半額にするとかそのような考え方もあろうかと思うんです。やはりそのようなことも検討するべきじゃないのかなと、去年、私もこの委員になっておりましたので少し議論をさせていただいた経過がありましたが、そのときにも国の制度が始まるんじゃないかという話も聞いておりましたけれども、やはり曽於市独自の取り組みという意味では、やはり３年目、４年目、せいぜい２年間はこの半額ぐらいの支援というのも考えてもいいんじゃないかなと思いますが、見解を求めたいと思います。

○市長（池田　孝）

合併前のそれぞれの町の制度が違っておったようであります。合併前は末吉町においては３年間やった時期があります。しかし、末吉町時代にもう３年間を２年間に縮小した経緯があります。これはやはりそう大きな、何年引っ張ってもそれだけ効果があるのかという問題、また独立心を持っていただきたいという考え方、そしてまた商業後継者との関係、そのようなものを考慮して、途中で２年間に変更した経緯があったと思っております。

今までの市になってからの人数を見ても、大隅町が多いわけでありますが、合併前を見ると大隅町は一番薄かったわけです。薄かったところが一番今度は合併したら大きくなっておる。やはりそこの数はどのような形なのかなということも考えなければならないんじゃないかなというふうに思っております。ですので、農業後継者に対してはこの制度を２年間ぐらい続けていったらいいんじゃないかなと私としては考えたところです。

これを検討するときに、いつも商業後継者は何とか考えられないのかということがいつも言われてきたところであります。ですので、農業後継者と同等にはいきま

せんけれども、今年度から、24年度から新しく商業後継者にもこれを交付する形をお願いいたしたところであります。

農業の場合は形態によって違いますが、１年２年収入が全くない場合がありますので、２年間手厚くなっておると思います。しかし、商業の場合は、売れればすぐ収入になることが多いわけですので、同じ高さでなくてもいいんじゃないのかなと。しかし、心ばかりの市からの、最低の補償といいますか、支えといいますか、そのようなことは必要であろうというふうに思って、農業後継者は現状維持でということで考えたところです。で新しく商業後継者にスタートさせることにいたしました。そこを御理解を賜ればというふうに思うところです。

○１８番（大津亮二議員）

当初予算を見ると、市長が言ってるように商業後継者にも新規で始めますという提案がなされているところでございますが、やはり曽於市は何といいましてもやっぱり農業のまちであるわけですので、私も商業後継者で入りましたので、このことについては議論するつもりはありませんが、農業のまちとして農業の今回の新規就農者の対策支援事業をさらにやっぱり進化して、曽於市はやっぱりすごいんだということで力強く訴える特徴あるまちづくりにするための議論をさせていただいているつもりでありますので、国の支援も見ながら、今後ぜひ検討するべきものはまた再度検討していただきたいなと思っているところでございます。

次に、３項目めの憩いの森の振興策について移りたいと思います。

憩いの森について、非常にもう20年、実際は丸21年ですか、だろうと思うんですが、平成３年にオープンであるようですので丸21年という考え方を持っておりますが、憩いの森についてよく議会、そしてまたいろんな方々は、採算がとれない代表としてよく話題にされたりしておられる姿を見て、大変おもしろくない気分になることが多々あったところでございますが、やはり曽於市としてのせっかくの豊かな自然、ほんとに売り物でございます。大川原峡、そしてまた花房峡、曽於市の宝じゃないのかなと思っているところでございます。よって、その魅力をどのように引き出すかということが非常に大事だろうと思っております。

そのような意味で、今回久しぶりに取り上げさせていただいているところですが、私も議員になって21年、この憩いの森の問題については曽於市になってから初めて取り上げさせていただいていると思いますが、やはり中途半端に、なおざらしにこの間なってきたんじゃないかなと私は思っているところでございます。非常にやり玉に遭うことによって、逆のイメージにどんどんなっていっていること自体が非常に残念でなりませんで、残念でありました。

実績については報告のとおりで、年々減少はしているわけですが、憩いの森の役

割というのはほんとにこれまでも青少年教育の場として大変大きいものがあったんじゃないかなと思っているところでございます。

冒頭言いましたように、青少年の教育の場としての意味合いというのが非常に強かった施設でございます。そのような意味で、そろそろ転換期というのもあるんじゃないかなと考えているところでございます。やはり施設というのは採算も当然考えないといけない施設というのも当然あるわけですが、行政が仕掛けるというのは施設への採算だけではなくて住民サービスのための投資、また今言いましたように目先を変える切りかえ方というのも非常に大事になってくるんじゃないかなと思いますが、このような考え方について市長の見解を求めたいと思います。

○市長（池田　孝）

20年経過という形でありますけれども、先ほど、利用者が当初からすると減っておると申し上げましたが、この減少分というのはやはり児童生徒数が全体的に減少しておる。この施設というのはやはり児童生徒が利用目的が大きなほうがあったと思います。その分、児童生徒が減少した分がこの減につながっておるというふうに思っております。

そう大きな減少でもないし、私はあそこを１年に２回３回行きますけれども、売り出しものにできる場所だというふうに思っております。この前の大津議員も一緒でしたが、内村ヒロコ先生のお話を聞いても、都城近辺にこのようなすばらしい生物が多くあるすばらしいところはないというところまで断言して言われましたけれども、ほんとにそうだというふうに思うところです。これからこれを大事にしながらやっていく必要があるというふうに思っているところです。

今後、児童生徒の、特にあのような施設はキャンプ場としてつくられておりますから、冬場よりも夏場が利用が多いというふうに思っているところです。そのような意味で、大事にしながら、生物の勉強、また形態、そのようなものを大いに遠足やらまたそれぞれスポーツ少年団やいろんなところでキャンプをしながら生かしていくならば、私は曽於市の子供、また市外の子供も来ていただけるならば、大変よか勉強になる場所だというふうに思っております。今後も年次的にいろいろと投資もしながら整備を図っていきたいというふうに思っております。

○１８番（大津亮二議員）

ほんとにいいところであると私自身も思います。ただ、子供たちが少なくなっている。そしてまた、長くたつとどうしても施設も老朽化する。そしてまた目先もマンネリ化する。運営するほうもマンネリ化運営になったりとかしてくるわけでありますので、計画的にリニューアルしたり、プレオープンしたり、仕掛けというのをやっぱりしないとこのような施設というのはどんどん廃れてくるというように思い

ますので、ぜひ考えていただきたいなと思います。

そこで、今までいろんな展開をしていただいているところですが、現在、曽於市森林組合が委託運営なされているところでございますけれども、青少年教育の場として、そしてまた自然観察の場として、少ない職員の中でいろんな企画をしていただいて、また夏場にも、そしてまた休みにも努力をしていただいているところでございますが、今後の仕掛け方として、少し申し上げましたが、観光施設として、そしてまた先日は土屋議員からもありましたが、スポーツ合宿の問題等々、憩いの森というのはもうスポーツ合宿の場としては最高の場所だろうと思います。当然今までの、合宿ではないですが、鹿児島実業の陸上部が活用していただいたりとかしている、市長の努力もあるかと思いますが、そのような仕掛けもしていただいているところですが、このような観光施設、スポーツ合宿の場として目先を切りかえて、そこにまた施設としての手助けをしてあげるということも非常に大事になってくると思いますが、このことについての見解を求めたいと思います。

○市長（池田　孝）

旧３町にそれぞれいろんな施設があるわけで、これは大事にしながらその目的に向かって大いに活用することが大事だというふうに思っております。花房峡憩いの森、これはもうおっしゃるとおり、すごい魅力的なものを持っておるというふうに思っております。ですから、昨年、ちょうどウォーキング大会にちょうど鹿実が全国制覇した後でありましたけれども、ジョギング大会ですか、お願いをしたところ、快くあの全国大会に出た選手数名が参加してくれて、参加された子供たちは、これはいい体験をしてくれたなというふうに思っております。ですので、いろんなところにいろんなところを、これをチャンスというのをつくりながら、それを生かしていくということが大事だというふうに思っております。

あそこ憩いの森もほんとに、最初開園したときからは形態が変わってきたと私は思っております。杉の木を大分ふけったりして日当てがよくなったりしたり、そしてまたもみじを植えたりして、秋に行くと紅葉がほんとにきれいになっている時期があります。そうした形のもとに、市民がこのようなところがあるということをわかっていただけるような、またこちらからのお知らせといいますか、周知を徹底することが大事だと思います。市内の全域において、全施設においてそのような周知の徹底というのがまだまだ落ちていると、よくない点があるというふうにも思っております。

○１８番（大津亮二議員）

聞きたかったところは、観光施設として、スポーツ合宿としての場にしていけないのかというところでございます。そのことについて。

○市長（池田　孝）

観光施設としては先ほども言いましたように、昼、ちょっと行って見てみようかという場所にはすごいと思います。しかし、夏場の施設である。家族で行くにはキャンプ場として家族で泊まる。これはすごいところではないかなというふうに思います。そのような形のもとで生かしていきたいというふうに思っております。

○１８番（大津亮二議員）

やはり仕掛けだと思うんです。以前、中でナンチクさんがレストラン部門は運営されていたところですが、ただ中に来る人たちだけを待って運営されていたので撤退になったと思っているところす。その後も森林組合が、どちらかというと言葉はちょっと悪いかもしれませんが、仕方なしにやっているような感じが受けるような気がします。やはり曽於市というのは豊富な農作物があると。農作物があるということは食料がたくさんあるということでありますので、その位置に憩いの森がある。そしてまた、後で質問しますが、目の前にはほんとに多くの交通車両が通っていると。そして仕掛け方によっては非常にすばらしい観光拠点にもなるんじゃないかなと私は思っているところです。やはり口コミで来るというのがあるわけですので、やはり食というのを考えるんであれば、もちろん道の駅は成功しておりますけれども、そのような意味合いでも仕掛けができるんじゃないかなと私は思うところでございます。

それでは、次に施設面を少しお聞きしていきたいと思います。

今、渓流施設です。課長のほうがいいかもしれませんが、渓流施設は今どうなっているのかお聞きしたいと思います。

○経済課長（谷元清己）

渓流施設についてのお尋ねでありますけれども、以前は、ここはもう合併前からマスを放流したりするなどして子供たちの釣り大会などやってきておりましたが、19年の災害でちょっと土砂が崩れまして、ちょっと向こうの方に下りれなくなったということで、その後、国有林にも、営林署のほうにも相談しながら、土地を借りて今歩道をつくっておりますが、今回、23年度で導入いたしました憩いの森の環境学習促進事業をこの事業に入れまして、今、下の渓流施設がほんとに全部伐採をされて、芝張りもしっかりと進んでおりまして、今子供たちはあそこに行けばほんとの水遊びもできるし、いろんなものもできる。きれいな水の中で戯れることができる。そういうような場所に今なっているところでありますので、あそこの活用も今からＰＲしていかなければならないんじゃないかなと思っております。

○１８番（大津亮二議員）

それでは、そこに通じる林道も整備をされたという考え方でよろしいですか。

○経済課長（谷元清己）

林道といいますか、向こうに行く通路というようなふうに考えていただけばよろしいと思いますが、前は向こう下のほうまで車でずっと行くことができましたけれども、現在も行くことはできますが、ちょっと幅が縮小になっているというようなことで、そういった道路の狭くなったところを営林署のほうに相談したということです。

○１８番（大津亮二議員）

23年度の事業で整備がされたようでありますけれども、ぜひ課長が言われるように、ほんとにまたいい場所でありますので、以前はアユを放流したりまたつかみ放題とかいろんな仕掛けもありましたので、今後もまた検討していただきたいなと思います。

次に、③の国道側から利用できるような工夫はできないものかということで、周辺を除間伐したりとか、看板設置のこともお話をいただいたところでございますが、この国道の土日の通過量というのは、私が住んでいてよくわかるわけですが、観光というか娯楽、遊びに行く人たちの通過車両が非常にたくさんいるわけでございます。やはりよく通る人たちと話をすることがありますが、目の前に憩いの森が、またあのような施設があるということを知らない方々がほとんどであります。どちらかというと、酒谷の道の駅ぐらいしか頭に浮かんでないんじゃないかなと思います。せっかくのこのような交通車両、曽於市一角しか通らないんですけれども、そこにこのような憩いの森の施設があるわけですので、ぜひ調査していただいて、市長も答弁いただきましたけれども、ぜひ展望できるような風景というか、憩いの森、せっかく桜も植えましたので、桜が咲くころになるとさらにまた展望もよくなって、ぜひ行ってみたいというような雰囲気になるんじゃないかなと私は思っているところでございます。ぜひそのように検討していただきたいと思います。

そこで、長くこの懸案事項で――懸案といったらどうかもわかりませんが、話題には少しなったことがありますけれども、具体的な企画ですか、検討とか調査とかまでは入ってこなかっただろうと思いますが、今でもつり橋はないのかと、つり橋はできんとかという声をよく聞きます。場所なんかはよく知っていますので、市長が言われたように、もうこの前の20周年式典も歩いていきました。また周辺の若いグループの人たちも、呼びかけがありましたので食事に歩いていっていたようであります。ただ、その遊歩道を活用しておりてくる方は、ある課長さんが１人だけであったと記憶しております。ほんとに何でおりてきてくれないのかなということで、そこで話を一緒にしたところでした。ほんとにもう活用させ方というか、仕掛けの仕方なんじゃないかなと思っているところです。

その遊歩道の橋は別にして、やはり展望があれば、莫大なお金もかかりますが、過去にこのつり橋の調査というのをされたことがあるのか。ただもうできんできんという、お金がかかるからできんということではなくて、なぜできないのか、そういう調査、議論というのを当局のほうで、もう町長時代から市長長くされていますので、そういう検討が１回でもあってもよかったんじゃないかなと私は思うところです。なぜできんのかということを私は地元に住んでいて、質問が来たときに答えることができないです。もったいないよね。綾のつり橋とはちょっと違うよなと。綾の場合は、行ったら山。帰ってくるだけ。ここの場合は、行ったらいい施設があるじゃないのちゅう言葉がたくさん帰ってきます。なぜできないのかというのを議論していかないと、やっぱり私なんかも地域の代表として議員している以上は、回答はできない。できるものだったらそういう大つり橋、お金の取れる施設等々にして仕上げていきたいなとも思うところでございますが、やはりこのような観光に切りかえて、お金が落ちないと意味がないわけですので、そのような検討を過去にしてきたことはあるのか、お聞かせください。

○市長（池田　孝）

私も昨年の10月だったと思いますが、日南まで日曜日に行く機会がありまして、おっしゃるとおりずっとあそこを通って、酒谷道の駅に寄って、あそこの状況を見ながら、あそこの近くに棚田というのがあるちゅうことで看板が出ていましたので、看板が出てなけりゃ寄ることもなかったと思いますが、出ていましたので寄って、そしたら稲が植えてあるのはほんのわずか、もうほとんど稲が植えてない状況だなというふうに思いました。しかし、すごい棚田だなということは感じたところです。あのように看板は大事だなというふうに思いました。

おっしゃるとおり、憩いの森につり橋はということで、もうつくられた、完成したと同時にもうみんなが言ったときあったと思います。この前、20周年の植樹祭のときに、議員から、向こうのほうが木が伐採ができたらなとおっしゃったから、帰りに、末廣副市長とともに国道側に行ってみました。昔からここに橋をつくればなという話があったっどん、つくればほんとに綾のつり橋よかすごいよなと、長くとれるし、高さもある。渡れば向こうに施設がある。これはもうおっしゃとおり綾はもう向こうに渡ったら何もないわけですから、ただＵターンするばっかりですので、これはあれよかすごいなと私は思います。

そしてまた大分の最近できた、ちょっと名前は忘れましたが何とかつり橋、有名になっておりますけれども、あれくらいのやっぱり豪華さのある橋ができるんじゃないかなと思いますが、だけど莫大な金がやっぱり必要になってくるというふうに思ったところです。ですので、これはまあほかの方法でつり橋じゃなくしてほかの

方法で考えるべきじゃないのかな。そして国道側に駐車場とか、またそれだけの見る施設の敷地というのを確保する。またつり橋であるとそれをくいを打つ。そうした引っ張るところの土手といいますか、そうしたものがまだまだこれは相当検討する余地があるなというふうにこの前見させてもらいました。これは今後の大きな課題だというふうに思っております。ですので、つり橋じゃなくして、もうちょっと銭のかからない方向で考えるべきじゃないのかなというふうに思ったところです。

ですので、とりあえずあそこの木を切る。そして憩いの森が見える状況、またおっしゃるように何か展望台、そう大きくなくても展望台みたいなものをつくってもいいんじゃないかなというふうには感じたところでありました。

○１８番（大津亮二議員）

ぜひ前向きに、ある施設を有効に使うと、また売り出すということを、地域にある魅力等の引き出しというのはほんとに大事でありますので、検討していただきたいなと思います。

最後に、曽於市の特徴は、ほんとに何回も言いますけれども、自然環境に恵まれまして、農作物等、また食料豊富なところでありますので、そして各地にそれぞれの伝承文化もある。すばらしい環境にあると思っているところでございます。曽於市のよさを引き出す力というのが今まではやはり中途半端、中途半端というよりも合併してすぐということでなかなか引き出せない段階であったということはよくわかるわけですが、せっかくある施設、このような魅力を引き出させないとほんとに、悪の施設としていっき言う人たちがいますので、そういうことじゃいけませんので、いい施設を有効に使うということを考えていただきたいなと思っているところです。魅力を十分に引き出せるような取り組みをぜひ期待したいなと思います。

また、今回、先ほどありましたこのまちづくり計画にもある合併記念公園、市長が考えているパークゴルフ場計画、また交流人口、そしてまた産業を潤わせること、非常に大事でありますので、悪いイメージが残らないような、中途半端にならないように、我々議会ともしっかりと議論ができるような体制を組んでいただいて、いいものをともにつくっていこうではないかなと思っているところです。

とにかく我々議会というのは議決権を行使するということしかできない訳ですが、そのような体制をつくっていただくことを期待して、そしてまた曽於市のすばらしいまちにかじを切っていただくことを期待しまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

―――――・――・―――――

日程第２　議案第30号　平成23年度曽於市一般会計予算の補正について（第８号）

○議長（谷口義則）

次に、日程第２、議案第30号、平成23年度曽於市一般会計予算の補正（第８号）についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（池田　孝）

日程第２、議案第30号、平成23年度曽於市一般会計補正予算（第８号）について、提案理由説明いたします。

まず、一般会計補正予算書の１ページをお開きください。

第１条は、歳入歳出予算の総額に589万6,000円を追加し、総額を226億4,770万円とするものであります。

第２条は、繰越明許費の設定でありまして、発掘調査地区の遺物量の増により、年度内に調査が終わらないことから、４ページの第２表のとおり、健康増進施設用地遺跡発掘調査事業について820万2,000円を平成24年度へ繰り越すものであります。

それでは、配布してあります補正予算提案理由書により説明いたしますので、１ページをお開きください。

この補正は、歳入におきましては、財政調整基金繰入金を589万6,000円追加し、歳出におきましては健康増進施設用地遺跡発掘調査に伴う費用を589万6,000円追加しております。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口義則）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、３月５日午前10時から開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

――――――・――・――――――

散会　午後　２時０８分

平成24年第１回曽於市議会定例会

平成24年３月５日

（第５日目）

平成24年第１回曽於市議会定例会会議録（第５号）

平成24年３月５日（月曜日）
午前10時開議
場所：曽於市議会議場

１．議事日程

（第５号）

第１　議案第14号　曽於地域公設地方卸売市場管理組合規約の一部を改正する規約について

第２　議案第15号　曽於市健康増進施設建設事業建築工事請負契約の締結について

（以下２件一括議題）
第３　議案第２号　曽於市税条例の一部を改正する条例の制定について
第４　議案第12号　末吉町違法駐車等の防止に関する条例を廃止する条例の制定について

（以下５件一括議題）
第５　議案第３号　曽於市乳幼児医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の制定について
第６　議案第４号　曽於市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
第７　議案第９号　曽於市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第８　議案第10号　曽於市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第９　議案第11号　曽於市財部城山総合運動公園運動施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（以下５件一括議題）
第10　議案第５号　曽於市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
第11　議案第６号　曽於市有住宅条例の一部を改正する条例の制定について
第12　議案第７号　曽於市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
第13　議案第８号　曽於市地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定について
第14　議案第13号　末吉町部分林条例を廃止する条例の制定について

第15　議案第16号　平成23年度曽於市一般会計予算の補正について（第７号）

（以下６件一括議題）
第16　議案第17号　平成23年度曽於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第

４号）

第17　議案第18号　平成23年度曽於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について（第３号）

第18　議案第19号　平成23年度曽於市介護保険特別会計予算の補正について(第４号)

第19　議案第20号　平成23年度曽於市公共下水道事業特別会計予算の補正について（第３号）

第20　議案第21号　平成23年度曽於市生活排水処理事業特別会計予算の補正について（第４号）

第21　議案第22号　平成23年度曽於市水道事業会計予算の補正について（第３号）

第22　議案第30号　平成23年度曽於市一般会計予算の補正について（第８号）

第23　陳情第２号　「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書

２．出席議員は次のとおりである。（21名）

１番　今　鶴　治　信	２番　九　日　克　典	３番　八　木　秋　博
４番　土　屋　健　一	５番　山　下　　諭	６番　原　田　賢一郎
７番　山　田　義　盛	８番　大川内　冨　男	９番　西　川　熊　則
10番　大川原　主　税	11番　吉　村　幸　治	12番　（　欠　員　）
13番　渡　辺　利　治	14番　海　野　隆　平	15番　久　長　登良男
16番　五位塚　　剛	17番　漆　間　純　明	18番　大　津　亮　二
19番　迫　　杉　雄	20番　坂　口　幸　夫	21番　徳　峰　一　成
22番　谷　口　義　則		

３．職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長	迫　田　雪　春	次長	栄　徳　栄一郎	係長	田平　五月男
参事補	吉　田　竜　大	参事補	宇　都　正　浩		

４．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市長	池　田　　孝	教育長	植　村　和　信
副市長	中　山　喜　夫	教育委員会総務課長	安　田　徒　務
副市長	末　廣　光　秋	学校教育課長	森　山　　勇
総務課長	大　窪　章　義	社会教育課長	中　峯　健一郎
大隅支所長兼地域振興課長	上　迫　光　俊	市民課長	切　通　　宏
財部支所長兼地域振興課長	川　崎　幸　男	福祉事務所長兼福祉課長	今　村　浩　次

企画課長	岩元祐昭	保健課長	大休寺拓夫
財政課長	池之上幸夫	経済課長	谷元清己
税務課長	新屋義文	畜産課長	神宮司寛
監査委員事務局長	真方清治	耕地課長	吉田誠得
会計管理者・会計課長	椙松実隆	建設課長	高岡亮蔵
農業委員会事務局長	堀之薗訓	水道課長	福岡隆一

開議　午前１０時００分

―――――――・――・―――――――

○議長（谷口義則）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

―――――――・――・―――――――

日程第１　議案第14号　曽於地域公設地方卸売市場管理組合規約の一部を改正する規約について

○議長（谷口義則）

日程第１、議案第14号、曽於地域公設地方卸売市場管理組合規約の一部を改正する規約についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○２１番（徳峰一成議員）

まず、議案の第14号について質問をいたします。

１回目は２項目であります。

第１点は、現在、そして過去におきまして、卸売市場の取扱高がどれだけ高かったか、あるいは少なくなっているかについて、またそうした中での曽於市の取扱高についても、過去と現在について、特徴点を報告してください。

第２点目、なぜ今回の定数の改正が行われたかについてでございます。

また、その定数の配分の決め方はどういった基準のもとに配分の改正がなされたのか、決められたのかでございます。

また、組合議員の全体の定数は何名から何名に変わるのか、今回の改正に伴って。

以上が質問であります。

○経済課長（谷元清己）

お答えいたします。

まず、曽於地域公設市場の取り扱いの状況ということでありますけれども、施設の運営当初の販売高でありますが、あの当時が８億5,387万円で終わったところでございますが、曽於市の実績が把握できますのは、平成18年度からでございまして、この18年度の販売高が４億6,814万3,000円でございまして、そのうちの曽於市分が1,045万1,000円になっております。

それと、直近でありますが、平成22年度の販売高になりますけれども、これも似たような数字になりますが、４億182万3,000円で、曽於市の取扱分は892万3,000円

になっているところでございます。

それと、今回の改正ということでありますけれども、定数は８名ということで、曽於市、志布志市、大崎町で、一部事務組合が公示されておりますけれども、それぞれ市にあっては、曽於市と志布志市にあっては３名、そして町にあっては、大崎町ですが、２名ということで、合計で８名の定員ということであったところでございます。

この理由でありますけれども、今まで管理組合の管理者は市議会議員、市場の議会議員の中で互選をして管理者を選任していたところでありますけれども、これをしますと、管理者の選任により市場議会議員に欠員が生じるということになりまして、管理者が選任された構成市町に再度市場議員の選任をお願いしてるというような状況であって、事務が煩雑されていたというようなことでありまして、今では管理者は慣例により志布志市長が選任をされており、市場議会の協議会でも議事をスムーズに進める意味からも規約改正を行って、管理組合の管理者は志布志市長というふうに定めてほしいというような意見があったというようなことでございます。これが今回のいきさつというようなことであります。

全体の定数は８名ということで、議員の数は８名ということに変わりはありませんが、そのほかに志布志市市長が管理者ということになるということで、管理者を含めると、９名という形になるということであります。

以上です。

○２１番（徳峰一成議員）

２回目の質問でありますが、ただいま課長から説明がありましたけれども、たしかこの卸売市場は30年以上、課長、たちますよね。私ももう既に議員になっておりましたので、志布志市での設立に出席したことが記憶があるものですから、記録がないということでありますけども、過去の、当初から議会でも大分旧末吉町議会ではこれ論議されたんです。参加のあり方をめぐってですね。

つまり、どれだけ参加したとして末吉町内の農家にとって取り扱いがあり、そしてふえるのか、そしてメリットがあるのかということで、実際当初の段階においても、今ほどではなかった、現在ほどまででではなかったけども、しかし、当初から全体の中では、末吉町においての農家の参加が非常に弱かった、少なかったと記憶いたしております。現在に至りましては、わずか1,000万円にも満たない金額でございます。２％そこそこでしょうか。

質問でありますけども、曽於市にとっては、曽於市といったら３カ町含めてですか、この２％そこそこというのは、今後参加する意義と役割、存在というのがあるのかどうか、そのあたりについて方針なり、考え方を聞かせていただきたいと思っ

ております。

以上の点だけでよろしいです。

○経済課長（谷元清己）

お答えいたします。

参加する意義があるのかどうかということでありますけれども、先ほど数字を述べさせていただきましたとおり、２％ちょいというような数字でありますが、この中には白菜農家、そしてまたスイカ、白ネギ、大根、トマト、キャベツ、いろいろ里芋含めて、10品目ぐらい出荷もされているというようなことで、実績もそれなりにあるということでありますので、引き続き構成市町の中で、２市１町の中でというふうに話が進んでいるというようなことであります。

以上です。

○２１番（徳峰一成議員）

これは副市長、市長を含めて、私は脱退すべきということから質問してるんじゃないんですよ。課長の答弁のありましたように、今後とも一応組織に入り、一緒に取り組みたいんだったら、それはそれでいいんですよ。であるならば、当初から少なかった、そして現在ではさらに少なくなっていると、しかし、引き続き一応参加したいということであったら、やはりこれまでのあり方を検証しながら、今後に伸ばしていく立場から検討すべきじゃないですか、一般的なあり方から、あるいはそもそも的な考え方を言いましても、そのあたりの検討はなされているんでしょうか、なされていたら統一的な方針なり、見解をどなたからでもいいから示していただきたいと思います。これは質問するまでもなく、組織の特に幹部の義務であると思うんです、いかなる問題においても、これが第１点。

第２点目は、そうした組織的なといいますか、協議がなされてなかったら、いわゆる前向きな方針を確立するために今後そうした立場で、そしてその考え方を示しながら議会には臨み、そして質問があったらしっかりした考え方を示すべきだと思うんですよ。

以上、２点について、これは市長ですか、副市長、どちらでもいいですけど、お聞かせ願いたいと考えております。

○市長（池田　孝）

管理組合を設立されております。わずかな量なんですけれども、作物ごとに少しずつ、特に大隅町が大部分だというふうに把握しておりますけれども、やはり脱退というわけにいかないというふうに思っております。そのようなことから、市としての負担金も今のところありませんので、継続してやっていくという形になろうかと思っております。

（何ごとか言う者あり）

○議長（谷口義則）

以上で通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第14号については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第14号、曽於地域公設地方卸売市場管理組合規約の一部を改正する規約については原案のとおり可決されました。

――――――・――・――――――

日程第２　議案第15号　曽於市健康増進施設建設事業建築工事請負契約の締結について

○議長（谷口義則）

次に、日程第２、議案第15号、曽於市健康増進施設建設事業建築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○２１番（徳峰一成議員）

質問が多岐にわたっておりますので、答弁漏れのないようにしてください。

質問の第１点であります。

保健センターという名称で質問をさせていただきますが、保健センター建設の意義、あるいは必要性について答えてください。意義と必要性があるから、お金かけて建設するわけであります。十分集団的に検討されていると思います。個人的な答弁じゃだめですよ。

そしてまた、曽於市の今回建設されるのは、曽於市全体のセンター的な意義なり役割も果たすのかであります。つまり、末吉町だけじゃなくってですね。このことも答弁してください。センター的な的です。

それから、質問の第２点目。で、そのことでこれまで使用されていた施設、幾つかあります。共同福祉施設、老人福祉センター、あるいは総合センター等、構造農改センター等は、施設は、今後それにかわる新たな施設利用の計画やめどがあるのかどうか、それは現在ではまだないのかどうか、またその中で、例えば今後老人福祉センターはどうなっていくのか、これが大きな質問の第２点目であります。

質問の大きな３点目、今回の建設で、今後の利用をより多く、そしてよりスムーズに利用していただくために、そのための建設だと思うんです、１つは。スムーズに利用していただくために、特に力を入れたり、あるいは工夫した点など、どういった点があるのでしょうか、また１日、あるいは１年間当たりどれだけの利用者を一応見込んでいるのでしょうか、総体人数でよろしいです。

次に、大きな４点目、入札問題、今回の入札で、特に留意された点、あるいは努力した点について答えてください。

次に、大きな５点目、請負契約についての内容について、まず本体工事、契約の金額は２億4,550万円ということでありますが、この工事全体の予算は幾らであったのでしょうか、これは確認方々の質問であります。

それから、２点目は、設計額は、本体工事は幾らでありましたか。

３点目は、いわゆる落札率は幾らでありましたか。

第４点目は、工期については、いつからいつまででしょうか。

以上、４点です。

関連いたしまして、いつも以前から、昔から聞いておりますので、附帯工事の中で、電気工事、給排水、それから空調施設については、まずそれぞれ何社が入札に参加されましたか。

次に、本体工事の内容に設計額と落札率についても、それぞれ電気、給排水、空調設備、答えてください。

以上が１回目の質問であります。

○保健課長（大休寺拓夫）

まず、第１点目の健康増進施設の建設の必要性、意義についてをお答えいたします。

健康増進施設は、地域保健法で、地域保健対策が円滑に実施できるように、施設整備等に努めるよう規定されております市町村保健センターに属する施設でございます。現在、末吉地区での母子相談、予防接種、特定健診、がん検診及び介護予防教室などの各保健関係事業や高齢者教室、心配ごと相談及び各種巡回相談など、社会福祉関係行事につきましては、総合センターや総合体育館、メセナ会館、老人福祉センターなど既存施設を利用して、それぞれ事業を実施しておりますが、１カ所で乳幼児から高齢者まで保健、医療、福祉の連携を図りながら一体的なサービスが提供できるよう施設を整備するものでございます。

また、末吉老人福祉センターの老朽化等もございまして、新たに整備する必要があったということでございます。

あと２点目の。

（何ごとか言う者あり）

○保健課長（大休寺拓夫）

はい。センター的な役割はということでございますが、それぞれ財部、大隅のほうにも同様の施設はございますが、それも含めた形で、中核的な施設にしたいということでございます。と申し上げますのが、母子相談、若いお母さん方は結構車も交通の便もいいですので、末吉のところで１カ所でやっていけたらなと思っております。その分の余った分の時間をそれぞれ保健指導のほうに力を入れたいと思っているところであります。

それから、使用されている施設、今されていた施設を今後どのような利用方法ということでございますが、それぞれ一番使うのが母子相談のほうが結構毎月使っておりますので、その分が総合センターなり、そういうところがあくということになります。

あと体育館につきましては、年間総合健診のほうが14日程度ですので、その分と、あと介護予防教室等が、保健指導教室のほうがなくなっていくということになります。

あと老人福祉センターの今後でございますが、非常に老朽化もしておりまして、昭和53年ごろ建てられましたので、あと耐震化等もございます。あと空調関係も既に壊れかけておりますので、この健康増進施設が来年の４月１日オープンを予定をしておりますので、その後、４月、５月に解体を予定をおります。あとは駐車場及

びグラウンドゴルフができるような広場にやりたいとは考えております。

それから、施設で力を入れたということでございましたが、まず乳幼児から高齢者までだれでも使えるような形でしたいということもございまして、集団健診室等も結構広目に、財部より若干広いんですが、とっております。それを３部屋、あとトレーニング室のほうをすごく機器等を入れて、充実をしようと思っております。そちらのほうでいろんな健康増進、筋力とか、そういうものをつけていくと、介護予防教室にも十分使えますので、それをやりたいと思っております。

あと栄養指導室が調理台が６台ということでやっております。とにかく今メセナ会館の機能が非常にすばらしいものがありますので、それと一体的に、かつ前のほうが市民プールがございますので、そういうのも含めた形でやれたらなと思ってるところであります。

あと利用のほうなんですが、全体は出していないんですが、１つ、例えば総合健診を申し上げますと、こちらが約2,000名ほど受けられます。あと乳幼児健診相談等健診が１歳半から２歳児、３歳児ございますが、これがそれぞれ６日ずつ入ります。あと歯科相談も４日間、あと２カ月、６カ月、１歳児相談、これが12日ずつ入ってまいりますので、それの人数がまた出てこようかと思います。

あと予防接種、ポリオ関係、これが大体250名、成人健康教室が5,000名、成人健康相談が約480名、これが保健関係ということになります。

あと福祉関係になりますと、心配ごと相談、これが年間50回、あと心が元気になる相談がこれは毎月あります。

あと保健指導教室のほうが７月から３月までそれぞれ使えますので、１回当たりが大体25名から30名利用されます。

あと高齢者学級が７学級、福祉センターのほうでされていらっしゃいますので、１回当たりこれは大体31人ほど参加をされているようでございます。

あと子育て支援ということで母子手帳交付、これが月２回行います。年間211名。

あと自立支援精神デイケアがございますが、これが年24回、延べ大体70名という方たちが利用されていくということになります。

以上です。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

まず、今回の入札でどういったところに力を入れたかということでございますけれども、現在の経済状況とか、あるいは雇用状況等も考えまして、できるだけ地元のということ、そしてまた今後のアフターのこと等も考えまして、条件つきの一般競争入札ということで考えたところでございます。それと、できるだけたくさん参

加しやすい状況ということで、今回考えたところでございます。

それと、工期でございますが、工期は本日議決していただきますと、あすから270日ということになります。

それと、落札率でございますが、94.78％ということになります。

それから、これは業者数としては、８業者の参加ということになります。

それと、電気でございますが。

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（池之上幸夫）

設計額につきましては２億6,544万円でございます。

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（池之上幸夫）

予算はちょっとお待ちいただきたいと思います。

それから、電気のほうですが、電気のほうは５社から入札がありまして、落札率が97.33％でございます。そして、設計額が3,486万円ということになります。

それから、給排水でございますけれども、７社から入札がありまして、落札率が84.22％、そして設計額が3,486万円でございます。

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（池之上幸夫）

失礼しました。給排水のほうは1,533万円でございます。

予算については、ちょっとお待ちいただきたいと思います。

空調につきましてでございますが、７社から入札がありまして、落札率76.38％、それと設計額のほうが3,150万円でございます。

○２１番（徳峰一成議員）

答弁ができなかったのは、２回目にあわせて答弁をしてください。

まず、質問の２回目の１点目であります。

課長答弁では、今回建設される保健センターについては中核的な施設を考えてのことであるということでございました。市長でも担当課長でもよろしいと思うんですが、質問の第１点は、まず名称についてであります。

名称は、これから公募も考えてるかどうかわかりませんが、最終的にはもちろん市長の判断、結論で出されるわけでありますが、どういった名称を考えているかでございます。私、個人的には何といっても現代でありますので、わかりやすい。それから、２点目、シンプルといいますか、簡単なものがよいと考えております。特に、高齢者、お年寄りは、一たん耳に入ったら忘れない、そうしたシンプルなわかりやすい名前がいいのじゃないかと思っております。

それから、中核的な役割ということを確認いたしました。このために必ず中央を入れるべきではないかと、例えば曽於市保健中央センター、保健センターじゃこれはいけないと思うんですね、紛らわしくなって。一例として申し上げましたけれども、どのように考えてるか、なぜかといいますと、例えば合併後、多くの類似施設が旧３町にありますけれども、いわゆる文化センター関係でも、名前は３つとも横並びであります。実際は末吉の文化センターが予算的にも、あるいは内容においても、中核的な役割なんです。横並びであります。

一方、図書館はどうかというと、隣の旧末吉町の図書館が中核という役割で、名称もそうした名称であります。ですから、内容等を含めて、中核的役割だったら中核的役割にふさわしい名称にすべきじゃないかと思います。なかなか名前がそう変えられるものじゃないと思っておりますので、これが質問の第１点であります。

それから、第２点目であります。

今まで使っていた施設についてが検討されているのかどうかでございます。これまで大体４カ所に分散していたのを１カ所にまとめると、それはやはり理論的によっても、ばらばらよりも１カ所にまとめたほうがいいことは当たり前の当然のことじゃないかと思います。

でも、やはりお金をかけた公共施設であるし、維持管理費もかかるわけでありますので、それにかわる新たな利用方法、同時並行的に市当局は、特に市長や副市長の指示のもとに検討しながら、本日の議案提案に私は臨むべきじゃないかと思うんですよね。そうでないと、議会に指摘されてから今後から動くんじゃ、余りにも弱いというか、そうした点でどういった考え方かわかりませんけども、２つ目の質問として、今まで使っていた施設についてはどういった利用計画を持っておられるか、そうした集団的な検討がされているのかどうかお答え願いたいと考えております。

大きな質問の３点目でございます。

課長答弁でありましたように、昭和53年に設置されました末吉町の老人福祉センターが老朽化し、耐震化も弱い、ないということで、来年は取り壊されるということでございますが、特にあの福祉センターの果たしてきた役割は、旧末吉町では本当に大きなものがありました。高齢者にとってですね。これはデータ的にもはっきり出ております。そうした中で、例えば喜ばれてきたのが、昔、以前ほどではないんですけども、入浴事業がございます。

ところが、今回建設される保健センターについては、入浴部分が設計の中に入っていないと聞いております。せっかく金をかけて、そして立派な内容でもって、計画のもとにつくられるわけでありますから、今までそれぞれ行ってきたのをより発展的といいますか、つなぐ形で、継承する形で、新しい施設でもつなげていくとい

う、そうした基本的に私は考え方が必要じゃないかと思うんですね。

その点で、これは予算上の問題じゃないです。こういった点に予算は削るべきじゃないと思うんですよ。長年、20年、30年以上継続してきた入浴事業でありますので、またその必要性がないんだったら今後カットしてもいいと思うんですが、必要性はないとは思えないんですよ、客観的にも。そうした点、今後については今回の建設に間に合わなくっても、やはり継続すべきじゃないですか、必要性があるのだったら。その点で、市長等の見解を聞かせてください。

次に、請負関係については、今回は入札の問題を含めていたしません。

そして、次に排水対策については大丈夫なのかでございます。

もともとあの一帯は平地でありまして、排水が、水の流れがいいところではないと思っております。特に、大雨時、集中的な１日に100㎜を超えるような大雨が降った場合の排水対策は大丈夫なんでしょうか、それは今度の工事には全く入ってないですよね。平時の雨はともかくとして、大雨時の排水対策は大丈夫なのでしょうか、やはりそこも考えていかなければいけないと思うんですね。それが検討されているのかどうかを含めて答弁してください。

最後に、先ほど課長答弁で答弁がされなかった点で、２回目答弁していただきたいのは、それぞれ建設後の総体的な利用の人数でよろしいですので、答弁してください。恐らく何万人単位になろうかと思うんですけれども、特にその中で高齢者も非常に多くなります。

質問は、いわゆる足の便でございます。基本的にはそうした利用者のことも考えながら、思いやりタクシーの路線を変更しながらつなげていかなければいけないと思うんですよ。検討されているのでしょうか、それはぜひ検討はすべきだと、手直しが、見直しが必要かと思っております。その点についても答弁してください。

以上が２回目の質問であります。

○副市長（末廣光秋）

名称について私のほうで答弁をさせていただきますが、名称につきましては、今御指摘があったようなことを担当課のほうには指示をいたしてるところでございます。わかりやすいものということで考えているところで、まだ決定はいたしておりません。

（何ごとか言う者あり）

○副市長（末廣光秋）

早い時期に決定したいというふうに思っているところでございます。中央を入れるべきだということでございましたが、そこあたりはいろんな考え方がございますので、検討をさせていただきたいというふうに思っております。

私のほうからは以上でございます。

○保健課長（大休寺拓夫）

２点目の今使われている施設の利用ということでございますが、総合センターのほうは診察室がちょっと小さいんですが、あそこの利用と、あとはほとんど栄養改善室の隣の和室を使っております。あれは当然栄養改善のほうで使われるのが本筋だと思いますが、そこをお借りしておりました。そういうことですので、本来に返すということになります。

あと総合体育館のほうも14日借り切っておりましたから、それもまた体育関係の方たちに、また利用できるということでいいのじゃないかと思っています。

あとメセナ会館のほうは従来どおりありますので、それをまた引き続く形で利用いたしますから、そこは増減は出てこないと思っております。

それから、老人福祉センターの入浴関係でございますが、そこあたりも一応考慮はしたんですが、あそこの駐車場の面積からいきますと、かなり今でも窮屈な面積でございます。経費節減の考えもございまして、メセナ会館との複合施設にするということでございました。そういう中で、入浴施設もとなりますと、大変なまた面積にもなりますし、あとまた近くにプール、温泉ということもございまして、そちらのほうを何とかうまく一体的に使えないかなということで、今回は入浴については見送ったところでございます。

あと３点目の建設後の利用計画でございますが、先ほど申し上げた、ちょっと全体の数字をはじいておりませんので、先ほど申し上げた人数プラス、あと各集団健診室があいてきますので、あちらをいろんな教室、ダンス教室とか、そういうものを利用していけたらなと、あとトレーニング室と組み合わせた形でやっていけば、今メセナ会館のほうで結構使われておりますので、その人数、年間１万4,000人ぐらい使っていらっしゃいますので、そことの総合的な利用ということになろうかと思います。

路線バスにつきましても考えないといけないなと思っておりまして、また企画課のほうとも御相談をしたいと思っております。

以上です。

○建設課長（高岡亮蔵）

排水対策についてですけれども、今回建設される敷地につきましては、上町の土地区画整理事業の区域に接しておりまして、区画整理事業におきましては表面水を集める側溝と地中のほうに暗渠を設けまして、大きなものでは１m50角ぐらいの暗渠ですけれども、大淀川と湯之尻川、２系統に分けて放出いたしております。プールの水等の排水につきましても、そのほうに接続されておりますので、排水対策に

つきましては、問題はないと考えております。

○２１番（徳峰一成議員）

二、三点質問いたします。

第１点は、後ほどの議案で出てきますけれども、この建設予定地から遺跡が出てきたということで、１月の臨時議会に続いて、今回も急遽補正予算が出されておりますが、その遺跡の工期との関係にも関連いたしますけれども、１回目の答弁がありました工期270日、これは全く支障はないわけですね。これは確認いたします。

それから、関連いたしまして、３回しか質問できませんので、遺跡発掘の調査の場所が本体工事等の場所と違うから、同時並行的にできるんだというのは、こうした事業の場合は問題ないんですか、いわゆる便宜的な考え方で一応判断してよろしいのでしょうか、あるいは国の補助事業の一環として、それが終わらなければ、本体工事等はかかれないというのが私は本来のあり方だと思うんですよね。そうした点で、遺跡事業がいつまでかかるかわかりませんけれども、その点で工期に支障はないのかのことを含めての総合的な質問であります。

次に、高齢者の事業がなくなったことについては、２回目の課長答弁では、まだ十分納得できないんですよ。市長も副市長もよく考えていただきたいと思うんですが、せっかくの金をかけた、いわば今後何十年か使わなければならないセンター的な機能役割を持つ保健センターですよ。

ですから、今までの何十年にわたって行ってきた数々の実績を積み重ねて、それを継承して、さらに発展させる立場からの当然今後の建設であり、また対応でなければいけないでしょ。それで、入浴事業が果たした役割は、はっきり言ってあると思うんですよね。今後その役割はなくなったということがはっきり言えるんだったら打ち切ったらいいと思うんですよ。そうとも言えないんじゃないかという観点から質問してるんですよ。これは予算上の問題とか、スペースの問題じゃないと思うんですよね。これだったらお粗末過ぎますので、ですから、そのあたりはどう考えておられるのかという質問であります。やはり今後も必要であったら、それなりに検討をすべきじゃないですか、必要性がなかったらしなくていいんですよ。最後の質問でありますので、答えていただきたいと考えております。

以上です。

○市長（池田　孝）

入浴の事業でありますが、あれが建設されたときには温泉もありませんでしたし、また相当な公民館ごとに送迎して、相当な利用があったというふうに思っております。

しかし、現在ではその当時からすると、何分の１も達してないという状況であり

ます。

ですので、これは思いやりタクシーなど利用していただいて、温泉のほうに行ってもらうというのがいいのではというふうに考えております。今後そのような方向で検討させていただきたいというふうに思っております。

ほかについては、それぞれ担当より答弁させます。

○建設課長（高岡亮蔵）

工期の問題でございますけれども、遺跡の調査関係につきましては、その本体を建てる部分もされておりまして、その部分は、遺跡の関係は出なくて、問題がないということでございます。今回遺跡の調査をするのは駐車場部分でございまして、そこにつきましては、現在、今ある駐車場の部分に本体を建てますので、駐車場がなくなりますけれども、仮の駐車場をプールの横の東側の芝生の部分を利用してつくる計画でございますけれども、駐車場の整備が７月ごろになりますと、また水泳大会があったりということで、早期の完成が必要なんですけれども、そちらのほうに遺跡の調査等の影響が工期としては来るということで、５月ごろまで遺跡の調査がかかるということでございますので、６、７で駐車場のほうをつくると、短期間で施工しなきゃいけないということになるかと思います。

（何ごとか言う者あり）

○建設課長（高岡亮蔵）

遺跡調査のほう、本体部分につきましては、遺跡の下調査はしておりますけれども、本調査の必要はないということでございますので、工事のほうは、この契約が整えば着工できるということになります。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

予算の件でございますが、全体で申し上げますと４億1,600万円と、こう考えております。

以上でございます。

○議長（谷口義則）

以上で通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

○１６番（五位塚剛議員）

何点か質問したいと思います。

まず、第１点でございますが、議案では、この入札の方法が一般競争入札による契約というふうになっておりますけど、一般競争入札というふうにしたら、ここの８社以外にも鹿児島県内の業者、また宮崎県の業者も当然入札ができるわけですけど、これは制限つきの入札ではなかったのか、すべての事業について、これが確認

の１点です。

次に、全体予算は23年度の予算説明資料に４億1,600万となっておりますが、今回の事業の入札の合計が３億4,041万円になります。今回の入札の合計がですね。その差額が7,559万出ておりますが、この残った予算については、今後新たな事業が提案されるというふうに思っていいのか、それともこの間の入札ですべて完了だというふうに認識していいのか、確認を求めたいと思います。

次に、建築の私たち議会に対する説明資料では、本体工事は２億4,300万、これが説明になってるんですね。いいですか、私たち23年度の予算資料では、建築の本体工事は２億4,300万、しかし、入札の執行結果の予定価格は２億5,478万2,500円ということで、予算より予定価格が大きくなってるんですね。こういうのはどういうことなのか。

また、電気設備工事は、予算上は2,430万、それに高圧受電設備工事810万を足したら3,240万になるわけですけど、それよりも電気の予定価格が大きくなっている、こういう当局の入札のやり方というのはどうであるのか。

それと、給排水事業は衛生設備工事ということで、予算説明資料に2,835万というのを提起されております。しかし、給排水設備事業は、予定価格は1,471万、51％、これはどういうことなんでしょうか、ちょっと説明を求めたいと思います。

まず、第１回目の質問です。

○財政課長（池之上幸夫）

この入札の関係ですけれども、今制限ということで言われましたけど、条件つきの一般競争入札ということで、一般競争入札でありますが、その中の条件つきということですので、条件つきというのは、できるだけ地元等を配慮してということでございますので、一般競争入札とはまた別でございます。

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（池之上幸夫）

違う。一般競争入札の中の条件つきということです。

○保健課長（大休寺拓夫）

この予算につきましては４億1,600万、建設費予算でございますが、今回の入札残も出ておりますので、その残の新しい工事は考えておりません。２年間の継続費でございますので、残額は自動的に逓次繰り越しになるということになります。

○建設課長（高岡亮蔵）

事業費につきましては、ただいま御質問のあったとおり、当初お示ししているわけですけれども、その後、実施設計に入りまして、設計のほうをいろいろ検討しながら進めてまいったところでございます。その結果、本体工事、それから給排水に

しまして、電気にしましても、御説明した事業費とは異なる部分が出てきたということになります。

○１６番（五位塚剛議員）

基本的には入札のあり方としては、曽於市内の業者を中心に、また曽於市外の業者も一定の条件をつけて入札の応募をして申し込んできた、その業者が、市が考えている条件に合うかということで、合う業者だけを選定して入札をしたんだろうと思います。これが今の一般競争入札と書いてますけど、基本的には条件つきの一般競争入札という実態だと思うんですね。それが悪いということを言ってるわけじゃないんです。一般競争入札というふうに見ると、一般的には、ほかの業者も資格ある業者は参加できるのじゃないかと思うけど、しかし、最終的には当局のほうで制限をしてるんだということです。それは間違いないか、確認を求めたいと思います。

次に、予算の問題で質問しますが、私たち議会に提案された予算の資料と実際の入札の予定価格が違うのは、設計してみたら若干の違いがあるということを言われました。普通ならこの予算額に対して設計額を１割から２割ぐらい落として設計額を決めて、それから予定価格をするんですよね。今までのやり方はそうだと思うんですよ、今までのやり方が。

しかし、そうじゃなくて上がってるということは、当局のもともとの設計の仕方というのに対して非常に仕方があいまいというか、努力が足らなかったんじゃないかと思うんですけど、どこが設計したか知りませんけど、それを査定する当局、財政課、建設課かなのかわかりませんけど、福祉も含めて、そういう技術的なことが本当にどこまでされたのかと疑問なんですけど、市長答えていただきたいと思います。例えば、給排水が予算で、３点目、2,835万あったのに予定価格は1,471万という半分ですが、そんなに変更ができたんですか、だれかお答えください。

次に、設計に当たって福祉課を含めた職員の声をどれほど取り入れてやったのか、その具体的な会合がされたのかお答えください。それは、先ほど徳峰議員が質問したように、入浴事業を末吉町がずっとやってきているからです。今回は全く入れてありませんけど、なぜそうなったのか、市長は先ほどメセナ温泉に乗り合いタクシーで行ってもらえばいいんだという、そんないいかげんな答弁されました。それぐらいの発想の設計だったのかお答えください。

それと、工期は270日で、今の状況からいったら９月末で終わる予定でございますが、実際の開始は来年の４月の１日からと言われましたけど、何でその差があるのですか、準備期間ってそんなに必要なんですか、それもお答え願いたいと思います。

以上です。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

こちらのほうで、この入札に関しまして制限しているのではないかということで言われました。もちろん、条件つきと申し上げましたので、そういった意味では一定の条件をつけますので、そうとられても仕方がないかもしれませんが、こちらといたしましては、あらかじめ入札参加の資格条件を設定しましたり、工事等の概要を公告することで、できるだけ地元のほうに参加しやすいような体制をつくるということで、この条件つき一般競争入札をしたわけでございますので、私どもとしてはそういったプラス面でのいい方向での配慮はしたと思っておりますが、制限と言っていいのかどうかちょっとわかりませんが、あくまでも条件つき一般競争入札ということでやっております。

○建設課長（高岡亮蔵）

工事請負費等の予算の関係でございますけれども、当初予算を要求する時点、説明する時点では、概算でお願いいたしております。例えば、建築本体工事であれば1,350ｍ^{2}掛けるｍ^{2}当たり18万ということで２億4,300万という数字をお示ししております。

また、給排水工事、衛生設備工事につきましても1,350ｍ^{2}掛ける２万1,000円、ｍ^{2}当たり、それで2,835万、これまでの建築の実績等で、これぐらいでいけるだろうということで、概算でお願いしているところでございます。実施設計をする段階では、いろいろ希望されること、また例えば今回は電灯照明等もＬＥＤにすべてしましたけれども、そういったいろんな検討を重ねる中でお示しした金額とは差が出てきたということで御理解をお願いしたいと思います。

○市長（池田　孝）

入浴サービスのほうですけれども、先ほど答弁いたしましたように、これができたころは温泉も近くにありませんで、相当な数の方が入っておられたと思います。

しかし、今メセナ温泉もできておりますし、当時からすると、ぐんと少なくなっておる。だけど、もともとあったのを新しい施設にまたつくるべきじゃないかという意見だろうと思いますが、そうなりますと、そっちのほうで相当な経費がかかってしまう。

ですので、近くにメセナ温泉というのがあるわけですので、そっちのほうに入ってもらえれば、私はこれは対応できるというふうに考えております。また、今後のあり方等については、今後検討をいたしたいと思います。

○保健課長（大休寺拓夫）

職員の意見をどれだけ聞いたのかということだったと思うんですが、これにつき

ましては保健課、保健師14名いますので、その全員の考え方、あと包括支援センターの介護予防の観点、考え方、それとあと社会教育課と経済課、企画課、あと建設課、その中でそれぞれお互いの意見を出しながら検討したということでございます。先ほどの入浴につきましても、保健師のほうで検討させました。一番大事なのは筋力を落とさないということでございまして、当然入浴をすればリラックスはするわけですが、筋力を保つということになれば、トレーニング室のそういう介護予防教室のほうがいいのかという意見もございました。

以上です。

○１６番（五位塚剛議員）

予算の考え方の問題でございますが、建設課長は実際この予算をいただいた後に検討してみたら、若干の変更が出てきたということでございました。やはり予算を私たちに示す以上は、この予算というのは大枠で、大き目の予算なんですよね。そうだと思うんですよ。十分検討した上で予算を示してきてるわけですよ。具体的に項目ごと出しているにもかかわらず、それよりも予定価格が大きく出してくるということは、これは当局の落ち度じゃないですか、市長お答えください。こういうことを今後も提案されたら、私たちは当局が出した資料を信用できなくなりますが、そうじゃないですか、副市長でもいいですから、ちょっとだれか答えてください。なぜ給排水が出してる予算資料と実際の工事の予定価格が半分になるんですか、だれか説明してもらえんですか。いや、何か理由があるでしょう、見積もりを間違ったというなら見積もりを間違ったでいいですよ。お答えください。

あとの問題は、基本的には市民の要望の強いいろいろな問題でございますから、大事な施設の工事ですから、基本的には合意をいたしますけど、私たちは予算審議で、ここで決定をするわけですから、当局として真摯な立場に立って予算の提案と執行のあり方をやっぱり提案していただきたいと思うんですよ。市長は、入浴の問題は今後検討すると言われました。財部の温泉センターは、ここを利用される方々は健康づくりのためにお年寄りの老人の制度を利用して、バスを各自治会に回しながら、入浴をしていただいて健康づくりをしてるんですよ。目的が全く違うんですね。

だから、それを末吉やら大隅を今度は、場合によっては大隅やら、財部の温泉やら、メセナ温泉にそういう形でやるというはっきりした基本的な計画が示されているんだったら私もある程度は理解できますけど、今のような考え方じゃまずいんじゃないですか、ちゃんとしっかりした計画を今後出せますか、お答えいただきたいと思います。

以上です。

○市長（池田　孝）

入浴については、あり方について乗り合いタクシーというのもあるわけですから、その料金についてどうするかとか、これは今後検討させていただきたいと思います。ほかについては、副市長より答弁させます。

○副市長（末廣光秋）

予算と実施設計の問題を今問われているというふうに思っておりますが、前年度にこの設計を上げて予算をお願いすればいいんでしょうけど、それができない場合もございます。できる場合もございます。できる分につきましては、前年度に設計をして予算をお願いするという形をとっておりますが、今回の場合はこのような形でお願いをいたしたところでございます。先ほど建設課長のほうが申し上げましたように、概算事業費ということで予算をお願いして、そして設計を委託をして、設計が上がって、こういう形になったということでございますので、ほかの道路整備事業等につきましても、先ほど建設課長が申し上げましたように、m^2当たり幾らというような形で概算事業を出していただいて、その中で設計をさせていただいて事業を進めてるという状況でございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

○５番（山下　諭議員）

補正の８号が出ましたので、関連があると思いまして、通告はいたしておりませんでしたけれども、これは即決ですので、確認のためにお伺いをいたしておきます。

まず、工期が270日間ということでございましたが、発掘調査をしても問題ないと、この270日間、これはきょう議決しますから、あすから270日間ということになろうと、議会の議決日の翌日ということでございます。おまけにこれは２カ年継続でございましたので、あすから270日間、これは問題ないということで理解をいたします。

質問でございますけれども、参考資料の１ページの仮契約書の６なんですけども、「解体工事に要する費用等は別添書面のとおり」と、この解体工事というのはどこをするんでしょうか、別添書面というのはどのような内容になってるんでしょうか、これについてないからわかりませんので、解体工事はどこをするのかということでございます。

それから、今、五位塚議員の質疑の中で、総体予算が４億1,000万、この事業の今回入札執行されましたこれを見ますと、４ページ、工事と関連工事で３億1,000

万ぐらいになりますから7,100万ぐらい残ると思うんですが、しかし、４ページの今後の発注予定のところに平成24年度分というのがございます。7,000万は、課長の説明では不用額になるんだという説明であったようでございますけども、本当にそうなるのか、この中で執行するんじゃないかと思ったんですけど、その辺を明確にしてもらいたいと、これは五位塚議員の質疑との関連でございます。私は、課長の説明では今後何も考えていないということで言われましたから、この7,000万は不用額になるんだというふうになりますと、この資料と矛盾するなと思いましたので、確認をいたしておきます。

それから、けさ配付されました発掘予定地というのがございます。これは補正予算の資料だと思うんですけれども、これを見まして、私、当地を余り十分知っていないものだから、御説明申し上げますが、現在の市民プールと屋外プラス、これ地目は田になってるんですね。あるいは畑となってるんですが、これは20年３月２日にこの資料をとっておりますので、現在とは違うんじゃないかなと思うんですけども、この辺の現在の実際の地目と所有者は市だと思うんですが、その辺の絡み、なぜこのような参考資料になっているのかということですね。昔の地籍調査をしてた当時のままじゃないかなと、あそこは都市計画地域で全部閉鎖されまして、新しい番地等をつけたところじゃないかなと思うんですけれども、それについての質問をいたします。

○議長（谷口義則）

ここで山下議員の総括質疑を一時中止し、10分間休憩いたします。

――――――・――・――――――

休憩　午前１１時０８分

再開　午前１１時１８分

――――――・――・――――――

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き、山下諭議員の質疑を続行いたします。

○財政課長（池之上幸夫）

それでは、申し上げます。

仮契約書の６のところに書いてあります解体工事に要する費用等ということで、別添書面のとおりということですが、この中身はということでございますが、これは契約書のところには別添でついておるんですけども、これはいわゆる建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、いわゆる通称リサイクル法と申しますが、これに伴います解体工事等の費用が入ってるということで、ここにこのとおりコピーはございませんが、こういうことで出しているところでございます。

なお、これも何でもかんでもかといいますと、そうじゃありませんで、500m²以上というのが必要だということで、当然これにつきましては500m²を超えてるということで、そういうことでございます。

以上でございます。

○保健課長（大休寺拓夫）

２点目の執行残のことでございますが、ちょっと私が、先ほどの説明がちょっとまずかったようでございます。入札残につきましては24年度に、これは継続費でもらっておりますので、全額逓次繰り越しを行うということです。工事請負費が全体で４億1,600万円いただいておりますので、その入札残については24年度に引き続き執行するということで、先ほど五位塚議員の質問にお答えしたのは、参考資料の４ページにございます今後の発注予定、24年度、これ以外には考えてはいないということでございます。

（何ごとか言う者あり）

○議長（谷口義則）

いいですか。

○建設課長（高岡亮蔵）

現在の市民プールのところの地目が前のままじゃないかということでございました。プール建設時に用地を買ったわけですけども、その時点におきましては、名義のほうは曽於市に変わっておりますが、確かに地目のほうはそのまま前の地目が残っているようでございます。今後検討させていただきます。

○５番（山下　諭議員）

7,000万円余の執行残については、この４ページに書いてございます24年度のこれに使うんだということで了解いたしました。

それから、現実に解体工事というのはどこをされるんでしょうか、どの建物かということをお願いいたします。500m²以上ということでございますから、これですね。

それから、予定地の字絵図というんですか、これについて、私は、土地情報管理システムでつくったんだということですから、この土地情報管理システムは、一番新しいのを入れていくんじゃないかなというふうに考えております。なぜ、今、同僚の話を聞きますと、市民プール等ができたときは県体等が行われたときだから、そのときにもここを、昔のこれは池、沼と書いてあったですか、ここを埋め立てて使ったんですよというようなことでございました。この土地情報管理システムというのが昔のまま、そのままずっと使ってるんですか、私は現況に変えていくのが土地情報管理システムであるというふうに考えておりますけど、直接的なこのあれと

関係ないかもわかりませんけれども、この土地情報管理システムと現況との関係についてひとつ説明いただきたいというふうにお願いします。解体工事というのは、あるのかないのかということをお伺いいたします。

○建設課長（高岡亮蔵）

この契約の６番目に載っております解体工事に関しましては、設計書の中では取り壊し工事となっておりますけど、既存の外構の撤去ということで、今あります、現在使われてます駐車場部分のアスファルトの舗装の取り壊し、それから植栽の撤去、側溝、レンガブロック、縁石等、今駐車場部分になってます部分の構造物の撤去という内容になっております。

○税務課長（新屋義文）

土地情報管理システムの件がお尋ねになりましたので、お答え申し上げます。

この地区につきましては都市計画区域でございまして、去年の12月に法務局に届けがあったということで、まだ税務課のほうに全部来ていないところでございます。その関係で、24年度に業者に委託をいたしまして、ここは全部するところでございます。

以上でございます。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第15号については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

○２１番（徳峰一成議員）

共産党議員団は結論から申し上げて、これは長年の課題でありましたので、大き

な立場から、多少問題点は、ただいま質疑でありますけれども、賛成をいたします。

１点強く望みたいのは、再三の繰り返しになりますけれども、これまでのいわゆる保健福祉を含めて、あるいは老人保健等を含めて、事業の積み重ねによる、いわば一定集約的な形での今回の保健センターの建設でありまして、中身内容においても、これまでをすべて継承するという点が私は大事じゃないかと思うんですよ。

その点で、入浴事業だけでなく、やはり今後とも継承すべき点は全部つないでいくという、こういった点で、将来的に見て、予算は絶対けちる必要はないと思うんですね。その点は大きな立場で、長い歴史の中で考えていきたいと思います。やはり個人的には入浴事業、確かに市長が言われるように、メセナ温泉センターで賄える、そうした高齢者の方々も保健センターを利用の中にもおられるかもしれませんが、それがすべてであるかとも言えないと思うんですね。そういった点を含めて、やはり将来的な展望のもとに考えていただきたいと思います。

山下議員が説明がありました発掘予定地の資料というのは、全くお粗末きわまりない資料でありまして、もっとしっかりした準備をもって資料は出すべきじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第15号、曽於市健康増進施設建設事業建築工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

―――――・――・―――――

日程第３　議案第２号　曽於市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第４　議案第12号　末吉町違法駐車等の防止に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（谷口義則）

次に、日程第３、議案第２号、曽於市税条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第４、議案第12号、末吉町違法駐車等の防止に関する条例を廃止する条

例の制定についての２件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑通告のありました久長登良男議員の発言を許可いたします。

○１５番（久長登良男議員）

議案第２号について質疑をいたします。

曽於市税条例の一部を改正する条例の制定ということでありますが、これは国からの指導によってこのようにされたのか、まず１点伺っておきます。

それと、26年度から35年まで10年間の期間ということになっておりますが、これは東日本大震災からの復興に関する条例ということで理解をするわけでございますが、その中で26年度に曽於市内での対象者というか、それが何名ぐらいを見込んでいるのか、そしてまた金額等は500円ということになっておりますから、その金額を掛ければわかるわけでございますが、その金額等をお伺いいたしておきます。

以上です。

○税務課長（新屋義文）

それでは、お答えいたします。

まず、国の指導かという点でございますが、そのとおりでございます。

次に、10年間かということでございますが、まず対象者につきましては24年度を参考に推測しますと、１万4,500人ぐらいと考えておるところでございます。金額につきましては500円を掛けますと、725万円になるところでございます。

なお、県民税も同額でございます。

理由につきましては、御質問のとおり、東日本大震災からの復興を図ることを目的として、東日本大震災復興基本法２条に定める基本理念に基づき、23年度から27年度までの間において実施する施策のうち、全国的に、かつ緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するための臨時の措置でございます。

以上でございます。

○１５番（久長登良男議員）

今税務課長のほうからありましたように、ことしの当初予算では、税の42ページに歳入で１万4,670人の500円ということで733万5,000円が見込んであります。そういうことで、今答弁では１万4,500人ということで、170人ぐらい２年間で市民税を納める人が減っていくんだなというふうに思うところであります。

そしてまた、県税でも500円上がりますので、今の県税が1,000円が1,500円、市民税が3,000円が3,500円ということで、これに該当される方は1,000円、26年度から上がるなということであります。

それと、これに関連して県のほうでは森林環境税というのを17年度から26年度まで10年間、５年、５年という形で、26年度までになっておりますが、これに関しての情報というのは来ていないものか、26年度になりますと、これと加算されますと、大分税金が上がるという形になるわけです。というのは、なぜ私がこれを質疑をしたかと申し上げますと、今話題になっておりますパークゴルフができると、税金が上がるということでいろいろ言われますので、いや、税というのは、仕組みを私は説明するんですが、なかなか理解が得られないということと、またこれが決まった場合に対しての広報というのはどのような広報活動をされるのか、そこらをまず説明をしていただきたいと思います。

以上です。

○税務課長（新屋義文）

お答えいたします。

先ほどございましたが、私が１万4,500人と申しましたのは、24年度に１万4,670人ほど見込んでいるところでございますが、今までの流れを見てみますと、高齢化とともに、均等割を納めていただく方が少なくなっているようでございますので、そこを含めているところでございます。

なお、県税につきましては、現在、均等割が1,000円と環境税が500円、1,500円になっているところですが、それに今回の500円が上乗せされまして、県が2,500円、それから市のほうが3,500円の5,500円になるかと思います。環境税につきましては、22年から５年間延長されておりまして、27年までと聞いているところでございます。

以上でございます。

○議長（谷口義則）

いいですか。

（何ごとか言う者あり）

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案２件については、配付いたしております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

――――――・――・――――――

日程第５　議案第３号　曽於市乳幼児医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第６　議案第４号　曽於市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第７　議案第９号　曽於市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第８　議案第10号　曽於市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第９　議案第11号　曽於市財部城山総合運動公園運動施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口義則）

次に、日程第５、議案第３号、曽於市乳幼児医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第９、議案第11号、曽於市財部城山総合運動公園運動施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの以上５件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○２１番（徳峰一成議員）

議案の３号について、文教委員会の付託になるでしょうけれども、１点だけ市長に質問いたします。

今回の乳幼児については、以前から共産党議員団は中学３年生まで無料にするようにいろんな形で取り上げて、また要求、要請を行ってきておりましたが、これははっきり言いまして、県内でも最も先進的な事例でありまして評価をいたしますが、質問でありますが、今回のこの条例改正に踏み切った、いわば市長の判断について、理由について答えていただきたいと思います。

あわせて財源的にはどれだけを新たに必要としているか、さらに３点目、どういったこのことで、効果というか、役割が新たに生まれるのか、さらに委員会審議の中でもお聞きしますけども、市長が答弁が必要かと思いますので、中学３年生までになりますと、乳幼児の枠を超えておりますが、子供医療費と名称変更がいいと思うんです。全く検討されなかったのかどうか、乳幼児というのは、昔、従前の３歳児、せいぜい４歳児までの当時行われた全国的なやり方を残した文言でありまして、その点で、今の実態にふさわしい名称というのは、これは当然のことだと思うんですが、このことについても答えてください。

以上です。

○市長（池田　孝）

決断した理由はということでありますが、景気がこのような不景気な状態が続いておるということ、そして経済状況、雇用状況などが悪化している中で、この１年

間の出生者数も少なくなっておるというふうに考えております。

そのようなことから、子供を安心して産んでいただきたい、また安心して育てる環境を整えるという形のもとで、地域の活力をもたらすことができるんじゃないかというふうに判断をいたしました。財源でありますが、扶助費、助成金については、平成23年度決算見込み額との差で申し上げますと、県の補助金を除くと、新たに3,266万5,000円が財源が必要となるということでありますが、その増加分は過疎債のソフトの事業分で賄っていくという形になります。

ですので、一般財源としてはほぼ変わらないことになるのではというふうに考えております。

幼児医療という言葉であるがと、乳幼児医療費という言葉でありますが、そこまで考えてなく、ただ、今まであるものを延長という形で。

（何ごとか言う者あり）

○市長（池田　孝）

乳幼児を抜いて、子ども医療費という形で名義を変更いたしたところです。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案５件については、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

――――――・――・――――――

日程第10　議案第５号　曽於市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11　議案第６号　曽於市有住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12　議案第７号　曽於市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13　議案第８号　曽於市地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14　議案第13号　末吉町部分林条例を廃止する条例の制定について

○議長（谷口義則）

次に、日程第10、議案第５号、曽於市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第14、議案第13号、末吉町部分林条例を廃止する条例の制定についてまでの以上５件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○２１番（徳峰一成議員）

まず、議案の５号について質問いたします。

都市公園条例の改正であります。この条例を見ますと、現在、都市公園が12あります。新たに今回３カ所が提案ではふえることになりますけれども、質問でありますが、これまでトイレなど日常的な管理はどういったやり方で、そして１週間に何回ぐらいトイレ等の清掃はしてるのでありましょうか、また提案された３つの公園もその延長上でなされるのかが質問であります。

次に、議案の７号の市営住宅についてでございます。

質問の第１点は、今回の改正については、国からのいわば指名された、そうした市なり、要請かどうかわかりませんが、法改正を受けてのものであると思うんですけども、質問でありますが、この条例の改正の文言については、国から指名された、いわゆるひな文に基づいての条例の改正の文言、言葉になっているのかが第１点であります。

それから、第２点目であります。

この条例の例えば改正の提案の理由を見ていただきたいと思うんです。この提案の理由を見て、ほとんどの方々が、私もそうなんですが、よく意味がわからんとですよね。この提案の理由ではですね。ちなみに、この条例の改正の６条を見ても、現行の条例、あるいは新規の条例を見ましても、意味がはっきりいたしません。特に、現行の現在の条例に比べて６条は、改正内容が非常に量が多くなっております。

質問でありますけども、この提案理由を含めて、あるいは６条の改正内容を含めて、わかりやすく説明をしてください。なぜ提案理由がこういった提案理由であり、また６条は現行から新しい内容に条例が改正されるのか、具体的にわかりやすく説明をしてください。

以上、大きくは２点であります。

次に、議案の８号についてでございます。振興住宅についてであります。

この８号については、今回提案されてるのは１点、１項目だけでありますが、ほかに改正点はなかったのかということでございます。せっかくといいますか、やはり責任持って議会に提案をする以上は、あらゆる条例改正について言えると思うんですけども、全体的に見て、現在の段階で改正すべき点は洗いざらいすべて改正するのを基本的な考え方に市としては、私はあらゆる条例についてもそうした基本的な姿勢にすべきじゃないかと思うんです。その点から見て、この地域振興住宅についても、ほかにも改正すべき実情に合っていない、そうした内容があると思っておりますけども、ほかに改正点はなかったのかどうかの質問と確認であります。

以上です。

○建設課長（高岡亮蔵）

まず、公園の日常の管理の体制、あり方等ということでございます。

公園のトイレなど日常的な管理の体制につきましては、職員による見回りや一部トイレの清掃等も行っておりますけれども、基本的にはシルバー人材センターとの委託契約によりまして、週２回程度のトイレ掃除やトイレットペーパーの補充、それから周辺のごみ拾い等を行っております。そのほか定期的な草刈り作業、除草作業、樹木の剪定作業等をシルバー人材センターや造園業者等に委託しております。市民の憩いの場でありますので、その機能を十分に発揮し、市民が気持ちよく使えるように努めたいと考えております。

それから、２点目の市営住宅条例の改正の点でございます。

今回、まずもとになりますのが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたということで、この影響で、公営住宅法のほうが改正になったわけでございます。

それで、公営住宅法の改正の中身ですが、公営住宅の整備の基準、例えば床面積を何m^2以上にするとか、そういった基準ですけれども、それが１つ。

それから、同居親族要件、これまでは同居の親族がないと、入居ができないということでございましたけれども、その件、それから入居、収入基準、入居できる収入をどこまでで設定するかといった点、この３つが公営住宅法のほうで改正がされたところでございます。それにかわりまして、事業主体が条例で定めることとされたわけでございます。

そのうち今回お願いしてますのは、同居親族要件でございまして、これにつきましては、公営住宅法の改正が24年４月１日から施行されますけれども、その時点で同居親族要件が廃止されますので、引き続き単身入居において一定の制限が必要である場合には、その施行日までに条例において措置する必要性が生じたというところです。

本市においては、単身の入居については一定の制限が必要であると判断しておりますので、第６条の第１項第１号に同居親族要件をそのまま残すとともに、第６条第２項を新しく設けまして、単身入居が可能な場合の規定を詳しくまとめたところです。その中で、高齢者や障害者、いろんな同じような関連の関係の規定を設けたところでございます。

それから、同じく第６条の第４項においては、床面積が55m^2以下の市営住宅と入居条件を満たす者の入居が見込めない市営住宅については、単身入居も可能とするということでつけ加えております。その他、市営住宅の新築と用途廃止に伴って別表の改正をするものでございます。

それから、地域振興住宅条例の改正でございますけれども、地域振興住宅条例につきましては、12月議会におきまして入居の資格について一部改正をさせていただいたところでございます。今現在、その後、その条例に基づきまして24年度入居者の募集を現在行っているところでございます。今回は、そのほかの改正は考えなかったというところでございます。

○２１番（徳峰一成議員）

まず、都市公園について質問いたします。

シルバーを中心として週２回ほど行っているということでありますが、質問の確認でありますが、課長、１週間に２回のトイレ掃除で一応大丈夫というか、支障、問題ないというふうに一応すべての公園、理解してよろしいですか、１週間に２回、答弁をしてください。１週間に２回と１週間に３回、全然違いますよ。１週間に３回となったら、２日に一遍ぐらいの割合であります。トイレは非常に、私は公園においては常にきれいにすべきだと思いますよ。トイレは毎日利用されるわけですから、公園、課長、毎日利用される。

ですから、そのあたりを含めて、一番理想的なのは毎日清掃ですよ。しかし、それが難しかったら週２回でいいのかどうか、現代のこうした地域社会において、これが質問であります。

質問の２点目でありますが、具体的な質問に入る前に、曽於市の場合は、市営住宅、市有住宅、そして振興住宅の３つに分類されます。現在の年度末の段階で、それぞれの住宅は全部で、今度の条例改正後、４月１日現在と言ったほうがいいかもしれませんが、４月１日現在、それぞれ何戸数あるでしょうか、把握していると思いますので、答えてください。それを前提に８号まで質問をするからであります。

質問の２点目でありますが、ただいまの課長の御説明では、国の公営住宅法の改正を受けて、改正は大きく３つあった。その中で、今回の条例改正はその中の１つ、同居の考え方についての条例改正であるということであります。

質問の第１点でありますが、この提案されている６条については、市独自に検討されての条例改正なんですか、この条例改正についても、国か県か、それなりのひな形があったのでしょうか、これが質問の２点目であります。

質問の３点目です。

さっき私がわかりやすい形で具体的に説明してくださいと言いました。大ざっぱには、課長、わかりました。わかりましたけども、具体的にどういった点が今回の条例改正で具体的に変わるのか変わらないのか、あるいは独自な条例をつくることによって、曽於市の場合は引き続き今までどおりとしたのか、あるいは今までどおりとした理由について説明がされていませんので、今までどおりとした、あえてで

すよ。国の方針はそうじゃないですよね。そうではないのに、いわばそれと違った形で引き続き改正をすることによって継続としたのか、そのあたりを具体的に説明と答弁をしてください。

次に、議案の８号の振興住宅についてでございます。

ほかに改正点がなかったかについてでございます。これは市長やら副市長も考えていただきたいと思うんですけれども、現在の地域振興住宅は条例の中で、その定義の冒頭部分に、「地域振興住宅とは、人口の減少に伴い少子高齢化が顕著で、地域社会における活力が低下してるところ」とあります。つまり、人口が減って、少子高齢化で、地域社会の活力というのは、これは抽象的であって、余り意味がないといいますか、つけ足しの文言でありますが、つまり少子高齢化が顕著ということは、曽於市全域ですよね、いわゆるまち、地域を含めて、ですから、地域振興住宅は条例をそのまま解釈しますと、市内どこでもつくってもいい内容なんですよ。これがいいのかどうかなんです。いわば先ほど言いましたように曽於市の住宅は、市有と市営住宅と、それから振興住宅があります。市有と市営住宅は、いわば補助事業の一環として、昔から取り組まれております。ほかの市町村でもあります。

しかし、振興住宅は、単独事業でしょ。独自の財源を市有住宅、市営住宅以上に一般財源を含めて使う大切な事業です。ですから、それなりの有効に財源的にも活用しなければいけないし、広く市民から、どなたからも理解できるお金の使い方、事業でなければいけないと思うんですよね。これは柱に据えなければいけないと思うんですよ。現在の振興住宅は、今申し上げましたように、市内どこでもつくってもいいということでありますが、それでいいのでしょうか、これを今後乱暴な形で進めていったら、必ず市民から疑問、批判が出ますね。

実際、昨年の決算の審査の中で、これは私だけでなくて、すべての議員が、ある意味では私以上にほかの同僚議員の方々は、これはおかしいという意見でありました。ですから、決算委員長は、決算委員長の報告の中で、あえてこれについては検討されたいということの報告がありました。そうした時間をかけての決算委員会の報告が生かされていないと思うんですよ。

ですから、１回目質問したように、ほかに改正部分はないのかどうかと、決算委員会の委員長報告をいわばないがしろにしてると、そうした中での今回の別な項目の条例改正ではないかと思うんですよね。

ちょっと話が長くなりますけど、例えば我が旧末吉町の場合は、田﨑町長時代から活性化住宅ということで、類似した振興住宅があり、それを引き継ぐ形で、共産党議員団も強く求めましたけれども、必要だということで、振興住宅となりましたけれども、旧町時代に池田町長は、田﨑町長時代のそうしたいい面を引き継ぎまし

て、ともかく末吉小学校区外のいわゆる農村地域の小学校があるところの若いお父さん、お母さんをふやそうと、そして小学校を残そうということで、この事業にも力を入れました。

このために、特に池田町長になってから、あえて条例を改正しまして、つまり末吉町以外から末吉町に入ってくる方はもちろん補助を出しますけれども、そして末吉小学校区から、ほかの町内の学校区に移動する場合も補助を出すというか、こうした新たな施策までつくっていったんですね。そうした中での活性化住宅だったんですよ。これが今全く崩れてきているんじゃないですか、これはいけないんじゃないかと思っております。これはもとの大きな立場に戻りまして、まち部分については市営住宅と市有住宅を基本に、必要な地域はどんどんつくったらいいと思うんですよ。これをつくるなということじゃなくって、つくったらいいと思うんだけども、やはり分けて、この住宅の活用については考えるべきじゃないかと思っております。

以上含めて、これは市長か副市長しか答弁できない内容であると思いますので、答弁をしてください。

以上です。

○建設課長（高岡亮蔵）

まず、公園のトイレの管理でございますが、職員もできるだけ見回るようにはいたしておりますけれども、今のところ週２回程度ですが、苦情等は、私のところには来ていないところでございます。

それから、市営、市有、地域振興住宅の戸数でございますが、23年度末でございますけれども、市営住宅が1,018戸、市有住宅が97戸、地域振興住宅が50戸となるところでございます。

それから、市営住宅条例のひな形はということでございますが、国のほうから示されたものはなかったわけですけれども、県の改正、それからぎょうせい等が出しておりますそういったひな形等を参考につくったところでございます。

具体的に変わるところはどこなのかということでございますが、公営住宅法のほうが同居親族要件がなくなるということで、６条の１項に同居親族要件を残したわけでございます。これにつきましては、やはり現段階ではそういった同居親族を有する方々の申し込みが多いと、圧倒的だということで、単身を全部廃止にした場合、影響が出るだろうということで、残すことにしたわけでございます。

あと第６条がかなりたくさん文言がふえておりますけれども、これにつきましては前の条例の第６条の中に令の第６条第１項で定めるもの、過去「老人等」という文言がありまして、ここの部分が法のほうで消えましたので、その部分を具体的にここに60歳以上の者、それから障害者基本法に関すること、そういったことで、そ

の中に書かれてるものをここのほうに明記したということでございます。

以上でございます。

○市長（池田　孝）

地域振興住宅の考え方でありますけれども、議員のおっしゃるとおり、旧末吉町時代はいろいろな変化をしながら取り組んでまいりました。市外からの転入の定住化という形で考えて、この地域振興住宅を建設中であります。市内の方が移動される、あいたら入るという形の場合は、人口増につながりませんので、市有住宅、また市営住宅、そっちのほうを選考していただければなというふうに思っております。

例えば、末吉小学校区域であっても、人口が減ってないかというと、どんどん人口が減りつつあります。例えば、何学年、３年生なら３年生のクラスが４クラスある、児童が１人、２人減ったために、４クラスのを３クラスになってしまう、そのような状況なども出てくるわけであります。

ですので、市内の全体の人口をできるだけ減らさない形のもとで、市外から入ってこられる方々に対しては手厚くやりたいと思っております。

しかし、まちのど真ん中辺につくってもらっては、これはよくないというふうに考えているところです。これは同じ市街地、中心となる小学校区域であっても、例えば２㎞離れておれば、そこが人口が少なくなっていくようであれば、これは活性化という形で大きく意義があるんじゃないかなというふうに思っているところです。そのような考え方のもとに今後も取り組みをさせていただきたいというふうに思っております。

ですので、改正を必要とする事項は余り考えておりません。

○２１番（徳峰一成議員）

７号について、再度課長に確認いたします。公営住宅法の改正で、同居条件が変わってきたけども、曽於市の場合、基本的には従来どおり、今までどおりとするための今回の条例改正であるというふうに理解して基本的にはよろしいでしょうか、この確認であります。

議案の８号についてでございます。

基本的には市長の考え方、答弁は全く理解できません。重ねての質問でありますが、あえて申し上げますけれども、振興住宅は今後、末吉小学校、岩川小学校、財部小学校以外の小学校区を対象とした地域だけ認めるということで私はいいんじゃないかと思うし、恐らく議員のほとんど全員の方々もそんな意見じゃないかと思います。これをこうした、いわゆるまち部分の小学校区まで建設するとなると、必ず将来的に私は市民から批判や疑問が大きくなりますよ、これは。

また、実際そのあたりは明確にしないと、何のための、特に農村部の小学校の人

口増対策かと、大きな点が、またすべてとは言わなくても崩れてくると思うんですね、これは。断言してもいいと思うんですよ。これはもっともっと市としては、きょう答弁ができなければ研究してください、これは。そうした立場からの全員一致の昨年の決算委員長報告だし、率直に言って、私以上にほかの農村出身の議員の方々はそのことを強く感じてるんですよ。再度答弁してください。きょう答弁がされなかったら、検討した上でよろしいのでありますので。

○市長（池田　孝）

例えば、地域のほうにつくるから来てくれないかといっても、その方が市外から来られるかというと、そこには私は行きませんというのも出てきます。

ですので、１年に大体五、六百人、曽於市で人口が減少しておりますので、この五、六百人の人口の減少を食いとめるための施策としても大事なことじゃないのかなというふうに考えております。議員のおっしゃる中心部となる学校区は、できるだけ避けて、外のほうの小学校区域につくることは優先いたしますが、やむを得ない場合は、それも仕方ないことだというふうに考えております。

○建設課長（高岡亮蔵）

その同居親族要件につきましては、基本的には今までどおり残すわけですけれども、４項のほうで床面積55ｍ^{2}以下の市営住宅または入居の見込みがない住宅については、単身を認めようということで、現在でも単身用の住宅が一部ございます。

また、その入居が見込めない部分については、一部単身者が入ってる部分もございますので、その部分については、この第４項において認めていこうということでの改正をお願いいたしております。

○議長（谷口義則）

以上で通告による質疑は終わりました。

ここで昼食のため休憩いたします。午後はおおむね１時５分、開会いたします。

――――――・――・――――――

休憩　午後　零時０６分

再開　午後　１時０３分

――――――・――・――――――

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

○１６番（五位塚剛議員）

議案第８号、曽於市地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定についてだけ質問したいと思います。

質問の第１点でございますが、徳峰議員とも関連いたしますが、今回のこの条例の中に提案ということで、財部の沢田団地住宅を認めるということになれば、基本的には市長の言うような考え方に進むしかないわけですけど、それで本当にいいと思っているのか、再度確認を求めたいと思います。

第２点目は、この地域振興住宅の募集の中では、将来は建物についての払い下げを認めるというのが案内にもありますが、しかし、条例には全くそのことが書かれておりませんけど、それはなぜ条例に書かないのか、それの確認を求めたいと思います。

また、３点目は、この間、いろんなところで団地化がなっておりますけど、この要望としてお母さんたちから、この団地の中に小さな公園を含めて、簡単なものでもつくってほしいという要望がありますけど、今後の問題として農村部の人口をふやすという意味でも大事なことだと思うんですけど、そのようなことは全く検討はされていないのか、この３点だけをまた伺いたいと思います。

○市長（池田　孝）

先ほど徳峰議員にお答えしたような考え方であります。

ほかについては、建設課長より答弁させます。

○建設課長（高岡亮蔵）

建物の払い下げの件でございますが、一応募集する中で、私どもの確認として10年程度は定住をしていただくということを要件の中に加えております。その後、住宅の払い下げ等もできるということでお話はしておりますけれども、今現時点では条例の中にはないんですけれども、今後検討いたしまして、どういった形で払い下げを行うのか、またそういった値段の決定の方法とか、いろいろ検討事項があるかと思いますので、今後検討していきたいと考えております。

それから、団地の中の公園等ということでございます。

一部柳迫団地については、住戸がこれまでの住宅も含めてかなり多くなりましたので、一応小さな公園を建設ということで検討、今してるところでございます。

○１６番（五位塚剛議員）

地域振興住宅の目的が基本的には人口増の対策だと思っておりますが、私たち議会と当局側との関係では、もともとの旧末吉町時代の考え方だというふうに認識を持ってたんですけど、市長自身も本来ならばそうであると思うんですけど、全くその考えについては見直す考えはないんでしょうか、やっぱり農村部の小さな小学校の人口をふやすという意味でも本来の目的だったと思うんですけど、いつそのように考え方が変更したのか、確認を求めたいと思います。

次に、払い下げの問題ですが、担当課長は検討しなきゃならないということです

けど、やはり検討するというのは、こういう条例提案のときに、改正のときに具体的に検討して出すべきものじゃないんでしょうか、何人かの方々は払い下げを検討されてるということですけど、具体的にないから前に進まないんじゃないですか、いつ具体的にそのあたりを検討して今後出される予定ですかお答えください。

○市長（池田　孝）

これは合併と同時に、変更をしたというふうに思っております。そして、人口の減少というのが非常に合併してから進みぐあいがひどいといいますか、進んでいる状況であります。

ですので、市外から来られる方が希望されるところにつくると、当然入ってこられる方々が地域のほうに行かれるように進めるわけですけれども、そこではだめだとおっしゃれば、やはり希望されるところにつくるというのが一番いい方法だというふうに判断をいたしたところです。旧末吉町の活性化住宅とは、少しつくったときから変わっておるというふうに考えております。

○建設課長（高岡亮蔵）

まだその払い下げについて具体的な検討はいたしておりませんけれども、今後10年というところが一つの目安になるかと思いますけど、その以前に具体化したいと考えております。

○１６番（五位塚剛議員）

農村部の問題については担当の委員会で審議されると思いますので、それは譲りたいと思います。

農村部の柳迫校区は別として、ほかも希望があれば、場合によっては馬立団地にも公園の要望が実際ありますけど、そういう要望があれば、今後は検討されるでしょうかお答え願いたいと思います。

○市長（池田　孝）

集団化して戸数が多くなった地域において、そのような希望があれば検討したいと思います。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案５件については、配付いたしております議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。

―――――・――・―――――

日程第15　議案第16号　平成23年度曽於市一般会計予算の補正について（第７号）

○議長（谷口義則）

次に、日程第15、議案第16号、平成23年度曽於市一般会計予算の補正（第７号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、五位塚剛議員の発言を許可いたします。

○１６番（五位塚剛議員）

まず、歳出のほうが中心になると思いますけど、140ページで、東日本大震災に関係する支援事業についての補正といいますか、出ておりますけど、当局が行った支援事業は十分であったというふうに思っていらっしゃるのか、その感想を求めたいと思います。

次に、147ページで、総務課になりますが、消防設備事業で、当初予算との関係で、例えば私たちは総務委員会で、23年度の実施する計画の中で、例えば269沿いの町畑、鳳凰の前にも建設をするということで現地調査を行いましたが、実際は23年度、まだ執行されておりませんけど、どのように変更になったのか、確認を求めたいと思います。

あと166ページ、車両購入ですけど、エコカーを含めた車の購入が提案され、それぞれ購入されましたけど、実際すべて予定どおりの計画でもって購入されたのか、それで具体的な使用状況はどうなっているのか、確認を求めたいと思います。

次に、157ページ、山中貞則顕彰館建設事業ですけど、目標との関係で、実際到達が、募金の目標があったわけですけど、それと到達がどうなっているのか、これの確認です。

次に、204ページ、寝たきり介護手当の問題でございますが、これも以前から実質寝たきり介護という意味で、大変いい支援であるにもかかわらず、１年間通して、仮に何日間か病院施設へ入ったら対象外ということでなっておりますけど、この問題については実際23年度改善がされたのか、確認を求めたいと思います。

次に、243ページの米の生産調整推進事業の問題でございますが、特に新しい制度の関係で生産補償がされておりますけど、実際農家の声を聞きますと、鹿児島県下の中で、ほかの市町村は12月中に精算金をもらっているのに、曽於市はまだお金をもらってないというのを聞きますけど、何でそんなにおくれているのか、問題は何だったのか、確認を求めたいと思います。

次に、264ページ、商工関連利子補給の問題でございますが、減額がされておりますが、実際は申し込みをされているのに認めなかったという状況がありますけど、

それは何でなのか、確認を求めたいと思います。

次に、293ページの災害関係の災害復旧でございますが、市民や農家からの要望との関係で、実際はほぼ要望に沿って予算措置がされたのか、確認を求めたいと思います。

あと最後に、市道の302ページ、市道整備の問題ですが、この間、ありとあらゆるところで市道の整備がされておりますけど、例えば西川議員の地元の六町の延長は、非常に擁壁を含めて、コンクリートで吹きつけまでずっとされておりますけど、場合によっては財部の通山から馬立に行くところなんかは、ただ側面を切った状態になっておりまして、今土砂が崩れかけておりますけど、余りにも差があるような気がしてならないんですけど、どのような認識でそのように整備の仕方が違うのか、基本的な考えを求めたいと思います。

以上です。

○市長（池田　孝）

東日本大震災復興支援として市からの対応は十分であったのかということでありますが、これはどこまでという制限はないわけで、考え方によって差があるだろうというふうに思います。本市においては、大隅半島の４市５町で大船渡市にかつていろいろと取り組みもさせてもらいました。

また、ほかのところの市町などと比べても、そう劣っているほうではないというふうに思っております。今後も大船渡市の現地に記念樹として桜を植栽する計画もあるところでありまして、まあまあそれなりの対応はできたというふうに考えております。

ほかについては、それぞれ担当課長より答弁させます。

○総務課長（大窪章義）

消防施設の防火水槽40トンの話だろうと思いますが、当初末吉が２基、大隅３基、財部２基ということでお願いを申し上げておりました。途中で、大震災の影響がございまして、７基補助金要求をお願いをしましたけど、２基しか枠の中にはめてもらえなかったところでございます。大隅が１基、財部が１基、残りにつきましては、24年度へ持ち越しということで処理してるところです。

以上です。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

166ページの車両の購入のことで、予定どおりの購入かということでございますが、この166ページにつきましては、当初５台お願いをしまして、その執行残ということで33万2,000円、いわゆる４台分落としたところでございます。その４台に

つきましては、普通自動車の分と、これは本庁の分でございます。軽バンの２台、これが本庁と財部支所の分、軽トラック１台が本庁分ということで、４台のところでございます。これは予定どおり使われているかということですが、これ予定どおり使われているところでございます。

それから、山中貞則顕彰記念事業の関係ですが、到達度ということですが、今どのくらい集まったかということではないかなと思いますので、お答えしますが、３月１日現在で、平成23年度が9,616万7,194円でございます。これは205件でございますが、団体が158件、個人が47件でございます。当初で１億4,000万計上してございますので、今9,600万ということでございますが、累計でしますと、平成22年度が2,081万円でございました。先ほど申し上げましたのを含めまして１億1,697万7,194円、これは212件分でございます。今現在の一番新しい３月１日現在の数字でございます。

以上でございます。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

お答えをいたします。

204ページの寝たきり介護手当についてでございますが、これにつきまして施設に入ったら対象外ということを改善されたのかという御質問であったと思いますが、入院、入所、ショートステイをされている場合は、これが一月に11日以上、入院、入所、ショートステイ等を利用された場合には支給しないということでございまして、以前と変わらないところでございます。

ただし、デイサービス等につきましては昼間の利用でありまして、夜は自宅で介護をされますので、それは対象になるということでございます。

以上でございます。

○経済課長（谷元清己）

お答えいたします。

まず、243ページの米生産調整の支払い金のおくれというようなことでありますけれど、どうしておくれたのかということでありますが、支払い金のおくれた理由等申し上げますと、作物植えつけ等の申請と実績が異なるものが非常に多かったということと、それに対する確認や修正作業、そしてまた作付の一定の面積がありますけど、こういった交付要件の判定作業に多くの時間を要したことやら、水稲共済加入の照合、口座番号の間違えなどの照合の修正、また申請者の死亡に係る登録情報の変更等、必要書類の収集、新規需要米の作付、利用、流通の確認状況がその用途の性格上、どうしても遅くなったということで、これらに伴いまして支払いが12月を超えてしまったというようなことでございます。

それと、264ページの商工関連の利子でありますが、申し込みをしているが認められなかったのは何なのかということでありますけども、23年度から設備投資に加えまして運転資金の利子補給補助金を予算措置をさせていただきましたけれども、今回設備投資資金の利子補給の補助金として18件、63万3,900円、それと運転資金利子補給補助金として、個人が３件、法人が13件、合わせて16件の85万3,300円の補助金申請があり、支払いの手続をしているというようなところでございます。

申し込みをしているが、認められなかったという質問でありますけど、これについては、今私のところでは聞いていないというところであります。

以上です。

○耕地課長（吉田誠得）

災害が要望に備えた予算化がされているかということでございますけれども、金額につきましては若干差異がございますので、とりあえず件数で説明させていただきます。

本災補助事業に関するものが大体192件ほどに対しまして148件の予算化をしております。これは、特に農地につきましては本人のほうで、自力復旧とかで辞退をされたということ等もございます。あと査定の段階で、若干精査されていく部分がございまして、若干減っているところでございます。あとは市単独の小災害、これにつきましては、36件については36件、全部採択をいたしております。

それと、道路、水路等の災害の被災場所があって、そういったところに対する要望につきましては38件ございましたけれども、あとまたこちらのほうで現場を見る中で、若干ふえまして41件を予算化をしております。

それと、崩土除去でございますけれども、これにつきましても189件に対しまして現場をずっと見てまわりまして、202件を採択しているところでございます。おおむね住民の方の要望につきましては、これにこたえられる対応をしているというふうに考えております。

○建設課長（高岡亮蔵）

市道ののり面の保護の仕方についてのお尋ねでございます。

のり面の処理に関しましては、そののり面の土質、それからのり面の高さとか、勾配、そういったもので基本的には決まってくるところでございます。一番簡単なので言いますと、種子吹きつけ、その次が土壌改良剤をまぜた吹きつけ、その後、ネットを張ってモルタル吹きつけ、あとは擁壁等ということになるわけですけれども、そういった基本的な決め方がございますが、その一方、道路管理の面におきまして高齢化等が進みまして、なかなか除草作業等が思うに任せないということで、集落周辺に関しましては、予算の許す範囲ですが、そういった場所を少なくするよ

うな形での配慮をしているところでございます。

○１６番（五位塚剛議員）

まず、消防の問題でございますが、防火水槽については震災の関係で予算がつかなかったということでございますが、基本的にはどこの段階で予算がつかなかったのかというのが非常に私なんか疑問なんです。ほとんどの事業については、国、県、もともと国からの補助を前提として予算を提案していると思うんですよ。

それで、防火水槽だけが地震の関係で予算がつかなかったということは、これはあり得ないと思うんですね。だったら、ほかの全体の事業も予算が削られたと思うんだけど、そういう事例がほかにもあるのか、というのは、私たち議会との関係で現場調査をし、地元の方々にもことし中にそういう防火水槽が取りつけられますよという話し合いをしているにもかかわらず、先送りになるというのは、地元の人にちゃんと説明をしてるんですか、また私たち議会にも１回かぐらい説明したんですか、多分ないと思うんですね。そのあり方はどうなんですか、今回の補正審議の中で説明しようというふうに思っていらっしゃるんですか、ちょっと理解が苦しみますけど、だれか答えてください。

次に、顕彰館の問題については、目標に対して9,616万ということでございますので、見通しとしてはどうなんですか、厳しいと思っていらっしゃるんですか、順調だというふうに思っていらっしゃるのか、市長お答えいただきたいと思います。

寝たきり老人の介護の問題ですが、一月、11日以上、施設か入院した場合はだめだけど、デイサービスは認めると言われましたけど、それだったら該当者はもっとたくさん私はふえると思うんですけど、一月というふうに表現されましたので、もっと実際仕事をやめて、お父さん、お母さんの看病される方々に対する支援としては、もっとこれは申請者には補助があるんじゃないかと思うんだけど、現実はそうなっていますかお答え願いたいと思います。

あと米の生産の調整の支払い金の問題でございますが、理由は今いろいろ言われましたけど、しかし、曽於市外のところでは、ほぼ12月中に支払いが順調にいってるみたいです。曽於市だけが特別作物の申請が違ったりとか面積が違ったりとかないと思うんですけど、もっと個人別でちゃんとしたところについては支払いを進めてもよかったのではないかと思うんですけど、それは県が認めなかったのか、確認を求めたいと思います。

あと商工関連の利子補給ですけど、実際、私、谷元課長にもお願いいたしました。店舗改装をするから利子補給をお願いできませんですかということをお願いしたら、いや、商工会の会員でないからだめですよということで、事実上、認められない状況でありました。これは基本的にはおかしいと思っております。商工会員であろう

となかろうと、曽於市内で商売をされてる方が地域活性化のために商売を、またすることによって頑張ろうという人に対してわずかな利子補給を認めないというのはあってはならないと思うんですけど、市長そういうことは、そのためにこれ減額してるわけだから、今後は、24年度からは平等に、申請があれば商工会の会員以外でも認めるように配慮してもらうようにお願いしたいと思うんだけど、お答えをお願いしたいと思います。

あと災害の問題ですが、基本的には大方市民の要望に基づいてされてるようでございますが、例えばほかの議員の方々もよく知っておりますが、諏訪の胡摩地区の畑の崩壊、全く手つかずの状態でございます。

一方では、私の住んでる前が条件的には全く同じですよね。畑の角っこが崩れて、後ろは山ですから、そこは今回緊急に思ってもなかった工事がどんどん今されておりますけど、大隅やら、ほかにもいっぱい同じような例があるみたいですけど、ほかは手つかずだと思うんですけど、何でそんなに差がでてくるのか、説明をしていただきたいと思います。

市道の問題ですが、工法の問題だというような答弁されましたが、予算が許す限りセメント吹きつけののり面塗装をやっていらっしゃるみたいですけど、これはどうなんですか、課長、地元から要望があればどんどん積極的にやられるんですか、一方では、財部の通山から馬立に行くところです。あれ種子の吹きつけもしてないですよ。どんどんどんどん今崩れかかってますけど、どういうふうにそういうのを説明されるんですか、予算がなかったんですか、そうじゃないと思うんですけど、市としての基本的な工法というのが確立されてないんじゃないですか、西川議員を責めてるわけじゃないけど、西川議員の近くの道路はあぜまで両サイド、きれいにセメントで吹きつけされておりますが、要望があればされるんですか、されるというんだったら、みんなそういうふうにして要望出すんですよ。だから、基本的な考えをちょっと確認したいと思います。

以上です。

○総務課長（大窪章義）

40トンの防火水槽のことについてお答えをいたします。

通常でございますれば７基申請しまして、４月の内示の時点で７基というふうに回答が来るんですが、ことしはたまたま３月の11日の日に震災がございました。そのため、４月の段階で７基は難しいということが県から返事をいただいたところでございます。そのために２基しかできなかったわけですけど、決定通知は、その間に地元等の説明があったかという御質問でございますが、分団等へは一部お話をしましたが、地元にはいたしておりません。反省するところでございます。

以上です。

○市長（池田　孝）

山中顕彰館の寄附事業ですが、順調にいってるのかということでありますが、先ほど述べたような数字で進んでおります。100％にはいっていませんけれども、まあまあ順調にいっているというふうに考えております。

それと、商工会の利子補給の件ですけれども、これはやはり会員になってほしいというふうに思います。これ会員が少なくなっていく状況の中で、やっぱり活性化させるためには、このような組織というのも大変大事です。会員の負担というのは、そう大きなものでもありませんので、まず会員になっていただきたいと思います。議員も恐らく会員だというふうに思いますけれども、そのような方向のもとで御指導願ったらなというふうに思っているところです。何でもあったときは商工会という団体で行動に出られますし、そのような意味で、やはり商工会員になっていただけることが先決じゃないかなと思っております。ですので、規則でも会員となった者をという形になっておりますから、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

私からはそれだけです。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

寝たきり介護手当につきましてお答えをいたします。

先ほど申し上げましたけれども、入院、入所、ショートステイをその月その月で11日以上利用されてる場合は支給対象外、支給しないということにいたしております。これよりまだ補助は実際ふえるのではないかということでありますが、現在、この寝たきり介護手当につきましては、民生委員さんなり、その介護を持っていらっしゃる方であればケアマネジャーさんがいらっしゃいますので、そういうところから情報が上がってきてまいります。４カ月に１回、民生委員さんに実態調査をしていただきまして、市のほうで判定委員会を開催いたしまして、決定ということにいたしておりますので、現実にはそういう補助になっているというふうに思っております。

以上でございます。

○経済課長（谷元清己）

243ページでありますが、曽於市だけというようなことでありますけど、曽於市のほかにもまだあったような気がいたしておりますが、12月支払いに向けて一生懸命取り組んできたところなんです。

しかし、３支所を取りまとめたり、いろんな先ほど理由もちょっと述べさせていただきましたけれど、おくれたことは事実でありますので、このことを反省にしながら、これからに生かしていきたいと思っております。

○耕地課長（吉田誠得）

災害で、まず諏訪の胡摩の崩壊の件でございますけれども、これは農地でございまして、御存じのように、限度額というのがあるということで、国の査定が行われた際に、例えば工法にもよりますけれども、例えば500万かかると、しかし、実際の査定の工事は100万しかかからないとなった場合に、あとの400万は自分で負担しますかといった問い合わせをするわけです。

そうすると、あと400万を出すのであれば、もういいというのが多くの受益者のそういった対応になるわけでありますけれども、我々としましても何かいい方法はないかと、いろいろ模索はしているところでございます。

お尋ねのもう一件の件でございますけれども、ここにはずっと周りを多分水路、もしくは道路の施設があったということでございます。ずっと周りに、そこに道路、水路の施設がありますと、これは施設災害として、これは補助対象になるということでございます。これには個人所有でございませんので、負担金は出てきませんので、そういったこと等で、これについては査定の中で災害に該当すると、そういったこと等でございます。

○建設課長（高岡亮蔵）

のり面の保護の仕方ですけれども、これにつきましては土木工事の中で決定に至るフローがありまして、土質とか、そういった勾配、そういったもので、その工法は決まるようになっておりますので、それが基本だと思っております。その中で一部、先ほど申しましたように、管理面においてどんどんできるわけでありませんけれども、一部そういった配慮をしてる部分もございます。

馬立通山線の種子の吹きつけがしてないというところ、ちょっと現場のほうは確認しておりませんけれども、種子吹きつけの場合、時期等によりますけども、しもげとか、そういったことがあったりして、また再度吹くとか、そういったこともあるようでございます。現場のほうをちょっと確認させていただきたいと思います。

以上です。

○１６番（五位塚剛議員）

商工関連の利子補給の問題ですが、市長は商工会員になってほしいということでございますが、それは商工会員になりたいという方はいいと思いますよ。

しかし、同じ市民でありながら、市民の税金を使うんです。これ一般財源ですよ。それなのに同じ市民で、店舗改装やら運転資金を含めてやるのに、一方は補助する、一方はしない、これはいけないと思うんですよ。

だから、市長は、そのあたりはもっと高い立場に立って今後していただきたいと思います。しなかったら、今後徹底的に議論するしかないんですね。再度お答え願

いたいと思います。

あと災害の問題で質問いたしますが、耕地課長が言うのはわかります。

ただ、私がうちの前の施設は、畑は、道路も水路も何もありません。結局災害で崩れてしまって、だけど、最終的には、私は畑かん事務所のほうでされたんだろうと思ったが、曽於市の事業でなってるんですよ、工事名が。

だから、疑問を持ったんですよ。だから、同じようなところがたくさんあるのに、なぜそこだけを認定をするのか、本人の負担もほとんどありませんよ。だから、もとのように工法をするみたいですけど、返すみたいですけど、だから基本的には同じような状況があるならば、努力をされてるのはよくわかります。だから、できたら今年度は無理でしょうけど、来年度に向けて新たな事業の確保という形で、本人負担が少なくてちゃんとできるように努力していただきたいと思います。それは私もいっぱいまだ見てます。しないと言ったら、次、必ずまた取り上げたいと思います。

市道についても、基本的な考えはわかりました。今後、推移を見守りたいと思います。

以上です。

○市長（池田　孝）

議員のおっしゃることはわかるんですけれども、やはり商工会という一つの団体が弱体化するということは、非常に市にとってもマイナスにつながりますし、できるだけ会員になっていただくことを勧めていきたいと思っております。これはできてそう間もない時期ですので、もうしばらくこの方法でやらせていただきたいというふうに考えております。

○議長（谷口義則）

次に、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○２１番（徳峰一成議員）

質問の第１点でありますけども、ただいまの五位塚議員の質問に関連して、265ページの商工会を通してしか市単独の補助が受けられないというのは、客観的に見ても、どう考えても正しいやり方でないわけであって、こうした制度自体はいいわけであります。つくる場合に副市長が助言をすべきだと思うんですよ。法律論から見たら、イロハの外に属する問題でありますので。

質問でありますけれども、曽於市と商工会との法律論から言いまして、特別な関係が何かあるんですか、あると言ったら、ここは行政というか、議会の論議でありますので、法律論から一応説明をしてください。特別の関係があったら法的にも妥当性があると思うんですよ。ないとの観点から、疑問的立場からの質問であります。

法律論から言って何か特別の関係があるとしたら、一般の市民、商工会に入っていない商工業者の関係、これが第１点であります。

それから、質問の第２点目であります。

山中顕彰館については、五位塚議員が質問いたしましたけども、あわせてもう一回担当課長に、21年度から発足いたしました。21年度が幾ら、22年度が幾ら、23年度が３月の現在幾ら、トータルで幾ら、そして基金積み立てが幾ら、そして件数が21年、22年、23年ごとがそれぞれ個人と団体が幾らということを、まず正確に、ゆっくり答弁をしてください。

それから、目標との関係、目標は、最初これが提案されたときに私質問いたしまして、本日資料を持ち合わせておりませんので、目標が23年度が幾らであったかをあわせて説明してください。

それから、最後に、トータル的でいいですけども、これまでの寄せられた総額の中で、あるいは寄附数の中で、いわゆる建設事業関係から受けた寄附は総額、件数と金額でそれぞれ幾らであるか、総額だけでいいですので、報告をしてください。

次に、財政状況について質問をいたします。

年度末の財政の主な特徴について説明をしてください。それを踏まえて２回目は質問いたします。

それから、３点目は、169ページになりますけども、繰り上げ償還が３億2,938万6,000円ありますが、繰り上げ償還の主な内容を中心として、これも説明をしてください。

以上です。

○市長（池田　孝）

市と商工会との特別な関係というのはありません。

ほかについては、それぞれ担当から答弁させます。

○財政課長（池之上幸夫）

山中貞則顕彰記念事業の寄附金のことで申し上げます。

先ほど、21年、22年、23年と言われましたが、22年度からで入っておりますので、22年度が2,081万円、７件でございますが、団体が４件、個人が３件でございます。それと、23年度でございますが、先ほど申し上げましたように、３月１日現在ですが、9,616万7,194円、これが205件でございますけれども、団体で158件、個人で47件でございます。それで、トータルでいきますと、１億1,697万7,194円、212件でございますが、団体で162件、個人で50件でございます。この中で、建設業者をということでございましたが、そのように分けておりませんので、ちょっとそこは出ないところでございます。

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（池之上幸夫）

あとですが、これは23年度は当初予算で１億4,000万円ほど計上いたしているところでございます。

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（池之上幸夫）

一番最初できたときは、23年度１億5,000万でございます。ちょうど１億5,000万のうちの22年度に数千万入っておりましたので、１億4,000万でございました。予算はですね。

それと、年度末の特徴的な財政状況ということでございますけれども、申し上げます。年度末の主な特徴でございますが、今回提案いたしました補正予算につきましては、御承知のように、事業の執行見込み等、予算の増減やそれに伴う市債、国庫補助金等の財源の増減、交付額の確定による普通交付税の増と、あるいは国の予算に対応した事業費の増、財源調整による各基金の増減及び、また後ほど申し上げますが、繰り上げ償還による公債費の増等を計上いたしておりまして、この中で財源調整として繰り入れました財政調整基金４億7,629万2,000円やふるさと開発基金の１億円の繰り戻しを行っているところでございます。

この結果、平成23年度末の財政調整基金の残高見込みは31億1,971万2,000円、ふるさと開発基金の残高見込みが９億5,368万円となっているところでございます。平成23年度末の起債残高につきましては、今回の補正により借入見込み額は、平成22年度からの繰越分を含んで40億6,680万円となります。今回の補正による繰り上げ償還分を見込んで30億187万9,000円を償還し、256億5,210万9,000円ということになります。

その中の繰り上げ償還の分についてでございますが、御承知のように、地方財政の健全な運営に資するための年度間の財源調整額の意味から、今回繰り上げ償還を行いました。その結果でございますが、今回７号に計上しました償還額は元金でございますが、３億2,831万8,000円でございます。この中身は何かと申しますと、平成17年度に借り入れたものでありまして、起債名は合併特例債、借入額が５億2,640万円、利率は２％のものであります。この繰り上げ償還をすることによりまして、元金が平成24年度で5,203万4,000円、25年度で5,308万円、26年度で5,414万6,000円、27年度で5,523万5,000円、28年度で5,630万5,000円、29年度で5,747万8,000円の減となります。

以上でございます。

○２１番（徳峰一成議員）

まず、質問の第１点でありますが、商工会を窓口とした補助でありますけども、法律論から見て、別に特段の関係はないということでございます。であるならば、商工会を通してもいいんですよ。いいんだけども、それ以外の方々にも条件に合った人は当然補助金は行うべきだと思うんですよ。それが今の国の憲法や法律から見てあるべきあり方じゃないでしょうか、今の私の質問に異論があったら、異なった意見があったら、副市長を含めて、反論を含めて意見を言ってください。ここは議会の場だから、大いに議論を闘わせて、そしてやはり調整とか、一本化するべきだと思うんですよね。もし、それがなかったらすんなりと、新年度から本来のあり方に戻すべきじゃないでしょうか。実際何百とある補助の中で、こうした事例がないから言ってるんですね、曽於市の場合も。今のことを含めて、一応副市長でも市長でもいいですので、答弁をしてください。残念ながらこういった低い次元での議論はしたくないんですよね。その中身がいいか悪いかを論議してるわけじゃないから。

次に、大きな２点目であります。

山中顕彰館についての建設業者のこれまでの寄附の金額、件数等について、計算が時間的にできなかったら、課長できますか、できなかったら、じゃ後ほど文書で出してください。答弁の中でお願いします。よろしいですね。はい。

なぜ私がこういった質問をするかというと、常に市民の中から複数件数、私のところに問い合わせというか、疑問が出されているんですよ。やはり寄附であっても、市の予算を通しての金額でありますので、100％透明性を確保しなければいけないと思うんですね。

ですから、やはりそのあたりは池田市政にとっても透明性を確保したほうが、結果としてよいと思いますので、何ら問題ないということで説明ができますので、私が説明できなかったから議会で聞いてるんですよ。そうした経過がありますので、答えていただきたいと思っております。

あと財政問題についてでございますが、ただいま年度末の財政状況について課長から説明がありましたけれども、恐らく副市長、市長を初めとして、この23年度末は22年度までの状況と違って、財政にかなり考えていた以上に余裕が出てきたのじゃないかと、率直に言って、数字の流れを見る限りにおいては思っております。例えば、財政調整基金にいたしましても、昨年１年間はほとんど総額は変わっておりません。23億数千万から25億円であります。

ところが、この１年間は25億数千万から31億になってますね。６億円ふえてるんですよ。いろいろ繰り上げ償還等をやったとしても、財政調整基金一つでも６億円もふえてると、別に悪いことじゃないんですけども、あるいはふるさとの場合は数千万円減っていますが、あるいはまちづくり基金に対しましても、数字を見る限り

答弁がありませんでしたけども、10億円から14億円にふえています。４億円もふえております。

ですから、これをどう見るかなんですよ。私は、単純には悪い評価はしたくありません。やはりおこがましい言い方になるかもしれませんけれども、曽於市の場合は、もちろん大前提としては安定的な財政運営というのが、もちろんだれが見ても安定的な財政を常に目指すというのが目標でなければいけないし、ですからゆとりがあるということは別にいいことでありますけれども、しかし、一方において、今の私たちの地域経済の冷え込みとか、厳しい市民の暮らしや経営環境を見た場合に安定的な財政を目指しながらも、しかし、ゆとりがある財源についてはかなり思い切った立場や方法でもって、そうした分野に予算を常に回していくような最新の研究も払いながら行っていくというか、そうしたやり方がやはり市民にとってはいいことではないかと思うんですね。福祉、保健、あるいは農業を初めとした基盤の確立、それが十分であったかなんですよ。

話が飛びますけど、教育長、私は昨年の決算委員会でも、これ本年度でも厳しくこれは取り上げました。例えば、図書購入基金、これは23年度は、本年度は22年度に比べて約500万円もカットされています。それも全額、一般財源を使っていない。基金からの取り崩しであります。いろいろ事情はあったにしても、旧末吉町時代を含めて、20年間なかったことなんですね。

ですから、もっともっと要求すべきなんですよ、お金があるんだから。これはほんの一例ですけども、そうした点、やはりあらゆる立場から目配りをしながら、一定のゆとりは財源で持たなければいけないけども、こうした数億円の単位が、１年間で剰余金が出るようなやり方は、私は好ましくないんじゃないかと思っております。その点で、市長でも副市長でもいいですけども、率直な見解を、現在の到達点について伺いたいと思っております。

もっと私は使うべきだと思います。細かい点は、大きな点は新年度予算で論議をしていきたいと思いますけども、年度末の状況で、余りにもこの数字を見る限り顕著であるために申し上げたんです。一応見解、考え方を聞かせてください。

以上です。

○市長（池田　孝）

財政状況の基金残高ですけれども、これは23年度末でこうなるんじゃないかということでありますが、これはいつも取り崩したり、積み立てたりしておりまして、変動をいたしております。時たま、今このような状況でありますが、当初でまた取り崩しますので、またぐんと下がるという形になるところです。ですので、これはやむを得ない処置として考えております。

商工会関係については、末廣副市長より答弁させていただきたいと思います。

○副市長（末廣光秋）

商工会の利子補給等に対する助成の件でございますが、この補助金につきましては、設備資金につきましては合併当時にこの規則をつくって適用させているところでございます。

それから、経営改善のほうにつきましては、23年度から新たに取り入れた補助金でございます。この設備資金につきましては、合併前の旧町からも取り組みをしている状況だというふうに理解をいたしておりますが、最近大型店の進出によりまして、商工会の弱体化等があるところでございます。この商工会の活性化を図るということも大事なことでございます。

そのようなことを含めまして、この目的の中に購買意欲を向上させる、あるいは経営の安定を向上させるというのをうたっておるところであります。その中に商工業の発展を図るというのが目的でございまして、その定義の中に会員となった者というのを入れたところでございます。

そういうことからしまして、商工会の会員が年々減っているという状況でございますので、先ほど市長が申し上げましたように、商工会の活性化を図るということを目標にこういう規則をうたったところでございます。

以上です。

○２１番（徳峰一成議員）

副市長、一本に絞れば、本当にそういった考え方で答弁されたんですか、商工会が弱体だから、商工会を通してしかいわば補助を受け付けませんよと、考え方、脈絡が全然別でしょう、これは。商工会が弱体だったら、商工会の方とよく話し合って、それのいわば確立のために新たな市単独の事業をやったらいいんですよ。それは全く賛成ですよ。内容が充実やったらですね。そういった形で商工会を支えたらいいんですよ。これは商工会に限らず、農協でも、どこでも、そのことと補助は全然別ですよ、理論的にも。全くレベルがというか、おかしいですよ、それは。もう一回答弁してください。これは今後議論する自体が残念ですよ。我が曽於市議会にとってはですね。話にならんですよ、これは。徹底してやりますよ。もし、今の議論を踏襲するんだったらですね。副市長のいわば資格にかかわります、率直に言って。そう断じてもいい。

あと財政問題について、中山副市長が専門でありますので、お聞きいたします。

副市長は、現在の年度末の一般会計の財政状況については、おおむね財政計画、あるいは中山副市長が考えておられるのが現状だと思っておられますか、それだったらそれを踏まえて今後議論をしていきたいと思っております。やはり思った以上

に、私は余裕金が出ているんじゃないかと思ってるんですよ。

であるならば、新年度当初には予算化、提案されてますから間に合わなかったとしても、今後もちろん市長ともじっくり協議されながら、その分については、そうした市民の暮らし問題を中心として予算をもっと24年度は使っていいんじゃないかと個人的には思っております。そのあたりについて考え方を聞かせてください。

以上です。

○副市長（末廣光秋）

この商工会利子のとらえ方だというふうに思っておりますが、私どもはこの目的の中に、先ほど申し上げましたことをうたっております。定義につきましても、商工会の会員であるというのもうたっております。そういうことからしまして、市長が申し上げましたように、会員になっていただければ、その適用を受けるということでございますので、そこはやはり目的、定義に基づいた我々は執行をしなきゃならないというふうに、それは視点の違いですので、考え方が違いますので、そういうことで私どもはそういう方向で、今この取り組みをさせていただいてるという状況でございます。

○副市長（中山喜夫）

23年の３月の最終補正の段階で、あるいはこれから先の財政状況をどう見るかという御質問であったろうと思いますけど、その点について私の考えを申し上げたいと思います。

基金については、先ほどもありましたように、今までかつてない、今の時点で31億円というのは最も大きかっただろうと思っております。

しかし、これは24年度の当初予算で、またお願いすることになっておりますけども、ここで６億500万程度取り崩すことになっておりますので、この時点で24年度の財政調整基金を見たときには大体25億程度ということで、最近の残額に並ぶのではないかなと思っておりますので、特別にこれが多くなるということは考えていないところでございます。私が最もこれから気をつけなければならないというのは、10年間の合併による特別な支援があったわけでありますけども、後半戦に入りましたので、このために後年度に対して安定的な、また継続可能な財政運営が維持されるように、そういった準備をしていかなければならない期間だと思っているところであります。

先ほども基金で申しますと、まちづくり基金が４億も上がってるということでございましたけども、これは故意にそういうふうにしたわけで、５億円、５億円、４億円というふうに積んできたところで、これは22年度から、これは合併特例債を借りて積めますと、95％の充当率で、70％の交付税措置がありますから、35％を返

せばいいということになりますので、当然こういったものは借りとって、貯金をしておいて、後年度に財政が厳しくなったときに、あるいは財政指標が苦しくなったときに、こういったもののために残しておくべきだという観点で積んでおるところでございますので、私といたしましては、やっぱり財政計画に沿って、財政計画とも大きくは変わっていないと思いますので、この路線に沿いながら、これよりオーバーするような支出は避けるべきで、あるいは歳入に努力すべきで、27年度から以降、交付税も再算定がなくなりますので、そういった冬の時代にまた戻りますので、こういったところを十分勘案して、今後の対策をとっていくべきだという考え方を持っております。

以上であります。

○財政課長（池之上幸夫）

先ほどの山中基金の建設業関係の総額は幾らかということでございましたので、申し上げます。13件で2,643万5,000円というふうになっております。

以上でございます。

○議長（谷口義則）

以上で通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第16号については、配付いたしております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

――――――・――・――――――

休憩　午後　２時１１分

再開　午後　２時２１分

――――――・――・――――――

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――・――・――――――

日程第16　議案第17号　平成23年度曽於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第４号）

日程第17　議案第18号　平成23年度曽於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について（第３号）

日程第18　議案第19号　平成23年度曽於市介護保険特別会計予算の補正について（第

４号）

日程第19　議案第20号　平成23年度曽於市公共下水道事業特別会計予算の補正について（第３号）

日程第20　議案第21号　平成23年度曽於市生活排水処理事業特別会計予算の補正について（第４号）

日程第21　議案第22号　平成23年度曽於市水道事業会計予算の補正について（第３号）

○議長（谷口義則）

次に、日程第16、議案第17号、平成23年度曽於市国民健康保険特別会計予算の補正（第４号）についてから、日程第21、議案第22号、平成23年度曽於市水道事業会計予算の補正（第３号）についてまでの以上６件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○２１番（徳峰一成議員）

まず、議案の17号、国保会計について質問いたします。

23年度の国民健康保険会計は、合併後、いろんな意味で、最も大きく中身内容が財政的にも変わった１年間じゃなかったかと思います。国民健康保険の財政の運用の状況について、担当課長になるかどうか、総括的に説明をしてください。

関連して、年度末の財政状況についても説明をしてください。

それから、議案の22号の水道事業についてであります。

顕著なのが66ページの資本的収入のマイナス4,000万円と、資本的支出のマイナスの7,074万5,000円の減額でありますが、主な内容等について説明してください。

以上です。

○保健課長（大休寺拓夫）

それでは、国保の財政運営の総括と年度末の財政状況ということでお答え申し上げます。

当初予算におきましては、１人当たりの一般退職合計の療養給付費を26万7,376円、前年度伸び率５％で見込んだところでございますが、財政不足等の財源補てんといたしまして、法定外繰り入れを8,000万円、基金取り崩し額を4,324万8,000円で編成したところでございます。

９月補正におきまして、上半期の医療費の伸びを考慮いたしまして２億円の法定外繰り入れをお願いしたところでございます。２月末現在での決算見込みといたしましては、下半期の療養給付費の伸びが減少したこともございまして、１人当たり療養給付費が一般退職合わせたところで26万3,365円で、対前年度伸び率2.7％程度に落ちつきそうでございます。そういうこともありまして、基金を取り崩さずに余

剰金を基金へ１億8,000万円積み立てる予定でございます。

23年度末の財政状況といたしましては、24年度への繰り越しが6,500万円、あと国保の支払い準備基金残高が３億5,741万2,000円を見込んでいるところでございます。23年度だけの単年度収支で申し上げますと、赤字の9,848万6,000円の赤字が見込まれるということでございます。

以上でございます。

○水道課長（福岡隆一）

お答え申し上げます。

まず、ページ127ページの資本的収入マイナス4,000万円につきましては、財部水道の馬立水源地電気機械設備改修工事の分でありまして、簡易水道事業債の割り当てが東日本大震災の復旧が優先されたことによりましておくれたこと、12月末に来たんですが、今回の主要工事の自家発電設備が、これは東日本大震災の影響で納品が大幅におくれるということで、３月の年度内完成が見込めないために本年度の起債を辞退したことによるものです。

なお、馬立水源地の整備につきましては、24年度の早い時期に工事を実施する予定にしております。

134ページの資本的支出の取水に係る設備改良費マイナス5,560万円につきましては、馬立水源地の電気設備ほか設備工事のマイナス5,200万円が主なもので、残りは執行残等が主なものであります。

ページ135ページ、配水に係る設備改良費マイナスの1,256万2,000円につきましては、末吉上水道の高松―諏訪間連絡管工事の執行残、大隅上水、平原地区、それから本町地区の執行残が主なものであります。

以上です。

○２１番（徳峰一成議員）

国保からお聞きいたします。

課長説明にありましたように、当初の段階では、療養費を５％と見込んでいたけども、これは年度の途中からと、事前説明を受けましたけども、療養費が伸びが鈍化いたしまして、結果としては2.7％増で終わりそうであるということで、１人当たり26万3,000円ほどに落ちつくんじゃないかということで、財政的にかなり余裕が出てきたという、そうした受けとめ方でいいのじゃないかと思っております。このことは１年前の新年度当初予算の段階に想定したとおり、ほぼ落ちついたというふうに理解していいのでございましょうか、あとの点については新年度予算の中でお聞きをいたします。

それから、水道課長に質問をいたします。

この資本的収入の減については、機器がそろわず、一応馬立の水源地のこれは翌年度に、これは繰越明許になるわけでございますけど、大体めどとしてはいつまでを予定しておりますか。

以上の質問だけです。

○保健課長（大休寺拓夫）

お答えいたします。

決算ベースで見ますと、21年度が療養給付費のことなんですが、一般退職合計の伸びが4.95％、22年度決算で4.08％、当初予算のときに５％で見込んでおりましたので、普通４％ぐらいに落ちてくるんですが、今回は決算ベースで2.7％ぐらいということで、かなり落ちついてきたと思っております。

○水道課長（福岡隆一）

お答え申し上げます。

この事業につきましては、23年度は辞退しまして、24年度で新たに起債しまして、工期を大体９月ぐらいをめどにしております。

以上です。

○議長（谷口義則）

以上で通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案６件については、配付いたしております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

―――――・――・―――――

日程第22　議案第30号　平成23年度曽於市一般会計予算の補正について（第８号）

○議長（谷口義則）

次に、日程第22、議案第30号、平成23年度曽於市一般会計予算の補正（第８号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○２１番（徳峰一成議員）

１点質問いたします。

これは担当課長になりますか、これまで先ほど保健センターについては議決いたしましたけども、この間の保健センターの建設に向けての取り組みは、関係する方々から意見、アンケートをとったりして、かなり私は周到に、また議会対策としても文厚委員会に資料提出などをされて、はっきり言って、いつにないしっかりし

た形で周到な事務のもとに進められたと、この間評価をいたしてまいりました。

ただ、最後の段階で、この遺跡関係が出てきましたけども、これはいかんせんで、私は済まされないのじゃないかと受けとめております。やはり曽於市はどこでもそうした遺跡が出土するであろうということも想定した上で準備にかかるべきじゃないでしょうか、特に新地方面は歴史的にもその点が言えるのじゃないでしょうか、その点の教訓点は、落ち度というのはちょっと厳しい言い方でありますので、今後に生かすべき教訓点はなかったのかどうか、最後の段階で、１月に補正を出し、また３月、急遽出すというのはいいやり方じゃないと思うんですよ。

その点で、今後にほかの事業課にも生かしていただく意味で反省材料があろうかと思うんですが、率直な説明をしてください。

○保健課長（大休寺拓夫）

１月の臨時議会でちょっとお願い申し上げたんですが、そのときにもちょっと御説明申し上げましたが、埋蔵文化財マップの位置の関係をちょっと私のほうが誤解をしておりまして、あの地域にないということで、必要ないのかなと思っておったところです。これは私のちょっと見解の相違でございました。申しわけございませんでした。

もう一つには、この畑につきましては、今市民プールが前にあります駐車場、あれが公園の中に入っております。そこに保健センターをつくるということは、県が認めないということもございまして、平成22年度の夏の前だったと思うんですが、県と協議をして、代替地で畑を駐車場にするということで、そこの協議がなかなか進まずに、決定をいただいたのが平成23年の12月で来たということで、それまでにちょっと手を打てなかったという事情もございまして、１月に補正をお願いしたというのが一つはございます。一つは私の認識不足で、申しわけございませんでした。

○２１番（徳峰一成議員）

そうした場合は、少なくとも対応する委員会には説明をすべきだと思うんですよね。たまたま私も前もって知らせていただきましたけども、この点は答弁よろしいです。一応24年度のいつまでにこの事業は終わる予定ですか。

○社会教育課長（中峯健一郎）

文化財の発掘調査は、一応５月の中旬をめどに行っていきたいと思います。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第30号については、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

――――――・――・――――――

日程第23　陳情第２号　「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書

○議長（谷口義則）

次に、日程第23、陳情第２号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書については、配付してあります陳情文書表のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、３月12日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

――――――・――・――――――

散会　午後　２時３４分

平成24年第１回曽於市議会定例会

平成24年３月12日

（第６日目）

平成24年第１回曽於市議会定例会会議録（第６号）

平成24年３月12日（月曜日）
午前10時開議
場所：曽於市議会議場

１．議事日程

（第６号）

（以下２件一括議題）
第１　議案第２号　曽於市税条例の一部を改正する条例の制定について
第２　議案第12号　末吉町違法駐車等の防止に関する条例を廃止する条例の制定について
（総務常任委員長報告）

（以下５件一括議題）
第３　議案第３号　曽於市乳幼児医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の制定について
第４　議案第４号　曽於市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
第５　議案第９号　曽於市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第６　議案第10号　曽於市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第７　議案第11号　曽於市財部城山総合運動公園運動施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（文教厚生常任委員長報告）

（以下５件一括議題）
第８　議案第５号　曽於市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
第９　議案第６号　曽於市有住宅条例の一部を改正する条例の制定について
第10　議案第７号　曽於市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
第11　議案第８号　曽於市地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定について
第12　議案第13号　末吉町部分林条例を廃止する条例の制定について
（建設経済常任委員長報告）

第15　議案第16号　平成23年度曽於市一般会計予算の補正について（第７号）
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告）

（以下６件一括議題）
第14　議案第17号　平成23年度曽於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第４号）

第15　議案第18号　平成23年度曽於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について（第３号）
第16　議案第19号　平成23年度曽於市介護保険特別会計予算の補正について（第４号）
第17　議案第20号　平成23年度曽於市公共下水道事業特別会計予算の補正について（第３号）
第18　議案第21号　平成23年度曽於市生活排水処理事業特別会計予算の補正について（第４号）
第19　議案第22号　平成23年度曽於市水道事業会計予算の補正について（第３号）
（文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長・総務常任委員長報告）

第20　議案第30号　平成23年度曽於市一般会計予算の補正について（第８号）
（文教厚生常任委員長報告）

２．出席議員は次のとおりである。（21名）

１番　今　鶴　治　信	２番　九　日　克　典	３番　八　木　秋　博
４番　土　屋　健　一	５番　山　下　　諭	６番　原　田　賢一郎
７番　山　田　義　盛	８番　大川内　冨　男	９番　西　川　熊　則
10番　大川原　主　税	11番　吉　村　幸　治	12番　（　欠　員　）
13番　渡　辺　利　治	14番　海　野　隆　平	15番　久　長　登良男
16番　五位塚　　剛	17番　漆　間　純　明	18番　大　津　亮　二
19番　迫　　杉　雄	20番　坂　口　幸　夫	21番　徳　峰　一　成
22番　谷　口　義　則		

３．職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長	迫　田　雪　春	次長	栄　徳　栄一郎	係長	田平　五月男
参事補	吉　田　竜　大	参事補	宇　都　正　浩		

４．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（22名）

市長	池　田　　孝	教育委員会総務課長	安　田　徒　務
副市長	中　山　喜　夫	社会教育課長	中　峯　健一郎
副市長	末　廣　光　秋	市民課長	切　通　　宏
総務課長	大　窪　章　義	福祉事務所長兼福祉課長	今　村　浩　次
大隅支所長兼地域振興課長	上　迫　光　俊	保健課長	大休寺　拓　夫
財部支所長兼地域振興課長	川　崎　幸　男	経済課長	谷　元　清　己
企画課長	岩　元　祐　昭	畜産課長	神宮司　　寛

財政課長	池之上幸夫	耕地課長	吉田誠得
税務課長	新屋義文	建設課長	高岡亮蔵
監査委員事務局長	真方清治	水道課長	福岡隆一
会計管理者・会計課長	椙松実隆	農業委員会事務局長	堀之薗訓

開議　午前１０時００分

―――――――・――・―――――――

○議長（谷口義則）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により、進めます。

―――――――・――・―――――――

日程第１　議案第２号　曽於市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第２　議案第12号　末吉町違法駐車等の防止に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（谷口義則）

日程第１、議案第２号、曽於市税条例の一部を改正する条例の制定について、及び日程第２、議案第12号、末吉町違法駐車等の防止に関する条例を廃止する条例の制定についてまでの２件を一括議題といたします。

議案２件については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（吉村幸治）

総務常任委員会付託事件審査報告。総務常任委員会に付託された議案４件を３月６日に委員会を開き、執行部の出席を求め、慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので、報告します。

議案第２号、曽於市税条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るため、地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律、東日本大震災からの復興に関する地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源確保に係る地方税の臨時特例に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規定の整備を図るための条例であるとの説明でありました。

委員より、震災関係に伴い、県税、市民税の使途はとの問いに、本県でも奄美及び新燃岳等で災害が発生しており、今回、東日本大震災等の発生に伴い、平成23年度から27年度までの間の防災のための施策に対する過疎債等の起債返済の財源になるとの答弁でありました。

なお、震災等の防災対策事業に対する起債財源に充てるということであるが、しっかりした議論なしに市税を増税すべきでなく、国が補てんすべき性質のものであるとの意見がありました。

以上審査を終え、本委員会では、本案は採決の結果、賛成多数で原案のとおり可

決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号、末吉町違法駐車等の防止に関する条例を廃止する条例の制定について。

本案は、平成６年に旧末吉町が町民の違法駐車等に対するモラルの向上を図るために本条例を制定し、暫定条例として引き継がれてきたものであり、合併後６年を経過し、違法駐車等による苦情等も特段なく、本条例を廃止するためのものであるとの説明でありました。

委員より、この条例では公道が原則で、道路交通法上のものであるのか、市営住宅等の敷地内道路は適用除外であるのかとの問いに、制定された当時は交通３悪（シートベルト非着用、過重積載、違法駐車）というものがあり、その中の一つの道路交通法上の違法駐車に対するモラルにかかわるものであるとの答弁でありました。

以上、審査を終え、本委員会では、本案は採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（谷口義則）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○２１番（徳峰一成議員）

２点質問いたします。議案の２号です。条例改正に伴いまして、市民に及ぼす影響、あるいは、市民の新たな負担増はどれぐらいであるか、質疑なされていたら報告してください。

２点目、新年度予算は、今回の条例改正を踏まえた上での予算措置であるのか、これも確認したいので、質疑をなされていたら報告してください。

以上２点です。

○総務常任委員長（吉村幸治）

２点でありましたが、最初は条例改正に対する市民の負担だったですかね。

（「影響度」と言う者あり）

○総務常任委員長（吉村幸治）

影響度。基本的には、本会議で質疑があったとおり、26年度より10年間でありますので、均等割市税が500円、県税が500円ということであります。金額も本会議であったとおり、１年に均等割の人が１万4,500人ということでありましたので、500円の、725万と答弁があったと思います。

それから予算等ですが、26年度からですので、24年度の新しい予算には、その分は年度が違いますので、計上はしてないです。

以上です。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は１件ずつ行います。

まず、議案第２号、曽於市税条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

○１６番（五位塚剛議員）

議案の第２号、曽於市税条例の一部を改正する条例の制定については、共産党議員団は反対を表明したいと思います。

その理由は、昨年の東日本大地震における被害者に対する国民的な支援、復旧は、基本的には大賛成であります。そのため、私たち日本共産党は、どの政党よりも早く支援活動に入りました。支援募金も現段階では９億5,000万を超えており、各自治体に届けております。そして人的なボランティア活動も現在も進めております。しかし、本来、国がやるべき復旧支援、復旧活動は、現状としては、だれもが認めるように、非常におくれているのが現状でございます。今回の市税の値上げは、災害時に対する財源にかかわる使途の説明でありますが、この歳入については、特別会計を設けるわけではなく、基金も設定されません。一般会計に繰り入れるということでありますが、その保証は全くないところであります。大企業や大資産家に対する減税を中止をすれば、約２兆円。また、不要不急の大型公共事業の抑制をすれば、１兆円。その他、政党助成金やあらゆる歳出の見直しを行えば、２兆円など、震災復旧に対する財源予算は、十分確保はできるという立場でございます。以上な理由から、今回の提案については反対を表明したいと思います。

以上です。

○議長（谷口義則）

賛成の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第２号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、議案第２号、曽於市税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、末吉町違法駐車等の防止に関する条例を廃止する条例の制定について討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

賛成の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第12号、末吉町違法駐車等の防止に関する条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

――――――・――・――――――

日程第３　議案第３号　曽於市乳幼児医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第４　議案第４号　曽於市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第５　議案第９号　曽於市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第６　議案第10号　曽於市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第７　議案第11号　曽於市財部城山総合運動公園運動施設の管理に関する条例の

一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口義則）

次に、日程第３、議案第３号、曽於市乳幼児医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第７、議案第11号、曽於市財部城山総合運動公園運動施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの、以上５件を一括議題といたします。

議案５件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（大川内冨男）

文教厚生常任委員会付託事件審査報告。文教厚生常任委員会に付託された議案10件を３月６日、７日に委員会を開き、執行部の出席を求め、慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので、報告いたします。

１、議案第３号、曽於市乳幼児医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、現在小学校就学前の者を対象に助成されていた乳幼児医療費を15歳に達する日以降の最初の３月31日までに拡大し、条例の名称を「曽於市子ども医療費助成金支給条例」と改正する内容であります。

審査過程においては、県内の状況について質疑がなされ、平成24年度において、中学校終了まで助成を行う市は、曽於市を含めて８市になるとの説明でありました。

また、平成24年度予算における扶助費7,920万円の財源としては、県補助金1,200万円、過疎対策事業債のソフト事業を活用した市債6,160万円、一般財源560万円を考えているとの説明でありました。

なお、今回の改正により、来年度の子ども医療費助成対象者は、現在より約3,000名増加する見込みが示されたところであります。

以上審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

２、議案第４号、曽於市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、第５期曽於市介護保険事業計画に基づき、平成24年度から26年度までの介護保険料を改正するものであります。計画では、要介護認定者数は増加するとの推計による３年間の介護給付費の見込みや法改正等をもとに保険料が算出され、基準額は５万9,400円となっております。また、低所得者層への保険料負担軽減を図るため、課税年金収入等は、第３段階の中で120万円以下の者については基準額の65％、第４段階の中で80万円以下の者については基準額の85％とした等の説明でありました。

審査過程においては、第２段階の者についての軽減措置は試算されたのかと問いに、国が示していないこともあり、試算はしていないとの答弁でありましたが、委員より、現実問題として、家族の支えがなく、年金額の少ない高齢者に対する軽減措置の研究が必要であるとの意見がありました。

以上審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

３、議案第９号、曽於市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、４、議案第10号、曽於市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上２議案は関係する国の法律の一部が平成24年４月１日より施行されることに伴い、公民館運営審議会及び図書館協議会の委員の任命基準を条例事項として整備する内容であります。

審査では、家庭教育の向上に資する活動を行う者の範囲について質疑があり、保護者やＰＴＡ役員、女性団体等の代表者も考えられるとの答弁でありましたが、委員より、国の法改正を曽於市として、どうとらえるか、しっかりした議論をするよう意見がありました。

以上審査を終え、本委員会としては、２議案について採決の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

５、議案第11号、曽於市財部城山総合運動公園運動施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、中学校統合により財部北及び財部南中学校の屋外運動場の夜間照明施設を各地区の夜間照明施設として名称等を改正するものであります。

閉校における照明施設のかぎの貸し出し等の管理について質疑があり、校区公民館や体育指導員の方などを検討しているとの説明でありましたが、委員より、地域の方が利用しやすい体制を構築するよう意見がありました。

以上審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。

○議長（谷口義則）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は１件ずつ行います。

まず、議案第３号、曽於市乳幼児医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の

制定について討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

ほかに賛成の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

（「ありますよ」と言う者あり）

○議長（谷口義則）

失礼しました。

○２１番（徳峰一成議員）

共産党議員団は、議案第３号には、これは高く評価して賛成をいたします。これまで再三取り上げてきたわけであり、また委員長報告にもありましたけど、既に24年度からも８市にふえております。個人的にも３月の議案の中で、１番これは評価したい点であります。評価をして賛成いたします。

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第３号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第３号、曽於市乳幼児医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第４号、曽於市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。反対の討論はありませんか。

○２１番（徳峰一成議員）

共産党議員団は、議案の４号の介護保険の条例の一部改正には反対をいたします。

反対する理由は、大きくは２点であります。今回のこの条例改正は、いわゆるこの給付費等がふえたために条例改正をするだけの理由ではございません。第１点は、国の交付金の24年度からのカットに原因があります。つまり、２年前だったと思う

んですが、現場で働く方々の賃金、労働条件が非常に厳しいということが全国的に上がり、また国会等でもそれが取り上げられて、そして３％分賃金が一応アップした経過があります。これは当然のことで、必要な措置でありました。その中で、３％の中の1.5％分は国が交付金ということで、約１年間に1,900億円であると言われておりますが、交付いたしましたが、これがこの３月末をもって切れて、平成24年度４月からは、この1,900億円分が全額カットになりました。このために、それにかわる1,900億円を、国ももちろん一部出しますけども、あと県、そして曽於市の場合は曽於市と、何といっても被保険者の保険料と利用料金で賄うということで、全国的にそのための値上げでございます。ですから、当然のことながら、こうした点については、国が本来引き続き交付金は継続すべきじゃないでしょうか。そういった点で反対をいたします。

第２点目は、もちろん一つの側面として介護施設等がふえまして、給付費がふえたというのを否めません。これは委員会質疑でも明らかでございます。ただ、曽於市の場合を考えて、お互い行きたい点でございますが、介護の施設に入所できる方々は、一部の例外を除いて、つまり家族の支えがない方を除いて、一般に年金額の受給額の大きい方々が多く見られます。おおむね曽於市の場合も１カ月の入所料が７万円から10万円ではないでしょうか。しかし、私が調べたところで、年金生活者の実に７割から８割、70％から80％の方々が国民年金の受給者でありまして、特に、この入所を希望される方々の対象となる80歳から90歳以上の方々は、国民年金の受給額は、わずかに１年間に40万円から60万円以内でございます。ですから、７万円から10万円の入所料金が家族の支えのない方の場合は、まず不可能でございます。今回の条例改正は、一つの側面として、そうした介護施設がふえたために、このこと自体は悪いことじゃないんですけども、給付費がふえたという一つの側面がありますが、それは、だから、この多くのわずかな年金額の方々は入所したくてもできないって、しかし、一方で、介護保険の値上げに今回も負担を余儀なくされています。

先ほど委員長報告にありましたけども、特にわずかな年金額のいわゆる２段階の方々が最も曽於市の場合はお年寄りの数が多いんですけども、この方々も一律にといいますか、保険料の値上げを余儀なくされています。これでいいのかといった問題もありますので、賛成できません。今後、議会を含めて、市当局も、これらのわずかな年金の方々、最も数も多いわけであり、また入所したくてもできないという現状もありますので、市単独の補助を含めて、研究する余地が大いにあるのじゃないかということを申し添えて、反対討論といたします。

○議長（谷口義則）

賛成の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第４号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、議案第４号、曽於市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第９号、曽於市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

賛成の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第９号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第９号、曽於市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、曽於市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

賛成の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第10号、曽於市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、曽於市財部城山総合運動公園運動施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第11号、曽於市財部城山総合運動公園運動施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

―――――・――・―――――

日程第８　議案第５号　曽於市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

日程第９　議案第６号　曽於市有住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10　議案第７号　曽於市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11　議案第８号　曽於市地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12　議案第13号　末吉町部分林条例を廃止する条例の制定について

○議長（谷口義則）

次に、日程第８、議案第５号、曽於市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第12、議案第13号、末吉町部分林条例を廃止する条例の制定についてまでの以上５件を一括議題といたします。

議案５件については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（山下　諭）

報告いたします。建設経済常任委員会付託事件審査報告。建設経済常任委員会に付託された議案８件を３月６日、７日に委員会を開き、執行部の出席を求め、慎重に審査した結果、議案８件について、それぞれ結論を得ましたので報告します。

１、議案第５号、曽於市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、上町土地区画整理事業で整備された公園３カ所を曽於市都市公園として管理するためのものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。整備された公園、上町にこにこ公園、のびのび麓公園、なかよし公園でグラウンドゴルフ等をしたい場合、許可が必要なのかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、競技会等での使用については使用許可が必要であるが、通常の人に危害を与えないようなグラウンドゴルフ等であれば、特に使用許可は必要ないという趣旨の答弁がありました。

以上審査を終え、本委員会は、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

２、議案第６号、曽於市有住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、老朽化により、菅渡団地末吉及び坂元団地大隅、各１戸を用途廃止するためのものであります。

審査を終え、特に意見もなく、本委員会としましては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第７号、曽於市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、本案は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進に関するための関係法律の整備に関する法律の一部施行に伴い、公営住宅法に規定されている同居親族要件が廃止されるが、本市では、現況を踏まえ、廃止以前の基準を維持することとしたため、単

身入居は認められるもの及びその基準等の規定と平成23年度建設の下岡団地大隅２戸と同年建設の中須団地財部10戸の管理開始及び昭和39年建設の中須団地12戸の用途廃止をするためのものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。現在の市営住宅への単身入居戸数は何戸であるのかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、管理戸数1,018戸のうち政策空き家や修理中等の空き家を除く実入居世帯数892戸中293戸が単身入居戸数であるという趣旨の説明がありました。

以上審査を終え、本委員会は、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

４、議案第８号、曽於市地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定について、平成23年度地域振興住宅建設事業により、既存団地に平成23年度に建設した地域振興住宅、柳迫団地末吉１戸、下岡団地大隅２戸、馬立団地財部２戸、沢田団地財部４戸、計９戸を追加し、平成23年度に新たに、青木上団地末吉１戸を建設したことにより、別表を改めるものであります。

地域振興住宅については、閉会中の事務調査でも指摘していたが、条例制定当初の趣旨を生かし、過疎化が進み、地域振興を図る必要のある場所に建設すべきであるとの意見がありました。

以上審査を終え、本委員会は、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

５、議案第13号、末吉町部分林条例を廃止する条例の制定について、昭和48年に旧末吉町は町有林の取得、維持、保存及び運営について、本条例を制定し、暫定条例として引き継がれておりましたが、合併後６年が経過し、新たに曽於市部分林規則を制定するに当たり、本条例を廃止するためのものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。現在の本市の部分林状況はどのようになっているかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、大隅32件で、面積38万3,419m^2、末吉２件で、面積９万9,951m^2という趣旨の答弁がありました。

なお、委員より、条例による管理から規則による管理へと変わったが、より一層の徹底した管理の指導をすべきであるとの意見がありました。

以上審査を終え、本委員会は、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（谷口義則）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○２１番（徳峰一成議員）

４点質問を申し上げますので、報告、答弁漏れのないようにお願いいたします。

第１点は、議案の５号から13号まで、どの条例改正等で現場に足を運ばれたか。現地調査をされたのがあったら、それを報告し、また調査の中での御意見、感想とか、委員会の中で出ていたら報告してください。これが第１点であります。

それから、第２点目は議案の第７号でございます。委員長報告にありましたように、公営住宅法に規定されている同居親族の要件が廃止されることになりますが、曽於市では、現在の実態を踏まえて、廃止前の基準を維持するという立場からの一つは条例の改正ではないかと受けとめております。細かい点での質問になりますけども、市営住宅はもちろん国の補助、起債を受けながらの建設でありましたが、こうした、いわゆる補助事業において、曽於市独自に、曽於市単独に、条例改正は、基本的には全部曽於市の実態のあった形で自由に改正ができるのか。それとも、やはり、補助事業である以上、全部はできなくても、基本的な幾つかの項目について、部分的、個別的に条例改正ができるのかの確認でございます。質疑がなされていたら、お聞かせ願いたいと考えております。いずれにいたしましても、改正は自由にできたために改正点でありますけれども、その前提として、どれだけ、この市営住宅の場合は市独自の条例改正ができるのか。今後の実態にかみあう形で、極力ほかの部門も改正すべき点があったら、市独自のやはり条例につくり変える必要があるとの立場からの質問でありますので、質疑がなされていたら報告してください。これが２点目であります。

それから３点目は、議案の８号でございます。地域振興住宅、報告にありましたように、地域振興住宅については、閉会中の事務調査でも指摘していたがということ、私ももちろん記憶があります。そして条例制定当初の趣旨を生かして、過疎化が進み、地域振興を図る必要のある場所に建設すべきであるとの意見がありました。質問したい点は、これが委員会全体の意見であるのかどうか。それとも一部の委員の方の意見であるのか。もちろん出された人は全員じゃないかもしれませんが、この間、閉会中の事務調査でも指摘されてきたし、私の印象では委員会全体の意見だと受けとめたい。あるいは受けとめているわけでありますが、その確認でございます。

最後に、議案の13号でございます。今回のこの部分林の条例の廃止に伴って、廃止前と廃止後ですね、何か、この、末吉町の町有林について違う点があるのかどうか。なかったのかどうか。なかったのだったら、もっと早く、合併後６年もいわず、改正してもよかったのじゃないかという素朴な疑問があるからでございます。何か変わった点があるのかどうか、中身の内容において、あったら報告をしてください。

以上、大きく４点でございます。

○建設経済常任委員長（山下　諭）

現場の調査をしましたのは、５の都市公園条例、上町にこにこ公園ですね。それからのびのび麓公園、なかよし公園、この３カ所は調査をいたしました。これは委員の方々が現場も、もちろん私もですけども、どこにあるかっちゅうことがわかりませんでしたので調査をいたしました。調査をした結果、きれいに整備され、そして看板もですね、それぞれ掲げてございました。即、即ちゅうか、今までも利用されてきちょったわけですけども、立派に整備されているという認識を皆さん持ちました。

それから６号の市有住宅。これは菅渡、坂元団地両方とも見ました。まず、現在も入居されてる方もいらっしゃるわけでございますので、その中で、もう退去していらっしゃらない方の老朽化してる住宅を廃止するというものでございます。特に、この菅渡団地の場合においては、ちょっと入っているかいないかちゅうような感じのような状況ちゅうのも見受けられましたけれども、坂元団地のほうはよく管理されておったようでございますが、退去者が出た場合には、随時廃止していくということでございました。

それから、市営住宅の今回の改正でございますけども、あくまで公営住宅そのものは廃止になっていないわけでございますけれども、この中で、簡単な言葉で言えば、地方分権というようなことになるわけですけども、このために今回改正された。その中で単身入居者の分が団体に任されたということであったから、本市は、現在入っている方がいらっしゃるし、今後も現況の状況踏まえて、同じような取り扱いをしたいということで、このようなことでございました。いわゆる議員御存じのとおり補助事業でございますから、その補助の条件を逸脱するような改正はできないわけでありますし、また、それに補助の根拠になる法令ちゅうのございますから、法令の範囲内で自立権をいかしていくということのようでございました。

それから、８号の地域振興住宅のことでございます。これは前年度の22年度の決算のときにも出たんですけど、我々建経委員会としましては事務調査をいたしております。そのときにも出まして、委員長報告の中に、集団化して、特定の場所につくことがないから、趣旨をいかすべきではないかという報告をいたしたんですが、今回につきましても、いろんな意見がございました。制定当初は、中心の小学校区域外の小学校区の地域振興、子供が少なくなってる所というのが趣旨でなかったのかと。あるいは、希望の多い所は、もし退去者が出ても、また、その後に、退去後に入居することができるからいいのじゃないかなというような話もございました。

それから、地域振興住宅も、やはり、雇用との関係があるから、やはり雇用がなければ、住み手もないと。やはり、過疎地の振興ということであれば、雇用も関係

してくるわけじゃないかというようなこと。それから、これは市長のほうで、本会議でも答弁があったんですが、具体的に何m、何ｋちゅうことでなかったんですけども、やはり、もし、今、市長が考えていらっしゃるようなことを執行部のほうとして検討するんであれば、やはり、何ｋと、その当時は４ｋというようなあれも出たようですけど、はっきりとしたあれをつくらなければいけないんじゃないかというようなことですね。

それと、この定住促進が企画課やら、それから建設課と、いろいろまたがってるから、やはり、課と課との連携をとりながらやっていくとええじゃないかというようなことで、最終的には、やはり、地域振興住宅の当初の目的を生かし続けたというような意見がありましたので、それを報告は委員長に任せるということがありましたから、このような表現にいたしたわけでございます。

それから、13号の部分林でございますけど、条例と規則との違いで、内容の違いでございます。現在、旧大隅町、旧財部町が規則でやっております。しかし、もう旧財部町においては、部分林は全部返還されてありません。大隅町は１番多いわけでございますけども、それをもう一本化して、曽於市の規則で、普通財産でございますので、規則で管理するということにいたしたということでございまして、内容的には、比較して違うということはありませんでした。分収率につきましても、契約の中で行きますから、やはり、地元との話し合いと、部分林設定をするときの話し合いというような、今までと変わらない規則になっておりました。

以上でございます。

○２１番（徳峰一成議員）

議案の８号について、２回目の質問に移ります。ただいまの委員長の報告答弁にもありましたけれども、これまでも、この建設経済委員会でも、あるいは昨年の決算委員会においても、そして今回のこの委員長報告の中でも、地域振興住宅のあり方といいますか、どこまでを振興住宅の対象とするかについては議論があり、そして委員長報告にもありましたけども、受けとめたのは、ただいまの委員長報告、全体の委員会の意見ではなかったかというふうに受けとめております。しかし、委員長も御承知のように、先日の議会質疑でもはっきりしているのは、この点については、市長初めとして、副市長のあるいは市当局の考え方と、そうした委員長報告との間に大きなギャップがあるわけですよね。相違点があるわけですよ。本来、これまで市長答弁はもうあらゆる問題で、フラワーパークを含めて、議会の意志は尊重したいという答弁がありましたが、こと、この項目については、意見の相違点があります。これでいいのかといった点があります。これから振興住宅についても、新年度予算の審議がありますが、特に金額的にも大きく、委員会としても大事な予算

審議の項目の一つじゃないかと思います。ですから、意見の相違がある以上、やはり、今後、何らかの形で新年度予算でも、委員会あるいは委員長として、ただ、意見がありましたという、そうした扱いではなくて、もっと論議した上で、しっかりした委員会あるいは議会の考え方を示すべきじゃないかと思っておりますが、その点で、委員会の論議が進んでいたら、委員長の考え方含めて報告をしてください。

○建設経済常任委員長（山下　諭）

新しいものにつきましての審議というのは、当初予算に計上してありますけども、まだそこまでは行っていないわけでございますけども、私、委員長としましては、既存の取得されている地域振興住宅予定地については、土地が取得されているから、これを買いなさいということは言えないと思うんですけども、新しく宅地を求めて、地域振興住宅というものを建設する場合においては、委員の皆様方と十分協議していかなきゃならないなということを考えております。

以上でございます。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は１件ずつ行います。

まず、議案第５号、曽於市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第５号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第５号、曽於市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第６号、曽於市有住宅条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第６号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第６号、曽於市有住宅条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第７号、曽於市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第７号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第７号、曽於市営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第８号、曽於地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第８号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第８号、曽於市地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、末吉町部分林条例を廃止する条例の制定について討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第13号、末吉町部分林条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

―――――――・――・―――――――

休憩　午前１０時５０分

再開　午前１１時００分

―――――――・――・―――――――

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

―――――――・――・―――――――

日程第13　議案第16号　平成23年度曽於市一般会計予算の補正について（第７号）

○議長（谷口義則）

次に、日程第13、議案第16号、平成23年度曽於市一般会計予算の補正（第７号）についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（吉村幸治）

議案第16号、平成23年度曽於市一般会計予算の補正について（第７号）所管分。

本案の審査過程では、主に次のような質疑応答がありました。

財政課の歳入では、地方交付税について質疑があり、委員より、普通交付税の最終決定はいつか。また、すべて市に入っているのかとの問いに、昨年の11月に決定されており、すべて市に入っているとの答弁がありました。また、予算現額は84億円であり、約４億7,000万円ふえているが、どういう形でふえたのかとの問いに、人口の減少に伴い、交付税は減になっているが、合併特例債、または過疎債の借り入れに対する元利金償還分については70％の交付税措置があり、その分はふえているとの答弁でありました。

不動産売り払い収入について質疑があり、以前、専門の民間業者の活用を検討するとの答弁であったが、その後、どうなっているのかとの問いに、民間の専門業者の活用ができるように、平成24年度当初予算に予算計上しているとの答弁でありました。

また、企画課、建設課、財政課で管理している市有地の売り払いについては、以前から一本化すべきと具申してきたが、今後、早急に検討すべきとの意見がありました。

総務課の歳出では、自治会振興費について質疑があり、自治会振興補助金384万円という大きな補正減の原因はとの問いに、戸数割において、当初１万4,000戸（１戸当たり3,800円）を見込んでいたが、１万3,339戸の実績であり、加入戸数の減が主なものであるとの答弁でありました。

また、自治会統合の推進の認識はどのように考えているかとの問いに、年１回の市政説明会において、自治会統合の推進を呼びかけている。以前は、統合自治会の関係者による自治会統合の経緯等について報告をいただいていたとの答弁でありました。

なお、委員より、自治会統合に対する意識が弱く、当初予算に計上している以上、自治会統合の推進を進めるべきであるとの意見がありました。

企画課の歳出では、企業誘致促進対策費について質疑があり、ニチレイを企業誘致しオープンしたが、従業員については曽於市内の採用があったのか、また、事業の内容はどうなっているのかとの問いに、雇用者は８名で、そのうち６名（１名は高校卒の女性）について、住所は曽於市内にある。事業の内容については、酒造会社の芋や野菜ジュースの原料等を貯蔵している。出入り業者が数社あり、今のところ、経営は順調であると思っているとの答弁でありました。

また、内村団地の半数以上がまだあいているが、平成23年度誘致活動はどのような状況だったのかとの問いに、企業誘致については、製造業を中心に考えている。大阪、名古屋の事業担当者に話を聞くと、海外に原料を送り、それを再輸入し製品化しても採算がとれる状況にあり、国内への工場立地を考えている企業が少なくなっている状況である。また、東北大震災の影響として、東北地方に精密部品の製造会社が集中していたため、部品調達が間に合わなくなったとの状況が出てきて、部品調達を国内に分散し、リスクを回避したいと考えている企業がふえてきている。現実に市内の企業を紹介してほしい旨の連絡を受け、紹介した。今後もいろんな商談の場を見つけて対応していきたいとの答弁でありました。

市民課の歳入では、衛生費国庫補助事業について質疑があり、浄化槽設置基数における計画と実績はとの問いに、当初では、５人槽115基、７人槽30基、10人槽３基、計148基を計画していたが、実績としては、５人槽118基、７人槽26基、10槽３基、計147基の実績による補正減であるとの説明でありました。

以上審査を終え、本委員会では、本案採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（谷口義則）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（大川内冨男）

６、議案第16号、平成23年度曽於市一般会計予算の補正について（第７号）所管分。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

今回の補正は、各課における事業費確定及び執行見込みによる予算の補正が主な内容であります。

福祉事務所関係では、保育園費の児童運営費5,028万円の増額について、市内の入所児童数が述べ300人ほど増加したこと及び単価の改定、入所児童処遇特別加算等により増加したものであるとの説明でありました。

保健課関係では、歳入の肺がんＣＴ検診の健康診査負担金及び歳出の不妊治療扶

助費の補正については、当初見込みより受診者及び対象者が増加したことによる増額であります。

教育委員会総務課関係では、高校振興費57万6,000円の減額について質疑があり、生徒就学援助費助成補助金として、財部高校における町内中学校出身入学者に対する補助は14名の実績であったとの報告でありました。

また、小学校管理費においては、耐震補強工事3,412万5,000円が追加計上されております。本事業については、当初平成24年度予算において実施予定でありましたが、国の３次補正に伴う学校施設環境改善交付金により、今年度の繰越事業として実施されるものであるとの説明でありました。

なお、工事は夏休み期間を利用して、実施の予定であります。

学校教育課関係では、地域学校安全指導員について質疑がなされ、現在３名の方が委嘱配置されているとのことでありましたが、委員より、指導員の負担軽減にも配慮され、中身を充実させながら、児童生徒の安全確保に努めるよう意見がありました。

社会教育課関係では、平成23年度の図書購入費について質疑があり、末吉本館350万円、大隅、財部分館がそれぞれ75万円の予算配分であったとの説明がありました。

また、埋蔵文化財発掘調査事業の財源について質疑がなされ、補助事業では、委託金などの特定財源が考えられるが、市単独事業ではないとの答弁でありました。

以上審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上であります。

○議長（谷口義則）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（山下　諭）

建経の所管の分について報告いたします。

議案第16号、平成23年度曽於市一般会計補正予算（第７号）でございます。

所管に係る歳入については、分担金及び負担金788万7,000円の減額、使用料及び手数料582万3,000円の追加、国庫支出金1,015万9,000円の減額、県支出金１億1,530万円の減額、市債１億3,070万円の減額が主なものであります。

歳出では、農林水産業費１億7,032万円の減額、商工費848万円の減額、土木費１億2,563万8,000円と災害復旧費１億6,425万2,000円の減額が主なものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

まず、農業委員会関係では、現在、農業者年金の新規加入状況がどうなっている

かという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、農業者年金は積み立て方式となっており、加入条件としては、国民年金加入者であり、60歳未満であることや、農業従事期間が60日以上あるということ、掛け金月額は２万円から６万7,000円の選択制で、加入期間は最高40年間となっており、平成23年は７名の加入があったという趣旨の答弁がありました。

次に、経済課関係につきましては、歳入の農林水産業費県補助金において、大隅農産加工センター整備事業費県補助金が1,775万9,000円の増額となっており、支出においては、同事業の事業費が3,053万円の減額となっているが、その理由は何かという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、歳入においては、建物の木材利用分の補助があったこと、歳出では入札額が抑えられたことや、備品購入のうち机やいすを値段の高い木製から比較的安価な金属製に変更したためであるという趣旨の答弁がありました。

また、有害鳥獣駆除事業においては、どのような鳥獣が駆除の対象となるのか。また、補助の内容はどうなっているのかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、有害鳥獣駆除員も高齢化し要員確保が困難となっている。みずから捕獲するということで、わなによる駆除に対し、免許の取得や捕獲術の受講料に対して助成がある。またオスシカも駆除対象となるという趣旨の答弁がありました。

次に、畜産関係におきましては、有機センター管理費について、臭気測定分析業務委託料15万8,000円の追加とあるが、これはどのような委託業務であるのかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、有機センターの敷地内において、臭気測定は毎年実施しているが、脱臭棟の倒壊に伴い、今後建設に当たるための臭気測定を本年度３月中に堆肥が投入され、建屋がない状態で出てくる臭気の分析を再度行うというものであるという趣旨の答弁がありました。

その他、農林水産業費や土木費、災害復旧費などの繰越明許費に対しての質疑がなされたものでありますが、当局の詳細な説明により了承した次第であります。

以上審査を終え、本委員会は、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

○議長（谷口義則）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○１６番（五位塚剛議員）

建経の委員長に質問したいと思います。

当局のほうに、提案のときに質問いたしましたけど、それを受けての確認でございます。例えば、議会への予算説明資料293ページに耕地課の災害復旧費で、今回

の補正は１億4,919万9,000円の減額なんですね。要するに、減額。１億4,000万円の減額です。それで、質問は、市民の中に、農家の中には、畑を災害で崩れているのにもかかわらず、まだ復旧されてない所はたくさんあるみたいですけど、一方では、同じような所は復旧している。そういう意味での公平性について質問いたしましたが、委員会で、そのあたり説明があったのか、これが第１点。

それと、現場調査をされたのか、これが第２点。

それと、今、最後の工事ということで、３月の、多分20日ぐらいまでを工期としてされてると思うんですけど、ここ１週間非常に長雨で工事が進んでいない部分があると思うんですけど、工期の関係では、基本的には、市道の改良を含めて、農地の災害復旧を含めて、この工期の延長というのが業者から申し出があるのか、そのあたりの説明があったのか、確認を求めたいと思います。

以上です。

○建設経済常任委員長（山下　諭）

293ページの所で、大きな災害復旧関係の減額が出ておりますけど、これは査定減によるもの、並びに入札の結果による減という説明でありました。本会議で、五位塚議員のほうから質疑がありました胡摩のことだと思うんですけども、この胡摩のことにつきましては、今回の災害そのものには出てきていないわけですけども、委員のほうから、関連ということで質疑がありまして、回答としましては、当地は昭和47年から54年までの圃場整備をいたした所である。やはり、災害復旧になりますと、本人負担もあるもんですから、工事費が高くなれば、それだけ負担も大きくなるわけでございまして、当地については、御本人が負担金を辞退されたというようなことで、できてないということでございます。仮に、簡易な工事を市のほうでやりましても、もし、後ほど、再度災害が起きた場合は、工事執行者の責任になるというようなことで、今のところ、簡易な工事というのは考えていないということでございます。いずれにしましても、説明では、本人の負担があるので、本人の了解も得なければできないというようなことでございました。

それから、工期のことでございますけれども、工期のことについて、特別に延長は出てる、出てないちゅうことではなくて、繰越明許にあります以外は、３月31日までの工期内にできると。そういう説明はありませんでしたけども、私どもは、繰越明許が出てる場合はできるんだというふうに理解をいたして、特別に、そこについては質疑もありませんでした。

○１６番（五位塚剛議員）

災害、農地の災害については、基本的には、本人の負担もあるということでございますが、それは当然だろうと思います。ただ、現況を、胡摩だけじゃなくて、大

隅も含めて、同じケースがたくさんあるようでございます。農家の立場に立って、災害復旧してやるというのは当たり前でございます。農家負担がなるべく抑えるようにしてあるのが行政の役目であり、また私たち議会の役目だと思いますので、これはまた当初予算の審議の中で、問題提起をしていきたいと思っております。

以上です。よろしいです。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

○２１番（徳峰一成議員）

まず、総務委員長に質問いたします。議案提案の中で質問したほうがよかったんですけども、しておきませんので、お聞きいたします。

第１点は、財政問題の中で、12月の国会で、いわゆる国の第３次補正が可決されましたけれども、これまで曽於市の場合が今回の補正を含めて、どれだけ補正予算が生かされているのか、質疑がなされていたらお聞かせ願いたいと考えています。以前のような、22年度、あるいは21年度のような大きな金額じゃないと思うんですが、これが第１点。

それから、同じく今回の補正の中で、最も金額的に大きなのが普通交付税が84億円が新たに４億6,000万円からふえまして、88億6,000万円になったということでありますが、この普通交付税については、質疑の中で、大体想定どおりの金額に本年度はなったのかどうか。これが第２点目であります。

関連して、第３点目、この一般会計における年度末の財政状況について、当局との間にやりとりといいますか、質疑がなされていたら、一応報告をしてください。やはり、最終的には、総括的な意味も含めての、特に財政問題については質疑になったのじゃないかと思いますので、報告してください。

次に、建経委員長に一、二点、質問いたします。まず、今回の補正の中、現場に行かれた項目があったら、その感想等を含めて、委員会で寄せられた、出された意見があったら報告してください。これが第１点であります。

第２点目は、先日のこの議案提案でも質疑いたしましたけども、264ページだったと思うんですが、商工関連のいわゆる商工会を通しての補助しか受けられない問題について、委員会審議の中で議論されていたら、報告してください。

第３点目は、281ページの報告の中にもありましたけども、畜産物の加工施設の中で、補正減がかなり大きな金額。これは委員長報告だと、建設費が安くついたということであります。ただ、この財源の内訳を見ますと、全額県の支出金が削減されておりますね。その他、あるいは一般財源というのは、多少伴うものなんですが、これがゼロでありますが、これは結果として、大体想定はできるんですけども、ど

ういった形で、県支出金だけがすべて全額減になったのかどうか、その流れの説明をしてください。

以上です。

○総務常任委員長（吉村幸治）

財政問題について３点だったと思いますが、１番目の財政問題で、12月の国会で可決された分が曽於市でということで、そういう質疑は、今回は出ておりません。それから普通交付税の増、具体的に、徳峰議員からあったとおり、想定内かということでありますが、４億7,000万円やったですかね、４億7,000万円、予算現額よりふえてるんですが、答弁としては、幾らかは多いと思っていたが、昨年度程にはないと思っていたという、そういう答弁でありました。

それから、あと１点目は、年度末の財政状況が質疑されているかということでありますが、報告させてもらったとおり、年度末は、そこに今回の補正で最終的に載っておりますが、国勢調査が５年、国勢調査が行われて3,108人の減で、２億5,400万円、人口的には減っている、総体的には、そこまでは来てませんが、そこに報告させてもらったとおり、合併特例債なり、過疎債の元利金償還の交付税措置がその中にふえて、人口減によるのを少しはカバーしてるんだということの報告をさせてもらったところであります。それ以上のことは出ておりません。

○建設経済常任委員長（山下　諭）

現地調査でございますけども、補正にかかわる分についての現地調査はいたしておりません。それから商工会を通さなければ、利子補給をしないというようなことだろうと、その関連だと思うんですけども、建経のほうにおきましては、特に、そこだけを論議したということじゃなかったんですけども、やはり、そういう組織があって、そういう金融機関から、いわゆる確認できることをしてるあれであれば、商工会のほうでも仕方がないじゃないかというような意見はありました。

それから、281ページのこれ、チキンフーズのことだと思うんですけど、この事業は本年度で、２年目で確定というんですか、いたしておるんですが、笠木にできたこれだと思うんですが、県の補助金といわゆる負担金だけで……。

（何ごとか言う者あり）

○建設経済常任委員長（山下　諭）

やってるあれでございまして、市のほうの負担というのは、出ておりません。

以上です。

○２１番（徳峰一成議員）

そのうちの財政問題について、１点質問いたします。

今後の新年度予算とのかかわりがありますので、しつこいようでありますけども、

一応、議論をさせてください。

やはり、総務委員会は財政が審議の重要なテーマの一つだと思うんですね。特に最終の予算であります。今回のこの補正予算の一つの特徴は、金額的には普通交付税が４億6,000万円も新たにふえたということと同時に、いわゆる、この余った譲与財源をどう使うかによって、繰り越しだけじゃなくって、もちろん基金の軽減だけじゃなくって、一般会計における。もう一つは、いわゆる起債に対して、繰り上げ償還を行ったという点も金額的にも新しい特徴じゃないかと思っております。これらを総体として、また、今回は12月補正と違って、税収等の自主財源と言われるのは予算計上をされておりませんけども、これらを含めて、総体として、やはり、議会として、どう受けとめていくか。新年度予算のつながりの中で議論して、一定の意見があるのであったら、やっぱり、どんどん意見を出して、そして市の考え方を補強あるいは修正すべきじゃないかと個人的には思っております。市の財政計画もちろんありますけれども、そのあたりで論議がされていたら、新年度予算との関係でお聞かせを願いたいと考えております。

○総務常任委員長（吉村幸治）

先ほども申したとおり、本会議の総括質疑で、徳峰議員は、年末の特徴的な財政状況についてということで、当局に質疑して聞かれております。それも踏まえて、我々としては、総務委員会では、昨年出た特別交付税、３月末に決定するので、昨年は８億8,300万円であったと。ことしは予算額３億円を組んでおりますが、今のところは３億円をちょっとふえるだけじゃないかなということで、ここに５億円ぐらい開きもあるんですが、普通交付税との絡みもあるし、本会議の総括引き継ぎの中の答弁の中でも繰り上げ償還の問題、財政状況も見て、今度の補正の中で繰り上げ償還もやっておりますので、そういうことで、当初予算絡みまで含めた財政状況については、それ以上のことは審議しなかったということであります。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

○１９番（迫　杉雄議員）

総務常任委員長に、今、ただいまの報告について、１点質問をいたしますが、説明資料の22ページに出ておりますが、不動産売り払い収入ということで。報告の内容につきましては、民間業者の活用を検討するという答弁があったということに報告ございましたけど、質問の内容をちょっとお聞きして、あと１点、後のほうに答弁されました企画課、建設課、財政課で管理している市有地の売り払いについてのこれからの一本化すべきという具申が来たがということですが、これについての各委員の質疑等は、議論はどうであったのか伺うところです。２点をお願いします。

○総務常任委員長（吉村幸治）

報告させてもらったとおり、売り払い収入については、総務委員会でずっと市有地の売り方ということで、もうちょっとＰＲ等も弱いんじゃないかなということで、ずっとやってきましたが、今、のぼり旗とか、場所について、ここの下のほうもですが、のぼり旗等も出ております。そういうことで、以前より積極的に遊休財産、遊休地ということで、一所懸命やってますが、そういうことで、今後は企画課、建設課、財政課にもありますので、それを一つの窓口として、積極的に歳入のほうで頑張る必要があるんじゃないかなといういうことで、総務委員会では意見を出したところであります。今後早急に検討していくということであります。

それから、民間活用については報告させてもらったとおり、24年度の当初予算に計上してあるということでありましたので、24年度の当初予算のとき、具体的に中身等は審議していくということで、そこに報告させてもらった以上のことは出ておりません。

○１９番（迫　杉雄議員）

内容的には、委員長の報告の内容が審査内容だと理解しますが、やはり、本市が抱える不動産は年々ふえるということで、一方では、管理という面からの議論が立つのじゃないかなというふうに考えております。そういう意味から24年度に向けての内容で、今回審査の中で不動産仲介手数料というのは出てこなかったのか。金額的には出ておりませんが、そういう議論はなかったのかですね、あと１点お願いします。

あと、やはり、民間業者にお願いするとなると、今、委員長が報告しましたように、のぼり旗等が立っておりますが、これについては、やはり、周知徹底という角度からの議論が必要じゃないかなと思います。ただ、23年度の補正７号についての金額がここに上がっておりますが、1,458万9,000円という額であれば、今後も最大限の努力をすべきだというふうに私は思っております。24年度をここで議論するわけじゃありませんけど、報告の中で、検討とか、意見とか、出ておりますので、もう一歩突っ込んだ方向づけはなされなかったのか、なければしょうがないんですが、再度伺います。

○総務常任委員長（吉村幸治）

先ほども申したとおり、不動産売り払い収入の取り組みについては、再三総務委員会で、当局のやり方がちょっと手ぬるいということでやってきましたので、それを踏まえて、24年度の当初予算に専門業者の委託ということで、予算が措置してあるということでありますので、きょうは24年度の予算書を持ってきておりませんが、そういうことでありますので、24年度の当初予算の中で具体的に質疑応答をやって

いきたいちゅう考え方であります。総務委員会としては、一歩、突っ込んできたなという考え方で、総務委員会の意見を聞きながら、予算措置してきたなという考え方で、補正の中には具体的に金額も出てきませんでしたので、報告させてもらったところであります。

以上です。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する各常任委員長の報告は可決であります。本案は各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第16号、平成23年度曽於市一般会計予算の補正（第７号）については、原案のとおり可決されました。

―――――――・――・―――――――

日程第14　議案第17号　平成23年度曽於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第４号）

日程第15　議案第18号　平成23年度曽於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について（第３号）

日程第16　議案第19号　平成23年度曽於市介護保険特別会計予算の補正について（第４号）

日程第17　議案第20号　平成23年度曽於市公共下水道事業特別会計予算の補正について（第３号）

日程第18　議案第21号　平成23年度曽於市生活排水処理事業特別会計予算の補正につ

いて（第４号）

日程第19　議案第22号　平成23年度曽於市水道事業会計予算の補正について（第３号）

○議長（谷口義則）

次に日程第14、議案第17号、平成23年度曽於市国民健康保険特別会計予算の補正（第４号）についてから、日程第19、議案第22号、平成23年度曽於市水道事業会計予算の補正（第３号）についてまでの以上６件を一括議題といたします。

議案６件については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（大川内冨男）

７、議案第17号、平成23年度、曽於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第４号）、８、議案第18号、平成23年度曽於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について（第３号）、９、議案第19号、平成23年度、曽於市介護保険特別会計予算の補正について（第４号）、以上３議案について審査過程での主な質疑内容と結果を一括して報告いたします。

国民健康保険特別会計予算の補正では、歳入では交付決定に伴うもの、歳出では執行部見込みに伴うものが主な内容であります。

一般被保険者療養給付費２億5,332万7,000円の減額については、当初、対前年比５％の伸びを見ていたが、決算見込みで約3.13％増となることに伴う減額であり、また出産育児一時金210万円の増額については、当初見込みで50件を予定していたが、55件の実績見込みに伴う増額であるとの説明でありました。

審査過程では、繰入金も含めた23年度の国保会計から運用状況について質疑があり、23年度予算では２億8,000万円の一般会計からの法定外繰入金及び保険給付支払い準備基金からの4,221万円の繰り入れが計上されていたが、決算見込みに伴う今回の補正においては、基金からの繰り入れを改善し、加えて１億8,000万円も基金へ積み立てることとなるとの説明がありました。

本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

後期高齢者医療特別会計予算の補正では、収入見込みによる歳入の後期高齢者医療保険料1,854万4,000円の追加が主なものであり、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ４億8,651万3,000円となったところであります。

本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

介護保険特別会計予算の補正では、執行見込みに伴う保険給付費１億4,070万円

の減額が主なものであります。介護保険基金繰入金については、3,300万円が予算計上されておりましたが、今回の補正においては、決算見込みにより繰り入れを行わず、加えて、3,007万5,000円を積み立て、基金残高は１億5,151万7,299円となる見込みであるとの説明でありました。

以上審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。

○議長（谷口義則）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（山下　諭）

所管の分を報告いたします。

議案第20号、平成23年度曽於市公共下水道事業特別会計予算の補正について（第３号）でございます。

今回の補正は、事業費の確定によるものであり、歳入は執行見込みによる国庫支出金2,000万円や、一般会計繰入金1,284万3,000円、市債1,390万円の減額と平成22年度決算に伴う繰越金558万3,000円の追加が主なものであります。

以上審査を終え、特に意見もなく、本委員会としては、本案については採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第22号、平成23年度曽於市水道事業会計予算の補正について（第３号）、今回の補正は収益的収入において、国営畑かん事業に伴う水道管布設替え補償金863万9,000円の追加、収益的支出においては、執行見込みによる委託料860万円及び動力費960万円の減額が主なものであります。

資本的収入においては、企業債4,000万円の減額、資本的支出においては執行見込みによる建設改良費6,931万2,000の減額が主なものであります。

以上審査を終え、特に意見もなく、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でございます。

○議長（谷口義則）

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（吉村幸治）

議案第21号、平成23年度曽於市生活排水処理事業特別会計予算の補正について（第４号）、生活排水処理事業特別会計予算の歳入では、浄化槽設置工事分担金について質疑があり、浄化槽設置工事分担金の補正減の理由はとの問いに、当初62基を計画していたが、61基の実績による補正減であるとの答弁でありました。

また、歳出では、浄化槽市町村整備推進事業費について質疑があり、財部の生活排水処理事業における施工業者はほとんど財部町内の業者であると思うが、末吉、大隅の合併処理事業については他市町村の施工業者の参入があるのかとの問いに、末吉、大隅については、志布志市、都城市、霧島市等の一部施工業者が浄化槽設置工事を施工されているとの答弁でありました。

以上審査を終え、本委員会では、本案は採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（谷口義則）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○２１番（徳峰一成議員）

建経委員長に１点だけ、議案第20号についてでございます。年度末でありますので、公共下水道の23年度の加入状況は、ほぼ計画どおりで推移したと受けとめていいでしょうか。この１点であります。

○建設経済常任委員長（山下　諭）

説明によりますと、この公共下水道、水道もですけども、一般のほうがなかったんですが、東日本大震災関係で、国のほうの助成金ですか、補助金が割り当てが少なかったというようなことでございます。そのようなことで、地域の200haについては、29年度までは終わらせるということでございました。そういうことで、計画どおりの全部はいってないと、実質的な戸数についての質疑はなかったですけども、そのように理解をいたしております。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は１件ずつ行います。

まず、議案第17号、平成23年度曽於市国民健康保険特別会計予算の補正（第４号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第17号、平成23年度曽於市国民健康保険特別会計予算の補正（第４号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号、平成23年度曽於市後期高齢者医療特別会計予算の補正（第３号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第18号、平成23年度曽於市後期高齢者医療特別会計予算の補正（第３号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号、平成23年度曽於市介護保険特別会計予算の補正（第４号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第19号、平成23年度曽於市介護保険特別会計予算の補正（第４号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、平成23年度曽於市公共下水道事業特別会計予算の補正（第３号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第20号、平成23年度曽於市公共下水道事業特別会計予算の補正（第３号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、平成23年度曽於市生活排水処理事業特別会計予算の補正（第４号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第21号、平成23年度曽於市生活排水処理事業特別会計予算の補正（第４号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、平成23年度曽於市水道事業会計予算の補正（第３号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第22号、平成23年度曽於市水道事業会計予算の補正（第３号）については、原案のとおり可決されました。

―――――・――・―――――

日程第20　議案第30号　平成23年度曽於市一般会計予算の補正について（第８号）

○議長（谷口義則）

次に、日程第20、議案第30号、平成23年度曽於市一般会計予算の補正（第８号）についてを議題といたします。

本案については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（大川内冨男）

10、議案第30号、平成23年度曽於市一般会計予算の補正について（第８号）、本案は、健康増進施設用地遺跡発掘調査に伴う費用の追加であり、現地調査も含めて審査いたしました。事業費としては、さきの臨時会において可決された363万2,000円と合わせて、952万8,000円となりますが、そのうち執行予定の132万6,000円を除いた820万2,000円を次年度へ繰り越すものであります。また、本発掘調査として、工期は30日を見込んでいるとの説明でありました。

以上審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。

○議長（谷口義則）

ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませ

んか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第30号、平成23年度曽於市一般会計予算の補正（第８号）については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は３月14日、午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

――――――・――・――――――

散会　午前１１時５１分

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

総務常任委員会

事件の番号	件名	審査の結果
議案第２号	曽於市税条例の一部を改正する条例の制定について	賛成多数 原案可決
議案第１２号	末吉町違法駐車等の防止に関する条例を廃止する条例の制定について	全会一致 原案可決
議案第１６号	平成23年度曽於市一般会計予算の補正について（第７号）（所管分）	全会一致 原案可決
議案第２１号	平成23年度曽於市生活排水処理事業特別会計予算の補正について（第４号）	全会一致 原案可決

文教厚生常任委員会

事件の番号	件名	審査の結果
議案第３号	曽於市乳幼児医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の制定について	全会一致 原案可決
議案第４号	曽於市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	賛成多数 原案可決
議案第９号	曽於市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全会一致 原案可決
議案第１０号	曽於市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全会一致 原案可決
議案第１１号	曽於市財部城山総合運動公園運動施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全会一致 原案可決
議案第１６号	平成23年度曽於市一般会計予算の補正について（第７号）（所管分）	全会一致 原案可決
議案第１７号	平成23年度曽於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第４号）	全会一致 原案可決
議案第１８号	平成23年度曽於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について（第３号）	全会一致 原案可決
議案第１９号	平成23年度曽於市介護保険特別会計予算の補正について（第４号）	全会一致 原案可決
議案第３０号	平成23年度曽於市一般会計予算の補正について（第８号）	全会一致 原案可決

建設経済常任委員会

事件の番号	件名	審査の結果
議案第５号	曽於市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	全会一致 原案可決
議案第６号	曽於市有住宅条例の一部を改正する条例の制定について	全会一致 原案可決
議案第７号	曽於市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	全会一致 原案可決
議案第８号	曽於市地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定について	全会一致 原案可決
議案第１３号	末吉町部分林条例を廃止する条例の制定について	全会一致 原案可決
議案第１６号	平成23年度曽於市一般会計予算の補正について（第７号）（所管分）	全会一致 原案可決
議案第２０号	平成23年度曽於市公共下水道事業特別会計予算の補正について（第３号）	全会一致 原案可決
議案第２２号	平成23年度曽於市水道事業会計予算の補正について（第３号）	全会一致 原案可決

平成24年第１回曽於市議会定例会

平成24年３月14日

（第７日目）

平成24年第１回曽於市議会定例会会議録（第７号）

平成24年３月14日（水曜日）
午前10時開議
場所：曽於市議会議場

１．議事日程

（第７号）

第１　議案第23号　平成24年度曽於市一般会計予算について

（以下６件一括議題）
第２　議案第24号　平成24年度曽於市国民健康保険特別会計予算について
第３　議案第25号　平成24年度曽於市後期高齢者医療特別会計予算について
第４　議案第26号　平成24年度曽於市介護保険特別会計予算について
第５　議案第27号　平成24年度曽於市公共下水道事業特別会計予算について
第６　議案第28号　平成24年度曽於市生活排水処理事業特別会計予算について
第７　議案第29号　平成24年度曽於市水道事業会計予算について

２．出席議員は次のとおりである。（21名）

１番　今　鶴　治　信	２番　九　日　克　典	３番　八　木　秋　博
４番　土　屋　健　一	５番　山　下　　諭	６番　原　田　賢一郎
７番　山　田　義　盛	８番　大川内　冨　男	９番　西　川　熊　則
10番　大川原　主　税	11番　吉　村　幸　治	12番　（　欠　員　）
13番　渡　辺　利　治	14番　海　野　隆　平	15番　久　長　登良男
16番　五位塚　　剛	17番　漆　間　純　明	18番　大　津　亮　二
19番　迫　　杉　雄	20番　坂　口　幸　夫	21番　徳　峰　一　成
22番　谷　口　義　則		

３．職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長	迫　田　雪　春	次長	栄　徳　栄一郎	係長	田平　五月男
参事補	吉　田　竜　大	参事補	宇　都　正　浩		

４．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市　　長	池　田　　孝	教　育　長	植　村　和　信
副　市　長	中　山　喜　夫	教育委員会総務課長	安　田　徒　務

副市長	末廣光秋	学校教育課長	森山　勇
総務課長	大窪章義	社会教育課長	中峯健一郎
大隅支所長兼地域振興課長	上迫光俊	市民課長	切通　宏
財部支所長兼地域振興課長	川崎幸男	福祉事務所長兼福祉課長	今村浩次
企画課長	岩元祐昭	保健課長	大休寺拓夫
財政課長	池之上幸夫	経済課長	谷元清己
税務課長	新屋義文	畜産課長	神宮司　寛
監査委員事務局長	真方清治	耕地課長	吉田誠得
会計管理者・会計課長	椿松実隆	建設課長	高岡亮蔵
農業委員会事務局長	堀之薗　訓	水道課長	福岡隆一

開議　午前１０時００分

―――――――・――・―――――――

○議長（谷口義則）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

―――――――・――・―――――――

日程第１　議案第23号　平成24年度曽於市一般会計予算について

○議長（谷口義則）

日程第１、議案第23号、平成24年度曽於市一般会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、久長登良男議員の発言を許可いたします。

○１５番（久長登良男議員）

一般会計予算の質疑ということでありますので、これは各常任委員会に付託されますので、基本的なことだけをお尋ねいたします。

まず最初に、168ページでございますが、総務課の一般管理費の中で、心理カウンセリング委託料というのが初めてではないかというふうに思うところでございますが、これが計上されております。１万500円掛ける50人分ということであります。この内容等についての御説明をいただきたいと思います。

次に、16ページでございますが、企画課で、パークゴルフ場、フラワーパーク等についての整備事業１億8,210万円という事業費に対する、これは起債の内容がここにお示ししてありますが、これは210ページとの関連で210ページを見ますと、同じようにここに書いてあります。この内容等の内訳の中で、起債が合併特例債と思いますが、その中で１億8,210万の内容等、全部入らなかったのかということであります。

というのは、ここに書いてあります210ページでありますと、この中の用地取得費が１億4,523万8,000円という形になっておりますが、これが全額起債の対象にならなかったというふうに思うわけですが、その内訳等で全部過疎債が適用されなかった、その内容等をお聞かせいただきたいと思います。

そして、210ページでは、ここに立木伐採委託料というのが3,800万計上されておりますが、伐採した木の売り上げというのは個人に行くのか、あるいは市のほうの収入と買い上げという形になりますと、歳入のほうで出てくるんじゃないかなというふうに思うところですが、歳入ではどうなっているのか、個人に行くのか、市の

ほうの取り分なのかをお聞かせしていただきたいと思います。

以上でございます。

○総務課長（大窪章義）

お答えを申し上げます。

心理カウンセリングの委託料ということでございますが、全国的に現在、心の健康の問題が取りざたされております。曽於市におきましても、ここ合併してからそういう方々が多くなるような傾向にございます。そのために、職員の抱える悩みを外部のカウンセラーに相談できる窓口をつくりまして、メンタル不全者の悪化の抑制、それから予防を図るものでございます。年間、カウンセラーに来ていただきまして、延べ50人ほどを考えているところです。

以上でございます。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

起債対象の経費の内容ということですけれども、対象事業費の内容については、用地費、立木購入費、園芸樹の補償費、それと立木伐採委託費、それと設計料等の委託費が対象経費になるところでございます。これが合計で１億9,072万1,000円が対象事業費として見込んでおります。このうちの95％を市債というような形で考えているところでございます。

２点目につきまして、立木伐採の切ったときのということですけれども、当然、用地の取得をしますので、市の財産になるわけですけれども、それで予算委員会の説明資料13ページに載っていますけれども、1,100万円を立木の売り払い収入と見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○１５番（久長登良男議員）

総務費の中で、心理カウンセリング委託料は、これは一年じゅうされるものか、期間を区切ってそういう事業を取り組まれるのかですね。

それと、今、企画課長の話では、これは210ページの全額を足すと、そういう形の95％になりますかね。今の申し上げました用地取得費も、この金額分はどうなっているかをお伺いしたいと思います。

以上です。

○総務課長（大窪章義）

お答え申し上げます。

１年を通じてかということでございますが、１年を通じて月１回程度、それから特別に相談の電話等がありますと、月２回ということもあり得ようかと思っており

ます。相談者次第ということにもなっております。

以上です。

○企画課長（岩元祐昭）

ちょっと説明が足りなくて申しわけございません。

1,821万円の市債ということでしているわけですけれども、その内訳は、事務費関係はほとんど対象になっていないところでございます。先ほど言いましたように、４つ５つの項目ですけれども、その中でも用地取得費ということで、用地取得費は全体で約31haぐらい考えているわけですけれども、起債対象になるのがその半分というようなことでございます。それで、金額がちょっと合わないということですので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（谷口義則）

次に、迫杉雄議員の発言を許可いたします。

○１９番（迫　杉雄議員）

それでは、まず説明資料に出ております32ページ、不動産売り上げ収入の市有地売り払い収入並びに市有林売り払い収入、法定外公共物売り払い収入がそれぞれ存置の1,000円でありますが、平成22年度決算におきましては売り払い収入が1,673万円と、そして平成23年度の補正７号では1,458万9,000円と出ております。今年度は中身に不動産仲介手数料31万5,000円が計上されており、あえて存置の1,000円というのは特段の根拠があるのか、まず伺いたいと思います。

２点目に、各課が抱えている不動産の市有地は年々増大するということにおきまして、売り払い処分に不動産仲介料をどのように生かすのか、まずあわせてお願いし、３点目に法定外公共物等はどのように把握されておりますか、お尋ねするところです。予算的にも法定外公共物については出ているようですけど、今日までの対応をお聞きしたいと思います。

次に、176ページの地域担当職員制度要綱はどのような内容であるのか、伺います。

２点目に、今回、計上されている地域担当職員時間外手当と地域担当職員制度の連絡会なる謝礼金は、どのような思惑の予算計上であるのか、伺います。

３点目に、曽於市地域担当職員制度要綱は、どこか他の自治体のものを参考にされたのか、もしくは市独自の要綱ということで出されておるのか、私自身、要綱の中身は全然見ておりませんので、内容について主なものを伺いたいと思います。

次に、192ページの防災対策費についてですが、まず東日本大震災の教訓は、今後、各地域や自治体は想定外以上の必須課題だというふうに受けとめ、今日におけ

ます自然環境による災害から住民の安心・安全の追及であるかと思います。当初予算は、内容的には施策的にも前年度と特段に変わっているようには思えませんが、大震災の教訓としてはどのような内容で今回の予算が組まれたのか、まず伺いたいと思います。

２点目に、食糧費についてですが、前年度よりも14万5,000円の減額であるという内容です。23年度の内訳が災害時の炊き出し用であるようですが、今年度は災害対策用と書かれております。食糧費の使途について、内訳を伺いたいと思います。訓練があるのか、それはまた別として、食糧費の内容を伺いたいと思います。

３点目に、災害時のための救援物資という言葉で申しますが、保管・保存の状況はどうであるのか。特に、当面の緊急の食料は保管物資の中に入っているのか、伺うところでありますが、本市においても過去の事例として、平成22年７月２日の豪雨による中谷地区の庄内川のはんらんや、昨年は内村工業団地のニチレイの火災では、小倉集落の住民を柳迫小学校に緊急避難させた経緯があります。特段に避難の苦痛はなかったわけですけど、やはり避難とか緊急避難というのは緊急に突発に出るわけですので、やはりそれなりの対応を伺いたいと思います。

次に、211ページに山中貞則顕彰記念事業の662万5,000円が計上されておりますが、条例制定後、２回目の予算措置と、３年目に入るというような感覚でおりますが、今回の内訳につきましては、需用費、役務費、委託料と、それから活動補助金という内容ですが、施設の整備もさることながら、オープンに向けての予算措置が見当たらないなというふうに見ているところです。今後、どのような流れで対応されるのか、まず伺いたいと思います。

２点目に、施設内の庭木のことですが、ケヤキの大木がどうも心配だというふうに、道路から見たり、また中に入って見ると思われます。今回の予算措置に入っているのか、この大木に関しての予算措置が入っているのか伺い、早急に対応するべきじゃないかと思います。

３点目に、施設のオープンと同時に、やはり肝心な駐車場が必要になってくるわけですけど、現在のところ見聞きしますと、駐車場に苦労されるなというふうにとらえます。駐車場については、市道の狭さ等を考えれば、やはり今の段階から何か方向づけがなければいけないという考えですので、どのような考えか、伺いたいと思います。

次に、505ページの中学校施設整備費についてを質疑したいんですが、同時に498ページの中学校管理費の光熱水費並びに前後して歳入のほうの143ページの太陽光発電電気代ということで、末吉中並びに笠木小の分が出ておりますので、あわせて質疑をしたいと思います。

年間においての九電に、末吉中、笠木小の太陽光発電の電気代が余剰売電代として歳入に上がっておりますが、年間においての電力消費量、もしくは電力自給率等について把握されておれば、まず答弁を求めたいと思います。

次に、149ページの中学校管理費の光熱水費ですが、末吉中と、現在６校ですので、他の５校との比較をしてみたいと思いますが、中学校の光熱水費、電気料と、それからもう一つ、上下水道料はどのような数字なのかですね。今日までの平成22年、もしくは23年度の各中学校の、小学校は別として、中学校の光熱水費の内訳を尋ねておきたいと思います。

２点目に、太陽光発電を設置するということが、笠木小、もしくは末吉中において、どのような教育に反映しているとつかんでいるのか、これについてあわせて答弁を求めたいと思います。

今後の問題ですが、東日本の大震災においての放射能汚染というのは、現段階で１年たちましたけど、対応等方向づけが定まりません。それにおきまして、国としても自然エネルギーの再生可能なエネルギーの推進が口に出されておりますが、今後、原子力に頼らない社会がどういうふうに流れていくか、今、見当はつきませんけど、この件につきまして、学校教育ではどのような見解をされているのかですね。今回の予算措置にそういう箇所は見当たらないと。

ちなみに、今、改修され統合されます財部中学校の校舎改築に対しての太陽光発電の設置は出ておりますけど、教育委員会の中での対応がありましたら、議論的なものでも答弁を求めたいと思います。

以上です。

○総務課長（大窪章義）

お答えを申し上げます。

まず、初めの曽於市地域担当職員制度につきましてでございます。

地域担当職員制度につきましては、平成23年４月に実施要綱を整備し、運用をしております。制度の趣旨といたしましては、過疎化や少子高齢化が進む中で、地域活動の充実を図るため、職員が地域と行政のパイプ役として、地域の課題解決に向けて、地域とともに取り組むことを目的といたしておるところです。

具体的な活動内容につきましては、地区公民館の会議等で、必要な情報の提供や企画立案の協力、地域おこしのための先進地研修や指導の紹介など、地域の活性化のための支援を行いたいと考えているところです。

地域担当職員は、昨年の９月現在で、担当職員として78名、協力員として291名、計369名の市役所全職員を張りつけたところでございます。市内全24地区の公民館に割り振っているところです。

また、昨年の３月と９月に、地区の公民館長連絡会で説明をいたしまして、担当職員につきましても説明会を実施しております。

それから、時間外と連絡会の意味合いでございますが、会議が夜中に開かれるということで考えております。職員は職務命令で行っていただきますので、時間外ということで職員にお願いしたいというふうに考えております。

それから、担当者だけで公民館をまとめるというのも大変でしょうから、公民館長に年１回集まっていただきまして、横の連絡調整をしたいということで、連絡会議を開きたいと考えているところです。

それから、これをつくるに当たりまして、ほかの自治体はどうであったかということでございますが、43市町村のうちに20市町村、設置率46.5％というのが鹿児島県の状況でございます。このような市町村を参考にしまして、本市の要綱をつくったということです。

以上が地域担当職員制度でございます。

続きまして、防災対策費の食糧費のことについてでございますが、まず今回の防災対策費の大震災との兼ね合いということでございますが、特別な地震対策についての予算は組んでございません。

ただ、曽於市におきましては、前からデジタルＭＣＡという共通無線を導入いたしまして、昨年でデジタルＭＣＡを導入していただきまして、旧３町それぞれ連絡がとれる体制がつくられているところです。消防団のほうにもこの無線を設置していただきまして、現在、団同士でもこの無線で話ができる体制がとられているところです。

それから、県の行政無線というのが防災のものがあるわけですけど、この無線を今回、携帯回線を使いまして、無線で情報をやりとりするということで、そちらに重きを置いて、来年度に改修に入るつもりでございます。

それから、曽於市におきましては、水の量で浸水するところが多うございましたので、ことし、中谷地区に水位の水位計をはかるシステムを入れまして、来年は大隅の支所前のところにそういう、水をはかるシステムを入れたいというふうに考えているところでございます。大きな対策としては、そういうものがございます。

それから、２番目に災害対策費の食糧費の内容はということでございましたが、内訳につきましては、これは大きな災害が起きたときの炊き出し用と弁当ということで、基本は仮でございますが、存置的なものでございますが、弁当を30人分、炊き出しを300人分として計算してございます。これは常時使うものではなくて、非常用のものということでございます。

それから、３番目に保管の状況でございますが、食料につきましては今のところ

備蓄はございません。毛布と懐中電灯とろうそくとシートというもの、物的なものはございますが、食料的なものは現在のところ備えていないところでございます。

それから、緊急避難の対応の仕方でございますが、防災計画を見ていただきますとわかりますように、災害が出た段階の特に台風が今のところメーンでございますが、風の強さ、雨の強さによりまして、防災計画の中で警戒本部をつくり、対策本部をつくり、災害の復旧に当たるという流れができておりますので、それで対応をしていきたいと思います。

先般も申し上げましたが、地震につきましても薄いということですので、今回、そこも見直しをしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

32ページの財産売り払い収入、不動産売り払い収入の件でございますが、申されますように、当初の段階では、毎年、存置ということで、それぞれ市有地、あるいは市有林、法定外公共物等を存置だけを上げまして、実際に売却できましたときに、後で補正等でこれを上げていくということでございます。大体1,000万を超える実績があるところでございます。

各課との連携というようなことではないかなと思いますが、今回、221ページの歳出のほうで31万5,000円ほど、不動産仲介手数料をお願いいたしたところでございますが、これもどちらかといいますと存置的なものでございまして、これが実際、また増額しなければならないのか、あるいはこれでこのくらいでいいのかどうかちょっとわかりませんけれども、これは財政課だけということではなくて、ほかの課とも、例えば建設課、企画課等とも連携をとりながら、執行してまいりたいというふうに思っているところでございます。

それから、法定外の公共物売り払い収入でございますが、法定外については、実際余り多くありませんけれども、実際上がってきましたときに調べますと、これが法定外であるかどうかというのがわかるわけですが、私どもの考え方としましては、道路、河川、公園、ため池等の公共物のうち、道路法とか河川法、下水道法等の特別法が適用されない公共物というふうに考えておりまして、数は少なくありませんけども、そこいらあたりが所有は市のほうでございますので、売却した場合はこれが出てくるといったようなことでございます。

以上でございます。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

山中顕彰館について、211ページの件でございます。オープンに向けての予算措置がないがということですけれども、そのとおりでございます。現在、先生の所蔵品等の整理に時間を要しております。今、整理が全部済んでいない状態ですけれども、所蔵品が二百数十点、それを超える数になるかと思います。これがめどがついたときに、オープンというような形を考えているところでございます。

もう一点目の庭木、私どもも御指摘を受けまして、確認をいたしたところでございます。確かに、道路側のほうに、住宅のほうについては人がいないわけですけれども、道路側についてはちょっと危険を感じるということで、今年度の24年度の予算措置はしておりませんけれども、何らかの対応を検討してまいりたいと思います。

それと、駐車場の件でございます。駐車場についても、議員の御指摘のとおり、たくさん来場されれば、前庭といいましょうか、あそこには入り切らないとは思っておりますけれども、駐車場の件につきましても今後検討をしていきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○教育長（植村和信）

それでは、お尋ねの太陽光関係、教育にどう取り入れて関連させているのかということでございますので、お答え申し上げます。

環境教育という視点から、児童生徒にも指導している状況でございます。太陽光の有効活用により、地球温暖化防止等に大きな力を発揮しております。これから、特に大切にしなければならないエネルギー源ととらえて、学校生活の場でタイミングをとらえて指導している状況でございます。設置してある学校には、掲示板等により、今の電力量とか、明確にわかるような仕掛けもしてある状況で、子供たちが興味を示しているところであります。

また、原子力エネルギーについてでございますが、新エネルギーとして大きく期待されているわけでございますが、反面、今回の大震災のような大きなリスクもあるということで、報道等の事実をもとに、長所短所があることを学ばせている状況でございます。

ほかの点につきましては、総務課長のほうでお答えします。

○教育委員会総務課長（安田徒務）

中学校管理費におきます光熱水費についてということで、質疑通告の順でちょっと御説明をさせていただきたいと思いますが、中学校管理費の光熱水費についての御質問でございますが、24年度は1,660万円お願いしているところでございます。

そのうち電気料でありますが、1,100万円であります。その内訳は、大隅中学校が380万、末吉中学校が370万、財部中学校が230万で、閉校となります３つの中学

校につきましては、この１年間は教育委員会で管理する予定でございまして、前年度見込みのおよそ50％ほどで、３つで120万を計上いたしているところでございます。

また、上下水道でございますが、5,600万円であります。内訳でございますが、大隅中学校が100万、末吉中学校のほうが下水道を通しておりますので260万、財部中学校が140万、閉校となる３つの中学校につきましては、先ほど申し上げましたように50％で見ておりまして、全体で60万計上いたしているところでございます。

それから――先ほど下水道の料金につきましては560万でございましたので、御訂正をお願いします。

それから、設備整備事業について、太陽光の内容でございますけれども、中学校の施設整備事業は財部中学校の改築に伴う事業費であります。太陽光発電については、20kWを設置する予定であります。昨年、公益財団法人日本環境財団から鹿児島県に１基寄贈があるということで、県の教育委員会のほうに申し出ておりましたら、財部中学校に10kWの太陽光を設置していただいたところであります。今回、20kWを増設して、30kWとなるところであります。

太陽光を導入することにより、学校内の電力消費の一部を賄うとともに、先ほど教育長のほうからも申し上げましたように、生徒たちのエネルギーと環境教育に活用するものであります。

今後のその他の学校への計画につきましては、現在のところはありませんが、学校の改築等の際に検討していきたいと考えておるところでございます。

それから、歳入のところでございますが、太陽光の発電電気代についてということであります。太陽光の電気代でありますが、これは143ページでございますけれども、末吉中学校は50kWを設置しておりますが、21、22年度の実績を参考にして、九州電力に売電した金額を予算化しているところであります。

なお、笠木小学校は20kWを設置しているところであります。

22年度の実績では、末吉中学校は発電電力量は５万4,660kWで、売電電力量は4,680kW、11万2,320円であったところでございます。なお、買った電気量でありますが、16万4,646kW、349万8,298円でありました。

また、笠木小学校では、２万2,660kWを発電をいたしまして、売電は6,470kWで15万5,280円であります。買った電力量でありますが、４万9,458kWで113万5,901円であったところでございます。

財部中学校につきましては、20kWを売電としてできるわけでございますが、存置で1,000円、予算計上化しているところでございます。

以上でございます。

○１９番（迫　杉雄議員）

まず、不動産仲介手数料の31万5,000円は、今の答弁によりますと、各課との打ち合わせに使う手数料というふうに聞こえましたが、私は当然民間業者への手数料を上げたのかなというふうに考えておりましたけど、でしたかね。民間とは全然関係ない不動産仲介手数料ですか。確認だけです。

それでは、もし今後、財政課が中心になって、市有の不動産売り払いについての努力をされるとなると、やはり民間が必要ではないかというふうに普通とられるわけですが、それについての議論がされておるのであれば、答弁を求めたいと思います。

まるっきりこの件について民間との関係がないまま行政一点張りでやるとなると、なかなか売り払いの努力が見えないのではないかなと。現在、市内におきましても、市有地売却の看板は見かけますが、なかなか進まないなという懸念をしておるところですが、当局のほうでそれに対応する議論、手だてがあるのであれば、答えてもらいたいと思いますが、あわせまして、先ほど答弁の中に出ましたが、今後の各課が保持する市有の不動産についての売り払いについては一本化は確実に行っていくのか、この件につきましても決算の段階でもある程度は意見や議論をしたと思っております。課長のほうから現状において答弁があれば、求めたいと思います。

次に、地域担当職員制度についてですが、地域担当職員については答弁があったように、県内各市町村でも取り組んできておるというふうに見ております。今まで、質疑の段階で、24年度の当初に出ております制度要綱を目にしておりませんので、どういう内容か質疑になりませんけど、先ほどの答弁を聞きますと、やはり職員が活動するのは夜間とかいうふうに聞こえましたけど、今まで昨年に各公民館、もしくは職員に指示したということ、会合を持ったということですが、半年たった現在まで、その経緯がちょっと見られません。完全な各職員等にそういう指示を徹底させたのか、再度、答えてもらいたいと思います。

やはり23年度から要綱に基づいて活動がされておるものであれば、23年度もそういう経緯が見えたんじゃないかなと思いましたし、またさきの一般質問でも市長に求めましたけど、24公民館の中で動いたのが十七、八カ所ですか、そして活動が見えたのが４カ所というふうに聞こえましたが、この件につきまして、ただ自主防災組織の結成だけに聞こえがちですが、全般的には地域公民館サポートを目的にしておるのか、でなければ地域活性化を目指すということの意味合いが聞き取れませんが、要綱と照らし合わせて、今後の職員制度につきましては地域再生の活性化を目指すものということの位置づけを確認しておきたいと思います。

次に、山中貞則顕彰館についても先ほど答弁されましたけど、俗に言います資料

等の整理等もあるかと思いますけど、端的に言いますと、基金がまだ集まらないとか、いろいろなことが聞こえますけど、やはり目標は立てるべきだと思います。24年度の当初予算に目標的なものが見当たりませんが、内々では目標はいつごろに考えておられるのか、再度聞くところです。

これがだらだら２年たち３年たち、今は２年目というふうにとらえておりますが、３年４年たつと、なかなかのものが出てくるのではないかなと思いますし、管理のほうはされておるわけですが、やはり管理と同時並行というのは考えていないのか、お聞きしたいと思います。

あと、中学校の管理費についてですが、今、答弁がありましたように、平成24年度は統合して６校が３校になるということで、統合の初年度ということで、管理費等にもそう減という金額ではないようですけど、やはり今後対応するのは、３校、市内で中学校が減るわけですので、ここに金額的予算数値が減るのではないかなというきらいを持っておりますが、それについてはやはり極端な予算の減はないものか、一応今後の見通しとして聞いておきたいと思います。

あと１点、太陽光発電パネルについて、答弁の中では今後対応する考えはあるとありますが、現段階で末吉中、財部中、そしてやはり考えられますのが大隅中にはどういうふうにとらえればいいか。同時的な市内の中学校生徒は一緒ですし、まだ生徒、児童は一緒ですので、できますなら大隅中にも、ワット数は大なり小なり考えて設置する、先ほどから出ております環境教育に対応すべきじゃないかなと思っています。

耐震度的な条件もあるかと思いますが、それはそれなりに建物が耐震度をクリアすればできるというふうにも考えられますので、今後の対応について、とりあえず大隅中をどうされるか、答弁をいただいておきたいと思います。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

ちょっと説明の仕方が悪かったかもしれませんが、歳出のほうの31万5,000円については不動産仲介手数料ということですので、各課との連携に使うというよりも、不動産のほうに売っていただいた一定割合を支払う、その金額でございます。

ほかとの課の関連で申し上げましたのは、売却を予定するようなところはほかの課も持っておりますので、そこと打ち合わせをしたその結果が今回のこれに結びついていると。したがいまして、手数料は不動産の専門業者にお支払いするための予算と、存置ということでございます。

以上でございます。

○総務課長（大窪章義）

お答えいたします。

地域担当職員制度が公民館をサポートできるような、そういう体制になるのかということだろうと思いますが、職員にも話は徹底しているつもりでございます。３月と９月には公民館長さんと一緒になって会議を進めましたので、突破口として自主防災組織が今回ございましたので、これが際立っておりますけど、次あたりから総会時期になりますと、１年間の行事とか研修とか、公民館等で組まれると思います。そういう中で、職員が出ていって、研修現場を見つけたり、それから企画、何か祭りを入れたいときには、企画の中に入りまして案を出したりというようなことを一応考えているところでございます。

中で印刷をする人が足りないんだが、ちょっと出てきてくれないかというようなことはちょっと御遠慮いただきたいということで、企画立案等を主にしてサポートしていきたいということを考えているところです。そのためには、先ほども申し上げましたが、任せっ切りではいけませんので、公民館長さんもまた来ていただきまして、そういう話もまた来年度はやっていきたいなというふうに考えているところです。

以上です。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

山中顕彰館のオープンについての目標とか、そういったことを示せということで御理解いたしますけれども、先ほど申し上げましたとおり、所蔵品の整理に時間を要しているところですけれども、議員のおっしゃるとおり、年度途中、早い時期に整理をつけまして、一部、来館者、堅苦しい入場じゃございませんけれども、見せてほしいというようなときにはオープンにしていきたいと考えているところでございます。

24年度中に所蔵品等の整理に全力を尽くしまして、25年度、ちゃんとしたオープンをということに目標にしているところでございます。

以上です。

○財政課長（池之上幸夫）

１つほどお答えしませんでしたので申し上げますが、売却等の窓口の一本化はということで言われましたが、そちらのほうは今後検討しておきたいというふうに思っております。

○教育委員会総務課長（安田徒務）

管理費の閉校後の見通しというようなことで御質問でありましたけれども、閉校の３つの学校も閉校するわけでございますが、後の利用で、また社会体育の学校開

放等もあります。そして、浄化槽等もまた動いておりますので、今まで以上の使用はないと思いますが、今回は実績の半分ほどで計上いたしております。この１年、経過を見守っていきたいというふうに思っております。

それから、太陽光の件でございますが、大隅中学校についてのことでありますが、議員のほうからも申し上げられましたように、耐震、いわば建物の耐力度の関係もございます。そこあたりも課題となっておりますので、調査をしながら、また検討もしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○１９番（迫　杉雄議員）

あと確認的に伺っておきますが、今出ましたように、市有地売却等の対応については、民間業者、不動産業者を使うという意思でした。私の聞き違いかもわかりませんけど、そうなりますと、当然、市内を通じた不動産協会なるものとの打ち合わせは必要じゃないかなと。余り市民、人の財産を動かすものであれば、法の根拠に基づくだろうと思いますし、やはりその点から、今日までこの件は不動産が動くたびに不動産協会との行政懇談会なるものはあったものか、確認をしておきたいと思います。

あと職員サポートについてですが、最初の段階で確認をとればよかったんですが、当然、369名全員とは言いませんけど、担当職については市長からの委嘱状に基づいて活動をするのじゃないかなというふうに思いますけど、委嘱状の配付はできておるのか。当然、委嘱状的に職員が活動するとなると、先ほどから言いますように、地域と密着してやっていけばいいんじゃないかと思いますし、またそうすることが、今日、本市が抱えるいろんな問題、課題をクリアする一番近道じゃないかなと思います。

高齢者や、また地域においては、行政の情報というのはわかっているようでわかっていないと。市報を読んだぐらいでは、なかなか情報をキャッチしていると言えないような気がしますので、もし職員の今後の活動について、今後、職員に指示する機会があれば、そこらあたりを力説した指示を求めたいと思っております。市長の見解を聞きたいと思います。

以上です。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

情報提供等、あるいは事務的な関係で、県のほうの宅地建物取引業協会、こういったところからいろんな資料等をいただいておりまして、またお話もいただいておりますが、一応今後はそういったところと詰めていかなければならないと思います

けども、情報の提供をどこまでやるのか、それぞれ支部等がありますけれども、また支部の中でもどの程度やっていくのかといういろんな協議がございます。

それと、業者にお願いしますと、どこが早かった、あるいはまたこちらの行政でも併行してやっていきますけれども、それがぴしゃっと手数料に結びつくのかどうか、こういったところ等も今後詰めていかなければなりませんので、一応議決をいただきましてから、また細かな点等は詰めていきたいというふうに考えております。

○市長（池田　孝）

職員への委嘱状の交付を行ったか、また行うのかということでありますが、職務命令ということで、この交付は行わないという方針であります。

○議長（谷口義則）

ここで10分間休憩いたします。

―――――・――・―――――

休憩　午前１０時５１分

再開　午前１１時０１分

―――――・――・―――――

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○２１番（徳峰一成議員）

一般会計について質問いたします。

質問項目が20項目近い多岐にわたっておりますので、答弁は文書で準備されておられると思うんですけども、よく１回目の質問を聞いて、かみ合った答弁を、文書どおりに棒読みされるんじゃなくて、質問の趣旨に沿ってかみ合った答弁をしてください。

あわせて、副市長、市長が答弁される点についても、課長と一応考えた上で答弁をしてください。

質問の第１点は、新年度予算における予算について、総体予算につきまして、各課の昨年11月以降の予算要求、そして最終的な査定を踏まえての提案されております当初予算について、金額を含めて、あるいは予算編成の準備の査定を初めとして、経過も織りまぜながら報告、答弁をしてください。これが第１点でございます。

そうした中で、具体的には予算編成の基本方針について答えてください。予算方針の資料もありますけれども、それを集約する形で、特にどこに力点を置かれたか、方針について答えてください。

さらに、関連して２点目、私はやはり４万人の曽於市民の生活や経営等に責任を

行政の観点から持つべき、そうした大きな観点から言いましても、やはりいろいろ財政問題を含めてあるにしても、基本的には市民の暮らしを引き上げる、あるいは非常に今弱くなっております産業の活性化にもっと積極的な予算投入を行うという、こうした観点からの私は予算編成なり、あるいは予算投入が大事じゃないかと思っております。私が市長だったら、そうした観点を柱といたします。

その点で２点目、暮らし向上、産業活性化に積極予算をやはり基本方針として充てたのか、これが関連しての２点目であります。

次に、大きな質問の２点目、市はやはり予算編成を行う中においては、当然のことながら、総合振興計画、あるいは過疎自立促進計画、一方において財政計画を土台にして踏まえて、当然のことながら予算編成をされたと思っております。

質問でありますが、こうした市の平成24年度における総合振興計画なり過疎自立促進計画の総体事業費予算、これが新年度予算では基本的にはすべて一応網羅されているか、織り込まれているか、確認と、その考え方なり報告をしてください。全体で総額どれぐらいに事業費になっておりますか。

関連して、例えば過疎計画については、平成24年度の事業費分の総額が42億円であります。42億円との関連でも報告をしてください。

あわせて、ありがたいことにと言いますか、近年は過疎自立計画の中でもソフト分、ハード面だけではなくてソフト分についても過疎分の起債が使えるようになっております。平成24年度の本市の過疎自立計画の中でのソフト分の事業費が３億2,000万円であります。実際、新年度予算では、その中でどれだけが予算計上されておりますか。

先ほどの過疎分が42億円、実際どれだけ計上されているか、あわせてソフト分３億2,000万円の計画の中で、どれだけが新年度予算で予算計上されておりますか、この点を含めて答弁をしてください。

大きな３点目、24年度の財政運用と財政状況について質問をいたします。

まず、報告していただきたいのが、23年度、本年度末の４つの主な財政指標について答えてください。

１つは地方債現在高でございます。これは大きく分けて２つ、一般会計における地方債現在高が何億になっているか、あわせて特別会計等を含む総体の地方債現在高が幾らになっているか、年度末を報告をしてください。

２点目が経常収支比率について、３点目が公債費の比率について、最後に４点目が実質公債費比率の年度末の指標について答えてください。

この点が１点であり、また第２点目については、24年度の一般会計の予算を編成するに当たって、特に財政運用、あるいは財政状況については当然市の財政計画を

踏み台にしながら、これを基礎にしながら当然予算化をされたと思うんですが、そのあたりの基本的な考え方と方針についてお答えを願いたいと考えております。

次に、大きな３点目、地方交付税の87億2,000万円の算定なり考え方でございます。

言うまでもなく、地方交付税は基準財政需要額から、これが112億円でありますが、収入額28億円を引いた84億2,000万円、特別交付税を含めますと91億6,000万円が基本的な算定のあり方でございますけれども、質問でありますけれども、基準財政需用額、あるいは収入額は何をベースにして予算の算定がされたかを報告してください。

関連いたしまして、例えば平成23年度、本年度末は数億円もの普通交付税の増額が３月議会で提案されています、最終補正でですね。これらを含めて生かされた形で、地方交付税の87億2,000万円が計上されたのかどうか、確認をさせてください。

次に、大きな質問、24年度の基本的な税収入と特徴について報告してください。

関連しまして具体的な質問としては、この間、この数年来、曽於市においては市民税、あるいは固定資産税が横ばいなり、あるいは落ち込んでおります。固定資産税の場合は家屋などふえている分もありますけれども、質問の第１点であります。具体的に私が見たところ、新年度予算を見たところ、法人税割の落ち込みが目立ちます。23年度に比べて792万円落ち込んでおります。これはなぜ落ち込んだのでございましょうか、具体的に、もちろん分析的に報告してください。

２点目、これも私がちょっと気がかりなのは、固定資産税も23年度に比べて落ち込んでおります。土地、家屋、償却資産、いずれも落ち込んでおります。先ほど申し上げましたように、固定資産税だけは合併後ふえてきているんですね、全体として。ところが、新年度予算では、前年度に比べて実に１億2,000万円も落ち込んでおります。これも当然分析がされていると思いますので、分析的に報告、答弁をしてください。

次に、県支出金、県からの支出金が23年度当初に比べても、実に３億7,740万円落ち込んでおります。率にいたしまして20.8％も落ち込んでおります。いろいろこれは県の支出金はあります。予算編成資料にも、具体的にいろいろ書いてあります。特に、どの項目が前年度と比べて大きくどれだけ減ったのか、幾つかについて大きな順番に名称を含めて答えてください。分析的に、これも報告と答弁をしてください。

次に、職員の配置、臨時職員を含めてについて、前年度に比べてどのように新年度４月１日から配置の予定であるのか、それをもとにした予算編成であるのかでございます。特に、支所ごとについても報告をしてください。

関連いたしまして、教育長に質問をいたします。昨年の決算審査でも、重要項目の１つとして決算委員会の意見として上げられたのが、教育委員会の中には技術系の職員が１人もいないと、市の考え方はいろいろありますけれども、やはりこれではいけないのではないかと、これが日常的な教育施設に対する修繕などを含めてスムーズに職員が対応するためにも、やはり技術系の職員が必要ではないかといった決算委員会からの意見でありました。

決算委員会の中で教育長は、新年度の予算編成においては、市長部局にその旨、申し入れたいということを最終的に言われました。教育長、記憶がありますか。決算委員会の中で、私たちの質問に対して言われたんですよ。そうした技術系職員を欲しいということで、予算編成ではっきり言われたですか、この点が質問と確認であります。

２点目、実際、技術系職員が新年度で配置される予定ですか、これも教育長から答えていただきたいと考えております。やはり約束は守ってもらわなければ困るからであります。議会との審議において。

次に、昨年の決算委員会の中で数項目、決算委員長が全体をまとめて報告の中で、市当局に意見を上げられました。その中の重要な１つが、市が持っている各施設の中でのトイレ、中にはまだくみ取りトイレが残っている、そして特に障害者や高齢者のための台座つきのトイレがほとんどまだ設置されていない、これを新年度から計画的に、一気にはできないでしょうから、計画的に台座つきトイレ、あるいは水洗化を含めて改修するようにということで、これは大きな項目として市当局に決算委員長から意見が上げられました。

これが、実際どれだけ新年度予算で生かされているでしょうか。各課について、トイレの数は違うでしょうから、それぞれ各課からどれだけ台座つきトイレ、あるいはまだくみ取りのトイレが残っていると、まず現状の数を答えてください。

現状の数から２点目は、新年度予算でその中でどれだけ各課においては予算化されているか、これは漏れなく各課長が答弁してください。

せっかく決算委員会で時間をかけて苦労して、現場も調査しながらの全体の総意のある意見でありますので、これは真摯に酌み取って、最初の新年度予算でありますので、計上していただきたいからでございます。そうした立場からの質問であります。

次に、光ファイバー事業の２億円について質問をいたします。

合併後、曽於市はいわゆる通信事業につきましては、一定の補助をＮＴＴに対して行いながらも、これまで進めてきましたけども、特に昨年はお聞きしたところによりますと、ＮＴＴのほうで、末吉局の76局と大隅の482局については、ＮＴＴが

独自に光ファイバーを機器を設置したと報告を受けております。

ところが、財部については、やはりＮＴＴは民間でありますので、独自に設置は厳しい、難しいということで、そのために市が一定の補助を新年において行い、そしてＮＴＴに補助を行う形で、財部の72局についても設置したいという立場からの、観点からの２億円の今回の予算提案であるようであります。

質問は２つであります。

１つは、なぜＮＴＴを前提として予算計上をしているのかであります。

私は、ＮＴＴが悪いと言っているんじゃないんですよ。一般論から言いますと、市でありますから、やはり広く関連する業者に門戸を開かなければいけない。しかし、いろいろ事情がありまして、今回の財部については、やはりＮＴＴを前提として、つまり随意契約になると思うんですよね。

そのことを前提としての予算提案でありますし、実際、予算編成資料にもＮＴＴの名前が固有名詞が入っております。ですから、そうであるならば、やはり議会に対して予算提案でありますので、なぜＮＴＴを前提としたのか、その理由について説明をしてください。これが第１点であります。

それから、第２点目、２億円の考え方でございます。総事業費が約10億円ぐらいかかるとも言われておりますが、その中で曽於市が２億円を出したいと、その２億円という考え方はどこから来たのでしょうか。１億5,000万円でもなければ２億5,000万円でもない、２億円、その点について答えてください。

以上２点であります。

次に、203ページの危険廃屋解体と住宅リフォーム事業についてでございます。

これは非常に市の単独的な事業でありまして、内容的にもすばらしいといいますか、共産党議員団も評価をいたしており、さらに今後普及して、市民に喜ばれる施策を進めてほしいと考えておりますが、質問の第１点でございます。

それぞれ1,500万円、予算計上されております。予算計上に対する市の基本的な考え方について聞かせてください。関連いたしまして、前年度23年度、あるいは前々年の22年度の実績についても、それぞれ報告をしてください。

それから、関連して２点目、現在、危険廃屋の対象戸数は市内にはどれだけあると見ておりますか。これは23年度予算の中で調査をされておりますので、その分を含めて調査がわかっておられると思いますので、大体危険廃屋の対象戸数はおおむね何戸数でございましょうか。

細かくは２回目以降に質問いたします。以上２つでございます。

次に、交通対策事業について質問いたします。

交通対策事業は、思いやりタクシーを中心として、すばらしい事業でありますけ

れども、やはり決算委員会でもいろいろ指摘が同僚議員からもありましたけども、常に見直しをしていかないと、やはり問題点、課題が常に出ております。これまでよかったところが利用率が悪くなっているというのが、常にあるからでございます。実際、決算委員会でも具体的な路線の名前まで出して、新年については見直しを含めてということで、私を含めて意見が出されました。

質問でありますが、新年度予算ではどの路線を含めて見直しをしたのか、これが質問の第１点であります。

関連いたしまして、見直し、見直しだけで、現在の思いやりバス・タクシーを含めて、今後もやはりやっていいのかどうか。見直しは必要でありますけども、見直しだけでいいのかどうか、もっと骨の部分を含めて、やはり改善、改革の必要性はないのかどうか、もしあるんだったら、その点も含めてお答え願いたいと考えております。

次に、弥五郎伝説の里の工事費についてでございます。これも客観的にも必要な整備事業でありまして、私個人もこれまで議会でも取り上げてまいりましたけども、質問の第１点でありますが、工事の全体の事業計画と24年度の事業の具体的な中身について答えてください。１回目の質問であります。

次に、210ページ、これは発言通告趣旨になかったですが、前もって担当課長には連絡してありますので、答えてください。パークゴルフ、フラワーパークの整備事業の２億5,812万5,000円であります。共産党議員団は、いわゆるフラワーパークについては、市民の暮らしが第一という観点から一貫して反対いたしておりますが、これは質問の内容が一般質問の項目になりますので、本日はこれはわきに置いて取り上げません。

大きくは、２つの観点から、予算に関連して質問いたします。

１つは、具体的に今回の予算提案は、建設予定地が胡摩地区であります。それを前提として、１つは大きな観点としては、胡摩地区の環境公害問題についての観点からの質問であります。

質問でありますけれども、一昨日の特別委員会で、市長は、悪臭、ハエ、ほかにもカラス等もあると思うんですけれども、こうした問題については、あるいは埋蔵文化財、これは本会議で言われました試掘ということを含めて等については調査を行いたいと。具体的に悪臭については、３月中に調査を行って、３月中にたしか調査を終えたいということでありました。

質問でありますが、悪臭についての予算措置は、具体的に予算の中でどの項目で予算を使うのでしょうか。そして、実際、時期は何月から何月に終わる予定であるのか。

２点目、ハエやカラス等については調査を行うとして、予算はどの予算を使うのか、具体的に示してください。何月から何月までの調査期間であるのかですね。

３点目、埋蔵文化財についても、試掘という表現で市長は本会議の答弁でされました、先日。試掘については、いつからいつまで行う予定であり、予算計上がされているのか、どの予算を使うのか、答えてください。

さらに、関連しての２点目、排水対策についてでございます。やはり胡摩地区を決定された以上、当然のことながら、大雨が降りましても、昨年は２日間に秋に200㎜を超える雨が降っておりますけれども、こうした雨が降った場合も排水問題はあの場所の場合は問題ないと、必要最小限の水量計算を含めて、調査をされた上でもちろん決定して、そして予算提案はしてあると思うんですよね。

これから調査じゃいかんですよ、予算提案を正式にされているわけだから。排水対策については、どれだけこれまで調査、そして検討がされたですか、まずその点について、問題ないということが前提でしょうけれども、問題ないということを含めて、報告、答弁をしてください。これが環境問題、公害関係の質問の１つであります。

それから、２つ目は、具体的に予算提案の内容について質問をいたします。

１つは、建設委員会が10人、37万4,000円が予算計上されております。私たち議会にとっては、初めて聞く内容であります。これは条例事項ではございませんけれども、当然内規もつくっていると思うんですけれども、建設委員会の具体的な仕事の目的、あるいは人選等を含めて答えてください。

それから、測量設計、実施設計が6,100万円計上されておりますが、これは具体的に24年度でどういった内容で形で、どこまで踏み込んで測量設計、実施設計をされるのか、中身、内容について報告してください。

関連いたしまして、これは答弁が課長でいいと思うんですが、昨年の秋に高之峯と胡摩地区については、課長は地権者に対して一応通知をされて、測量させていただきたいということでされたですよね、課長。それを踏まえて、どれだけ踏み込んだ調査かわからんけれども、測量したと思うんですが、基本的には胡摩地区についても地権者、未登記の方々を含めて地権者すべての方々が測量してもいいということで返事がありましたか、同意されたですか、その確認をさせてください。

というのは、同意もしていないのに、私は同意を今現在していないという方が私のところにあったんですよ、最近ですね。真意はともかくとして、全部同意の上で測量されたんでしょうか、これは確認をさせてください。今後の測量でも、非常に人の土地でありますので、大事であるからでございます。

次に、立木の伐採については、先ほど同僚の久長議員からも質問がありましたけ

ども、3,800万円が予算計上されておりますが、3,800万円の数字の出し方といいますか、算定について、考え方について答えてください。

そして、用地取得も山が30万9,128ｍ^2、１億2,721万9,000円、それから畑が１万8,018ｍ^2、1,801万8,000円でありますが、山と畑の用地取得の基本的な予算額の計上の算定の出し方についても答弁をしてください。

荒っぽい計算では、山が１反当たり約41万、畑が１反当たり100万円前後になるようでありますけれども、もちろん場所とか、そうした山の場合は杉が何年生であるか等を含めて、いろいろ場所によって違いが当然少なからず出てきますので、基本的な考え方について報告してください。予算の立て方について。

さらに最後に、用地補償費、工作物補償費の870万3,000円についても、算定の基本的な考え方について答えてください。以上です。

次に、長寿祝い金については１点であります。

この間、いろいろありまして、新年度予算においても、市長、85歳以上は一応全員支給であります。これを例えば80歳以上とか、あるいは75歳以上とか70歳以上とか、つまり85歳以上をもっと年齢を引き下げる全員支給というのは新年度予算でも考えていないんですけども、考える余地はないのかどうかですね。今の高齢者の中身、実態を見ながら、２回目に質問いたしますけども、本当に85歳以上でいいのかどうかという立場からの質問であります。

次に、302ページの高齢者見守り事業の方針と計画について、これは副市長に質問いたします。私の所属する文厚委員会で担当課長には質問いたしますので、大きな観点二、三点、副市長も本会議で答弁されておりますので、お聞きをいたします。

今回、当初予算においては、初めてこの事業が一応予算計上されました。これは遅きに失したとはいえ、評価をしたいと考えております。これが第１点。

その中で中身を見ますと、この事業は市としては大きく予算上は２つの観点からの予算計上であるようであります。くどい言い方でありますけれども、今後、大きな事業として取り組むためには、これまで申し上げましたが、私は骨組みといいますか、文章で言うと論立て、いかなる骨組みをやっていくかというのが非常に大事だと思うんですね。当然、市当局は課長を中心として副市長もタッチされて、十分曽於市に合った形で研究をされた上での今回の予算提案であると理解したいのであります。

その観点で２つありますけれども、１つは補正予算で出てきましたが、３人の訪問事務員を一応配置するということでございます。これ自体は悪くないと思うんですけども、やはり中身、内容が臨時職員の１カ月14日を含めて非常に不十分でありますが、これでいいのかどうか、３人の訪問専門員、これが今後、軸にならなけれ

ばいけないと思うんですが、最初がこれでいいのかと、非常に心配であります。

この点で、なぜこういった不十分というか、中途半端な形での配置を予算面を含めてされたのかでございます。今後、しっかりしていただきたいという、そうした立場からの質問であります。

それから、２点目は、何といいましても、やはり1,700名から2,000名を超すと言われる見守りが必要な高齢者に対して、どれだけ熱の入った、あるいは血の通った温かい日常的な見回りをやっていくかが最終目標だと思っております。ところが、見守り対策事業、500円、１カ月当たりアドバイザーに710名の方々に新年度から謝礼を出すということ自体はいいんですけれども、聞いたところ、アドバイザーの方々は大体１カ月に１回ぐらいを一応めどとしてお年寄りを見守って回りたい、訪問したいといった考え方であるようでございます。

１カ月１回、たしか私の記憶では、昨年、副市長は本会議答弁で、１週間に１回と答弁されなかったですかね。１週間に１回でも私は少ないと思うんですよ、初年度からにしてもですね。これまでが１カ月に１人２回ぐらいの大体ペースで訪問していたですよね。１カ月に２回でも本当ほったらかしの状況じゃないかということで、再三、私も取り上げたんですよ。それが１カ月１回というのは、後退しているんじゃないですか。せめて、初年度から１週間に１回は平均して見守りをすべきじゃないかと。

せっかくの論立て、骨組みをされたわけだから、なぜそうしたことを初年度からしなかったのかと、これがはっきり言って不満が残るところであります。その点で、副市長の考え方をお聞きしたいと思っております。具体的に今後の計画があるのかという点も、お寒いからでございます。

次に、478ページについての地域振興住宅について質問いたします。

まず、新年度の予算計上されている場所と、具体的な内容について報告してください。これが第１点でございます。

第２点目は、条例については対象地、対象となる地域について見直しをする考えはないのかといった点からの質問であります。これは市長にぜひ考えていただきたいと思います。

私はどう見ても、どう考えても、市長、今の条例のままではいけないと思っておりますよ。なぜかといいますと、例えば端的な例で言いますと、今の条例だと、末吉のど真ん中に要望しても、条件が合えば補助を認めんといかんとですよ。末吉のど真ん中もデータ的に過疎地域だから、人口減少、少子高齢化の地域なんですよ。これは、大隅、財部のど真ん中も恐らくそうかもしれません。

今の条例はそうした条例になっているんですよ。これは極端なことを言うようで

ありますけれども、それでいいのかどうか、やはり見直しが必要じゃないですか。その点で答えていただきたいと考えております。

次に、教育長に質問いたします。学校施設の24年度の耐震対策について。

教育長は、これまで答弁の中で、今後の予算として、耐震化については一応万全という言葉じゃなかったですけども、十分に対応したいということで、昨年の決算でも答弁されたですよね、教育長。実際、24年度はどれだけ耐震化対策が予算計上されておりますか。

あわせて、24年度の耐震化に必要な事業費は、計画では幾らですか。これも、この間、ずっとお金をかけて調査をされており、事業費が出ておりますので、答えてください。

技術系の職員については、先ほど質問いたしましたので、その項で答弁してください。

次に、498ページの自転車購入の補助について質問をいたします。162万円が計上されております。

事前にお聞きしたところだと、新年度、24年度も自転車通学を行うすべての生徒には補助は出さないと、距離によって５㎞を境にして、５㎞以上は補助、以内は補助は出さないということになっているようでございますが、私はこれもどう考えても個人的に納得、合点がいかないんですよ。どう考えても、納得、合点がいかないと。

質問の第１点でありますが、なぜ通学生の全員に補助を出さないのか。学校のほうで自転車で通学してもいいですよと言っている生徒に対しては、距離とか等に区分けするんじゃなくて、全員に補助を出すべきですよ。なぜ、新年度、されなかったのか、これが質問の第１点であります。

質問の第２点目は、関連いたしまして、子供の目から見て、子供の観点、視点から見て、１点お聞きいたします。

例えば、中学生の自転車通学の補助を受けない子供が、先生、あるいは教育長、なぜ私の場合は、だれだれ君も同じ通学生で補助をもらうのに、私の場合はもらえないんですかと。教育長は教育者として、あるいは最高責任者として、どういった形でわかりやすく、子供が納得できる形で、補助がもらえない自転車通学生に対して説明をされるでしょうか。子供の観点で、子供に説明するような形で答弁をしてください。

以上２点であります。

以上で、私の１回目の質問を終わります。

○財政課長（池之上幸夫）

それでは、お答えいたします。

まず、最初の各課の予算要求と最後の結果についてということでございますが、24年度当初予算とこれに係る各課の予算要求についての関連でありますが、24年度当初予算編成方針は、引き続いて、活力に満ち、心豊かで、いつも夢と希望の持てる元気な曽於市の創造を目標として、旧３町の均衡ある発展を図るための施策の実現に向けて取り組むことを基本方針として編成しております。

しかしながら、合併特例債や普通交付税の合併算定がえなどの国の合併支援がほぼ終了する平成28年度以降に向けて、徹底した事務的経費の削減を図りながら、限られた財源を効果的に活用し、最小の経費で最大の効果が達成できるよう編成したところでございます。

予算要求に当たりましては、事務事業の見直しを行うとともに、新規事業等の特別な事情を除き、平成23年度当初予算一般財源所要額の範囲内で要求することを各課へ通知いたしました。各課からの当初予算要求については218億183万5,000円でありましたけれども、副市長査定、市長査定の結果、２億4,183万5,000円減となりまして、最終的には今回提案をさせていただきました215億6,000万円となったところでございます。

２番目に、基本的な暮らしを引き上げる産業の予算の投入が必要だと思うが、そういったものがあるのかということでございましたが、いろいろ新規事業等もございまして、その中で主なものとしまして、ユズ冷凍施設の整備事業、それから林業木材産業構造改革事業、それから商工業の新規就業者支援対策事業、こういったところ等が約３億1,000万強、予算計上されているところでございます。

それから、24年度の当初予算で財政指標の関係ですが、地方債現在高、この分が幾らかということですが、地方債現在高につきましては、これは256億5,210万9,000円でございます。それから、経常収支比率、これが87.0％でございます。公債費比率、これが11.2でございます。実質公債費比率11.6でございます。これにつきましては、見込みというふうに考えていただきたいというふうに……

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（池之上幸夫）

地方債現在高でございますね。これにつきましては、まず一般会計のほうでは今申し上げたとおりでございますが、特別会計のほう、合計で38億5,031万円でございます。合計しまして、295億241万9,000円ということになります。

それから、財政運用と財政の状況についてでございますけれども、24年度当初予算につきましては、歳出総額が先ほど申し上げました215億6,000万円に対して、不足する額を市債39億4,910万円、基金取り崩し７億9,237万9,000円で対応し、予算

を編成したところでございます。

財政運用は、可能な限り自立した財政運営の確立を目指すことが重要でありますが、合併による県からの合併特例交付金は22年度で、国からの合併補助金は平成23年度で終了しました。普通交付税の特例交付についても平成27年度で終了し、その後、５年間にわたって段階的に減額される予定ですので、先ほども申し上げましたが、28年度以降を見据えて、歳入の確保や歳出の削減を図り、将来にわたって安定した財政運営を図っていくことが大切であると考えております。

財政状況につきましては、自主財源である市税が23年度に対して9,127万5,000円の減となっております。依存財源については、国庫支出金１億914万1,000円の減、県支出金３億7,740万円の減が主なものであります。これらの減に対応するために、財政調整基金等の基金繰入金を７億9,237万9,000円を計上したところでございます。

また、市債につきましては39億4,910万円を計上し、市道等の整備等を行っているところでございます。

平成24年度当初予算後の起債残高は269億6,982万2,000円となります。過疎債や辺地債、合併特例債などの交付税措置が高い起債を活用しているところであり、今後もこういったところに注意してまいりたいというふうに思っているところでございます。

基金については、主なものとして、財政調整基金が６億575万4,000円、ふるさと開発基金が１億7,000万円を取り崩し、土地改良事業基金を8,973万円、まちづくり基金を２億210万5,000円を積み立てますが、特定目的基金全体では３億9,410万1,000円減の75億2,407万1,000円となっているところでございます。

それから、交付税の関係でございます。

地方交付税87億2,000万円の算定の考え方についてということでございますが、普通交付税が前年度当初に対して0.2％増の84億2,000万円、特別交付税については前年度同額の３億円を計上しております。

普通交付税の算定については、個別算定経費や公債費、包括算定経費などを、人口や道路延長などの測定単位に本市の状況を加味し、単位費を掛けて算定されますが、国の予算が前年度に対して0.5％の増でございます。平成23年度の交付実績や国の今申し上げました状況等を参考にして、予算額を先ほど申し上げましたような金額を算定したところでございます。

特別交付税につきましては、それぞれの自治体の特殊な財政事情により交付されるものでありますので、昨年と前年度同額ということで計上したところでございます。

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（池之上幸夫）

普通交付税につきましては、補正７号で、当初84億で組んでおりましたが、88億、ちょっと記憶しておりませんが、それを超える金額を追加いたしました。

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（池之上幸夫）

はい、そうです。

なお、これにつきましては、特に交付税がふえたということではなくて、当初で組んだよりも決定がありましたので、その分を補正７号では組んだと。ただ、特別交付税のほうがまだ23年度では当初の３億で、ことしもそうですが、いっておりますので、残りの分がどれくらい来るかというのがちょっとまだ未確定でございます。その分等がちょっと不確定要素だということは言えると思います。

それから、県支出金のこれが大幅な減になっているがということで、３億7,740万、20.8％の減となっていますが、これはいずれも事業費の減に伴うものであります。中身としましては、大隅農産加工センターの整備事業費の補助金、あるいは食肉等の流通体制整備事業補助金、これはくみあいチキンフーズのものですが、それから農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業補助金、こういったものが減になっているのが主な原因でございます。

以上でございます。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

まず、振興計画、過疎計画ということですけれども、24年度予算ということで、総合振興計画については、当初予算の24年度、整合性がとれているものと思っております。過疎計画については、平成22年の９月議会で、22年度から27年度までの６年間の計画を私どもお示ししまして、毎年６月の議会に年度の事業費等の変更等をお願いしているものでございます。

23年の６月に変更をお願いいたしておりますけれども、その中で24年度の過疎計画のほうが数字もということでしたので、54億3,575万6,000円の計画でございます。23年の６月時点でございます。そのうち、今回、24年度当初予算に計上されております事業が45億9,808万、それとソフト分についてもということです。そのうちにソフト分が、４億131万円がソフト分の事業かと理解いたしております。

続きまして、廃屋解体、リフォームについてでございます。

24年度の予算につきましては、前年度等を比較しまして、24年度については要求をいたし、それがそのまま載っているわけでございます。

それと、廃屋についての対象戸数ということで、今現在、集計中ですので、ちゃ

んとした数字をちょっと時間がかかりますので、はっきりした数字は申し上げられませんけれども、前回、空き家の調査で自治会長さん等を通じて協力いただきました数字ですけれども、その中で住宅だけを申し上げます。曽於市内に住めないだろうと判断されるのが523棟という数字を得たところでございます。今後、これがちゃんとした数字が上がってくるのではないかと思っているところでございます。

それと、実績ということでございます。

まず、廃屋解体、３年間分でよろしいでしょうか。平成21年度が34軒、補助額741万7,000円、22年度76軒、1,729万8,000円、23年度、今現在ということで御理解いただきたいと思います。61軒、1,493万円の補助額。リフォーム、21年度32件、374万、22年度91件、976万9,000円、23年度88件、932万ということです。

続きまして、交通対策についてでございます。

新年度予算での見直しとか、そういった改善点というようなことですけれども、基本的には22年度に路線時刻等の見直しをやっております。24年度目が３年目に入ります。大隅地区も入れて、思いやりタクシーを全線走らせたのが平成19年度、それから３年して見直しをしたところです。

平成24年度については既存の路線を走ることになりますけれども、24年度で実績の乗車数等、悪い路線等を見直しながら、これを基礎にしまして、25年度から、議員さんもおっしゃっていましたいろんな先進地研修をされたということで私ども、資料をいただいておりますけれども、デマンド交通とか、そういった対応もできるのではないかということで、１路線ぐらい試験的にやってもいいんじゃないかということで、今、担当と私どもで一応話はいたしているところでございます。

利用者をふやすには、見直しだけではいけないんだろうかと、それは言われるとおりごもっともなことだと思っております。私どもも、各地区、高齢者につきましては、80歳以上の女性の方々がほとんど利用されると理解いたしておりますけれども、やはり役所に来られたときに、そういった形の要望等も聞いております。また、議員さんの方々についても、こういった少々の改善点はということで、私どもも今までも対応いたしております。

しかし、路線を急に変更をするというのは、運輸局の許可等がございますので、やはりちょっとこれについては時間が必要かと思っております。

そのほかの見直しだけではないという形で、22年度から免許返納をされた方々に３年間の無料乗車券を渡しているところでございます。22、23、累計で176名の方々に一応交付をして、思いやりタクシーで市内どこへでも移動をできるような配慮もいたしているところでございます。

交通対策については、以上でございます。

続きまして、パークゴルフ場等の関係でございます。

環境調査、特別委員会でも、私も何回か御説明いたしております。議員さんの皆様からも御指摘等のとおり、悪臭等については私どもの不手際であったと答弁いたしておりますけれども、３月30日までの悪臭の調査、これも特別委員会で申し上げましたとおり、調査をさせていただきたいと、悪臭についてだけです、これについては。

予算の措置については、プロポーザルの予算が残っておりましたので、この予算を流用させていただいて、悪臭だけについては取り急ぎさせていただきたいと。そして、私どももこういったデータを欲しいということで、お願いをしたいところでございます。

それと、ハエ等につきましては、環境の調査をされる業者さんに一応一、二点アドバイスをいただいたんですけれども、今の時期はやはりハエの調査等については不適格な時期だということで聞いているところでございます。それで、年が明けまして４月、５月、そういった梅雨どきのちょっと手前、それぐらいが一番ベターな期間だということで御指導いただいておりますので、今後、補正等で対応いたして、ハエ等については補正等で考えております。以上です。

それと、埋蔵文化財ということですけれども、教育委員会のほうから、私どもも調査についての依頼をいたしております。あそこについては分布調査の必要があるんじゃないかということで、回答をいただいております。この時期としましては１週間程度の分布調査を必要ということで、回答を得ているところでございます。

○２１番（徳峰一成議員）

予算は。

○企画課長（岩元祐昭）

予算は教育委員会の予算ということで、伺っているところでございます。

続きまして、パークゴルフ場等の排水対策の調査状況ということでございます。

前回の一般質問にもお答えいたしましたとおり、調整池を２カ所ほど、プロポーザルでは設けるというような形になっております。それで、既存の田んぼの川があるわけですけれども、そこに受けとめてから流すというようなことで、これで対策というようなことで考えているわけですけれども、今後、実施設計等によってはまたこれが変更になるかと思っておりますので、現時点での考え方についてはこれで、配水池で受けとめるということが排水対策の第一だと考えているところでございます。

それと……。

○２１番（徳峰一成議員）

測量は全部同意がされているか。

○企画課長（岩元祐昭）

地権者、測量の同意ということですけれども、今回は測量は入っておりません。

○２１番（徳峰一成議員）

去年の11月か。

○企画課長（岩元祐昭）

はい、去年の11月の分です。測量は設計業者さんのほうではいたしておりません。私どもが地権者にお願いしたのは、山に立ち入らせてくださいというお願いをいたしました。それで、業者さんについては、私どももいろいろと資料を高低差の図面等もやりまして、それで現地を確認したいという業者さんについては中に入らせていただきました。地権者の持っていらっしゃいます木々について印をつけたり、傷をつけたりとすることは一切なかったと思っております。

地権者の同意がなかったと議員のほうに連絡があったということをお聞きしましたけれども、もし差し支えなければ、私どもに教えていただきまして、お断りを入れさせていただきたいと思います。

それと、用地費の関係でございます。

算定の基礎ということですけれども、まず3,800万円の立木の伐採委託ということでございます。これについては、森林組合様から見積もりをいただきまして、全体を切るになるには7,600万かかるということで、開発というのは約半分と考えておりますので、3,800万円という数字を上げたところでございます。

それと、補償費でございます。870万円につきましては、お茶の補償費でございます。これは、市のお茶の補償費等についてを参考にしました。お茶畑の面積が5,372m^2あると思います。平米当たり1,620円の補償をするんだということでお伺いして、上げたところでございます。

あと立木補償については、森林組合様からのアドバイス、それと見積もり価格をいただきまして、3,448万云々という数字を今回計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

（何ごとか言う者あり）

○企画課長（岩元祐昭）

申しわけございません。これにつきましては、パークゴルフ場、フラワーパーク等のアドバイスといいましょうか、専門的な知識を持たれる方々をお願いしたいということで、10人ほどということで、10人と上げていますけれども、またいろいろな方々を紹介いただければ、やはりパークゴルフ場、フラワーパーク等の設計等に

ついても、やはりいろいろと具申をいただければと思っている委員の方々でございます。

以上です。

（何ごとか言う者あり）

○企画課長（岩元祐昭）

多分価格だと思っております。山林でございます。反当当たり大体30万ということで計上いたしております。これが30万9,128ｍ²でございます。畑については、反当100万というようなことで、予算計上いたしております。

以上です。

○議長（谷口義則）

ここで徳峰一成議員の質疑を一時中止して、昼食のため休憩いたします。午後はおおむね１時再開いたします。

―――――・――・―――――

休憩　午後　零時００分

再開　午後　１時００分

―――――・――・―――――

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、徳峰議員の質疑を続行いたします。

○税務課長（新屋義文）

それでは、24年度の税収と、その特徴についてお答え申し上げます。

新年度当初予算は、市税全体で27億5,003万3,000円の計上でございます。前年度と比較しまして、3.2％、9,127万5,000円の減収でございます。

それぞれに説明を申し上げます。

個人市民税でございます。８億6,773万7,000円。個人市民税の均等割額は、納税義務者数が150人の減により前年比1.0％、43万8,000円の減収を見ております。所得税額は、給与所得、営業所得、農業所得は景気低迷等の所得減、年金所得は若干の増と、税の扶養控除の改正がございまして、前年比4.4％、3,411万7,000円の増を計上いたしました。

法人市民税でございます。１億3,890万5,000円。法人市民税の均等割額は、前年度申告状況から見て650社、５社の減でございます。また、９号法人、均等割300万の１社減もあり、前年比4.8％、332万2,000円の減、法人割額は前年度の決算見込み額と過去の決算額をもとに、去年の９月までの実績と３月までの見込みを出しまして、前年比9.8％、792万1,000円の減を見込んでおります。

固定資産税におきましては、14億2,860万1,000円。固定資産税の土地は、前年度

課税後の地目異動と３年ごとの評価替えで地価の下落等を勘案し、前年比5.0％、2,027万4,000円の減、家屋は新築家屋と評価替えの経年による減価を見込んで、前年比11.0％、8,939万2,000円の減、償却資産は前年資産の税額に新増分と耐用年数による減を見込み、前年度比4.1％、1,251万9,000円の減となっております。

国有資産等所在市町村交付金におきましては、1,369万5,000円を見込んでおります。

軽自動車におきましては、１億2,657万7,000円を計上しました。軽自動車税は、前年度の調定台数から増減を見込み２万9,118台とし、前年比3.1％、379万3,000円の増を計上しております。

市たばこ税におきましては、１億8,821万3,000円、市たばこ税は消費本数は微増傾向でございますが、旧３級品がふえて230万6,000円の微増を見込んでいるところでございます。

特徴につきましては、市民税におきまして、扶養控除対象親族の16歳以下の年少扶養控除額33万円――子ども手当の対象の関係でございます――と、特定扶養親族16歳以上19歳未満の12万の上乗せ控除額――これは高校無償化の対象でございます――の２点が廃止されまして、その分を4,000万円ほどの増を見込んでいるところでございます。

固定資産におきましては、３年前の評価替えによりまして、土地の地価下落、家屋の経年減価が大きく、１億1,000万ほどの減収が予想されているところでございます。

以上でございます。

○総務課長（大窪章義）

それでは、職員配置につきまして御説明申し上げます。

平成23年４月１日の職員数が370名でございました。本庁が198名、大隅支所が96名、財部支所が76名でございました。平成24年４月１日の計画が職員数が359名の予定で、対前年度比11名の減となる予定でございます。新年度は、本庁が196名で２名の減、大隅支所が91名で５名の減、財部支所が72名の４名の減となる計画を立てているところです。

臨時職員につきましては、年間を通した14日以上の雇用におきましては、平成23年４月１日の職員数が149名でございました。本庁が55名、大隅支所が70名、財部支所が24名でありました。平成24年４月１日におきましては、今、各課から雇用書類が上がってきている途中でございます。予算を開きまして、その総数から申し上げますと、141名となると思っております。８名ぐらいの当初の段階では減となるだろうかというふうに考えているところです。

続きまして、光ファイバーのことでございますが、事業主を固定して前提としているという御質問でございました。

光のスタートにつきましては、岩川局、末吉局が、昨年、ＮＴＴ業者によりまして設置されたところでございます。この折、財部も同時にできないかということをいろいろ御相談申し上げたところでございましたが、やはり損益があるということで、加入率で将来の収益を上げていくということでございますので、できないということで、それではできるためにはどうすればいいのかということをいろいろ御相談申し上げましたところ、今回のような市単独の事業を導入すればできるのではなかろうかと、民設民営ということになりますが、そういうことで結論を得たところでございます。

したがいまして、大隅局、末吉局と同等の通信サービスをやりたいということで、いろいろ同業者に御協力をもらいたいということで、計上したところでございます。

この２億円の基礎でございますが、算定といたしまして、全体的に15億を少し超えるぐらいだろうかと思いますが、工事費、設備投資費と保守運用費というのがかかりそうでございます。その中で、加入率が悪いという状況を考えますと、２億円ぐらいの損益が将来出てくるというところで、損益について将来にわたる補てんをしたいということで、それを補助金として計上したところでございます。

以上です。

○教育長（植村和信）

それでは、技術職員についての配置の件で質問がございましたので、お答えいたします。

配置したほうがよいという意見をもらったところでありますが、そういう意見が出たということをお伝えしますということで答えたと思いますので、そのように伝えたところでございます。

以上です。

○大隅支所長兼地域振興課長（上迫光俊）

それでは、弥五郎伝説の里の工事について、全体事業計画と24年度の工事の中身についてということでお答え申し上げます。

まず、全体計画でございます。

計画的には、ふれあい館の入浴施設の改修等の事業、それから銅像の塗装事業、それから桜ロードの照明設備の設備事業、ジョギングロード照明施設整備事業、それから遊具設備の修繕・改修事業、それから公園の案内板設置等事業でございます。

工事の内訳といたしましては、ふれあい館の入浴施設等の改修と桜並木のライトアップ工事を24年度で計画いたしているところでございますが、ふれあい館の入浴

施設等の改修工事は、浴室の拡幅と脱衣所の改修、販売所の改装、それからボイラーの更新、電気設備の更新等でございます。それから、桜並木ライトアップ工事は、多目的広場周辺を中心に、桜の木をライトアップする計画でございます。

以上でございます。

○建設課長（高岡亮蔵）

まず、建設課で管理しております施設のトイレの改修等の件でございます。

建設課で管理しております公園が16公園ございますけども、そこに22棟のトイレがございます。これはすべて水洗化はされております。洋式化につきましては、洋式に対しての使いづらいという意見もございますので、２つあるうちの１つを洋式化しようということで、24年度では高之峯公園、財部児童公園等のトイレの洋式化ということで、３基を洋式化する予定でございます。それから、高之峯公園のトイレにつきましては、塗装をやり直す予定でおります。

そのほか、大隅地区の公園４カ所につきまして、ここは１基ずつしかございませんので、手すりの設置を４カ所予定いたしております。

それから、住宅の関係で、市営、市有、地域振興住宅を合わせて、全体管理戸数が1,165ございますけれども、そのうちの廃止とか建てかえをする102戸を除いた1,063戸のうち、水洗化がされているものが853戸でございます。これが80％でございます。そのほか、非水洗が210戸ということで、２割がまだ水洗化がされていないということになります。公営住宅関係につきましては、24年度予算の中で、中須団地の４棟16戸の水洗化及び洋式化を予定いたしております。

それから、地域振興住宅の件でございますけれども、建設予定地はということでございますが、現在、24年の１月10日から３月30日までということで、入居者の募集をいたしております。２月末時点で19件の申請がございまして、その内訳で申し上げますと、柳迫４件、檍が３件、岩北が１件、諏訪が４件、未定の方が１件、沢田が６件といった内訳になっております。そういった希望地に合わせての建設ということになるかと思います。

あと、条例の改正という件でございますけど、一応私ども入居者の募集につきましては、建設対象地域といたしましては市内全域とはしておりますけれども、括弧書きで旧３町の市街地は除くといった表現で、市の真ん中の部分は除くんだよということで広報いたしております。

それから、希望者が申請をされまして、年度が明けて私どもとしては審査会というものを開いて、入居を決めていくわけですけれども、その中の選考基準の順番の中で、第１番目に上げられるのが地域性でございます。それから、２番目が子供の人数、３番目が小学生の有無、４番目が市外住民登録の長短、５番目が子供の年齢

ということで、この選考基準の中でそういった地域性というものは尊重されていくというふうに考えております。

以上です。

○財政課長（池之上幸夫）

庁舎の関係のトイレのことで申し上げます。

大隅支所庁舎の管理費で、庁舎のほうで１基、それから別館のほうで２基、洋式化改修工事費を予算化しております。末吉のほうで、庁舎管理費で２基、これも同じく洋式化改修工事ということで、予算化をしているところでございます。

以上でございます。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

施設のトイレ改修についてお答えいたします。

福祉事務所関係は、10個の施設を管理いたしておりますが、財部交流館につきまして、３基のトイレのうち１基が和式でございます。養護老人ホーム清寿園につきましては、25基のうち３基が和式でございます。財部保健福祉センターにつきましては、12基のうち６基が和式でございます。末吉老人福祉センターにつきましては、11基のうち８基が和式でございます。末吉デイサービスセンター、５基のうちすべてこれは洋式でございます。財部デイサービスセンターにつきましては、４基のうち１基が和式でございます。大隅デイサービスセンターは、５基のうちすべて洋式でございます。財部温泉健康センターにつきましては、８基のうち３基が和式でございます。旧財部南保育所でございますが、４基のうち２基が和式でございます。旧財部北保育所でございますが、３基のうち２基が和式でございます。

なお、水洗化につきましては、すべて水洗となっております。

以上でございます。

○市民課長（切通　宏）

同じくトイレにつきまして、市民課関係の施設を申し上げます。

まず、クリーンセンターにつきましては５基ございまして、すべて和式であります。斎苑につきましては８基ございまして、洋式が３基、大隅埋立処分場が１基、これにつきましては和式です。財部埋立処分場につきましても１基、和式でございます。それから、曽於北部衛生処理組合につきましては10基ございまして、９基が洋式ということで、すべて水洗化されております。

以上です。

○経済課長（谷元清己）

トイレの改修についてお答えいたします。経済課関係と大隅・財部産業振興課関係のそれぞれ管理している施設についてお答えいたしたいと思います。

まず、末吉でありますが、箇所が多いですので、数だけ申し上げさせていただきたいと思いますが、末吉で管理しておりますのが22施設でございまして、このうち水洗されておりますのが31棟でございます。そのうち和式が67、洋式が41、身障トイレが６ということで、114であります。

そしてまた、くみ取りになっておりますのが10棟でございまして、和式が15、洋式が１で計の16でございます。

それと、大隅の所管内でございますが、水洗が４棟、和式が９、洋式が５、身障が１、計の15ということであります。くみ取りが１施設ございますが、和式が１ということであります。

それと、財部でございますが、８施設ありまして、水洗が19棟ということで、和式が23、洋式が17と、計の40、それとくみ取りがまだ３棟残っておりまして、３棟のうち和式が６、洋式が１ということで、計の７ということで、トータルで35施設ありますけれども、水洗が54、うち和式が99、洋式が63、身障が７、計の169基、それとくみ取りが14棟、うち和式が22、洋式が２、計の24ということで、合計で68棟、そのうち和式が121、洋式が65、身障が７、計の193ということになっております。

それと、改修の計画でありますが、諏訪研修センターがまだくみ取り式になっておりましたので、ここがまだ和式、研修室内のトイレ、また加工室外のトイレということでありましたが、これを今回水洗化するということで、予算工事費に1,080万、また設計委託で80万ということで、1,160万円をお願いしているところであります。

以上です。

○畜産課長（神宮司寛）

畜産課関係のトイレの管理につきまして御報告を申し上げます。

財部の産業振興課が財部畜産センターを見ておりますが、２棟ありまして、水洗でございまして、和式の６、それから末吉でございますけれども、末吉の畜産センターでございますが、１棟の和式２基でございます。これはくみ取り式となっております。

それと、有機センターでございますけれども、１棟が和式の１基でございますが、くみ取り式でございます。それと、事務所にございますけれども、和式の１ということで、これは水洗化にされております。

以上です。

○耕地課長（吉田誠得）

耕地課関係でございますけれども、まず大隅産業振興課のほうで大隅農村環境改

善センター、これがセンター内と外便所がございますけれども、全部で５基ございまして、和式が４、洋式が１でございます。

あと、財部産業振興課のほうで管理しておりますいきいき親水公園が２棟ございまして、全部で７基ございますけれども、和式が６基、身障者用トイレが１基ということでございます。すべて水洗化されておりまして、ただ予算措置については行っておりません。

以上でございます。

○水道課長（福岡隆一）

水道課関係のトイレにつきましては、下水道浄化センターに和式が１基ございまして、これにつきましては水洗化されているところであります。

終わります。

○教育委員会総務課長（安田徒務）

教育委員会総務課のほうで管理いたしておりますトイレでございますが、総務課では各小学校、中学校、26校でありますが、合計で便器数が654基あるところでございます。そのうち和式が526でございます。その中で、481基が水洗化されているところでございます。それから、洋式でございますが、洋式が92ありまして、そのうち90基が水洗化されております。

また、身障者用のトイレでございますが、36基ありまして、そのうち35基が水洗化されているところでございます。

以上でございます。

○社会教育課長（中峯健一郎）

社会教育課所管施設41施設ありますが、その中でトイレ改修については年次計画で行っていく予定です。

まず、トイレの水洗化についてですが、水洗化されていないトイレが６施設あります。そのうち来年度、末吉北部地区青少年館、北部地区研修センター、岩北地区研修センターの３施設分179万1,000円を予算計上しております。この施設は簡易水洗化で対応していきまして、台座つきの便座を設置する予定であります。

次に、台座つきトイレ、つまり洋式トイレへの改修については、27施設が洋式トイレがない施設です。その中で重要と思われる10施設をまず改修していきますが、来年度は末吉総合センターで男子１基、女子２基の計３基分114万円、それから大隅文化会館で男子１基、女子１基の計２基分83万2,000円、それから財部中央公民館で男子１基、女子１基の計２基分82万8,000円、計７基280万円を予算計上しているところであります。

○総務課長（大窪章義）

総務課が管轄しますものは、消防団の詰所がございます。27詰所ございますので、和式が22、洋式が５となっております。洋式化への計画は、今のところは建て替えどきということで考えているところです。

以上です。

○市長（池田　孝）

長寿祝い金について答弁いたします。

長寿祝い金は、旧町時代、３町とも70歳以上の全支給であったところですが、これはこれまでもいろいろ述べてきたとおり、合併協議会で節目支給にするということで、そして各町の議会で、そして本市となりまして、市議会で認定されて、節目支給で行ってきました。

しかし、全支給にするべきではないかということでも、いろいろ御意見、また御協議をいただいたところでありますが、22年の３月議会においては議員提案で全員支給にということで提案がなされております。しかし、これは否決されているようであります。

そのようなことから、その当時、委員会だったと思いますが、変更する案をいただいたところでありました。全員支給と節目支給に両方取り入れた形で対応したらどうかという提案でありました。それに基づいて、現在、支給をいたしております。ですので、当分はこの支給方法で継続していく方針であります。

そのような経過をいただいていますので、当分この方針で御了解をいただいて、そっとしていてほしいなというふうに思っております。私としても非常に迷った中での支給であります。どうか御理解賜りたいと思います。

ほかについては、またそれぞれ課長より答弁させます。

○副市長（末廣光秋）

高齢者見守りについての私に対する質問でございましたので、答弁をさせていただきますが、３点ほどあったというふうに思っております。

まず、１点目の骨組み、論立てはどうかということですが、これは方針のことだというふうに理解をいたしたところでございますが、昨年の９月議会で、この準備のための訪問専門員等の予算、あるいは必要経費等を補正でお願いをして、取り組んでいるところでございます。

まず、４つの方針を立てて、取り組みをするということにいたしております。自助、共助の優先をして、公助が取り組むということでございます。在宅福祉アドバイザーの活動継続と資質の向上、それから社協の活動で達成できない方への対応、災害時の要援護者管理システムの活用の充実というものを大きく柱にかけて、基本として取り組みをするということにいたしているところでございます。

それから、２点目の３人の訪問専門員で大丈夫なのかという御指摘でございますが、私ども県内の状況等も調査をいたしまして、このような取り組みをしている市町村が現在のところなかったところでございますが、初めての私どもの取り組みでございます。これがどうなのかということだと思いますが、これは実証させていただいて、見きわめていきたいと、不足するものであれば補っていきたいというふうには思っております。

現在、民生委員の方々に、必要な方々の調査をお願いいたしておりますが、その数が約320名程度ということで、今、最終的なまだ報告は聞いていないところですが、今聞きますと、それくらいの数であろうということでございます。その中に、介護保険制度がございますので、デイサービスを利用される方、それからヘルパーを利用されている方々、この方々については当然介護保険制度のほうで手だてをしていくということになろうかというふうに思っているところでございます。

それから、１週間に１回ということで、前、答弁をしたがということでございましたが、私が前に答弁いたしたのは、訪問をする専門員を週１回から、ないし２回、特別によっては３回というようなことで、私は答弁を申し上げたというふうに思っております。

アドバイザーにつきましては、従来どおりのような形で取り組みをさせていただいて、１回以上の２回行かれるところもあるし、３回行かれるところもあるし、その人によって状況は変わりますが、そういう状況の中で取り組みをさせていただくということでございます。

そして、アドバイザーにつきましては、今までは年１回報告だったというふうに思っておりますが、これを毎月報告をさせていただきたいなということで、今、調整をさせていただいているところでございます。

このような考え方で、24年度から取り組むということにいたしております。最終的には、１人当たり100人ぐらいになるんじゃないかなと、これはあくまでも今見込みでございますが、そういう考え方で取り組みをさせていただいて、状況によってまた判断を、改善すべきものはしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○教育長（植村和信）

それでは、学校施設耐震化の件について質問でございました。

平成24年度の予算についてでございますが、これは平成23年度の補正の７号で前倒しをしてございます。したがいまして、繰越明許ということでやっていくために、24年度の予算が計上していないところでございます。

それから、自転車購入の件につきましての……。

○２１番（徳峰一成議員）

耐震化計画に基づいて、予算がつきますかということです。

○教育長（植村和信）

それで、24年度については、平成23年度の補正で前倒ししておりますので、詳しくは総務課長のほうでまた答えます。

あと、自転車のほうにいきますが、自転車のほうは、統合による遠距離通学生でバス通学をしない者のみというふうに考えていたために、このような計上がしてございます。

それから、そういうことを生徒にどのように説明するのかということでございましたが、統合により遠いところから通学する生徒に補助するんですよ、市を動かしていくためには、そのことに使えるお金の範囲内でいろいろ決まりを定めて、それに当てはまる人に出してあげるのですというような説明になろうかと思います。

以上です。

○教育委員会総務課長（安田徒務）

耐震化対策についてのお答えでございますが、今、教育長のほうが申し上げましたように、補強工事につきましては、24年度は耐震工事につきましては計上いたしておりません。来年につきましては、今お話ししましたように、23年度７号補正で、国の３次補正によりまして、前倒しで予算は……。

○２１番（徳峰一成議員）

金額は幾らですか。

○教育委員会総務課長（安田徒務）

金額につきましては、3,412万5,000円でございます。

また、このほかに財部中学校の工事費を24年度７億3,495万1,000円計上をお願いしているところでございます。

なお、繰越明許によります工事につきましては、24年度、夏休み中に完了させる予定でございます。

以上でございます。

○副市長（末廣光秋）

訂正をさせていただきたいと思いますが、先ほど、私、１人当たり100名という説明をしたというふうに思っておりますが、これは市全体で100名ということで、私のほうのちょっと勘違いでございました。訂正をさせていただきたいと思います。

320名の該当者がいるんじゃないかということで、その中で介護保険等を受けていらっしゃる方を差し引くということで、最終的には100名を全体でということで

ございますので、訂正をさせていただきたいと思います。

○２１番（徳峰一成議員）

２回目の質問に移ります。

まず、市長に質問をいたします。

新年度予算を編成、そして予算提案するに当たりまして、やはり市長として、おこがましい言い方でありますけど、大事な眼目は今の市民の暮らしの実態、あるいは地域経済の実態等をどう見るかというマクロといいますか、大局の観点から正確に見ながら、そして予算を組み立てていくというのが、非常に長期的な観点から見ますと大事な点ではないかと思っております。

その点で、今の暮らしの実態とか地域経済の状況をどう見るかと、いろんな角度からの分析の方法があろうかと思うんですが、１回目で質疑でやりとりしましたように、身近な市政の予算にかかわる点から言いましても、例えば税務課長の答弁に端的にあらわれておりますけれども、市民税、個人、法人、そして市が最も頼りとしている固定資産税、特に新年度予算においては少なからず落ち込みが見られます。

総体的には、恐らく合併後、一番ある面では憂うべき予算の自主財源の中では落ち込みじゃないでしょうか、総体としてはですね。これは、軽く見るべきじゃないと思っておりますよ。特に、固定資産税が落ち込んでいるということは、やはり軽く見てはならない。つまり、前提ベースとして、市民の厳しい暮らしとか、あるいは経営環境とか、あるいは農業を初めとした産業基盤が低迷しているというのがやはり素地として、背景としてあると思うんですね。

ですから、大きなどれだけ力になるかはわかりませんけれども、やはり市としてはそうした弱い部分をかなり思い切った予算投入で活性化していくという、このことが私は決定的に大事なことじゃないかと思っておりますよ。その点をまずお聞きいたします。どう受けとめておられ、新年度予算にどういった思い切った施策を予算投入されましたか、これが質問の第１点であります。

２点目、私はそのように受け取れないんですよ、新年度予算を見る限りにおいて受け取れない。なぜかといいますと、例えば角度を変えまして、県支出金が大幅に減りました。課長から答弁がありましたように、３つ４つの施設がなくなった。それにかわる24年度はどういった形で、国、県の補助もいただきながら、市独自の予算もつけながら、農業を初めとして産業基盤の確立を目的にしてやっていくかと、それが見えないんです。事業がなくなったから、はい、終わりという、そうした対応じゃないかと思うんですよね。そうでなければ、市長、答えてください。

やはり数億円規模の、これは継続してやっていかなければ、私はなかなか今の全国的な地域経済の特徴というか、厳しい状況から見て、効果は出ないんじゃないか

と思うんですよね。それが見えないと、その方針が。関連して、２点目の質問であります。

具体的には、農業もありますけれども、特に商工業についてであります。商工振興費は金額的には幾らかふえておりますが、全体の総予算が少ないし、企業振興費がなくなっております、24年度ですね。例えば、曽於市の場合が人口が４万人であり、商工振興費の新年度予算が3,908万円であります。

曽於市と一番人口が近い、例えば南九州市、人口が３万9,000人ぐらいでありますけれども、新年度予算が9,880万であります、約2.5倍。あるいは、同じく曽於市に最も近い南さつま市、人口が３万8,000、商工振興費が、これは数百万円の総務費を含めてでありますが、１億2,500万円であります。2.5倍であります。あるいは指宿市、人口が４万4,000、新年度、24年度の商工振興費が7,837万円であります。やっぱり1.7倍から1.8倍であります。

これが新年度だけでなくて、ほぼ毎年このような２倍前後の開きのある商工振興費が５年10年と続くとどうなるかと。一つ一つの具体的な施策はわきに置きまして、やはりそうした産業基盤、商業を初めとしての受けとめ方、位置づけが私は新年度に弱いんじゃないかと思っております。そうじゃないですか、お答え願いたいと考えております。思い切った予算投入をすべきじゃないでしょうか。

次の大きな質問、関連いたしまして、財政に対する見方、考え方でございます。

私は、新年度予算を含めて見る限りにおいては、例えば普通交付税に対する見方も結果として少なく見ているんじゃないかと思っております。平成23年度の７号だったですか、３月議会に提案されました４億数千万円の普通交付税の増額についても、増額になったからうれしい、いいことだとは単純に私は受けとめておりません。こうした大きな普通交付税がいわば最終補正で出てきたということは、そもそもの当初予算においての組み立て方、算定が間違っていたんじゃないかと思っております。

それが、国が人口が少ない自治体に対して数億円も見込み違いの、国の方針が変わっているわけじゃないわけでありますので、財政施策が、見込み違いがあるんじゃないかと思っているんですよ。それが新年度予算にどれだけ生かされているか。ですから、やはりそのあたりはもっと研究の余地があるんじゃないかと思っております。お答えを願いたい、これが質問の第１点。

それから、第２点目は、やはり先ほどの暮らし問題と関係いたしますけれども、しっかりと新年度で普通交付税を初めとして、もっと綿密な予算編成を行って、そして可能な限り、産業基盤、あるいは暮らし関係の予算にお金を予算を投じるべきじゃないかと、もっと予算を投じても、私は財政上も問題ないと思っているんです

よ。その位置づけが弱いんじゃないかと思っております。お答えを願いたいと考えております。

次に、振興計画の関係でも質問をいたします。

課長答弁でありましたように、例えば過疎自立促進計画の現在の24年度の事業費が45億9,800万、約46億円で、計画が54億3,500万であります。54億3,500万円の中で、課長答弁では新年度予算に45億9,800万、約46億予算計上されているようでありますけれども、やはり９億円近いギャップがあります。過疎自立計画がすべて網羅化されておりません。

以前の10年20年の過疎計画は、何もかも過疎計画にぶっ込めということで、こうした開きがあるのは当然でありますけれども、やはり現在では厳しくいわば査定した段階で、検討した段階での私は過疎促進計画でなければならないし、曽於市の場合はそうあるだろうと思っております。それを考えるならば、やはり９億円という開きはいかがなものかとも思っております。

先ほどのもっと暮らしにお金を回せという観点からも、計画は大事にすべきじゃないでしょうか。せっかくの過疎債でありますので、この点でも御意見、コメントを伺いたいと思っております。

次に、財政指標について、担当課長からお答え願いたいと思っております。

第１点は、合併特例債は24年度は幾らでありますか。あわせて、24年度を含めた合併特例債の総額について。

２点目、過疎債は、先ほど答弁がありましたね。そして、２点目は、新年度予算における自主財源比率は何％でありますか。

最後に、３点目は普通建設事業費、24年度は何億円で予算を立てておりますか。普通建設事業費、これについての指標を答えていただきたいと考えております。

次に、飛ばしまして、職員配置について質問をいたします。

担当課長から説明がありましたが、これは当然計画にのっとっての新年度の考え方であろうかと思います。質問の第１点は、昨年の決算委員会で議会に対して、24年度４月１日に向けての職員配置の計画表が一応出されました。ここの手元にありますけれども、基本的にはこれを踏まえての市の考え方ということで受けとめてよいでしょうか。これが確認したい第１点であります。

第２点目は、いわゆる１局集中がこれまで末吉でなされております。一方で、合併時のお互いの確認事項であります、総合支所的な方式は残すという点がもちろんあります。現在の状況から見まして、新年度において、住民サービスに対して支障、影響は出ないのかですね。出ないということでもちろん考えていると思うんですが、結果を見ないとわかりませんけれども、出ないと考えていいのかどうか、この１点

を伺いたいと思っております。

次に、トイレ問題については、総体として市長に質問をいたします。そして、教育長に質問いたします。

各課長から具体的な説明がありましたが、市長自身も各課長の報告、答弁を聞いて感じられた点だと思うんですが、やはり各課によって対応がまちまちであります。積極的に議会の指摘を受けて改善に取り組んでいるところもあるし、あるいは課によっては計画を持ちながら、これが一番大事だと思うんですね、計画を持ちながら改善に取り組んでいるところもあります。

ですから、市長に要請したいのは、全体がばらばらに対応がならないよう、もっと統一的に、そして計画的に、トイレ改修については指導をしていくべきじゃないかという点が第１点であります。

第２点目は、関連いたしまして、特にまだ水洗化されていない、しかし使用されている、今後も当分使用する見込みのあるトイレについては、急ぎこれは水洗化をしていくべきじゃないかと、これが第２点目。

第３点目は、特に台座つきといいますか、トイレがないところについては、これは計画的にやるべきじゃないかと思います。特に、教育長、これは社会教育関係に多いんですよ、施設にですね。大体、日中に利用される方は高齢者ですよ、公園も含めてですね。そこが昔式のいわばしゃがんでのトイレでありますよ。ですから、足や腰が悪い、痛い方の場合は非常にこれは難しい、あるいは面倒である。

それは計画的に予算化してすべきじゃないかと。それが、社会教育課の場合は、議会の厳しい指摘を受けて、答弁ではされている部分がありますけど、これは全体に各課も押しなべてやるべきじゃないかと思っておりますが、新年度予算で受ける限りにおいてはまだまだ不十分でありますので、トップとしての指導的な立場からの答弁を聞かせてください。

次に、光ファイバーについて質問をいたします。

ＮＴＴを前提としてのことであります。これは十分に検討されてのことであり、それはいいとか悪いとかいった質問ではございません。しかし、行政のありようから見まして、個別的に随意等でＮＴＴを多額のお金をかけて請負を今後もするのであるならば、どういった理由で、ＮＴＴに一応絞ったということは、それなりの文書での議会に対しては議会開会中に資料を示すべきじゃないかと思うんですよ。

私のところにも、電話で市民から問い合わせがあったんです、このことは。ですから、一応聞いて、口頭でしか答えられんですよ。余りいいやり方じゃないと思うんですね。文書で示してください。億単位のお金でありますので、これが第１点、３月議会中に。

それから、前後いたしますが、第２点目、理論的にといいますか、市長でも副市長でも課長でもよろしいんですが、１つの民間の会社に対して、市の予算を補助という形でやるというのは理論的には全く問題がないのかどうかですね。ないから、予算提案されていると思うんですよ。

全く問題がないのかどうかは、確認方々、素朴な疑問でありますので、お答え願いたいと考えております。指定された個人の会社に一応補助を行うというやり方は、理論的にも今の日本の法律の体系から見て問題がないのかどうか、素朴な疑問がありますので、お答え願いたいと考えております。

それから、第３点目、多額のお金を使う以上は、今後、こういった効果があります、こういった利用増が見込まれますという、そうした利用についての計画は予算と同時に示しながら、議会の了解を得る努力が必要かと思います。その点で、財部に光ファイバーの機器を設置した場合に、今後、その後、どれぐらいの利用が見込まれるのか、当然これは一番の大前提であると思いますので、検討されていると思いますので、利用状況計画について答えていただきたいと考えております。

次に、廃屋の解体に絞って質問をいたします。

市内の危険な廃屋がどれだけあるか、523棟ということでありましたけれども、恐らく実態は、課長、見る限りにおいてはそれよりもはるかに多い数だと思います。１軒当たり、同じ屋敷に２つ３つの廃屋の屋敷を抱えているところもありますので、農村部に入りますと。これは環境的な面を含めて、これはかなり思い切った私は予算投入をしても、経済効果を含めて、環境問題を含めて、これは非常に大事じゃないかと思っております。

その点で、まだ始めて３年目ですか、もっと分析が必要でありますけれども、提案として１点申し上げたいのは、今、補助基準が30万ですよね。副市長、30万ですよ。こうした、これはリフォームと私は違うと思いますよ。リフォームの場合は上限が15万でありますけれども、解体の場合は、私がよく知っているように、七、八十万、100万で済むところもあれば、150万、200万、それ以上もかかるところもあるんですよ。周囲を見るまでもなくですね。それが一律上限が30万というやり方がいいのかどうかですね。

曽於市全体をこの問題を解消、解決するためには、もっと研究の余地があるんじゃないかと思っております。そのあたりについても、研究を重ねながら、これはもっと積極的に進めるべきじゃないかと思います。長い目で見て、これは非常に大事であります。

特に、解体していただく御本人はほとんどが亡くなっておられて、御家族、遺族の方々がするのが多いと思うんですよね。そういった点でも、非常に高い評価を得

るべき施策であると思いますので、そうした補助基準のあり方を含めて見直しを進めながら、積極的に進めるべきじゃないかということで、提案と質問を行います。よろしくお願いいたします。

次の質問、交通対策については、課長から答弁がありましたので、これは25年度を見てまいりたいと思います。答弁はよろしいです。

弥五郎伝説の工事について、１点だけ質問いたします。

やはりお金をかける以上は、現在の利用と、今後こういった利用が促進が図られますという利用計画を示しながら、予算は提案すべきじゃないかと思うんですよ。いいところだから、手放しだけではいかがなものかと。事業をすることによって、より多くの利用が見込まれますと、そうした利用計画を示していただきたいと思っております。これが２回目の質問であります。

次に、フラワーパークについて質問をいたします。

まず、悪臭をわずか１カ月間で、実際は２週間ですよ、この調査を終わるというのは、どう見てもこれは理解、納得ができません。本当に３月31日で悪臭の調査は終えるというのですか。悪臭というのは、時期等によっても風向きによっても違うし、そんな簡単に広大な地域、調査を結論づけることはできないと思うんですが、これが第１点であります。

それから、細かい質問でありますが、プロポーザルの余ったお金を流用すると。流用するとは、一般的に、１つの予算はあったけども、足りないからほかの項目から予算を持ってくるというのが一般的な流用だと思うんですよね。もともと悪臭の予算がないのに、そこにゼロ計上のところに流用するというのは、これは一般的に行政として違法か云々は別にいたしまして、いかがなものかと思いますよ。この点についてもお答え願いたいと考えております。

それから、ハエについても、補正予算というのは４月以降になりますね。これはいつの補正予算を考えていますか。そして、４月、５月、２カ月間でこれも結論づけるというのも、これもいかがなものかと。余りにも事を急ぎ過ぎていると思っておりますよ。さらに、ハエだけじゃなくてカラスの問題もあるでしょうから、これも再度答えていただきたいと考えております。

それから、埋蔵文化財は飛ばします。

配水池について、排水問題についても、調査されていないから、これ以上の質問はできないんですけども、これは早急にやはり調査はすべきじゃないでしょうか。これも悪臭、ハエ以上に、予算的には下手したら大きなお金がかかりますよ、これは。

あそこの白毛川というのは一種の小川ですよね。私も何回か、以前から調査に行

っている地域なんですけども、小川ですよ。ここに芝生だけでも10haを超えるところから、大量の200㎜を超える水が出てきて、調整池だけで対応できるかどうか。対応できない場合はこの小川をどうするか、このあたりももっと早急に研究した上で、本来だったら予算提案をするんだったらすべきだと思うんですね。非常に後手後手に回っているんじゃないかと思っております。コメントがあったら、お答え願いたいと考えております。

あとの予算云々は総務委員会で審議されるでしょうから、飛ばします。

それから、長寿祝い金について質問いたします。２回目の質問。

私たちの周りの市民の市内の高齢者の状況を、市長はよく考えていただきたいと思うんですね。85歳以上が全支給でありますけども、大体80歳の後半から90歳代になりますと、多くの方々が入院とか、あるいは介護施設に入所されているとかいう方が、かなり多くの方々ではないかと思うんですよ。そうした方々は、長寿祝い金を受け取るとしても御家族がいただく、一種の介護手当的な側面があろうかと思っておりますよ。それが悪いというわけじゃないんだけども、やはり元気な方々にそれがしの、5,000円でなくてもいいから、長寿祝い金を支給するというのは、私は実態に合ってしごく当然じゃないかと思うんですよ。

共産党議員団は70歳以上と言っていますけども、例えば80歳を超えたら、ほとんどの方々は自覚症状として自分は高齢者と思っていると思うんですよ。80歳の方々が、自分はまだ壮年だと言う人はまず少ないと思うんですね。そうした元気な方々に毎年、金額はともあれ、祝い金を支給するというのが本来の私は長寿祝い金のあり方だと思うんですよ。その点で、70歳とはここで言わんけども、85歳をもっと年齢を変更していいんじゃないですか。

そうでないと、今のところ介護手当的な側面が私は強いように、実態を見る限り思っております。個人的には、私の親もそうした対象年齢の１人でありますので、そのように思っております。受け取るのは家族なんですよ。本人は入院したり、施設に入っていたらですね。再度、実態を見た上で、答えていただきたいと考えております。

あと、高齢者見守り対策について、一、二点、副市長に質問をいたします。

副市長、基本的な論立てと、やっていこうという方針は共通の認識であり、評価をいたします。しかし、月に１回しか見回りをしないという点は、せっかくこうした事業を行った以上、いかがなものかと思っているんですよ。最低１週間に１回ぐらいは、必要とされる方々は当面見回りを行っていくという、そうしたことも同時並行的に予算投入を行いながらやるべきじゃなかったのか、今後、補正でも組んでやるべきじゃないかと思っております。

そうでないと、そうした方々は毎日一生懸命生きて、そして一方で入院したり、あるいは施設に入ったり、死亡されたりしているんですよ。現実に、そうした方々でありますので、これが第１点。

第２点目は、ベースとしてはアドバイザーをベースにしていきたい、これを否定するわけじゃないんです。しかし、それで果たして今後、もっと肉づけをして、充実させていく方向で、論立て、骨組みとして大丈夫なのかという点があるんです。

私は、２点目の質問と提案でありますけど、もっとアドバイザーを中心としながらも、複眼的といいますか、失礼ですけど、複眼的な考え方、思考でもって、例えばシルバー人材センターの協力もいただくとか、あるいは全国で見られますけども、民間で積極的にやる気のある人たちが団体を立ち上げまして、そこにお金を出しながら一緒にやっていくという、２つ３つを組み合わせながら、アドバイザーをもちろん中心としてもいいでしょう、しながらも複合的にやっていくやり方が、私は、余りにもすそ野が広いですので、対象者がですね、やっていくべきじゃないかと思っております。これが第２点目。

３点目、そのために、今の方々をどのように今後、24年度、25年度、26年度もというか、計画はやっぱり議会に予算を提案された以上、示すべきじゃないかと思うんです。計画があったら報告してください。なかったら、やはり今後の中長期の計画を、市の意気込みも含めて出すべきじゃないかと思っております。以上が提案と質問であります。

次に、地域振興住宅について、くどいようでありますけども、納得、合点がいかないですので、質問いたします。

課長答弁では、市街地は除くとありました。また、選考基準の中でも、地域性を含めて数項目ありましてということでありました。それはそれでいいですよ。いいですけども、そのための条例を補うための規則なり要綱がありますか。規則があったら、示していただきたいと思っております。なかったら、ここは本会議の論議でありますので、しっかりとした規則等もつくりながら補う形で、答弁はすべきじゃないでしょうか。それを踏まえて、今後、また論議をさらに発展させていきたいと思っておりますので、答えていただきたいと考えております。

次に、教育委員会の技術系職員の配備については、教育長の姿勢は落胆いたしましたので、答弁はよろしいです。

あと、自転車購入について、１点だけ質問をいたします。

教育長、これは個人の見解じゃないと思うんですけども、合併の統合時のことを引き合いに出されましたけども、統合してから何年たちますか。南之郷中学校の統合でしょう。40年ですよ。40年前のいきさつを延々と引きずって、そして通学生の

距離によっていわば分けていると、言葉はきついですけど、これを差別化していると、それを教育行政のトップがそういった答弁をしていると、情けないですよ。

わずか百数十万の予算増額で済む問題なんですよ。本当に、今後ともそれを踏襲する考えですか。40年前の合併の南之郷中学校時の統合のいきさつを合併後の現在も、あるいは今後も、私はこれではとても納得ができんですよ。わずか百数十万の、再度答弁していただきたいと思います。教育長の名において答弁してください。

以上です。

○議長（谷口義則）

ここで10分間休憩いたします。

―――――――・――・―――――――

休憩　午後　２時０３分

再開　午後　２時１３分

―――――――・――・―――――――

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、徳峰議員の質疑を続行いたします。

○市長（池田　孝）

私のほうで答えられる分を答えて、また不足している分、漏れた分についてはそれぞれ担当課長より答弁させたいと思います。

まず、予算編成に当たっての考え方、暮らしの向上、地域の経済を考えていないんじゃないかというような意見でありますけれども、施政方針でも述べましたように、５つの方針に従って、これは考えながら取り組んだところであります。ですので、何も無視した状態でやっておるわけじゃないということで考えております。

固定資産が減っておるがということでありますけれども、３年ごとに評価がえを行っております。そのようなことから、地価の下落、また家屋の経過がたってきたということで減価が大きくて、１億1,000万円程度の減収を見込んでおるということであります。

県支出金の考え方でありますが、先ほども担当課長からも答弁したように、昨年度は特に大隅のほうのチキンフーズ、経済連が取り組まれた、これが大きくあったところであります。それが今年度は工事が終わって、ないということで交付税が減った。しかし、市としては、また森林組合の今回施設の整備に対する、これは補助金ですが、6,232万円入れたということであります。

そのようなことで、特にチキンフーズのものが大きかったために、大きく減価したようになっておるというふうに思っております。

そしてまた、金の出し方が小さいんじゃないかということでありますが、思い切

って出せということでありますけれども、これも合併特例債もこれは時限立法であります。その後のやはり安定という考えたときには、基金もできるだけ残しておったほうがいいだろうというふうに思っているところであります。そのようなことを考慮して、基金も積み重ねております。

過疎債等については、担当より答弁させます。

トイレがそれぞれの課でまちまちであるんじゃないかということでありますが、計画性を持って統一すべきだ、また水洗はということでありますが、くみ取りで残っている分というのは古いやつで、建てかえが事前に来ておるというような施設が多いかというふうに思います。そうしたものは、水洗化することはちょっと控えさせていただきたい。しかし、長もちする、もっと長く使わなければならないものについては、これは改善をしていきたいというふうに思っております。それぞれ計画性を持って、今後、取り組んでいきたいというふうに思っております。

○２１番（徳峰一成議員）

それは台座つきトイレですか。

○市長（池田　孝）

それも、今後、計画的に取り組んでいきます。

それと、光ファイバーですけれども、随意契約でということでありますが、先ほど総務課長から答弁いたしたような形で、大隅と末吉の２局を先行した形で、これは市が取り組んだわけでもありませんが、ＮＴＴでやられた、やはり議員が先ほどおっしゃったような形の中で、財部地域だけ残すわけにいかない、やはり旧３町の均衡性を考えた中で取り組みたいということで、いろいろ相談した結果、最初は３億円ということでしたけれども、やはり末吉、大隅地域と同じような形態の中で会社がやっていただきたい、曽於市の資産として取り入れるんじゃなくして、補助金でやったほうが、災害が発生したときとか、または故障が出たときに、やはり会社のほうで持っていただくほうがいいだろうということで、随意契約の方向で今進めているような状況であります。

利用見込みについては、ちょっとこれは把握しにくいだろうというふうに思います。

家屋の廃屋の問題でありますが、これは特別的に交付金が来たときに取り入れた事業でありますが、これも収支はないわけですが、市単独で取り組んでおるところであります。ですので、何とか取り組んでいただきたいという最低制限の価格で、30万という補助金を出しております。これが財政的にまだ収入があるようであれば、議員のおっしゃる方向で検討ができるかと思いますが、当分はこの方式でやっていきたいというふうに思っております。

弥五郎の里ですけれども、非常に老朽化もしておりますし、また利用増を見込んだときに、どうしても改修したほうがいいだろうというふうに判断をいたしたところです。これはプロジェクトチームをつくって、これまでどこをどのように改善していこうかということで、長い間、時間をかけて取り組んできたことであります。

ですので、利用増というのは幾らかになるのかということの数字的なものは見えないだろうと思いますが、それなりにおふろの場合は今の利用よりもふえるであろうというふうに考えております。

また、利用される方が、広くなったりすると、満足感というのが出てくるのではないのかなと、利便性が出てくるというふうに思っております。

パークゴルフとフラワー公園でありますが、私はこれもやはり経済効果、地域の経済浮揚につながるというふうに思っております。この前の一般質問でもお答えしたり、また特別委員会でもお答えしたとおりであります。

臭気についての量はいかがなものかということでありましたが、今、委託費を持っておるわけであります。ですので、これがまだ残があるという形のもとで、やはり同じ委託費として、これは流用できるというふうに、目的が少し違うかもわかりませんが、何度も企画課長が臭気環境については配慮が足りなかったと、申しわけありませんということを言っているとおりであります。

これについては、私たちの配慮が足りなかったというふうに思いますが、議会のほうから環境問題もどうなのかということですので、専門の業者に委託の方向で考えていきたいというふうに思います。

ハエとカラスまで言われると、カラスが出てきた、それはまた次は何が出てくるのかなというふうに思います。そこまで調べる調査をしなければならないのか、いろいろ市には施設をつくってきましたが、そこまで調査をいたしたものはないというふうに考えております。足りないときは、新年度の予備費で調査をさせていただきたい。６月議会を過ぎるようであれば、補正でお願いを申し上げたいというふうに思っております。

排水については早急にということでありますが、これはまだ基本設計ができておりません。これは基本設計をつくるときに、川の状況、流域、いろいろと見ていただいて、調整池をどうするのか、いろいろと検討していただきたいというふうに思っているところです。これは専門の業者にちゃんとさせるべきだというふうに思っております。これは25年度の、24年度で基本設計だったっけ、基本設計のときにしっかりとした形で、流域やら排水についても検討してまいります。

長寿祝い金でありますが、元気なうちになくてはならないものじゃないのかということでありますが、先ほどお答えしたとおりで、私としてはこれ以上答えられま

せん。介護的な人もおるわけですけれども、これは生活費じゃないというふうに考えていただいていいんじゃないかなと思っております。

長寿されたから、お祝い金として節目支給という形と、全支給の形で配布しておるということであります。ですので、これは議会からの提案を私はすべてのんだ形で、今、支給しておるというふうに思っているところであります。

ほかについては、それぞれ答弁させます。

○副市長（末廣光秋）

高齢者の見守りについての２回目の質問で、３点ほどあったというふうに思っておりますが、まず先ほど申し上げましたように、４つの方針を立てております。基本的には、やはり自助、その次が共助、そして公助というのが流れであろうというふうに思っております。

質問でございますが、週に１回ということで今質問があったところですが、当然、私が先ほど申し上げたのは、訪問専門員による必要な方については週１回から２回、場合によっては特別な場合は３回行きますよということで、再三答弁を申し上げているということでございますので、そういう方向で取り組みをするということでございますので、アドバイザーとは違った形でやりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。週１回以上は、必要な方については訪問専門員を送るということでございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それから、アドバイザーのこともありましたが、人材センターあたりを使ったらどうかという御提案でございましたが、私どもはアドバイザーがやはりベースにならなければ、この事業は進まないというふうに思っております。アドバイザーのあり方については、前の質問も前回の議会でも質問があったとおりでございますが、なかなか地域の方々が忙しい中で協力をいただいております。ここあたりについては、長寿クラブ等の協力もいただけないものか、ここあたりも検討しながら、今後、アドバイザーのあり方については社協と協議をさせていただきたいというふうに思っているところです。

それから、24年度以降の計画を立てるべきではないかという御指摘でございますが、当然、私どもは、先ほど申し上げましたように、24年度から取り組むわけでございますので、取り組む中でいろんな問題点、検証すべき点が出てくるだろうというふうに思っております。その状況につきましては、取り組み状況を検証しながら、次年度以降の分についてどうするかというのは検討はしなきゃならないというふうに思っておるところでございます。現段階では、まず取り組みをさせていただくということをお願いをしたいということでございます。

以上です。

○建設課長（高岡亮蔵）

地域振興住宅の規則についての御質問でございました。

曽於市地域振興住宅条例施行規則というものがございますけれども、その中では事務処理の方法と、その様式並びに審査会の設置等について定めておりまして、地域性に関する記載はないところでございます。

○教育長（植村和信）

それでは、社会教育施設のトイレに関することのお尋ねでございました。

考え方は本当に私も議員と同じで、おっしゃるとおりで、一刻も早くしてさしあげたいところでございますが、いろんなときに答弁しておりますとおり、施設本体の改修も大きな課題でありますので、そこらとのバランスも考えながら、できるだけ早目に進められるように、年次的に計画を組んでいるところでございます。

それから、自転車の件でございますが、合併時のすり合わせにつきましては、議員のおっしゃった南之郷関係じゃなくて、今回、曽於市誕生に伴うときのすり合わせを参考にしながら、ここも線引きをして進めないと、なかなか収拾がつかないということでの今実行でございます。

以上です。

○財政課長（池之上幸夫）

合併特例債の本年度の金額は幾らかということでございますが、基金造成も含めて申し上げますけれども、18億5,820万でございまして、累計で96億7,620万円でございます。それと、自主財源比率ですが、これは21.2％でございます。それと、普通建設事業は幾らかということですが、45億8,301万円でございます。

以上でございます。

○総務課長（大窪章義）

職員配置についてお答えいたします。

先般、全協でお示ししました基本に沿ってやっております。内容を言いますと、単独補佐の廃止、それから会計伝票チェックの見直し体制による件、それから有機センター委託による件、それから建築技術者の集約、事業縮小による事務の減による人数の減ということで、今回、配置をしたところでございます。

その中で、どうしても状態が苦しいといいますか、先が見えないというところもございましたので、臨時職員対応というような措置もしておりまして、住民サービスに影響がないように措置しているところでございます。

それから、光でございますが、民間の会社への補助の可能性でございますが、これは問題ないと思っております。

それから、効果でございますが、効果につきましては、当然、大量情報を送信で

きるものが来るわけですので、それぞれの会社、また家庭でも大量のものを送信ができるというふうになります。効果は十分にあろうかと思っております。

利用状況でございますけど、利用状況は大体70から80％のカバーを考えてもらっているところでございます。3,000世帯ぐらいの中の25％ぐらいが加入していただければ、ありがたいなと思っておりますが、これを引き上げないことには、会社としてはどこの会社も一緒でしょうけど、なかなか収益が上がらないと、四、五年ぐらいをめどに、そこあたりを利用状況をお願いしたいというふうに考えているところです。

以上です。

○２１番（徳峰一成議員）

再々質問したのは、なぜＮＴＴかという具体的な資料を文書で議会に皆さんのところに提出すべき。

○総務課長（大窪章義）

文書の要求でございますが、先ほど市長も申し上げました、まだ業者といいますか、この見積もりをいただいただけで、そこまでの話はまだ進んでいないところで、こちらの市の希望ということで、市長が申し上げたところでございます。

○２１番（徳峰一成議員）

名前が入っているんですよ、予算に。

○総務課長（大窪章義）

これが入っていたわけというのをちょっと聞いたところなんですけど、光を張るときに、光の交換局をどこかにかつくらなきゃいけないと、そのためにはＮＴＴの交換局をいじるんであろうというふうに考えていたところで、この名前が出てきているところでございます。

それから、そこをいじらなくてもできる方法はあるということを聞いておりますので、今後、そこあたりはまた調査をして、検討してみたいなというふうに考えているところです。

○２１番（徳峰一成議員）

新年度予算にどれだけ産業政策、あるいは暮らしにかかわる対策予算を充てるかについては、水かけになりますので質問はいたしませんけども、１点だけ答弁漏れがありましたので、市長、新年度予算は商工振興費が予算が類似団体といいますか、人口規模が、県内の市に比べて約半分以下であると、これは毎年のことであるようでありますけども、これはいけないんじゃないかと、どれが云々という項目になったら水かけ論争になります。総体予算が少ないんですよ。

これは旧町時代から、私は田﨑町長時代から取り上げてきた問題であります。商

工関連の予算が少ないんですね。旧末吉町でも、合併後の曽於市においても。やはりこれではいけないんじゃないかと思うんですよ。市内の商工関連の状況を見るまでもなく、ですからもっと研究した上で、それなりの曽於市にふさわしい予算は総体として組むべきじゃないかと思っております。

細かい答弁はよろしいですので、基本的な姿勢だけお答え願いたいと考えております。これは事実で照査されておりますので、予算が少ないということはですね。これが第１点であります。

それから、第２点目は、普通交付税を含めた予算の立て方というか、これが現状でいいのかどうか、もっと分析して、今後に生かすべきではないのかという点でございます。

副市長に質問をいたします。例えば、過疎計画について答弁漏れでありましたけど、２回目、54億の計画に対して45億と、差額９億円はどこから来ているのかと。それは、副市長、考えていきたい点でありますけども、過疎計画をどのように位置づけるかで違うと思うんですよね。

財政関係は副市長が一番詳しいんですけど、旧町時代から、昔は20年30年前は、中山副市長、過疎計画に何でも入れ込んでおきなさいという方式のかなり荒っぽいやり方で過疎計画をつくられていたんですよね。私は批判的だったんです、一貫して。今はそういったことは、乱暴なやり方は許されないと思うんですよ。その点から見ても、９億円というのは余りにも大き過ぎやしないかというのが、１つの側面としての疑問と質問であります。答えていただきたいと考えております。

もっと十分研究した上で計画も立てて、特に予算は計上すべきじゃないかと思います。ですから、そうしたもとで今後の基金への積み立てを含めて、もちろん優先的に考えなければいけないんですけども、過小評価するわけじゃないんですよ。しかし、それにしても、くどいようでありますけども、産業政策、暮らし向き予算が私は少ないんじゃないかと受けとめております。

付随的な質問でありますけれども、財政課長でもよろしいですが、例えば普通交付税を立てる場合に、いろんな細かい要素がありますけれども、例えば新年度から曽於市内は学校がなくなりますね、少なくなります。これは大体１年間にどれぐらいの普通交付税のこれは減額になりますか。当然、試算していて、それも予算に交付税の額に計算されて入れていると思うんですが、どれだけの減額になりますか、中学校が少なくなる分だけ。ほんの１点でありますけど、質問をいたします。

次の質問であります。トイレについては、これは教育長に質問いたします。

一般的な協調は理解できるんですけども、実際、社会教育課関係で、日常的に公園を含めて使っておられる方々はお昼でありますので、高齢者なんですよね。そう

いったところはあちこちありますよ。つまり、水洗はされていても、しゃがんでのトイレ様式であります。

ですから、決算委員会でも、これは時間的に末吉だけしか見なかったんですけども、ですからそういったところは補正予算を組んでまでも、末吉、大隅、財部を含めて、日常的に高齢者が利用される、そうした施設についてはゆっくり構えないで、やはり本年度から少なくとも１カ所１つぐらいはつくるべきじゃないでしょうか。これは現地を見たら、すぐお互い共通の認識になると思うんですね。その点でお答え願いたいと考えております。

それから、まだまだ先ほどの課長答弁は、大きな施設から本年度からやると、それはそれでいいんですけども、小さな施設であっても日常的に頻繁に利用される施設については、少なくとも１カ所に１つぐらいの台座つきトイレが必要じゃないでしょうか、その点で答弁をしてください。補正予算で対応をしていただきたいからでございます。あわせて答弁をいただきます。

自転車通学は、今回はこれ以上質問いたしません。

最後に、弥五郎伝説の里について、これは必要性について、私も合併後からずっと委員会でも申し上げてきて、これは非常に必要なことで、いいことであります。ただ、くどいようでありますけど、お金をつけて事業を進めるからには、利用計画を立てて、建設後の利用がこのようにこれまで以上によく利用されるんですよということを議会に示すべきじゃないかと思うんですよ。それは当然計画はされていると思いますので、答えていただきたいと考えております。

昨年の決算委員会でも、各施設、やはり利用計画を立てられたいということで、決算委員会の報告の中でも出されて、そして出席された末廣副市長は、委員会審議の中で記憶があるかどうか、努力しますということを言われたんですよ、各施設の収支計画については。その中で、特に新年度予算計上されている点については、計画を立てていただきたいと思います。

本日、報告ができなければ、報告をしていただきたいと思います。これは昨年の決算資料ですけれども、弥五郎の里も出されているんですよ、利用についてですね。今後、24年度はどのような利用増を図りたいと考えているか、計画ができていたら答えていただき、できていなかったら、今後、検討をしていただきたいと思います。

以上です。

○副市長（中山喜夫）

過疎債の計画と予算に乖離が９億出ているという御質問に対してどう思うかということでございます。この点についてお答えを申し上げたいと思います。

過疎化の進行する市町村、あるいは合併した市町村というのは、27年度まで、こ

れは再三申し上げておりますけれども、合併のための特別な財政支援というのが切れるものでございますので、この間にできるだけ計画されているような、考えられるようなものはこの計画に入れておかないといけないということから、それぞれの担当課は集中的にこうしてこの時期を一応チャンスということで申請をしてくるわけでございまして、そういったところが過疎計画の中に出されているわけでございまして、そうしまして、その中から各年度の予算の範囲内で予算化していくわけであります。

そこで、１つのたんすから引き出すような形で、やはり優先度の高いものから引き出してまいりましたのが45億円ということで、９億円という乖離が出てきたところでございますけども、私としましては、54億円の中から９億円ぐらいの積み残しと申しますか、こういったものはもうちょっと年数がございますので、優先順位からすると後手に回ったということで、ここがぴしゃっとくるのが理想だろうと思いますけども、容赦していただけるような範囲じゃないかと考えておるところでございます。

以上です。

○教育長（植村和信）

トイレの件についてお答えいたします。

おっしゃるとおりだと思います。ただ、財政的な裏づけが必要ですので、関係者と前向きに検討してみたいと思います。

○大隅支所長兼地域振興課長（上迫光俊）

それでは、弥五郎伝説の里のことで答弁したいと思いますが、先ほど市長が答弁されたとおりでございまして、平成24年４月現在で15年を経過するということから、施設は老朽化いたしまして、いたるところが支障を来してきているというようなことから、検討委員会のほうで施設の今後の活用についてということで検討してまいったわけでございますが、それについて計画を立てたわけでございます。

中身的には、今ある施設をリニューアルをしまして、現在利用していただいているお客様へ快適に利用していただくということが基本的な考えでございます。そのほかで、その中で当然利用者の増を図っていかなければならないということから、施設をアピールするために、幹線道路への案内板や市のホームページ、あるいは広報紙等を利用して、今後、利用増を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○２１番（徳峰一成議員）

計画はまだつくっていないということですね。なかったら、計画を立てていただきたいということだったんですよ。

○大隅支所長兼地域振興課長（上迫光俊）

具体的な数字を出した計画書はないんですが、検討委員会で今後の施設の活用についてという検討をいたしたところでございます。

○財政課長（池之上幸夫）

中学校の統合によりまして、６校が３校になりますけども、その影響額というんでしょうか、普通交付税の影響額で申し上げますと、24年度は単位費用が去年と同じということで計算してみますと、5,982万6,000円の試算でございます。

ただ、学校数の減に対する交付税の需用額については、統合する年度である24年度から25年度まではやはり参考になりますけれども、以前の６校としてみなされると。26年は5.7校、27年は4.8校、28年は3.9、29年度から３校として計算されるというふうになっているところでございます。

○議長（谷口義則）

次に、山田義盛議員の発言を許可いたします。

○７番（山田義盛議員）

時間も大分経過しておりますので、私は簡潔に質疑させていただきたいと思います。

昨年の12月議会での一般質問で質問させていただきました情報通信基盤の確立についての予算が計上されていますので、その中から質疑をさせていただきたいと思います。

予算委員会説明資料の174ページでございます。３点ほど質疑通告しておりますが、１点目の光ファイバー網推進事業補助金２億円が計上されていますが、その構築方法はどのように考えるのかという点については、先ほど徳峰議員のほうから質疑がありまして、答えが出ていますので、２億円の根拠とか、あるいはその方式、どういう形で構築するのかというのは民設民営とか、こういうのが出ているので、ここの項目については答弁は要りません。

次に、２番目でございますが、財部の中心部を整備するとありますが、その事業の範囲、エリアはどのようになっているのか、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

次に、３点目が事業の効果として、財部の中心地を整備することにより、企業誘致のための環境を向上させることができるとありますが、現時点での企業誘致の考え、それをお伺いしておきたいと思います。

以上であります。

○総務課長（大窪章義）

お答えをいたします。

中心部を整備ということがどういうことかということだろうと思いますが、先ほども申し上げましたが、町の中を中心といたしまして、全体を70から80％をカバーしていただきたいということを考えております。世帯数でいたしまして3,000世帯ぐらいになろうかと思いますが、このぐらいカバーしますと、加入率が先ほど申しました25％ぐらいは四、五年たつと可能ではなかろうかということで、枝先がどこまで延びるかということはまだ検討の課題でございますので、まだどこまでということは今は申し上げられないところでございます。

以上です。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

財部の中心部には工業団地等もございますけれども、やはりこういった光の通信網が完備されると、精密機械とか部品なんかをつくる企業もございますので、そういった図面等のやりとりに本当に好都合になるかと思っております。

また、企業誘致の関係ですけれども、今現在、１つ話があるところでございます。

以上です。

○７番（山田義盛議員）

お答えいただきましたので、まず総務課長の中心地ということについてはおおむね理解はできます。

ただ、よくお考えいただきたいんですが、今の情報通信は、前回、ＡＤＳＬというサービスが今現在やっていますよね。それはほとんど、それも中心地であります。それがサービスできる点は、例えば５㎞以上についてはサービスが行き届いておりません。これは御理解いただけたと思うんですが、そうしますと、確かに今度３町の均衡を図るために大変な予算を計上してありますが、バランスは均衡は私はとれるんじゃないかなと、これはありがたいことであると、私はそう理解していますが、よく全体のことを考えますと、中心地だけの情報通信の確立をしていきますと、その周りはほとんどほったらかしということは適当じゃありませんが、非常にサービスが行き届かないという問題が出てまいります。それについて、今後、どのようにお考えか、お伺いしておきたいと思いますが。

その１点と、企業誘致の関係、これにつきましては、これは水面下でやっていらっしゃるというようでございますから、それ以上詳細にお聞きしませんが、私が11日に閉校式なるものがあって、それにだって私は思うんですけど、企業の誘致は企業は立地条件、採算性で考えています。そして、そこに対する通信業者はもちろん先ほどからお話がありますように採算性、行政は恐らく、私を含めて議員もそうですが、議員という立場でもそうですけど、雇用の確保とか地域の活性化等々が、そ

ういうすべての条件がそろって、なおかつ立地になろうと思うんですけど、そこでお伺いしますが、この２億円の中に企業誘致のためのお金とか、そういう光ファイバー網の整備、これはあわせて入っていますか、御質問をさせていただきたいと思います。

以上です。

○総務課長（大窪章義）

お答えを申し上げます。

先ほど粗算で申し上げました総体事業の10億の中の最初の計画の中には、企業誘致関係のものは入っておりません。ただ、なぜかと申しますと、このエリアの状態をこれ以上レベルアップをするということは、企業努力の中に入っているものと思っているところでございます。

したがいまして、この２億円が10億円の中のどの部分を占めているかということは、まだ提示はないところでございます。したがいまして、精密に言いますと入ってはおりませんが、そこの事業を推進する中で、外のエリアで大きいそういうものがあると、線を延ばす努力というのは当然採算が合うと引っ張っていけるものだというふうに考えているところでございます。

以上です。

○７番（山田義盛議員）

質問ですけど、３回しかできませんから、２億の中には企業誘致のための予算が入っているかということですが、それはどうですか。

○総務課長（大窪章義）

当初の事業総額は大体10億ぐらいだろうと、不利益といいますか、損益をこうむるのがその中の２億ぐらいであろうということを申し上げましたが、その中の不利益をこうむる中には、事業主の経費というのは当初の段階では入っていないものとして、今は考えているところです。

ただし、10億のエリアというのが企業の今からのお願いする設計の中でどのようになっていくというのかは、これからそこは判断して、当然、それが広がりますと、この経費もそこの中に含まれるというような考え方を持っているところでございます。

○７番（山田義盛議員）

私が例として中谷の整備エリア、そのあたりについては今後どう考えるかということを答えてください。企業誘致とは別ですよ。

○総務課長（大窪章義）

失礼いたしました。

エリア以外のことにつきましては、今回は大隅、末吉の70から75％のエリアをしていただきましたので、同等のものということで、中谷方面の話は今のところは計画上にはないところでございます、エリア以外はですね。

以上です。

○７番（山田義盛議員）

議論がちょっとかみ合わないところもありましたけど、今、お答えいただきました、要するにＡＤＳＬのエリア外については考えていないと、あくまでも中心地をすれば、世帯数が多いので、全体的には情報通信の確立がおおむねできるという考えでありますが、ぜひ考えていただきたいのは、企業はもうかるところしか設備投資しませんから、しかし行政はやはり全市民の公平さをとらないかん、そういう考えが全然違いますよね。そういう意味では、企業は中心地しか入ってきません。今回、くどいようですが、大隅地区と、それと末吉地区を中心業者は民間でやられたので、それに対して２億円もの投資をして、財部も均衡を図る、これは十分理解できます。

今後、私が考えているのは、やはり住民の格差があっちゃいかんという考えでありますので、今後はやっぱり全体的に考えるのが行政の立場であるなと、そのように考えるから質問したわけです。質問事項はおわかりいただけましたか。そういうことで、今後のことをお伺いしたいと思います。

今、何回目でしたかね。３回目ですよね。これしかできませんので、もう一つ、企業誘致の関係については、非常に私はわかりますけど、ほかの議員の皆さんはピンとこないと思いますよ。企業誘致を情報通信の提供を準備しておって、そして企業が出てくるような条件を整えるということが、今回のここに書いてある174ページの事業の効果、ここに書いてあることだと私は理解しているんですよ。

読み上げますと、残る財部の中心を整備することにより、住民生活向上や企業誘致のための環境を向上させると書いてあるんですから、初めてですね、これ企業誘致というのをお使いになったのは。総合振興計画にも今までは書いてありません、今度は書いてありましたね。

だから、そういうことをお伺いしているので、そのために設備を投資するんだというふうに理解するが、今後、そういうのが出てきたときには新たに補正等ですか、なりますが、予算も計上するのかというのをお伺いしたので、その２点だけちょっと聞いておきたいと思います。

以上であります。

○市長（池田　孝）

エリアがあるわけですので、そのエリアの中の既存の会社からもやはり光が欲し

いと、光がないとどうもスピード感がないということで、いろいろと要望などもあるところです。ですので、やはり光を引くことによって、今の既存の会社もですが、これからの企業誘致にも役立つというふうに考えております。

また、エリアの外から、また外に企業が行きたいとか、または外の企業から欲しいと言われたときは、その企業とＮＴＴであれば、ＮＴＴの会社とのまた交渉にもなろうかというふうに思っているところです。

ですので、全市内を全エリアにするとなりますと、これは莫大な費用になるということでありますから、とりあえず末吉、大隅の２局のエリアのパーセントと同じ方向で、今回、財部の局においても市が補助金を出してやろうというふうに計画をいたしたところであります。

○総務課長（大窪章義）

合併いたしましてから、情報網につきましては第１計画といたしまして、ＡＤＳＬの３局を除いた６局を整備するということに力を注いでまいりました。この２段目が光を入れるということが、今回、したところでございます。

光が平等性がないというような意味合いだろうと、市民にとってはというふうに考えるところですが、先ほど市長が申し上げましたように、多額の経費がかかるということで、中心部だけとなってしまったところでございます。

次の第３段階目といたしまして、今後、光につきましては少し手は出せそうもないところなんですけど、課内で１つの計画を持っております。つくっております。この計画に沿って今やっておりますので、今後、財部のオフトークと行政無線等の兼ね合いも将来出てきます。第３段階の計画の中で、そこあたりはもう一回検討し直していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（谷口義則）

ここで10分間休憩いたします。

――――――・――・――――――

休憩　午後　３時００分

再開　午後　３時１０分

――――――・――・――――――

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、五位塚剛議員の発言を許可いたします。

○１６番（五位塚剛議員）

一応通告要旨を出しておりますけど、それ以外も質問したいと思います。だれに

質問するかわかりませんけど、ちゃんと聞いていていただきたいと思います。

まず、174ページの今の光ファイバーの問題でございますが、私はこの問題について、当局が曽於市内の通信網についてどうするかということを検討がされたのかと出したんですけど、内部で検討しているということで先ほど答弁がありましたが、例えば今の市長の答弁の中でも、現在使われているＡＤＳＬの中でも企業によっては光ファイバーが欲しいんだということが言われました。実際、内村工業団地がそうなんですよね。ですから、そのあたりを含めて、今後、見直しがあるのか、お答え願いたいと思います。

次に、175ページ、総務課で名誉市民の年金の問題でございます。

これも決算でも質問いたしましたが、私は基本的には名誉市民として表彰し、認定することは大変いいことだと思っております。しかし、これは例えば前町長なんかが退職金を何期ももらいながら、それから亡くなるまで毎年18万を市民年金としてあげるのが果たして市民が納得するかという問題ですね。そういう意味で、見直しを検討したのかということです。お答え願いたいと思います。

次に、今、問題になっております210ページの企画の中のパークゴルフ場の問題ですね。

この予算は、基本的には胡摩地域を前提とした予算でありますが、しかし市民の中にはこの事業には大きな反対の声があります。ですから、私たち議員は市民の代表でありますから、市民の声を聞きながら、深い議論をし、審議し、最終的には議会が判断するわけでございますが、池田市長、議会が最終的にはいろんな問題があるということで、これは予算は認めることができないというふうに決定した場合に、市長は基本的には議会の意見を尊重するのか、お答え願いたいと思います。

次に、220ページ、財政課、これは入札関係の予算でございますけど、私はこの入札は公平と、また透明性を基本的には中心にしなければと思っておりますけど、24年度は基本的には入札の契約のあり方については、資格のある業者を含めて、また指名の選定にしても公平、透明性を基本とすると考えているのか、お答え願いたいと思います。

次に、福祉は、長寿祝い金は質問しません。

次に、336ページ、福祉で、財部温泉の健康センターの管理のあり方について質問しますが、この間、かなりの議論をいたしまして、当局もこの間の指定管理については問題点は認めておられますが、しかし24年度も引き続き現在の人材センターと契約をするのか、これが確認の第１点。

第２点目は、この間、市との関係で剰余金が出た利益金は一部変換するという取り交わしがされましたが、22年度、23年度、返還金が私たちの議会の予算書の中で

どこで出てきたのか、確認を求めたいと思います。

次に、405ページ、経済課、商工関連の利子補給のあり方の問題です。

これも、再三質問いたしますが、基本的には曽於市内のすべての商工業者が、店舗改装を含めた利子補給には対象になると思うんですね。しかし、この間、市の商工会員でないと対象にしないという、これはあってはならないと思うんですけど、これは新年度、24年度は経済委員会にも相談いたしまして、委員会がこれを見直しをしなさいというふうになったら見直しをしていくのか、認めてくれるのか、これを確認を求めたいと思います。

415ページ、経済課、花房憩いの森の事業の関係でございますが、非常に当局もこの間苦労されて、利用者をふやす、経費を抑えるという意味で努力されていることは評価をしたいと思います。しかし、ずっと長年見ていると、やはり残念ながら1,300万単位で一般財源の持ち出しがずっとありますけど、今後の事業のあり方と経費がどういうふうになっていくのか、考え方を求めたいと思います。

次に、これは予定はしておりませんでしたが、谷元課長に質問したいと思います。

私たち農業委員会に、農業振興整備計画事業が359ページに出ておりますけど、12月の16日に池田市長名で、農業経営基盤の強化に促進する基本的な構想ということで意見書を求められております。この中で、曽於市の農家は１年間に250日、2,000時間程度仕事をして、所得が１人当たり420万円を実現するんだということを書かれております。２人夫婦だったら、840万の所得なんですね。売り上げじゃないんです、所得。現実、農業委員会の総会の中で、現実は相当な開きがあるんじゃないかということが議論になりました。これの市長の考え、また経済課長の実態の考えをお答え願いたいと思います。

次に、430ページ、畜産課、有機センターの脱臭棟の建築工事が出ておりますが、私は改修工事をしなければならないということはわかります。しかし、10年余りで崩壊したこれの責任問題がはっきりまだ出ておりませんけど、建設業者、設計業者を含めた瑕疵責任についてどこまで議論されたのか、一般財源がこれに相当出ておりますけど、一般財源で済むという問題で済まされるのか、お答え願いたいと思います。

最後に、教育委員会です。528ページに、末吉の総合センターの予算の問題が出ておりますが、特に今回は空調設備工事が8,730万円出ております。また、管理費も1,048万と、非常に高いですけど、実際の工事の中身をどこまで知っていらっしゃって提案されたのか、また8,730万という数字が出てくるのはどこかの業者に見積もりをとらなきゃわからないんですけど、そういうふうにしてされたのか、単なる概算でされたのか、お答え願いたいと思います。

以上です。

○企画課長（岩元祐昭）

まず、１番目の光ファイバー関連に関しまして内村工業団地ということで、議員も当然知っていらっしゃると思いますけれども、今回、企業の方々については一応光を引いてほしいという要求は受けたところです。現在、ニチレイさんについては単独で動いていると、会社の独自のやつで動いているということで聞いておりますけれども、ほかの会社については欲しいということですけれども、また今、そういった課題が見えてきましたので、関係課と今後詰めて協議をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○総務課長（大窪章義）

お答えいたします。

名誉市民年金のあり方についてということでございます。

現在、３名の方が受給されております。この条例は、旧３町の時代からのものでございまして、その中には終身までということでうたわれており、そのまま曽於市に引き継いだところでございます。

市長とも見直しといいますか、話をしたところでございますけど、やはり最初、終身と言った関係で、やはり最後までお支払いをしたいというふうに、現在の方々は考えているところです。

また、もし新たな市民栄誉賞を授けるときに、また見直しといいますか、基本的なものを話し合おうということで、話を終わっているところでございます。

以上です。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

24年度の入札の契約のあり方についてというお尋ねでございますが、入札契約につきましては、市が発注する建設工事等の指名競争入札に参加できる者の資格及び指名基準に関して必要な事項を定めました曽於市の指名競争入札参加資格及び指名基準等に関する要綱というのを定めておりますので、これに基づきまして、24年度も透明性、公平性を図ってまいりたいというふうに考えております。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

財部温泉健康センターの件につきましてお答えをいたします。

１番目に、平成24年度も引き続き総合人材センターと契約するのかということでございますが、５年契約のうちの３年目として契約する予定でございます。

２番目の一部返還金について予算書に出てこないがということでございますが、

予算書のほうに指定管理料が813万1,000円の委託料が出ていると思いますが、この金額から４年間で215万440円分の１年間分が53万7,610円ですが、これを差し引いて委託契約をする予定でございます。

以上でございます。

○経済課長（谷元清己）

お答えいたします。

まず、商工関連の利子補給の関係でありますけれども、先ほどから出ていますとおり、この補助金は設備投資、また運転資金につきましても、商工会員というようなことで限定もさせていただいておりますが、設備投資に対する利子補助金は利子の半額を３年に分けて補助するということを今までしておりましたけども、昨年度から運転資金を行動に移せるというような関係で、半分というのを削除しまして、今、取り組んでいるところでもございます。

事務処理でありますけれども、毎年１月から12月分をまとめて、商工会が借受者にかわって補助金申請していただいて、商工会へ補助金を交付して、それを借受者へ補助金を交付してもらうようにやっているところでもございますので、そこのところを御理解していただきたいと思っております。

それと、２点目でありますけれども、花房峡の憩いの森の今後の事業の経費ということでありますけれども、議員も御承知のとおり、さきの植樹祭にも来ていただきまして、植樹もしていただきました。憩いの森の総合振興計画の中にも盛り込んでおりますけれども、20年たって老朽化もちょっとあるというようなことで、今、考えておりますのは、25年度において管理棟、そしてまた水道施設の改修費として1,500万円程度、また26年度において交流センター、向こうのほうでございますが、これの改修費として1,000万円を計画しているところであります。

それと、飛び入りできましたけれども、今の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の中の勤務時間と所得ということでありますけれども、勤務時間につきましては2,000時間というようなことで、県内ほとんど統一されているようであります。今、議員の御指摘の所得で420万ということで、実態とはなかなかそぐわないんじゃないかというような質問でありますけれども、これは10年スパンで考えていきますので、向こう10年後を見据えた形の所得が１つの目標の数値というふうになっているところでございます。

今、最近の農業情勢を考えますと、やはり今の現実と合わないというようなことが確かなことかもしれませんけれども、やはり県のほうでも基本的な方針を定めておりますので、そういったものを参考にしながら、今回、そのような形で420万ということで設定をさせていただいているところであります。

終わります。

○畜産課長（神宮司寛）

お答えいたします。

有機センターの倒壊事故に伴いますところの脱臭棟の建築工事のあり方という中で、責任問題についてはどうなのかということでございますが、さきの一般質問でもお答えしましたが、倒壊の原因につきましては何であるか突きとめる必要があるということから、設計施工会社につきましては現場を調査していただきまして、既に報告書が提出されているところでございます。

さらに、市側といたしましては、第三者の意見も聞きたいというようなことから、大学の建築の先生にお願いしまして、調査をいたしたところでございます。

その中で、やはりお互いに責任はあるというようなことで、今回、行っております施工につきましても若干の設計との食い違いも出てきたということで、御指摘をいただいているところでございます。

それと、市におきましては、やはり建築後の管理に問題があったというようなことで、双方にある程度の責任があるというような状況でございます。

そういった中で、今後、訴訟に移るのか、あるいは和解という形で進むのか、そこら辺につきましては市長の考え方ということで思っているところでございます。

以上です。

○社会教育課長（中峯健一郎）

528ページの末吉総合センター管理費の施設運営業務委託料の管理委託費についてですが、この予算は末吉総合センターの管理業務委託をＮＰＯ法人に委託するものであります。内訳は、事務職員３名、技術職員１名と、土日勤務分の人件費が約750万円、それから施設操作謝礼が100万円、共済費が110万円、その他需用費、事務費が40万円で、合計1,048万円です。

次に、修繕料についてですが、これは末吉総合センターホールの空調設備の改修に係るもので、空冷ヒートポンプエアコンの客席２台の取りかえ、それから舞台の分の１台の取りかえ、それから既設空調設備解体の費用、それと電気設備改修一式です。予算が8,730万円ですが、これについては建設課と協議して見積もりを出していただいたものであります。末吉総合センターの改修工事は、曽於市総合振興計画に基づいて、年次的に改修を行ってきているところであります。

以上です。

○市長（池田　孝）

パークゴルフ場、またフラワー公園ということでありますが、ノーとなったときはどうするのかということでありますが、いろいろと考え方はあるだろうと思いま

す。反対の意見が多いんだがということでありますけれども、私はそのようにとらえておりません。やはり推進される方々も非常に多いというふうに思っております。ですので、議会でも必ず採択していただけるものというふうに感じております。

ノーとなったときのことは考えておりませんけれども、もしそうなったときは要因は何だったのか、そこらあたりをよく自分でまたいろいろと検討させていただきたいと思います。そのときになったときは、また判断をさせていただきたいと思います。

○１６番（五位塚剛議員）

光ファイバーの問題については、委員会に付託ですので、委員会でまた詳しくお聞きしたいと思います。

名誉市民の問題については、検討をしたが、市長は終身でいきたいということでございましたが、しかし新たな名誉市民になった方については検討すると言われました。例えば、この前、名誉市民になった北別府学氏なんかは、当然、名誉市民の年金……

（「市民栄誉賞」と言う者あり）

○１６番（五位塚剛議員）

栄誉賞ですね。勘違いしました。名誉市民については、基本的には最初がそうであっても、やはり見直しをこれしてもいいのじゃないかと思っております。基本的には、時の流れというのはそういうふうに私はいっていると思うんですけど、再度、今後検討できないか、確認を求めたいと思います。

フラワーパーク関係は、今、市長が自分は賛成者もたくさんいると言われました。しかし、本当に市長は賛成者がたくさんいると思えば、市民の5,200名の署名の重みを受けて、市民アンケートをすれば結論は出たはずなんですよ。しかし、残念ながら議会はそれをされませんでしたので、しかし結果は議会にげたが預けられました。今、出されている予算は胡摩を前提とした予算ですので、当然、ここにおられる議員の方々はこれは大変な状況だなというのは認識されております。

かといって、私は市民の代表である議員は、この問題は非常に重要な課題だということでなっておりますし、当然ながら議会がこの問題について予算を認めるか、認めないかというのが決定されたら、当然、市長は議会の議決に従うというのが基本だと思います。それの確認だけを求めたいと思います。

次に、入札の問題ですが、市の入札の要綱に基づいて、資格がある者について、また入札の条件のある者については、公平・透明性をもってやりますということを言われましたので、お聞きしますが、それではこの前の末吉の健康増進建設事業、これ建設を本体だけをちょっと言いたいと思います。

ここでは皆さんのお手元にみんなあると思うんですけど、８社の業者が指名願を出されました。最終的には川畑建設さんが落札しましたけど、例えば内山組さん、久徳建設さん、南建設さん、村岡工務店さん、ほとんどこの方々はこういう大手の大きな入札には参加されますけど、１回も落札したことがないんですね。１回もないんですよ。要するに、曽於市外の建設業者がこういう本体工事に落札したことがほとんどないんですよね。

要するに、お互いに志布志の仕事があるときには、こちらの渡辺組さん、川畑さんも入札をして、向こうの業者を落とす、大崎は大崎で向こうを落とす、こういうことが暗黙の了解に業者同士なっているんじゃないですか。本当に市が入札に入ってもらって仕事をしていただきたいとなったら、結果は出るんじゃないですか。そういう意味での入札の改革が本当にできているのかということを質問したんですよ、お答え願いたいと思います。

それと、基本的には、指名願を出して、資格がある者については必ずやりますと言いましたけど、これは私も昨年も入札指名の資格をとって、経営診断も受けて出しました。１回も曽於市の入札には参加しておりません。指名もありません。130万以下の仕事についても全く来ません。要するに、当たり前のことはちゃんとしていただきたいと思います。

仕事をとれるか、とれないかは別として、入札の資格があったら参加に入れるという、法的に問題がなかったらですね。それは私以外の業者もたくさんいます。そういう方々は、基本的には問題がなかったらちゃんと公平にするということを約束ができますか。市長か副市長、お答え願いたいと思います。

次に、経済課の商工関連の利子補給の問題です。

今、谷元課長は、事務処理を商工会にお願いしているから、商工会を通さなきゃならないと言われましたけど、それは間違っているんじゃないですか。この事業は、本人申請であって、本人が申請して、それはちゃんと本人の口座に振り込みが出されていますよ。私も利子補給を会社としてお願いしましたら、私は商工会員でありますけど、商工会にはお願いしませんでしたですよ。ちゃんとお願いして、ちゃんとできましたですよ。だから、別に商工会に入っていないとできないという事業じゃないんですよ、これ。

だから、曽於市内の商売されている方々が経営に対する利子補給、設備投資に対する支援事業ですから、このあたりはもうちょっと公平さを持ってもらわないといけないと思うんですね。もし、市長、私が言ったように、市長のほうが経済委員会の中から見直しをしろというふうに言われるのはちょっと恥ずかしいですが、市長、本当そのとおりだと思って、そうしなさいと、経済課長も３月で退職なんですから、

そういうことでしてもらえばありがたいなと思います。お答え願いたいと思います。

花房憩いの森はもう言いません。

農業振興の問題、実際、420万という、今の農家の現状を見たら、ここに農業をされている方がいますけど、420万、純利益で取っていますか、取っていないと思うんですよね。本当に厳しいと思いますよ。本当に今は生産農家も肥育農家ほど今は厳しい実態で、10年後の目標と言われました。これは10年後の目標で書いていますけど、これは10年前もそう書いてあるんですよ。10年前に書いてあった。

だから、同じようなことを県から言われたからそうじゃなくて、曽於市の実態に合ったものをやるべきだと思うんですよ。そういう意味で、問題提起ですので、今後、本当に実態と合ったものを私たちに資料としてお願いするということが大事だと思いますけど、お答え願いたいと思います。

畜産課の有機センターの問題は、お互いに責任があると言われました。今後、また議論されるでしょうから、これは推移を見守りたいと思います。

教育委員会の空調設備の問題です。

建築課にお願いしてあると言われましたけど、建設課長、8,730万という数字が出たのは、どこかの業者に見積もりをしていただいたから、こういう数字が出てきたと思うんですけど、それは仮に予算が通ったら、またその業者を入れて設計をさせるんですか、そのあたりをちょっとお答え願いたいと思います。

どうも、私はこの間の１年間の流れを見ていたら、事前に予算に出る前にだれかに設計を頼んでおいて、その人たちを入れて、思うこういう数字が出てくるような気がしてならんとですよ。だから、そういう意味で、やっぱり市民の税金を使うわけですから、そのあたりの状況を報告していただきたいと思います。

あと、管理委託の問題ですけど、財部のきらら館は281万なんですね。大隅は340万なんですよ。末吉は1,048万、先ほどは末吉は３人プラス臨時もいて４人と、また別にと言われましたけど、もうちょっとこのあたりは見直しをしてもいいんじゃないかと思うんですね。節約というか、努力ですよ。今までがそうだったからそうじゃという予算の立て方がどうなのかということを問題提起なんですよ。教育長やら社会教育課長、反論があったら答えていただきたいと思います。

以上です。

○市長（池田　孝）

名誉市民の年金ですが、先ほど説明いたしましたように、旧町時代からの支給されているものであります。これは３名の方には、これはやはり見直してやりませんとか、また減額してやりますとかいうときじゃないと思います。高齢者になられて、大変な御苦労をいただいた方々ですので、感謝の気持ちを１年に18万ですので、こ

れは与えていいんじゃないかなというふうに思っております。

しかし、今後、名誉市民に推挙する場合の方々は、これは見直しなど検討して、やっていってていいんじゃないかなというふうに考えております。ですので、これは今後、検討させていただきたいと思います。

パークゴルフ場とフラワー公園ですけれども、先ほど議会がノーと言ったときというふうに言われましたので、否決とか修正とかなったときのことを想定してお答えしました。そうなったときは、先ほど言った形の中で、再度、要因は何なのか、考えていきたいと思っております。

また、議会にはいろいろ方法もあろうかと思います。そのような立場のもとに、議会で申し入れなりしていただいたときなどは、それについては十分考慮しながら、取り組んでいきたいというふうに思っているところです。

ほかは担当課長より答弁させます。

○副市長（末廣光秋）

入札についてのお尋ねでございますので、私が指名委員会の委員長をしていますので、私のほうで答弁をさせていただきますが、健康増進施設につきましては、今、御指摘があったとおり、８社の業者が参加をしていただきまして、入札をしたところでございます。結果として、今言われた業者が落札をいたしているところでございます。

市外の業者が１回もとったことがないがということでございますが、これについては私ども執行部は関与いたしておりませんので、あくまでも結果でございますので、これは私どもは関与ができないというふうに思っているところでございます。

それから、もう一点の質問議員が入札の指名願を出されているということで、１回も入札が指名がなかったがということでございますが、23年度の土木と建築の申し込みをされた業者が450社ぐらい、これはダブる部分もございますが、これは土木と建築部門だけでございます。ほかも入れますとまだ多くなりますが、こういう方々が希望されております。すべての業者に指名できるということは不可能でございます。先ほど財政課長が申し上げましたようなことで、基準に基づいて指名をいたしておりますので、必ずしも全業者指名に入るということではございません。

また、質問議員の部分につきましては、これは特定の業者ということになりますので、この分につきましては答弁は控えさせていただきたいというふうに思っております。

○経済課長（谷元清己）

お答えいたします。

先ほどの認定農業者にかかわる所得の件でありますけれども、内容は十分承知い

たしておりますが、やはりこれも10年前と一緒じゃないかというようなことでありますけれども、それを移行した形で述べさせていただきました。

これも、先ほど議員が言われたとおり、農業委員会とＪＡさんに対して意見を求めたところでありまして、それの回答が差し支えないというような回答をいただいておりますので、そのような形で420万という形にさせていただきますけれども、しかし認定審査会の審査の中で、それぞれ個別に所得等も持ってみえますので、それは審査の中で弾力的に判断をさせていただきながら、１人でも多くの方々が認定農業者になっていただくように取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○建設課長（高岡亮蔵）

空調施設の事業費の積算についてでございます。公共工事につきましては、適正な価格の確保ということが求められますので、私どもは国、県の示す設計の基準、歩掛かりとか公共単価とかございますが、そういったものを利用し、またそういったものがない部分については見積もり等もいただきますけれども、定価とか、あと一般の流通価格とかを参考にしながら、価格については計上させていただいている、総体的にまとめたものが今回の金額になっているということでございます。

○社会教育課長（中峯健一郎）

末吉総合センターの管理業務費で人件費の分ですが、主任事務職員となる方を単価6,000円で18日と考えております。それから、事務職員のほうはお二人で単価5,400円の18日分、多分大きな理由は、舞台の技術専門職員が単価１万6,000円の15日ということと、それとあわせて財部と大隅のほうの操作のほうにも行きます分に対して100万円をしていますので、その分で大きくなっているんだと思います。

○１６番（五位塚剛議員）

入札の問題について質問したいと思います。

基本的には、公平にしているという言い方でございます。しかし、結果は結果と言われましたけど、結果がわかっているような指名の組み方を当局はしているんですよね。だったら、曽於市内のＢランクの人たちをベンチャーで共同企業体をつくらせて、実績を上げて入札に参加させるということをもっと積極的に取り組んだらどうですか。これ単なる儀式的な入札状況ですかね、今まではほとんどそうですがね。それが結果と言いますけど、これは結果じゃないんですよ。結果が先にありきなんですよ。だから、入札改革というのをもうちょっとしていただきたいと思います。答弁を求めたいと思います。

それと、例えば予算の関係で質問しますが、この前の健康増進施設の関係、私たちの23年度当初予算で、特にこれは給排水衛生設備の関係は、予算は2,835万計上

しておいて、予定価格を1,471万にしたという、こういうことが現実、私たちに何度も出されたんですよ。

だから、あなたたちが出している予算のあり方というのが、今、建設課長は物価版やらいろんなのを見て出していると言うけど、職員でこういう空調工事を具体的に出せる技術者がだれかいますか。いらっしゃらないでしょう。8,730万という具体的な数字が予算が出ているんですよ。それをちゃんと技術的に施工の状況から見て数字が出せますか。どこかの業者にお願いして、見積もりしてもらったわけでしょう。

だから、それは別に悪いとは言わないんですよ。できないわけだから、してもらえばいいと思います。それであったら、事前に予算化をして、ことしするなら、去年のうちにそういう予算化をして、ちゃんと見積もりをしてもらえばいいんですよ。だけど、この見積もりをした人には、もし設計に入らんかったら働き損ですが、そういうことが現実にいっぱいあるから、私は言っているんですよね。

だから、ちゃんと予算化するものは予算化しなさいと。しかし、予算書と入札の状況が全くでたらめのが出てきているから、私が質問しているんですよ。電気なんかは、予算以外のものがいっぱい来ましたですから、今度、だから末廣副市長、あなたのお仕事ですよ、工事を含めた全体予算の計上の仕方が本当に正しいかというのをチェックするというのは、建設課に任せるだけじゃなくて、もうちょっと詰めた予算の提案をしてもらわないと困るんですよ。それの答えを求めたいと思います。

いじめているわけじゃないんですよ。わかるでしょう。あなたたちが出したことが余りにもずれているから、私が質問しているんですよ。もうちょっとちゃんとしてくださいということを言っているんですね。

それと、先ほどの商工関係の利子補給の問題は結局回答がなかったんですけど、何か飛ばしたような感じがしたんですけど、だれかちゃんとしていただければありがたいけど、もう一回、要するにこれはこういうのは私たちが本会議で質問をしないでもいいようにしていただきたいんですよ。これは多分、全国でインターネットで見ていたら、何て曽於市はおくれているんだというふうに言われたら恥ずかしいですが、ぜひそういうふうに市長の決断で、課長に指示を出してしていただければありがたいなと思います。

以上です。

○市長（池田　孝）

入札の問題ですが、末廣副市長も答弁のしようがないというぐらい思っているだろうと思います。いつも本当に各業者をずっと選考しながら、平等性、透明性ということで、いつも頭の中に入れながらやっておるのが事実です。

ですので、これもよく考えていただきたいと思います。ベンチャーを組ませても、ＡとＢと、Ａ同士が組むのもいいんですが、ＢとＢと組んでもＡクラスにならないし、ＣとＣと組んでもＢクラスにならない状況が出てきておるんです、そういう法的に。

ですので、そのようなベンチャーでもいけないし、市外の業者も多くしなさいと言われましたから、市外の業者も入れる形の中で、しかもできれば曽於地域からという形の選考で選ばれたと思いますし、入札しやすい環境をつくったというふうに思っているところであります。

ですので、今度はまた予定価格と落札額が近ければ、これはわかっちょったんじゃないかとか、いろいろと言われます。これは結果であって、そのようなどこが落札するんじゃないかということは全く予想がつかないわけで、非常にこうしたことには苦慮するわけであります。たまにはぐんと予定価格を割った形で、最低価格を割った形で入札もあり得ることがあるんです。

ですので、それはどうしたことかと、見積もりが悪かったんじゃないのかとか言われますけれども、これは本当に平等性、透明性で、いろいろと苦慮しながらやっておりますので、御勘弁いただきたいというふうに思います。

どのような方法をとっても、いつも言われることであります。だけど、少しずつ、毎年、変化をしながら進めているというのが事実ですので、これは御理解を賜りたいと思います。

経済課長のほうのことは、経済課長も今回限りで終わりの答弁になるかもわかりませんので、経済課長にしっかりと最後を答弁させたいと思います。

○副市長（末廣光秋）

今、市長のほうから答弁があったとおりでございますが、先ほどＢランク同士で組ませればいいんじゃないかという御指摘がございましたが、やはり主になる業者、それに俗に言う親になる業者、そして子になる業者、発言がちょっと悪いですが、その責任問題もございますので、そういういろんな基準等もございますので、ＢとＢが一緒になってすればいいんじゃないかという提言ですが、それはなかなかその事業によってはできない部分がございます。そこは御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、予算の組み方でございますが、この前もあったところですが、一番理想的なのは、前年度に図面を引いて設計等をして概算を出して、予算を組むのが本来の姿なんでしょうけど、場合によってはその年に予算を組むというふうになった場合は概算で、この前も申し上げましたように、道路等の改良につきましてはメーター当たり幾らとか、建築の場合は平米当たり幾らという実績を踏まえて、そうい

う予算措置をさせていただいております。

今回の増進センターの今御指摘があった分については、乖離があったところでございますが、今後はそのような方向でできれば、そのような方向が一番望ましいんでしょうけど、できない場合はこのような形で御提案をさせていただきたいというふうに思いますので、こちらのほうも御理解を賜りたいと思います。

特に、質問された業者は、議員は自分でも事業をやっていらっしゃいますので、中身的には十分おわかりだと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○経済課長（谷元清己）

お答えいたします。

難しい質問を聞かれましたけれども、今、この件につきましては、いろいろと検討もしていかなければならないんじゃないかと、再三再四、指摘もありますけれども、やはり県内の状況を見てみますと、基本的には商工会員の方々に限ってというのが一般的には多いようです。

それを曽於市がそこに移行するかどうかということは、十分また検討の余地があるんじゃないかなということで、私たちも利子補給については、今までなかった運転資金のものを昨年度から始めて取り組みをして、先ほど徳峰議員のほうから商工会の予算が薄いと言われましたけども、その辺は運転資金についてもそういった新たに予算措置の取り組みをさせていただきました。

商工会の発展というようなことで、振興というような形で、努力させていただいているところでありますが、今の会員に限って云々ということにつきましては、市長、そしてまた委員会に予算の付託になると思いますので、こういった方々の意見を十分尊重しながら、また指示を仰ぎながら判断させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷口義則）

次に、海野隆平議員の発言を許可いたします。

○１４番（海野隆平議員）

通告書を出しておりましたので、議会予算委員会説明資料より、総務所管外のみ６項目ほどですけど、お聞きしたいと存じます。当局のほうには、明快な答弁を求めたいと存じます。

まず、歳入になりますけど、126ページ、上町区画整理保留地売り払い収入、５区画2,500万でありますけど、についてお聞きいたしますけど、23年度をもって区画整理事業は既に終了いたしておりますけど、区画整理地内の残保留地、これは

何ｍ²、何haでも結構です、全地処分できた場合、その処分金は幾らになるのか、一番新しいところでお聞きしたいと存じます。

次に、毎年、５区画分2,500万が存置的にこれは出ておるわけでありますけど、24年度分の残地処分、土地売り払い計画はどのようなふうになっているのか、毎年、予算計上はされておりますけど、単なる努力目標なのか、お聞きしたいと存じます。

次に、歳出ですけど、302ページ、高齢者見守り対策事業についてお聞きいたします。

これも先ほど同僚議員のほうからるる質疑がありましたので、１点だけお聞きいたしますけど、事業概要の中に近隣福祉ネットワークづくりをするとありますけど、他の福祉団体を含めて、具体的にはどのようなネットワークづくりを考えていらっしゃるのか、この１点のみお聞きいたしたいと存じます。

次に、376ページ、経済課のほうになります。ユズの冷凍施設整備事業についてお聞きいたしますけど、まず曽於市内の最新の生産農家とユズの生産面積について、最新分です、お聞きしたいと存じます。

次に、今回提案されているユズの冷凍施設の設置場所はどこになるのか、また雇用の関係はどのように考えていらっしゃるのか、あわせてお聞きしたいと存じます。

次に、430ページ、有機センター施設改修費についてであります。これも先ほど五位塚議員のほうからも質問がありましたけど、今回、脱臭棟の屋根の倒壊に伴って、屋根部分の建築工事費が予算化されているわけでありますけど、工事費の予算は屋根部分の修復とありますけど、まず先ほども質問がありましたけど、原因、しっかり究明すべきじゃないかなというふうに思うところでありますけど、設計、施工、どこに問題があったのか、具体的にわかりませんけど、同じ既存の状態で今後設置したとすれば、何年か先にはまた同じような結果になるんじゃないかなというふうに思うわけでありますけど、そうじゃないのか、そういったふうにはならないのか、お聞きしたいと存じます。

それと、12年前にこれは設置されておりますけど、工事を施工された、もう名前も申し上げますけど、鹿島建設さんになりますけど、完成後、何回見に来られまして、アフターフォローはどうであったのか、またメンテナンスの関係、契約がどのようになっていたのか、あわせて答弁を求めたいと存じます。

次に、477ページ、がけ地近接等危険住宅移転事業についてお聞きいたします。

本市は、非常にシラス地帯でありまして、がけ地と隣接する家屋が数多く見られるわけでありますけど、明らかに危険箇所と見られるところが数多くありますけど、予算的には毎年存置的に計上されているわけでありますけど、そこでお聞きいたしますけど、危険箇所の実態、担当課のほうでは当然把握されていると思いますので、

何カ所、何十カ所か、わかっていたら答弁を求めたいと存じます。

昨年、また実績で、この事業に対する問い合わせ等がまた何件ぐらいあったのか、あわせてお聞きしたいと存じます。

また、がけ地近接とありますけど、事業採択の要件というのがあると思うんですけど、それはどのようになっているのか、お聞きしたいと存じます。

最後になりますけど、479ページ、住宅耐震改修等促進事業についてお聞きいたしますけど、市内の木造住宅はほとんどが耐震性のない木造住宅でありまして、最もこの事業につきましては普及すべきではないかなというふうに思っておりますけど、そこで質問でありますけど、前年度に比べまして本年度は３分の１に予算が減額されているわけでありますけど、事業の利用状況と、あわせてその利用は何なのか、お聞きしたいと存じます。

次に、この事業に対する市民への周知、いわゆるＰＲになります。事業内容の理解等でありますけど、ほとんどの方がこの事業についておわかりになっていらっしゃらない方が多いんじゃないかというふうに思うわけでありますけど、周知の方法、またどのような方法でこの事業についての周知は考えていらっしゃるのか、答弁を求めまして、１回目の質問を終わります。

○建設課長（高岡亮蔵）

まず、区画整理事業の保留地の残っている部分でございます。全体で152区画ございましたが、処分されたのが82区画ということで、残っておりますのが70区画で、面積にしまして２万5,267.99ｍ²でございます。これを金額にしますと、３億7,302万2,000円ということでございます。

歳入で見込んでおります５区画につきましては……

（何ごとか言う者あり）

○建設課長（高岡亮蔵）

保留地全体が152区画でございますが、82区画を既に処分しております。残りましたのが70区画でございます。面積にしまして、２万5,267.99ｍ²でございます。これを金額で申し上げますと、３億7,302万2,000円ということになります。

歳入のほうで、ここ近年ずっとですが、５区画2,500万ということで計上しておりますけれども、これにつきましては建設課で作成しております保留地の処分計画に基づくものであります。ここ数年の実績等も勘案しながら、設定している金額でありまして、これを基本に努力をしたいと考えております。

それから、がけ地近接等住宅移転事業についてでございますが、危険箇所につきましては、私どものほうの資料によりますと、まだ317カ所ほどあるということで考えております。平成22年に１件移転がありましたけれども、23年度につきまして

は申請がなかったところでございます。問い合わせにつきましては、末吉地区で３件、大隅地区で２件あったところですけれども、いずれもこの事業の対象とはならなかったところでございます。

この事業の対象基準につきましては、建築基準法の規定に基づき、建築を制限されている区域内にある住宅であることで、昭和46年８月31日以前に建築された住宅であること、築40年以上でございますが、そしてまた傾斜が30度以上、高さが２ｍ以上のがけに近接しているなどの基準がございます。そのほか、事業計画書をつくる必要があるとか、あと補助につきましては金融機関からの融資を受けた場合の利子補給という形でございますので、融資を受けた場合に限られるといったなどの要件があるところでございます。

それから、住宅耐震事業の関係でございますが、前年度からこの事業に取り組んで、630万という予算をいただきましたけれども、これにつきましては昨年１件も申請がなかったところでございます。３月の補正ですべて落とすことになってしまいました。

これにつきましては、昭和56年以前の建築基準法の改正前の住宅が対象ということで、今で言いますと30年以上経過したことといったような住宅が対象でございます。なかなか所有者の高齢化、それから最低でも100万から200万程度お金がかかるということで、耐震だけでの投資になかなか踏み切れない現状があるというふうに考えております。24年度につきましても、予算を減額して、総額210万ということでお願いしておりますけれども、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

この事業の市民への周知等につきましては、市報や有線放送、市のホームページ等への掲載等で行っておりますけれども、今後、周知の方法等を工夫しながら、この制度の活用促進を図りたいと考えております。

以上です。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

高齢者見守りにつきまして、お答えを申し上げます。

近隣福祉ネットワークづくりと、どのようなネットワークづくりかという御質問でございますが、今、曽於市内に26地区の校区社会福祉協議会が設置されております。この構成員は、公民館の役員を初めといたしまして、民生委員、在宅福祉アドバイザーによる構成というのがほとんどでございますが、その中で地域の防災、危険箇所、あるいは主題でございます高齢者見守り等について話し合いを行いまして、それぞれの地域の課題を解決するという仕組みがございます。

大きく言えばそういうところでございますが、見守りに限定して申し上げますと、やはり見守られる高齢者につきましては、顔の見える地域の方々による見守りとい

うのが望まれるところではないかなと、それが一番大切なことではないかなというふうに思っております。

それが１つのネットワークづくりでございますし、もう一つ、別な側面から言いますと、新聞販売所なり、あるいは電力会社の配達なり検針時に異常に気づいたら、通知をしていただいて、安否を確認するというようなものもございます。このようなものもネットワークづくりというふうに思います。

全体を通しまして言いますと、高齢者見守り事業だけではございませんが、これを通じまして、総合的な安心・安全な地域づくりがネットワークづくりであるというふうに思っております。

以上でございます。

○経済課長（谷元清己）

お答えいたします。

まず、ユズの冷凍施設の整備事業についてでございますが、生産農家と生産面積ということでありますけれども、最新のものということでありますが、23年の８月現在で新しいのをつかんでおりますので、会員が436名というようなことであります。面積が92.2haということでございまして、今、末吉のほうで、以前は末吉が中心でありましたが、広く大隅、財部にも拡大をいたしておりまして、末吉が386名で79.91ha、大隅が23名で6.67ha、財部が27名で5.62haということで、こういった方々で取り組んでいただいております。

次の設置場所と雇用の関係でありますけれども、場所につきましてはいろいろ検討もさせていただきましたが、最終的には今のメセナ食彩センターが南畜のポーション工場の隣にありますけども、あそこの食彩センターの隣に設置をしたいということで、場所につきましては二之方の360番地の１ほか２筆というようなことであります。

それと、雇用でありますけれども、雇用につきましては、冷凍施設であり、またメセナ食彩センターと隣接している関係で、雇用は今回は発生をしないということであります。

以上です。

○畜産課長（神宮司寛）

お答えいたします。

有機センターの施設修繕について、屋根部分の修復ということでございますがということでありますが、倒壊の原因につきましては、以前にも述べましたように、密閉型ということで、内部が湿潤状態になり、木材が過度の含水率になったと、そのようなことで木材自体が重量が重くなり、強度も低下してきたというようなこと

から、倒壊の原因となってしまったというようなことでございましたけれども、それを今度撤去いたしまして、新たに24年度予算で建てかえるわけでございますけれども、本施設につきましては構造上、基礎部分が木材用としての構造でございます。鉄骨づくりとなりますと、基礎からやり直さなければならないというようなことから、仕様といたしましては同等の木造での修復ということになります。

しかし、今後、脱臭棟の屋根の改修工事でございますけれども、そういった原因となった湿潤状態をつくらない開放型の施設をすることで、長寿命化が図れるのではないかと思っているところでございます。

そのためには、臭気の測定をしながら、環境基準上、問題がないのであれば、降灰対策、あるいは雨水対策といっただけの屋根だけの建築をいたしまして、側壁のない開放型を検討してまいりたいと考えているところでございます。

それと、工事をされた完成後のアフターフォローはあったかということでございますが、これは旧末吉町が示しました有機センター建設工事特記仕様書によりまして、保証期間は正式な引き渡し後２年間ということで記されております。保証期間中に生じた施工及び材質並びに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は、受注者の負担において、速やかに補修、改造、または取りかえとすることが記述をされているところでございますが、鹿島建設に聞き取りをいたしておりますけれども、１年時、２年時、２年間は点検をするために本施設に入っているということで、２年間につきましては異常はなかったという旨の報告をいたしたということで承っております。回数といたしましては、年に１回の２回というふうに思われるところでございます。

点検につきましては、脱臭棟だけではなくて、鹿島建設が請け負ったすべての機械、施設、すべてを見るということのアフターフォローであったようでございます。

以上でございます。

○１４番（海野隆平議員）

２回目になりますけど、上町区画整理の保留地売り払い収入についてでありますけど、ただいま課長の説明では、既に82区画を消費しているというようなことで、あと70区画、２万5,267.99m^2でしたか、金額で約３億7,300万ほどあるようでありますけど、今後の保留地の土地の売り払い計画でありますけど、24年度はただいま若干ちょっと聞きましたけど、今後の計画、まだかなり残っているわけでありますけど、当然、売り払っていかなきゃいかんというふうには考えておりますけど、民間とのタイアップ、先ほどもちょっと同僚議員のほうからも話が出ましたけど、そういった関係については建設課のほうではどのように考えているのか、答弁をいただきたいと存じます。

それと、ユズの冷凍施設整備事業についてですけど、具体的にはメセナの食彩センターのところにできるということでありますけど、これはたしか四、五年前でしたか、ユズの搾汁機やら貯蔵施設について新設いたしておりますけど、現在のユズの今生産戸数は若干ふえておりますけど、十分対応できるんじゃないかなというふうに考えるわけでありますけど、そうではないのか、再度お聞きしたいと存じます。

それと、現在ある冷凍施設、貯蔵庫とはどのように違うのか、もうちょっと具体的に説明を求めたいと存じます。

それと、工事に入った場合ですけど、工期、また完成予定はいつごろを考えていらっしゃるのか、あわせて答弁をいただきたいと存じます。

有機センターについてでありますけど、今回、脱臭棟の倒壊ということで、新たに建設されるわけでありますけど、開放型と今おっしゃったとおり、私もゼオライトが敷いてあって、いわゆる脱臭効果はあると思うんですけど、ただゼオライトが万能じゃないというふうには思っております。だから、むしろ屋根部分をほかして、開放型にしたほうが脱臭の効果はあるんじゃないかなと、また施設を維持する上でもそのほうがいいんじゃないかなというふうには思っておりますけど、そういった方向で考えているということですので、そこら辺はまた十分御検討いただきたいなというふうに思います。

それと、先ほどいわゆる瑕疵の問題が話が出ましたけど、当然、鹿島建設なりにも責任の一端はないということは言えないと思いますけど、そこ辺は十分また鹿島のほうとも話し合いをしていただいて、そして今後の対応について、予算面も含めてですけど、十分論議していただきたいなというふうに思っておるところです。

その結果については、また議会なり、また委員会なりに報告していただきたいというふうに考えておりますけど、その点についての答弁がありましたらお聞きしたいと存じます。

次に、がけ地近接等の危険住宅の移転事業についてでありますけど、長雨とか災害等によって事故が発生してからでは遅いわけでありますけど、この事業についてはもっと積極的に事業の推進を図ってもいいんじゃないかなというふうに思うわけでありますけど、曽於市内、さっき課長のほうから答弁があったとおり、317カ所ですか、危険箇所があるということで、放置しては私はいかんと思うんですよね。だから、そういった面も含めて、今後、もうちょっと計画的に事業を推進するべきじゃないかというふうに思うわけでありますけど、再度答弁を求めたいと存じます。

それと、住宅耐震の改修等の促進事業でありますけど、予算が今回３分の１に予算減額になっておるわけでありますけど、利用状況がなかったと。確かに、個人負担が100万もあれば、大変厳しいものもありますけど、ただやはりこれ地震、災害

を含めてですけど、いつ発生するか、これは予知できないわけでありまして、当然、耐震についてはもうちょっとＰＲしてもいいんじゃないかなというふうに考えるところでありますけど、事業の内容が課長の答弁の中では有線放送やら市報でというようなこともちょっとありましたけど、全然、私なんかは聞いてもいないし、またそういった枠があったとも思わんわけでありますけど、課長、その辺の周知については再度やっぱりもう一回見直して、この事業についての市民へのＰＲ、もっと積極的にすべきと思いますけど、再度答弁を求めたいと存じます。

○建設課長（高岡亮蔵）

まず、区画整理の保留地の処分に関して、民間とのタイアップはということでございます。

これにつきましては、先ほど出ましたけれども、財政課のほうで不動産仲介手数料を組んで、存置ということで31万5,000円組んでいただいております。これにつきましては、企画課、建設課等も含むということでおっしゃっていただきましたけれども、保留地の処分につきましても制度にのせていただいて、保留地の処分を進めたいというふうに考えております。県の宅地建物取引業協会等へのお願いということになるかと思いますけども、そういった民間の力もおかりしたいと考えております。

それから、がけ地の件でございます。これにつきましても、危険な長雨等でありますと、本当に危険な状態が続くわけでございます。そういった箇所にいらっしゃる方につきましては、６月ごろ、長雨に備えて避難の体制をということで、文書等も出しておりますけれども、そのほか県のほうで行っていただいております急傾斜崩壊対策事業とか、市内でも４カ所ほど取り組んでいただいておりますけれども、そういった事業等の導入を図ること、またがけ地近接等の移転事業につきましてもさらにＰＲを図っていきたいと考えております。

もう一つの耐震事業でございます。なかなかＰＲが行き届いていないということでございまして、その点は否めないかと思います。今後、いろいろ税制等の優遇措置もあるようでございますので、そういったことも含めて、再度ＰＲに努めたいと思います。

○経済課長（谷元清己）

ユズ関係についてお答えいたします。

まず、１点目の前、搾汁センターを整備したときのことですか、あそこの冷庫は利用できないのかということで、あれはあくまでも川内団地にあるあそこのところですか。あそこのところにつきましては、ユズを搾るだけのライン、搾汁と皮と種と分離する、そのラインを整備したということでありますので、それ以降はあそこ

にはないということであります。

それと、２点目でありますが、必要なのかということでありますけども、先ほども申し上げましたとおり、約93町歩の面積であります。今、新規のは今ストップをしてあります。といいますのは、幼木が成木になるに従って収穫量も多くなってまいりますので、そういったことを考えますと、今の先ほど申し上げました会員の方々に精いっぱい限られた面積の中で育てていただいて、そのものが収穫になっていきますので、まだだんだんとふえてくるということであります。

23年につきましては784トンでありましたが、これもあと後年度になりますと、1,800トンぐらいになってくるんじゃないかというようなことで推測いたしておりますが、皮だけでいきますと、搾汁率が大体その年にもよりますが、16％から19、そこあたりが搾汁率ということでありますので、その割合がそのまま残ってくるということで、最大300トンの容量ということで、今度、整備するようにいたしております。

ですから、今の生産のトン数でいきますと、すべてここに今度新しくできるものにおさめられるということであります。今までは、いきさつをちょっと申し上げますと、今まで近くのところにお願いをいたしておりましたが、ユズの果汁の移り香がどうしてもするということで、ほかの品物との分離ということで、いろんなところにたらい回しをされておりました。そのことにつきまして、取締役会で何とかできないかというようなことで話も出まして、市のほうでこういった整備をそれではしましょうというようなことになりまして、今回のこういったことになったところでございます。

最初はこの補助金も予定されておりませんでしたが、今回はユズの補助も対象になるというようなことでございまして、完成時期等も絡んできますが、補助金の申請等も加味しながら、うまくいけば搾汁センターの完成時期と同じような時期に、搾汁する前ごろあたりに施設が完成すればいいがなというふうに考えているところであります。

以上です。

○畜産課長（神宮司寛）

本施設につきましては、先ほどありましたように、ゼオライト等、それと微生物による脱臭方式というようなことでやっているわけですが、ちなみに毎年実施しております臭気測定につきましては、基準値の10分の１以下という測定で実績が残っているようでございます。

また、類似の施設につきましても、国富町の同じゼオライトの脱臭施設があるわけですが、それにつきましては屋根もつけていないというような状況でございまし

て、開放型ということになっております。そういった形で、開放型が今後は考えられるんじゃないかなというようなことで、臭気測定を実施しながらということでございます。

それと、責任問題につきましては、先ほど申し上げましたように、双方に問題があるだろうというようなことで、本日も弁護士相談のほうに鹿児島のほうに伺っております。早い機会に弁護士からの指導をいただきながら、早い機会に解決を図っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（谷口義則）

以上で通告による質疑は終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

――――――・――・――――――

休憩　午後　４時３０分

再開　午後　４時４０分

――――――・――・――――――

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長します。

ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第23号については、配付いたしております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

――――――・――・――――――

日程第２　議案第24号　平成24年度曽於市国民健康保険特別会計予算について

日程第３　議案第25号　平成24年度曽於市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第４　議案第26号　平成24年度曽於市介護保険特別会計予算について

日程第５　議案第27号　平成24年度曽於市公共下水道事業特別会計予算について

日程第６　議案第28号　平成24年度曽於市生活排水処理事業特別会計予算について

日程第７　議案第29号　平成24年度曽於市水道事業会計予算について

○議長（谷口義則）

次に、日程第２、議案第24号、平成24年度曽於市国民健康保険特別会計予算についてから、日程第７、議案第29号、平成24年度曽於市水道事業会計予算についてまでの以上６件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○２１番（徳峰一成議員）

所管の質問がありますので、簡単に質問を申し上げます。

まず、国保会計の議案の24号であります。

質問の第１点は、24年度の予算編成の基本方針、あるいは留意点について答弁してください。

２点目は、まさか新年度、24年度は国保税の値上げはしないと思っているんですけども、しないということで市長の明確な答弁をしてください。確認をさせていただきます。

それから、議案の25号の後期高齢者医療保険についてでございます。

質問の第１点は、24年度の予算の特徴なり方針について。

第２点目は、24年度は保険料が新たに値上げされた上での提案と聞いておりますが、その中身、内容について報告してください。

３点目、議案の26号の介護保険についてでございます。

質問の第１点は、24年度の地域支援事業について。

２点目は、介護報酬、あるいは保険料、保険料は値上げを前提としての提案であると思いますけれども、この点について。

３点目は、24年度のオープン予定の介護施設について報告してください。

次に、議案の29号の水道事業について、質問の第１点は、24年度の大きな工事費について、内容説明をしてください。

２点目は、関連いたしますが、その中で24年度のいわゆる白毛配水池から二之方、八反、あるいは末吉小学校の事業について、見直し後の24年度の事業について、その工事内容を報告してください。あと八反は全くゼロ計上であるのか、あわせて答弁してください。

以上です。

○市長（池田　孝）

国保税の値上げはしません。

○保健課長（大休寺拓夫）

それでは、国保特会から申し上げます。

まず、24年度の財政基本方針につきましては、１人当たりの伸び率を療養給付費、医療費本体ですが、４％、あと療養費を５％、高額療養費を５％で見込みまして、あと今市長が申し上げられましたとおり、税率据え置きというところで組んだわけですが、財源不足を生じましたので、国保の給付支払い準備基金から１億4,211万

8,000円、それから一般会計からの法定外繰入金を8,000万円を充当をして、予算編成を行ったところでございます。

あと大きな２点目の後期高齢者特別会計でございますが、24年度の予算編成に当たりましては、先般、２月の上旬、後期高齢者医療広域連合会で決定されました保険料率、24年度、25年度分でございますが、それに基づきまして予算編成を行ったところでありますが、前年度に対しまして歳入歳出それぞれ2,884万4,000円の増加となったところであります。これにつきましては、保険料率等の引き上げが主な要因でございます。

その中身でございますが、24年度、25年度の保険料につきまして、所得割8.63％を9.05％に、均等割額を４万5,900円を４万8,500円に、それぞれ引き上げられたところでございます。

これにおきまして、県全体の１人当たりの年間保険料額は４万6,235円となりまして、22年、23年度と比較しまして、４万4,202円でございましたが、2,033円の増、伸び率4.6％となったところでございます。

ちなみに、曽於市の場合は１人当たりが昨年が２万6,298円でございましたので、これは調定額ですが、24年度が１人当たりの調定額が２万7,968円、増額にして1,670円、6.4％の伸びになるようでございます。

あともう一点、賦課限度額の改正がございまして、こちらが50万から55万円に引き上げられたところでございます。

それから、大きな３項目めですが、介護特会の24年度の地域支援事業、介護報酬、保険料についてということと、あと新しい施設のオープンということであります。

まず初めに、地域支援事業でございますが、前年度に比べまして37万7,000円の増ということで、余り変わってはおりません。事業も同じ事業をいたします。主なものにつきましては、通所型介護予防事業、こちらが853万7,000円、一般高齢者を対象といたしました介護予防普及啓発事業、これが305万8,000円、高齢者相談窓口事業、在介でありますが、これが1,180万、それから緊急通報システム事業、こちらが813万3,000円ということで、こちらは140台を前年見ていたんですが、180台ということで40台ふやしております。

それから、介護報酬改定についてでございますが、これはまだ決定ではありませんが、４月１日からということで示されているのが、介護職員処遇改善や24時間定期巡回、随時対応サービス導入などを、在宅サービスの充実を図るために、在宅を１％、施設を0.2％の合計1.2％の引き上げが予定をされております。

曽於市の保険料につきましては、介護認定者数の増や施設入所者の増及び介護報酬改定による介護給付費増を反映いたしまして、基準額の年額５万1,500円を５万

9,400円に改正していただいたところでございます。

それから、24年度の建設オープン予定の施設でございますが、これは施設要望があるもので申し上げますと、末吉地区に介護つき有料老人ホーム10床、通所介護施設20人定員が１カ所、それから短期入所施設、ショートステイですが、これが10人定員の１カ所、大隅地区に短期入所施設を定員21名を１カ所となっております。

以上でございます。

○水道課長（福岡隆一）

それでは、水道課関係の質問をお答えします。

まず、24年度の大きな工事についてということで、説明申し上げます。

末吉上水におきましては、水量及び水圧不足に伴う工事としまして、野田地区、それから武田地区の水道管布設がえ工事を計画しております。

また、緊急時の断水等の防止対策工事として、寺田地区及び菅渡地区の水道管新設工事を計画しています。

あと、諏訪簡水と末吉上水と宮脇のところで接続をしておりますが、緊急時に諏訪のほうから送りますと、諏訪小学校の近辺が水圧が高いものですから、ここに減圧弁を設置する工事を計画しております。

合計７件の5,250万円を計画しているところです。

大隅上水におきましては、水道管老朽化に伴う工事としまして、本町地区水道管布設がえ工事など、２件の1,500万円を計画しております。

あと財部水道におきましては、水源地施設老朽化に伴う工事として、これは23年度で工事を見送った馬立第１水源地電気設備ほか改修工事を計画しております。それから、水道管老朽化に伴う工事としまして、馬立地区及び南地区、七村地区水道管布設工事、これから畑かん工事に伴う水道管布設工事等、合計６件の8,400万円を計画しているところです。

また、水の手水源の代替水源の確保を目的に、前川左岸側の地下水電気探査業務を広範囲に行う予定にしております。工事については、25年度以降を計画しているところです。

それから、末吉簡易水道におきましては、内村配水池及び田方配水池の新たな水源地として、23年度より工事中の諏訪水源地整備工事の完成を図っていきたいと思っています。

また、畑かん工事に伴う水道管布設がえ工事等、合計３件の6,100万円を計画しております。

曽於市全体では、18件の２億1,250万円となっているところであります。

それから、２番目の24年度の白毛配水池、二之方、八反、末吉小の事業について

ということでありますが、24年度は、八反第２がああいう結果に終わりましたので、末吉小学校の今は使われていない旧プール、井戸の調査業務を実施する予定にしております。調査内容は、揚水量の調査と水質検査を行うことでありまして、調査費用は144万円を見込んでいるところです。この調査結果を見ながら、25年度以降の事業計画を策定する予定にしております。

以上です。

○２１番（徳峰一成議員）

質問が前後いたしますが、水道事業について１点、旧３カ町の簡易水道を含めた、上水道を含めた一体化というのが本年度からですか、23年度からなされていますが、この点については性急過ぎるということで、共産党議員団は反対いたしましたけども、一本化に先立ちまして、一応審査会のほうで10項目近い意見を付したことがありましたよね。水道課長もそれはしっかりとつかんでおられるでしょう。

当然、それは現在も生きておりますので、前提にして今度の予算編成、あるいは予算配分も、率直に申し上げて、旧３カ町の予算配分もしなければならないと思うんですけれども、その点でどういった予算配分等がそれを踏まえてなされているのか、総額で２億1,250万円ということでありますが、わかりやすく答弁をしていただきたいと思います。当分はこれは生きると思うんですね。

それから、介護保険について、これは副市長か市長に１点だけ率直に質問を申し上げます。細かい点は委員会で質問するからでございます。

私は、今の介護保険制度についての市民の立場から、特に高齢者や、それを支える御家族の立場から見ての曽於市にとっての大きな課題というか、問題点は、制度上の問題があっていかんともしがたい点は前提にしながら考えていかなければならないと思うんですが、流れとして、曽於市の場合は今後も高齢者の実数はふえるんじゃなくて大体横ばいです。その中で、介護保険の認定者はふえます。あるいは、施設利用者を含めてのサービスを受ける方々の実数もふえます。その中で、特に施設の利用の方々は、先日も若干質疑をいたしましたけども、大体おおむねほとんどの介護施設が１カ月の入所料が７万円以上なんですね。７万円を割るのは例外的であります。通常、８万、９万、10万です。

しかし、実際、特に80歳以上の高齢者になりますと、ほとんどが多くが国民年金の受給者であります。特に、80歳以降の方々というのは、40万から50万台がほとんどです。そうした方々は、そうした介護施設には自分の年金だけではとても入れないと、家族が援助できた場合に入れると、そうした問題点があるんですね。これが少数じゃなくて多数派なんですよ。高齢者の中で、多数の方々がそうしたわずかな年金額なんですね。

これは、制度としていかんともしがたい点が前提としてあります、現状ではですね。今後の見通しもはっきり言って暗い。しかし、そこを何とかするのが、十分でなくても市の施策じゃないかと思うんですよ。一般会計を含めて、あるいは一般会計を中心としての扶助費等の扱いを含めての問題があろうかと思います。それが、新年度予算では全くほとんど見えないんですよ。

先ほど課長答弁でありましたように、新年度でも末吉を中心として施設が幾つもふえます。このこと自体はいいんですね、需要があるから。だけども、入れる人たちは、繰り返しますが、一部のそうした方々に偏らざるを得ないという、これではやはり公平のあり方から見ていけないんじゃないかと思う。特に、新年度からは押しなべてそうした１、２、３、４、５の中の２段階の方々、低所得の方々も値上げがされている、介護保険料のですね。

その点で、ここを何とかしなければいけないけども、市としては検討はされていないんじゃないかと思うんですね。検討されていなかったら、今後、可能な限り、私は一般会計の分野でやはり手助けをしていくというか、全面的とはいかなくても、可能な限り、そうした気の毒な方々に対しての何らかの手だてをするものはないか研究を重ねて、ほかの市町村はやっていなくても、曽於市独自にやっていくべきじゃないかと私は思っております。

その点で、市長でも副市長でもいいですので、考えを示していただきたいと思っております。これは、課長ではいかんともしがたい大きな問題であるからであります。

○市長（池田　孝）

おっしゃるような方向であるんじゃないかなというふうに思っておりますが、今後のことについてまだ研究しておりませんので、研究させてもらって、いろいろと今後対策をとりたいというふうに思います。

○水道課長（福岡隆一）

先ほどの件でありますが、末吉上水、末吉簡水につきましては、曽於市全体で18件２億1,250万のうちの１億1,350万円を末吉の水道につぎ込んでいるところであります。

それと、会計上は23年度から統合したわけなんですが、認可上はそれぞれまだ６つの認可水道に分かれておりまして、財部水道、末吉上水、大隅上水、それから末吉簡水、南簡水、折田簡水ということで分かれておりますので、今年度、創設認可をとりまして、財部水道、末吉上水、大隅上水につきましては曽於市上水道ということで、国の認可をとってきたいというふうに考えております。

それから、簡易水道については、28年度、国が統合しなさいということで、簡易

水道債について交付税措置がなくなるというところまで見きわめながら、統合してまいりたいと思っているところであります。

以上です。

○議長（谷口義則）

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

○１６番（五位塚剛議員）

５時以降の延長もちゃんと許可をいただいておりますので、質問をしたいと思います。

公共下水道事業で、今回もいろいろと事業が提案されておりますけど、質問の第１点、市道との改良工事の関係で、年度末にかけて公共下水道事業がいろいろと市道を掘り上げて作業をするわけですけど、市道の改良工事との関係では十分建設課と水道課と連携をとっておられるのか、これが第１点。

それと、24年度の供用開始を24年度も検討されているのか。それがなった場合に、24年度末と言ってもいいと思いますけど、目標値をどれぐらい見ていらっしゃるのか、確認を求めたいと思います。

あと水道関係で、今回、諏訪水源整備が5,200万の予算をとっておりますけど、非常に金額的に5,200万の水源整備で大きいんですけど、これは今回ＪＡの胡摩のところの中の基本的な中の工事になるのか、これの確認です。

それと、馬立の水源地電気設備工事が5,500万、これも非常に金額的に大きいわけですけど、これは5,500万の電気設備工事をするというふうに当局が予算を出した基本的な内容は、どこが設計をされて出したのか、お答え願いたいと思います。

○水道課長（福岡隆一）

まず、水道との関連でありますけども、下水道につきましても、その時点、その時点で建設課と協議をしながら、舗装等について一緒に工事できるものはそういった併用をする形でやっているところです。

特に、水道のほうで高松丸山線広域農道につきましては、同時施工という形で舗装復旧をいたしております。

それから、24年度の供用開始ということでありますが、今、認可を受けております200haが現在192ha供用開始をしておりますが、これにつきまして８haについては24年度で完成するというふうに見込んでおりますので、供用開始の200haについては24年度末で完成するというところで、あと残る分については汚泥処理関係の工事費が大体１億円程度残っていくことになります。25年度で完成という計画をいたしているところであります。

それから、諏訪のまず5,200万円の内訳でありますが、今、諏訪の胡摩のところに工事をいたしておりますけども、ここについてはことしは造成と建屋をしたところでありますが、24年度でポンプ設備、それから発電機設備等、それから中央監視装置、そういったところを工事をする予定にしております。

馬立簡水につきましては5,500万円、これについても馬立は老朽化しておりまして、発電機もなくて、発動機直結型の送水ポンプがあるというようなことでありまして、これも改修をして、送水ポンプ、それから発電機設備等、それから建屋、そういったところを整備したいと思っているところです。

実施設計はということでありますけども、平成23年度で実施設計業務委託をいたしまして、その中で設計の内容、実施設計がありましたので、それを担当のほうで積算をして、工事費を出しているところであります。

以上です。

○１６番（五位塚剛議員）

公共下水道については、24年度末では８ha追加して200haになるということでございました。それと、残りの事業については約１億円、25年度ですべて完了という説明でありましたが、３期工事を２期工事に前倒ししてのこの事業がなったと思っておりますけど、25年度で基本的には公共下水道事業はすべて終了として思っていいのか、これを確認したいと思います。

水道の関係ですが、諏訪の水道の整備5,200万といったら、非常に大きな事業になると私は思っておりますが、こういう事業費の設定の仕方、今は馬立についても23年度で設計委託をしての提案ということでありましたが、実際はこういう電気設備についてはほとんど明興テクノスが曽於市ではほとんど基本的には受けているような状況ですけど、これも明興テクノスが設計をされたのか、確認を求めたいと思います。

また、胡摩についても、どこが5,200万という数字を概算を出したのか、お答え願いたいと思います。

○水道課長（福岡隆一）

まず、公共下水道でありますが、25年度で建設工事のほうは終わるというふうに思っています。

あと、それ以降に考えられるのは、水処理関係の汚水ポンプとか、そういった耐用年数の低いものについて長寿命化計画をつくりまして、補助事業の中で交換ができるというような事業もありますので、そこら辺を見きわめながら、補助事業ができるうちに変えられるものは変えて、終結をしたいというふうに思っているところです。

あと、諏訪の水源地につきましては、これも実施設計を23年度でしまして、これも担当が積算しているところであります。明興が多いということでありますが、一昨年度についてはほかの業者が落札をしておりましたが、ただ中央監視につきましては明興のシステムが入っていますので、その部分については、もし落札されたときには中央監視の部分については互換性のある部分でつくってくださいと言っていますけども、その工事については入札でやっておりますので、随意契約ではございませんので、了承願いたいと思います。

終わります。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案６件については、配付いたしております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、３月29日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

――――――・――・――――――

散会　午後　５時０６分

平成24年第１回曽於市議会定例会

平成24年３月29日

（第８日目）

平成24年第１回曽於市議会定例会会議録（第８号）

平成24年３月29日（木曜日）
午前10時開議
場所：曽於市議会議場

１．議事日程

（第８号）

第１　議案第23号　平成24年度曽於市一般会計予算について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告）

（以下６件一括議題）
第２　議案第24号　平成24年度曽於市国民健康保険特別会計予算について
第３　議案第25号　平成24年度曽於市後期高齢者医療特別会計予算について
第４　議案第26号　平成24年度曽於市介護保険特別会計予算について
第５　議案第27号　平成24年度曽於市公共下水道事業特別会計予算について
第６　議案第28号　平成24年度曽於市生活排水処理事業特別会計予算について
第７　議案第29号　平成24年度曽於市水道事業会計予算について
（文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長・総務常任委員長報告）

第８　議員派遣の件

（第８号の追加１）

第１　発議第１号　議案第23号　平成24年度曽於市一般会計予算に対する付帯決議案

第２　常任委員会の閉会中の継続審査申出について（文教厚生常任委員会）

第３　常任委員会の閉会中の継続審査申出について（建設経済常任委員会）

第４　特別委員会の閉会中の継続審査申出について
（パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会）

第５　常任委員会の閉会中の継続調査申出について（総務常任委員会）

第６　常任委員会の閉会中の継続調査申出について（文教厚生常任委員会）

第７　常任委員会の閉会中の継続調査申出について（建設経済常任委員会）

第８　議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

２．出席議員は次のとおりである。（20名）

１番　今　鶴　治　信	２番　九　日　克　典	３番　八　木　秋　博
４番　土　屋　健　一	５番　山　下　　諭	６番　原　田　賢一郎
７番　山　田　義　盛	８番　大川内　冨　男	９番　西　川　熊　則
10番　大川原　主　税	11番　吉　村　幸　治	12番　（　欠　員　）
14番　海　野　隆　平	15番　久　長　登良男	16番　五位塚　　剛
17番　漆　間　純　明	18番　大　津　亮　二	19番　迫　　杉　雄
20番　坂　口　幸　夫	21番　徳　峰　一　成	22番　谷　口　義　則

３．欠席議員は次のとおりである。（１名）

13番　渡　辺　利　治

４．職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長	迫　田　雪　春	次長	栄　徳　栄一郎	係長	田平　五月男
参事補	吉　田　竜　大	参事補	宇　都　正　浩		

４．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（23名）

市長	池　田　　孝	教育長	植　村　和　信
副市長	中　山　喜　夫	学校教育課長	森　山　　勇
副市長	末　廣　光　秋	社会教育課長	中　峯　健一郎
総務課長	大　窪　章　義	市民課長	切　通　　宏
大隅支所長兼地域振興課長	上　迫　光　俊	福祉事務所長兼福祉課長	今　村　浩　次
財部支所長兼地域振興課長	川　崎　幸　男	保健課長	大休寺　拓　夫
企画課長	岩　元　祐　昭	経済課長	谷　元　清　己
財政課長	池之上　幸　夫	畜産課長	神宮司　　寛
税務課長	新　屋　義　文	耕地課長	吉　田　誠　得
監査委員事務局長	真　方　清　治	建設課長	高　岡　亮　蔵
会計管理者・会計課長	椙　松　実　隆	水道課長	福　岡　隆　一
		農業委員会事務局長	堀之薗　　訓

開議　午前１０時００分

―――――――・――・―――――――

○議長（谷口義則）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

―――――――・――・―――――――

日程第１　議案第23号　平成24年度曽於市一般会計予算について

○議長（谷口義則）

日程第１、議案第23号、平成24年度曽於市一般会計予算についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（吉村幸治）

総務常任委員会付託事件審査報告、総務常任委員会に付託された議案２件について、３月15日、16日、19日の３日間委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第23号、平成24年度曽於市一般会計予算について（所管分）、本案の審査に当たっては現地調査も行い審査をいたしました。審査過程では主に次のような質疑応答がありました。

財政課関係では、歳入の地方交付税について質疑があり、委員より普通交付税については当初84億2,000万円を予算計上しているが、対前年度比は幾らになるのか。また、例年３、４億円程度の上積みを見ているが、最終的な見込みは幾らと予想しているのか、いつごろわかるのかとの問いに、平成24年度の普通交付税については、対前年度比0.2％増となっており、最終的な見込みは、その年の11月か12月ごろに決定になる。昨年までの実績では平成20年度82億円、平成21年度84億円、平成22年度90億円、平成23年度88億円となっており、若干減少してきているが、当初では84億2,000万円を計上した。これ以下にはならないと思う。幾らかふえるとの感覚を持っているとの答弁でありました。

また、特別交付税については、例年補正で追加になっているが今後もふえる可能性があるのかとの問いに、特別交付税については当初予算で３億円を予算計上したが、最終的に幾ら入ってくるかは３月末にならないとわからないので、平成23年度と同額の３億円を当初予算として予算計上したとの答弁でありました。

歳出の普通財産管理費について質疑があり、民間業者が不動産仲介をする場合、一般的には両方からの仲介手数料が発生するが、行政が市有地等の不動産介入を委託するのであれば、公の立場から仲介手数料のあり方をどのように考えているのかとの問いに、両方からの手数料が発生しないように今後いろんなルールを構築していきたい。業者についても１つの業者ではないので、業者の範囲をどこまでにするか。また、実施している幾つかの自治体を参考にしながら、相手に不愉快を与えないように、しかも専門職の不動産業者のほうにも納得が得られるような形で検討していきたいとの答弁でありました。

なお、委員より先進地を研修して、なるべく買いやすく売りやすくなるように配慮すべきとの意見がありました。

総務課関係では、歳出の光ファイバー網整備推進事業について質疑があり、平成24年度は財部地区において、光ファイバーの整備計画があるが、市内全域において光ファイバー網をすべて整備するのはいつごろになるのかとの問いに、今の段階では市内の全域に光ファイバー網をすべて整備することはできないとの答弁でありました。

また、いずれすべて整備しなければならないと思うが、どのように考えているのかとの問いに、現在２段階目として末吉、大隅の中心部の整備が終わり、24年度に財部地区の整備を行う計画である。今後３段階目の計画をもう一回練り直さなければ、今の状態では全域をすべてカバーすることはできない。今のエリアから線を延長することは通信事業者では可能であるが、延長するエリアに利益を得られる顧客が多数いることが不可欠であるとの答弁でありました。

次に、自治会振興費について質疑があり、自治会振興費は戸数割だけになり、段階割がなくなるとの説明を受けた。そうなると自治会の剰余金が年々少なくなり、どの自治会でも新たな個人負担が発生してくると思われるが、市政説明会では話題にならなかったのか、不満の声は出なかったのかとの問いに、昨年の報告会では段階割を廃止する予定であったが、市長が自治会の活動はほとんど振興費に頼っているので、段階割を廃止せず工夫して支給するようにということになった。

以前の段階割というのは、納税報奨金をベースにしていたため、納税額の高い自治会は高額の振興費を受けていた。今回段階割を自治会の加入戸数に応じて交付する規模加算額に置きかえた場合、一部急激な増減となるため３年間で調整していきたいとの答弁でありました。

企画課関係では、歳出の企画事務費について質疑があり、市民提案型共生・協働活動支援事業は新規事業であるが概要はとの問いに、市民提案型共生・協働活動支援事業要綱案が示され、市民提案型地域づくりの活動、委託提案型まちづくりを支

援することを目的とし、第１条に市民提案型共生・協働活動支援事業補助金を交付することを趣旨としている。

第２条では、補助金及び団体の要件が定められており、第６条には補助金の額が定められ認定された事業の対象経費の10分の９を補助金とし、20万円の上限を定めているとの答弁でありました。

なお、この事業は企画課内での発案なのかとの問いに、議会（総務常任委員会事務調査報告）からのいろんな情報等参考にした。また地域づくりの団体との交流もあり、小さなグループでも自分たちで率先して活動した地域おこしが主流になってきている面から検討してきたものであるとの答弁でありました。

なお、既存のグループが取り組んでいるイベント等が対象になるのかとの問いに、既存の集落の自治会等は、十五夜等は対象外と考えている。新たな事業を対象に補助金を交付するものであるとの答弁でありました。

委員より、この事業を効率よく成功させるには補助金申請に係る事務の負担を軽減するため行政の手助けが不可欠であり、協力体制の検討が必要であるとの意見がありました。

次に、定住促進対策事業における空き家調査事業の実施時期及び事業内容について質疑があり、空き家調査の進捗状況はどうなっているのかとの問いに、この業務委託の成果品は、３月15日に納品されている。調査項目は空き家の所在地、空き家の状態、建物の構造、所有者、管理者情報、電気・ガス・水道・トイレ・ふろ・電話・駐車場等の整備状況であり、空き家調査対象件数として末吉町525件、財部町372件、大隅町456件、合計1,353件であった。調査員が１件ずつ調査した結果、最終的に台帳を作成した件数は末吉町384件、財部町292件、大隅町376件で合計1,052件であった。これらの空き家１棟、１棟の台帳を作成し、調査項目のデータを整理し、地理情報システムを活用してパソコン画面上で曽於市内の空き家情報が検索できるようになっている。今後空き家をどう生かしていくか、現段階で居住できるものは財産として使えるよう、また取り壊しが必要なもの、改修が必要なもの等の分析を行い、次の施策の判断材料にしていきたいとの答弁でありました。

市民課関係では、歳出の環境衛生費について質疑があり、水質検査手数料、主要河川、事業所等、検査方法、検査回数の結果どうなっているのかとの問いに、主要河川の水質検査については各町各７カ所、市全体で21カ所の水質検査を実施している。平成24年度からは大隅町坂元地区を追加し、市全体で22カ所を計画している。検査結果については主要河川において年４回の検査を実施し、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、溶存酸素量の４項目においてほとんど数字的に異常がないが、大腸菌群については数字的にやや多いとの答弁でありました。

事業所等の水質検査については、末吉地区８カ所、大隅地区６カ所、財部地区は３カ所について、事業所から直接排出する水質について、９月と２月の年２回の水質検査を平成23年度は実施した。平成24年度からは大隅地区１カ所追加し、市全体で18カ所を計画している。事業所の水質検査については極端に悪いところはないが、昨年１カ所について補足調査を１カ月後に実施した。

なお、事業所の水質検査は、すべての事業所を実施するものではないとの答弁でありました。

委員より、水質検査等は積極的に実施し、もし異常が発生したときは原因究明、適切な指導等の対応をしてほしいとの意見がありました。

税務課関係では、歳出の賦課徴収費について質疑があり、近年滞納処分による差し押さえ案件がふえているが、基本的な流れと考え方はとの問いに、現在滞納者がふえており、滞納者に対する滞納処分を行うことで分納誓約がふえている。滞納整理指導官からは滞納者に債権があれば滞納処分、差し押さえの執行を行い納税の発意を促すよう指導を受けている。納税通知後、督促状が20日以内に送付され、その後10日以内に納付しなければ差し押さえをしなければならない旨の規定が地方税法にあるが、実際には即時滞納処分を行うものではなく、督促通知後段階を踏まえた内容の数回の催告通知、差し押さえ予告通知書の文書発送し、それでも納付また納税相談がない滞納者に対して滞納処分を行っている。

滞納処分の手順としては、滞納者の財産調査を行い預貯金、給与、不動産があれば差し押さえを行っている。近年では売掛金、生命保険等の調査を行い、滞納処分を行っており、財産が発見できない場合は本人の自宅訪問し徴収を行いながら、執行停止の処分を行う場合もあるとの答弁でありました。

以上、各所管課への質疑を終結し、五位塚委員から議案第23号、平成24年度曽於市一般会計予算に対する修正案が提出されました。修正案の理由として、平成24年度予算の中でパークゴルフ場・フラワーパーク等整備事業費は、土地取得から設計を含めた２億5,812万5,000円である。全体計画では13億円を超える事業であります。

市民の生活が苦しい中で、この事業を実施すべきでなく、また環境問題も懸念されることから、歳入の第７款財産収入第２項財産売り払い収入1,100万円の減額、第19款繰入金第１項基金繰入金6,502万5,000円の減額、第22款市債第１項市債１億8,200万円の減額、歳出の第２款総務費第１項総務費第５目企画費２億5,812万5,000円を減額するものであるとの説明でありました。

修正案に対する質疑を終結し、討論、採決の結果、議案第23号、平成24年度曽於市一般会計予算に対する修正案は賛成少数で否決されました。

次に、平成24年度曽於市一般会計予算について採決の結果、議案第23号、平成24

年度曽於市一般会計予算は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。また、平成24年度曽於市一般会計予算が原案可決されたことに伴い、平成24年度予算のパークゴルフ場・フラワーパーク等整備事業に対する付帯決議案（審査報告書に添付のとおり）が提案され、討論、採決の結果、議案第23号、平成24年度曽於市一般会計予算に対する付帯決議案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（谷口義則）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（大川内冨男）

文教厚生常任委員会付託事件審査報告、文教厚生常任委員会に付託された議案４件及び継続審査中の陳情１件について３月15日から21日に委員会を開き、執行部に出席を求め慎重に審査した結果、議案４件について結論を得ましたので報告いたします。

１、議案第23号、平成24年度曽於市一般会計予算について（所管分）、文教厚生常任委員会に付託されました本案の所管分について各課ごとに審査いたしましたので、主な質疑内容と結果を報告いたします。

福祉事務所関係では、高齢者見守り対策事業1,075万8,000円の訪問専門員の活動内容について質疑があり、市内の山間部などで取り残されがちなひとり暮らしの高齢者に対し、自助・共助・公助の理論のもと週１回程度の見守りが必要な方々を訪問する計画が示されました。

また、在宅福祉アドバイザーからの報告内容も含めたこれらの情報は、住基・介護・障害者情報と連携した地域福祉支援システムに入力し、災害時の支援や見守り活動の推進等に活用したいとの説明がありました。

児童福祉の分野では、新年度より児童虐待等に対応する家庭児童相談員が１名増員となり、全国的にも増加傾向にある諸問題に対し、迅速かつ細やかな対象者の拡大、保育料の負担軽減など、少子化対策にもより充実した予算編成がなされ、特に保育料については近隣市の状況も踏まえ、高所得者層を除いた第５階層以下の各階層において３歳以上では月額1,000円から4,000円の負担軽減を実施するとの説明がありました。

保健課関係では、母子歯科保健事業として、胎児への歯周病の影響を防止するための妊婦歯科健診が新たに企画され、また前年度に引き続き不妊者の体外授精、顕微授精補助金100万円が予算化されております。

審査では、財部温泉健康センター管理費の指定管理料について質疑があり、本来

従業員に支払うべき手当等が支給されなかった経過から、未支給額215万440円の４分の１の金額を指定管理料から差し引いた759万4,000円で指定管理することが年度協定として示されたところであります。

また、工事請負費300万円については、２号泉源ポンプ送湯管が掘削後６年以上たち管内洗浄を行う工事内容であり、今後は３年に１回程度定期的に実施していきたいとの答弁でありました。

次に、健康増進施設整備事業は、平成23年度から継続事業として予算計上されており、24年度の予算額は２億8,185万3,000円であります。審査では乳幼児から高齢者まで気軽に利用できる施設として、平成25年４月１日オープン予定であるとの説明がありました。

委員よりオープン後の管理運営方法について質疑があり、施設全体を総体的に管理する方法とトレーニング室等を分けて管理する方法などが考えられるとの説明でありましたが、相乗効果が得られるよう利用状況等も考慮され、合理的な管理運営を求める意見がありました。

教育委員会総務課関係では、平成23年度をもって閉校となる財部北中学校、財部南中学校、南之郷中学校の学校跡地利用について質疑がなされ、執行部より曽於市閉校施設等活用基金方針が示されました。方針では校舎の恒久的な活用を念頭に置いた民間業者への無償貸与などの活用方策がうたわれ、４月以降利用団体を公募することが計画されております。公募に関しましては小中学校規模適正化推進本部及び中学校統合地区別協議会を経て検討がなされる計画でありますが、本委員会としては学校跡地利用に関して地域振興、地域コミュニティーを大きく左右する問題であることから、曽於市の重要施策として各分野とも連携された総体的な深い議論、研究が必要であり、それぞれの地域性をも考慮したしっかりとした方向性のもとで取り組むべきとの意見の一致をみたところであります。

また、閉校する中学校の教職員住宅の活用については、年度末の職員の人事異動等も考慮し、条例改正等も含めて今後判断したいとの答弁でありましたが、委員より近隣小学校の教職員の利用を積極的に促す努力を求める意見がありました。

中学校施設整備事業については、継続事業として現在建設中の財部中学校について現地調査をも含め審査いたしました。現在の工事進捗率は約45％であり、平成24年７月の完成を目指しているとのことであります。

学校教育課関係では、新年度より必修化される中学校の武道事業も実施について質疑があり、末吉中・大隅中では柔道、財部中では剣道の授業が行われる予定であるとの説明がありました。特に柔道の指導者については、有段者などの担当教員がいない学校については、受け身などの一定の講習を受講することは必要とされてい

るが、安全面に十分配慮した指導体制の確立が求められることから、外部指導者の協力も含めて慎重に検討するよう意見があり、社会教育費の学校応援団事業の活用なども考慮した上で、教育現場における生徒の安全管理を図りたいとの答弁がありました。

また、学習指導補助員設置事業では、前年度より１名増の８名分の賃金が予算化されております。本事業については、曽於市の特色ある教育活動として複式学級への十分な対応及び学校全体として指導体制の充実を図る観点から、配置予定のない小規模校への手厚い対応など、より充実させた施策の検討を求める意見がありました。社会教育課関係では末吉総合センターの空調設備改修工事8,730万円について質疑があり、老朽化や熱効率低下の問題から23年度において委託された設計に基づき、北側にある基礎の設備を撤去し、建物西側に新たに設置する内容であるとの説明でありました。

また、本施設の運営業務委託料1,330万2,000円についての質疑では、新年度より管理業務等に精通しているなどの理由から、これまで総合センターで勤務していた臨時職員等で組織されるＮＰＯ法人そお文化村に、利用申請受付業務、設備の操作業務等を委託することを検討しているとの説明でありました。

埋蔵文化財発掘調査事業の審査においては、調査研究にかかわる考古学の専門員の体制について質問があり、後継者育成の観点から職員採用も含めて検討すべきとの意見がありました。

また、文化・芸術分野における専門員についても、社会教育における文化部門の施策を充実させるため配置を求める意見が出されたところであります。

以上、審査を終え、本委員会としては本案の所管分について採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。

○議長（谷口義則）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（山下　諭）

報告いたします。建設経済常任委員会に付託された議案３件、陳情２件を３月15日から23日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、議案３件について、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第23号、平成24年度曽於市一般会計予算、所管分でございます。所管にかかわる歳入については国庫支出金１億7,548万円、県支出金３億3,320万5,000円、市債15億7,790万円が主なものであります。

歳出では、農林水産業費22億83万2,000円、商工費１億5,161万5,000円、土木費

24億675万6,000円、災害復旧費2,966万2,000円が主なものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

まず、経済課関係では、ユズ冷凍施設整備事業として２億2,770万1,000円が計上されているが、今後のユズの生産と加工に関して今後の運営をどのように見通しているのかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては現在92haの780万トンの生産であるが、盛園時は1,800トンで300トンの果汁となる。搾汁施設の能力を超えることになるので面積拡大は控えている。本事業で建屋面積643.7ｍ^{2}の冷凍施設をつくることとブランド認証で販売名は有利になるが、一層の新製品創出に努めるという趣旨の答弁がありました。

また、森林林業振興事業として林業、木造産業構造改革事業補助金8,725万5,000円が計上されているが、市の負担割合はどのようになっているのかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、曽於市森林組合が中核森林組合として県より認定を受け、経営基盤強化を図るため本事業を実施するもので、補助割合は県50％、市20％の70％であり、林業の現況から20％が市の上乗せ補助であると。事業としては、現在末吉にある木材市場を森林組合財部支所の土場に移転するもので、選別機、土場舗装、トラック購入経費に要する補助で、共販量を現在の６万ｍ^{3}を３年後には８万ｍ^{3}とする計画であるという趣旨の答弁がありました。

また、商工業後継者育成事業として商工業新規就業者補助金288万とあるが、この内容は具体的にどのようなものかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、本年より農林業と同様の補助を創設し、新規に商工業へ就業するもの、月額７万円、親の跡を継ぐ後継者月額５万円を２年間支給し、いずれも４人ずつ計８人の50％を予算計上したという趣旨の答弁がありました。

また、曽於市ブランド確立推進事業として都市交流アドバイザーの謝礼金とあるが、これはどのようなことをするものかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては都市交流アドバイザーは企業誘致が主な活動であったが特産品販売や観光宣伝も兼ねており、関東地域４名、関西地域に３名、東海地域２名、計９名に委嘱するという趣旨の答弁がありました。このことについては、新幹線効果を得るため福岡方面にも配置をすべきであるとの意見がありました。

次に、畜産課関係では、有機センター施設改修費について、有機センターの脱臭棟の倒壊に伴い、今後の対応はどのように考えているのかという趣旨の質疑がありました。これに対しまして原因及び責任の所在について設計施工上の問題はどこにあるのか弁護士に相談したが、市も定期的な保守管理を行っていなかったので設計、建設業者と同等の責任があるとの見解で、和解に向けて協議を進めてる。改修の方法としては、地元との公害防止協定もあるが3,329万8,000円で現在の密閉型を側壁

開放型へ改修を考えている。地元との話し合いはまだ実施していないが、臭気測定後に実施するという趣旨の答弁がありました。

また、有機センターについては今後どのように運営していく計画であるのかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては現在まで市職員が直接運営に携わってきたが、行政改革に基づき職員２名減となるので、大隅衛生企業へ委託して行う計画であるという趣旨の答弁がありました。有機センター建設当初に、地元自治会と交わした公害防止協定に基づく改修でないのであれば、地元と話し合いの上再度協定を交わすべきである。当事業は末吉町の収集農家60戸、持ち込み農家21戸、計81戸しか利用できない施設であるので、経営に参加しているのだという意識を収集農家や持ち込み農家にも持たせることと、担当課も一般財源持ち出しの多い事業であることを認識すべきであるとの意見が委員よりありました。

次に、耕地課関係では、県営土地改良事業について農道保全対策事業として委託料が新規で予算計上されているが、どのような内容となっているのかという趣旨の質疑がありました。これに対しまして農道の状況や橋、トンネルを診断して、対策が必要であれば今後予算化して農道の長寿命化を図るものであると趣旨の答弁がありました。

次に、建設課関係では、市道整備事業――辺地対策事業でございます――で行う道路改良は７メートル幅員のものではなく、いわゆる1.5車線でもって延長をより長くすることで早期完成を図るべきではないかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、現在まで前後の整備状況もあり見直せない部分もあるが、今後さらに検討し整備の進捗を図りたいという趣旨の答弁がありました。

また、地域振興住宅10戸を建設計画であるが、申し込み状況はどのようになっているのかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては現時点では市内居住者を含め29件であるとの答弁がありました。このことについては、委員より地域振興住宅条例制定時の趣旨に沿った建設場所を選定するべきであるとの意見がありました。

その他、観光費、畜産総務費、住宅管理費、道路維持費に対しての質疑がなされましたが、詳細な説明により了承した次第でございます。

以上、審査を終え、本委員会は、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

○議長（谷口義則）

本案に対しては、五位塚剛議員ほか４人から修正の動議が提出されました。提出者の説明を求めます。

○１６番（五位塚剛議員）

平成24年度曽於市一般会計予算に対する修正案を地方自治法第115条の２及び会議規則第17条の規定により別紙の修正案を添えて提出をしたいと思います。原田賢一郎議員、山田義盛議員、漆間純明議員、徳峰一成議員、提出者を代表いたしまして私が説明を申し上げたいと思います。

この修正案の内容は、平成24年度の予算に計上されておりますパークゴルフ場・フラワーパーク整備事業費２億5,812万5,000円だけを歳出と歳入から削除を求める議案でございます。

それでは、提案理由を述べます。

第１点目は、この事業については市民の大多数が疑問を持っており反対であります。市民の合意は全く得られておりません。池田市長からこの事業の計画が示されました。その理由は曽於市の合併記念事業として世界のツツジを中心とした花公園、そしてパークゴルフ場をつくりたいとのことでございます。池田市長は３年前の市長選挙での政策であり市民の賛同を得られたものだと言われてきました。皆さん、よく思い出してください。池田市長が全戸配布されたパンフレットの中、また市長選挙での出陣式での南日本新聞での報道においても、パークゴルフ場、フラワー公園の建設の政策は一つもありませんでした。もし、このことが池田市長の大きな政策公約であったなら、選挙活動が大きく変わっていたでしょう。あのときは敬老祝い金の70歳以上全員支給を中心とする問題が市民の大きな関心でありました。

第２点目は、この事業について市民に中身が明らかにされず、昨年過疎計画総合振興計画にいわばかけ足的に入れ込み、23年度からプロポーザル設計に着手したことでございます。さらに市民からこの事業について市民アンケートを求める5,200名の陳情が出ているのに24年度より本設計工事取得の予算を計上をしたことでございます。

第３点目は、この事業の計画はどこを参考にされたのかという質問に対して、大分県の日田市の天瀬公園を出されました。現実は花公園は自然環境に影響され、花の植栽がうまくいかず今は閉園をしている状況でございます。また、鹿屋のバラ公園についても新聞でも報道されておりますが、花がうまく咲かず、多額の赤字を出しております。山田のパークゴルフ場も口蹄疫、新燃岳の影響もあり、大幅に入場者が減り、赤字でございます。小林市のコスモス牧場のパークゴルフ場も、この３月いっぱいで休止になる状況でございます。

市の運営計画を見ても、計画そのものが非常に甘く、現実に合っておりません。そしてパークゴルフ場についても曽於市内の愛好者がどれぐらいいるのかという質問をしても、組織がないから実態がわかりませんとの答弁でございます。このよう

な施設は経営的には赤字になりますとつくる前から市長自身認めておられます。それなのに赤字が出たら市長は責任をとるのかと私の質問に対して、責任はとりませんと言われました。つまり後の維持費に赤字が出た場合には、その穴埋めは市民の税金で行うということでございます。これでは市民はたまったものではありません。

第４点目はプロポーザル設計を受けて、高之峯地区と胡摩地区が示され、市役所の幹部を含めた16人の審査委員会が胡摩地区を最適地として答申をされました。この胡摩地区については一般質問や特別委員会での中でも、臭いの問題を含めて大きな問題になりました。梅雨時から秋にかけてにおい、ハエ、カラスなどの公害環境面がもっとも心配をされることでございます。このまま着工すると観光客を呼び込むという計画はほぼ失敗をするでしょう。下流地域の水利組合との協議もされておらず、排水についても災害が予想されます。計画自体が余りにもずさんであり、土地取得も相続ができない筆数が34筆あり困難を予想されます。

最後に市民の声を２分するようなこのような大事業はまず白紙に戻すべきでございます。そして、市民生活暮らし優先の事業を進めるべきでございます。今市民生活は農業を初め小売店、中小業者、年金暮らしの方々、収入が落ち込み負担だけがふえております。

私たち議員は、市民の代表者であります。市民の声を大事にし尊重しなければなりません。そして私たちは市民の税金で報酬をいただいております。その重みを重く受けとめていただき、この修正議案を全会一致で可決していただきたいということを強くお願いを申し上げまして提案理由といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口義則）

ただいまの各常任委員長の報告及び修正案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○２１番（徳峰一成議員）

まず、総務委員長に質問いたします。いろいろ本来だったら質問したい項目がいっぱいあるんですけども、フラワーパークに絞って、まず１回目は４点質問をいたします。

これまでフラワーパーク問題については、市民の中から２つの陳情書が議会に出されて、そして１つは特別委員会のもとで、もう１つは私の所属する文厚委員会で今審査審議が継続中でございます。こうした今まだ結論を得ていない継続中である、そうした中で池田市長は３月のこの議会に24年度からの用地取得を中心とした予算を提案をされました。よくお互い考えてみたいものでございます。つまり議会がまだこの問題で結論も出してない段階で、市長が建設のための予算を提案したという

のは率直に言って、あるいは厳しく言って、議会軽視、もっと言いまして、議会無視の何者でもないと思っております。

提案すること自体は法律違反ではありません。しかし、これを受けとめた私たち議会は、やはりこれはフラワーパークの中身内容以前の問題として、賛成、反対の立場を超えて議会軽視無視の何ものでもないのではないかと思っております。判断できる方だったら市民の方を含めて判断できる、そうしたやり方でございます。

質問でありますが、こうした池田市長の厳しく言って不当なやり方、非礼なやり方、無礼なやり方、これを委員会では全体の意見としてならなかったのか。議会に対して無礼なやり方であるということですね。その点をまず伺いたいと思います。これ賛成、反対の立場を超えております。

大きな２点目。最終的には委員長報告の中にも数は示されませんでしたが、賛成多数で予算がフラワーパークを含めて一応承認されております。そこで伺いたいんですが、賛成された議員は総務委員会では４名であります。４名の皆様方はフラワーパークの予算になぜ賛成されたのか。まったく報告の中に書いてありません。具体的になぜ今の段階で賛成されたのか、これはかなりの時間をかけて自由討議を含めて論議されたと思っております。賛成された議員の賛成された理由をお聞かせ願いたいと考えております。これが質問の大きな２点目であります。

次に、第３点目が、今回池田市長から提案されました24年度の建設のための予算は、胡摩地区を前提といたしております。高之峯地区でもなければほかの地区でもございません。胡摩地区が悪かったら、その予算をあるいは基本的には使って高之峯を含めてほかの地区に回したらいいというものではございません。これは人ならわかります。胡摩地区が悪かったら、ほかの地区にはこれは回せない、そうした予算でございます。

お互い考えていきたいんですが、現時点においては胡摩地区が適切地であると言える人は恐らくだれもおられません。議員の皆さん全員、現時点で胡摩地区が一番いいと断言できる人はいないでしょ。これは市当局にとっても市長自身も断言はできません。断言できないから後ほどいいますが、現在今後環境問題については調査中であります。

つまるところ、現段階では建設予定地の胡摩地区、提案されている胡摩地区は、厳密に言いまして不適な地域であります、３月時点の予算審議段階では。適切地でもなければ不適切地でもないというあいまいなものではありません。厳密に言って現時点では不適な地であります。これも判断力ある方だったら、お互いわかる点であります。

質問でありますが、こうした不適と言える、それを前提とした予算に対して、委

員会では共通の認識となったのか、ならなかったのか。つまり、建設予定地の胡摩地区は現時点で、現時点ですよ。現時点では不適な地域であるという共通の認識にはならなかったのか報告をしてください。

最後に第４点目、関連いたしまして、胡摩地区の環境問題についてでございます。これまで一般質問や特別委員会の審議を初めとして、胡摩地区が旧末吉町の畜産の中心地であるということがお互い、これは共通の認識になりました。共通の認識になりました。具体的にはハエは大丈夫なのか、あるいは悪臭問題は大丈夫なのか、ほかにもあります排水問題を含めてといった点が議論されました。その結果、それを受けまして、最終的には最初の私の一般質問の段階では池田市長は、私は適切地であると言われました、議事録に載っております。しかし、最終的には、やはり池田市長自身も、適切地であるということは断言できない、それを踏まえて環境調査を行うということになりました。１つは、悪臭についてでございます。

質問でありますが、この悪臭について予算はどの予算を使うのか。２番目は、どの機関に悪臭の調査を委託するということで、委員会で報告があったのか。第３点目は、悪臭については何月何日ごろから何月何日ごろまでをめどとして調査を行いたいとしているのか。最後に第４点目は、その悪臭の調査の結果については、議会への報告はどのような形でいつごろ、総務委員会を含めて、あるいは特別委員会を含めて報告されるといった回答が委員会審議の中で出されたのか報告してください。

あわせて同じ質問、ハエの問題についても、予算はどういった予算を使うのか、どういった機関、団体にハエの調査委託をされるのか。そして期間はいつからいつまでか。そして同じく、この環境調査についての議会への報告はいつごろ、そしてどういった形で出されるということで委員会では審議が、そして報告がなされたのかについて報告してください。

これが私の１回目の質問でございます。

次に、建設経済委員長に、１点質問をいたします。

おこがましい言い方でありますが、私たち議員は、一つには専門家集団をお互い目指していると考えております。一般的には市当局に対するチェック監視機関でありますけれども、そのためには常に専門家集団をお互い目指して努力していると思っております。

そうした中で、建設経済委員会の所管については、我が曽於市のやはり産業問題を初めとした重要な審議機関であろうかと思っております。特に今回の審議は24年度の当初予算一年間の当初予算の中での産業経済委員会にかかわる予算でありますので、私個人的にはやはり、この我が曽於市の今の地域経済を委員会あるいは委員としてどのように見るか。そして、そうした中で農業を初めとした各産業、産業の

実態をどう見るか、さらにそうしたもとで私たち市民の生活の状況をどう見るか。

こうした基本的な大きな立場を正確に対極の立場からつかんだ上で、提案されている予算項目についても、分析とそして調査を含めて審議を行っていくということが私はやはり議会人としての目指すべき大きな方向性ではないかと思っております。恐らく、これは各議員の皆さん、委員長を初めとして同じ共通の認識ではないかと思っております。

そこで質問でありますが、今回新年度予算を審議するに当たりまして、今申し上げました我が曽於市の地域経済をどう見るか。そして農業を初めとした各産業の動向をどう見るか。そして暮らしの実態等をどう見るか議論されておられると思いますので、その点を簡潔でもよろしいですので、報告をしていただきたいと考えております。

これが１回目の質問であります。

以上です。

○総務常任委員長（吉村幸治）

５点だったと思いますが、フラワーパーク問題だけのということで、まず、市民の中から陳情が出された中で特別委員会が結論を出してないが、委員会として全体的にならなかったのかということでありますが、まず委員会審議の中では、報告書の中に内容は最後のページに載せているだけで、個別には載せてないですが、まず企画課のパーク関係の中では排水の問題、排水は今度の予算が認めてもらえれば実施設計の中等で入ってくるんだということでありました。

それから、公害の問題、いろんな周りの公害の問題も出ました。特別委員会でも出たし、総括質疑でもあったとおりです。用地取得の問題、基本的には最終的に相談してから出すべきじゃないかなという意見もありましたが、それはおかしいという意見も出ましたので、そういうことであります。

それから、入佐地区の公害の苦情は今までないのかというのもありましたが、それも総括でも特別委員会でも出たとおり、苦情は今までもあるんだということの報告でありました。

そして、自由討議をしましたが、自由討議の中で、まず調査はゆっくり時間をかけてすればよいことであり、一たんゼロにすべきだという意見もありました、自由討議の中で。そして、市民に合意がまだできていないという意見もあって、今言った土地の計画、相談をしてから出すべきと意見もありました、自由討議の中。

それから、予算を認めてしまえば、市長は事業を進めるんじゃないかなということもありました。

それから、一方、今回は特別委員会でも審査中でもあるし、予算は議案どおりに

認めて付帯決議をして、一たん凍結して進めるべきじゃないかなという意見もありました。それから、今あったとおり胡摩がだめである科学的な調査もまだ出てない。胡摩がだめということですが、科学的な調査もまだ出てないことの１点。

それから、そういうもろもろありまして、修正案の中には報告をさせてもらいましたが、特別委員会で結論を出てない修正案の提案理由じゃなくて、基本的にはそこも含まれるのかもしれませんが、市民の生活が苦しい中でこの事業の実施はすべきでないということでありますので、もう事業そのものをすべきじゃないという修正案でありましたので、賛成の挙手をさせましたので、修正案に賛成の方、挙手をされない方は反対だというそういう確認もしまして、原案賛成の方は４名ということで、それぞれ修正案の今言った反対の理由。それから原案に賛成の理由ということで、２と４になったところであります。

それから、後５項目まとめていったような形でありますが、基本的には今徳峰議員からあったとおり特別委員会でまだ決を出してない中で、この予算を認めるのはおかしいんじゃないかなと基本的には考え方も、委員の中じゃ２人以上の方もあったんですが、理由は今言ったとおり、もう認めないということでありますので、それには賛同できなかったんだということであろうと思ってます。

悪臭の調査の問題、ハエの問題は、総括質疑、市長を呼んでの特別委員会の中でも、ハエについては３月中に発注していると思いますが、予算の執行残で短期間で３月中にやるということでありましたので、特別委員会では――ああ、においですね、悪臭だったですね。においについてはそういうことで、短期間にできる問題かということも出ております。

それから、ハエについては、新年度になって予備費か６月の補正でやるということでありますので、特別委員会もまだ調査継続中でありますので、これを２、３カ月の問題でできるかというのは、委員の統一した見解であります。

以上です。

○建設経済常任委員長（山下　諭）

お答えいたします。

地域の経済とか産業の実態をどのように踏まえて審議をしたかということだったと思いますが、これ皆様方議員には全員配られておると思いますけど、ことし初めてこの農産物につきましては、24年度の生産目標というのが示されております。全体計画の中では、23年度の実績が393億7,400万と、これを24年度、本年度計画、これは１月から12月までの生産額になるわけですけれども、391億3,000万というような数字が示されておりますので、これを頭に入れながら委員の方々は審議に参加されております。

また、畜産におきましては、畜産統計が示されまして、この畜産は年々生産戸数は減っていると、ことしの１月１日の現在では昨年に比較しまして、繁殖農家は188戸減っていると、頭数で1,043戸減っているというような報告がございました。これにつきましても委員の方々は、頭の中に入れて審議をされたものと思っております。

また、主となる建設課の道路につきましても、道路の改良率は話題になりまして、これは施政方針の建設課の項に出てきたんですけども、改良率のとらえ方がおかしいじゃないかというようなことがありましたけれども、これは法令に基づいての改良だという説明を受けまして、これをもとに審議をされたわけでございます。

また、商工会関係につきましては、商工会のまだ、これは決定になっていないと思うんですが、24年度の……。

（「商工会じゃなくて商工費の」と言う者あり）

○建設経済常任委員長（山下　諭）

商工会の予算を４年度のものを出してもらいまして、この中で商工業、これはもう商工会に加入されてない一般の工業の方もあると思うんですけど、予算としては商工会のほうが中心でございましたから、これを出してもらいまして信用いたしたわけでございます。

以上でございます。

○２１番（徳峰一成議員）

かみ合った答弁が一部なされてないですので、再度箇条的に委員長、総務委員長、質問いたしますので、重ねて報告をしてください。

第１点は重ねての質問でありますけども、議会が今陳情をフラワーパークについて審議中の過程の中にあります。過程であります。進行中であります。そうした中でフラワーパーク建設の予算を早々と言いますか議会に提案するのは、議会の立場からしたら無礼なやり方じゃないかと。議会軽視、無視のやり方じゃないかって、私は思っているんですよ。議会全体はそうした受けとめ方にならなかったのかということですよ。これは賛成、反対の立場以前の問題として、立場を超えて、そうした議論が深まらなかったらそれで一応答えていただきたいと思うんですよ、どうであったのか。

私がきょうフラワーパーク問題、一番声を大にして上げたいのは８割型、この気持ちなんですよ。議会人として、もう８割方、この気持ちなんですよ。やはりそれは議会人として、骨太い、私はあり方でなければならないと個人的には思っているんです。これが重ねての１回目の質問であります。

それから、２回目のそうした中で最終的には総務委員会としては、フラワーパー

クの予算を含めて４人が賛成されております。このフラワーパークについてどういった理由で、賛成されたのかを聞きたいんですよ。最終的には賛成する、反対するというのは、議員個人の100％の問題であります。関与できない問題でありますけども、やはり時間をかけての審議がされたと思いますので、どういった理由で賛成されたのか、具体的な理由を報告していただきたいと思うんですよ。具体的な理由が私、聞こえてこないんですよ、委員長から。これが重ねての質問であります。

それから、３点目、胡摩地区は私厳密に言ったら、現時点では適切地でもなければ不適切地でもないといった、曖昧なものじゃないと思います。やはり議会人でありますから厳密に物事を考えたいと思います。現時点では不適なんですよ。不適だから環境調査を行い、今後も行うんですよ。裏返せば、敵地と言える人はだれ１人いないと思うんですよ、市長含めて。

ですから、どちらでもないんじゃなくて、厳密に言ったら不適なんですよ。そうした不適であるといった共通の認識に審議の上、委員会としてにならなかったのかをお聞きしたいんですよ。そうした議論がされなかった、あるいはならなかったらならなんかったで報告してください。もうそれ以上は質疑が進みませんので、委員会の報告をしてください。

最後に、第４点目、環境調査ですね。環境調査について予算は悪臭については現在の23年度の余った予算を使う、これはわかりました。ですから、ハエについては何を使うかというのは報告はありませんでした。もう１回報告してください。

それから、どの機関にそれぞれ調査を委託するのかですね。報告ありませんでした。どういった団体機関に委託するのか委員会で審議がなされていたら報告してください。審議がなされなかったらそういった報告してください。

それから、悪臭とハエの期間ですね。期間はいつまで審議の予定であるのかって、２、３カ月という範囲もありましたが、これもっと厳密に言ってほしいんですよ。議会との関係。定例議会は６月、９月ともう決まっております。臨時会以外はですね。その点で悪臭については、もうこれは聞くまでもなく３月いっぱいですよね。これも答弁してください。なぜかと言うと、専門的に言いまして、予算、本年度、23年度余った予算を使うということは、４月１日以降は使えないですよね。なぜかと言うと、議会に対して市当局から繰越明許の提案と決議がされてないから、ですからぎりぎり３月31日までしか、悪臭ははっきり言って調査できないんですよね。そのことの確認がされたかどうかを含めて、期間を報告してください。

そして、最後一番大事なそれぞれの調査の報告はいつごろ、そしてどういった形で文書であるかどうかを含めて、報告をされるように確認がされたか、確認がされてなかったらされないでいいんですよ。報告してください。

以上です。かさねての質問であります。質問は３回しかできませんので、よろしくお願いいたします。

次に、建経委員長に改めて質問をいたします。

合併後のこの７、８年間の委員長、我が曽於市の地域経済、そして各産業、そして結果として市民の暮らしの状況、具体的な所得を含めて、厳しいですよね。これはデータを見るまでもなく、またデータでもそうなっております。そうした中での新年度の予算審議であったと思います。１点だけ申し上げます。本当に市民の暮らし向上とか地域経済活性化あるいは産業の確立のために思い切った予算投入が行われているか、もちろん財政を踏まえた上で行われているか、ここに私尽きるかと思っております。その点で全体的な産経で審議された点を総体的に、どれがどれということはもうよろしいですので、総体的に見て思い切った予算投入がされているでしょうか。これが質問の第１点であります。

第２点目は、私はそう受けとってないからそういった質問をしているんですよ。典型的なのが商工業関係の予算であろうかと思います。具体的に前もって各議員の皆様方には資料を出しておきました。これは経済課長にお渡ししておきました。平成24年度の曽於市と大体人口が同規模のつまり４万人前後、南九州市、南さつま市、指宿市、４万人前後、大体年間で予算額も同額であります。――の中で、比較いたしますと我が曽於市の商工費とかあるいは商工振興費はおおむねほかの３つの市に比べて２分の１、３分の１の少なさであります。どれがある、どれがないということじゃないんです、総体的に考えていきます。これが毎年５年、10年続いたらどうなるかなんです。ことしだけ、新年度だけじゃないんですよ、これは。その点について、委員会としてはやはり産業基盤確立のために、経済活性化のために新年度の池田市長提案の予算は、本気になって、我が曽於市を活気づくための予算であるかといった大きな立場からの論議と、そうした委員会の受けとめ方があったでしょうか。この点をお聞きいたします。これは議会が、チェック機能を果たさなければ、果たすべき機間と団体ないんですね。特に当初予算でありますので、その点で報告をしていただきたいと考えております。

以上です。

○総務常任委員長（吉村幸治）

先ほどのにおいの問題、悪臭の問題ですが、これは先ほども言いましたとおり特別委員会でも答弁がされておりますので、予算については徳峰議員からあったように執行残ということであったと私が言ったとおりでありますので、３月中にやるということであります。機関としては公的機関ということで、環境の公的機関ということで、それ以上のことは聞いておりません。

ハエの問題も先ほど言いましたが、新年度の予備費か６月補正でということでありましたので、これも何月までということは委員会の中ではもう聞いておりません。

新たに議会が陳情の審議中であるが、議会軽視じゃないかということでありまして、このことは委員がやっぱし執行部は提案権はあるということで、我々はどのような立場に立てばいいかということでありまして、特別委員会でもずっとやってきましたが、先ほど自由討議の中身も、６人の自由討議の中身もかいつまんで報告させてもらったとおりでありますが、最終的に予算を認めて、予算執行を凍結ということでやるべきだということで確認であります。賛成理由はそういうことです。

胡摩地区が現時点では科学的に不適地であるという、まだデータも資料も出てないということでありますので、一般的に現地調査もしましたが、どうなるのかなという科学的な根拠も出てないということでありまして、結論的には先ほど言いましたとおり附帯決議を出して凍結すべきだということで、委員会では賛成多数になったところであります。

以上です。

○建設経済常任委員長（山下　諭）

思い切った予算の投入がなされておったかというようなことでございます。商工業振興費の確認でございますけど、特にこの今質疑があったような点が重点的に審議されたということではございませんけれども、この予算の投入が積極的になされておるかということは、これはだれが考えても上限がないわけでございますので、これで積極的に投入されたという評価にはならないと思いますけれども、私どもの商工業振興費のところは例年どおりで、新しいのは後継者育成だけが入ってきたということでございます。

同じ商工費の中に、企業振興費というのがございますけれども、これはもう企画課のほうで担当されておりますので、総務課のほうで審議をされておると思います。総体的に、この商工業振興につきましては、参考資料として徳峰議員のほうから配布された４市の中では、計画的には一番少ないのでございますが、内容的にほかの市がどのようになっているかということまでの……。

（何ごとか言う者あり）

○建設経済常任委員長（山下　諭）

意見もなかったし、これに基づく審議というのはなされておりません。

○２１番（徳峰一成議員）

３回目の質問でありますが、一応市長提案をどう受けとめるかについては、それ以上の委員長から説明答弁がありませんでしたので、後ほど賛成者の方が賛成討論の中でぜひ意見を聞かせてほしいと思っております。なぜ予算に賛成されたのか、

それもぜひ賛成討論がございましたら、討論者の中でなぜ賛成したか具体的な理由を聞かせていただきたいと思っております。

３回目の質問、委員長に１点だけ質問いたします。環境問題の調査でございます。一つは悪臭ですよ、悪臭ですね。悪臭については繰り返しますが、この３月中に結論を出すわけでしょ。もう、これは市長答弁でも確かあったし、確認するまでもなく、ですからわずか２週間ぐらいの調査になると思うんですよ。２週間ぐらいですね、実質。あれだけの広大な地域にあれだけの大きな畜産が集中しているところにおいて、わずか２週間でしっかりした調査ができますかといった議論と質問が出されなかったでしょうか。

また、それが全体の議員の、総務委員会の議員の皆さん方の共通の意見とか認識案にならなかったのでしょうか。やはり２週間で私は調査をし終えるということはできないと思うのですよ。これはフラワーパークに賛成される議員含めて、そうだと思うんですよね。賛成するから２週間でいいということには、もちろんならないと思うんですよ。全く不十分だから、もう１回調査されたいということは、特に賛成された議員の方意見が出なかったんでしょうか。

例えば、身近な例では、例を挙げますと、松山町の泰野の文化会館の隣にもブロイラーの施設があります。曽於市の考えているフラワー公園の四季折々の花を植えるメインであるフラワー公園の中心となるところの隣に、やはりブロイラーがあります。これまでの特別委員会の審議の中で担当課長から鶏卵に比べて――卵に比べてブロイラーはにおいが弱い、少ないんじゃないかといった報告がありました。まだ池田市長からも、隣にブロイラーがあっても、そこの間に保安林を植えたらいいのじゃないかといった、ある面では非科学的な特別委員会での市長の答弁がありました。しかし、それでいいのでしょうか、十分調べもなくですね。

泰野のブロイラーについては私も調査いたしましたけれども、非常に評判が悪い。一年間を通して、やっぱり時期によっては、300も400も離れたところもにおいがする。10年ほど前はあそこで水前寺清子が来ましたけれども、においがちょうどある最中だった、もう二度とここには来ませんと言われたのは今でも語りぐさなんですよ。そうしたところが、曽於市でも計画にあるフラワー公園なんです。

わずか２週間で、悪臭の調査を充分終えるといった議論で結論されて、そして賛成多数で予算が決まったんでしょうか、お聞かせ願いたいと考えています。この１点です。

○総務常任委員長（吉村幸治）

委員会の中では２週間でいいという、そういうところまでは出ておりませんが、基本的には特別委員会でも調査継続中でありますので、まず調査の内容を把握して、

今後判断していくんだろうと思ってます。

今徳峰議員からあったとおり、２週間では個人的には言うことはできませんが、いいという人はいないと思ってます。

以上です。

○議長（谷口義則）

ここで10分間休憩いたします。

―――――・――・―――――

休憩　午前１１時２０分

再開　午前１１時３０分

―――――・――・―――――

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、質疑を続行いたします。

ほかに質疑はありませんか。

○１９番（迫　杉雄議員）

ただいま各委員長からの報告がありましたが、私は総務委員長とまた、総務委員会での審査の結果におきます修正案が提案されておりますので、質疑をしたいと思います。

先ほどから同僚議員の質疑の中で、いろいろ委員会の審査の内容が答弁されておりますが、まず１点目に、この企画費のフラワーパーク整備につきましての質疑に絞って答弁されたり、また報告の内容では、すごく提案がなされたということですが、この３年がかりの13億3,398万円となる事業費は、曽於市合併以来７年目に入っていますが、大きな経済的な方向づけの事業費だという観点からもとらえられると思います。

賛否についてはいろいろ意見等があり、今さっき質疑と答弁がなされております。ただ私たち議会といたしましては、市民から出されました陳情第４号を特別委員会という立場で審議中です。先般の特別委員会の席でも市長をしっかり出席してもらって、まず開口一番に市長は、特別委員会の議会の議決を尊重するかという質問をしたわけですが、市長は市長なりに尊重するとはっきり答弁されております。

その後、24年度の審査に入っておりますので、総務委員会での審査の内容がその賛否を問う意見だけに終わったんじゃないかなというふうにとらえますが、委員長報告に対して。中身について、地域経済的なことは委員からは出なかったのか、一番感じることは地域経済が絡むことが、私たち議会の立場もあると思います。

と申しますと、やはり町の発展を目指しますと、執行行政当局と議会が同時にまちづくりに専念するべきことを、今回のこの事業に対しては賛否一点張りのように

受け取ります。当然まだ議会が特別会ににぎっている以上は、いろんな角度から議論されなければいけないと思いますし、その議論の内容が１点、２点あれば、報告願いたいと思います。

それに合わせまして、修正案の提案された五位塚議員に伺いますが、今申しましたように、委員会の中でそのような議論をされたのかですね。と申しますと、合併後７年目を迎えて、私たち曽於市の位置づけといいますと、まず経済的な角度から隣の都城もしくは霧島市、そしてえびの市もありますが、環霧島の中の曽於市という角度と、それから都城、そして志布志市、そして曽於市、三股町という中の広域定住圏の中からの曽於市の立場があるというふうに考えておりますし、当然議会といたしましては行政当局との議論のまた、すり合わせの進めるべきであって、議会は賛否を問うだけの議会ではあってはいけないと思いますし。

やはり今日に見えておりますのが、隣の志布志市におきましてもバルク港の認可やら、また早々と整備した光ファイバーの整備、隣の都城市におきましは、やはり17万人口の市民を生かして活気がありますが、原点にかえりますと曽於市においては、その状況が見当たりません。もう合併して７年目というところに、やはり地域経済に目指すべきだと思いますが、提出に関しては、そこらあたりはどう考えておられるのか。やはり地域経済も優先させながらやっていかなきゃいけないと思いますし、先ほどから出ておりますように、プロポーザルで選定した胡摩地区と、これについては十分特別委員会で調査していくというふうに主体性をおいていけば、まだまだこの件をもとに地域経済にも広がると思いますが、１点だけ提出者の地域経済に対する考え方を聞きたいと思います。

（何ごとか言う者あり）

○１６番（五位塚剛議員）

私は総務委員長に質問なのかなというふうにちょっと……。

（何ごとか言う者あり）

○議長（谷口義則）

五位塚剛議員の答弁から先に優先していいです。

○１６番（五位塚剛議員）

はい、わかりました。

委員会の審議の中で、土屋議員だったと思うんですけど、やはり一定の投資をするわけですから、お金を使うわけですから、当然それはお金が動くわけですから建設業者を含めてですね、経済効果があるのではないかということと、後の運用した場合に雇用の問題でシルバーの雇用をしたときは、当然そういう雇用に対するプラスになるんじゃないかということは言われました。これは本会議でも市長からも同

じようなことが言われましたので、それを前提としておりますけど、実際その経済効果より損失のほうが非常に私は大きいというふうに思っております。当然お金をかければ、その分は当然どこかの業者やらどこかにいくと思います。

それが、この胡摩地区のフラワーパーク公園づくりについては、絶対にプラスにならないということはもう明らかであると私は思っております。

以上です。

○総務常任委員長（吉村幸治）

五位塚議員は総務委員会の副委員長ですので、今申したとおり、冒頭申したとおり、経済効果については業者の問題、シルバーの問題でたとこであります。それ以上のことは出ていません。

○１９番（迫　杉雄議員）

言葉で出ますように、曽於市の地域の経済を目指すべきだと、これは必須だと私は思っています。端的に申しますように、賛否を問うて、この事業を引き落きおろすという正面からのストレートな立場から私たち議会は望むべきかなという考えをしておりますし、やはり執行部の事業提案に関しては議会、特別委員会というのがある訳ですので、その面で充分審議して、そして強いて申しますと、13億という言葉のもとの曽於市の今後の行方を方向づけることがひとつあるんじゃないかと私自身さき程申したような考えでありますが、ひきかえに、陳情第４号を審議中に、要旨の中には曽於市の観光イメージとまた地域の魅力の拡大と、それから、豊かな農産物と自然の調和をもとに農村交流を図るということの要旨がうたわれております。

今日まで、この件に関しての賛否もしくは議論には、その言葉がまだまだ出てないと、私は思ってますし、まだ特別委員会の開催も回数も少ないという立場の中に、このような４号を議論することが私たち議会の使命じゃないかと思いますが、４号について、もし修正案が可決されるのであれば、今後の４号についての方向づけがわからなくなると思いますが、提案者はどういうふうに考えるか、あと１点だけお聞きしたいと思います。

○１６番（五位塚剛議員）

陳情の４号というのは、フラワーパーク関係の建設を進めてほしいという商工会の会長からの陳情、１人だけの陳情でありまして、これは推進の陳情であります。これは今どうかということを私が述べる問題でもありませんけど、ただ問題であるのは、私たちこの議会は池田市長から提案されました24年度の予算を審議しております。この一般会計の予算の中に、パークゴルフ場・フラワーパークの整備事業が胡摩地域を限定とした２億5,812万5,000円がここに提案されております。

きょうは最終本会議で、これを決定する日です。だから、市民にとっていいので

あれば、これは可決すりゃいいんです。しかし、大部分が問題であると思っているし、迫さん自身も、ここの胡摩地域のここは非常に問題があるんじゃないということは理解されていると思うんですが。

だから、私たちは議会人として、ここの予算が本当に市民にとっていいかということを決定するわけです。ですから、ここで白紙に戻して、また市長が議会のこの重みを受けて、新たな計画として十分な構想のもとにまた市民も含めて専門家も交えて、再度必要となれば出せばいいことです。

しかし、現時点でこの今の事業は、計画自体がもう破綻をしているんですね。計画自体が破綻しております。ですから、後に大きな借金として市民に負担を残す、後世に負担を残すということが予想されますから、否決をして、修正をすべきじゃないかということを提案をしたところでございます。

以上です。

○１９番（迫　杉雄議員）

繰り返すような質疑になりますが、やはりこの委員会で修正案提出と同時でしょうか、やはり付帯決議というのが委員長報告にありましたが、付帯決議の中に凍結という言葉も出ておりますが、その凍結と修正案と比較して、もう凍結じゃ執行部を信用できないというふうに受け取りますが、私たち議会といたしましては凍結というのは、これは守ってもらわにゃいかんというのが、もう前提中の前提です。そういう意味から、修正案とまた凍結との違いを提出者はどう受け取っているのか、１点お聞きしたいと思います。

○１６番（五位塚剛議員）

修正案というのは、多分曽於市で始まって以来の提案だと思います。私の記憶でも旧末吉町時代も当局が出した予算をですね、議員提案でその分を削除しなさいという修正案というのは初めてだと思います。これは当局は提案権がありますけど、私たち議会は、これについては非常に問題があるから、この予算は執行はやめなさい、予算は削りなさいということを今回ほかの４名の協力をいただいて、議員提案として出しました。これはだから、今回はこのフラワーパーク関係の予算だけを削除しなさいという修正案でございます。

付帯決議はですね、付帯決議は総務委員会でも出ましたが、付帯決議については私は拘束力はないと思っております。あくまでも議会の要望であって、市長は予算が通ってしまえば基本的には着々と進むでしょう。ただ、特別委員会がこのフラワーパークゴルフ場について、建設について是か非かという結論を出しておりませんから、当然当局は仮にこれが予算が通っても、特別委員会の決定権の重みというのは非常に大きいわけですから、場合によっては特別委員会でノーということもあ

り得るわけです。それは今後特別委員会の決定が出るまで、いろんなプロセスがあるだろうと思います。そういう意味では、付帯決議はそういう意味での議論でありまして、法的な拘束力はないと思っております。

問題は、この予算を市民のためになるんだったら通せばいいんですよ。市民のために問題があると思ったら、私たち議員はこの予算ははっきりと削除する。これは私たち議員しかできないことなんですよ。市民にはできないことなんですよ。私たち、ここにいらっしゃる20名の議員しかできない議決権だということを、重みで持っていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷口義則）

ここで議員の皆様に申し上げます。ただいま質疑の時間であります。質問や意見の発表にならないように御留意願います。

ほかに質疑ありませんか。

○１４番（海野隆平議員）

今回修正案が出されておりますので、提出者に質問をいたしたいと思います。

今回の修正案を見ると、フラワーパーク、パークゴルフ事業についての予算はすべて削除という形になっておるわけでありますけど、この事業が提案された当初から、まず反対ありきじゃなかったのではないのかというふうに思うところでありますけど、そうじゃなかったのか答弁を求めたいと思います。

それと、あわせて今回修正案が出された中のお二人は、今まで当初予算について反対されてきたわけですけど、修正案が出されていますので、当然原案は賛成というふうになるわけでありますけど、そのように当然受け取られると思いますけど、そのようでいいのか確認を求めたいと存じます。

以上、まず２点です。

○１６番（五位塚剛議員）

今の質問はフラワーパーク関係の予算は頭から反対であるのかということでございました。反対でございます。これは基本的には、市民の合意を得ておりません。市民が合意を得てないものは反対です。

それと、原案については賛成かと言われましたけど、原案についても多々疑問な点があります。しかし、私たちはほかの議員の賛同を得てまして、一致点だけで合意をいたしまして、パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業のこの事業を削除しなさいということです。基本的に原案がすべて賛成という立場ではありません。

○１４番（海野隆平議員）

それと、もう１点だけお聞きしますけど、先ほど迫議員の質問の中で、いわゆる

附帯事項については拘束力はないというようなことを提出者おっしゃいましたけど、本会議で決議するわけであってですよ、これが決議されたときには当然、市長に対しての拘束力があるというふうに私は思うわけですけれども、そのような立場にはならないのですか。再度答弁求めます。

○１６番（五位塚剛議員）

予算を、予算を認めてしまったらですね、当然議会が予算を執行しなさいという予算を認めたという前提になるんですね。だから、付帯決議は議会からの要望であって、それが法的に拘束力を持ちません。持つんだったら、予算を削れば予算にないんですから拘束力はあります。それは当然のことでしょう。それはあくまで特別委員会の決定が出るまでは予算を執行するなということであって、特別委員会が結論を出すまでのことですわね。それの付帯決議ですがね。

特別委員会がだめですよということを決定をすれば、これは全然意味が違いますよ。そういうことです。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

○１６番（五位塚剛議員）

文厚の委員長と建経の委員長に少しだけ質問したいと思います。

提案のときにいろいろ当局に質問しております。

財部の温泉センターの問題がここに報告されておりますが、特に22年度いろいろ問題がありました。総合人材センターの指定管理について、私は今でも問題があると思っておりますけど、このことが審議されたのかお答え願いたいと思います。

後、建経の建設経済委員長に質問したいと思います。

商工業の問題で、提案のときも質問いたしましたが、店舗改装の利子補給について、商工会に入ってない一般の方々にも公平に利子補給は認めるべきではないかという提案いたしましたが、そのことについて全く触れられておりませんですけど、議論がされたのか、そのあたりをお答え願いたいと思います。

以上です。

○文教厚生常任委員長（大川内冨男）

お答えいたします。

まず、議論がされたのかということですが、質疑の中で、今まで議会で本会議でもいろいろ取りざたされておりました契約の委託契約の中で、やはり不備があったんじゃないかということが、これは前の契約のときからで、そういうことが取りざたされておりましたが、今度はその中で、一つは賞与の問題、手当の問題なんですが、これを支払うべきじゃないかということで、本会議でも、先般の本会議で中山

副市長のほうから検討するということでしたので、委員会の中でもこの件に関しては検討するという、そういうお答えをいただいております。

それから、もう一つある年次協定において、やはり今までの不備があったというのはもう何回も言われておるわけなんですが、その中で年次協定の中で、今度の縛りをいれたというか、その中で、第４条の中で、賃金とか手当等は全額通貨で支払うものと、そういうものとか、最終的には第７条で施設の管理運営に関する重要事項、この中には人員配置、給与、業務管理委託等については、乙は甲と協議し、甲の承認を得るものとする、そういう縛りを入れてありますので、今回は大丈夫じゃないか、そういうふうに私自身も思っているところであります。

以上であります。

○建設経済常任委員長（山下　諭）

ただいまの五位塚議員の質疑は、ありましたように本会議で御本人が質疑をされておりまして、商工会会員以外はしないというような当局の御回答だったと思いますが、委員会では、この点については、そのようないきさつがあったもんですから意見は出ておりません。

○１６番（五位塚剛議員）

建設経済委員長に質問いたします。

市長は、市長選挙の公約の中で、こういうふうに言っているんですね。「首長は多くのことに目配りをし、中立で公正な施政を行うべきだ」ということを言われているんですよ。だから、今の予算の執行のあり方は、同じ曽於市民でありながら同じ商売されていて、店舗を同じ改装して、商工会に入っていない人は利子補給はしない。商工会だけをするというのは、これ市長自身の公約にも違反するんじゃないかと思うんですけど、委員長そのあたりは議論はされなかったんでしょうか。お答えください。

○建設経済常任委員長（山下　諭）

この商工会利子補給事業というのが490万5,000円出ているんですけれども、これは説明ありましたけども、これについての意見というのはございませんでした。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ここで昼食のため、休憩いたします。

―――――・――・―――――

休憩　午前１１時５４分

再開　午後　１時００分

―――――――・――・―――――――

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、九日克典議員の発言を許可いたします。

○２番（九日克典議員）

私は平成24年度一般会計当初予算に対し、賛成の立場で討論します。

本市は、自主財源に乏しく国・県の補助金や地方交付税に依存して財政運営を行っているのが現状であります。平成23年度は歳出の削減や合理化を図りながら市債の繰り上げ償還や財政調整基金を中心とした基金の構築を図られたことは評価するところであります。平成24年度の予算編成に当たりましては、３町の均衡ある発展を主軸にしながら、各種施策の実現に向けて取り組むことを基本方針といたしております。

厳しい財政運営ではありますが、財政調整基金を初めとする特定目的基金を不足財源に充当して予算編成がなされております。歳出におきましては光ファイバー網の整備、ユズの冷凍施設整備事業、健康増進施設整備事業、子供医療費の助成、高齢者の見守り対策事業、水道や市道・農道の整備など、健康・医療・福祉・教育と市民の生活に直結したきめ細やかな予算となっています。

今回企画課予算において、パークゴルフ場・フラワーパーク等整備事業の中で土地取得費、立木補償費等についての予算が計上されております。特にこの事業につきましては、陳情も提出されるなど市民にとっても関心の高い事業であります。

パークゴルフ場・フラワーパーク等整備事業の必要性について申し上げます。

１、九州新幹線開業後、１年経過いたしましたが、曽於市にはこれといった観光資源がなく、その恩恵は少なく感じるところであります。曽於市の観光のイメージづくりとともに、観光資源の開発が急務とされております。

２番目に、本整備事業は本市の豊かな農畜産物と自然の調和をもとに、都市と農村交流を促進する施設として十分な利用が考えられます。

３番目に、この施設は雇用の関係、人との交流、健康増進、曽於市のＰＲなどあらゆる面において、曽於市の起爆剤となり、曽於市のイメージアップと経済効果が見込まれ、大いなる地域の活性化が期待されるところであります。

当整備事業においては、議会において調査特別委員会が設置されております。十

分な慎重審議がなされた中で、結論が得られるものと考えています。

当局の諸事業推進に当たりましては、曽於市の羅針盤である曽於市総合振興計画、過疎地域自立促進計画、財政計画、組織機構の再編計画、行政改革大綱計画など十分考慮されながら、市民本位、市民サービスに徹した市政運営がなされることを希望いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（谷口義則）

次に、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○２１番（徳峰一成議員）

私は修正案に、フラワー公園についての賛成する立場で、またフラワー関係の予算を全額削除する立場で討論をいたします。

私自身あるいは共産党議員団としても新年度予算につきましては、私の所属する文厚委員会関係では反対をいたしました。また、個人的にもこれまで33年間予算にはすべて反対をいたしております。

ただ、これほど、あるいはあれほど、フラワーパークについての市民の関心が高く、また今後も大きな問題になることは明らかであり、そのために私は対極の立場から、これはおこがましい言い方でありますが、政治家の一人として政治的な判断からフラワーパーク予算を削除せよ、そうした立場で討論をいたします。

討論の第１点は、先ほどの質疑にも関連いたしますが、池田市長はフラワーパークについての陳情を今現在議会が審議中の中におきまして、この３月議会にフラワーパーク建設を前提とした予算を提案をされております。提案したこと自体は法律違反ではありませんが、しかし、これを受けた議会としてはこれをどう受けとめるか、私はここに尽きるかと考えております。これはどう考えても、あるいは見ても、こうした市長のやり方は、私たち議会にとっては失礼千万といいますか、議会軽視、もっと言って議会無視の何者でもないとないと私は受けとめております。

この33年間の個人的な議員経験の中で、こうした大きな事業が議会で一方で陳情を審査の過程において建設事業を進める立場での予算提案が一回たりともあったでしょうか。これはお互い考えていただきたいと思うんですよ。議会が議員が泥をかぶせられたような私は提案だと思っております、個人的には。みんな腹を立てるべきであります、これは、議会として。これは賛成、反対の立場を超えて。ですから、この提案されたフラワーパークの予算の中身がよいか、悪いかの以前の問題なんです、これは。

ですから、本来なら議会は、当局として一たん提案されたものを引っ込めることはできません、これは法的にも。ですから議会が引っ込めさせる。つまり削除して、そして予算を原案認めるって。どうしても池田市長が今後環境調査を含めて、再度

提案されたかったらしたらいいと思うんですよ。そうした、本来の議会との関係のあり方を、議会がつくるべきであります、議会が。今議会が受け身になっているから。私は少なくともそう考えます。

ですから、予算の削除を全会一致で削除するべきであります。削除する理由は、もちろん共産党議員団とそれぞれの議員の方々もおのおの考え方が違いがあるでしょう。現段階では予算はやっぱり削除して、特別委員会の審議と結果が出るまでは待ちなさいという意味において、そうした大きな太い一点で削除するということはいかがなものかと思うんですよね、議会として。それは私は、議会人としてやはり筋を通すべき大きな道、大道ではないかとも考えております。これが第１点であります。

率直に言って、修正案について賛成する気持ちとしては私は８割から９割です、この気持ちは。気持ちがですね。中身以前の問題として、今後せっかく合併した我が曽於市ですから、曽於市のいい意味での議会をお互い同僚議員としてつくっていきたいものであります。そうした立場からの理由なんです。

後、個別的に３点申し上げます。

２点目、もともと私たち共産党議員団は、13億円かけたフラワーパークの建設には反対であります。なぜ反対なのか、それはこの事業が、例えば市の活性化なりあるいは維持管理費一つ見ても、結果として大きな赤字となり、そして今後税金の大きな無駄遣いになると見られるからでございます。つまりプラス面よりマイナス面が多いという判断立場からでございます。すべて、この主の事業が頭から反対という単純な問題ではございません。今我が市にとって一番大事なのは、フラワー建設ではなく農業を初めとした産業基盤の確立であり、そして市民の暮らしの向上、さらに深刻な高齢対策にこそ、もっと予算はきめ細かにつぎ込んでいくべきじゃないかとも考えています。このために24年度予算から現段階ではフラワーパーク関連の予算は全額削除を求めたいと思っております。

それから３点目、３点目の理由に入る前に、先ほど賛成の立場から九日議員が討論がありましたが、私の１回目の議会として陳情書を審議中に市長から予算を提案されるのはいかがなものか、ぜひ後ほど同僚議員の中から賛成の方がおられたら、その考え方を聞かせてほしいと思うんですよね。せっかくのある面ではよい機会でありますから、議員でこの点討論を交えてですね、いい意味で今後の我が曽於市議会を築いていきたいからでございます。ぜひ、そうした意見を聞かせていただきたいと思っております。

３点目、さらに具体的な中身内容においても、例えば利用計画、事業計画あるいは維持管理費等についても疑問があり、フラワーパークの予算の削除を求めたいと

思います。細かいことはもう時間の関係で省きますが、この間の一般質問や特別委員会や本会議等の質問の中で、例えば利用計画が、大変現状では大ざっぱな利用計画であることは市長も認めました。今後見直しをするとのこりについては答弁されています。現段階ではそうした利用計画でございます。

利用計画が大ざっぱなまま事業が進められ、そして事業が終わりオープンいたしますと、これは必ず必要以上に維持管理費の大きな増大につながることは、これはお互いわかる点ではないでしょうか。

さらに排水対策が十分でない点も本会議で答弁がありました。例えば胡摩地区の排水対策は、答弁では6,611万円が事業計画の中にあると答弁がありましたが、私はとても最終的にはこの六千数百万円の事業費では済まないとみております。これは必ず結果が証明いたします。

さらに第４点目、提案された予算は胡摩地区に建設するための予算であります。それ以外には使えません。１円足りとも使えません。畜産が集中する胡摩地区でよいのかといった大きな疑問点と問題点が言えるのではないでしょうか。そして悪臭やハエの調査について、先ほどの総務委員長の報告でも私は十分であるとは見ておりません。提案された予算は、あくまでも繰り返しますが胡摩地区であります。本当に胡摩地区でよいのかどうか。この予算について、一たん引っ込めていただく、修正でこれを削除する、そしてもう一回原点でこれを考え直す、予算を認めて後ほど条件をつけるといった市当局に対して受け身の姿勢ではなく、もっと前向きの私たち議会人としての意思を示す必要があるのかと私は思っております。

その点で、提案された胡摩地区に建設する２億5,812万5,000円の予算は削除すべきではないでしょうか。

最後に、フラワーパーク関連の予算の表決がいかなる結果に今回なろうとも、提案された予算は３カ年事業の中の初年度の予算であり、共産党議員団は本日の議会の経過と結果を含めて市民にお知らせして、今後とも大きな税金の無駄になりかねないフラワーパーク建設については真正面から向き合い、そして撤回を要求してまいります。

以上で討論といたします。

○議長（谷口義則）

次に、原田賢一郎議員の発言を許可いたします。

○６番（原田賢一郎議員）

私は、別な立場からの修正案の提出者といたしまして、賛成の立場で討論をいたします。

私は、議案第23号平成24年度曽於市一般会計予算に対する修正案に対し、賛成の

立場で討論をいたします。

今議会ではパークゴルフ場、フラワーパーク整備事業調査特別委員会を設置し、これまでに現地調査を含め４回の審査を重ねてきたところで、まだ結論を得ておらず、継続審査中であります。

その中で市当局は、平成24年度曽於市一般会計予算においてフラワーパーク関連予算２億5,812万5,000円を計上しておりますが、この事業の維持管理費や利用計画の根拠については、およそ確実と言えるものではありません。また、雇用が生まれ、経済効果が望めるとの説明ではありますが、それはこの事業が完成するまでの一過性のものであり費用対効果が望めないため、負の財産となる可能性が大であります。

今回市当局は、２カ所の候補地を絞り込み胡摩地区に決定いたしましたが、当地域は養豚、養鶏など大型畜産農場が多数ある地域で、ふん尿のにおいの問題や環境問題など課題の多いところであり、観光面からみても風光明媚とは決して言いがたい地域であります。皆さんも御承知のとおり、大隅の大鳥峡は３つのつり橋とキャンプ場やそうめん流しと美しい渓谷に恵まれたテーマパークとしてにぎわっておりましたが、においという問題で閉鎖に追い込まれたことは周知のとおりであります。

このまま胡摩地区にフラワーパークを建設するということは、大鳥峡の二の舞になる可能性大であります。市長は、議会の選択肢いかんでは見直しをする旨の答弁をされておりますが、曽於市の基幹産業は農業であります。景気低迷の続く中、ＴＰＰ問題も降りかかってきます。今本当にやらなければならないことは、フラワーパークの建設なのでしょうか。今本当にやらなければならないことは、農業振興策の充実、産業振興策の強化ではないでしょうか。今やらなければならないことは、高い高齢化率の中での医療介護、福祉の充実を図ること、山間部に住んでおられる方々の安全で安心な暮らしを支えるための基盤づくりではないでしょうか。

この厳しい財政状況下のもと、なぜフラワーパークを建設しなければならないのか。市民にとって本当に今必要な施設なのか疑問の声が上がっております。曽於市民の多くの方が、本音で建設を望んでいないことを、私は肌で感じているところであります。

以上のような理由から、私は議会に提案されたパークゴルフ場、フラワーパークの予算にかかわる原案に賛同することはできないと判断し、その関連予算を全額削除した修正案に賛成する次第であります。

議員諸氏の賢明な判断を期待して、私の修正案賛成の討論といたします。

以上であります。（拍手）

○議長（谷口義則）

次に、山田義盛議員の発言を許可します。

○７番（山田義盛議員）

私も、議案第23号平成24年度曽於市一般会計予算に対する修正案に対し、賛成の立場で討論いたします。格差社会の拡大、貧困層の増大という日本の全国的な社会情勢の中で、昨年３月11日に起こった未曾有の東日本大震災と福島第一原発大事故により、依然として景気の低迷と雇用情勢の厳しさが続いております。

曽於市でも貴重な自主財源となる市民税は、平成20年度は11億9,432万7,097円、平成21年度は11億4,320万145円、平成22年度は10億7,905万6,751円と年々減少をしております。一方、国保会計は本来の独立採算制を完全に喪失し、新年度においても国民健康保険会計は高齢化に伴う医療費増高及び景気低迷に伴う保険税税収による単年度赤字の改善を図るため、支払い基金１億4,211万8,000円及び一般会計からの市単独の財源安定化支援金8,000万円が充当されております。

平成22年度に、税率８％の引き上げをしたばかりですが、このままでは近い将来再び値上げをしなきゃならない状況下にあります。このような市財政事情のもと、市民生活はより一層苦しくなっていることが伺えます。財政の責務は拡大する格差を是正し、貧困の連鎖を断ち切るため、可能な限りのセーフティネットを整備することが市民の悲願であります。

これまでもインフラ整備と称して過大な無用投資してきたが、この機に及んでもその反省がみじんにも見られないのが、このパークゴルフ場・フラワーパーク等整備事業と言わざるを得ません。何かあるのかまさに幽霊の正体見たり枯れ尾花であり、どこを見ても整合性なしと指摘し、本修正案に賛成するものであります。

以上であります。（拍手）

○議長（谷口義則）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

まず、本案に対する五位塚剛議員ほか４人から提出された修正案について起立によって採決いたします。本修正案に賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（谷口義則）

起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立により採決いたします。原案に賛成の方の起立を求めま

す。

［賛成者起立］

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、議案第23号、平成24年度曽於市一般会計予算については原案のとおり可決されました。

―――――・――・―――――

日程第２　議案第24号　平成24年度曽於市国民健康保険特別会計予算について

日程第３　議案第25号　平成24年度曽於市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第４　議案第26号　平成24年度曽於市介護保険特別会計予算について

日程第５　議案第27号　平成24年度曽於市公共下水道事業特別会計予算について

日程第６　議案第28号　平成24年度曽於市生活排水処理事業特別会計予算について

日程第７　議案第29号　平成24年度曽於市水道事業会計予算について

○議長（谷口義則）

次に、日程第２、議案第24号、平成24年度曽於市国民健康保険特別会計予算についてから日程第７、議案第29号、平成24年度曽於市水道事業会計予算についてまでの以上６件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

議案６件については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（大川内冨男）

議案第24号、平成24年度曽於市国民健康保険特別会計予算について、３、議案第25号、平成24年度曽於市後期高齢者医療特別会計予算について、４、議案第26号、平成24年度曽於市介護保険特別会計予算について、以上３議案について審査過程での主な質疑内容と結果を一括して報告いたします。

国民健康保険特別会計予算については、国保世帯数を7,675世帯、被保険者数を１万3,247人と推計し、決算見込みに対して１人当たりの療養給付費を一般退職それぞれ伸び率約４％、療養費を約５％と見込み、予算編成をされております。

また、平成23年度と同様単年度赤字の改善を図るため、支払い準備基金より１億4,211万8,000円、一般会計からの市単独財政安定化支援金8,000万円を繰り入れ、予算総額は対前年度比4.9％増の63億6,271万6,000円の予算提案であります。

また、国庫負担金の療養給付費負担金については、法改正により平成24年度から負担率34％が32％に、県の調整交付金については、負担率７％が９％に改正される予定であるとの説明でありました。審査では、今後の国民健康保険特別会計の将来的な見通しについて質疑があり、決算ベースの試算ではこれまでのような状況で医

療費が推移していけば、法定外繰入金を毎年8,000万円行っても厳しい状況が続く。方針としては慢性疾患など医療費の高いものにターゲットを絞り、早めの個別指導を行うことで医療費の増加を抑えたいとの答弁でありました。

また、保健衛生普及費の医療費等分析業務委託料について質疑がなされ、新規事業としてレセプトのデータ分析を業者に委託し、これまでより詳しく分析することで、その結果を保健師による保健指導等に役立てるものであるとの説明でありました。

委員より曽於市の疾病の傾向等を可能な限り研究し、今後の予防医療に生かすよう意見がありました。

以上、審査を終え、本案は採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、後期高齢者医療特別会計予算については県後期高齢者医療広域連合の積算に基づく保険料率の改正があり、平成24、25年度においては所得割9.05%、均等割額４万8,500円、賦課限度額55万円で保険料を積算され、１人当たりの調定額は２万7,968円となっております。また、被保険者数は8,608人であります。

審査では保険料率の改正の背景について質疑があり、広域連合において所得を前年度の98.65%、１人当たりの医療費の伸び率を2.6%増で推計し、県の財政安定化基金の取り崩し等も考慮した結果であるとの説明でありました。

以上、審査を終え、本案は採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、介護保険特別会計予算については平成23年度で作成された第５期介護保険事業計画及びこれまでの実績をもとに保険給付費等を推計され、歳入歳出予算総額はそれぞれ47億3,128万1,000円、前年度比2.1%の増であります。

また、保険料は３月12日に議決されました介護保険条例の一部改正における保険料をもとに試算がなされ、第１号被保険者保険料は６億3,557万4,000円の予算提案となっております。

審査では任意事業費の緊急通報システム設置委託料813万3,000円について、現在市内で175名の方が緊急通報装置を利用されているとの説明があり、委員より、ひとり暮らしの高齢者の緊急時の対応策として積極的に推進するよう意見がありました。

また、市内の介護施設において働いておられる方々の労働条件について、賃金等を含めた労働条件がしっかりと守られ確保されているか、今後市として調査研究すべきとの意見がありました。

本委員会においては、本案は採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべ

きものと決定いたしました。

以上であります。

○議長（谷口義則）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（山下　諭）

報告いたします。

議案第27号、平成24年度曽於市公共下水道事業特別会計予算について。公共下水道事業は生活環境の改善と公共用水域の水質汚濁防止を目的に、平成７年度基本計画を策定し、平成９年度に事業認可を受け現在事業を実施しております。第１期、２期認可区域200haのうち平成23年度末の供用面積は193haになります。

（「２ha」と言う者あり）

○建設経済常任委員長（山下　諭）

192ですね。haになります。平成24年度も引き続き枝線管渠工事を実施し、供用区域内の下水道への接続を啓発推進していくと説明がありました。

以上、審査を終え、特に意見もなく、本委員会としましては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第29号、平成24年度曽於市水道事業会計予算について。収益的収入については営業収益４億9,484万4,000円、営業外収益6,046万7,000円が主なものです。収益的支出については、営業費用４億2,850万7,000円、営業外費用の5,642万円が主なものです。資本的収入については企業債7,500万円が主なものであり、資本的支出については建設改良費２億1,738万１,000円、企業債償還金8,125万円であります。

工事請負費については、末吉地域においては諏訪水源整備工事、野田地区水道管布設がえ工事、財部地域で馬立水源地電気設備工事、大隅地域では本町地区水道管布設がえ工事などが主なものであります。

以上、審査を終え、特に意見もなく、本委員会としましては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（谷口義則）

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（吉村幸治）

議案第28号、平成24年度曽於市生活排水処理事業特別会計予算について。生活排水処理事業特別会計予算については、平成24年度は合併処理浄化槽を５人層40基、７人槽９基、10人槽を１基、合計50基を設置する計画であり、予算総額は歳入歳出それぞれ１億638万8,000円であります。平成14年度より実施されている本事業については、これまで設置された合併処理浄化槽の地域ごとの設置状況及び普及率を調

査分析するよう意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会では、本案は討論もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（谷口義則）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○２１番（徳峰一成議員）

建経委員長に議案29号の上水道について、１点だけ質問をいたします。報告ですと、特に中身の議論が少なかったようでありますけど、１点、質問いたします。

これまでずっと取り上げてきました末吉の上水道で二之方の八反地区を水源地として、そして高松、白毛を配水池とする数カ年事業について、この第２水源地が平成22年度末におきまして、水質が不適であるということで、これがもう結局市もあきらめまして、それにかわる新たな末吉小学校の水源を、旧水源地を水源地とするための24年度の予算が計上されていることではないかと思います。

私は質問したいのは、こうした市のこれまでのやり方、こうした水質の失敗につながるおそれがあるということを一貫して指摘してきたんですが、このことについては審議の過程の中で論議が深められなかったのか、これまで市当局の答弁は、もう掘ってみたら悪かった式のいわば型どおりといいますか、受けとめ方である答弁なんですよね。自己責任というのが全く感じられないんです。そうした単純な問題でないと私は思っております。委員会の中ではそうした議論が深められなかったのか、この１点だけをお聞きをいたします。

○建設経済常任委員長（山下　諭）

質疑のありました件につきましては、予定されている現地の調査をいたしました。現在校庭の一部に末吉小学校の校庭の隅のところにプールの水源地としてあったところが、大きな鉄板でふたをされております。深さがどれぐらいであったのか、水がどれぐらいで水量があるかというのは記録がないそうでございまして、本年度揚水試験と同時にその水質が飲料に適しているか、適していないかの水質検査をするということでございます。

質疑にありましたように、その水質検査は、適当な場所であるかどうかということは委員会としましても皆さんのあれで、なかなかしたのしたまで議論をしても、実際検査をしてみなけりゃわからないのじゃないのかなというようなことでありまして、特に不適とか適当であるかという意見はございませんでした。

○２１番（徳峰一成議員）

なぜ私はこのことを執拗に、これまで指摘をしてきたかというと、第１水源地に

対しましても、あるいは今回新たに水を引くであろう末吉小学校にいたしましても、人口密集地なんですね。密集地なんですよ。だから、今はいわば基準にかなっていたとしても、基準の範囲内としても将来にわたってどうであるかって。特に日本の場合も水質の基準というのが長い目で見たら厳しくなっているんですよ。緩和されているわけじゃないんですよね。そうした中において、この人口密集地を水源地として2.数キロ離れた白毛まで水道管を引くという、そうしたあり方が本当にいいのかどうかは議論は深められなかったでしょうか。この水質の一帯のあり方について、非常にその点が心配であるからであります。

○建設経済常任委員長（山下　諭）

今申しましたように、水質の適当な地域的に適当である場所かと、ボーリングして水を一般に供給するのに適当な水が出るか、出ないかということについては、特に委員会の中では論議がありませんでしたけれども、現場を見て、今質問がありましたように、どれぐらい入っているのかなというようなことの意見はありましたけども、実際の水質はいいのが出るのか、悪いのが出るのかということまでの質疑はございませんでしたし、また意見もございませんでした。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は１件ずつ行います。

まず、議案第24号、平成24年度曽於市国民健康保険特別会計予算について討論を行います。反対の討論はありませんか。

○２１番（徳峰一成議員）

共産党議員団は、議案の24号の国民健康保険の24年度予算には反対をいたします。

大きくは２つであります。

第１点は、先ほどの委員長報告にも重なりますけども、国民健康保険の財政が曽於市を含めて全国的に厳しい状況でございます。曽於市においても、新年度24年度の予算も、そうした予算編成でございます。

このことの一つの原因は幾つかありますけれども、特に制度的な関連では言われておりますように、国が曽於市を含む地方自治体にこの間国庫支出金をカットしてきた理由があります。そうした点で問題であり、認められません。

第２点目は、国保税の滞納額が毎年この数年間合併後２億数千万円となっており、非常に大きい。その理由は幾つかありますけれども、一つにはやはり市民の生活は

厳しくって、そして税金が全額決まった額払えないといった事情も相当数見られます。

共産党議員団はこれまで、その一助としてまた解決の方法論の一つとして、減免規定の見直しを繰り返し求めてまいりましたが、24年度においてもそうした立場、見直しの立場が全く見られません。そのために新年度予算には反対をいたします。

○議長（谷口義則）

賛成の討論はありませんか。

○１番（今鶴治信議員）

私は、議案第24号、平成24年度曽於市国民健康保険特別会計予算について賛成をいたします。

国民健康保険制度は、相互扶助のもと被保険者の健康を目的とした制度であり、公平なサービスを受けることができる医療保険制度であります。国民健康保険制度の使命とその性格にかんがみ、これまでの実績をもとに療養給付費、療養費、高額療養費を推計し、年間平均の世帯数を7,675世帯、被保険者数を１万3,247人と見込み、平成24年度当初予算は、対前年２億9,751万6,000円増の63億6,271万6,000円となっております。

高齢化に伴う医療費増及び景気低迷に伴う保険税減収による単年度赤字の改善と保険税の負担軽減を図るため、一般会計からの市単独の財政安定化支援金8,000万円の繰り入れは評価するところであります。

なお、平成24年度も生活習慣病の減少を目指す特定健康診査や特定保健指導が行われることにより、医療費の軽減を図り、市民の健康意識の高揚に努めるとともに、予防医療の啓もう啓発、納税意識の高揚を図りながら、健全で安定的な運営に努力されることを強く要望し、議案第24号を賛成いたします。

以上であります。

○議長（谷口義則）

反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決

することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、議案第24号、平成24年度曽於市国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号、平成24年度曽於市後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。反対の討論はありませんか。

○２１番（徳峰一成議員）

共産党議員団は、議案の25号の後期高齢医療特別会計の予算には、反対をいたします。一口言いまして、高齢者を75歳で後期高齢と前期高齢に分けまして、そして後期高齢を別立ての特別会計予算とすること自体が発想からして、また実体的にも全く間違っているのじゃないでしょうか。共産党議員団は、これは元に戻せ、区分けを年齢でするなという立場で反対であります。

率直に申し上げまして、もう既に３年がたちますけれども、この後期高齢の別立ての予算ができたことでプラス面があるでしょうか。後ほど賛成討論の方おられるかどうかわかりませんけども、後期高齢で別な予算をつくったために、１つでも、２つでもよかったというのがあったらお聞かせ願いたいと思うんですよ。何らプラス面になってないと思うんですね。

その点で、やはりこれは元に戻すのが一番いいやり方、ベターなやり方じゃないかと考えており、予算そのものに、制度として反対をいたします。

○議長（谷口義則）

賛成の討論はありませんか。

○１番（今鶴治信議員）

私は、議案第25号、平成24年度曽於市後期高齢者医療特別会計予算について賛成をいたします。

我が国は、ほかに類を見ない少子高齢化が進み、曽於市におきましても高齢化率は現在34％となっており、ますます上昇傾向にある中で、後期高齢者医療制度は平成20年度に発足した制度であります。現役世代と高齢者が負担能力に応じて公平に負担し、社会全体で支え合う制度であり、発足当時より７割、５割、２割の軽減措置に加えて、現在は8.5割、９割の軽減も施行されているところであります。

平成24年度の予算は、年間平均の被保険者数を8,608人と見込み、当初予算総額は対前年2,884万4,000円増の５億424万2,000円となっております。今まで以上の予防医療の啓発と市民の健康意識の高揚に努めるとともに、高齢者の暮らしに配慮した治療が行われるよう、また在宅医療の充実や介護サービスの連携の強化等、高齢

者を支える医療の提供とともに、平成24年度の予算が適切に執行されることを強く要望し、議案第25号を賛成いたします。

以上であります。

○議長（谷口義則）

反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、議案第25号、平成24年度曽於市後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号、平成24年度曽於市介護保険特別会計予算について討論を行います。反対の討論はありませんか。

○２１番（徳峰一成議員）

議案の26号、介護保険24年度予算についても共産党議員団は反対をいたします。

先ほど申しおくれましたが、後期高齢も24年度から県平均で4.6％の保険料の値上げであります。介護保険についても24年度から平均で実に15.3％の値上げであります。

共産党議員団は先日の条例改正に反対をしてきた経過があり反対であります。もともと、この介護保険制度は、後期高齢保険制度と違って大きな立場から見ると、私自身よりよい制度であると考えております、基本的な骨組みとしては。

しかし、重要な問題点が、曽於市の高齢者の立場から見てございます。これまでも議会でも申し上げてまいりましたけれども、我が曽於市の場合は、介護保険を受けておられる認定者、サービスを受けている方々の多くが国民年金の受給者でありまして、特に80歳から90歳の何らかの施設サービスが必要な方々は７割から８割以上がわずかな40万、50万の年金生活者でございます。

しかし、現在今後どんどん建っておりますグループホーム一つ考えましても、

１カ月の入所料が７万から10万円であり、多くの方々がお金を貯金しておられるか、あるいは家族の支えがなければ入れません。そうした根本の構造的な問題が、特に我が曽於市の場合はございます。しかし、その改善のきざしが今の政府には見えません。

地方自治体としても、先日池田市長は、一応健康の問題は研究したいということでございましたが、研究は非常に大事でありますけれども、しかし根本は制度上の問題点があります。こうした点がありますので反対をいたします。

○議長（谷口義則）

賛成の討論はありませんか。

○１番（今鶴治信議員）

私は、議案第26号、平成24年度曽於市介護保険制度特別会計予算について賛成をいたします。

この介護保険制度は、加齢に伴い要支援、要介護状態にある被保険者が、その人の能力に応じて自立した日常生活が営まれるよう国民皆保険制度として、現在広く理解され定着しているところであります。

平成24年度の予算は年間平均の被保険者数を１万3,640人と見込み、当初予算総額は対前年9,749万3,000円増の47億3,128万1,000円となっております。介護保険制度も発足後13年目となり、さらに適正かつ充実なサービスに努められ、被保険者並びに各事業者との連携を密にし、介護保険施策が展開されることを強く望むとともに、24年度の介護保険事業の予算が適切に執行されることを強く望み、議案第26号を賛成いたします。

以上であります。

○議長（谷口義則）

反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、議案第26号、平成24年度曽於市介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号、平成24年度曽於市公共下水道事業特別会計予算について討論を行います。反対の討論はありませんか。

○２１番（徳峰一成議員）

共産党議員団は、議案27号の公共下水道の新年度予算には反対をいたします。この公共下水道事業は、建設の過程におきましても、また建設後の維持管理費におきましても、毎年赤字穴埋めのために１億円以上の一般財源を使う事業でございます。

共産党議員団は、我が農村地域におきましてのこうした事業については、公共下水道事業はなじまないと結論的にいって考えており、一貫として反対をいたしております。

我が曽於市の場合は、合併処理浄化槽の大量普及こそ大事じゃないかとしてあわせて一貫して主張しており、そうした立場から予算には反対をいたします。

○議長（谷口義則）

賛成の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案27号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、議案第27号、平成24年度曽於市公共下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号、平成24年度曽於市生活排水処理事業特別会計予算について討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案28号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第28号、平成24年度曽於市生活排水処理事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号、平成24年度曽於市水道事業会計予算について討論を行います。反対の討論はありませんか。

○２１番（徳峰一成議員）

共産党議員団は議案の29号の曽於市水道事業予算には反対をいたします。討論の第１点は、先ほど申し上げましたが、末吉の上水道におきまして、二之方、八反地区を水源地とすることについては、今後水質に問題が生じかねないとして、この間共産党議員団は一貫して、そのやり方を批判をし、反対をいたしてまいりました。

実際昨年の２月に第２水源地は掘削したが使用できなくなりました。このため24年度予算は、その後始末とも言える予算が計上されております。このことについてまた池田市長は、みずからの給料を下げるなどの減給処分については、つまり自己責任をこれまでとっておりません。このために共産党議員団は納得できなく、予算にも反対をいたします。

○議長（谷口義則）

賛成の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案29号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、議案第29号、平成24年度曽於市水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

―――――――・――・―――――――

日程第８　議員派遣の件

○議長（谷口義則）

日程第８、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員の派遣については、会議規則第159条の規定により、次期定例会までお手元に配付のとおり、議員を派遣することとし、変更が生じた場合は、議長において決定することといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は、議長において措置することに決しました。

ここで追加日程配付のため、10分間休憩いたします。10分間。

―――――――・――・―――――――

休憩　午後　１時５７分

再開　午後　２時０６分

―――――――・――・―――――――

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま会議規則第14条第１項の規定により、発議１件及び会議規則第104条の規定により各常任委員長から閉会中の継続審査２件並びに継続調査３件、パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員長から閉会中の継続審査１件、議会運営委員長から閉会中の継続調査１件の申出が別紙のとおり提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、発議１件、閉会中の継続審査３件並びに継続調査４件の申出を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

―――――――・――・―――――――

追加日程第１　発議第１号　議案第23号　平成24年度曽於市一般会計予算に対する附帯決議案

○議長（谷口義則）

追加日程第１、発議第１号、議案第23号、平成24年度曽於市一般会計予算に対す

る附帯決議案を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○４番（土屋健一議員）

発議第１号、議案第23号、平成24年度曽於市一般会計予算に対する附帯決議案。

上記の議案を、曽於市議会会議規則第14条第１項の規定により提出いたします。平成24年３月29日、曽於市議会議長谷口義則殿。提出者、土屋健一、賛成者、敬称を略させてください。海野隆平、吉村幸治、今鶴治信、九日克典、八木秋博、大川内冨男、西川熊則、大川原主税、久長登良男、大津亮二、坂口幸夫、以上の議員の皆様であります。

提案の理由でありますけれども、パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業については、議会としても関連する陳情が提出されるなど、市民の関心が高く、重要な案件であると位置づけられることから、パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会を設置し、慎重に審査並びに調査を継続中であります。

よって、現在、特別委員会も審査継続中であり委員会としての結論を得ていないことから結論を得るまでの間、関連予算の執行を凍結する決議をするものであります。

附帯決議の文面を朗読いたします。

議案第23号、平成24年度曽於市一般会計予算に対する附帯決議。

市当局は平成23年度において、パークゴルフ場・フラワーパーク等整備事業として設計技術提案、プロポーザルによる公募を行い、プロポーザル審査会を経て候補地区を２地区から末吉町胡摩地区に特定され、平成24年度曽於市一般会計予算の中にパークゴルフ場・フラワーパーク等整備事業費として２億5,812万5,000円の予算措置がされております。

議会としても関連する陳情が提出されるなど、市民の関心が高く、重要な案件であると位置づけられることから、パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会を設置し、慎重に審査並びに調査を継続中であります。特別委員会の審査においては、多くの意見の中に環境の問題、市民への説明不足といった、重要と思われる課題が幾つか出されたところであります。

これらの問題について、特に徹底した環境調査が必要と思われ、また現在パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会においても調査継続中であり、委員会としての結論を得ていないことから、下記の事項を決議するものであります。

記、１、議案第23号平成24年度曽於市一般会計予算について、第２款総務費第１項総務管理費第５目企画費におけるパークゴルフ場・フラワーパーク等整備事業、事業費２億5,812万5,000円については、パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業

調査特別委員会が結論を得るまでの間、予算の執行を凍結すること、以上決議する。平成24年３月29日、鹿児島県曽於市議会。

となっております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○７番（山田義盛議員）

発議者に１点だけお伺いしておきたいと思います。

先ほど平成24年度曽於市一般会計は議決をされました。この附帯決議案では、特別委員会が結論を得るまでの間、予算の執行を凍結することとありますが、予算執行が凍結をされるのか、お伺いをしておきたいと思います。

○４番（土屋健一議員）

凍結されるかという確約でありますけれども、私にはそれは持ち合わせておりません。ただ、行政当局と議会の信頼関係において、これは予算執行はなされないものと信じます。

○７番（山田義盛議員）

それでは、申し上げますけど、パークゴルフ場・フラワーパーク等整備事業の修正案が議案第23号で提出された際に、なぜあなたは賛成されなかったのか。こんな筋の通らない、理不尽な話はどこにもないと、私はそう思います。そのことを強く指摘しておきます。答弁は要りません。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

○２１番（徳峰一成議員）

先ほどのフラワーパークの予算に賛成して、そしていわば条件つきの発議であります。お互い考えたいんですが、また考えていただきたいんですけども、議会が受け身の立場でフラワーパークをとらえているわけですよね。いわば、この問題はそもそも、繰り返しますけれども、議会が陳情を審議の過程におきまして、市長から予算が提案されたんですよ。ですから、あくまでも受け身なんですね。

例えばの話として、議会が陳情を継続中であるから、この結論が出るまで予算提案はしなさんなといった決議だったらわかるんですよ。予算を認めた上でいわば条件つきの決議なんですね。提案なんです。この点をどう受けとめておられますか。これが第１点。

第２点目は、関連いたしまして山田議員はもう答弁よろしいということでありましたけども、先ほどのフラワーパーク関係の予算には、土屋さんはなぜ賛成されたんですか。これをお聞かせ願いたいと考えております。これが第２点目。

１番目、２番目と関連いたしますが、第３点目の質問として、先ほどの質問にも重なりますけれども、陳情を審査中の過程におきまして、市長から予算を提案されたということは、私はもう何回も繰り返したんですが、議会無視・軽視だと受けとめております。これはもう客観的にも子供でも判断できる、そうした判断材料じゃないでしょうか。

提出者の土屋議員は、市長提案をそのように議会軽視・無視とは受けとめておられませんか。

以上、３点です。

（何ごとか言う者あり）

○２１番（徳峰一成議員）

最初の質問は、今回の土屋議員発言の提案というのが、いわば予算を認めた上で条件をつけるというのは、議会の立場から見て受け身的な提案じゃないですかということです。予算に、修正に反対した上で、そしてそれが否決されて、修正には賛成したけども、議員提案だったら論理的といいますか、筋が通ると思うんですね。そうしたことですが。

○４番（土屋健一議員）

要を得ないかもわかりませんが、答弁をさしていただきます。予算を認めた上で、なぜかということでありますけれども、提案者は市長でございますし、市長のこれ権限だと思っております。まして過疎計画に、昨年の６月でございましたか、これは掲げられておりました。そしてプロポーザルの措置もとられておりまして、審査会の経過も非常に参考になりました。

そこあたりを見ますと、提案に至るまでのプロセスというものは、一定の私は配慮はなされているのではないかと、そのように受けとめました。しかしながら、まだまだ市民の間でも議論が尽くされていない、あるいは説明不足もある、そして特別委員会でも現地を調査をいたしましたけれども、いろんな御意見が委員の中にございました。そういったことも含めまして、一般会計は認めても、しばらく執行は遠慮してもらおうじゃないかと、そういう配慮をもっての措置でございます。

２番目のなぜ賛成をしたのかということも、それに尽きるところであります。

それから、審査中こういったことが提案されて議会軽視ではないかという御質問でありますが、決してそうではないだろうと思っております。このフラワーパークが提案されたのは昨年の６月だったと私は過疎計画で認識をしておりますので、一定の時間はたっておるのではないかと思っています。

そういったもろもろの総合的に考えまして、今回こういった発議をさせていただいたと、不足があるかもわかりませんが、答弁さしていただきます。

○２１番（徳峰一成議員）

先ほど３点質問いたしましたけれども、１点と２点は省きます。３点目について、これお互い考えて、この間の経過を含めていただきたいと思うんですね。

一般的に言いまして、議会がこの陳情書について審議中でありますので、繰り返しますけど、それに類するやはり予算を市当局は提案するというのは、フラワーパークに限らず議会からみた場合、議会と当局の関係において、ゆるされないものであると私は受けとめております。これはすべての事業についてでございます。その受けとめ方が私非常に弱いのじゃないかと思います。

ちょっと余談になりますけども、考えていただきたいんですが、昨年来そうした心配恐れはあったんです。ですから、特別委員会が設置されたときに、私は特別委員長を含めて全員協議会の場で再三こういったことにならないよう、つまり議会の結論が出るまでは、市長は予算提案を行わないよう特別委員会の名において市長に申し入れるべきじゃないかということを繰り返し、全員協議会と特別委員会でも申し上げたんです。御記憶にあろうかと思います。それが実際されないまま予算が提案された、予算についても、これは議会軽視じゃないかという立場でとらえないで予算も認める、そうして予算を認めた上で、今現在発議という形で条件をつけられて。すべてが受け身、受け身じゃないでしょうか。議会人としてこれでいいのかという根本の問題なんですよね。

これは見解の相違では私は情けないと思うんですが、１点だけ御意見を伺いたいと思います。これは繰り返しますが、フラワーパークに賛成する、反対する以前の問題だと私は思っているからでございます、議会人として。

２つ目の質問でありますが、議論の性格上、一応この点は脇におきまして２点目の質問として、土屋議員は総務委員会に所属でありまして、総務委員会の中でこれらの条件については幾らでも提言が、発言ができたわけですね。私がもし総務委員だったら、これまでも長年の過程で、必ず市長あるいは副市長を当委員会に来ていただいて、今土屋議員から提案があった条件について申し上げて、しっかりと口頭で約束させると、少なくとも。これは必ず行ったはずであります。

先ほど山田議員の質問の中で、本当に凍結云々といったら、信頼関係云々という形にならざるを得ないんですよ。質問でありますが、なぜ総務委員会の中で土屋議員あるいは賛成された議員は、この提出の賛同者の、市長に来ていただいて、この条件をつけなかったんですか。しっかりと市長から、その答弁を確約されなかったんですか。この点で私は、甘いといいますか、あるいは受け身的なやはり立場なんですよ。私から見て、率直にいって。この２点についてお答え願いたいと考えております。

○４番（土屋健一議員）

まず、１番目の議会が少し受け身で弱いのではないかという御質問でありますけれども、決してそうだとは思っておりません。今回発議をする、このこと自体が、わたしは大変議会としては強いものだろうと、そのように受けとめております。議会の発議は、議決をされれば、曽於市の意思決定機関でございますので、これはかなり重いものがあるので、決して弱いことにはならないだろうと、そのように思っております。

そしてもう一つ、特別委員会の審査の中で提案がなされること自体が議会軽視ではないかということでございますけれども、そういった受けとめ方もできると思うのでございますけれども、市長の考えの中に恐らく過疎計画にあらわして、その後粛々とこの問題について進められた経緯は確かにあっただろうと思っています。計画を議会に丸投げして、さあいかがなもんでしょうかという当局は今まで私は見たことがない。当局の提案をつくり上げて、そして議会に諮るのが提案者と審議する側との違いであろうと思っています。例えば、この計画を皆さん、議員の皆さんいかがでしょうか、皆さんで決めてくださいという、こういったらもう当局はないほうがましですよ。ですから、私は当局の提案というものは尊重したい、そういうふうに思っています。

次に、なぜ市長、副市長を総務委員会に来てもらわなかったかという質問でありますけれども、その必要はないと私自身は思っておりましたので、市長を呼んでくれということは一切申し上げませんでした。

そして、委員会のことにつきましては、私一総務委員の一委員が答えるべきではございませんので、もっと以前に総務委員長にお尋ねいただければよかったなと、そのように思っているところであります。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

○６番（原田賢一郎議員）

提出者の土屋議員に一つだけお聞かせいただきたいと思います。ちょっと私もはっきりとは認識ができておりませんので質問をいたしますが、先ほどの原案に対してフラワーパーク関連予算の中でも賛成をされたわけですが、私が不思議に感じておるのは、原案に対して賛成をいたしました。そして、附帯決議を出されているのは、そこに条件をつけて、私たちが納得のいく結論が得るまでは凍結を、予算をいたしますよという内容でございますが、私はこの凍結というのは、執行の効力は、有効な効力はないと思っております。それはやはり議会のあり方として、それは常識だというふうに考えております。

そのようなことから、一般会計を賛成に回っておりながら、条件でそこを凍結させるということは、これは市長は、本当は聞かなくてもいいわけですよね。そういった性格のものでございます。それはちゃんと議会のあり方で、周知のとおりであります。ですから、私は修正案に賛成をいたしました。

今議会のありよう見てみますと、一方では当初に賛成をしておきながら、それは一つは執行部に対しての顔づくりだと思います。そうして、また一方では今附帯をしようとしている。それは市民に対しての顔づくりです。私はそう思っています。ですから、そこらあたりを二枚舌でやっているというふうに私は今見ております。そこらあたりを提出者の皆さん方は、きょう議会が終わりますけれども、また花見などはどんどん各地で行われます。そのときにフラワーパークはどうしたのかというときに、私は非常に説明はつけにくいんだと思います。そこらあたりはどういうふうな説明をされるおつもりか、その１点だけをお聞かせ願います。

○４番（土屋健一議員）

原案に賛成をして、そして附帯決議をつけること自体が、どうも理不尽だという御意見でございますけれども、申し上げます。附帯とは、帯をつけると書きます。この問題については、議会の帯をしっかり結ぶということでありまして、帯をつけないと一人歩きできないよということであります。

ですから、原案には賛成いたしましたけれども、議会の意見をちゃんと帯締めをすると、でないとだめだよということであります。凍結は法令上はあり得ないと思いますが、私は池田市長はきちんと、この議会の意向は踏んだ上で執行をされるだろうと、そのように確信をしております。

それから、顔つくりではないか、あるいは当局へ市民への顔つくりではないかということでございますが、実は胡摩地区を決定的にだめであるという否定をする材料というのは、実は我々の前にまだ示されていないんですよ。胡摩地区だめだという、これはイメージとか雰囲気とかげなげな話であるとか、例えば反対運動の渦の中心にいる人、周りにいる人、いろんなものを配慮しても、実際に冷静に対処すべき議会に対して、胡摩地区がだめだという決定的なものはなされてないんです。したがって、私どもはその決定的なものが欲しいと、胡摩地区を否定すれば修正案ですよ。しかし、胡摩地区を否定しないわけです。

だから、否定する、肯定する、両面にしろ、もっと材料が欲しい、科学的根拠も欲しい、調査期間も執行部にも欲しい、議会側にも調査期間が欲しい。そういった冷静な配慮を持って今回の決議の御提案でございます。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

○１６番（五位塚剛議員）

提案者の土屋議員に質問したいと思います。

土屋議員は一般質問のこの壇上において、私が市長であったならば、この胡摩地域にパークゴルフ場・フラワーパークはつくらないんだということを明言されました。同時に委員会の中でも全く同じことを言われました。土屋議員、あなたの言っていることと行動は矛盾をするのではないでしょうか。お答えください。それが第１点。

第２点目、24年度のこの２億5,812万5,000円というのは、胡摩の約30haを限定をした予算であると思いますが、土屋議員、それをお認めになるのか、ならないのか。この２点だけをお答えください。

○４番（土屋健一議員）

まず、最初の胡摩地区をあなたは否定していたではないかという御質問でありますけれども、私は今の今でも胡摩地区で大丈夫なのかなという気持ちは持ちあわせております。一議員として、反対する気持ちを持っておりましても、周りにたくさんの支援者あるいは市民がおられました。賛否両論、実は耳に入ってくるわけであります。そうしますと、自分の意思とは若干の違いを持ちながらも、冷静に物事を眺めるというのは議員にとっては必要なことであろうと思っています。

胡摩地区を完全に否定するものが出てくれば、私は否定していきたいと考えておりますが、これがもしなかったとすれば、他の議員さんの皆さんともよくお話を聞きながら、あるいは今後市当局の推進事項等もたくさんいただきながら、あるいはもっと広く市民の意見をこの計画に反映させられるような、そういった提言というものをしてまいりたいと、そのように思っています。

ですから、一議員としてどうかなと思いつつも、やはり市民の感情というものは賛否両論受け入れながら行動していくということが、私の政治スタイルであります。

それから、30町歩、胡摩地区限定の予算であるが認めるかということでありますが、まず胡摩地区が決定的にだめであるという材料がないわけですから、とりあえずは認めておこう。年度途中に胡摩地区でよしということになれば、この当初予算で市長が特別委員会の判断を持って執行されていけばよろしいわけであります。

そういったことも含めて、しばらくの期間お互いに調査期間を要すると。とりあえずは胡摩地区の予算を認めておこうではないかというのが私の考えであります。

○１６番（五位塚剛議員）

土屋議員に再度質問したいと思います。

胡摩地域が悪いという根拠が見出せないというのを言われました。少なくとも胡摩を限定した予算をこの間提案されて、１カ月以上ありました。本当にあなた自身

が、この胡摩地域が正しいと思えば、毎日でも行って確認すれば、あなた自身が科学的に結論が出せたんじゃないでしょうか。

それと、あなたはそれを前提として、自分が市長だったら絶対にここは、私は提案をしないと言われました。そのことも含めて、相矛盾したことを今言われているんじゃないですか。これをお答えください。

それと、この予算は高之峯地域ではなくて胡摩を限定した予算ではないですかという質問に対して、あいまいな答弁されました。はっきりと認めて、これは胡摩だということを認めていただきたいと思うんですけど、簡単なことです。答弁していただきたいと思います。

第３点目、市民の中にいろんな声があると言われました。あります。推進者の１人の陳情と疑問がありすぎるという5,200名の市民のこの陳情は、どちらが重いと思っていらっしゃいますか。お答えください、３点。

○４番（土屋健一議員）

胡摩地域に１カ月以上あったので、毎日通って決めればいいのではないかということでありますが、矛盾しているというのは私にとっては当たりません。他にプランに対する適切な候補地があらわれてくれれば、当然この計画は消えていくわけでありますけれども、現時点で提案者たる市長が胡摩地区の予算を出されたわけでありますから、それをまず認めると、そしてしばらくお互いに考えましょうねと、これは大人の恐らくやりとりだと思います。

そらから、２番目、胡摩地区限定であることを認めろということでありますが、まさしくそうだろうと思います。特別委員会でも胡摩地区が選ばれましたということがあって、説明がありまして、その予算が出てくるわけでありますから、胡摩地区限定の予算であろうと認めなさいということですが。

一定期間、お互いに議会も勉強し、市当局も勉強して、胡摩地区でやっぱりいこうという結論に達すれば、当初予算が生きてくるんじゃないでしょうか。そう思っています。

それから、市民の声、陳情反対、いわゆるアンケートの陳情のことだろうと思うんですが、これは反対の渦の中心になっている人から見ると、すべて市内が反対の渦に巻き込まれているというお考えをお持ちでしょうが、私どもはそうではないのです。できるんであれば、こういうプランもしてほしい。こういうところにつくってほしい。たくさんの意見が出ておりまして、陳情者１人の意見を参考にしているわけではないのであります。

ましてや、私は一般市民の方々にこの説明をするときに、池田市政、ようやく積極的なプランが出てきたなということを話はしてあります。

それと、完成までの経済効果、完成後の毎年の経済的効果あるいは若者の雇用であるとか、あるいは維持管理に対するシルバー人材センターの活用であるとか、たくさんのメリットも存在するんだよということを市民の皆さんに話をしてあげますと、そりゃいいことだということもたくさん聞こえております。つまり、渦の中にどっちの渦の中にいるかということだろうと思います。その判断をさしていただきたい、そう思っています。

今回の発議は、もっとお互いに勉強しましょう、時間もかけましょう、調査もしましょうという発議であると、純粋な発議であると、そういうふうに受けとめていただきたいと存じます。

○１６番（五位塚剛議員）

この発議は議会が勉強をしましょうという発議であると言われましたが、何を、何を土屋議員、ふざけたこと言ってんですか。とてもじゃないけど、これは勉強する発議じゃないですよ。これはあなたちのこの発議、12名の発議はですよ、建設を認めておいた発議ですがね。これ住民が納得するはずはないですわね。お聞きします。土屋議員を初め12名の、これはすでに発議として名前が出ておりますが、この皆さんたちはですよ、仮に工事が始まり、いろんな問題があって完成をして、いざスタートしてうまくいかなかったときは、池田市長は責任をとりませんと言われました。土屋議員、あなたを含めて12名の方々はどのように責任をとる考えであるのか、検討されているのかお答えください。

それと、市民に対する説明をどのようにされるのか。再度お聞かせください。

以上です。

○４番（土屋健一議員）

例えば、何をふざけたことを言ってるかと、ふざけるはずがありませんよ、本会議ですから。これはかなり失礼な発言だと、そのように思っています。

それと、勉強とは、いろんなことを議会でも調査、研究しなければいかんだろうと思います。ましてや執行部が科学的調査もされていくわけですから、それに対する質疑等もしていかなければならないだろうと、そういうふうに思っています。

住民は理解するかということでありますが、これを住民投票で決定するものではない。市議会の議員がゆだねられているわけですから、その良識に基づいて決定をすればいいだろうと思っています。

それから、議員が責任をとるかということでありますが、議場での発言に議員が責任をとることはありません。

それから、市民への説明でありますけれども、これは執行部が丁寧にしていけばよろしいと、そのように思っています。ましてや、今度旧３町で議員、議会の説明

会等もありますので、もし質問があれば、そういったことが論じられるのではないかと、そのように思っています。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑ありませんか。

○１９番（迫　杉雄議員）

今発議に対して各議員が、それぞれ議論を戦わせておりますが、まず提案者に対して１点お聞きしますが、１に我々議会は、この整備事業に対して残るのが市民からの陳情第４号による特別委員会の審査が残っておると、これにつきると思っておりますし、先ほどから出ておりますように、24年度の一般会計当初予算については、原案のとおり賛成多数で可決されました。その中での附帯決議となりますと、やはりどうしても陳情４号との連携をもって、私たち特別委員会全員が結論を出すべきものと認識しております。

提案者は、いろいろ質問に対して、個人的なものを答弁されておりますので、１点確認としてお尋ねしますが、提案者は陳情４号の趣旨をどのように理解されているのかと。

２、３申しますと、陳情４号については、場所の選定も出てないし、提出日は23年の８月の31日と、早い時期からずっと来て、今日までもう半年以上に議論が進んでおります。その中で、今１点だけ、陳情の内容を把握されての今後の議論や審議の取り組みを聞かせてもらいたいと思いますし、後１点、途中から執行部のほうが場所選定についてプロポーザルで決定するということで、一応我々も推移を見てきましたが、最終的２点からプロポーザルの決定が胡摩地区ということになり、今この陳情第４号に関しても、また24年度の予算に対しても議論が進むわけですが、プロポーザルの選定決定というのはどこまで効力があるのか、私いまいち不勉強で理解しがたいところです。これが法的根拠と思ってるのか、また執行部はこれに法的根拠的なものを持っておるのか、どのように提案者が理解されておるか伺うところです。

私認識では、特別委員会の決議を持って、この整備事業には望むべきというふうに理解しておりますが、提案者とどこか思惑が違うものか、２点ほどお聞きしたいと思います。

○４番（土屋健一議員）

まず、１点目でありますけれども、陳情第４号の審査につきるということでありますが、今手元に実は陳情第４号を持っておりません。これはぜひつくってくれという陳情でございました。

これは特別委員会の中で、審査をすればいいわけでございますので、私の考えは

この場では控えさせていただきたいと、そのように思っています。

次に、場所の選定でございますけれども、プロポーザルの影響、それから法的根拠、これは提案者に求められましたので答えますけれども、私は一定のプロセスだと思います。胡摩地区に決まった一定のプロセスでありますので、市長の立場に立つとすれば最大限にやはり尊重しなければならんだろうと、そのように思っています。

しかし、いろいろ議会でも問題になる。あるいは調査すべき事項を例えば環境調査でありますとか、そういったものを深く求めていくことによって、またプロポーザルの影響を少しだけやっぱり修正していかなければならない、極端に言いますと、場所の選定ももう一度考えなおさなければならない、これは市長の政治判断であろうと思っています。

市長も我々市議会議員も絶対負の遺産にはしたくないわけでありまして、完成後は足げく市民の皆さん、あるいは交流人口がふえる市外の方々とも親しんで利用していただかなければならないわけですから、そういったことも配慮しながら、政治的判断というものは出てくるのではないかと、そのように考えております。

○１９番（迫　杉雄議員）

今答弁された内容で、ある程度私も認識しておりますが、後１点、この発議に対しての議論の中で、提出者以下賛成者12名がもう賛成の立場から、整備事業に対しての賛成の立場からというような意見が出ましたが、これについてはどのような見解を持っておられますか。発議の記のところを読みますと、今回の24年度の企画費の事業費が２億5,812万5,000円という金額の凍結ということで、修正じゃありませんが凍結ということで考えてみれば、これ以外のものに事業賛成という言葉はないわけですので、それについての質疑者からの受けとめ方はどういうふうに考えているか、１点だけお答え願いたいと思います。

○４番（土屋健一議員）

整備することに賛成の理由を問いたいということでありますが、まず経済的な効果、これはたくさんねらいがあると思っています。つくるまでの、完成までの経済効果、約13億ほどでございます。その後の毎年の収支、これはすべて見方によっては経済効果だろうとそのように思っております。先ほどの雇用、若者の雇用、それからシルバー人材センターへのお願いをして雇用を図るということ、そういったことがあります。

それと、何分にも交流人口を飛躍的に向上させるということが私は最大の魅力だろうと思っています。交流人口イコールこれは経済でありますから、このことによって相当経済効果は数字にあらわれない経済効果というものは出てくるだろうと思

っています。

次に、曽於市のイメージアップ、それには特産品、開発、農産物、強いてはもろもろの行政施策全般に、この曽於市のイメージアップが図られることによって行政施策も生きてくるのではないかと、そのように思っているところであります。他にも賛成の事業に対する賛成の理由は、いっぱい持ちあわせておりますが、今お話できるところはそういったところであります。

○１９番（迫　杉雄議員）

私の質問が、ちょっと通じなかったのかと思いますが、１点だけということで、今回の提出者並びに賛成者が合計12名の中で、これは整備建設に賛成するものの意図を把握しての列記されておるのかということを質問したわけですが、今土屋議員の思惑で個人的見解がないのであれば答弁は要りませんが、記の中に23号の24年度一般会計予算についての企画費の事業費を凍結するねらいだけということで賛成者が出たのかを確認するものです。答弁できるのであれば、答弁を求めます。

○４番（土屋健一議員）

要領を得ない答弁で申しわけなく思っておりますが、企画、提案には私自身は賛成をしておりますので、修正案に賛成せずにこういった発議で対応させていただいた。原案には賛成をして、こういった発議で、もうしばらくお互いに勉強しようではないかということで発議をさせていただいたと思っています。

賛成された他の議員の皆さんも、結論を今出すことは拙速だと、もうしばらく環境面を特に調査をして、特別委員会も結論を出すまで時間をかけようじゃないかという配慮のもとに御賛同いただいたというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています発議第１号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、発議第１号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

○２１番（徳峰一成議員）

五位塚議員も後ほど反対すると思いますので、個人的な気持ちを率直に吐露する形で、１、２点反対をいたします。

繰り返しますけれども、予算を認めて、そしてその後で条件をつけるというのに、そして予算に賛成した議員が、その提出者になるということ自体が私は全く納得できません。これは心情的にもですね。ある意味卑怯なやり方に私は映っております。

先ほどの土屋議員の同僚議員の質問に対しての答弁で、胡摩地区がいいかどうかまでわからないってことでありました。確かに一つの考え方であります。わからなくても議会が陳情を審議中でありますから、なぜこれを引っ込めろ、つまり引っ込めることは市当局はできませんので、ですから市当局は引っ込めていただくために、削除しないのかできないのか、ここに私は尽きるんですよ。これを削除したからといって、胡摩地区に反対であるということにもすべて論理的につながらないでしょ。あるいはフラワーパークに今後すべて反対しなくてもいいんですよ。そこをはき違えていると思うんですよね。

ですから、繰り返しますが議会の権威において私は、一致して現段階では審議中であるから、やはり予算は引っ込めなさい、削除するというのが大きな議会人としての道じゃないか、態度じゃないかと私は思っております。

先ほどの土屋議員の答弁の中で、予算は認めて、そしていろいろ検討する条件をつけるのは、「大人」という表現ありました。大人のやり方じゃないかと言われましたけども、個人的には全く私は、これは違った生き方やり方であります。予算を認めて云々というのは、やはり議会人としていかがなものかと、これはほかの議案についても言えます。疑問があったら、やっぱり反対すべきじゃないでしょうか。予算そのものでありますからと私は思っております。

ですから、私は心情的には先ほどの同僚の原田議員が言われた、やはり市民に顔、そして市当局に顔という気持ちでございます。やはり真っすぐした生き方が必要じゃないかと私は思っております。

余り論理的な反対討論になりませんけれども、やはりだめなものはだめ、いいものはいい、そうした議会人としたすっきりとした立場でとるのが私はいいかと思っております。これが私の個人的な生き方であります。

以上です。反対であります。

○議長（谷口義則）

賛成の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○１４番（海野隆平議員）

対極的な賛成討論というふうになろうと思いますけど、曽於市の観光の拠点、また地域の魅力拡大を図るためには、豊かな農畜産物と自然の調和をもととして、農村と都市と農村交流を促進する施設やイベント等の組み合わせが重要であるというふうに考えるところであります。

パークゴルフ、フラワーパーク整備事業は、健康、自然、産業、さっきこういうふうな話も出ました。観光振興等と密接なつながり、連携が図られる機能を持つことにより、曽於市の振興のかなめ、また曽於市の起爆剤になるものと確信いたすところであります。

あわせて附帯決議につきましては、誠実に実行されることを強く希望いたしまして、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（谷口義則）

反対の討論はありませんか。

○１６番（五位塚剛議員）

このパークゴルフ場・フラワーパーク整備事業については、ここにも書かれておりますように、市民の多くの人たちが感心を持ってるということでございます。本当に市民の皆さんたちは、この議会の行方を見守っております。そのことがきょう最終本会議で、胡摩を限定とした予算が通りました。これは先ほど迫議員が、この附帯決議を出した、この人たちは建設賛成じゃないんじゃないかというような表現的なことありましたけど、予算を先ほど認めたんですね。予算を認めたということは建設を賛成したんですよ。これは子供でもわかることなんですね。

だから、実際は今後市民の中にこの問題が明らかになるでしょうけど、この附帯決議は予算を一時凍結です。凍結というのは、時間が例えば氷が溶けてまた戻りますよということなんですよ。要するに否決じゃないんです、予算修正じゃないんですよ。予算は一時的な使えませんよという縛っただけであって、これは氷が溶けたように必ず予算は執行できるんですよ。そういう意味で、この附帯決議は法的には全く拘束力もなく市民に説明できるものではありませんので反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより発議第１号を採決いたします。この裁決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、発議第１号、議案第23号、平成24年度曽於市一般会計予算に対する附帯決議は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま附帯決議案が議決されましたが、その提出手続及び字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、その提出手続及び字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

――――――――・――・――――――――

追加日程第２　常任委員会の閉会中の継続審査申出について（文教厚生常任委員会）

追加日程第３　常任委員会の閉会中の継続審査申出について（建設経済常任委員会）

○議長（谷口義則）

次に、追加日程第２及び追加日程第３、常任委員会の閉会中の継続審査申出についてまでの以上２件を一括議題といたします。

文教厚生常任委員長及び建設経済常任委員長から、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。それぞれ所管の常任委員長からの申出のとおり、継続審査とすることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、文教厚生常任委員長及び建設経済常任委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

――――――――・――・――――――――

追加日程第４　特別委員会の閉会中の継続審査申出について（パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会）

○議長（谷口義則）

次に、追加日程第４、特別委員会の閉会中の継続審査申出についてを議題といた

します。

パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員長から、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。特別委員長からの申出のとおり、継続審査とすることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

―――――・――・―――――

追加日程第５　常任委員会の閉会中の継続調査申出について（総務常任委員会）

追加日程第６　常任委員会の閉会中の継続調査申出について（文教厚生常任委員会）

追加日程第７　常任委員会の閉会中の継続調査申出について（建設経済常任委員会）

○議長（谷口義則）

次に、日程第５から日程第７、常任委員会の閉会中の継続調査申出についてまでの以上３件を一括議題といたします。

各常任委員長から会議規則第104条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。３件につきましては、各常任委員長からの申出のとおり、継続調査とすることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

―――――・――・―――――

追加日程第８　議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（谷口義則）

次に、追加日程第８、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員会長から会議規則第104条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申出のとおり、継続調査とすることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で本日の日程のすべてを終了しました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（池田　孝）

本定例会は２月24日に始まり、数多い条例制定、また改正、また23年度の補正予算、そしてまた24年度の当初予算など数多い御審議をお願いを申し上げましたけれども、長期間にわたりまして議会においては慎重に審議をいただきまして、すべてのものを可決などいただきました。審議中賜りました意見、また附帯決議などにつきましては真摯に受けとめて今後執行してまいりたいと考えております。

これからも議会の皆さん方の温かい執行部への御指導、御協力をお願いいたしまして、私からのお礼の言葉とさせていただきたいと思います。本当にありがとうございました。

○議長（谷口義則）

以上で本定例会に付議された事件は、すべて議了いたしました。

これにて、平成24年第１回曽於市議会定例会を閉会いたします。

――――――・――・――――――

閉会　午後　３時０５分

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

曽於市議会議長

曽於市議会議員

曽於市議会議員